

# 出願の手続

令和7年度



# 目 次

|  |           |
|--|-----------|
| 出願から権利消滅まで   | 1         |
| I 特許出願   | 1         |
| II 実用新案登録出願  | 2         |
| III 意匠登録出願   | 3         |
| IV 商標登録出願  | 4         |
| 電子出願の概要  | 5         |
| <b>第一章 出願の事前手続</b>   | <b>7</b>  |
| 第一節 申請人登録に関する手続  | 9         |
| 第二節 オンラインシステムを使用して行う手続   | 17        |
| 第三節 書面による手続の特例の定め  | 22        |
| 第四節 包括委任状  | 24        |
| 第五節 予納による手数料及び特許料等の納付  | 32        |
| 第六節 現金納付制度（電子現金納付を含む）  | 39        |
| 第七節 口座振替納付制度   | 47        |
| 第八節 指定立替納付制度（クレジットカードによる納付）                                      | 52        |
| 第九節 識別番号付与請求書、氏名（名称）変更届等の却下                                      | 57        |
| <b>第二章 特許出願の手続</b>   | <b>59</b> |
| 第一節 願書の作成方法  | 61        |
| I 特許出願の願書の作成に際しての留意事項  | 61        |
| II 特許出願の願書（通常出願）の作成方法  | 67        |
| III 特殊出願の手続及び願書の作成方法   | 75        |
| IV 分割・変更に係る特許出願、新規性喪失の例外の適用を受けようとする<br>特許出願等の願書の【特記事項】の欄への記載事項一覧 | 88        |
| 第二節 特許請求の範囲の作成方法   | 89        |
| 第三節 明細書の作成方法   | 91        |
| 第四節 図面の作成方法  | 95        |
| 第五節 要約書の作成方法   | 97        |
| 第六節 特許願・特許請求の範囲・明細書・図面・要約書の具体的な作成例                               | 99        |
| 第七節 出願日の認定   | 108       |
| I 特許出願に係る出願日の認定  | 108       |
| II 手続補完書の作成例   | 109       |
| 第八節 明細書又は図面の一部の欠落の補完   | 111       |
| I 補完の手続  | 111       |
| II 提出書類の作成例  | 113       |
| 第九節 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願                                  | 117       |

|  |     |
|--|-----|
| 第十節 外国語書面出願の手続                               | 123 |
| I 外国語書面出願の手続                                 | 124 |
| II 外国語書面出願の手続の概要                             | 127 |
| 第十一節 出願と同時にする手続の方式                           | 140 |
| I 発明の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合                | 140 |
| 第十二節 優先権主張に関する手続                             | 142 |
| I パリ条約による優先権を主張する場合                          | 142 |
| II パリ条約の例による優先権を主張する場合                       | 145 |
| III 特許出願等に基づく優先権を主張する場合                      | 148 |
| 第十三節 出願審査の請求                                 | 153 |
| I 出願の審査及び出願審査の請求                             | 153 |
| II 出願審査の請求をすることができる期間                        | 153 |
| III 出願審査の請求の手数料                              | 154 |
| IV 特定登録調査機関制度利用による出願審査請求手数料の特例               | 154 |
| V 出願審査請求書の作成方法                               | 155 |
| VI 他人による出願審査請求の場合の注意事項                       | 158 |
| VII 出願審査請求手数料の返還請求                           | 158 |
| 第十四節 早期審査の手続                                 | 162 |
| I 早期審査の手続について                                | 162 |
| II 特許審査ハイウェイに基づく早期審査の手続について                  | 194 |
| III スーパー早期審査の手続について                          | 221 |
| 第十五節 願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書等の補正               | 235 |
| I 補正をすることができる時又は期間及び範囲                       | 235 |
| II 手続補正書の様式                                  | 237 |
| III 願書等の補正に係る手続補正書の作成例                       | 244 |
| IV 特許請求の範囲の補正に係る手続補正書の作成例                    | 249 |
| V 明細書の補正に係る手続補正書の作成例                         | 252 |
| VI 図面の補正に係る手続補正書の作成例                         | 264 |
| VII 要約書の補正に係る手続補正書の作成例                       | 269 |
| VIII 手数料の補正に係る手続補正書の作成例                      | 270 |
| IX 優先権主張書の補正に係る手続補正書の様式及び作成例                 | 273 |
| 第十六節 各種届                                     | 280 |
| I 出願人名義変更届                                   | 280 |
| II 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届<br>及び代理人受任（辞任）届 | 287 |
| III 代表者選定届                                   | 292 |
| IV 出願の取下げ、放棄                                 | 294 |
| V 出願の早期公開                                    | 296 |
| 第十七節 出願中の諸手続の一般原則                            | 298 |

|   |     |
|---|-----|
| 第十八節 情報提供及び優先審査に関する手続   | 308 |
| I 出願公開  | 308 |
| II 情報の提供  | 308 |
| III 優先審査に関する事情説明書の手続  | 312 |
| 第十九節 拒絶理由通知に対する応答について   | 314 |
| I 拒絶理由の通知   | 314 |
| II 意見書の様式   | 314 |
| III 手続の補正等  | 315 |
| IV 指定期間の延長  | 315 |
| 第二十節 手続の却下と補正指令   | 320 |
| I 手続の却下と補正指令  | 320 |
| II 不適法な手続の却下  | 320 |
| III 手続の補正指令と却下  | 329 |
| IV 却下処分に対する不服申し立て   | 330 |
| 第二十一節 出願審査の請求の手数料の減免  | 331 |
| I 減免申請の方法   | 331 |
| II 減免申請の要件等   | 334 |
| III 補正等により増加した請求項の分の出願審査請求料の減免申請について  | 395 |
| <b>第三章 実用新案登録出願の手続</b>  | 401 |
| 第一節 実用新案登録出願の概要   | 403 |
| I 実用新案法の概要  | 403 |
| II 実用新案登録出願の手続の概要   | 409 |
| <b>第四章 意匠登録出願の手続</b>  | 437 |
| ※本章に記載の内容については、   |     |
| 「意匠登録出願等の手続のガイドライン」を参照してください。   |     |
| <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_guideline.html">https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_guideline.html</a> |     |
| <b>第五章 商標登録出願の手続</b>  | 439 |
| 第一節 願書、申請書の作成方法   | 441 |
| I 商標登録出願の願書の作成に際しての留意事項   | 441 |
| II 商標登録出願の願書（通常出願）の作成方法   | 446 |
| III 団体商標登録出願の願書の作成方法  | 456 |
| IV 地域団体商標登録出願の願書の作成方法   | 457 |
| V 商標登録出願の願書（特殊出願）の作成方法  | 459 |
| VI 防護標章登録出願の願書の作成方法   | 467 |
| VII 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願の願書の作成方法  | 469 |
| 第二節 出願日の認定  | 474 |
| I 商標登録出願（防護標章登録出願）に係る出願日の認定   | 474 |

|             |                                 |            |
|-------------|---------------------------------|------------|
| II          | 手続補完書の作成例                       | 475        |
| 第三節         | 出願と同時にする手続の方式                   | 477        |
| I           | 出願時の特例の規定の適用を受けようとする場合          | 477        |
| II          | パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合 | 478        |
| III         | 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする場合   | 479        |
| 第四節         | 早期審査の手続                         | 480        |
| 第五節         | 商標登録出願の補正方法                     | 496        |
| I           | 手続補正書の様式                        | 496        |
| II          | 商標登録願等の補正に係る手続補正書の作成例           | 504        |
| 第六節         | 出願中の諸手続の一般原則                    | 516        |
| 第七節         | 拒絶理由通知に対する応答について                | 525        |
| 第八節         | 手続の却下と補正指令                      | 527        |
| I           | 手続の却下と補正指令                      | 527        |
| II          | 不適法な手続の却下                       | 527        |
| III         | 手続の補正指令と却下                      | 533        |
| IV          | 却下処分に対する不服申し立て                  | 534        |
| 第九節         | 地域団体商標の手数料の軽減                   | 535        |
| I           | 福島復興再生特別措置法による手数料の軽減            | 535        |
| II          | 中小企業地域資源活用促進法による手数料の軽減          | 539        |
| III         | 地域未来投資促進法による手数料の軽減              | 543        |
| IV          | アイヌ施策推進法による手数料の軽減               | 547        |
| <b>第六章</b>  | <b>出願の補助的手続</b>                 | <b>551</b> |
| 第一節         | 出願書類等の閲覧及び交付                    | 553        |
| 第二節         | 証明の請求                           | 573        |
| 第三節         | 書類謄本の請求                         | 593        |
| <b>第七章</b>  | <b>出願手続Q&amp;A</b>              | <b>597</b> |
| <b>参考資料</b> |                                 | <b>733</b> |
| I           | 様式一覧                            | 735        |
| II          | 主要期間一覧表                         | 743        |
| III         | 特許・実用・意匠・商標の手数料及び登録料一覧表         | 764        |
| IV          | 問い合わせ先一覧                        | 766        |
| V           | 知財総合支援窓口一覧                      | 771        |
| VI          | 各経済産業局及び沖縄総合事務局知的財産室一覧          | 774        |

(注)

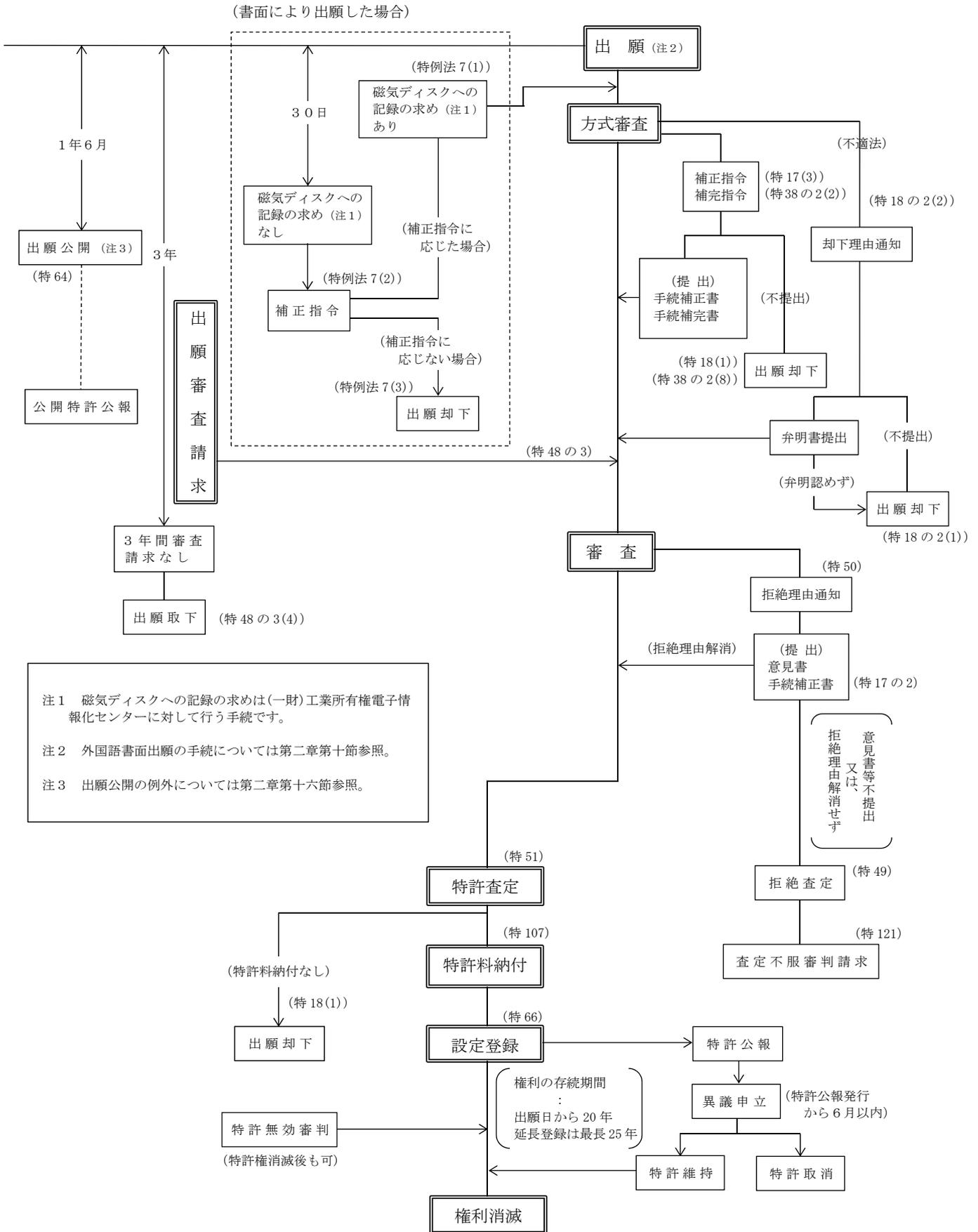
- 本文中に「発明」、「特許出願」のように特許出願についてのみ記載しているものであっても実用新案登録出願について同様に適用されます。
- 法令名等は次のように略記しています。

|                                    |       |            |
|------------------------------------|-------|------------|
| 特許法                                | …………… | 特          |
| 特許法施行法                             | …………… | 特施法        |
| 特許法等関係手数料令                         | ………   | 手数料令       |
| 特許法施行令                             | …………… | 特施令        |
| 特許法施行規則                            | …………… | 特施規        |
| 特許登録令                              | …………… | 特登令        |
| 特許登録施行規則                           | …………… | 特登施規       |
| 実用新案法                              | …………… | 実          |
| 意匠法                                | …………… | 意          |
| 商標法                                | …………… | 商          |
| 平成5年改正前の特許法                        | …………… | 旧特         |
| 平成5年改正前の実用新案法                      | …………… | 旧実         |
| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律              | …………… | 特例法        |
| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令           | ………   | 例施令、特例法施行令 |
| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則          | ………   | 例施規        |
| 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令 | ………   | 現金手続令      |

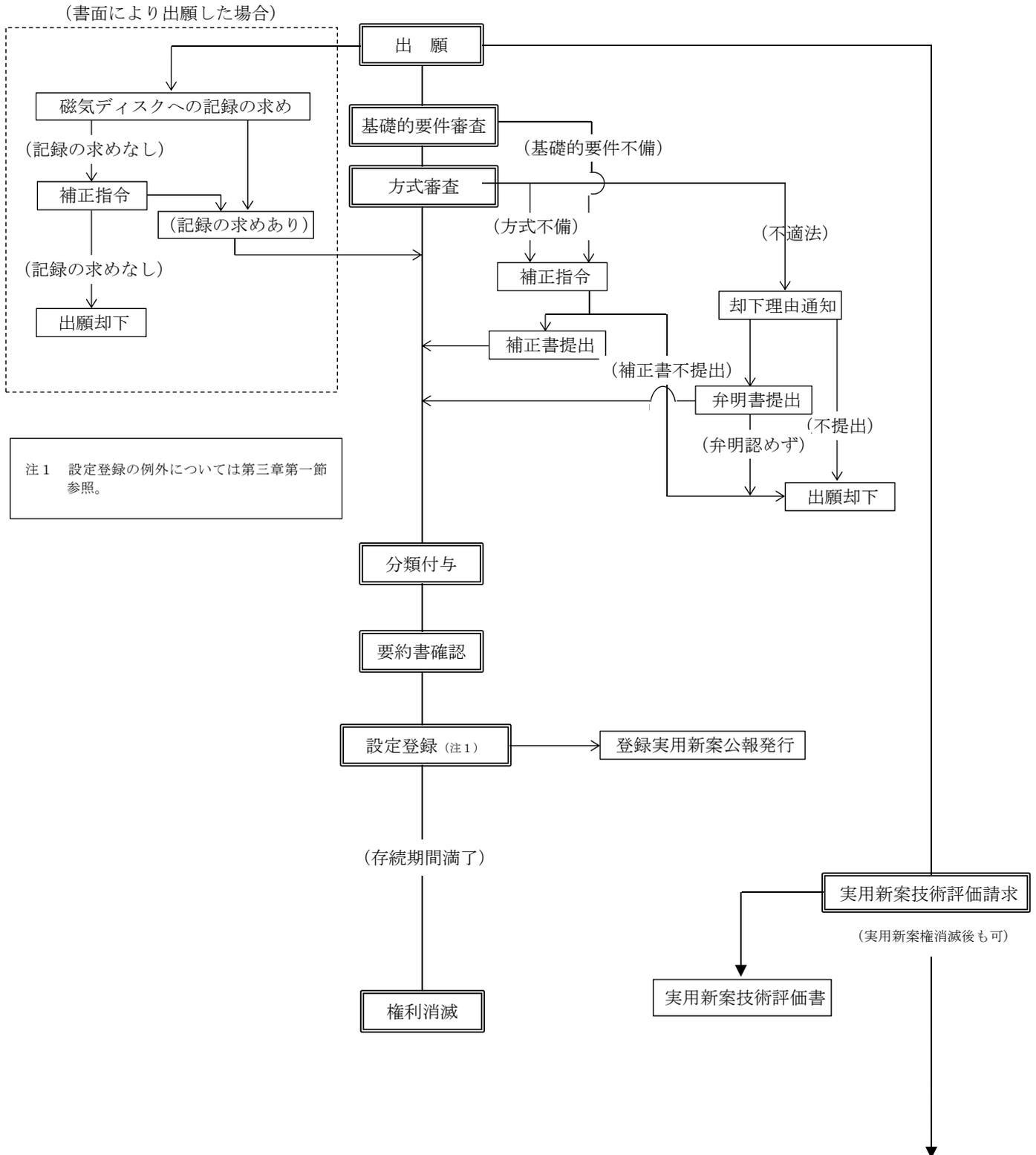


# 出願から権利消滅まで

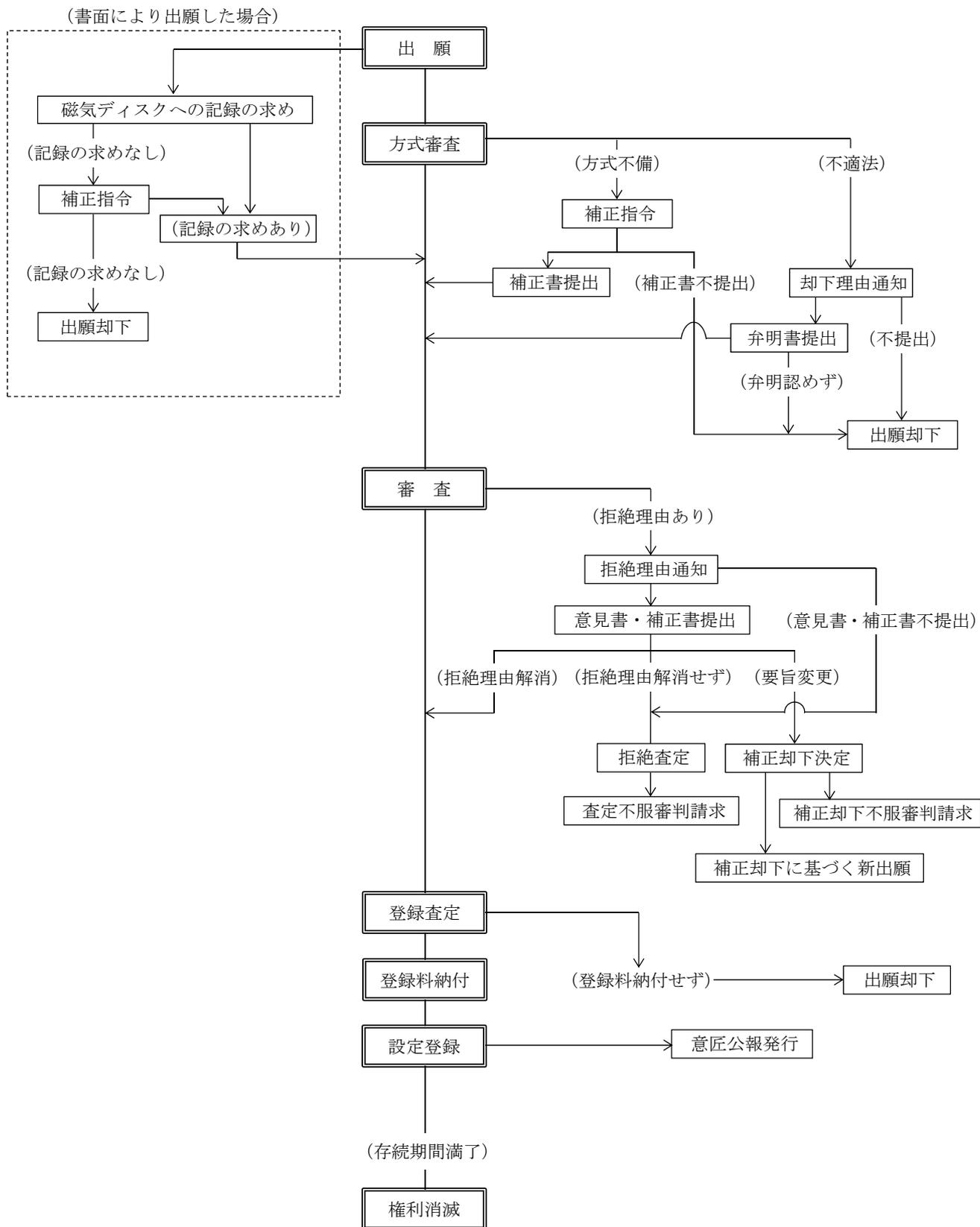
## I 特許出願



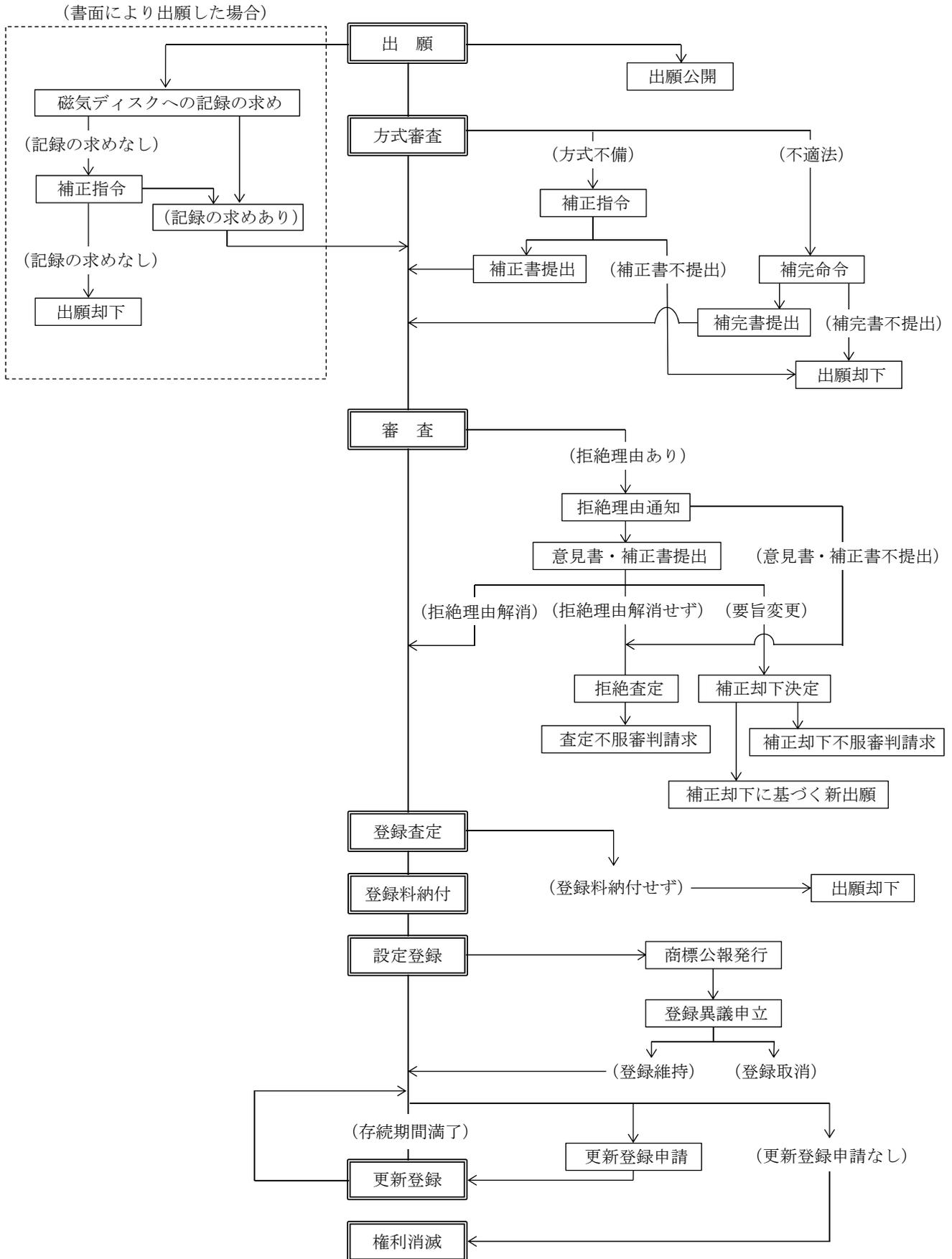
## II 実用新案登録出願



### Ⅲ 意匠登録出願



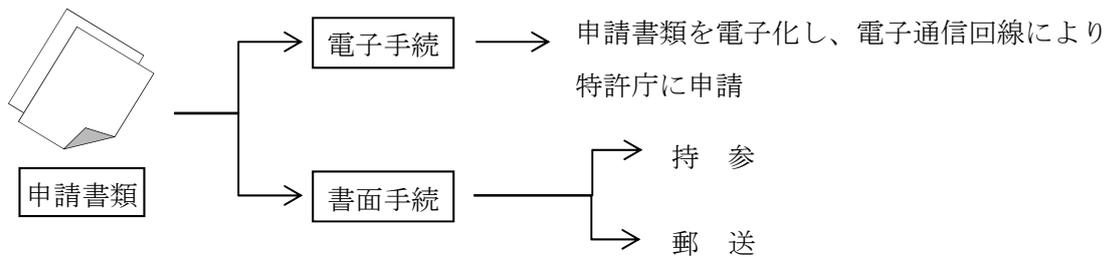
# IV 商標登録出願



# 電子出願の概要

## 1. 手続の体系

特許庁への出願等の手続は、自宅や会社等のパソコンからオンラインで行う方法（電子手続）と書面（特許庁へ提出（持参又は郵送））で行う方法があります。



## 2. 電子手続の現状

特許庁では、1990年（平成2年）12月より電子手続を開始し、2005年（平成17年）10月からインターネット回線を利用した電子手続を開始しました。高速回線を利用することで、高速な通信、大容量データの送受信が可能になりました。

→ オンラインシステムを使用して行うことができる手続は、第一章第二節 オンラインシステムを使用して行う手続 を御参照ください。



# 第一章 出願の事前手続



## 第一節 申請人登録に関する手続

### 1. 識別番号とは

識別番号とは、手続をする者に対し特許庁長官が付与する9桁のアラビア数字からなるコード（手続ごとではなく一人の手続者に一つのコード）です。識別番号には申請人登録情報として、住所（居所）、氏名（名称）等を登録しており、手続者が提出書類に識別番号を記載することにより本人確認の方法に用いられます。

識別番号を付与された者の住所、名称等に変更があったときは、住所、名称等の変更届を一通提出することにより、出願係属中の案件がすべて変更後の情報に変更されます。

このように識別番号は手続者の負担軽減と特許庁の事務効率を図るためのものです。

### 2. 識別番号の付与及び識別番号の付与の請求

#### (1) 識別番号の付与の請求

識別番号を付与されていない者は、「識別番号付与請求書」を特許庁長官に提出することにより識別番号の付与を請求することができます。

特許庁長官は、識別番号の付与の請求があった場合には、その者に識別番号を付与し、その番号を通知します（例施規3(2)）。

代理人により手続するときは、代理権を証明する書面の添付が必要です（例施規5(1)）。この場合、包括委任状を援用して証明することができます（例施規6(1)）。

#### (2) 識別番号の付与

識別番号を付与されていない者が、次のaからkの手続をしたときは、その者に識別番号を付与し、その番号を通知します（例施規3(3)）。

- a 特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願・防護標章登録出願・防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願
- b 書換登録の申請
- c 拒絶査定等不服審判の請求（四法）
- d 国際出願の国内書面の提出（特・実）
- e 出願人名義変更届の提出（四法）
- f 予納届の提出（特例法14(1)）
- g 予納者の地位の承継届の提出（例施令1(3)）
- h 包括委任状の提出（例施規6(2)）
- i 電子計算機の届出（例施規15(1)）
- j 現金納付に係る識別番号付与請求書の提出（現金手続令2(1)）
- k 国際意匠登録出願に係る拒絶査定等に対する審判に係る手続であって、国際登録の所有権の変更があった後最初にされるもの（特許庁に係属している場合にするものに限る。）（意60の6(3)）

また、a～e及びkの手續をした者の代理人、包括委任状に係る代理人、予納又は口座振替の代理人届に係る代理人、代理人選任届等（a～e）により選任された出願人の代理人についても既に付与されている場合を除き識別番号を付与し、その番号を通知します（例施規3（3））。

(3) 識別番号付与請求書

識別番号付与請求書の作成要領は、次のとおりです。

例施規様式第1（第3条関係）

|           |            |
|-----------|------------|
| 識別番号付与請求書 |            |
|           | (令和 年 月 日) |
| 特許庁長官 殿   |            |
| 1 請求人     |            |
| 郵便番号      |            |
| 住所又は居所    |            |
| 氏名又は名称    |            |
| (国籍・地域名)  |            |
| 2 代理人     |            |
| 識別番号      |            |
| 郵便番号      |            |
| 住所又は居所    |            |
| 氏名又は名称    |            |

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「郵便番号」及び「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。
- 5 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 6 「請求人」又は「代理人」の欄の「氏名又は名称」（法人にあっては、「代表者」）の次に請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 7 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性

質を記載する。

- 8 請求人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「住所又は居所」の次に「住所又は居所原語表記」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、請求人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「氏名又は名称」の次に「氏名又は名称原語表記」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 9 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 10 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考9に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあつては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 11 「（国籍・地域）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所又は居所」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。
- 12 第3条第2項又は現金手続省令第2条第2項の規定による識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄は設けるには及ばない。
- 13 代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 14 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 15 提出書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。
- 16 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 17 とじ方は、なるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

### 3. 識別番号の表示

- (1) 手続をする者（その者の代理人を含み、識別番号の通知を受けている者に限ります。）は、特例法施行規則、特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則の様式で定めるところにより、その手続に係る書類にその者に付与した識別番号を記載しなければなりません（例施規2(1)）。
- (2) 手続をする者は（その者の代理人を含み、識別番号の通知を受けている者に限ります。）は、商標法施行規則の様式の定めるところにより、その者に付与した識別番号を記載することができます（例施規2(2)）。

### 4. 氏名（名称）、住所（居所）の変更の届出

- (1) 識別番号の付与を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、

遅滞なくその旨を届け出なければなりません（例施規 4 (1)）。

- (2) (1)の届出は、識別番号の氏名又は名称及び住所又は居所の変更をそれぞれ一つの手続により特許庁に届け出るものであり、事件ごとに手続を行う必要はありません。
- (3) 特例法施行規則第 4 条第 1 項の氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届は、一つの書面ですることができます（例施規 4 (3)）。
- (4) 特例法施行規則第 4 条第 1 項による住所変更等の届出（代理人に係るものを除きます。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限ります。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、届出をする者と登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であって、変更の内容が同一の場合に限り、一つの書面ですることができます（例施規 4 (4)）。
- (5) 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を押さなければなりません（例施規 4 (2)）。このときの印は、本人確認ができる「実印」又は「実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印」になります。

申請書に押された印については、提出者本人の宣誓により本人確認ができるものであることを確認できた場合は、本人確認ができる印が押されたものと認めます。

なお、本人確認ができる印であることの証明は、提出者本人の宣誓によらず、以下ア．又はイ．に記載の印鑑証明書等の提出による場合も認めます。

ア．実印の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後 3 箇月以内のもの。（以下同じ。）

イ．実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印の場合

実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し、さらに実印を押印し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書

- (6) 代理人により手続するときは、代理権を証明する書面の添付が必要です（例施規 5 (1)）。この場合、包括委任状を援用して証明することができます（例施規 6 (1)）。

なお、特許庁に係属中の出願の代理人である場合は、例えば「○願○○○○－○○○○○○の出願代理人である。」のように、当該出願の代理人である旨を記載することにより、代理権を証明する書面の提出を省略することができます（例施規 4 (4)の手続を除く）。

- (7) (1)の届出書面の作成要領は、次のとおりです。

a 氏名（名称）変更届

例施規様式第 2（第 4 条関係）

氏名（名称）変更届

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 氏名（名称）を変更した者

識別番号

住所又は居所

旧氏名又は旧名称

新氏名又は新名称

⑨

2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

〔備考〕

- 1 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者(代理人を除く。)の印を押さなければならない。その場合、「新氏名又は新名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 2 備考1に記載の者以外の者が届出をする場合は、当該届出人の印を押すことを要しない。代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 3 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、「その他」の欄を設け、「〇願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を少なくとも一つ記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「出願番号」を「出願日」とし、「令和何年何月何日提出の〇〇願」のように出願の年月日を記載する。
- 4 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。
- 5 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「新氏名又は新名称」又は「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 6 第4条第3項の規定により氏名若しくは名称の変更の届出及び住所若しくは居所の変更の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
  - イ 表題は、「氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届」とする。
  - ロ 「1 氏名（名称）を変更した者」の欄を「1 氏名（名称）及び住所（居所）を変更した者」とする。
  - ハ 「住所又は居所」の欄を「旧住所又は旧居所」とし、「旧住所又は旧居所」の欄の次に「郵便番号」の欄及び「新住所又は新居所」の欄を設けてそれぞれ記載する。
- 7 第4条第4項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

- イ 表題は、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名（名称）変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書（特例法施行規則第4条第4項の規定による届出及び申請）」とし、第4条第1項の届出と仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名（名称）変更届及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書（特例法施行規則第4条第4項の規定による届出及び申請）」とする。
- ロ 様式中2を3項繰り下げ、「1氏名（名称）を変更した者」の欄を「4氏名（名称）を変更した者及び申請人」とし、「新氏名（名称）」を「氏名（名称）」とし、「旧氏名（名称）」の欄は設けるには及ばない。
- ハ 「特許庁長官 殿」の次に、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る特許（登録）番号」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る特許（登録）番号」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載して、登録名義人の表示変更登録の申請に係る特許番号、実用新案登録番号、意匠登録番号又は商標登録番号（特許（登録）番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。第4条第1項の届出と仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る出願の表示」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る出願の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載して、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録の申請に係る出願の番号（出願の番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。
- ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。
- ホ 特許登録令第36条（実用新案登録令第7条、意匠登録令第7条及び商標登録令第10条において準用する場合を含む。）の規定により書面の提出を省略するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 提出物件の目録」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を記載する。

8 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、8、12及び14から17までと同様とする。

b 住所（居所）変更届

例施規様式第3（第4条関係）

|                |   |
|----------------|---|
| 住所（居所）変更届      |   |
| （令和 年 月 日）     |   |
| 特許庁長官 殿        |   |
| 1 住所（居所）を変更した者 |   |
| 識別番号           |   |
| 旧住所又は旧居所       |   |
| 郵便番号           |   |
| 新住所又は新居所       |   |
| 氏名又は名称         | ⑩ |
| 2 代理人          |   |
| 識別番号           |   |
| 住所又は居所         |   |
| 氏名又は名称         |   |

〔備考〕

- 1 第4条第4項の規定により届出と申請を一の書面とする場合において、その申請が登録免許税法（昭和42年法律第35号）第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の届出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。
- 2 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。その場合、「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 4 様式第1の備考1から3まで、5、6、8、12及び14から17まで並びに様式第2の備考2、3、6及び7と同様とする。この場合において、様式第2の備考7中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

参考 (3)の氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届を一つの書面とする場合

|                      |  |
|----------------------|--|
| 氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届 |  |
| （令和 年 月 日）           |  |
| 特許庁長官 殿              |  |

1 氏名（名称）及び住所（居所）を変更した者

識別番号

旧住所又は旧居所

郵便番号

新住所又は新居所

旧氏名又は旧名称

新氏名又は新名称

印

2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

〔備考〕は、様式第2と同様とする。

## 第二節 オンラインシステムを使用して行う手続

### 1. オンラインシステムを使用して行うことができる手続

オンラインシステムを使用して行うことができる手続（以下「特定手続」といいます。）の具体的な範囲については、「経済産業省令で定めるもの」としてあります（特例法3(1)、例施規10）。

なお、ここでいうオンラインシステムとは、特許庁の電子計算機と手続をする者又はその者の代理人が使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット回線）で接続したものをいいます。（特例法2(1)）。

※ 令和6年1月1日付けの法改正により、従来は書面でしか行えなかった手続についても、インターネット出願ソフトの電子特殊申請機能にて新たにオンライン手続ができるようになりました。この申請を「電子特殊申請」と呼び、従来の特定手続とは区別して経済産業省令（例施規別表第1の2）に規定されました。

### 2. 特定手続の効力発生時期

オンラインシステムにより行われた特定手続は、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなされます（特例法3(2)）。

### 3. 特定手続の法的位置付け

オンラインシステムにより行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものと規定した特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特例法及びこれらの法律に基づく命令（以下「特許等関係法令」という。）に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用します（特例法3(3)）。

### 4. インターネット回線を利用したオンライン手続の方法

オンライン手続による特定手続は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を、当該特定手続を行う者の識別番号等の入力情報を電子計算機から入力し、それらの入力した事項に係る情報に特許庁長官に届け出た電子証明書を用いて、電子署名を行い、送信する方法により行います。

また、インターネット出願ソフトを使用してできる手続は、次のとおりです。

- ・電子証明書の届出（例施規15(1)）
- ・電子証明書の追加と中止（例施規15(2)）
- ・オンラインによる特定通知等を受ける旨の届出（例施規10(67)）
- ・オンラインによる特定通知等の受領（例施規23の5）
- ・オンラインによる閲覧（例施規34の4(1)）
- ・予納届（例施規10(59)）
- ・現金予納（例施規10(59の2)）
- ・氏名又は名称・住所又は居所の変更の届出（例施規4(1)）（例施規10(60)）

・その他「第二節の1. オンラインシステムを使用して行うことができる手続」と同じです。

電子出願のオンライン環境設定から、出願書類の作成・電子出願までの手順は概ね次のとおりです。

#### (1) 事前準備

(a) パソコン等の機器やインターネット環境を準備します。

インターネット出願ソフトに対応したOSのパソコン、インターネット回線を準備します。必要に応じて、ワープロソフト・スキャナ・作図ソフト・プリンタ等をご用意ください。

(b) 電子証明書の取得（例施規13(1)）

特許庁への電子出願に利用可能な電子証明書を特定の発行機関や認証局から取得します。電子証明書にはファイルタイプ、ICカードタイプがあり、個人・法人で利用するものが異なります。

インターネット出願では申請人を識別し、かつ提出書類が本人のものであることを検証するために「電子証明書」を利用します。

(c) インターネット出願ソフトの入手

「インターネット出願ソフト」を電子出願ソフトサポートサイトからダウンロードし、インストールします。

(d) 申請人利用登録

インターネット出願ソフトを起動し、特許庁へ識別番号と電子証明書の組み合わせを登録します。

#### (2) 申請書類の作成

ワープロソフト等を利用して申請書類を作成します。作成した書類は、インターネット出願ソフトで入力チェックを行い特許庁提出用の出願フォーマットに変換します。電子特殊申請においては、作成した書類をPDF変換し、特許庁提出用の出願フォーマットに添付します。各種申請書類のひな形は電子出願ソフトサポートサイトにて提供しております。

#### (3) 出願

出願フォーマットに変換、添付した出願等の申請書類をインターネット出願ソフトで特許庁に送信します。

|  |
|--|
| 書類作成から電子出願までの操作については、「電子出願ソフトサポートサイト」、「インターネット出願ソフト操作マニュアル」をご参照ください。 |
|--|

## 5. 手続の補足

#### (1) 手続の補足

オンライン手続により特定手続を行う場合には、特定手続に際して提出すべきものとされている代理権を証明する書面等の物件は、その特定手続の入力後、所定の期間内に特許庁に提出しなければなりません（例施規20）。

#### (2) 特定手続に際して提出すべきものとされている物件

特定手続に際して提出すべきものとされている物件は、次に掲げる物件です（例施規19(1)、19の2(1)）。

- a 意匠のひな形又は見本（意6(2)）
- b 音商標を出願する際の商標法第5条第4項に規定する物件（商施規4の8(2)(3)）
- c 商標法第7条第3項に規定する法人であることを証明する書面（商7(3)）
- d 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類（商7の2(4)）
- e 出願審査の請求の手数料等の軽減の申請に添付して提出すべき書面（特許法等関係手数料令1の3(1)(2)、特施規74、特施規74の2）
- f 代理権を証明する書面（特施規4の3、特例施規5(2)、実施規23(1)、意施規19(1)、商施規22(1)）
- g 特許・実用新案登録・意匠登録を受ける権利、又は商標登録出願により生じた権利の承継を証明する書面（特施規5(1)、実施規23(1)、意施規19(1)、商施規22(1)）
- h 第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面（特施規6、実施規23(1)、意施規19(1)、商施規22(1)）
- i 代表者であることを証明する書面（特施規8(1)、実施規23(1)、意施規19(1)、商施規22(1)）
- j 特許・実用新案登録・意匠登録を受ける権利、又は商標登録出願により生じた権利の承継において承継人に持分の定めがあることを証明する書面（特施規27(1)、実施規23(2)、意施規2の2(12)、意施規19(3)、商施規22(2)、）
- k 特許出願人の権利についての持ち分の定めがあることを証明する書面（特施規27(3)、実施規23(2)、意施規2の2(12)、意施規19(3)、商22(2)）
- l 微生物の寄託に関する受託証の写し又は微生物を寄託したことを証明する書面（特施規27の2(1)）
- m 塩基配列又はアミノ酸配列を記録した電磁的記録媒体（特施規27の5(1)(3)(4)(11)、実施規23(2)）
- n 優先審査に関する発明の実施状況等の根拠となる書面又は物件（特施規31の3(1)）
- o 意見書に添付して提出すべき証拠物件（特施規32(2)、意施規13(2)、商施規9の5(2)）
- p 審判の請求等で提出すべき証拠物件（特施規50(1)、意施規19(8)、商施規22(6)）
- q 指定商品の書換に関する使用権者等の承諾を証明する書面（商施規20(8)）
- r 現金納付に係る「納付済証（特許庁提出用）」（現金手続令6(1)）

※一部の手続きを除き、電子特殊申請による提出が可能です。詳細につきましては、特許庁ホームページ「申請手続のデジタル化について」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)) をご確認ください。

### (3) 手続の補足のための期間

上記(2)に述べた物件は、aにあつてはオンライン手続した日、その他はオンライン手続をした日から3日以内にしなければなりません（例施規20）。

#### (4) 手続の補足の方法

上記(1)に述べた手続は、「手続補足書」を提出することにより行います（例施規19(2)、様式32）。

代理権を証明する書面等の提出に係る手続補足書は様式第32により作成します。

手続補足書の作成要領は、次のとおりです。

#### 例施規様式第32（第19条関係）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 【書類名】     | 手続補足書     |
| (【提出日】    | 令和 年 月 日) |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿   |
| 【事件の表示】   |           |
| 【出願番号】    |           |
| 【補足をする者】  |           |
| 【識別番号】    |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| 【代理人】     |           |
| 【識別番号】    |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| 【補足対象書類名】 |           |
| 【補足の内容】   |           |
| 【提出物件の目録】 |           |

#### 〔備考〕

- 1 意匠法第6条第2項の規定によりひな形又は見本を提出するときは、「【書類名】」の「手続補足書」を「ひな形又は見本補足書」とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は次の要領で記載する。
  - イ 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
  - ロ 書換登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし「書換○○○○－○○○○○○」のように申請の番号を記載する。ただし、申請の番号が通知されていないときは「【申請番号】」の欄を「【申請日】」とし「令和何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記載し、「【申請日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該申請の申請書に記載した整理番号を記載する。
  - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○－○○○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」（書換登録申請に対する拒絶査定不服審判に係属中のものについては「【申請番

号】」に申請の番号)に出願の番号を記載する。ただし、審判番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

ニ 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように登録の番号を記載する。

3 「【補足をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 「【補足対象書類名】」の欄には、「特許願」、「意匠登録願」、「手続補正書」のように補足をする書類名を記載する。

5 特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付した場合であって、納付書による場合は事務規定別紙4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。

6 第19条第1項各号に掲げる物件を提出するときは、「【補足の内容】」の欄には、「代理権を証明する書面」、「代表者であることを証明する書面」のように物件名を記載する。

7 その他は、様式第1の備考1、2、15及び16並びに様式第7の備考1、2、4から8まで及び11から15までと同様とする。

## 6. 同時にしなければならないとされている手続の入力等

(1) 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時の補正等の法令上同時にしなければならないとされている二の手続について、オンラインにより手続するときは、その二の手続については、連続して入力しなければなりません(例施規14(1))。

(2) 上記(1)の二の手続のうち第一の手続をオンラインにより行い、第二の手続を書面の提出により行うときは、その第二の手続については、同日に行わなければなりません(例施規14(2))。

## 7. 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等

オンライン手続を行う場合にあっては、出願と同時に提出しなければならないこととされている発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面等(前記1.(6)から(10)参照)については、その提出に代えて願書に必要事項を記録します(例施規12)。

## 第三節 書面による手続の特例の定め

### 1. 磁気ディスクへの記録の求め

(1) 磁気ディスクへの記録の求めは、次の a から d の事項を記載した書面を提出することにより行います（例施規34）。

- a 磁気ディスクへの記録を求める者及びその代理人の氏名（名称）、住所（居所）、法人にあつては代表者の氏名
- b 磁気ディスクへの記録の求めに係る書面の提出の年月日
- c 次のいずれかの番号
  - ・ 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の番号（ただし、出願の番号の通知がされていないときは、その出願の願書に記載した整理番号又は国際出願の番号）
  - ・ 書換登録の申請の番号
  - ・ 審判の番号
  - ・ 実用新案登録の登録番号
  - ・ 意匠登録の登録番号
  - ・ 商標登録の登録番号
  - ・ 意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号
- d 磁気ディスクへの記録を求める旨

(2) 磁気ディスクへの記録を求める者は、政令で定める額の手数料（電子化手数料）を登録情報処理機関に納付します（特例法40(1)①、手数料令5(1)①）。

1件につき2,400円に書面1枚につき800円を加えた額

(3) 磁気ディスクへの記録の求めについては、書面による手続が特許庁に受付られた日から2週間程度で、登録情報処理機関が手続者に送付する電子化手数料の払込用紙を用いて行うことができます。

### 2. 磁気ディスクへの記録の求めの手続に不備等がある場合の補正命令等

(1) 手続が上記1.(1)の方式に違反しているとき又は上記1.(2)の手数料の納付がないとき若しくは不足するときは、特許庁長官は、特定手続を書面の提出により行った者に対して磁気ディスクへの記録の求め又は手数料の納付について手続の補正を命じます（特例法7(2)）。

(2) 補正命令に対し、指定された期間内にその補正手続がなされないときは、当該手続を却下することになります（特例法7(3)）。

### 3. ファイルに記録された事項が書面に記載された事項と同一でない場合のその旨の申出

書面手続の書面に記載された事項は特許庁の電子計算機に備えられたファイルに記録されますが（特例法8(1)、例施規32）、何人も、ファイルに記録された事項が書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができます（特例法8(4)）。上記の申し出を含め特許庁長官は、ファイルに記録された事項が書面に記載された事

項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正します（特例法8(3)）。

## 第四節 包 括 委 任 状

### 1. 包括委任状の援用による個別の手續における代理権の証明

包括委任状とは、手續をする者がその者の代理人に対し、特許出願等の手續について事件を特定せずに包括的な代理権を授与したことを証明する書面です。この包括委任状をあらかじめ特許庁長官に提出した場合には、代理権を証明する書面の提出を必要とする個別手續において包括委任状を援用することにより、代理権の証明を行うことができます(例施規6(1)、特施規9の3(1)、意施規19(1)、商施規22(1)、特登施規13の6(1)、国際出願法施行規則6の4) )。

包括委任状は取り下げる(包括委任状取下書の提出)ことができます(例施規8)。代理人により当該包括委任状を取り下げるときは、包括委任状取下書に添付する委任状に、当該包括委任状番号を特定して「取り下げる旨」を記載します。

また、特定の事件に係る手續について包括委任状の援用を防ぎたい場合には、包括委任状の援用の制限の届出(包括委任状援用制限届の提出)をすることができます(例施規7、特施規9の3(2)、意施規19(1)、商施規22(1)、特登施規13の6(2))。

包括委任状取下書を提出したときは、その提出後にその包括委任状の援用をすることができず、包括委任状援用制限届を提出したときは、その後の手續において制限された事項については包括委任状の援用をすることができません。

### 2. 包括委任状の提出の方法

「包括委任状提出書」に包括委任状を添付し 特許庁長官に提出します(例施規6(2))。

※令和6年1月から電子特殊申請による提出が可能となりました。詳細につきましては、特許庁ホームページ「申請手續のデジタル化について」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)) をご確認ください。

### 3. 包括委任状への番号の付与及びその番号の通知

包括委任状が提出されたときは、特許庁長官はこれに番号を付し、その番号を包括委任状を提出した者に通知します(例施規6(3))。

### 4. 援用の表示方法

包括委任状を援用しようとするときは、省令で定める様式の「【提出物件の目録】」の欄(この欄が様式にないときは設けます。)に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、そこに通知を受けた包括委任状の番号を記載します(例施規6(4)、例施規様式第9備考29等)。

包括委任状提出書の作成要領は、次のとおりです。

例施規様式第6（第6条関係）

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 包 括 委 任 状 提 出 書           |     |
| （令和      年      月      日） |     |
| 特許庁長官                     | 殿   |
| 1 提出者                     |     |
| 識別番号                      |     |
| 郵便番号                      |     |
| 住所又は居所                    |     |
| 氏名又は名称                    |     |
| (国籍・地域)                   |     |
| 2 選任した代理人                 |     |
| 識別番号                      |     |
| 住所又は居所                    |     |
| 氏名又は名称                    |     |
| 3 代理人                     |     |
| 識別番号                      |     |
| 住所又は居所                    |     |
| 氏名又は名称                    |     |
| 4 提出物件の目録                 |     |
| (1) 包括委任状                 | 1 通 |
| (2) (                     | 通)  |

〔備 考〕

- 1 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続だけを代理権の内容とする包括委任状（この様式において「商標包括委任状」という。）以外の包括委任状を提出するときは、「識別番号」の欄に識別番号を記載し、商標包括委任状を提出するときは、「識別番号」の欄になるべく識別番号を記載する。
- 2 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載し、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく当該法人の法的性質を記載する。
- 3 「住所又は居所」（「郵便番号」を含む。）は、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「郵便番号」及び「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。
- 4 外国人が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するときは、「(国籍・地域)」の欄に、

その外国人の国籍・地域を記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所又は居所」の欄に記載した国・地域（第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

- 5 外国人が商標包括委任状を提出するときは、「（国籍・地域）」の欄に、なるべくその外国人の国籍・地域を記載する。
- 6 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとし、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく営業所の郵便番号及び所在地を記載する。
- 7 パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するとき（備考6に該当するときは除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記録する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載し、商標包括委任状を提出するとき（備考6に該当するときは除く。）は、なるべく営業所の所在地の国・地域名を記載するものとする。
- 8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。

(文例)

包 括 委 任 状

令和 年 月 日

私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (弁理士) 〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
- 1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
- 1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任
- 1 すべての国際出願に関する一切の件

住所（居所）

氏名（名称）

- 9 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、8及び13から17までと同様とする。

## 5. 包括委任状援用制限届の作成要領

包括委任状援用制限届の作成要領は、次のとおりです。

### a 例施規様式第7（第7条関係）

【書類名】 包括委任状援用制限届  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】  
【出願番号】  
【手続をした者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【届出の内容】  
【援用を制限した代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】

### 〔備考〕

- 1 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。ただし、意匠登録出願又は商標登録出願に係る場合は、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 2 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「」」を用いるときを除く。）。
- 3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号と意匠の番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の

欄を設けて、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

- 4 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあつては、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」及び「【住所又は居所原語表記】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、片仮名で振り仮名を付ける。
- 7 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあつては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。
- 8 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 9 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 10 「【援用を制限した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【援用を制限した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【援用を制限した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 11 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁理士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 12 代理人によるときであって本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 13 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 14 (「【提出日】 令和 年 月 日」)は、なるべく提出する日を記載する。
- 15 とじ方は左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 16 第61条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及び提出日)を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出物件の目録】

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 17 その他は、様式第1の備考1、2、15及び16と同様とする。

## 6. 包括委任状取下書の様式

包括委任状取下書の作成要領は、次のとおりです。

なお、代理人により当該包括委任状を取り下げるときは、包括委任状取下書に添付する委任状に、当該包括委任状番号を特定して「取り下げる旨」を記載します（例施規5(1)）。

例施規様式第8（第8条関係）

|           |          |            |
|-----------|----------|------------|
|           | 包括委任状取下書 | （令和 年 月 日） |
| 特許庁長官     | 殿        |            |
| 1 包括委任状番号 |          |            |
| 2 提出者     |          |            |
| 識別番号      |          |            |
| 住所又は居所    |          |            |
| 氏名又は名称    |          |            |
| 3 代理人     |          |            |
| 識別番号      |          |            |
| 住所又は居所    |          |            |
| 氏名又は名称    |          |            |

〔備考〕

- 「氏名又は名称」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、代表者の氏名を記載する。
- 「住所又は居所」は、何県、何郡、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。
- 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
- 様式第1の備考1から3まで、5及び12から17までと同様とする。

## 第五節 予納による手数料及び特許料等の納付

### 1. 予納による手数料及び特許料等の納付とは

特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願等の所定の手数料及び特許料等（以下「手数料等」といいます。）の納付については、従来の各手続書面に特許印紙をはり付ける方法に加え、予納制度を利用する方法によって行うことができます（特例法14、15）。

この予納制度とは、納付すべき手数料等の額を、あらかじめ特許庁に納めておき、個々の手続に際しての手数料等について、手続者の申出により特許庁長官が当該手数料等を予納額から引き落とすという制度であり、手数料等の納付をする者は、オンライン、書面のいずれの手続によっても利用することができるものです。

手数料等の納付をする者の委任による代理をしようとする者が、その委任事務を処理するために自己の名においてする予納にあっても上記と同様に利用することができます（特例法16）。

なお、納付する手数料等を予納するには、あらかじめ特許庁長官に予納届を提出することが必要です（特例法14(1)、例施規36）。

### 2. 予納により納付することができる手数料等

次の①から⑭の手数料等を納付しようとするときは、その手数料等を予納し、個別手続の際に納付の申出をすることができます（特例法14(1)）。

- ① 出願手数料（特195(1-3)、実54(1、2)、意67(1、2)、商76(1、2)、国際出願法8(4)、12(3)、18(2)）
- ② 期間延長請求に係る手数料（特195(1)、実54(1)、意67(1)、商76(1)）
- ③ 出願人名義変更届に係る手数料（特195(1)、実54(1)、意67(1)、商76(1)）
- ④ 出願審査の請求に係る手数料（特195(2)）
- ⑤ 実用新案技術評価の請求に係る手数料（実54(2)）
- ⑥ 特許法、実用新案法、意匠法、商標法に規定する特許料・登録料の納付、割増特許料・割増登録料の納付（特107(1)、特112(2)、実31(1)、旧実33(2)、意42(1)(2)、意44(2)、商40(1)(2)、商41の2(1)(2)、商43(1)(2)(3)、商65の7(1)(2)）
- ⑦ 誤訳訂正書の提出による明細書又は図面の補正に係る手数料（特195(2)）
- ⑧ 秘密意匠の請求に係る手数料（意67(2)）
- ⑨ 国際出願の国内書面の提出に係る手数料（特195(2)、実54(2)）
- ⑩ ファイル記録事項の証明の請求に係る手数料（特195(1)、実54(1)）
- ⑪ 磁気原簿記録事項の証明の請求に係る手数料（特195(1)、実54(1)）
- ⑫ 磁気原簿記録事項の交付の請求に係る手数料（特195(1)、実54(1)、意67(1)、商76(1)）
- ⑬ ファイル記録事項・磁気原簿記録事項の請求人側端末における閲覧の請求に係る手数料（特例法40(1)）
- ⑭ ファイル記録事項の交付の請求に係る手数料（特例法40(1)）

### 3. 予納届の提出

予納届の作成要領は、次のとおりです。

例施規様式第34（第36条関係）

|   |              |   |   |     |   |   |    |  |
|---|--------------|---|---|-----|---|---|----|--|
|   |              | 予 | 納 | 届   |   |   |    |  |
|   |              |   |   | (令和 | 年 | 月 | 日) |  |
| 1 | 特許庁長官<br>届出者 | 殿 |   |     |   |   |    |  |
|   | 識別番号         |   |   |     |   |   |    |  |
|   | 住所又は居所       |   |   |     |   |   |    |  |
|   | 氏名又は名称       |   |   |     |   |   |    |  |
|   | (国籍・地域)      |   |   |     |   |   |    |  |
| 2 | 代理人          |   |   |     |   |   |    |  |
|   | 識別番号         |   |   |     |   |   |    |  |
|   | 住所又は居所       |   |   |     |   |   |    |  |
|   | 氏名又は名称       |   |   |     |   |   |    |  |

〔備考〕

- 1 予納額の残高証明を必要とする者は、「2代理人」の欄の次に「3決算月」の欄を設けて決算月を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5から8まで及び10から16まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「届出者」と、備考13中「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。」とあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

### 4. 予納台帳番号の通知

予納届を提出したときは、特許庁の予納台帳に必要事項を記録し、その予納台帳番号を届出者に通知します（例施規37(1)(2)）。

### 5. 予納の方法

(1) 現金納付による予納

手数料等の額を振り込んだ「納付済証（特許庁提出用）」を別紙に貼付して添付し、「予納書」を特許庁長官に提出することにより行います（例施規38）。

予納書の作成要領は、次のとおりです。

例施規様式第35（第38条関係）

|   |         |   |   |     |   |   |    |  |
|---|---------|---|---|-----|---|---|----|--|
|   |         | 予 | 納 | 書   |   |   |    |  |
|   |         |   |   | (令和 | 年 | 月 | 日) |  |
|   | 特許庁長官   | 殿 |   |     |   |   |    |  |
| 1 | 予納台帳番号  |   |   |     |   |   |    |  |
| 2 | 予納者     |   |   |     |   |   |    |  |
|   | 識別番号    |   |   |     |   |   |    |  |
|   | 住所又は居所  |   |   |     |   |   |    |  |
|   | 氏名又は居所  |   |   |     |   |   |    |  |
| 3 | 納付金額    | 金 |   | 円   |   |   |    |  |
| 4 | 納付書番号   |   |   |     |   |   |    |  |
| 5 | 添付書類の目録 |   |   |     |   |   |    |  |
|   | 納付済証    | 1 | 通 |     |   |   |    |  |

〔備考〕

- 1 事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙に貼るものとする。
- 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、9及び12から17まで並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第1の備考13中「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。」とあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

(2)インターネット出願ソフトを利用した予納（電子現金納付による予納）

電子現金納付制度を利用することにより行います。インターネット出願ソフト上にて、「現金予納」を選択し、納付番号の取得後、インターネットバンキングに画面遷移し、そのまま振込まですることができます（例施規41の9(2)で準用する同規則41の9(1)）。

なお、インターネット出願ソフト上にて事前に納付番号を取得することで、入金手続と予納書提出手続を分けて個別に処理することも可能です。個別に処理を行う場合の納付手続については以下となります。

①インターネット出願ソフトを利用して「納付番号」を取得します。

（注）納付番号は取得した翌日から30日を経過すると利用できなくなります。

②納付番号取得後、その納付番号によりインターネットバンキング又はATMを利用して手数料を振り込みます。

③インターネット出願ソフトの「現金予納」機能から、予納台帳への入金を申請（予納書を提出）します。

※電子現金納付制度の概要は、第六節「5. 電子現金納付の概要」の項を参照してください。

※ATMを利用した振込の場合は、Pay-easy（ペイジー）が利用できる専用ATMからのみとなります。

※金融機関の窓口からの支払はできません。

電子現金納付による予納手続の操作は、「電子出願ソフトサポートサイト」の「ユーザガイド」をご参照ください。

## 6. 予納届の失効

予納届をした者が、予納又は手数料等の納付の申出をしない期間が継続して4年に達したときは、当該予納届はその効力を失います（特例法14(3)）。この場合、予納額に残余があれば予納者に対して「予納届失効通知」及び「予納額の残余に相当する額の返還請求書（様式）」を送付します。

## 7. 予納届をした者の地位の承継

(1) 予納届をした者が死亡したときは、その相続人（相続人が2人以上いるときは、協議により定められた1人の相続人）は、当該予納届をした者の地位を承継します（例施令1(1)）。

(2) 予納届をした法人について合併があったとき（予納届をした法人が存続するときを除きます。）は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、当該予納届をした法人の地位を承継します（例施令1(2)）。

(3) 予納届をした者の地位を承継した相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その地位について特許庁長官に届け出なければ予納又は手数料等の納付の申出をすることができません（例施令1(3)）。

(4) 予納届をした者の地位の承継の届出は「予納者の地位の承継届」を提出することにより行います。この場合には、予納届をした者の地位を承継したことを証明する書面（相続人が2人以上いる場合においては、協議が成立したことを証明する書面を含みます。）を提出します（例施規39(1)(2)）。

予納者の地位の承継届の作成要領は、次のとおりです。

例施規様式第36（第39条関係）

予納者の地位の承継届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 予納台帳番号
- 2 承継人  
識別番号  
住所又は居所  
氏名又は名称  
(代表者)  
(国籍・地域)
- 3 代理人  
識別番号  
住所又は居所  
氏名又は名称
- 4 提出物件の目録

[備考]

1 「承継人であることを証明する書面」は、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、法人の合併による場合は「登記事項証明書」とする。

2 その他は、様式第1の備考1から17まで及び様式第6の備考1と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「承継人」と、備考13中「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。」とあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

※備考1に記載の「登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細はp686をご参照ください。

## 8. 予納額からの手数料等の納付の申出

予納をした者が、手数料等の納付の申出をしたときは、予納額から手数料等の納付に充てられます(特例法15(1))。

手数料等の納付の申出は、各手続に係る様式の「【手数料の表示】」又は「【特許料の表示】」若しくは「【登録料の表示】」の「【予納台帳番号】」の欄に予納台帳の番号を、「【納付金額】」の欄に予納額から納付に充てる額(アラビア数字のみを用い、「円」、「、」等は付しません。)を記載することにより行います(例施規40、例施規様式第9備考20等)。

## 9. 予納額から残余额の返還

- (1) 予納額から手数料等の納付に充てた額を控除して残余があるときは、その額の返還を請求することができます(特例法15(3))。
- (2) 残余额の返還の請求は、特許庁長官から予納届の効力を失った旨の通知を受けた日から6月を経過した後はすることができません(特例法15(4))。

予納額の残余に相当する額の返還請求書の作成要領は、次のとおりです。

(書式第1)

|                    |                              |        |    |
|--------------------|------------------------------|--------|----|
| 予納額の残余に相当する額の返還請求書 |                              |        |    |
| (令和 年 月 日)         |                              |        |    |
|                    | 特許庁長官                        | 殿      |    |
| 1                  | 予納台帳番号                       |        |    |
| 2                  | 返還請求人                        |        |    |
|                    | 識別番号                         |        |    |
|                    | 住所又は居所                       |        |    |
|                    | 氏名又は名称                       |        |    |
|                    | (代表者)                        |        |    |
|                    | (電話番号)                       |        |    |
| 3                  | 返還請求金額(残余に相当する額)             |        | 円  |
| 4                  | 返還金の振込先                      |        |    |
|                    | 金融機関名                        | 銀行(金庫) | 支店 |
|                    | 口座番号(普通、当座)                  |        |    |
|                    | フリガナ                         |        |    |
|                    | 口座名義人                        |        |    |
| (5                 | 提出物件の目録                      |        |    |
|                    | (1) 予納届をした者の地位を承継したことを証明する書面 |        | 通) |

(注意)

- 1 返還請求人の欄には、予納台帳に係る予納者を記載する。ただし、予納届をした者が死亡又は予納届をした法人が合併により消滅した場合は、その地位を承継した承継人を返還請求人として記載する。
- 2 返還請求金額(残余に相当する額)の欄には、予納額の残余に相当する額を記載する。
- 3 口座名義人と返還請求人は同一人でなければならない。
- 4 口座名義人の欄には、必ず、片仮名で振り仮名を付ける。
- 5 予納届をした者の地位を承継した者が返還請求をする場合には、提出物件の目録の欄を設け

て、添付する書面の書類名及び通数を記載し、地位の承継を証明する書面を添付する。

## 10. 予納届の取下げ

予納届を自らの都合により取下げする場合は、特許庁に「予納届取下書」及び残余に相当する額があるときは「予納額の残余に相当する額の返還請求書」を提出します。

予納届取下書の作成要領は、次のとおりです。

(書式第2)

|            |   |
|------------|---|
| 予納届取下書     |   |
| (令和 年 月 日) |   |
| 特許庁長官      | 殿 |
| 1. 予納台帳番号  |   |
| 2. 予納者     |   |
| 識別番号       |   |
| 郵便番号       |   |
| 住所又は居所     |   |
| 氏名又は名称     |   |
| (代表者)      |   |

## 11. 予納残高通知

毎月、予納台帳に入金及び出金の記録(処理日;予納台帳への記録した日を基準)があるものについては、翌月上旬に、月末の残高及び入金(予納書)及び出金(手続書類名、事件の番号、手続書面の受付番号、金額等)を予納者に送付します。

(※ただし、インターネット出願ソフトを利用可能な一部の者を除く)

予納残高通知の作成日(月初めの開庁日)において、電子証明書の残存期間が1ヶ月以上の者。

なお、インターネット出願ソフトを利用して、本人の予納台帳の記録(確認をする日から、前月1日までの記録)を確認することができます。

## 12. 予納残高証明書の送付

予納届において決算月の申出をしている場合には、予納残高証明書を年一回、申出の決算月の翌々月の中旬に予納者に送付します。

証明書は、決算月末日までの1年間に手続された書面(書面の受付日を基準)に係る手数料・登録料について、残高証明書の出力前までに予納台帳から引き落とした後の残額を証明していません。

## 第六節 現金納付制度（電子現金納付を含む）

### 1. 現金納付制度の概要

産業財産権制度における特許料又は登録料及び手数料（以下「手数料等」といいます。）の納付方法は、従来、特許印紙による納付に限定されていたため、申請人にとって、特許印紙を購入・貼付し特許庁に持参又は郵送する事務負担が大きく、また、手続を行う際の安全面についても考慮する必要がありました。これらの点を改善するため、1996（平成8）年10月より、特許印紙による納付に加えて、金融機関からの現金での料金納付を可能とする、現金納付制度を導入しました。

### 2. 現金納付の対象となる料金

現金納付制度は、以下の料金を除いた工業所有権に関する全ての料金について利用可能です。

（現金手続令1（1、2））

＜現金納付制度を利用することができない手続＞

- (1) オンラインシステムを使用して納付手続を行う場合の特許料、実用新案登録料、意匠登録料、商標登録料の納付手続ができません。
- (2) オンラインシステムを使用して行う手続に関する手数料の納付手続ができません。
  - ・ファイル記録事項の証明請求
  - ・ファイル記録事項の閲覧請求
  - ・ファイル記録事項の交付請求
  - ・磁気原簿記録事項の証明請求
  - ・磁気原簿記録事項の閲覧請求
  - ・磁気原簿記録事項の交付請求
- (3) 弁理士試験受験手数料
- (4) 特定の手続のうち磁気ディスクへの記録を求めなければならない手続に係る電子化手数料
- (5) 特許権等の移転登録等の際に必要な登録免許税

### 3. 現金納付手続の準備

#### (1) 事前手続

①現金納付の希望者は、特許庁長官に対し現金納付に係る識別番号の付与の請求をします

（現金手続令2（1））（識別番号付与請求書の様式に関しては、（参考1）参照）

②特許庁長官は、当該請求者に対して識別番号を付与し、通知します（現金手続令2（2））。

③識別番号を付与された者は、特許庁長官に対し納付書の交付を請求します（現金手続令4

（1）（納付書交付請求書の様式に関しては、（参考2）参照））。なお、現金納付に係る識別番号付与請求書により納付書の交付請求を併せてすることができます。

④特許庁長官は、当該納付書の請求者に対し、住所・氏名・識別番号・納付書番号等の必要事項を印刷した4枚綴りの納付書（（参考3）参照）を交付します（現金手続令4（2））。

## (2) 納付手続

出願人等の申請者は、特許庁より交付された納付書に納付金額及び納付すべき手続の種類を記載し、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）窓口から手数料等を納付して、「納付書・領収証書」及び「納付済証（特許庁提出用）」を受領します（この際の納付手数料は不要です。）。

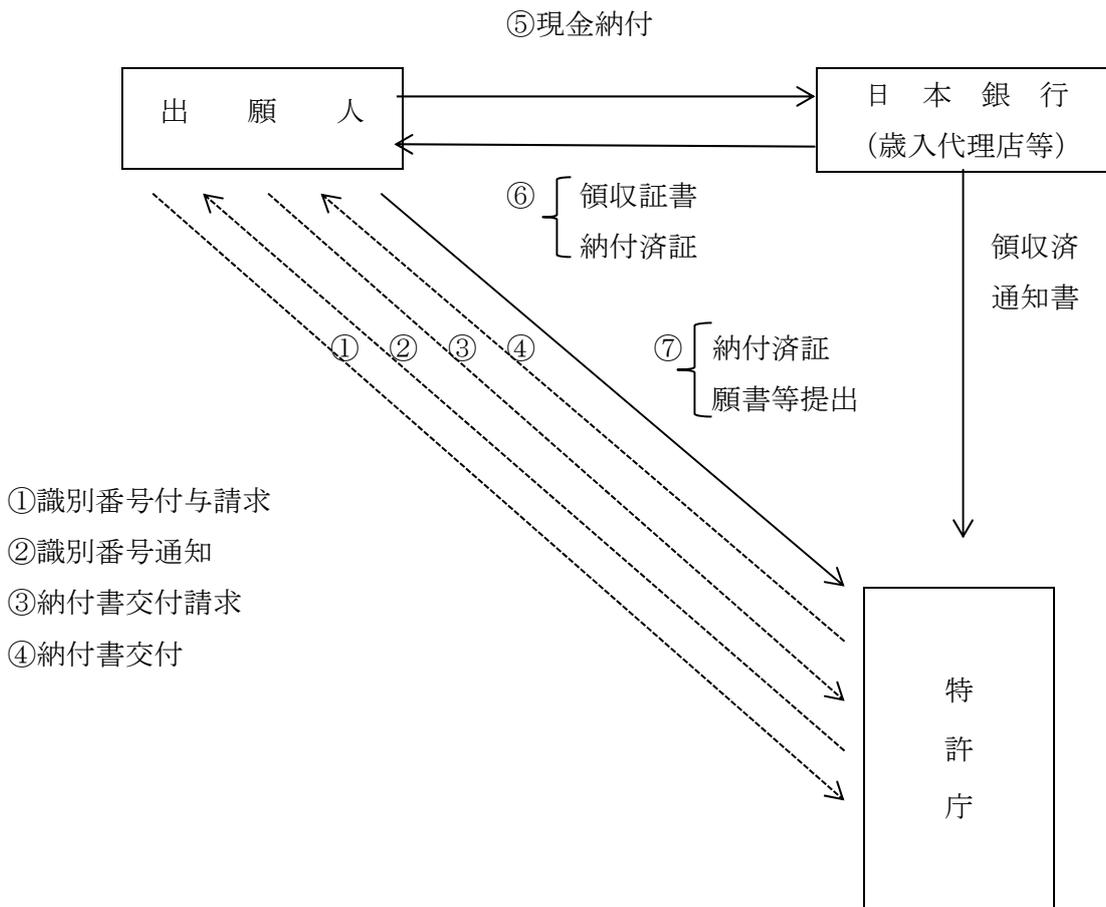
## (3) 出願書類等の申請手続

- ①書面による手続の場合、「納付済証（特許庁提出用）」を手続書面に添付して特許庁長官に提出します。
- ②オンライン手続の場合、当該手続に係る手数料等を納付した納付書に記載された納付書番号を記録するとともに、納付済証（特許庁提出用）を手続補足書により、特許庁長官へ提出します。
- ③現金納付の場合は、「手数料等の日本銀行への納付」及び「手続書類の特許庁への提出」が完了した日を、その納付がされた日とします。（現金手続令7(1)）

## (4) 手数料等の返還の手続

- ①日本銀行へ納付した手数料等に対応する手続を行わなかった場合の納付した手数料等の返還については、当該手数料等を日本銀行へ納付した日から一年を経過した後は、請求することができません。（特195(12)、特例法40(7)）。
- ②上記手数料等の返還の手続は、「既納手数料等返還請求書」に納付書・領収証書及び納付済証（特許庁提出用）を添付して行います。

#### 4. 現金納付手続フロー



現金納付に係る識別番号付与請求書の作成要領は、次のとおりです。

(参考1)

#### 現金手続令様式第1 (第2条関係)

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 現金納付に係る識別番号付与請求書          |    |
| (令和      年      月      日) |    |
| 特許庁長官                     | 殿  |
| 1. 請求人                    |    |
| 識別番号                      |    |
| 郵便番号                      |    |
| 住所又は居所                    |    |
| 氏名又は名称                    |    |
| (国 籍)                     |    |
| 2. 代理人                    |    |
| 識別番号                      |    |
| 郵便番号                      |    |
| 住所又は居所                    |    |
| 氏名又は名称                    |    |
| (3. 納付書交付請求枚数             | 枚) |

[備考]

備考1から17は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第1（識別番号付与請求書）の備考1から17と同様（12を除く）。

12 第2条、又は、例施規3の規定による識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄を設けるには及ばない。

18 第4条第1項ただし書きの規定により識別番号の付与の請求と同時に納付書の交付を請求する場合は、「2. 代理人」の欄の次に「3. 納付書交付請求書枚数」の欄を設けて納付書交付請求枚数を記載する。

納付書交付請求書の作成要領は、次のとおりです。

(参考2)

現金手続令様式第2（第4条関係）

|                 |   |
|-----------------|---|
| 納 付 書 交 付 請 求 書 |   |
| (令和 年 月 日)      |   |
| 特許庁長官           | 殿 |
| 1. 請求人          |   |
| 識別番号            |   |
| 住所又は居所          |   |
| 氏名又は名称          |   |
| 2. 納付書交付請求枚数    | 枚 |

[備考]

1 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

2 日本に営業所を有する外国法人にあって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

3 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考1に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。

4 その他は、様式第1（現金納付に係る識別番号付与請求書）の備考1から3まで、5から8まで及び12から16までと同様とする。

(第1片)

**領収済通知書** (国庫金)

(記入例) 0123456789

〒100-8915  
千代田区外神田3-4-3  
特許庁 特許課  
特許庁長官

納付場所  
日本銀行 支店、代理店  
又は個人代理店

納付金額

現金納付

上記の金額を納付しました。  
(領収日付印)

この書面は、機械処理されますので、汚したり折り返したりしないで下さい。

(第2片)

**領収控** (国庫金)

〒100-8915  
千代田区外神田3-4-3  
特許庁 特許課  
特許庁長官

納付場所  
日本銀行 支店、代理店  
又は個人代理店

納付金額

現金納付

上記の金額を納付しました。  
(領収日付印)

(第3片)

**納付書・領収証書 (国庫金)**

年度  会計番号  主管又は所管番号  取扱庁番号  官署コード  
 科目コード  納付書番号  課別番号

四法  手続種別  納付金額  千  百  十  円

納付場所  
 日本銀行等、支店、代理店  
 又は個人口座

(住所)  
 (氏名)

昭和55年5月1日以降  
 現金送金入場入  特許特別会計

経済産業省所管  特許庁

納付目的  特許料等

上記の金額を領収しました。  
 (領収日付印)

殿

(第4片)

**納付済証 (特許庁提出用) (国庫金)**

年度  会計番号  主管又は所管番号  取扱庁番号  官署コード  
 科目コード  納付書番号  課別番号

四法  手続種別  納付金額  千  百  十  円

○(金融機関の方へ) 領収印を捺捺の上、納付書・領収証書と共に納付される方にお渡し下さい。

納付場所  
 日本銀行等、支店、代理店  
 又は個人口座

(住所)  
 (氏名)

昭和55年5月1日以降  
 現金送金入場入  特許特別会計

経済産業省所管  特許庁

納付目的  特許料等

上記の金額を領収しました。  
 (領収日付印)

殿

Cこの納付済証(特許庁提出用)を、出願書類等と共に特許庁に提出すること。

(第4片裏面)

1. 「四法」欄は、表1に従ってコードを記載してください。
2. 「手続種別」欄は、表2に従ってコードを記載してください。

【表1 四法コード】

| 四 | 法 | コード |
|---|---|-----|
| 特 | 許 | 1   |
| 実 | 用 | 2   |
| 意 | 匠 | 3   |
| 商 | 標 | 4   |
| 共 | 通 | 5   |

【表2 手続種別コード】

| 手 | 続 | 名   | コード |
|---|---|---|-----|
| 出 | 願 | 関係の手続   | 010 |
| 審 | 査 | 請求又は実用新案技術評価の請求   | 011 |
| 承 | 継 | の届出   | 012 |
| 期 | 間 | の延長又は期日の変更の請求   | 013 |
| 書 | 類 | 、ひな形若しくは見本の閲覧、謄写の請求又は秘密意匠を示すべきことの請求   | 021 |
| 証 | 明 | の請求   | 022 |
| 工 | 業 | 所有権に関する手続等の特例に関する法律第2条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う閲覧の請求又はファイルに記録されている事項を記載した書類の交付の請求 | 023 |
| 特 | 許 | 原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求                   | 024 |
| 書 | 類 | の謄本又は抄本の交付の請求   | 025 |
| 特 | 許 | 証又は登録証の再交付の請求   | 026 |
| 特 | 許 | 協力条約に基づく国際出願等に関する法律又はこれに基づく命令関係の手続  | 030 |
| 審 | 判 | 又は再審の請求   | 040 |
| 異 | 議 | の申立て  | 041 |
| 判 | 定 | の請求、裁定の請求、裁定の取消しの請求、審判若しくは再審への参加申請、異議の申立てについての審理への参加申請又は明細書若しくは図面の訂正の請求         | 042 |
| 特 | 許 | 料又は登録料の納付（設定登録、更新登録又は更新登録申請時に納付するもの）  | 051 |
| 特 | 許 | 料、割増特許料、登録料又は割増登録料の納付（051以外のもの）   | 052 |
| 予 | 納 |   | 060 |

## 5. 電子現金納付の概要

インターネット出願ソフトで納付番号を取得し、インターネットバンキングやPay-easy（ペイジー）対応ATMから手数料の納付を行う納付方法です。

なお、特許庁のインターネット出願システムからインターネットバンキングにリンクしているため、納付番号取得から納付金額の支払い処理まですることができます。

※電子現金納付では、手数料の納付を必要とする書類一件ごとに納付番号の取得手続を行う必要があります。

### (1) 納付手続

①電子現金納付の希望者は、インターネット出願ソフトを使用して「電子現金納付者カナ氏名」、「電子現金納付専用パスワード」を登録します。

②「納付番号」を取得します。

(注) 納付番号は取得した翌日から30日を経過すると利用できなくなります。

③納付番号取得後、その納付番号によりインターネットバンキング又はATMを利用して手数料を振り込みます。

※ATMを利用した振込の場合は、Pay-easy（ペイジー）が利用できる専用ATMからのみとなります。

※金融機関の窓口からの支払はできません。

電子現金納付手続の操作は、「電子出願ソフトサポートサイト」の「インターネット出願ソフト」から、「操作マニュアル」をご参照ください。

(2) 出願書類等の申請手続

料金の必要な各手続に係る様式の「【手数料の表示】」又は「【特許料の表示】」若しくは「【登録料の表示】」の欄に「【納付番号】」の欄を設け、納付番号を記載します（例施規41の9）。

(3) 手数料等の返還の手続

① 日本銀行へ納付した手数料等に対応する手続を行わなかった場合、納付した手数料等の返還については、当該手数料等を日本銀行へ納付した日から一年を経過した後は、請求することができません（特195(12)、特例法40(7)）。

② 上記手数料等の返還の手続は、「既納手数料返還請求書（電子現金納付）」を特許庁長官へ提出します。

## 6. 電子現金納付の対象となる料金

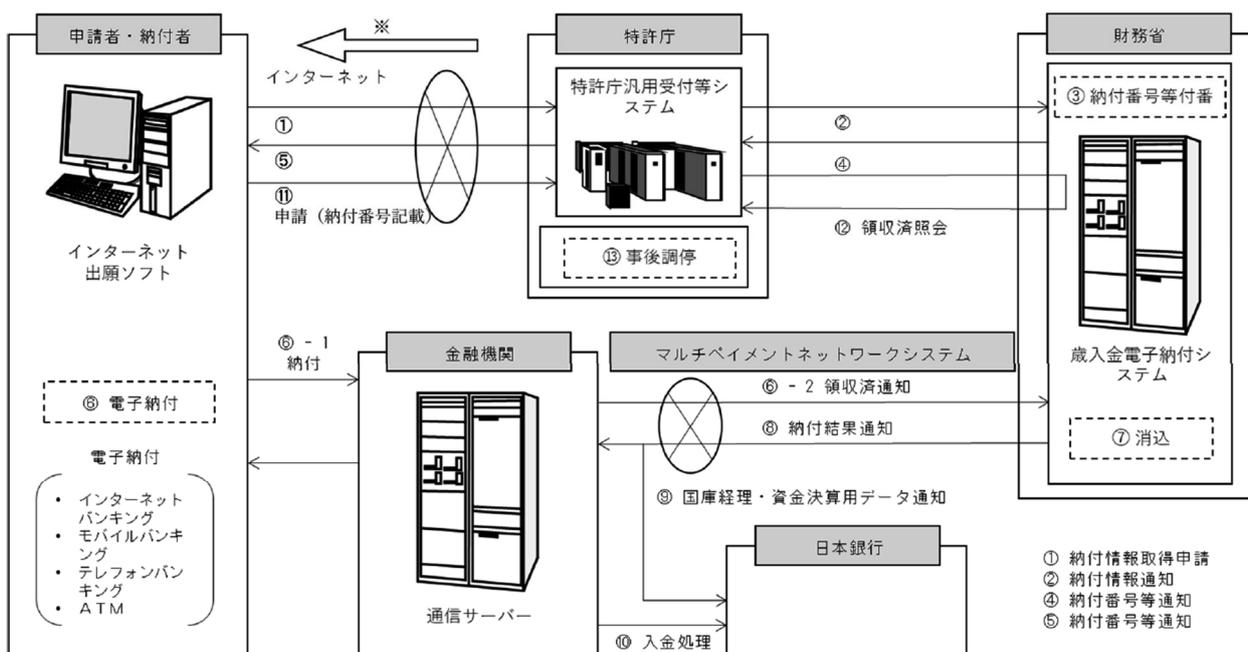
電子現金納付制度は、以下の料金を除いた工業所有権に関する全ての料金について利用可能です。

<電子現金納付制度を利用することができない手続>

(1) 弁理士試験受験手数料

(2) 特定の手続のうち磁気ディスクへの記録を求めなければならない手続に係る電子化手数料

特許庁における申請・届出等の手続に伴う手数料等の電子納付に関する業務フロー



※ 事前にインターネット出願ソフトを特許庁HPよりダウンロード(無料)する必要があります。

## 第七節 口座振替納付制度

### 1. 口座振替納付の概要

国庫金の電子決済インフラの整備に伴って、特許料又は登録料及び手数料（以下「手数料等」といいます。）の料金納付手続の簡素化を図る観点から、2009（平成21）年1月1日より、従来の納付方法に加え、金融機関の預貯金口座からの振替による納付を可能とする口座振替納付制度を導入しました。

この口座振替は、手数料等の納付手続の際の申出により、本人の預貯金口座から当該手数料等をリアルタイムで引き落とす制度ですが、この制度を利用できるのは、オンラインによる手続をした場合に限定されます（※書面で手続される場合は利用できません）。

### 2. 口座振替による納付ができる者

以下の条件を全て満たす者が対象となります。

- (1) 識別番号が付与されている者
- (2) オンライン手続ができる者
- (3) 下記「4. 事前登録」を行い、特許庁から「振替番号登録通知」が通知されている者

※ 上記要件において、オンライン手続ができない者であっても、手数料等の包括納付、自動納付による納付について、別途事前の申出により、口座振替納付は可能です。

### 3. 口座振替納付の対象となる手数料等

口座振替により納付ができる手数料等は、オンライン手続ができるすべての特許料等及び手数料の納付と、特許料又は登録料の包括納付制度及び自動納付制度（別途事前の手続が必要です）です。

※ 具体的な例示は、第五節「2. 予納により納付することができる手数料等」の項を参照してください。

### 4. 事前登録

- (1) 口座振替による納付をする者は、あらかじめ特許庁長官に必要事項を記載した書面を提出します。

① 書面（書式）は、特許庁ホームページに掲載の「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書（新規）（以下「申出書」といいます。）」（【納付者保管用】【特許庁保管用】【金融機関保管用】の3枚1組）を利用し、【納付者保管用】に必要事項を入力した後、印刷してください。

※ 入力方法等の詳細は、特許庁ホームページをご覧ください。

② 「申出書」には、金融機関に登録されている印鑑を押印し、【特許庁保管用】、【金融機関保管用】の2枚を特許庁に提出してください。なお、【納付者保管用】は、納付者の方が大切に保管してください。

③ 記載内容に不備があった場合には、提出された「申出書」2枚を返却しますので、新たに

「申出書」を作成するか、訂正を行い（訂正箇所銀行印による訂正印が必要です。）再度提出してください。

(2) 振替番号の通知

特許庁長官は、申出書を受理したときは、これに「振替番号」を付与し、その番号を提出者に通知します。

## 5. 出願書類等の納付手続

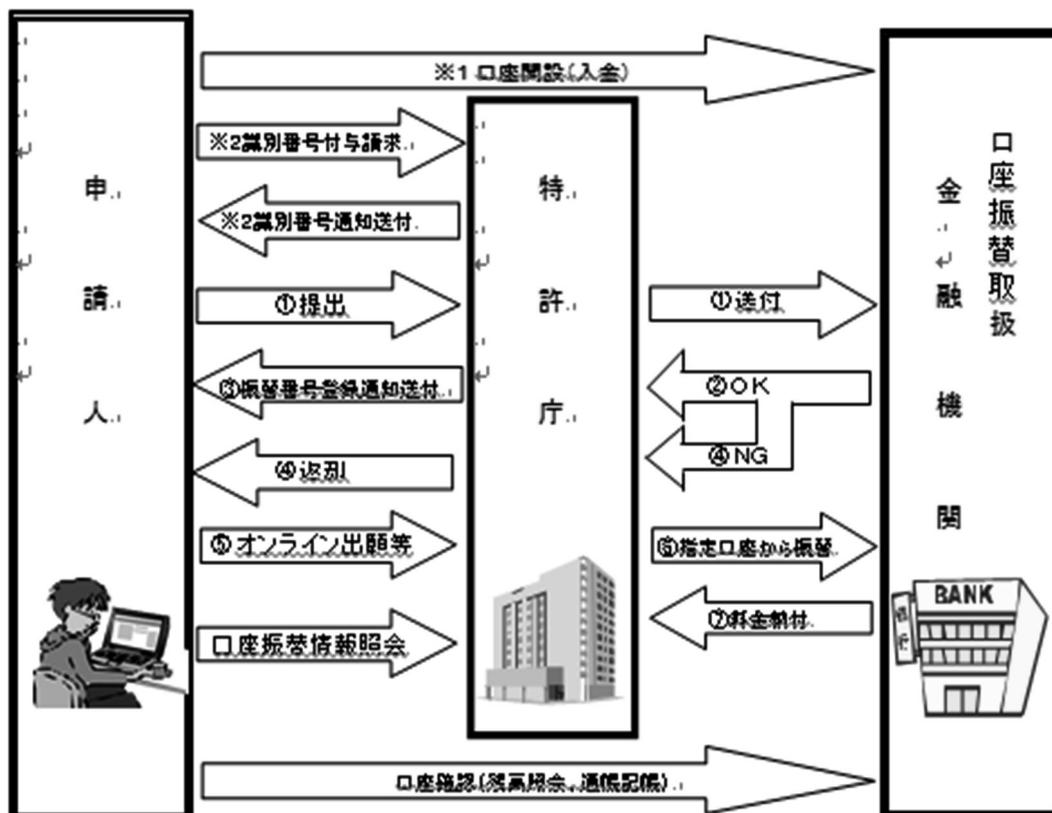
- (1) 手続者は、手続書類の【手数料の表示】等の欄に、【振替番号】および【納付金額】の項目を設け、振替番号および手数料等の金額を記載して手続をします。
- (2) 特許庁は、振替番号から振替情報を取得し、財務省会計センターより納付番号を取得します。
- (3) 特許庁は、取得した納付番号を用い、法令および三者間契約に基づき手続者に代わり、金融機関に対し振替（納付）の要求を行います。
- (4) 手続書類に記載された手数料等の金額より預金残高がある場合は、振替は完了しますが、預金残高が不足する場合は、振替ができませんので料金に係る補正（補充）指令の対象となります。
- (5) 手続者は、随時、振替番号毎の情報照会や預金通帳の記帳により振替状況を確認することができます。

## 6. 取扱い金融機関名

口座振替は、特許庁への口座振替が可能な金融機関に限られます。取扱金融機関の最新情報は、特許庁ホームページ「[口座振替による納付\(取扱金融機関一覧\)](#)」に掲載しています。

- (注) バーチャル口座等、一部ダイレクト方式の口座振替の取扱いができない口座があります。取扱いは、金融機関によって異なりますので、各金融機関にご確認ください。

## 7. 口座振替納付の手続フロー



- ①、④ 口座振替納付申出書・依頼書(金融機関保管用、特許庁保管用)。
- ② 口座振替納付申出書(特許庁保管用のみ)。
- ※1 口座振替取扱金融機関に預金口座がない者。
- ※2 識別番号がない者。
- \* ①～④は事前手続。
- \* ⑤～⑦は納付手続。

## 8. 申出書等の提出先

- (1) 窓口に提出  
特許庁1階 出願課受付窓口
- (2) 郵送で提出  
〒100-8915  
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
特許庁長官 あて

## 9. 申出書の提出

申出書は特許庁ホームページからダウンロードして作成できます。

<書式：作成例>

|  |   |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
|--|---|---------------|-------------|----------------|---|-------|-------|------|-------------------|---|---|---|---|---|
| <b>控</b>   | <b>特許料等手数料及び登録免許税ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼<br/>特許料等手数料及び登録免許税ダイレクト方式預金口座振替依頼書（新規）</b> |               | 【納付者保管用】    |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
|  |   |               | XX年 XX月 XX日 |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| <b>特許庁長官 殿</b>   |   |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| <p>私は、特許料等手数料及び登録免許税の納付をダイレクト方式預金口座振替により納付することとしたいので、特許庁長官が発行する手数料額等必要な納付情報を下記指定の金融機関に送付して下さい。</p>   |   |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| <b>取扱金融機関 御中</b>   |   |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| <p>私は、特許料等手数料及び登録免許税をダイレクト方式預金口座振替により納付することとしたいので、下記約定を確約のうえ依頼します。</p>   |   |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| 1. 識別番号・指定預金口座等  |   |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| 識別番号   | 1   | 2             | 3           | 4              | 5 | 6     | 7     | 8    | 9                 |   |   |   |   |   |
| 住 所  | 〒 100-8915  |               |             |                |   |       |       | 電話番号 | 03-3581-1101      |   |   |   |   |   |
|  | 東京都千代田区霞が関3-4-3   |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| フリガナ<br>納付者<br>氏名<br>(口座名義人)   | カブシキガイシャ ○○○ ダイヒョウトリシマリヤク △△ □□   |               |             |                |   |       |       |      | 金融機関お届け印<br><br>印 |   |   |   |   |   |
|  | 株式会社 ○○○ 代表取締役 △△ □□  |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| 指 定<br>金融機関  | 金融機関コード   |               |             |                |   | 支店コード |       | 預金種別 | 口座番号              |   |   |   |   |   |
|  | 金融機関名   |               |             |                |   |       |       | 支店   | 1. 普通             |   |   |   |   |   |
| ゆうちょ<br>銀 行  | 金融機関コード   | 9             | 9           | 0              | 0 | 預金種別  | 1. 通常 |      |                   |   |   |   |   |   |
|  | 記号(桁目がある場合は※欄にご記入下さい)   | 番号(右側でご記入下さい) |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
|  | 1   | 2             | 3           | 4              | 5 | ※     | 0     | 1    | 2                 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 2. 対象料金  |   |               |             | 特許料等手数料及び登録免許税 |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| 3. 振替日時  |   |               |             | 振替情報送付日時       |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| 4. 振替開始日   |   |               |             | 振替番号発行後        |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| 約 定  |   |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |
| <p>1. 特許庁から私名義の納付情報が送付されたときは、私に通知することなく、納付情報に記載された金額を指定預金口座から引き落としのうえ納付して下さい。なお、この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差しつかえありません。</p> <p>2. 前項の指定預金口座からの引き落としにあたっては、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。</p> <p>3. 振替時において納付情報記録金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく納付情報を返戻しても差しつかえありません。</p> <p>4. この契約を解約するときは、私から特許庁長官を経由して指定した金融機関に書面をもって届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり特許庁から納付情報の送信がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものと取り扱って差しつかえありません。</p> <p>5. このダイレクト方式預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。</p> |   |               |             |                |   |       |       |      |                   |   |   |   |   |   |

※ 入力方法等の詳細は、特許庁ホームページをご覧ください。

## 10. 口座振替納付の解約

口座振替による納付の届出を解約するときは、「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替解約届」を提出してください。

<書式：作成例>

| <b>特許料等手数料及び登録免許税ダイレクト方式預金口座振替解約届</b> <span style="float: right;">【納付者保管用】</span> |   |
|---|---|
| <b>控</b>  | XX年 XX月 XX日   |
| <b>特許庁長官 殿</b>  | 私は、特許料等手数料及び登録免許税のダイレクト方式預金口座振替契約を解約したいので、下記指定の金融機関に送付してください。   |
| <b>取扱金融機関 御中</b>  | 私は、貴金融機関に依頼している下記のダイレクト方式預金口座振替契約を解約したいのでお届けします。  |
| 1. 識別番号・指定預金口座等   |   |
| 識別番号  | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 振替番号 9 9 9 9 9 9 9 9  |
| 住 所   | 〒 100-8915<br>東京都千代田区霞が関3-4-3 <span style="float: right;">電話番号 03-3581-1101</span>  |
| フリガナ<br>納付者<br>氏名<br><small>(口座名義人)</small>                                       | カブシキガイシャ ○○○ ダイヒョウトリシマリヤク △△ □□ <span style="float: right;">金融機関お届け印</span><br>株式会社 ○○○ 代表取締役 △△ □□ <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">印</span> |
| 指 定<br>金融機関   | 金融機関コード           支店コード           預金種別           口座番号          <br>金融機関名           支店           1.普通  |
| ゆうちょ<br>銀 行   | 金融機関コード 9 9 0 0 預金種別 1.通常<br><small>記号(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい) 番号(右側でご記入下さい)</small><br>1 2 3 4 5 ※ 0 1 2 3 4 5 6 7   |

※ 入力方法等の詳細は、特許庁ホームページをご覧ください。

## 第八節 指定立替納付制度（クレジットカード納付）

### 1. 指定立替納付制度の概要

公金の支払いにおける決済方法としてクレジットカードの利用が普及してきている中、特許料又は登録料及び手数料（以下「手数料等」といいます。）の納付における出願人等の更なる利便性向上を目的として、料金納付手続の簡素化を図る観点から、平成31年4月1日から、クレジットカードを利用した指定立替納付制度を導入しました。また、令和4年4月1日から、オンライン手続に限定していた指定立替納付について、特許庁窓口においても利用可能となりました。

この指定立替納付は、出願等の手続をする際に、申出により本人のクレジットカードによる決済で手数料等を納付する制度です。この制度を利用できるのは、オンライン手続をする場合と、特許庁窓口において手続する場合に限定されます。以下、オンライン手続で指定立替納付を利用される場合は＜オンラインの場合＞の項目を、特許庁窓口において指定立替納付を利用される場合は＜窓口の場合＞の項目を、どちらにも共通する事項は＜共通＞の項目を、それぞれご参照ください。

### 2. 指定立替納付者による納付ができる者

以下の条件を全て満たす者が対象となります。

＜オンラインの場合＞

- (1) 識別番号が付与されている者
- (2) オンライン手続ができる者
- (3) クレジットカード（3Dセキュア対応）を持っている者

＜窓口の場合＞

- (1) 識別番号が付与されている者

※識別番号をお持ちでない場合、窓口において別途、識別番号付与の申請手続を行っていただきます。

- (2) クレジットカード（3Dセキュア対応）を持っている者
- (3) QRコードの読み取りが可能なスマートフォン又はタブレットを持っている者

### 3. 指定立替納付者による納付の対象となる手数料等

＜オンラインの場合＞

オンライン手続ができる全ての手数料等が納付の対象となります。

※具体的な例示は、第五節「2. 予納により納付することができる手数料等」の項を参照してください。

＜窓口の場合＞

特許庁窓口において手続ができる全ての手数料等が納付の対象となります。

### 4. 事前準備

＜共通＞

(1) 指定立替納付者による納付をする者は、クレジットカード発行会社のサイトで「3Dセキュア」(本人認証サービス)の登録を行ってください。

- ・「3Dセキュア」(本人認証サービス)の詳細及び登録方法は、クレジットカード発行会社によって異なりますので、発行会社へお問い合わせください。

(2) 指定立替納付者による納付が利用できる環境(ブラウザ)は以下となります。

- ・Microsoft Edge 最新安定版
- ・Google Chrome 最新安定版
- ・Mozilla Firefox 最新安定版

<窓口の場合>

(3) 手続きを行うためには、以下の3点を準備した上で必ず窓口を持参してください。

- ・作成した手続き書面
- ・3Dセキュア登録済みのクレジットカード(又はクレジットカード番号、セキュリティコード等のクレジットカード情報)
- ・QRコードの読み取りが可能なスマートフォン又はタブレット

## 5. 出願書類等の納付手続

<オンラインの場合>

(1) 出願タブ、請求タブで行う手続では、手続者は、手続き書類の【手数料の表示】等の欄に、【指定立替納付】及び【納付金額】の項目を設け、【納付金額】の欄に手数料等の金額を記載して手続をします。

※【指定立替納付】の欄は空白とし、何も記載しないでください。

※手続き書類を複数件まとめて提出することにより、まとめてクレジットカードで決済をすることができます。ただし、1,000万円以上の金額は一度に手続できません。また、与信枠を超える決済はできませんので御留意ください。

※手続者とクレジットカード会社間で定められた方法(会員規約)で料金の精算がなされます。

(2) 国際出願タブで行う申請書類の作成方法は、電子出願ソフトサポートサイト>申請書類の作成>申請書類の書き方ガイド>PCT国際出願手続ガイドラインをご参照ください。

(3) 特殊申請タブで行う送付票の作成方法は、電子出願ソフトサポートサイト>申請書類の作成>操作マニュアル>IV.操作編>第6章特殊申請をご参照ください。

## 6. 特許庁窓口における指定立替納付の流れ

(1) 特許庁に来庁いただき、受付窓口において利用者が作成した手続き書面を職員に提示します。

(2) 特許庁職員が内容を確認し、四法や手続種別、金額等をシステムに入力し、決済画面用QRコードを生成の上、利用者に提示します。

(3) 利用者は、職員から提示されたQRコードを、ご自身のスマートフォン又はタブレットなどの端末で読み取ります。

(4) QRコード読み取り画面からクレジットカード情報入力画面に遷移しますので、セキュリティコード等を入力し、決済してください。

(5) 決済完了画面が表示されますので、特許庁職員に提示し、書類を提出してください。

## 7. 手数料等の返還の手続

<共通>

指定立替納付者による納付をした手続の手数料等の返還は、返還請求書を提出することにより、特許庁からクレジットカード会社へ返納されます。その後、クレジットカード会社が手続者へ精算を行います。

返還請求をする際の返還請求書には【返還金振込先】欄内の各項目に「-（ハイフン）」を記載してください。

<記載例>

### 【返還金振込先】

|         |   |
|---------|---|
| 【金融機関名】 | — |
| 【口座種別】  | — |
| 【口座番号】  | — |
| 【フリガナ】  | — |
| 【口座名義人】 | — |

## 8. 利用可能なクレジットカード

<共通>

特許庁が指定した指定立替納付者（国際ブランド加盟店契約会社）が扱うことのできるクレジットカードのみ利用できます。利用できるクレジットカードの最新情報は、特許庁ホームページ「クレジットカード納付（指定立替納付）」に掲載しています。

## 9. 利用時間の制限

<オンラインの場合>

書類の送信直前に、クレジットカードで決済を行いますので、以下の時間帯は、クレジットカードで決済が行えないため、指定立替納付での手続きが行えません。

《決済不可時間帯》

◆特許庁サーバのメンテナンス時間中（特許庁サーバ稼働状況ページで御確認ください。）

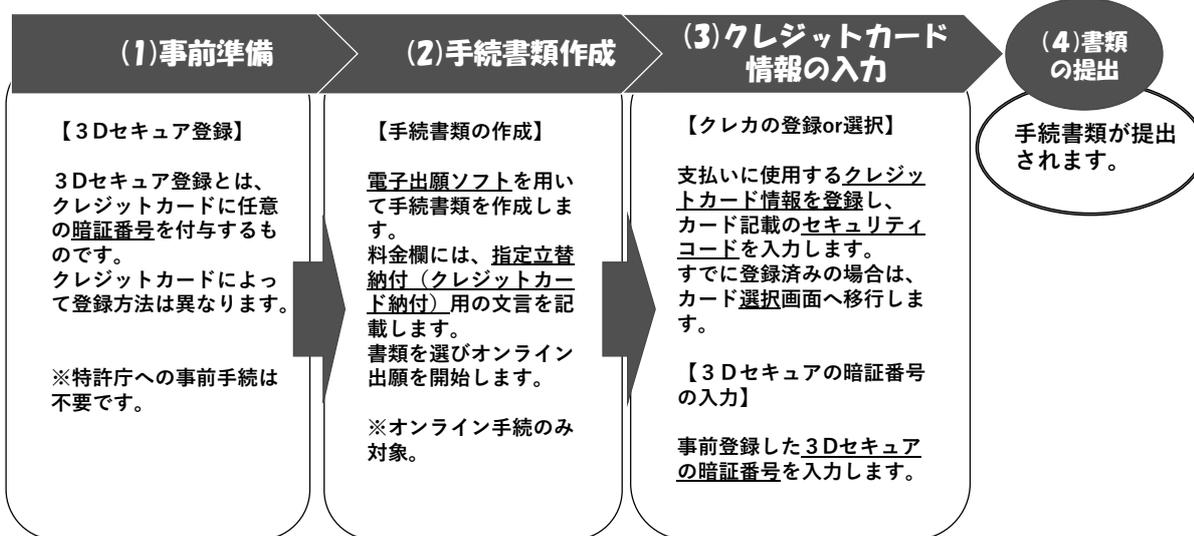
◆申請人利用登録による電子証明書追加の後、特許庁による証明書の内容確認完了までの期間

<窓口の場合>

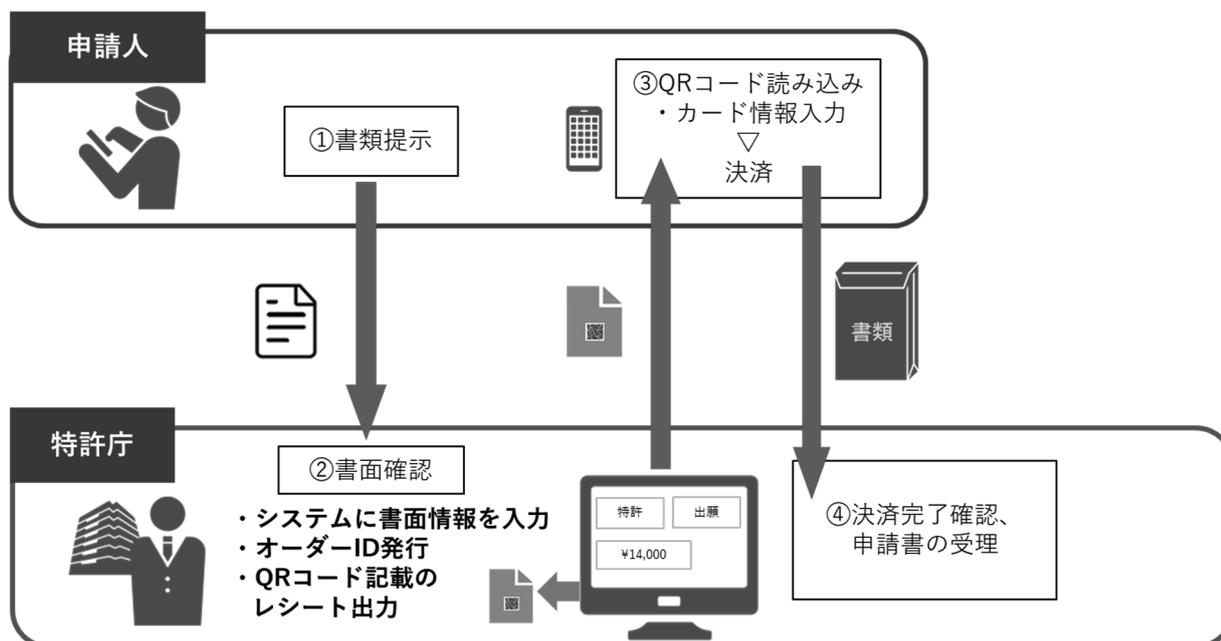
平日の9時から17時までです。なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は、閉庁となります。

## 10. 指定立替納付の手続フロー

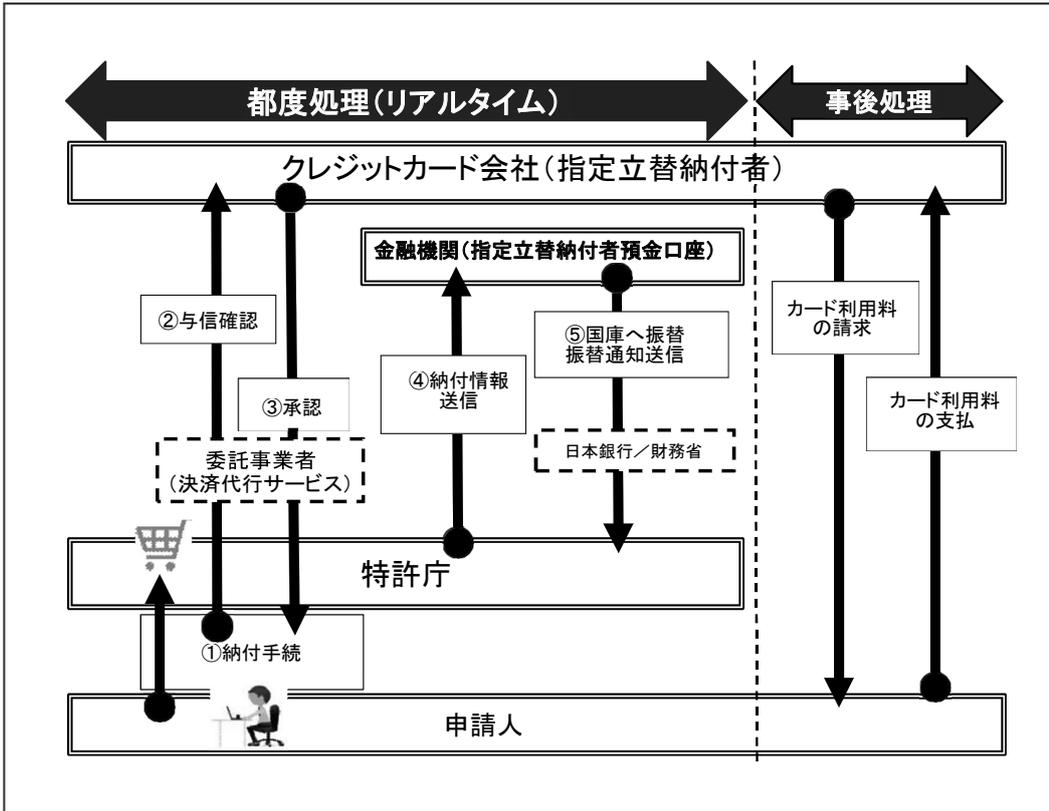
<オンラインの場合>



<窓口の場合>



<処理の流れ>



## 第九節 識別番号付与請求書、氏名（名称）変更届等の却下

### （識別番号付与請求書等の却下）

識別番号付与請求書、氏名（名称）変更届、住所（居所）変更届、包括委任状提出書、包括委任状取下書、予納届、予納書、予納者の地位の承継届、口座振替による納付の申出、代理人届、包括納付申出書、包括納付援用制限届、包括納付取下書、自動納付申出書、自動納付取下書、現金納付に係る識別番号付与請求書及び納付書交付請求書が次に掲げる事項に該当する場合には、当該請求書又は届出書等は特例法第41条第2項において準用する特許法第18条の2第1項の規定により却下するものとする（手続書類に添付した書面全体から特定することができるものを除く。）。

### （却下の事由）

- (1) 請求人、氏名（名称）を変更した者、住所（居所）を変更した者、提出者、届出者、予納者、承継人又は申出人が記載されていない書面をもって手続をしたとき。
- (2) 在外者が、日本国内に住所（居所）を有する代理人によらないで手続したとき（特許管理人を有する在外者が日本国に滞在している場合にするときを除く。）。
- (3) 一つの書面で、二以上の手続をしたとき（氏名（名称）変更と住所（居所）変更届及び現金納付に係る識別番号付与請求と納付書交付請求については除く。）。
- (4) 一つの包括委任状提出書に、二以上の包括委任状を添付して手続をしたとき。
- (5) 一つの包括委任状取下書に、二以上の包括委任状番号を記載して手続をしたとき。
- (6) 識別番号を付与されている者が、識別番号付与請求書を提出したとき。
- (7) すでに予納届（予納届の効力を失っているときを除く。）をし、予納台帳番号を有する者が予納届を提出したとき。
- (8) 新氏名又は新名称が記載されていない書面をもって手続をしたとき（氏名（名称）変更届）。
- (9) 新住所又は新居所が記載されていない書面をもって手続をしたとき（住所（居所）変更届）。
- (10) 包括委任状が添付されていないとき（包括委任状提出書）。
- (11) 納付済証（特許庁提出用）がはられていないとき又は納付済証（特許庁提出用）以外の収入印紙、切手、証紙、小切手等がはられていたとき（予納書）。
- (12) 予納届の効力を失った後に提出したとき（予納書、予納者の地位の承継届（残余に相当する額があるときを除く。））、代理人届）。
- (13) 包括納付申出書に記載された特定出願人（及び特定代理人）が、既に提出されている申出書の記載と重複しているとき。
- (14) 自動納付申出書に記載された特許番号（実用新案登録番号、意匠登録番号）が、既に提出されている申出書の記載と重複しているとき。



## 第二章 特許出願の手続



## 第一節 願書の作成方法

### I 特許出願の願書の作成に際しての留意事項

#### 1. 発明者について

発明者は、自然人（個人）の氏名及び住所又は居所をもって表示しなければなりません。したがって、法人や団体が発明者となることは認められません。

また、発明者は、特許請求の範囲に記載された発明の発明者のみでなく、明細書又は図面に記載された発明の発明者についても記載しなければなりません。

なお、【氏名】は、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。外国籍を有する者も、同様に扱われます。

#### 2. 出願人について

(1) 権利能力（権利の主体となることができる資格）を有していること

① 自然人（個人）又は法人でなければなりません。

i 任意に組織された法人格のない団体は出願人となることができません。

ii 出願人が自然人（個人）の場合には、氏名は戸籍上のものを記載します。ペンネーム、芸名、雅名等の変名や通称名をもって出願することはできません。なお、【氏名又は名称】の記載において、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。外国籍を有する者も、同様に扱われます。

iii 個人事業者が、屋号（〇〇商店）等をもって出願することは認められませんので、このような場合は個人名義で出願します。

iv 出願人が法人の場合には、法人の名称及び住所は登記簿等に登記されている名称及び本店住所を正確に記載し、その代表者の氏名を併せて記載します。なお、法人の【代表者】の記載において、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。外国籍を有する者も、同様に扱われます。

② 日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない外国人は、下記のいずれかの条件に該当する場合を除き、特許権及びその他の特許に関する権利を享有することができません（特25）。

i その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他の特許に関する権利の享有を認めているとき（相互主義）

ii その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他の特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他の特許に関する権利の享有を認めることとしているとき（相互主義）

iii 条約に別段の定めがあるとき（パリ条約（2、3条）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（2、3条）又は二国間条約等によって認められる国民）

(2) 手続能力を有していること

① 未成年者及び成年被後見人並びに被保佐人（特7）

- i 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人（親権者、後見人等）によらなければ手続をすることができません。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときはこの限りではありません。未成年者は原則父母が共同で親権者となります（民法818(3)）。
  - ii 被保佐人が手続をする場合には、保佐人の同意を得なければなりません。
  - iii 法定代理人が手続をする場合で、後見監督人があるときは、その同意を得なければなりません。
  - iv これら手続能力のない者のした手続は、追認することができます（特16）。
- ② 在外者（特8(1)）（日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者）
- 在外者は、特許管理人（日本国内に住所又は居所を有する代理人）によらなければ、手続をし、又は特許法若しくは同法に基づく命令の規定により行政庁のした処分を不服として訴えを提起することができません。ただし、特許願（特許法第44条第1項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、同法第46条第1項又は第2項の規定による出願の変更に係る特許出願及び同法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願を除く。）、先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願における先の特許出願の認証謄本を提出する物件提出書及び欠落補完における優先権主張基礎出願の写しを提出する物件提出書の提出は除きます（特施令1、特施規4の4）。

(3) 特許を受ける権利を有していること

- ① 特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないときは、当該出願は拒絶されます（特49(7)）。
- ② 特許を受ける権利は、移転することができます（特33(1)）。
- ③ 特許出願前の特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができません（特34(1)）。
- ④ 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ特許出願をすることができません（特38）。
- ⑤ 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができません（特33(3)）。

### 3. 願書中表示された法律関係又は事実関係を証明する書面について

- (1) 次のいずれかに該当するときは、それぞれの事項に係る法律関係又は事実関係を証明する書面を提出しなければなりません。
- ① 未成年者が出願するとき：法定代理人であることを証明する書面として未成年者の戸籍謄本（抄本）、（戸籍謄本（抄本）に表示された本籍地と願書に記載された未成年者及び法定代理人の住所が異なるときは、その者の住民票（住民票に表示された住所、氏名及び本籍地又は生年月日から当人の証明書であることを確認します。））
  - ② 成年被後見人が出願するとき：法定代理人であることを証明する書面として後見登記に関する登記事項証明書（後見登記がなされていないときは、成年被後見人の戸籍謄本（抄

本)、(戸籍謄本(抄本)に表示された本籍地と願書に記載された未成年者及び法定代理人の住所が異なるときは、その者の住民票)

- ③ 被保佐人が出願するとき：保佐人の同意を証明する書面
- ④ 法定代理人が手続する場合で、後見監督人があるとき：後見監督人の同意を証明する書面
- ⑤ 代表出願人を選定して出願するとき：代表者であることを証明する書面
- ⑥ 出願手数料を特許法第195条第5項の規定により国以外の者の持分の割合に乗じて得た額をもって納付するとき：持分を証明する書面（なお、「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載したときは、提出を省略できます。）
- ⑦ 復代理人を選定して出願するとき：出願人から代理人に対しての復任権を記載した代理権を証明する書面
- ⑧ 特許出願の変更、国内優先権の主張及び実用新案登録に基づく特許出願を代理人によりするとき：特別な授權に係る代理権を証明する書面
- ⑨ 微生物に係る発明について特許出願するとき（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその微生物を容易に入手することができる場合を除く。）：ブダペスト条約に基づく受託証のうち最新のものの写し又は特許庁長官の指定する機関にその微生物を寄託したことを証明する書面

## (2) 証明書の提出方法

- ① オンライン手続により出願をした場合
  - i 上記(1)の証明書は出願後3日以内に手続補足書をもって提出します（特例施規19(1)、(2)、20）。
  - ii 上記(1)の内①～⑧の証明書を追完する場合は手続補正書をもって提出します。  
なお、この場合、願書の「【提出物件の目録】」の欄には当該証明書名を記載するに及びません。
  - iii 上記(1)の内⑨の証明書を追完する場合は物件提出書をもって提出します。  
なお、この場合、願書の「【提出物件の目録】」の欄には当該証明書名を記載するに及びません。
- ② 書面により出願をする場合
  - i 上記(1)の証明書を出願と同時に提出する場合は、願書の「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書名を記載するとともに添付書類として当該証明書を提出します。
  - ii 上記(1)の内①～⑧の証明書を追完する場合は、手続補正書をもって提出します。  
なお、この場合、願書の「【提出物件の目録】」の欄には当該証明書名を記載するに及びません。
  - iii 上記(1)の内⑨の証明書を追完する場合は物件提出書をもって提出します。  
なお、この場合、願書の「【提出物件の目録】」の欄には当該証明書名を記載するに及びません。

※なお、戸籍謄本等公的な証明書については原本の提出が必要です。

ただし、日本国内の公的機関が発行する証明書のうち、けん制文字等による偽造防止措置が施されているものについては、電子特殊申請による提出が可能です。その際は、当該証明書の原本をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により偽造防止措置が確認できる電子的記録を添付してください。

なお、上記の方法により提出された公的証明書の真正性に疑義が生じる場合は当該証明書の原本（書面）の提出を求めることがあります。

#### 4. 願書の用紙、文字等の物理的要件について

##### (1) オンライン手続の場合

- ① 1行は40字詰めとし、1ページは50行とします。
- ② 文字は、日本産業規格X0208号で定められている文字を用います。
- ③ 日本産業規格X0208号で定められている文字のうち次の文字は使用できません。
  - i 半角文字
  - ii 「【】」(日本産業規格X0208号区点番号1-58)及び(区点番号1-59)
  - iii 「▲」、「▼」(区点番号2-5)及び(区点番号2-7)ただし、欄名の前後に「【】」又は置き換えた文字の前後に一文字ごとに「▲」、「▼」を用いるときを除きます。

##### (2) 書面の場合

- ① 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはなりません。
- ② 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとします。
- ③ 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とします。
- ④ 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書きます。
- ⑤ 半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはなりません(欄名の前後に「【】」及び「】」又は置き換えた文字の前後に一文字ごとに「▲」、「▼」を用いるときを除きます。)

#### 5. 願書への提出の年月日の記載について

##### (1) 特許庁の窓口へ直接提出する場合

特許庁の窓口へ提出する年月日をなるべく記載します。

##### (2) 郵送する場合

郵便局に差し出す年月日又は投函の年月日をなるべく記載します。

なお、消印が不明な場合は、特許庁に到達した年月日が出願日となるので、書留等による提出をお薦めします（後日、出願日証明書提出書に書留郵便物受領証を添付して提出すれば、出願日を郵便局に差し出した年月日に訂正します。）。

## 6. 出願手数料について

(1) 出願手数料は特許印紙又は現金により納付します。

① 特許印紙による納付を行う場合は、書面に直接貼付します。

② 現金による納付には、予納制度（参照：第一章第五節）、現金納付制度（参照：第一章第六節2～4）、電子現金納付制度（参照：上記同節5）、口座振替納付制度（参照：第一章第七節）、及び指定立替納付制度（参照：第一章第八節）を利用する方法があります。なお、口座振替納付制度を利用できるのはオンラインによる手続に限定されます。また、指定立替納付制度を利用できるのはオンラインによる手続及び特許庁の窓口での書面手続に限定されます。

(2) 国（国みなしを含む。）の出願については手数料を要しません。国と国以外の者との共有に係る出願については、国以外のすべての者の持分の割合に応じた手数料が必要になります。その際には、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

## 7. 願書の「【住所又は居所】」の欄への住所又は居所の記載について

(1) 住所又は居所は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載します。在外者の住所については、行政区画順（国、州、市などの順）に原語表音をカタカナ文字で表示します。

(2) 住民票又は登記簿に「無番地」とあるときは、番地の表示方法の一種ですから、住所の一部として「無番地」と記載します。

(3) 会社、事務所等を居所として表示するときは、「○○株式会社内」、「○○事務所内」のように記載します。

(4) 団地の名称が通称の地名に転化している、又は過去に用いられていた地名が通称として慣用されているような場合も、必ず住民票又は登記簿上の住所を記載します（通称名で出願することは認められません。）。

(5) 法人の住所は、必ず本店の所在地を記載します。

(6) 識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及びません。

## 8. 法人の法的性質の記載について

出願人が法人の場合であって、その名称中に法人であることを表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載します。

## 9. 法人代表者の記載について

代理人手続のときは、手続書面への法人の「【代表者】」の記載は不要です。ただし、代理人によらず法人自ら手続をするときは、手続書面に「【代表者】」の欄を設け、代表者の氏名を記載しなければなりません。提出する各種証明書に関しては、代理人手続又は法人自らの手続、いずれの場合においても、法人の代表者の氏名を記載しなければなりません。

## II 特許出願の願書（通常出願）の作成方法

特許法第36条の規定による特許出願（通常出願）

特施規様式第26（第23条関係）

|            |           |    |
|------------|-----------|----|
| 【書類名】      | 特許願       |    |
| 【整理番号】     |           |    |
| (【提出日】)    | 令和 年 月 日) |    |
| 【あて先】      | 特許庁長官 殿   |    |
| (【国際特許分類】) |           |    |
| 【発明者】      |           |    |
| 【住所又は居所】   |           |    |
| 【氏名】       |           |    |
| 【特許出願人】    |           |    |
| 【識別番号】     |           |    |
| 【住所又は居所】   |           |    |
| 【氏名又は名称】   |           |    |
| 【代表者】 ←    |           |    |
| (【国籍・地域】)  |           |    |
| 【代理人】      |           |    |
| 【識別番号】     |           |    |
| 【住所又は居所】   |           |    |
| 【氏名又は名称】   |           |    |
| (【手数料の表示】) |           |    |
| (【予納台帳番号】) |           |    |
| (【納付金額】)   |           |    |
| 【提出物件の目録】  |           |    |
| 【物件名】      | 特許請求の範囲   | 1  |
| 【物件名】      | 明細書       | 1  |
| 【物件名】      | (図面       | 1) |
| 【物件名】      | 要約書       | 1  |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。

### [備 考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及

- び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「」を用いるときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
  - 6 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
  - 7 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
  - 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
  - 9 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
  - 10 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
  - 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
  - 12 特許出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、特許出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
  - 13 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
  - 14 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考13に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記

載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域を記載する。

- 15 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 16 特許出願人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第26条第1項各号の事項を記載する。
- 17 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁理士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 18 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「特許出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあっては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「特許出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 19 代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 20 「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第27条第2項の規定により特許出願人の権利について持分を記載するときは、「【特許出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「〇／〇」のように分数で記載し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記載し、「【特許出願人】」（特許出願人の権利について持分を記載する場合にあっては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 21 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 22 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口

座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

- 23 第23条第6項の規定により産業技術力強化法第17条第1項（第2項において準用する場合を含む。）に規定する特定研究開発等成果に係る特許を受けようとする出願であるとき又は第23条第7項の規定により科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条（第1号に係る部分に限る。）の規定により国がその一部のみを譲り受けたものに係る特許を受けようとする出願であるときは、「【代理人】」（備考27に該当する場合にあつては「【パリ条約による優先権等の主張】」、備考28に該当する場合にあつては「【先の出願に基づく優先権主張】」）の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「令和〇年度、〇〇省、〇〇委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける特許出願」若しくは「令和〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける特許出願」又は「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条の規定により国がその一部のみを譲り受けたものに係る特許出願」のように記載する。
- 24 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇／〇」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 25 第27条第2項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 26 第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載する。
- 27 第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」

を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国(機関)】)

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国(機関)】)

28 第27条の4第3項の規定により、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」(備考27に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」)の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。)及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

29～31 (省略「第九節 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願」に記載してあります。)

32 「(【提出日】 令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。

- 33 「（【国際特許分類】）」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明を最も適切に表示するものとなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。
- 34 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 35 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 36 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 37 第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考39において同じ。）。)

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 38 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

- 39 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 40 特許法第41条第1項(同項第1号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以上にされなかったものでないと認められるときにするものに限る。)の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張(同項第1号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以上にされなかったものでないと認められるときにするものに限る。)を伴う特許出願」と記載する。また、同法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う特許出願」と記載する。

41 第27条の5第1項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

### Ⅲ 特殊出願の手續及び願書の作成方法

#### 1. 特許出願の分割（特44）

##### (1) 出願の分割

出願人は、2以上の発明を包含する特許出願の一部を1又は2以上の新たな出願とすることができます（特44(1)）。

##### (2) 出願の分割をすることができる時期

出願の分割は、次に掲げる時又は期間内に行うことができます（特44(1)）。

① 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内（特44(1)①）

② 特許をすべき旨の査定（前置審査における特許をすべき旨の査定及び審決によりさらに審査に付された場合における特許をすべき旨の査定を除く。）の謄本の送達があった日から30日以内（特44(1)②）

ただし、上記の期間内であっても、特許権の設定登録がされた後は、特許出願が特許庁に係属しなくなるため、出願の分割をすることはできません。

なお、上記の期間は、請求又は職権により特許料の納付期間が延長された場合にはその延長された期間に限り延長されたものとみなされます（特44(5)）。

③ 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3月以内（特44(1)③）

なお、上記の期間は、請求又は職権により拒絶査定不服審判の請求期間が延長された場合にはその延長された期間に限り延長されたものとみなされます（特44(6)）。

④ 上記②及び③の期間内に分割ができなかった場合であっても、分割出願をする者にその責めに帰することができない理由があるときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、期間の経過後6月以内に限り出願の分割をすることができます（特44(7)）。

※ 意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号。以下、この節において「平成18年改正法」といいます。）が平成19年4月1日に施行され、出願の分割をすることができる期間の時期的制限が緩和されました。ただし、この時期的制限の緩和は平成18年改正法施行日以後の出願である平成19年4月1日以降の特許出願から適用されるため（平成18年改正法附則第3条）、平成19年3月31日までにした出願（特許法第44条第2項の規定により平成19年3月31日までにしたものとみなされるものを含む。）について、出願の分割をすることができる時期は上記①に掲げる時又は期間内のみとなり、上記②又は③に掲げる期間内に出願の分割をすることはできません。また、特許法等の一部を改正する法律（平成20年法律第16号）により、特許出願に係る拒絶査定不服審判時に、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時期を審判の請求と同時にするとき限定する改正規定が平成21年4月1日に施行されました。

※ 特許法等の一部を改正する法律（平成26年法律第36号。以下、「平成26年改正法」といいます。）が平成27年4月1日に施行され、不責事由がある場合の救済が規定されました。

### (3) 出願の分割の効果

新たな出願は、もとの出願の時にしたものとみなされます。ただし、次の事項・手続に関してはこの限りではありません（特44(2)）。

- ① いわゆる拡大された先願の地位(特29の2)（新たな出願の日から起算）
- ② 新規性喪失の例外規定の適用のための手続（特30(3)）（新たな出願と同時、新たな出願の日から起算）

※ なお、平成19年3月31日までにした出願をもとの出願として、外国語書面出願により分割した出願に関しては、次の手続も該当しません（平成18年改正法附則第3条）。

- ③ 翻訳文の提出の手続（新たな出願の日から起算）

### (4) 提出書面の省略

もとの特許出願について提出された新規性喪失の例外の適用を受ける旨を記載した書面及びその適用を受けることができる発明であることを証明する書面、特許出願等に基づく優先権を主張する旨及び先の出願の表示を記載した書面、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する旨並びに最初の出願をした国名及び出願の年月日を記載した書面及びパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の優先権証明書類等は当該新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます（特44(4)）。

ただし、分割出願があった後、もとの出願にした国内優先権の主張が取り下げられた場合又は先の出願の日から経済産業省令で定める期間（1年4月）内にもとの出願が取り下げられたときと同時に優先権の主張が取り下げられたものとみなされた場合（特42(3)、特施規28の4(2)）は、特許出願等に基づく優先権を主張する旨及び先の出願の表示を記載した書面は提出されたものとみなされず、分割出願についての国内優先権主張は失効します。

### (5) 出願審査の請求の期間等

- ① 出願審査の請求の期間は、もとの出願の日から起算しますが（特48の3(1)）、残りの期間が30日未満のとき、又は既に期間が3年を経過したときは、新たな出願の日から30日以内に行うことができます（特48の3(2)）。

ただし、請求期間の経過後であっても、特許出願人は、当該特許出願について出願審査の請求をすることができなかったことが「故意によるものでない」ときは、出願審査の請求をすることができるようになった日から2月以内で、期間の経過後1年以内に限り出願審査の請求をすることができます（特48の3(5)(7)、特施規第31の2(4)）。

※詳細は「第十三節出願審査の請求」を参照してください。

- ② 国内優先権、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張に係る優先権主張書の提出期間は、優先日から1年4月、もとの特許出願の日から4月又は分割出願をした日から1月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）となります。なお、このとき原出願で主張していない優先権の主張をすることはできません。
- ③ パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の優先権証明書類等の提出期間

は、優先権主張の基になる出願のうち最先の出願の出願日から1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日までとなります（特44(3)）。この期間内に優先権証明書類等を提出できなかった場合の手続については、「第十二節優先権主張に関する手続」を参照してください。

- ④ 外国語書面出願（特36の2(1)）の翻訳文の提出期間は、もとの特許出願の日（又は優先日）から1年4月又は分割出願の日から2ヶ月以内に行うことができます（特36の2(2)）。この期間内に翻訳文を提出できなかった場合の手続については、「第十節外国語書面出願の手続」を参照してください。

(6) 願書の作成方法

特施規様式第27（第23条(3)関係）

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 【書類名】     | 特許願                  |
| 【整理番号】    |                      |
| 【特記事項】    | 特許法第44条第1項の規定による特許出願 |
| (【提出日】    | 令和 年 月 日)            |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿              |
| 【原出願の表示】  |                      |
| 【出願番号】    |                      |
| 【出願日】     |                      |
| ・         |                      |
| ・         |                      |
| 【提出物件の目録】 |                      |
| 【物件名】     | 特許請求の範囲 1            |
| 【物件名】     | 明細書 1                |
| 【物件名】     | (図面 1)               |
| 【物件名】     | 要約書 1                |

〔備考〕

- 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願○○○○-○○○○○○○」、  
「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に  
「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの国際特許出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。
- その他は、様式第26の備考と同様とする。

## 2. 出願の変更（特46(1)(2)）

### (1) 出願変更の種類

- ① 実用新案登録出願から特許出願への出願変更（特46(1)）
- ② 意匠登録出願から特許出願への出願変更（特46(2)）

### (2) 出願の変更をすることができる期間

- ① 実用新案登録出願から特許出願へ変更する場合—実用新案登録出願として特許庁に係属している間は変更することができます。ただし、実用新案登録出願の日から3年を経過した後は変更することができません（特46(1)）。
- ② 意匠登録出願から特許出願へ変更する場合—意匠登録出願として特許庁に係属している間は変更することができます。ただし、拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3月を経過した後、又は意匠登録出願の日から3年を経過した後（拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達の日から3月以内の期間を除く。）は変更することができません（特46(2)）。

なお、上記の期間は、請求又は職権により拒絶査定不服審判の請求期間が延長された場合にはその延長された期間に限り延長されたものとみなされます（特46(3)）。

- ③ 上記①のただし書の期間内及び②のただし書の3年の期間内に出願の変更ができなかった場合であっても、変更出願をする者にその責めに帰することのできない理由があるときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、期間の経過後6月以内に限り出願の変更をすることができます（特46(5)）。

※ 平成26年改正法が平成27年4月1日に施行され、不責事由がある場合の救済の対象に上記①が追加されました。

### (3) 出願変更の効果

出願変更による新たな特許出願は、もとの出願の時にしたものとみなされます。ただし、次の事項・手続に関してはこの限りではありません（特46(6), 準用特44(2), (3)）。

- ① いわゆる拡大された先願の地位（特29の2）（新たな出願の日から起算）
- ② 新規性喪失の例外規定の適用のための手続（特30(3)）（新たな出願と同時、新たな出願の日から起算）

### (4) 提出書面の省略

- ① もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願について提出された新規性喪失の例外の適用を受ける旨を記載した書面及びその適用を受けることができる発明であることを証明する書面、特許出願等に基づく優先権を主張する旨及び先の出願の表示を記載した書面、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する旨及び最初の出願をした国名並びにその出願の年月日を記載した書面、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の優先権証明書類等は出願変更による新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます（特46(6), 準用特44(4)）。

ただし、先の出願の日から経済産業省令で定める期間（1年4月）内に特許出願等に基づく優先権主張を伴う後の出願をもとに出願変更した場合、当該後の出願（もとの出願）は取り下げたものとみなされ（特46(4)）、これに伴う優先権主張は同時に取り下げたものとみなされるため（特42(3)、特施規28の4(2)）、出願変更による新たな特許出願について優先権の主張をするのであれば、優先権主張の書面を以下のいずれか遅い日までの間に再度提出しなければなりません。

ア．優先日から1年4月

イ．出願変更に係るもとの出願日から4月

ウ．変更後の新たな特許出願の日から1月

この書面については、願書にその表示をすることにより省略することができます（特施規27の4(3)）。

- ② もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願について提出された証明書（特施規4条の3～第7条、第8条第1項の規定によるもの）が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます（特施規31(2)）。
- ③ もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます（特施規31(3)）。

#### (5) 出願審査の請求の期間等

- ① 出願審査の請求の期間は、もとの出願の日から起算しますが（特48の3(1)）、残りの期間が30日未満のとき、又は既に期間が3年を経過したときは新たな出願の日から30日以内に行うことができます（特48の3(2)）。

ただし、請求期間の経過後であっても、特許出願人は、当該特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことが「故意によるものでない」ときは、出願審査の請求をすることができるようになった日から2月以内で、期間の経過後1年以内に限り出願審査の請求をすることができます（特48の3(5)(7)、特施規31条の2(4)）。

※詳細は「第十三節出願審査の請求」を参照してください。

- ② 国内優先権、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張に係る優先権主張書の提出期間は、優先日から1年4月、もとの出願の日から4月又は変更出願をした日から1月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）となります。なお、このとき原出願で主張していない優先権の主張をすることはできません。
- ③ パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の優先権証明書類等の提出の期間は、優先権主張の基になる出願のうち最先の出願の出願日から1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日までとなります（特46(6)、準用特44(3)）。この期間内に優先権証明書類等を提出できなかった場合の手続については、「第十二節優先権主張に関する手続」を参照してください。
- ④ 外国語書面出願（特36の2(1)）の翻訳文の提出期間は、もとの特許出願の日（又は優先

日) から1年4月又は変更出願の日から2ヶ月以内にするができます(特36の2(2))。この期間内に翻訳文を提出できなかった場合の手続については、「第十節外国語書面出願の手続」を参照してください。

(6) もとの出願の地位

出願変更があったときは、もとの出願は取り下げられたものとみなされます(特46(4))。

(7) 願書の作成方法

特施規様式第28(第23条(4)関係)

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 【書類名】     | 特許願                  |
| 【整理番号】    |                      |
| 【特記事項】    | 特許法第46条第1項の規定による特許出願 |
| (【提出日】    | 令和 年 月 日)            |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿              |
| 【原出願の表示】  |                      |
| 【出願番号】    |                      |
| 【出願日】     |                      |
| .         |                      |
| .         |                      |
| .         |                      |
| 【提出物件の目録】 |                      |
| 【物件名】     | 特許請求の範囲 1            |
| 【物件名】     | 明細書 1                |
| 【物件名】     | (図面 1)               |
| 【物件名】     | 要約書 1                |

[備考]

- 1 特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【特記事項】」の欄の「特許法第46条第1項」を「特許法第46条第2項」とする。
- 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「実願○○○○-○○○○○○○」、  
「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願○○○○-○○○○○○○」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もと

の出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの国際実用新案登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT /○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載する。もとの意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

- 3 もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【特許出願人】」の欄の「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 4 第31条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 5 その他は、様式第26の備考と同様とする。

### 3. 実用新案登録に基づく特許出願（特46の2）

#### (1) 上記出願をすることができる要件（特46の2(1)）

実用新案権者は、下記の場合を除き、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができます。ただし、この場合においては、その実用新案権を放棄しなければなりません。

- ① 実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年を経過したとき（特46の2(1)①）。
- ② 実用新案登録出願人又は実用新案権者から実用新案技術評価の請求があったとき（特46の2(1)②）。
- ③ 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があった旨の最初の通知を受けた日から30日を経過したとき（特46の2(1)③）。

※なお、手続をする者が在外者である場合、特許庁長官は職権により上記期間を延長することができます。延長する期間は60日とする（特4）。

- ④ 実用新案登録について請求された実用新案登録無効審判について、審判長により最初に指定された期間を経過したとき（特46の2(1)④）。
- ⑤ 上記①及び③の期間内に実用新案登録に基づく特許出願ができなかった場合であっても、実用新案登録に基づく特許出願をする者にその責めに帰することのできない理由があるときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、期間の経過後6月以内に限り実用新案登録に基づく特許出願をすることができます（特46の2(3)）。

※ 平成26年改正法が平成27年4月1日に施行され、不責事由がある場合の救済の対象に上記①が追加されました。

#### (2) 実用新案登録に基づく特許出願の効果

新たな実用新案登録に基づく特許出願は、基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなされます。ただし、次の事項・手続に関してはこの限りではありません（特46の2(2)、特46の2(5)（準用特44(3)））。

- ① いわゆる拡大された先願の地位（特29の2）（新たな出願の日から起算）
- ② 新規性喪失の例外規定の適用のための手続（特30(3)）（新たな出願と同時、新たな出願の日から起算）

#### (3) 提出書面の省略

① 基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願について提出された新規性喪失の例外の適用を受ける旨を記載した書面及びその適用を受けることができる発明であることを証明する書面、特許出願等に基づく優先権を主張する旨及び先の出願の表示を記載した書面、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する旨及び最初の出願をした国名並びにその出願の年月日を記載した書面、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の優先権証明書類等は当該新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます（特46の2(5)、準用特44(4)）。

② 基礎とした実用新案登録又は実用新案登録に係る実用新案登録出願について提出された証明書（特施規4の3～7、8(1)の規定によるもの）が変更を要しないものであるときは、

その旨を願書に表示してその提出を省略することができます（特施規31(4)）。

- ③ 基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます（特施規31(5)）。

#### (4) 出願審査の請求の期間等

- ① 出願審査の請求の期間は、もとの出願の日から起算しますが（特48の3(1)）、残りの期間が30日未満のとき、又は既に期間が3年を経過したときは、新たな出願の日から30日以内にするすることができます（特48の3(2)）。

ただし、請求期間の経過後であっても、特許出願人は、当該特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことが「故意によるものでない」ときは、出願審査の請求をすることができるようになった日から2月以内で、期間の経過後1年以内に限り出願審査の請求をすることができます（特48の3(5)）。

※詳細は「第十三節出願審査の請求」を参照してください。

- ② 国内優先権、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張に係る優先権主張書の提出期間は、優先日から1年4月、基礎とした実用新案登録出願の日から4月又は実用新案権に基づく特許出願をした日から1月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）となります。なお、このとき原出願で主張していない優先権の主張をすることはできません。
- ③ パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の優先権証明書類等の提出期間は、優先権主張の基礎となる出願のうち最先の出願の出願日から1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日までとなります（特46の2(5)、準用特44(3)）。この期間内に優先権証明書類等を提出できなかった場合の手続については、「第十二節優先権主張に関する手続」を参照してください。
- ④ 外国語書面出願（特36の2(1)）の翻訳文の提出期間は、もとの実用新案登録出願の日（又は優先日）から1年4月又は実用新案登録に基づく特許出願の日から2ヶ月以内にするすることができます（特36の2(2)）。この期間内に翻訳文を提出できなかった場合の手続については、「第十節外国語書面出願の手続」を参照してください。

#### (5) 基礎とした実用新案権の地位

実用新案登録に基づく特許出願をする場合は、基礎とした実用新案権を放棄しなければならないと規定されているため、実用新案権者は実用新案権の放棄による登録の抹消申請をしなければならず、この申請に基づき実用新案権の登録は抹消されます（特46の2(1)、特施規27の6、実用新案登録令施行規則様式第六一本項(8)参照）。

#### (6) 特許出願と実用新案権の放棄の申請

- ① 実用新案登録に基づく特許出願をする際に基礎とした実用新案権の放棄による登録抹消申請がなされていない場合は、その特許出願は特許法第18条の2の規定により不適法な手続と

して却下されます。ただし、実用新案登録に基づく特許出願が却下されるまでに放棄による登録抹消申請がなされた場合は、その特許出願は受理されます。

- ② 実用新案登録に基づく特許出願が特許法第18条の2の規定により却下されたときに、その特許出願の基礎とした実用新案権の放棄による登録抹消申請がなされた場合は、当該申請は却下されます。

## (7) 願書の作成方法

特施規様式第28の2（第23条(5)関係）

|                              |                                  |    |
|------------------------------|----------------------------------|----|
| 【書類名】                        | 特許願                              |    |
| 【整理番号】                       |                                  |    |
| 【特記事項】                       | 特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願 |    |
| (【提出日】                       | 令和 年 月 日)                        |    |
| 【あて先】                        | 特許庁長官 殿                          |    |
| 【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】 |                                  |    |
| 【実用新案登録番号】                   |                                  |    |
| 【登録日】                        |                                  |    |
| 【出願番号】                       |                                  |    |
| 【出願日】                        |                                  |    |
| ・                            |                                  |    |
| ・                            |                                  |    |
| 【提出物件の目録】                    |                                  |    |
| 【物件名】                        | 特許請求の範囲                          | 1  |
| 【物件名】                        | 明細書                              | 1  |
| 【物件名】                        | (図面                              | 1) |
| 【物件名】                        | 要約書                              | 1  |

### 〔備考〕

- 「【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】」の欄の「【実用新案登録番号】」には「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」、「【登録日】」には「令和何年何月何日」のように基礎とした実用新案登録の番号及び年月日を記載し、「【出願番号】」には「実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のように基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の番号及び年月日を記載する。
- 第31条第4項又は第5項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

3 その他は、様式第26の備考と同様とする。

(8) 実用新案権抹消登録申請書の作成方法

実用新案登録令施行規則様式第六（第2条の3関係）

| 実用新案権抹消登録申請書  |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| 収入印紙          | (令和 年 月 日)                          |
| (1,000円)      |                                     |
| 特許庁長官 殿       |                                     |
| 1 実用新案登録番号    |                                     |
| 2 登録の目的       |                                     |
| 3 申請人         |                                     |
| (識別番号)        |                                     |
| 住所(居所)        |                                     |
| 氏名(名称)        |                                     |
| 4 代理人         |                                     |
| (識別番号)        |                                     |
| 住所(居所)        |                                     |
| 氏名(名称)        |                                     |
|               | ← 代理人手続でない場合は、<br>この項目を設ける必要はありません。 |
| 5 添付書面の目録     |                                     |
| (1) 実用新案権の放棄書 | 1通                                  |
| (2) (         | 通)                                  |

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書

く。

- 4 収入印紙の下にその額を括弧をして記載する。
- 5 「登録の目的」の欄には、「実用新案登録に基づく特許出願の基礎とした実用新案登録に係る本実用新案権の登録の抹消」のように記載する。
- 6 「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 7 「申請人」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。また、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号）第3条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。
- 8 「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 9 「氏名（名称）」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 10 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは「氏名（名称）」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 11 代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
- 12 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 13 第3条第2項において準用する特許登録令施行規則第13条の6第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 14 実用新案登録令第7条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る実用新案登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る実用新案登録番号、書類名及びその提出日を記載する。
- 15 「実用新案権の放棄書」には、実用新案権者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、実用新案登録令第7条において準用する特許登録令第29条第1項第2号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

(実用新案権放棄書の記載例)

実用新案権の放棄書

令和 年 月 日

実用新案登録番号 第 号

上記実用新案権は私が所有のところ、実用新案登録に基づく特許出願の基礎とした実用新案登録に係りますので、その権利を放棄します。

実用新案権者

住所 (居所)

氏名 (名称)

(代表者)

印

**IV 分割・変更に係る特許出願、新規性喪失の例外の適用を受けようとする特許出願等の願書の【特記事項】の欄への記載事項一覧**

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| 1. 平成6年1月1日以後にしたものとみなされる特許出願               |                                      |
| 出願の種類                                      | 【特記事項】の欄の記載事項                        |
| 分割出願                                       | 特許法第44条第1項の規定による特許出願                 |
| 実用から特許への変更出願                               | 特許法第46条第1項の規定による特許出願                 |
| 意匠から特許への変更出願                               | 特許法第46条第2項の規定による特許出願                 |
| 実用新案登録に基づく特許出願                             | 特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願     |
| 2. 新規性喪失の例外の適用を受けようとする場合                   |                                      |
| 適用区分                                       | 【特記事項】の欄の記載事項                        |
| 特許法第30条第2項                                 | 特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願         |
| ※平成23年改正前特許法第30条第1項                        | 平成23年改正前特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願 |
| ※平成23年改正前特許法第30条第3項                        | 平成23年改正前特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願 |
| 3. 外国語書面出願の場合                              |                                      |
| 出願の種類                                      | 【特記事項】の欄の記載事項                        |
| 外国語書面出願                                    | 特許法第36条の2第1項の規定による特許出願               |
| 4. 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（先願参照出願）の場合※ |                                      |
| 出願の種類                                      | 【特記事項】の欄の記載事項                        |
| 先願参照出願                                     | 特許法第38条の3第1項の規定による特許出願               |

※ 平成24年4月1日以降に出願する特許出願が、特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う場合であって、当該優先権主張の基礎とされた先の出願が、平成24年4月1日前にされたものであるときは、当該特許出願に係る発明のうち、当該先の出願に係る発明については、改正前の特許法第30条第1項又は同条第3項が適用されます（平成23年改正法附則第2条第2項）。

※ 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（先願参照出願）に係る規定（特許法第38条の3第1項ないし第5項）は、分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願には適用されません（特38の3(6)）。

## 第二節 特許請求の範囲の作成方法

### 1. 特許請求の範囲は次の様式により作成します。

特施規様式第29の2（第24条の4関係）

|        |         |
|--------|---------|
| 【書類名】  | 特許請求の範囲 |
| 【請求項1】 |         |

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右においては各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭かつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」又は置き換えた文字の前後に「▲」、「▼」を用いるときを除く。）。
- 5 特許請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 6 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 7 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して特許請求の範囲の記載に代えてはならない。
- 8 技術用語は、学術用語を用いる。
- 9 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 10 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 11 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 12 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載する。
- 13 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。

- 14 「特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
- イ 「特許請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。
  - ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
  - ハ 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
  - ニ 他の2以上の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
  - ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。
- 15 (省略)
- 16 化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。(省略)

### 第三節 明細書の作成方法

#### 1. 明細書は次の様式により作成します。

特施規様式第29（第24条関係）

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【技術分野】

【0001】 (段落ごとに、段落番号を付す。)

・

(【背景技術】)

【0002】

・

(【先行技術文献】)

(【特許文献】)

【0003】

・

(【非特許文献】)

【0004】

・

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

・

【課題を解決するための手段】

【0006】

・

(【発明の効果】)

【・・・・】

・

(【図面の簡単な説明】)

【・・・・】

(【図1】)

(【図2】)

(【発明を実施するための形態】)

【・・・・】

・

(【実施例】)

【・・・・】

・

(【産業上の利用可能性】)

【・・・・】

・

(【符号の説明】)

【・・・・】

・

(【受託番号】)

【・・・・】

・

(【配列表】)

・

・

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書き、平仮名(外来語は片仮名)、常用漢字及びアラビア数字を用いる。この場合において、「【発明の名称】」の欄に記載する当該発明の内容については、半角を用いてはならない。また、「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「【】及び「」」又は置き換えた文字の前後に「▲」、「▼」を用いるときを除く。)
- 5 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 6 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に発明の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して明細書の記載に代えてはならない。
- 7 技術用語は、学術用語を用いる。
- 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 9 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 10 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 11 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載する。受託番号をまとめて記載しようとするときは、原則として符号の説明の記載の次に記載するものとし、当該記載事項の前には、なるべく「【受託番号】」の見出しを付す。
- 12 化学物質を記載する場合において、物質名だけでは、その化学構造を直ちに理解することが

困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。

13 「【発明の名称】」は、明細書の最初に記載し、当該発明の内容を簡明に表示するものでなければならぬ。

14 「発明の詳細な説明」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い、「【発明の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。

イ 原則として、特許を受けようとする発明の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。

ロ 文献公知発明を含め、特許を受けようとする発明に関連する従来技術についてなるべく記載する。その記載は、「特許文献1」、「非特許文献1」のように、「【先行技術文献】」の欄において情報の所在に付した番号を引用して記載することが望ましい。この場合において、当該記載事項の前には、【背景技術】の見出しを付す。

ハ 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他その文献公知発明に関する情報の所在を記載する。

その記載は、情報の所在ごとに行を改めて記載し、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献1】特開○○○○-○○○○○○号公報」のように記載し、学术论文の名称その他情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献1】○○○○著、「△△△△」××出版、○○○○年○月○日発行、p. ○○~○○」のように、著者、書名、発行年月日等の必要な事項を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【特許文献】」及び「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が2以上あるときは、なるべく次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。(省略)

【先行技術文献】

【特許文献】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献】

【非特許文献1】

【非特許文献2】

ニ 原則として、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する。また、特許を受けようとする発明が従来技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【発明の効果】」の見出しを付し、これらの記載の前には、「【発明の概要】」の見出しを付す。

- ホ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【発明を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。（省略）
- へ 特許を受けようとする発明が産業上利用することができることが明らかでないときは、特許を受けようとする発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、なるべく「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。
- 15 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には、なるべく「【符号の説明】」の見出しを付す。
- 16 化学式等を明細書中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。（省略）
- 17 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合に、配列表を記録した磁気ディスクを提出するときは明細書の最後に「【配列表】」の見出しを付す。この場合、「【配列表】」の後には何も記載してはならない。配列表を電子情報処理組織により提出するときは明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。
- 18 明細書（配列表は除く。）には、原則として、発明の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明又は符号の説明の前に、それぞれ「【」及び「】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【発明の概要】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【図面の簡単な説明】」、「【発明を実施するための形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【符号の説明】」又は「【受託番号】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【特許文献1】」、「【非特許文献1】」、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。
- 19 （省略）
- 20 明細書における各記載事項は、原則として様式中の見出しの順序で記載するものとする。ただし、先行技術文献の記載については、明細書中の任意の位置とすることができる。

## 第四節 図面の作成方法

### 1. 図面は、次の様式により作成します。

特施規様式第30（第25条関係）

【書類名】 図面

【図1】

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー若しくはトレーシングクロス（黄色又は薄い赤色のものを除く。）又は白色上質紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときは、横長にして用いてもよい。
- 2 図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 4 描き方は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない。
- 5 2以上の図があるときは、原則として当該出願に係る発明の特徴を最もよく表わす図を「【図1】」とし、以下各図ごとに「【図2】」、「【図3】」のように連続番号を図の上に付し、図面が複数枚にわたるときも、全ページを通じて各図ごとに連続番号を付す。また、1の番号を付した図を複数ページに描いてはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。
- 6 符号は、アラビア数字を用い、大きさは約5mm平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付ける。同一の部分が2以上の図中にあるときは、同一の符号を用いる。
- 7 線の太さは、実線にあつては約0.4mm（引出線にあつては約0.2mm）、点線及び鎖線にあつては約0.2mmとする。
- 8 切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔の異なる平行斜線を引く。
- 9 図中のある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の個所を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示す。
- 10 凹凸の部分を表すには、断面図又は斜視図を用い、特に陰影を付ける必要があるときは、約0.2mmの実線で鮮明に描く。
- 11 中心線は、特に必要がある場合のほかは、引いてはならない。
- 12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない

表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。

イ 用語は、明細書又は特許請求の範囲において使用した用語と同一のものを用いる。

ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。

ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。

13 (省略)

## 第五節 要約書の作成方法

### 1. 要約書は、次の様式により作成します。

特施規様式第31（第25条の3関係）

|        |     |
|--------|-----|
| 【書類名】  | 要約書 |
| 【要約】   |     |
| 【課題】   |     |
| 【解決手段】 |     |
| 【選択図】  |     |

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」又は置き換えた文字の前後に「▲」、「▼」を用いるときを除く。）。
- 5 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 6 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に発明の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して要約書の記載に代えてはならない。
- 7 技術用語は、学術用語を用いる。
- 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、特許請求の範囲及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 9 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 10 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 11 「【要約】」の欄には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要を次の要領で記載する。  
イ 原則として発明が解決しようとする課題、その解決手段等を平易かつ明瞭に記載する。この

場合において、各記載事項の前には、「【課題】」、「【解決手段】」等の見出しを付す。

ロ 文字数は400字以内とし、簡潔に記載する。

ハ 要約の記載の内容を理解するため必要があるときは、選択図において使用した符号を使用する。

12 化学式等を「【要約】」の欄に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

13 「【選択図】」には、第25条の2に規定するところに従って選択した1の図に付されている番号を「図○」のように記載する。

## 2. 要約書の概要は下記のとおりです。

(1) 出願人は、要約書を願書に添付して提出することが義務づけられています。要約書には要約と選択図（図番号のみを記載する。）を記載します。

(2) 要約とは、発明の概要を平易な文章で簡潔に記載したものであり、一般の技術者が特許文献の調査の際に、その発明の要点を速やかにかつ的確に判断できるように記載したものです。

(3) 要約書は、発明の名称および選択図と共に公報のフロントページに掲載されます。そのため、要約書の補正できる期間は、特許出願の日（優先権主張を伴う出願であるときは優先日、出願の日が遡及する出願であるときは原出願の日）から1年4月内に限られています。ただし、出願公開の請求があった後は除きます（特17条の3、特施規11条の2の2）。

## 第六節 特許願・特許請求の範囲・明細書・図面・要約書の具体的な作成例

|          |                          |      |  |
|----------|--------------------------|------|--|
| 特許<br>印紙 |                          | ページ数 | → (1)  |
| ( 円)     |                          |      |  |
| 【書類名】    | 特許願                      |      | 自己の他の出願と区別することができるよう付します。                                  |
| 【整理番号】   | P 0 0 0 0 0 H 3 - 1      |      | なるべく記載します。   |
| (【提出日】   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日)             |      |  |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿                  |      |  |
| 【国際特許分類】 | C 0 7 K 1 4 / 4 3 5      |      | 出願する発明が属する分類をなるべく記載します。                                    |
| 【発明者】    |                          |      | 2行目は行頭から記載します。<br>氏名も同様とします。                               |
| 【住所又は居所】 | 仙台市青葉区本町3-3-1 日本パテント株式会社 |      |  |
| 内        |                          |      |  |
| 【氏名】     | 発明 (特許) 一郎 (1字空けて記載します。) |      | 旧氏を併記(括弧書きで記載)することができます。                                   |
| 【発明者】    |                          |      |  |
| 【住所又は居所】 | 仙台市青葉区本町3-3-1 日本パテント株式会社 |      |  |
| 内        |                          |      |  |
| 【氏名】     | 発明 二郎                    |      | 識別番号を記載したときは、<br>【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。                |
| 【特許出願人】  |                          |      |  |
| 【識別番号】   | 0 9 0 0 0 4 3 4 2        |      |  |
| 【住所又は居所】 | 仙台市青葉区本町3-3-1            |      |  |
| 【氏名又は名称】 | 日本パテント株式会社               |      |  |
| 【代表者】    | 発明 (特許) 一郎 (1字空けて記載します。) |      | 旧氏を併記(括弧書きで記載)することができます。<br>代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。 |

(2)

【代理人】

【識別番号】 1 9 0 0 0 1 2 3 4

【住所又は居所】 さいたま市中央区新都心1番地1

【弁理士】

【氏名又は名称】 代理 太郎 (一字空けて記載します。)

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6

【納付金額】 1 4 0 0 0

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 図面 1

【物件名】 要約書 1

識別番号を記載したときは、  
【住所又は居所】の欄の記載を省略  
することができます。

【手数料の表示】の欄は、特  
許印紙を貼り付けて納付する  
場合以外の人に設けます。

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

レンズ系を介して書面からの反射散乱光を1次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面を被覆したハウジングを手送り移動することで副走査を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジング内の上部に装着され、その受光面が書面と平行になるように設定された1次元イメージセンサと、書面に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直行した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジングの被覆側端部で主走査することを特徴とするハンドスキャナ。

【書類名】 明細書

【発明の名称】 ハンドスキャナ

【技術分野】

【0001】

本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。

【背景技術】

【0002】

イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、POS用のOCRの入力部として実用に供されている。

実用のハンドスキャナOCRは、OCR-BフォントサイズIなど、比較的小寸法の文字のみを入力して確認するものである。文字の上下方向の観測視野は、手のゆらぎを考慮して文字の高さの2倍以上に余裕をもたせてあったが、入力情報の周囲に十分な背景白部のある孤立文字列を扱うため、左右方向は被写体と接続する部分の幅を極力狭くして走査位置が見えやすくするのみで実用上十分であった。

【0003】

しかし、文書の部分イメージ入力などに供するときには、比較的広い視野と高い走査解像度を実現し且つ手送り移動の振れを生じにくくするため、書面との接触面積を十分に確保する必要がある。図1は、文書の部分入力に適用するハンドスキャナの外觀例と書面との位置関係を示したものであり、1はハンドスキャナハウジング、2は入力書面を表す。また、入力位置P点を含む1点鎖線が書面に対する外觀視野を表し、矢印は手送りによるハンドスキャナの移動方向を示している。このようにハンドスキャナハウジングの高さと被覆する面積が大きくなるので、入力位置P点の近傍を視野確認できないという欠点があった。

【0004】

一般文書の任意の一部を入力する用途において、この欠点は入力操作性に関して大きな障害である。具体的には、不必要な情報をも入力したり、入力情報の前後がかけたり、あるいは、手送りの曲りによって必要な情報の上下が欠落したりするなどの問題があった。

【0005】

この改善策として、密着センサを使用しハウジングの高さ方向の寸法を圧縮する方法がある。図2はこの方法による光学系の実装形態を示すための説明図であって、主走査方向に対して直角な平面による断面図である。図2で、3は1次元イメージセンサ、4はロッドレンズ、5は照明ランプである。しかしながらこの方法でも、センサ、ロッドレンズ、ランプの実装のため無視できない寸法の幅(図2のW)を確保する必要がある。片側から照明してP点を左右方向に移動し、ハウジング側端部(図2のQ点)との距離を短縮しても、センサ基盤の厚みなどに最低5mm程度は必要となる。光学ミラーなどで光路を折曲げる方法もあるが、ハウジングがさらに大きくなり焦点の調整も煩雑になる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】 特開2003-000000号公報

【非特許文献】

【0007】

【非特許文献1】 特許一朗著 「ハンドスキャナのいろいろ」 特許出版 2003年

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

解決しようとする問題点は、高精細な図を手送りで走査入力する操作において障害となる入力位置を目視確認できない点であり、目視確認が容易にできるハンドスキャナを提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明は、書面の走査位置またはその直前（直後）を常に目視可能とするため、書面に垂直な方向に対して傾斜した光路で受光することを最も主要な特徴とする。

【発明の効果】

【0010】

本発明のハンドスキャナは、ハウジング上部から斜めの光軸を通して1次元イメージセンサで走査するため、センサの視野すなわち入力位置を、直接あるいは近傍で常に観測確認できるので、入力対象の綴じ込み条件や操作方法に応じて左右の側端部を使い分けられるという利点がある。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】 ハンドスキャナの実施方法を示した平面図である。（実施例1）

【図2】 ハンドスキャナの実施方法を示した断面図である。（実施例2）

【発明を実施するための形態】

【0012】

ハウジング外または可能な限りハウジング側端部に近い位置からイメージを入力するという目的を、最小の部品点数で、光学系構成部品の厚みを損なわずに実現した。

【実施例1】

【0013】

図1は、本発明装置の1実施例の断面図であって、1～5は、図2と同様である。また、6はセンサドライバー、7は信号入出力端子、8は手送り速度検出機構である。

【0014】

センサ3は入力位置P点を常に走査しており、ドライバー6の制御によって走査したビデオ信号を端子7から出力する。本発明の主体は光学系の実装方法にあるので、電子、機構系の説明は省略する。

【0015】

一般にセンサ受光面の光軸方向の受光光量  $I_{C12}$  は、下記の数式1によって求まるということが数学的にすでにわかっている。下記の表に数式の各物理量の実用的な値の例を示す。

【0016】

【数1】

$$I_{0E} = \left( (RR/3x - 1/\sqrt{3}) i_{zf} (dV_{z0}/dT=0) - (RR/3x - 1/\sqrt{3}) i_{zf} (dV_{z0}/dT=0) \right)^{-1}$$

【0017】

【表1】

| 受光光量の算出根拠         |                          |                    |                       |
|-------------------|--------------------------|--------------------|-----------------------|
| 項目                | 記号                       | 適正值                | 単位                    |
| ランプの放射光量          | I                        | $5 \times 10^{-6}$ | Lumen/mm <sup>2</sup> |
| 観測面と受光面との距離       | X                        | 20                 | mm                    |
| 受光面の移動速度          | V/t                      | 5~20               | mm/秒                  |
| 受光面と観測面との<br>なす角度 | $i_{zf}$<br>$i_{zf}$     | 0~15<br>0~15       | 度                     |
| y (x) 軸方向の変位置     | $V_{z0}$<br>( $V_{z1}$ ) |                    | mm                    |

【0018】

上記の数式において、表に示したように、Iはランプの放射光量、Xは観測面と受光面との距離、V/tは受光面の移動速度である。

【0019】

このような光学系の実装形態を採用したので、幾何光学上の特性を実効的に劣化することなく、ハウジング1の側端部(Q点)から書面のイメージを入力できる。従って、操作者にはハンドスキャナの入力位置またはその近傍が常時目視でき、書面入力先頭への位置決め、走査中の方向確認、末尾の確認が容易になる。さらに、ハウジング1の側面を傾斜させることができ、操作者からQ点が見易いので走査中の視点の移動を低減する効果がある。

## 【0020】

図2の実施例は、ハウジングに取付けたスイッチによって、左右いずれからでも入力できるので、例えば文書の左端から入力する場合は左端の側端部に、右端まで入力する場合は右端の側端部に各々切替えて使用する。副走査の精度を確保するためには、ハウジングの接紙条件の良いことが要となるので、この切替え機能はハンドスキャナの操作性向上と入力対象の拡大におおいに役立つ。

### 【産業上の利用可能性】

## 【0021】

筐体に取り付けたスイッチを用いて容易に左右の選択ができ、側端部に半透明フードを取付けることによって、輝度の大きい照明が必要かつ操作者による入力位置の直視が不可欠な用途にも適用できる。

### 【符号の説明】

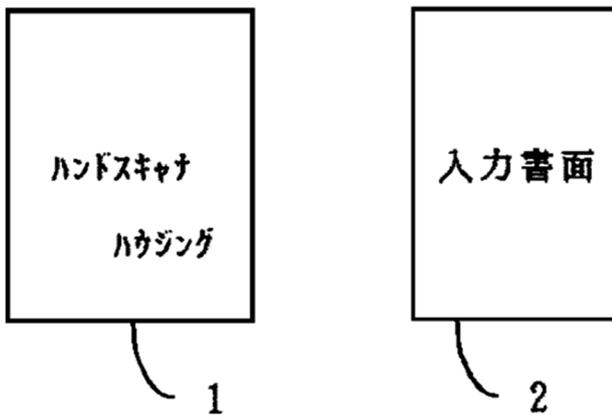
## 【0022】

- 1 ハンドスキャナハウジング
- 2 入力書面
- 3 1次元イメージセンサ
- 4 ロッドレンズ
- 5 照明ランプ

【書類名】 図面

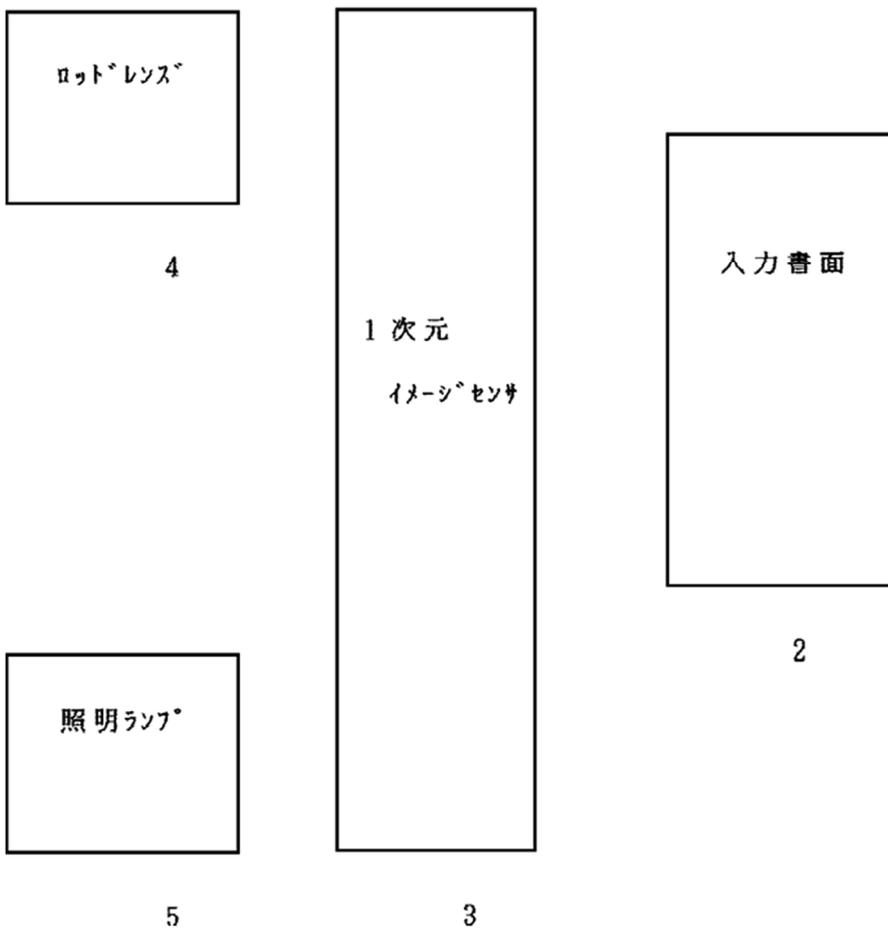
【図1】

### ハンズキャナの使用方法的説明



【図2】

### ハンズキャナの従来の実装方法



【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 書面に垂直方向に対して傾斜した光路で受光することで、書面の走査位置またはその直前（直後）を常に目視可能とする。

【解決手段】 レンズ系を介して書面 2 からの反射散乱光を 1 次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面 2 を被覆したハウジング 1 を手送り移動することで副走査を行う図面イメージの入力手段において、該ハウジング 1 内の上部に装着され、その受光面が図面と平行になるように設定された 1 次元イメージセンサと、書面 2 に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直交した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジング 1 の被覆側端部で主走査する。

【選択図】 図 1

## 第七節 出願日の認定

### I 特許出願に係る出願日の認定

#### 1. 出願日の認定（特38条の2(1)）

下記の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合を除き、特許出願に係る願書を提出した日を特許出願の日として認定します。

- （1）特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
- （2）特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
- （3）明細書（外国語書面出願にあつては、明細書に記載すべきものとされる事項を外国語で記載した書面。）が添付されていないとき（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法により特許出願するときを除く。）。

#### 2. 補完をすることができる旨の通知（特38条の2(2)）

上記（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、補完をすることができる旨の通知を行います。

#### 3. 補完をすることができる期間（特38条の2(3)(9)、特施規27条の7、27条の9）

補完をすることができる期間は、上記2. の通知の日から2月です。なお、特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から2月に限り自発的に補完することができます。

#### 4. 手続補完書による補完（特38条の2(4)、特施規27条の8）

特許出願について補完をするときは、手続補完書（特施規様式第37）を提出しなければなりません。

#### 5. 補完をしたときの出願日（特38条の2(6)）

補完をすることができる期間内に補完をしたときは、手続補完書を提出した日を出願日として認定します。

#### 6. 出願の却下（特38条の2(8)）

補完をすることができる期間内にその補完をしないときは、当該特許出願を却下します。

## Ⅱ 手続補完書の作成例

特施規様式第37（第27条の8関係）

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 【書類名】    | 手続補完書                          |
| （【提出日】   | 令和 年 月 日）                      |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿                        |
| 【事件の表示】  |                                |
| 【出願番号】   |                                |
| 【特許出願人】  | 代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。 |
| 【識別番号】   |                                |
| 【住所又は居所】 |                                |
| 【氏名又は名称】 |                                |
| 【代表者】    | ←                              |
| 【代理人】    |                                |
| 【識別番号】   |                                |
| 【住所又は居所】 |                                |
| 【氏名又は名称】 |                                |
| 【発送番号】   |                                |
| 【手続補完1】  |                                |
| 【補完の内容】  | 代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。  |

〔備考〕

- 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 「【手続補完1】」の欄の「【補完の内容】」には、次の要領により補完事項を記載する。
  - 特許を受けようとする旨の表示を補完するときは、「【補完の内容】」に「特許を受けようとする特許出願」のように記載する。
  - 特許出願人の氏名又は名称の記載を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【特許出願人】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け、「【氏名又は名称】」の欄に補完する特許出願人の氏名又は名称を記載する。
  - 明細書を補完するとき及び特許法第38条の2第5項の規定により必要な図面を提出するときは、「【手続補完1】」の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載する。

3 第27条の5第5項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【手続補完1】」の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

4 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補完1】

【補完の内容】

【手続補完2】

【補完の内容】

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

## 第八節 明細書又は図面の一部の欠落の補完

平成27年改正法の施行に伴い、特許出願人は、特許出願の願書に添付した明細書又は図面（外国語書面を含む。以下、この節において同様です。）について、その一部の記載が欠けているときには、明細書等補完書を提出することにより、明細書又は図面について補完することができます。

（特38の4(2)、(3)、(9)）

原則、明細書等補完書を提出したときは、その特許出願は、当該明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされます。（特38の4(4)本文）

なお、分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願については適用されませんので補完をすることができません。（特38の4(10)）

### I 補完の手続

#### 1. 明細書又は図面の一部が欠けている場合の通知

特許庁長官は、特許出願の日の認定に際して、願書に添付された明細書又は図面について、その一部の記載が欠けていることを発見したときは、その旨を特許出願人に通知します。（特38の4(1)）

#### 2. 補完をすることができる期間

明細書又は図面の補完は、次に掲げる期間内に行うことができます。

(1) 特許庁長官から、願書に添付された明細書又は図面について、その一部の記載が欠けていることを発見した旨の通知を受けた場合

通知の日から2月（特38の4(2)、特施規27の11(1)）

(2) 特許出願人自ら明細書又は図面に欠落があったことを発見した場合

特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から2月（特38の4(9)、特施規27の11(12)）

#### 3. 欠落が補完された明細書又は図面の法的位置付け

明細書等補完書により欠落が補完された明細書又は図面は、願書に添付して提出されたものとみなされます。（特38の4(6)）

#### 4. 補完をした場合の出願日

(1) 補完をしたときは、その特許出願は、原則、明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされます。（特38の4(4)本文）

(2) 特許出願が国内優先権の主張又はパリ条約による優先権等の主張を伴う出願であって、かつ明細書等補完書に記載した内容（補完する内容）が優先権の主張の基礎となった出願（以下「優先権主張基礎出願」という。）に完全に記載されている（以下、「引用補完」という。）など、出願日維持の要件を満たす特許出願は、出願日が願書の提出日に維持されます。（特38の4(4)ただし書）

出願日を維持するには、以下①～③の要件を満たす必要があります。

- ① 明細書等補完書を提出した時点で国内優先権主張又はパリ条約による優先権等の主張がされていること（特38の4(4)ただし書）
- ② 補完する内容が優先権主張基礎出願に完全に記載されていること（特施規27の11(6)）
- ③ 明細書等補完書の提出と併せて、優先権主張基礎出願の写し（優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合にあつては、当該優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文）が提出されていること（特施規27条の11(7)、(8)）（「6. 補完をするための提出書類」（2）及び（3）を参照）

## 5. 出願日の通知

出願日が明細書等補完書の提出日となる時（上記4.（2）の出願日維持の要件を満たさないとき）は、出願人に対してその旨を通知します。（特施規27の11(3)）特許出願人は、明細書等補完書の提出日を出願日とすることに意見があるときは、この通知の日から1月以内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができます。（特施規27の11(4)、(5)、様式第37の4）

## 6. 補完をするための提出書類

上記2. の期間内に以下（1）～（3）の書類を提出しなければなりません。

（1）明細書等補完書（特38の4(3)、特施規27の11(2)、特施規様式第37の3）

明細書等補完書の【補完の内容】の欄に記載する内容は、願書に添付された明細書の言語（外国語書面の場合は当該外国語）で記載します。

また、引用補完に該当する場合にあつては、【補完の内容】の欄に優先権主張基礎出願又はその翻訳文に完全に記載されている内容を記載し、【補完の内容】の欄の次に【記載が欠けている箇所の表示】の欄を設け、優先権主張基礎出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載します。（特施規様式第37の3）

（2）引用補完に該当する場合にあつては、優先権主張基礎出願の写し（特施規27の11(7)、(8)）優先権主張基礎出願の写しは物件提出書（特施規様式第23）により提出します。

ただし、優先権主張基礎出願の写し又はこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合（優先権書類を電子的に交換することで提出したものとみなされている場合を含む。）又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願又は実用新案登録出願である場合は、提出を省略することができます。（特施規27の11(9)）優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、明細書等補完書に【その他】の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○－○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載します。（特施規様式第37の3備考5）

（3）引用補完に該当する場合であつて、優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合にあつては、当該優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文（特施規27の11(7)、(8)）

優先権主張基礎出願の写しの日本語による翻訳文は物件提出書（特施規様式第23）により提出します。

## 7. 明細書等補完書の取下げ

特許出願が明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされた場合、特許庁からその旨の通知を送付します。通知の送付から1月以内に限り、明細書等補完書を取り下げることができます。

(特38の4(7)、特施規27の11(3)、(10)、(11)、特施規様式第37の5)

明細書等補完書の取下げがあったときは、その補完は、されなかったものとみなされ、出願日は願書の提出日に維持されます。(特38の4(8))

## II 提出書類の作成例

### 1. 明細書等補完書の作成例

特施規様式第37の3 (第27条の11関係)

|                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| 【書類名】             | 明細書等補完書                        |
| (【提出日】            | 令和 年 月 日)                      |
| 【あて先】             | 特許庁長官 殿                        |
| 【事件の表示】           |                                |
| 【出願番号】            |                                |
| 【特許出願人】           | 代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。 |
| 【識別番号】            |                                |
| 【住所又は居所】          |                                |
| 【氏名又は名称】          |                                |
| 【代表者】             | ←                              |
| 【代理人】             |                                |
| 【識別番号】            |                                |
| 【住所又は居所】          |                                |
| 【氏名又は名称】          |                                |
| 【発送番号】            |                                |
| 【手続補完1】           |                                |
| 【補完の内容】           | 代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。  |
| (【記載が欠けている箇所の表示】) |                                |

[備考]

1 「【手続補完1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 明細書の欠落を補完するときは、次のように「【補完の内容】」の欄に補完する書類名、見出し等を記載し、「【補完の内容】」の欄の次に補完する見出し及び段落番号等並びに欠落を

補完した後の内容を記載する（補完した箇所に下線を引くこと（「【】及び「」で囲んだ欄名は除く。））。

**【手続補完1】**

**【補完の内容】** 明細書の「**【技術分野】**」の記載を補完する。

**【技術分野】**

**【0001】**（欠落を補完した後の内容を記載）

ロ 図面の欠落を補完するときは、次のように「**【補完の内容】**」の欄に補完する書類名及び補完する図の番号を記載し、「**【補完の内容】**」の欄の次に補完する図の番号及び補完する図を記載する。

**【手続補完1】**

**【補完の内容】** 図面の図○を補完する。

**【図／○】**

（補完する図を記載）

ハ 特許法第38条の4第4項ただし書の規定により欠落の補完をするときは、「**【補完の内容】**」の欄の次に「**【記載が欠けている箇所の表示】**」の欄を設け、優先権の主張の基礎となる出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載する。

2 優先権の主張の基礎となる出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合に、明細書又は図面の欠けている部分の翻訳文を添付するときは、「**【手続補完1】**」の欄の次に「**【提出物件の目録】**」の欄を設け、その次に「**【物件名】**」の欄を設けて、当該書類名を記載すること。

3 第27条の5第7項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「**【手続補完1】**」の欄の次に「**【提出物件の目録】**」の欄を設け、「**【提出物件の目録】**」の欄に次のように記載する。

**【物件名】** 配列表を記録した磁気ディスク 1

4 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

**【手続補完1】**

**【補完の内容】**

**【記載が欠けている箇所の表示】**

**【手続補完2】**

**【補完の内容】**

**【記載が欠けている箇所の表示】**

5 第27条の11第9項の規定により同条第7項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、「**【手続補完1】**」の欄の次に「**【その他】**」の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○-○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。

6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

## 2. 意見書の作成例

特施規様式第37の4（第27条の11関係）

| 意見書（第27条の11第4項の規定による意見書） |                                |
|--------------------------|--------------------------------|
| （令和 年 月 日）               |                                |
| 特許庁長官                    | 殿                              |
| 1 出願番号                   |                                |
| 2 特許出願人                  | 代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。 |
| 住所又は居所                   |                                |
| 氏名又は名称                   |                                |
| 代表者 ←                    |                                |
| 3 代理人                    | 代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。  |
| 住所又は居所                   |                                |
| 氏名又は名称                   |                                |
| 4 発送番号                   |                                |
| 5 意見の内容                  |                                |

〔備考〕

- 1 出願番号は、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。
- 2 様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

### 3. 明細書等補完書取下書の作成例

特施規様式第37の5（第27条の11関係）

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 【書類名】    | 明細書等補完書取下書                     |
| （【提出日】   | 令和 年 月 日）                      |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿                        |
| 【事件の表示】  |                                |
| 【出願番号】   |                                |
| 【特許出願人】  | 代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。 |
| 【識別番号】   |                                |
| 【住所又は居所】 |                                |
| 【氏名又は名称】 |                                |
| 【代表者】    | ←                              |

|          |
|----------|
| 【代理人】    |
| 【識別番号】   |
| 【住所又は居所】 |
| 【氏名又は名称】 |

代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。

〔備考〕

- 1 複数の明細書等補完書を提出している場合は、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設け、「令和何年何月何日提出の明細書等補完書を取り下げる。」のように取り下げる明細書等補完書の提出日を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

## 第九節 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願

### 1. 先願参照出願

特許を受けようとする者は、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出願（外国においてしたものを含む。以下、「先の特許出願」という）を参照すべき旨を主張する方法により、特許出願（以下、「先願参照出願」という）をすることができます（特38の3(1)）。

ただし、外国語書面出願、分割に係る新たな特許出願、出願変更に係る特許出願及び実用新案登録に基づく特許出願をする場合は除きます（特38の3(1)(6)）。

先願参照出願をすることができる者は、先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者です。先の特許出願の認証謄本等を提出する場合であって、当該認証謄本等における出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、先願参照出願の願書に【その他】の欄を設け、先願参照出願をすることができる者である旨を記載します（様式第26備考30）。

〔記載例〕

【その他】先願参照出願の出願人「〇〇」は、先の特許出願「10-2022-007788」について特許を受ける権利を承継した者である。

### 2. 先願参照出願をすることができる時期

先の特許出願の時期にかかわらず、いつでも出願可能です。

### 3. 明細書等提出書により提出された明細書及び図面の法的位置付け

先願参照出願の願書を提出した日が出願日となり、明細書等提出書（後述5参照）により提出された明細書及び必要な図面は、願書に添付して提出されたものとみなされます（特38の3(5)）。ただし、明細書等提出書により提出された明細書及び必要な図面に記載した事項が、先の特許出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内でない場合、出願は、明細書及び必要な図面を提出した時にしたものとみなされます（特38の3(4)）。

なお、明細書及び必要な図面が提出された日に出願日が繰り下がった場合、繰り下がった出願日より前におこなった手続は、遡及して却下になることはありません。

### 4. 参照すべき旨を主張する方法

先願参照出願をしようとする者は、その旨及び省令で定める事項を記載した書面を当該特許出願と同時に提出しなければなりません（特38の3(2)）、願書に以下の(1)及び(2)の情報を記載することで書面の提出を省略することができます（特施規27の10(1)(2)）。

(1) 【特記事項】の欄を設けて、「特許法第38条の3第1項の規定による特許出願」と記載します。

(2) 【その他】の欄を設けて、先の特許出願に関する以下の事項を記載します。

- ・先の特許出願をした国又は国際機関の名称

- ・先の特許出願の出願日
- ・先の特許出願の出願番号

なお、先の特許出願を複数参照することも可能です。

〔記載例〕先の特許出願を複数参照する場合

【その他】

- (1) 〔先の特許出願の表示〕国名（カナダ）、出願日（2022年7月12日）、出願番号（234567）
- (2) 〔先の特許出願の表示〕国名（韓国）、出願日（2022年4月1日）、出願番号（10-2022-0007788）

## 5. 提出書面

### (1) 明細書及び必要な図面の提出

明細書等提出書（特施規様式第37の2）により、明細書及び必要な図面を先願参照出願の日から4月以内に提出しなければなりません（特38の3(3)、特施規27の10(3)(6)）。

出願手数料とは別に、手数料として14,000円の納付が必要です（特195(2)、手数料令1(2)）。

### (2) 先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文

物件提出書（特施規様式第22）により、先の特許出願の認証謄本等を先願参照出願の日から4月以内に提出しなければなりません（特38の3(3)、特施規27の10(3)(4)(7)）。

先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合は、日本語による翻訳文も提出しなければなりません（特施規27の10(4)）。

## 6. 提出書面の省略

以下の場合、先の特許出願の認証謄本等の提出を省略することができます（特施規27の10(5)）。ただし、認証謄本が外国語で記載されている場合は、日本語による翻訳文の提出は省略できません。

- (1) 先の特許出願の認証謄本等又はそれに相当するもの（優先権証明書等）が他の事件について既に特許庁に提出されている場合
- (2) 優先権主張を伴う出願であって、世界知的所有権機関（WIPO）のデジタルアクセスサービス（DAS）等を通じて優先権証明書の電子交換が可能な場合
- (3) 先の特許出願が日本国特許庁においてしたものである場合

先の特許出願の認証謄本等の提出を省略する場合は、願書又は明細書等提出書に【その他】の欄を設けてその旨を記載してください。

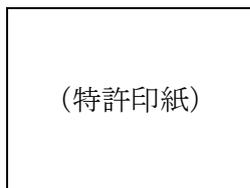
〔記載例〕

【その他】

先の特許出願「10-2022-007788」の認証謄本は、特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇〇について、既に提出済である。

## 7. 願書の作成方法

特施規様式第26（第23条関係）



(特許印紙)

(14,000円)

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 特許法第38条の3第1項の規定による特許出願

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

(【国際特許分類】)

・  
・  
・

(【手数料の表示】)

(【納付書番号】)

【その他】

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 要約書 1

※ 手数料を特許印紙にて納付する場合は、願書の左上余白部に貼付してください。

※ 書面手続においては、手数料の納付において予納台帳、口座振替は利用できません。

また、指定立替納付の利用は特許庁の窓口での書面手続に限定されます。

[備考]

1～28 (略)

29 第27条の10第2項の規定により先の特許出願を参照すべき旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第38条の3第1項の規定による特許出願」と記載する。また、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、先の特許出願をした国又は国際機関の名称、先の特許出願の出願日及び先の特許出願の出願番号を記載する。

30 第27条の10第4項の規定により同項に規定する先の特許出願の認証謄本等を提出する場合であって、その先の特許出願の認証謄本等における特許出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先

願参照出願の出願人は、先の特許出願の認証謄本における特許出願人からその発明について特許を受ける権利を承継した者である。」のように記載する。

31 第27条の10第5項の規定により同条第4項に規定する先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先の特許出願の認証謄本は、特願○○○○－○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。

32～41 （略）

## 8. 明細書等提出書の作成方法

特施規様式第37の2（第27条の10関係）

|   |           |
|---|-----------|
| (特許印紙)  |           |
| (14,000円)   |           |
| 【書類名】   | 明細書等提出書   |
| (【提出日】  | 令和 年 月 日) |
| 【あて先】   | 特許庁長官 殿   |
| 【事件の表示】   |           |
| 【出願番号】  |           |
| .   |           |
| .   |           |
| .   |           |
| (【手数料の表示】)  |           |
| (【納付書番号】)   |           |
| 【その他】   |           |
| 【提出物件の目録】   |           |
| 【物件名】   | 明細書 1     |
| 【物件名】 (   | 図面 1)     |
| ※ 手数料を特許印紙にて納付する場合は、明細書等提出書の左上余白部に貼付してください。                               |           |
| ※ 書面手続においては、手数料の納付において予納台帳、口座振替は利用できません。また、指定立替納付の利用は特許庁の窓口での書面手続に限定されます。 |           |

[備考]

1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。

特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

2 第27条の5第6項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第15の2の備考2、様式26の備考24及び31並びに様式第37の備考1と同様とする。

## 9. 物件提出書の作成方法

特施規様式第22（第14条、27条の5及び27条の10関係）

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 【書類名】    | 物件提出書                 |
| （【提出日】   | 令和 年 月 日）             |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿               |
| 【事件の表示】  |                       |
| 【出願番号】   |                       |
| .        |                       |
| .        |                       |
| .        |                       |
| 【提出する物件】 |                       |
| 【物件名】    | 1. 先の特許出願の認証謄本 ○通     |
|          | 2. 先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通 |

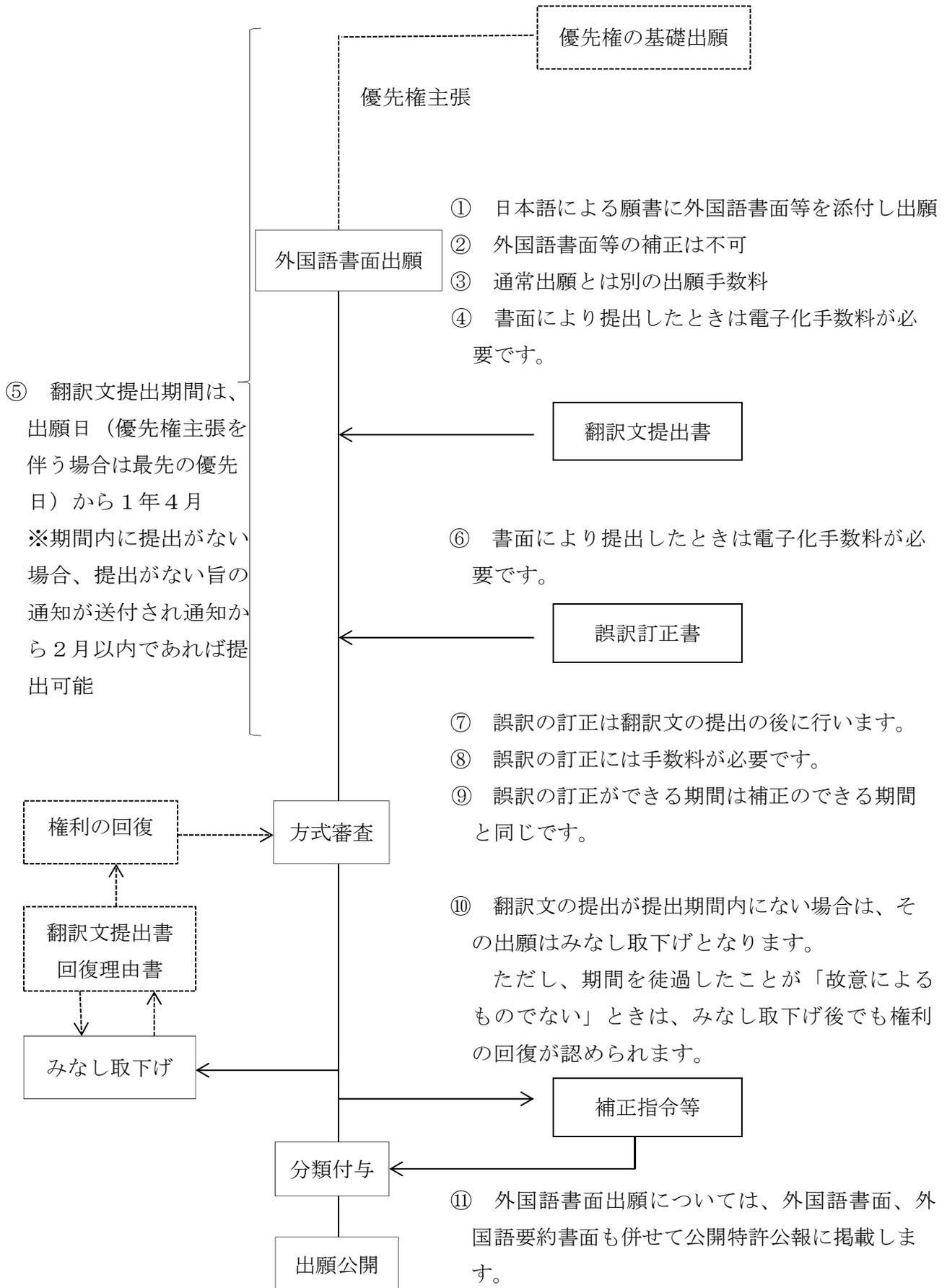
〔備考〕

1～4 （略）

5 特許法第38条の3第3項の規定により第27条の10第4項に規定する先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文の提出を併せてするときは、【提出する物件】の欄に「1 先の特許出願の認証謄本 ○通」、「2 先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の10第5項の規定により先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように記載する。

6 （略）

## 第十節 外国語書面出願の手続



## I 外国語書面出願の手続

### 1. 外国語書面による出願の手続（特36の2）

#### (1) 外国語書面出願の手続

日本語で作成した願書に外国語（特施規25の4）で作成した明細書、特許請求の範囲及び必要な図面（以下「外国語書面」といいます。）並びにその外国語で作成した要約書（以下「外国語要約書面」といいます。）を添付して提出することができます（特36の2(1)）。

#### (2) 翻訳文の提出

##### ① 翻訳文の提出期間

外国語書面出願の出願人は、その特許出願の日（国内優先権主張、パリ条約による優先権主張及びパリ条約の例による優先権主張を伴う出願においては、その最先の優先日）から1年4月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出しなければなりません（特36の2(2)本文）。

ただし、外国語書面出願により出願の分割、出願の変更または実用新案登録に基づく特許出願を行った場合は、上記の期間の経過後であっても、新たな出願の日から2月以内であれば翻訳文を提出することができます（特36の2(2)ただし書）。

上記期間内に翻訳文の提出がない場合は、その旨の通知を送付します（特36の2(3)）。通知を受けた者は、通知の日から2月以内に限り翻訳文を提出することができます（特36条の2(4)、特施規25の7(4)）。

※ 意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号。以下、この節において「平成18年改正法」といいます。）が平成19年4月1日に施行され、外国語書面出願の翻訳文の提出期間が延長されました。ただし、この翻訳文の提出期間の延長は平成18年改正法施行日以後の出願である平成19年4月1日以降の特許出願から適用されます（平成18年改正法附則第3条）。

したがって、平成19年3月31日までにした外国語書面出願（平成19年3月31日までにした出願をもとの出願または基礎の出願として、外国語書面出願により出願の分割、出願の変更または実用新案登録に基づく特許出願を行い、平成19年3月31日までにした出願とみなされる場合も含まれます。）に関し、その翻訳文の提出期間は、上記に掲げる期間ではなく、新たな出願の日から2月以内のみとなります（平成18年改正法による改正前の特許法第36条の2第2項）。

※ 平成27年改正法が平成28年4月1日に施行され、翻訳文の提出期間が1年4月になりました。ただし、当該規定は平成28年3月31日以前に、平成27年改正法による改正前の特許法第36条の2第2項に規定する翻訳文の提出期間が経過する場合は適用されません。また、平成28年3月31日以前に翻訳文未提出によりみなし取り下げとなった場合は、翻訳文が提出されていない旨の通知は送付されません（平成27年改正法附則第2条）。

② 翻訳文の提出がない旨の通知の日から2月以内に、外国語書面（図面を除く。）の翻訳文の提出がなかったときは、その特許出願は当初の提出期間が経過したときに取り下げられたものとみなされます（特36の2(5)）。

③ 翻訳文の提出は、翻訳文提出書により行います（特施規25の7(1)(2)(3)）。

④ 外国語書面の翻訳文は、願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされ、外国語要約書面の翻訳文は願書に添付して提出した要約書とみなされます（特36の2(8)）。

⑤ 翻訳文の提出がない旨の通知から2月を経過した場合の救済措置

翻訳文の提出がない旨の通知から2月以内に外国語書面（図面を除く。）の翻訳文の提出がなかったために、取り下げられたものとみなされた特許出願であっても、提出することができなかったことが「故意によるものでない」ときは、外国語書面の翻訳文の提出が認められます（特36の2(6)）。

この場合、翻訳文を提出できるようになった日から2月以内で、翻訳文の提出がない旨の通知から2月の期間経過後1年以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を提出することができます。翻訳文提出書に【その他】の欄を設けて「特許法第36条の2第6項の規定による翻訳文の提出」と記載して提出するとともに、「①所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び手続をすることができるようになった日」の記載及び「②手続をしなかったことが故意によるものでない」ことを表明した回復理由書を提出しなければなりません（特施規25の7(5)(6)、様式31の9）。なお、「故意でない基準」により回復理由書を提出する際には、回復手数料（212,100円）を納付しなければなりません（特別表第11号、手数料令1(2)⑩）。

「故意でない基準」による期間徒過後の救済に係る手続の詳細は、特許庁ホームページ「期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されます」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method2.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html))を参照してください。

## 2. 外国語書面と翻訳文の法的位置付け

(1) 審査及び特許権の対象（特36の2(8)）

翻訳文を願書に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面とみなして審査が行われ、特許権は翻訳文に基づき発生します。

(2) 外国語書面の法的位置付け（特29の2、41）

外国語書面は、出願日における発明の内容を開示した書面としての位置付けを有し、先行技術の効果、国内優先権の効果は外国語書面にに基づき発生します。

## 3. 明細書、特許請求の範囲又は図面等の補正（特17、特17の2）

(1) 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正

外国語書面出願に関し、明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間は通常の日本語出願と同じですが（特17の2(1)）、翻訳文の提出前は補正をすることができません。

(2) 明細書、特許請求の範囲又は図面について誤訳の訂正を目的として補正をする場合は、誤訳訂正書を提出しなければなりません（特17の2(2)）。

(3) 外国語書面及び外国語要約書面については、補正をすることができません（特17(2)）。

#### **4. 拒絶又は無効理由**

(1) 外国語書面に記載されていない新規事項の取扱い（特49⑥、123(1)⑤）

外国語書面に記載されていない新規事項が翻訳文に記載されている場合は、その特許出願は拒絶・無効理由を有します。

(2) 翻訳文に記載されていない新規事項の取扱い（特17の2(3)）

翻訳文に記載されていない新規事項を追加する補正は、誤訳訂正による場合を除き、拒絶理由となります。

#### **5. 特許の訂正（特126、134の2）**

訂正審判又は無効審判中の訂正においては、実質的に特許請求の範囲を拡張、変更しないなどの所定の要件を満たすものに限り、外国語書面の記載に基づき誤訳の訂正を認めます。

#### **6. 外国語書面等の公開（特64、193）**

出願公開公報には翻訳文及び外国語書面、外国語要約書面を掲載するとともに、誤訳の訂正を目的とする補正も公報に掲載します。

#### **7. 手数料（特195別表、手数料令1、5）**

外国語書面出願について所定の出願手数料（22,000円）及び誤訳訂正手数料（19,000円）が必要となります。

また、外国語書面出願又は翻訳文提出書が書面により提出されたときは、その書面に関し電子化手数料の納付が必要となります。

#### **8. 実用新案法においては、外国語書面出願は認められません。**

## II 外国語書面出願の手続の概要

### 1. 出願手続について

(1) 願書は、特許法施行規則様式第26の2に従い作成します。

特施規様式第26の2（第23条関係）

|            |                                |    |
|------------|--------------------------------|----|
| 【書類名】      | 特許願                            |    |
| 【整理番号】     |                                |    |
| 【特記事項】     | 特許法第36条の2第1項の規定による特許出願         |    |
| (【提出日】     | 令和○年○月○日)                      |    |
| 【あて先】      | 特許庁長官 殿                        |    |
| (【国際特許分類】) |                                |    |
| 【発明者】      |                                |    |
| 【住所又は居所】   |                                |    |
| 【氏名】       |                                |    |
| 【特許出願人】    |                                |    |
| 【識別番号】     | 代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。 |    |
| 【住所又は居所】   |                                |    |
| 【氏名又は名称】   |                                |    |
| 【代表者】      | ←                              |    |
| (【国籍・地域】)  |                                |    |
| 【代理人】      |                                |    |
| 【識別番号】     |                                |    |
| 【住所又は居所】   |                                |    |
| 【氏名又は名称】   |                                |    |
| (【手数料の表示】) |                                |    |
| (【予納台帳番号】) |                                |    |
| (【納付金額】)   | 代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。  |    |
| 【提出物件の目録】  |                                |    |
| 【物件名】      | 外国語特許請求の範囲                     | 1  |
| 【物件名】      | 外国語明細書                         | 1  |
| 【物件名】      | (外国語図面                         | 1) |
| 【物件名】      | 外国語要約書                         | 1  |

[備考]

様式第26の備考と同様とする。

(2) 外国語特許請求の範囲は、特許法施行規則様式第31の2の2に従い作成します。

特施規様式第31の2の2（第25条の5関係）

【書類名】外国語特許請求の範囲

〔備考〕

- 1 「外国語特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】外国語特許請求の範囲」は、日本語で記載する。
- 3 その他は、様式第29の2の備考と同様とする。

(3) 外国語明細書は、特許法施行規則様式第31の2に従い作成します。

特施規様式第31の2（第25条の5関係）

【書類名】外国語明細書

〔備考〕

- 1 「外国語明細書」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】外国語明細書」は、日本語で記載する。
- 3 その他は、様式第29の備考と同様とする。



4 その他は、様式第31の備考と同様とする。

(6) オンラインにより手続をする場合について

オンラインによる手続により外国語書面出願を行う場合、外国語明細書、外国語特許請求の範囲、外国語図面及び外国語要約書についてはイメージデータで記録することができます。ただし、「【書類名】外国語特許請求の範囲」、「【書類名】外国語明細書」、「【書類名】外国語図面」及び「【書類名】外国語要約書」の欄は、コードデータ（テキストデータ）により記録しなければなりません。また、外国語明細書、外国語特許請求の範囲、外国語図面及び外国語要約書をPDFファイルで添付することも可能です。

(7) 出願の分割等を外国語書面出願により行う場合の願書の「【特記事項】」の欄の記載について

出願の分割を外国語書面出願により行う場合は、願書の「【特記事項】」の欄に「特許法第36条の2第1項の規定による特許出願」と記載し、次に行を改めて「特許法第44条第1項の規定による特許出願」と続けて記載します。また、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願若しくは発明の新規性喪失の例外の適用を受けようとする出願についても以下の記載例にならい「特許法第36条の2第1項の規定による特許出願」と記載し、次に行を改めて必要な事項を記載します。

(記載例)

|        |  |
|--------|--|
| 【書類名】  | 特許願  |
| 【整理番号】 | P 0 0 0 0 0 6 3 - 2  |
| 【特記事項】 | 特許法第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による特許出願<br>特許法第 4 4 条第 1 項の規定による特許出願 |
| (【提出日】 | 令和〇年〇月〇日)  |
| 【あて先】  | 特許庁長官 殿  |



「【その他】」の欄を設けて、「特許法第36条の2第6項の規定による翻訳文の提出」と記載する。

4 第27条の5第11項の規定により磁気ディスクを提出するときは、【提出物件の目録】の欄の「【物件名】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

(2) 翻訳文提出書に添付する特許請求の範囲は、特許法施行規則様式第31の6の2に従い作成します。

特施規様式第31の6の2（第25条の7関係）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

[備考]

様式第29の2の備考と同様とする。

(3) 翻訳文提出書に添付する明細書は、特許法施行規則様式第31の6に従い作成します。

特施規様式第31の6（第25条の7関係）

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【技術分野】

（【背景技術】）

（【先行技術文献】）

（【特許文献】）

（【非特許文献】）

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

（【発明の効果】）

（【図面の簡単な説明】）

（【図1】）

（【発明を実施するための形態】）

（【実施例】）

（【産業上の利用可能性】）

（【符号の説明】）

（【受託番号】）

（【配列表】）

[備考]

様式第29の備考と同様とする。

- (4) 翻訳文提出書に添付する図面は、特許法施行規則様式第31の7に従い作成します。  
特施規様式第31の7（第25条の7関係）

|       |    |
|-------|----|
| 【書類名】 | 図面 |
| 【図1】  |    |

[備考]

様式第30の備考と同様とする。

- (5) 翻訳文提出書に添付する要約書は、特許法施行規則様式第31の8に従い作成します。  
特施規様式第31の8（第25条の7関係）

|       |     |
|-------|-----|
| 【書類名】 | 要約書 |
| 【要約】  |     |
| 【選択図】 |     |

[備考]

- 1 「【要約】」の欄には、「【課題】」、「【解決手段】」のように見出しを記載する。
- 2 その他は、様式第31の備考1から5まで、7から10まで、12及び13と同様とする。

- (6) 翻訳文を外国語書面出願に添付して提出することは認められません。外国語書面出願と同時に提出する場合であっても、必ず翻訳文提出書により提出します。

- (7) 翻訳文の提出は、翻訳文の提出期間内に1通のみ提出します。翻訳文の提出期間内であっても翻訳文の提出後に新たな翻訳文を再度提出することはできません。翻訳文の内容を補正する必要がある場合は、手続補正書又は誤訳訂正書の提出により行います。

- (8) 翻訳文提出書に方式上の不備がある場合は特許庁長官による補正指令がなされます。これに応答がされないときは手続却下の処分になります。

- (9) 外国語書面出願の願書に添付した図面が、外国語による記載を含まない場合であっても、図面の翻訳文を提出しなければなりません。また、翻訳文提出書において、願書に添付した図面を援用してその提出を省略することは認められません。

### 3. 誤訳の訂正を目的とする補正について

(1) 外国語書面出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の誤訳の訂正は、特許法施行規則様式第15の2に従い作成します。

特施規様式第15の2（第11条の2関係）

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 【書類名】    | 誤訳訂正書                               |
| (【提出日】   | 令和○年○月○日)                           |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿<br>(特許庁審判長 殿)<br>(特許庁審査官 殿) |
| 【事件の表示】  |                                     |
| 【出願番号】   |                                     |
| 【特許出願人】  |                                     |
| 【識別番号】   |                                     |
| 【住所又は居所】 |                                     |
| 【氏名又は名称】 |                                     |
| 【代表者】    |                                     |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

|          |  |
|----------|--|
| 【代理人】    |  |
| 【識別番号】   |  |
| 【住所又は居所】 |  |
| 【氏名又は名称】 |  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 【発送番号】           |  |
| 【訂正により増加する請求項の数】 |  |
| 【誤訳訂正1】          |  |
| 【訂正対象書類名】        |  |
| 【訂正対象項目名】        |  |
| 【訂正方法】           |  |
| 【訂正の内容】          |  |
| 【訂正の理由等】         |  |

代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。

|            |                  |
|------------|------------------|
| (【手数料の表示】) |                  |
| (【予納台帳番号】) |                  |
| (【納付金額】)   |                  |
| 【提出物件の目録】  |                  |
| 【物件名】      | 訂正の理由の説明に必要な資料 1 |

[備考]

- 1 審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。
- 2 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 「【誤訳訂正1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 「【訂正対象書類名】」は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」のように補正する書類名を記載する。

ロ 「【訂正対象項目名】」は、「全文」、「発明の名称」、「段落番号「〇〇〇〇」」、「配列表」、「請求項〇」、「全図」、「図〇」のように補正をする単位名を記載する。

ハ 「【訂正方法】」は、補正をする単位において、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。

ニ 「【訂正の内容】」は、「【訂正対象項目名】」に記載した事項（前に「【」、後ろに「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【訂正対象項目名】」が、「全文」又は「全図」のときは、明細書若しくは特許請求の範囲の全文又は図面の全図を「【書類名】」とともに記載し、「【訂正方法】」が「削除」のときは、「【訂正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

4 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【誤訳訂正1】」の欄の次に「【誤訳訂正2】」、「【誤訳訂正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】

【訂正対象項目名】

【訂正方法】

【訂正の内容】

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】

【訂正対象項目名】

【訂正方法】

【訂正の内容】

5 「【訂正の理由等】」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書、外国語特許請求の範囲又は外国語図面の記載事項とその記載個所、補正前の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由（以下この様式において「訂正理由等」という。）

を具体的に記載する。備考4に従い【誤訳訂正1】【誤訳訂正2】のように複数の欄を設けたときは、それらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1)」、「(訂正の理由2)」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。また、1の補正をする単位中において2以上の個所を補正するときは、それらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1-1)」、「(訂正の理由1-2)」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。

6 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に手数料の額を括弧をして記載する。ただし、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合は、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の双方を一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

7 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあっては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額)、「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあっては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額)を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあっては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべ

き手数料の合算額) を記載する。

- 8 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 9 訂正理由等の説明をするために辞書の写し等の資料が必要となるときは、それを「訂正の理由の説明に必要な資料」として添付する。添付した資料の上部余白には、その資料により説明をする訂正理由等との対応関係を明らかにするために、「(訂正の理由1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由2の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由1-1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由1-2の説明に必要な資料)」のように記載する。
- 10 第27条第4項に規定する共有にかかる出願であつて、国以外の各共有者ごとに第11条の2第2項において準用する第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○持分○/○)」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。ただし、備考8により国以外の全ての者の持分の割合を記載した場合には、国以外の全ての者の持分の割合を記載するには及ばない。
- 11 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考10により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 12 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受け、かつ、第73条第3項の規定により特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を誤訳訂正書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「【特許出願人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令

第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。(○○○○持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。(○○○○持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。

- 13 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第13の備考4から6まで及び8と同様とする。この場合において、様式第13の備考8中「【補正の内容】」とあるのは「【訂正の内容】」及び「【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

## (2) 外国語書面出願に係る誤訳訂正の手続の注意事項

① 誤訳訂正書は本来誤訳の訂正を目的として補正をする際に提出する書面ですが、誤訳の訂正以外の補正（本来手続補正書で補正すべき補正）を併せて行うことも認められます。

一の補正単位中に誤訳の訂正を目的とする補正箇所とそれ以外の補正箇所がある場合は、

「【訂正の理由等】」の欄には、誤訳の訂正の理由に加えて、誤訳の訂正以外の補正事項が記載されていた補正前の明細書等の箇所を示したうえで、その補正が明細書等に記載した事項の範囲内の補正であることを説明します。

また、一の補正単位中に誤訳の訂正以外の補正のみを記載する場合は、「【訂正の理由等】」の欄の対応する箇所にその補正事項が記載されていた補正前の明細書等の箇所を示したうえで、その補正が明細書等に記載した事項の範囲内の補正であることを説明します。

なお、一の補正単位中に誤訳の訂正を目的とする補正箇所とそれ以外の補正箇所がある場合には、必ず誤訳訂正書の提出により補正を行ってください。

② 手数料について

誤訳の訂正に係る手数料（19,000円）を同時に納付します。出願審査の請求後に請求項の数が増加する訂正をするときは、その数に相当する審査請求手数料との合算額を納付します。

③ 要約書については誤訳訂正書による補正は認められません。

## 4. 翻訳文提出書に添付した明細書、特許請求の範囲等の補正及び補正指令とその応答について

### (1) 明細書等の補正について

① 翻訳文提出書に添付した明細書、特許請求の範囲等（願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲等とみなされます。）を補正する場合の「【補正対象書類名】」（又は「【訂正対象書類名】」）の欄は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」又は「要約書」のいずれかを記載します。

② 翻訳文提出書（提出書に添付した明細書、特許請求の範囲等を含む。）と外国語書面出願の願書を同時に補正する場合は、それぞれ別の手続補正書を作成し手続をします（一の手続

補正書により補正してはなりません。 ) 。

(2) 補正指令とその応答について

- ① 外国語書面出願及び翻訳文提出書（提出書に添付した明細書、特許請求の範囲等を含む。）に方式上の不備がある場合は、それぞれの手続に対し手続補正指令書を送付します。
- ② この場合の応答は、それぞれの手続補正指令書に対して応答します（一の手続補正書により補正してはなりません。 ) 。

## 5. 閲覧、証明について

- (1) 外国語書面、外国語要約書面、翻訳文提出書及び誤訳訂正書は、通常の出願書類と同様に閲覧の請求ができます（オンラインによる閲覧も可能）。
- (2) 外国語書面出願に係る優先権証明書は、外国語書面により発行します。

## 第十一節 出願と同時にする手続の方式

### I 発明の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合

#### 1. 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続（特30(2)(3)）

(1) 願書の「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載します。

(2) 証明書の提出は「新規性の喪失の例外証明書提出書」（特施規27の3の2、様式第34）に証明書を添付して行います。

なお、証明書の提出は出願の日から30日以内にしなければなりません。

(3) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で提出された「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面」及び「発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書」は、新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます（特44(4)、46(6)、46の2(5)）。

(4) 国内優先権の主張を伴う出願の場合に、先の出願について提出した「発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書」が、変更を要しないものであるときは、その旨を願書に記載してその提出を省略することができます（特施規31(1)）。

(5) 新規性の喪失の例外証明書の提出期間を徒過した場合の救済措置

証明書の提出期間内に新規性の喪失の例外証明書を提出することができない場合であっても、証明書を提出する者にその責めに帰することができない理由がある場合は、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、その期間経過後6月以内に限り新規性喪失の例外証明書の提出が認められます（特30(4)）。

その際、上申書又は新規性喪失の例外証明書提出書の【その他】の欄において、当該手続をすることができなかつた理由が「出願人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

〔記載例〕

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 【書類名】  | 特許願                          |
| 【整理番号】 | P○○○○○○○-○○                  |
| 【特記事項】 | 特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願 |
| （【提出日】 | 令和○年○月○日）                    |

〔記載例〕 「発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書」 の提出を省略する場合

**【提出物件の目録】**

|       |                           |   |
|-------|---------------------------|---|
| 【物件名】 | 特許請求の範囲                   | 1 |
| 【物件名】 | 明細書                       | 1 |
| 【物件名】 | 図面                        | 1 |
| 【物件名】 | 要約書                       | 1 |
| 【物件名】 | 発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書 | 1 |

【援用の表示】 変更を要しないため省略する。

## 第十二節 優先権主張に関する手続

### I パリ条約による優先権を主張する場合

#### 1. 優先権の主張

- (1) パリ条約の同盟国において正規に特許出願又は実用新案登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国に出願をすることに関し、以下に定める期間中優先権を有します（パリ条約4条A(1)）。
- (2) 上記の優先期間は、特許及び実用新案については12月です（パリ条約4条C(1)）。

#### 2. 優先権の主張の効果

上記の期間満了前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によって不利な取扱いを受けません。また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせません（パリ条約4条B）。

#### 3. 優先権の主張の手続（特43(1)(2)(3)、43の3(3)）

- (1) パリ条約による優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初の出願をした国名及び出願の年月日を記載した書面（以下「優先権主張書」という。）を最先の優先日（優先権主張（特許出願等に基づく優先権の主張を伴う場合を含む。）の基になる出願のうち最先の出願の出願日）から1年4月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）に提出しなければなりません。ただし、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願においては、上記優先日から1年4月、もとの出願の日から4月又は新たな出願の日から1月の期間が満了する日のいずれか遅い日まで間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。）です。

「優先権主張書」（特施規27の4(2)、様式第36の2）の「【優先権の主張】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」と記載し、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて国・地域名及び出願日を必ず記載します。また、優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載します。

なお、当該特許出願の願書の「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、当該事項を記載して「優先権主張書」の提出を省略することができます（特施規27条の4第3項）。

- (2) 証明書又はその写し（以下「優先権証明書類等」という。）の提出は、「優先権証明書提出書」（特施規27の3の3、様式第36）に優先権証明書類等を添付して行います。

なお、優先権証明書類等の提出は優先日（優先権主張（特許出願等に基づく優先権の主張を伴う場合を含む。）の基になる出願のうち最先の出願の出願日）から1年4月以内に提出しな

ければなりません（特43(2)）。ただし、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願においては、上記優先日から1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日までです（特44(3)、46(6)、46の2(5)）。この期間内に優先権証明書類等を提出できなかった場合は、以下のとおりになります。

(i) 平成27年改正法

上記(2)の期間内に優先権証明書類等の提出がない場合は、その旨の通知を送付します（特43(6)）。通知を受けた者は、通知から2月以内に限り優先権証明書類等を提出することができます（特43(7)、特施規27の3の3(5)）。

また、通知から2月以内に優先権証明書類等を提出できない場合でも、通知を受けた者の責めに帰することができない理由がある場合には、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内かつ通知の送付により優先権証明書類等を提出できる期間の経過後6月以内に限り証明書を提出することができます。通知を受けた者の責めに帰することができない理由が証明書を発行すべき官庁の事務の遅延による場合には、優先権証明書類等を入手した日から1月（在外者は2月）以内に限り提出することができます（特43(8)、特施規27の3の3(6)）。

その際、上申書又は優先権証明書提出書の【その他】の欄において、当該手続をする事ができなかった理由が「提出する者等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

なお、平成28年3月31日以前に特許法第43条第2項に規定する期間を経過している特許出願にはついては当該規定は適用されず、従前の例によります（平成27年改正法附則第2条）。

(ii) 平成26年改正法

上記(2)の期間内に提出できない場合において、提出する者がその責めに帰することができない理由がある場合は、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内かつ期間の経過後6月以内に限り優先権証明書類等を提出することができます（平成27年改正前特43(6)）。その際、上申書または優先権証明書提出書の【その他】の欄において、当該手続をする事ができなかった理由が「提出する者等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

なお、当該規定の適用は、平成27年3月31日以前に特許法第43条第2項に規定する期間内に優先権証明書類等の提出がなかった場合には適用されません（平成26年改正法附則第2条）。

優先権証明書類等を上記(2)に記載した期間内に提出しない場合は、当該優先権の主張はその効力を失います（特43(4)）。

(3) 優先権証明書類等の提出を省略できる場合（特43(5)）

デジタルアクセスサービス（DAS）を利用して優先権証明書を世界知的所有権機関を通じて提出する場合（特施規27の3の3(2)）

優先権証明書類等提出期間内に、優先権の主張の基礎とした出願の番号、出願の区分、アクセスコード、電磁的方法により特許庁長官に提供する国際機関の名称を記載した書面を提出しなければなりません（特施規27の3の3(3)）。なお、願書の【パリ条約による優先権等の主張】

の欄の【出願番号】の次に【出願の区分】及び【アクセスコード】を設けて、それぞれ優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及びアクセスコードを記載し、その次に【優先権証明書提供国（機関）】の欄を設けて「世界知的所有権機関」と記載して、当該書面の提出を省略することができます（特施規27の4(5)）。

なお、米国特許商標庁との優先権書類の電子交換については、優先権主張の基礎となる米国特許商標庁への出願が未公開の場合であって優先権書類の電子交換を希望するときは、出願人は米国特許商標庁に対し、他庁が未公開の情報へアクセスすることを許可するための権限を与える必要があります。権限を与えるためには、米国特許商標庁へ①出願時にアプリケーションデータシート（ApplicationDataSheet。以下「ADS」という。）を提出する、②出願時にADSを提出できなかった場合は許可届（SB/39）を提出する必要がありますのでご注意ください。

※ 第一国出願が大韓民国及び欧州特許庁の優先権書類の電子的交換は、2020年半ばをもって終了しました。

- (4) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で提出された「パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する旨並びに最初の出願をした国名及びその出願の年月日を記載した書面」及び「パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の優先権証明書類等」は、新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされま
- す（特44(4)、46(6)、46の2(5)）。

## II パリ条約の例による優先権を主張する場合

### 1. パリ条約の例による優先権の主張（特43の3）

(1) パリ条約の同盟国に該当しない国であって、世界貿易機関の加盟国、又は日本国民に対し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしている特許庁長官が指定した国（「特定国」）のいずれかにおいて正規に特許出願又は実用新案登録出願をした者又はその承継人は、我が国への後の出願をすることに関し、パリ条約による優先権と同様の優先権の主張ができます（特43の3）。

(2) パリ条約の例による優先権の主張の効果及び優先権主張の手続は、パリ条約による優先権の場合と同様です。

(3) 優先権証明書類等の提出を省略できる場合（特43の3(3)、43(5)）

#### ① 台湾を第一国とする優先権主張の場合（特施規27の3の3(2)①）

優先権証明書類等提出期間内に、優先権の主張の基礎とした出願の番号、出願の区分、アクセスコード、電磁的方法により特許庁長官に提供する国の名称を記載した書面を提出しなければなりません（特施規27の3の3(3)）。なお、願書の【パリ条約による優先権等の主張】の欄の【出願日】の次に【出願番号】、【出願の区分】、【アクセスコード】、【優先権証明書提供国（機関）】の欄を設けて、DASの場合と同様に記載して、当該書面の提出を省略することができます（特施規27の4(5)）が、【優先権証明書提供国（機関）】の欄は必ず「台湾」と記載してください。

### 2. パリ条約の例による優先権の主張（特43の2）

(1) パリ条約の規定により特許出願について優先権を主張（特許法第43条の3の規定によるパリ条約の例による優先権の主張を含む。）しようとしたにもかかわらず、優先期間内に優先権の主張を伴う特許出願ができなかった者は、その特許出願をすることができなかったことが「故意によるものでない」ときは、当該優先権の主張の優先期間の経過後2月以内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、その特許出願について優先権を主張することができます。

特許願の【手数料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む）の規定による優先権の主張」と記載して出願するとともに、当該優先権の主張の優先期間の経過後2月以内に、「①所定の期間内に手続をすることができなかった理由」の記載及び「②手続をしなかったことが故意によるものでない」ことを表明した回復理由書を提出しなければなりません（特施規27の4の2(9)）。なお、「故意でない基準」により回復理由書を提出する際には、回復手数料（212,100円）を納付しなければなりません（手数料令1(2)⑩）。

(2) 優先権主張書の提出期間は、当該優先権の主張に係るパリ条約第4条C(1)に規定する優先期間の経過後2月以内です（特施規27の4の2(3)④）。

(3) 優先権証明書類等の提出期間は、パリ条約による優先権主張の場合と同様です。

※「故意でない基準」による期間徒過後の救済に係る手続の詳細は、特許庁ホームページ「期

間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されます」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method2.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html)) を参照してください。

[記載例] (優先権主張書を提出し優先権を主張する場合)

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 【書類名】            | 優先権主張書      |
| (【提出日】)          | 令和 年 月 日    |
| 【あて先】            | 特許庁長官 殿     |
| 【出願の表示】          |             |
| 【出願番号】           |             |
| 【特許出願人】          |             |
| 【識別番号】           |             |
| 【住所又は居所】         |             |
| 【氏名又は名称】         |             |
| 【代理人】            |             |
| 【識別番号】           |             |
| 【住所又は居所】         |             |
| 【氏名又は名称】         |             |
| 【優先権の主張】         |             |
| 【パリ条約による優先権等の主張】 |             |
| 【国・地域名】          | アメリカ合衆国     |
| 【出願日】            | 2000年00月00日 |
| 【出願番号】           | 12/123, 456 |

[記載例] (特許願の願書に優先権を主張する旨を記載する場合)

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 【代理人】            |             |
| 【識別番号】           |             |
| 【住所又は居所】         |             |
| 【氏名又は名称】         |             |
| 【パリ条約による優先権等の主張】 |             |
| 【国・地域名】          | アメリカ合衆国     |
| 【出願日】            | 2000年00月00日 |
| 【出願番号】           | 12/123, 456 |
| (【手数料の表示】)       |             |
| (【予納台帳番号】)       |             |
| (【納付金額】)         |             |

〔記載例〕（デジタルアクセスサービス（DAS）を利用する場合）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】 ○○○○○○  
【出願日】 2000年○○月○○日  
【出願番号】 □□□□□□  
【出願の区分】 特許  
【アクセスコード】 △△△△  
【優先権証明書提供国（機関）】 世界知的所有権機関

〔記載例〕（台湾智慧財産局との優先権書類の電子的交換を利用する場合）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】 台湾  
【出願日】 2000年○○月○○日  
【出願番号】 □□□□□□  
【出願の区分】 特許  
【アクセスコード】 △△△△  
【優先権証明書提供国（機関）】 台湾

〔記載例〕（「優先権証明書提出書」に優先権書類等を添付して提出する場合）

【書類名】 優先権証明書提出書  
（【提出日】 令和 年 月 日）  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】  
【出願番号】  
【提出者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
（【最初の出願の表示】）  
（【国・地域名】 アメリカ合衆国）  
（【出願日】 2000年○○月○○日）  
（【出願番号】 12 / 123, 456）  
【提出物件の目録】  
【物件名】 優先権証明書 1  
【物件名】 （ ）

### Ⅲ 特許出願等に基づく優先権を主張する場合

#### 1. 特許出願等に基づく優先権の主張

(1) 特許出願等に基づく優先権を主張できる者

先の出願の出願人（承継人を含む）（特41(1)）。

(2) 特許出願等に基づく優先権の主張を伴う出願をすることができる期間

先の出願を基礎に優先権の主張ができる期間は、先の出願の日から1年です(特41(1)①)。

ただし、先の出願の日から1年以内に出願をすることができなかつたことが故意によるものでないと認められる場合は、出願が故意に先の出願の日から1年以内にされなかつたものでないと認められない場合における優先権の主張を伴う出願をすることができる期間の経過後2月以内にその特許出願をしたときは、優先権を主張することができることとなりました（特41(1)①括弧書、特施規27の4の2(1)）。

(3) 特許出願等に基づく優先権の主張の基礎とすることができる先の出願

先の特許出願又は実用新案登録出願は、次に掲げる場合を除き、優先権の主張の基礎とすることができます。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者がいるときは、特許出願の際に、その者の承諾を得ている場合に限られます（特41(1)）。

- ① 先の出願が分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願である場合。
- ② 先の出願がその特許出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合。
- ③ 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合。
- ④ 先の出願について、その特許出願の際に、実用新案権の設定の登録がされている場合。

#### 2. 特許出願等に基づく優先権の主張の効果

後の出願に係る発明のうち先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載されている発明について、その発明に関する特許要件（先後願、新規性、進歩性等）の判断の時点については後の出願の日又は時ではなく先の出願の日又は時になされたものとして扱い、先の出願の日と後の出願の日の間になされた他人の出願等を排除し、又はその間に公知となった情報によっては特許性を失わないという効果を有します（特41(2)）。

後の出願に係る発明のうち先の出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）又は図面に記載されている発明について先の出願の日又は時に提出されたものとみなされる具体的適用条文は次のとおりです。

- (イ) 新規性、進歩性（特29）
- (ロ) いわゆる拡大された先願の地位（特29の2）
- (ハ) 新規性喪失の例外（特30(1)(2)）
- (ニ) 先願主義（特39(1)(2)(3)(4)）
- (ホ) 特許権の効力の及ばない範囲（特69(2)②）
- (ヘ) 他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠等との利用又は他人の意匠権若しくは商標権との抵触の関係（特72）
- (ト) 先使用による通常実施権（特79）

- (f) 意匠権の存続期間満了後の通常実施権（特81、82(1)）
- (g) 生産方法の推定（特104）
- (h) 訂正の審判（特126(7)）

### 3. 先の出願の取下げ等

- (1) 先の出願は、その出願の日から1年4月を経過した時に取り下げたものとみなされます（特42(1)）。
- (2) 特許出願等に基づく優先権の主張を取り下げる場合には、「先の出願に基づく優先権主張取下書」（特施規28の4、様式第42）を用いて行います。ただし、特許出願等に基づく優先権の主張は、先の出願の日から1年4月を経過した後は、取り下げることができません（特42(2)）。
- (3) 特許出願等に基づく優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から1年4月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなされます（特42(3)）。
- (4) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた特許出願を基礎とする優先権の主張を伴う特許出願がされた場合においては、経済産業省令で定める期間（1年4月）を経過した時又は当該先の出願について経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受けた時のうちいずれか遅い時に先の出願は取り下げたものとみなされます。（経済安全保障推進法82(2)）。
- (5) 優先権の主張を伴う特許出願について、特許庁長官が経済安全保障推進法第69条第4項（保全審査の打切りによる特許出願の却下）、第73条第8項（保全対象発明の実施の制限に違反した特許出願の却下）、第74条第3項において準用する第73条第8項（保全対象発明の開示禁止に違反した特許出願の却下）又は第78条第7項（外国出願の禁止に違反した特許出願の却下）の規定によりその優先権の主張の基礎とした特許出願を却下した場合には、当該優先権の主張はその効力を失います（経済安全保障推進法82(1)）。また、当該国内優先権の主張を伴う特許出願をもとの出願とした分割出願における当該国内優先権の主張もその効力を失います。

### 4. 特許出願等に基づく優先権の主張の手続（特41(4)）

- (1) 特許出願等に基づく優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面（以下「優先権主張書」という。）を優先日から1年4月の期間が満了する日又はその特許出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）に提出しなければなりません。ただし、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願においては、上記優先日から1年4月、もとの出願の日から4月又は新たな出願の日から1月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。）になります。また、先の出願の日から1年以内に出願することができなかったことが故意によるものでないと認められる場合にする特許出願については、出願が故意に先の出願の日から1年以内にされなかったものでないと認められない場合における優先権の主張を伴う出願をすることができる期間の経過後2月以内となります（特41(4)、特施規27の4の2(1)、(3)①②③）。

「優先権主張書」（特施規27の4(2)、様式第36の2）の「【優先権の主張】」の欄の次に

(様式第36の2備考1に該当する場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」)とします。)及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、国際出願番号)及び年月日を記載します。

なお、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を必ず記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載します。

また、当該特許出願の願書の「【代理人】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権の主張】」の欄を設け、当該事項を記載して「優先権主張書」の提出を省略することができます(特施規27の4(3))。

## (2) 優先権の回復(特41(1)①括弧書)

先の出願の日から1年以内に出願をすることができなかつたことについて、「故意によるものでない」場合に優先権を主張しようとするときは、特許願の【手数料の表示】の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張(同項第1号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。)を伴う特許出願」と記載して、当該優先権の主張を伴う出願をすべき期間の経過後2月以内に出願するとともに、「①所定の期間内に手続をすることができなかつた理由」の記載及び「②手続をしなかつたことが故意によるものでない」ことを表明した回復理由書も併せて提出しなければなりません(特施規27の4の2(4))。なお、「故意でない基準」により回復理由書を提出する際には、回復手数料(212,100円)を納付しなければなりません(手数料令1(2)①)。

## (3) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で提出された「特許出願等に基づく優先権を主張する旨及び先の出願の表示を記載した書面」は、下記①②の場合を除き、新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます(特44(4)、46(6)、46の2(5))。

① 分割出願があつた後、もとの出願に係る国内優先権の主張が取り下げられた場合又は先の出願の日から経済産業省令で定める期間(1年4月)内にもとの出願が取り下げられたときと同時に優先権の主張が取り下げられたものとみなされた場合(特42(3)、特施規28の4(2))は、分割出願と同時にされたとみなされた国内優先権の主張は取り下げられたものとみなされます。

② 先の出願の日から経済産業省令で定める期間(1年4月)内に特許出願等に基づく優先権主張を伴う後の出願をもとに出願変更した場合、当該後の出願(原出願)は取り下げたものとみなされ(特46(4))、これに伴う優先権主張は同時に取り下げたものとみなされるため(特42(3)、特施規28の4(2))、出願変更による新たな特許出願について優先権の主張をするのであれば、優先権主張の書面を以下のいずれか遅い日までの間に再度提出しなければなりません。

ア. 優先日から1年4月

イ. 出願変更に係るもとの出願日から4月

ウ. 変更後の新たな特許出願の日から1月

この書面については、願書にその表示をすることにより省略することができます（特施規27の4(3)）。

※「故意でない基準」による期間徒過後の救済に係る手続の詳細は、特許庁ホームページ「期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されます」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method2.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html)) を参照してください。

[記載例] (優先権主張書を提出し、先の出願に基づく優先権主張を行う場合)

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 【書類名】           | 優先権主張書        |
| (【提出日】)         | 令和 年 月 日      |
| 【あて先】           | 特許庁長官 殿       |
| 【出願の表示】         |               |
| 【出願番号】          |               |
| 【特許出願人】         |               |
| 【識別番号】          |               |
| 【住所又は居所】        |               |
| 【氏名又は名称】        |               |
| 【代理人】           |               |
| 【識別番号】          |               |
| 【住所又は居所】        |               |
| 【氏名又は名称】        |               |
| 【優先権の主張】        |               |
| 【先の出願に基づく優先権主張】 |               |
| 【出願番号】          | 特願2000-000000 |
| 【出願日】           | 令和00年00月00日   |

[記載例] (特許願の願書に先の出願に基づく優先権を主張する旨を記載する場合)

- ・
- ・ (略)
- ・

**【代理人】**

**【識別番号】**

**【住所又は居所】**

**【氏名又は名称】**

**【先の出願に基づく優先権主張】**

**【出願番号】** 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇

**【出願日】** 令和〇〇年〇〇月〇〇日

( **【手数料の表示】** )

( **【予納台帳番号】** )

( **【納付金額】** )

[記載例] (優先権の主張を取下げの場合)

**【書類名】** 先の出願に基づく優先権主張取下書

( **【提出日】** ) 令和 年 月 日

**【あて先】** 特許庁長官 殿

**【事件の表示】**

**【出願番号】**

**【特許出願人】**

**【識別番号】**

**【住所又は居所】**

**【氏名又は名称】**

**【代理人】**

**【識別番号】**

**【住所又は居所】**

**【氏名又は名称】**

**【先の出願の表示】**

**【出願番号】** 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇

**【出願日】** 令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 第十三節 出願審査の請求

### I 出願の審査及び出願審査の請求

特許出願の審査は、出願審査の請求があったものについてのみ行います（特48の2）。

出願審査の請求は、本人、他人を問わず誰でもすることができます。本人以外が出願審査の請求をする場合は、【書類名】に「出願審査請求書（他人）」と記載してください。他人からの請求は本人に通知されます。

### II 出願審査の請求をすることができる期間

- (1) 出願審査の請求をすることができる期間は、出願の日から3年以内です（特48の3(1)）。
- (2) 出願の日から3年経過後であっても、次のいずれかの出願であるときは、新たな出願の日から30日以内に限り出願審査の請求をすることができます（特48の3(2)）。
  - ① 分割による新たな出願
  - ② 変更した出願
  - ③ 実用新案登録に基づく特許出願
- (3) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた場合は、出願審査の請求をすることができる期間は「出願の日から3年を経過した日」又は「経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除等又は期間満了の通知を受けた日から3月を経過した日」のうちいずれか遅い日までとなります（経済安全保障推進法82(3)）。
- (4) 出願審査の請求ができる期間内に、出願審査の請求がなかったときは、その出願は取り下げられたものとみなされます（特48の3(4)（特48の3(7)において準用））。また一度した出願審査の請求は、取り下げることができません（特48の3(3)）。
- (5) 出願審査の請求をすることができる期間を経過した場合の救済措置（特48の3(5)（特48の3(7)において準用））

出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかったために、取り下げたものとみなされた特許出願であっても、特許出願人が期間内に、出願審査の請求をすることができなかつたことが「故意によるものでない」ときは、出願審査の請求が認められます。

この場合、出願審査の請求をすることができるようになった日から2月以内で、期間経過後1年以内に限り、出願審査請求書を提出することができます。出願審査請求書に【その他】の欄を設けて「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載して提出するとともに、「①所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日」の記載、「②手続をしなかつたことが故意によるものでない」ことの表明、及び「③出願審査の請求を遅延させることを目的とするものではなかつた旨」を記載した回復理由書を提出しなければなりません。（特施規31の2(4)(5)）。なお、「故意でない基準」により回復理由書を提出する際には、回復手数料(212,100円)を納付しなければなりません。（特別表第11号、手数料令1(2)⑪）。

※「故意でない基準」による期間徒過後の救済に係る手続の詳細は、特許庁ホームページ「期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでない

いこと」に緩和されます」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method2.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html)) を参照してください。

### Ⅲ 出願審査の請求の手数料

出願審査の請求を行うときは、1件につき138,000円（平成31年3月31日までに行った出願について出願審査の請求を行うときは、1件につき118,000円）に1請求項につきまた、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正を行うときは、増加する請求項1項につき4,000円の手数料が必要になります。

また、特許法第195条の2又は特許法第195条の2の2の規定により出願審査の請求の手数料は、軽減又は免除されることがあります（詳細は第二十一節「出願審査の請求の手数料の減免」を参照してください。）。

### Ⅳ 特定登録調査機関制度利用による出願審査請求手数料の特例

登録調査機関（先行技術調査を行う機関）のうち特に特許庁長官の登録を受けた者（特定登録調査機関）は、出願人等の求めに応じ特許出願について先行技術調査を行い、その結果をその者に交付します。

出願人等がその結果を記載した調査報告を提示して出願審査の請求をしたときは、出願審査請求手数料は軽減され（特例法39の2、同法39の3）、納付すべき手数料の額は、1件につき110,000円（平成31年3月31日までに行った出願について出願審査の請求を行うときは、1件につき94,000円）に1請求項につき3,200円を加えた額となります（手数料令1(2)）。

出願審査請求書に上記調査報告の提示をする場合は、「【代理人】」の欄の次に「【調査報告番号】」の欄を設け、調査報告番号を記載してください。

## V 出願審査請求書の作成方法

特施規様式第44（第31条の2関係）

|                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| 【書類名】 出願審査請求書    |                                |
| (【提出日】 令和 年 月 日) |                                |
| 【あて先】 特許庁長官 殿    |                                |
| 【出願の表示】          |                                |
| 【出願番号】           |                                |
| 【請求項の数】          |                                |
| 【請求人】            |                                |
| 【識別番号】           | 代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。 |
| 【住所又は居所】         |                                |
| 【氏名又は名称】         |                                |
| 【代表者】 ←          |                                |
| (【国籍・地域】)        |                                |
| 【代理人】            | 代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。  |
| 【識別番号】           |                                |
| 【住所又は居所】         |                                |
| 【氏名又は名称】         |                                |
| (【調査報告番号】)       |                                |
| (【手数料の表示】)       |                                |
| (【予納台帳番号】)       |                                |
| (【納付金額】)         |                                |
| 【提出物件の目録】        |                                |

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。
- 2 請求人が特許出願人以外の者であるときは、「【書類名】」を「出願審査請求書（他人）」と記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。

- 4 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

- 5 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに出願審査の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇／〇」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第〇号〇に掲げる要件に該当する者である。（〇〇〇〇持分〇／〇）」若しくは「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する者である。（〇〇〇〇持分〇／〇）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合〇／〇」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。

- 6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2若しくは195条の2の2の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に

「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第〇号〇に掲げる要件に該当する者である。」若しくは「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

- 7 「（【調査報告番号】）」の欄には、第31条の2第3項の規定により調査報告の提示を行うときに限り、特例法施行規則第60条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の特許出願について複数の調査報告が作成された場合は、「（【調査報告番号】）」の欄に、いずれか一の調査報

告番号を記載する。

- 8 特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により出願審査の請求をするときは、「【代理人】」（「【調査報告番号】」の欄を設けた場合にあつては「【調査報告番号】」、「【手数料の表示】」の欄を設けた場合にあつては「【手数料の表示】」、備考5に該当する場合（減免を受ける者を含む者の共有に係る出願を除く。）にあつては「【持分の割合】」、備考6に該当する場合にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載し、また、備考5に該当する場合（減免を受ける者を含む者の共有に係る出願に限る。）にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合と、「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」を行を改めて記載する。
- 9 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は195条の2の2の規定の適用を受け、かつ、第73条第3項の規定により特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を出願審査請求書に記載して同項の申請書の提出を省略しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「【請求人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する請求人である。（○○○○持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する請求人である。（○○○○持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。
- 10 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び21から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考9、様式第18の備考9並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

## VI 他人による出願審査請求の場合の注意事項

本人でない者（他人）が出願審査の請求をした後において、補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、出願人がその増加分の出願審査請求手数料を納付しなければなりません（特195(3)）。増加分の手数料の納付がなく、かつ納付を求める補正指令に応じないときは、当該出願は却下の処分となります（特18(2)）。

## VII 出願審査請求手数料の返還請求

出願審査の請求後、審査官から最初の通知等が来るまでの間に、出願の取下げ又は放棄を行った場合に、出願審査請求手数料の返還請求を行うことにより、その一部が返還されます。

### 1. 返還請求が可能となる取下げ又は放棄の時期（特195(9)）

出願審査の請求後であって、以下のいずれかがあるまでの間に、出願を取下げ（みなし取下げを含む。）又は放棄した場合に返還請求が可能となります。取下げ又は放棄の時期は、出願取下書又は出願放棄書の到達日で判断されます。

- (1) 同一発明かつ同日出願の場合の協議指令（特39(6)）
- (2) 文献公知発明に係る情報の記載についての通知（特48条の7）
- (3) 拒絶理由通知（特50）
- (4) 特許査定の際の送達（特52(2)）

### 2. 返還請求の期限

- (1) 出願の取下げ又は放棄から6月以内に返還請求を行わなければなりません（特195(10)）。返還請求の日は差出日で判断されます。
- (2) 特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願が、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた場合、先の出願についての出願審査手数料の返還請求の期限は、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた時から6月以内に返還請求を行わなければなりません。

なお、経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた特許出願を基礎とする優先権の主張を伴う特許出願がされた場合における先の出願の取下げについては、経済産業省令で定める期間（1年4月）を経過した時又は当該先の出願について経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除等又は保全指定の期間の満了の通知を受けた時のうちいずれか遅い時となります（経済安全保障推進法82(2)）。

- (3) 返還請求の期限を徒過した場合の救済措置

返還請求の期限を徒過した場合であっても、返還請求をする者にその責めに帰することができない理由がある場合は、返還の請求をすることが認められます（特195(13)）。

この場合、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で、その返還請求の期限の経過後6月以内に限り返還請求書を提出することができます。その際、上申書又は返還請求書の【その他】の欄において、当該手続をすることができなかった理由が「返還

請求人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

### 3. 返還額

納付すべき適正な出願審査請求手数料の額の「2分の1」に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です（手数料令1(4)）。

### 4. 返還方法

#### (1) 現金による返還

出願審査請求料返還請求書に記載された返還請求人又は代理人の金融機関の口座へ振込みにより返還します。

ただし、指定立替納付者により納付された審査請求料を返還するときは、やむを得ない場合を除き、指定立替納付者に対して行います。

※ やむを得ないと認められる場合とは、出願審査の請求後に名義変更の届出があった場合や、代理人変更の届出があった場合等により、指定立替納付者による納付の申出を行った者が出願人又は代理人の地位にない場合等です。

#### (2) 予納台帳への返還

予納制度を利用して審査請求料を納付した場合は、現金による返還に代えて、予納台帳への返還も可能です。

なお、予納台帳への返還は、審査請求料の納付の際に利用した予納台帳と同一の予納台帳へ返還するに限られますのでご注意ください。

※ 返還請求時において返還請求先を出願人予納台帳として代理人が手続を行う場合は、あらかじめ特許庁長官に「代理人届（委任による予納額からの納付又は予納額への加算の申出）」を届け出ていることが必要です（特例規41条、様式第37）。

※ 出願審査請求料を指定立替納付により納付し、増加した請求項に係る審査請求料をそれ以外の方法により納付した等、一の案件に対して指定立替納付とそれ以外の納付方法によって出願審査請求料を納めている場合、出願審査請求料返還請求書の【返還金振込先】には金融機関の口座情報を記載します。

これにより指定立替納付により納付された手数料は指定立替納付者を經由して、それ以外の手数料については記載された金融機関の口座あてにそれぞれ返還されます。

## 5. 返還請求書の様式

特施規様式第74（第76条関係）

【書類名】 出願審査請求手数料返還請求書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還請求対象書類】

【書類名】

【提出日】

【納付済金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

（【返還の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【加算金額】）

（【提出物件の目録】）

（【物件名】）

〔備考〕

- 1 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。
- 2 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、出願審査請求書、  
手続補正書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。

3 出願審査請求書と手続補正書のように返還を請求する手数料を納付した手続が2以上あるときは、「【返還請求対象書類】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求対象書類】

【書類名】

【提出日】

【書類名】

【提出日】

4 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の合算額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

5 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する額の合算額を記載する。

6 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する手数料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する手数料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第31の5の備考1並びに様式第73の備考3、4、8及び9と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。））」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

## 第十四節 早期審査の手続

### I 早期審査の手続について

#### 1. 早期審査の申請が可能な出願

以下の（１）から（４）の要件を備えた特許出願は、早期審査の申請を行うことができます。

##### （１）出願審査の請求がなされていること

審査請求手続と、早期審査申請の手続は同時でも構いません。

##### （２）以下のいずれか１つの条件を満たしていること

###### ① 中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願

その発明の出願人の全部又は一部が、中小企業<sup>(\*1)</sup>又は個人、大学・短期大学<sup>(\*2)</sup>、公的研究機関<sup>(\*3)</sup>、承認又は認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）<sup>(\*4)</sup>若しくは各独立行政法人の設置法等で定められた試験研究機関の研究成果に係る技術移転機関（試験独立関連TLO）であるもの（大企業との共同出願の場合には、早期審査の事情説明書の記載要件が一部異なります。詳細は、5.（3）①参照。）

###### ② 外国関連出願

出願人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願（国際出願を含む）している特許出願であるもの（以下、「外国関連出願」という。）<sup>(\*5)</sup>

###### ③ 実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している（「早期審査に関する事情説明書」の提出日から2年以内に実施予定の場合と特許法施行令第3条に定める処分（農薬取締法における登録、薬事法における承認）を受けるために必要な手続（委託圃場試験依頼書、治験計画届書の提出等）を行っている場合を含む。）特許出願であるもの（以下、「実施関連出願」という。）<sup>(\*6)</sup>

###### ④ グリーン関連出願

グリーン発明（省エネ、CO<sub>2</sub>削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願であるもの

###### ⑤ 震災復興支援関連出願

出願人の全部又は一部が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用される地域<sup>(\*7)</sup>（東京都を除く。以下、「特定被災地域」という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である特許出願であるか、又は、出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等<sup>(\*8)</sup>が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明であるもの（以下、「震災復興支援関連出願」という。）

###### ⑥ アジア拠点化推進法関連出願

出願人の全部又は一部が、特定多国籍企業による研究開発事業の促進に関する特別措置法

(アジア拠点化推進法)(平成24年法律第55号)に基づき認定された研究開発事業計画(以下、「認定研究開発事業計画」という。)に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業<sup>(\*)9)</sup>が設立した国内関係会社<sup>(\*)10)</sup>であって、当該研究開発事業の成果に係る発明(認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)に関する特許出願であるもの(以下、「アジア拠点化推進法関連出願」という。)

### (3) 特許法第42条第1項の規定により取下げとならないものであること

国際出願が日本国を指定国としている場合、及び国内出願で優先権主張をしている場合において、当該出願の優先権主張の基礎となっている国内出願は、特許法第42条第1項及び特許法施行規則第28条の4第2項の規定により出願日から1年4月を経過した時にみなし取下げとなります。このようなみなし取下げとなる見込みの案件については、早期審査の申請があっても、早期審査対象案件として選定されません。

### (4) 代理人が弁理士、弁護士又は法定代理人のいずれかに該当すること

審査を迅速に進めるに当たり、審査官と出願人との意思疎通を円滑に行う必要があることから、代理人が出願人の手続を代理する場合には、弁理士<sup>(\*)11)</sup>、弁護士<sup>(\*)12)</sup>又は法定代理人のいずれかに該当する者が、筆頭代理人として手続を代理する場合に限り、早期審査を行います。

(\*)1) 「中小企業」とは以下(a)～(d)のいずれかに該当する者です。

(a) 中小企業基本法等に定める中小企業。具体的には、次の表1に示す従業員数の基準を満たす企業、あるいは、表2に示す資本の額等の基準を満たす企業。

表1. 業種毎の従業員数の基準

|   |        |
|---|--------|
| a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種(b～eを除く。)                     | 300人以下 |
| b. 小売業  | 50人以下  |
| c. 卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)         | 100人以下 |
| d. 旅館業  | 200人以下 |
| e. ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 900人以下 |

表2. 業種毎の資本の額(又は出資の総額)の基準

|                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種(b及びcを除く)         | 3億円以下  |
| b. 小売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。) | 5千万円以下 |
| c. 卸売業                                | 1億円以下  |

(b) 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会。

(c) 中小規模の酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、又

は酒販組合中央会。

具体的には、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、次の表3に示す従業員数の基準、あるいは、表4に示す資本の額等の基準を満たすもの。

表3. 従業員数の基準

|                           |                              |
|---------------------------|------------------------------|
| a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会   | 300人以下                       |
| b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会 | 50人以下<br>(酒販卸事業者については100人以下) |

表4. 資本の額（又は出資の総額）の基準

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会   | 3億円以下                       |
| b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会 | 5千万以下<br>(酒販卸事業者については1億円以下) |

(d) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）以下の法人。

(\*2) 「大学・短期大学」とは、学校教育法第1条で定められた大学、短期大学及び高等専門学校、又は各省庁設置法若しくは独立行政法人設置法で定められた大学校のことです。

(\*3) 「公的研究機関」とは、国立、公立の試験研究機関、国立大学法人法に基づき設置された大学共同利用機関法人に属する試験研究機関又は独立行政法人設置法等で定められた試験研究機関のことです。

(\*4) 「承認又は認定を受けた技術移転機関」とは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（大学等技術移転促進法）」第4条又は第11条のいずれかの規定に基づき、承認又は認定を受けた事業者とします。

(\*5) 原出願が外国関連出願である分割出願も含みます。

(\*6) 早期審査における発明の「実施」とは、例えば、出願人自身又は出願人からその出願の発明について実施許諾を受けた者が、日本国内において、生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。）のうち、実際に事業化を行っているものが挙げられます。なお、「2年以内に実施予定」には、例えば、出願人と実施許諾を受けるか否か検討する者との間で2年以内に実施許諾契約が合意されて実施に至る蓋然性が低い場合など、2年以内に実施される蓋然性が低い場合は含まれません。

(\*7) 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」([https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki\\_kaisi/souki\\_tokutei.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html))を参照してください。

(\*8) 「事業所等」とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。

(\*9) 「特定多国籍企業」とは、本店又は主たる事務所が所在する国や地域以外の国や地域に、当該法人の子法人等を設立している法人であって、国際的規模で事業活動を行っているとともに、高度な知識又は技術を有すると認められる法人とします。

- (※10) 「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社とします。
- (※11) 弁理士法人を含みます。
- (※12) 弁護士法人を含みます。

## 2. スタートアップ対応面接活用早期審査の申請が可能な出願

スタートアップ対応面接活用早期審査(以下、「面接活用審査」という。)では、実施関連出願について、一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な特許権の取得につなげます。また、早期審査のスピードで対応することで、早期に質の高い特許権を取得できるようにします。

面接時には例えば以下のとおり行います。

- ・ 出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・ 審査官は、特許庁のスタートアップ関連施策等について紹介します。

以下の(1)から(4)の要件を備えた特許出願は、面接活用審査の申請を行うことができます。

### (1) 出願審査の請求がなされていること

上記 I. 1. (1) を参照してください。

### (2) 以下の全ての条件を満たしていること

#### ① スタートアップによる出願

スタートアップによる出願とは、出願人の全部又は一部が次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するものです。

- (i) その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主
- (ii) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人)以下で設立後10年を経過しておらず、かつ大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていない法人<sup>(※1)</sup>
- (iii) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていない法人<sup>(※1)</sup>

(※1) 他の大企業に支配されていないこととは以下のa)及びb)に該当していることを指します。

- a) 申請人以外の単独の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- b) 申請人以外の複数の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)が共同で株式総数又は

出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと

② 実施関連出願

上記I. 1. (2) ③を参照してください。

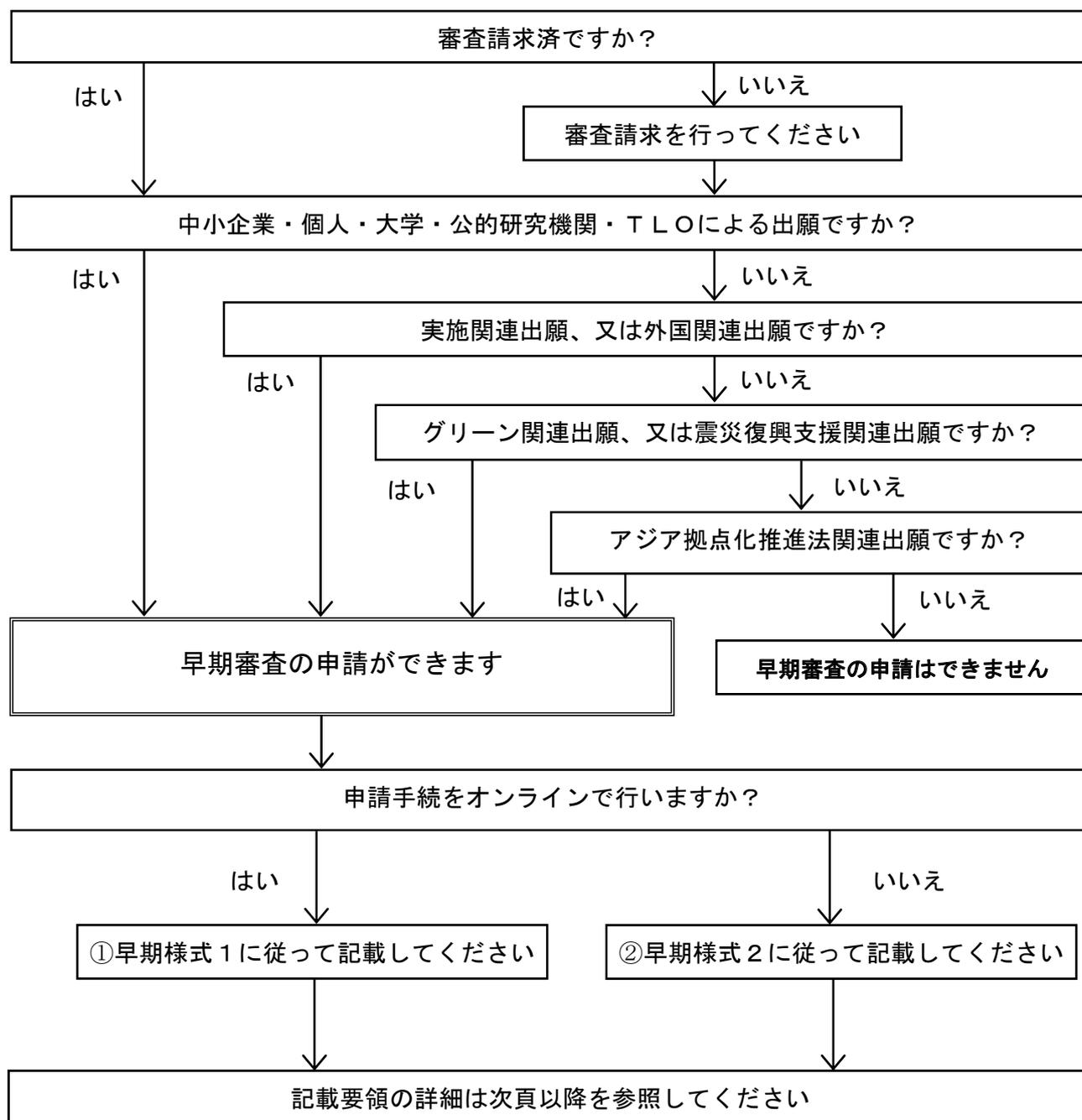
(3) 特許法第42条第1項の規定により取下げとならないものであること

上記I. 1. (3) を参照してください。

(4) 代理人が弁理士、弁護士又は法定代理人のいずれかに該当すること

上記I. 1. (4) を参照してください。

### 3. 早期審査の申請手続フロー



スタートアップによる出願であって実施関連出願の場合は、面接活用審査の申請も可能です（I. 2. を参照）。

#### [申請条件の選択について]

出願が複数の条件に該当する場合は、「早期審査に関する事情説明書」の作成負担の少ない条件を選ぶことを推奨します。後述する先行技術調査等の負担を考慮すれば、一般的には、下記①がもっとも負担が少なく、続いて②、③～⑤の順となります。よって、例えば出願人が中小企業で

あり、かつ実施を予定している発明であれば、①の中小企業であることを事情として「早期審査に関する事情説明書」を作成することになります。

表5. 申請条件別「先行技術の開示」の程度

| 申請条件                       | 先行技術調査の必要性                                |
|----------------------------|---|
| ①中小企業・個人等の出願<br>震災復興支援関連出願 | 必ずしも必要でない。知っている文献の記載で可（I. 5. (3) ①及び④を参照） |
| ②外国関連出願                    | 必要だが、外国特許庁の調査結果がある場合は利用可（I. 5. (3) ②を参照）  |
| ③実施関連出願                    | 必要（I. 5. (3) ③を参照）                        |
| ④グリーン関連出願                  | 必要（I. 5. (3) ③を参照）                        |
| ⑤アジア拠点化推進法関連出願             | 必要（I. 5. (3) ③を参照）                        |

また、面接活用審査の場合は、先行技術調査は必ずしも必要ありません。知っている文献の記載のみで足りります。

## 4. 早期審査の申請手続

早期審査の申請をする場合は、特許出願ごとに「早期審査に関する事情説明書」を1通提出してください。なお、特許庁から、「早期審査の対象としない」旨が出願人（代理人）に通知された場合を除いては、「早期審査に関する事情説明書」を再度提出する必要はありません。

### (1) 提出者

早期審査の申請ができるのは、出願人本人及びその手続をする代理人に限ります（第三者が他人の出願に対して申請を行うことはできません。）。複数の出願人が存在する場合、原則そのうちの一人でも手続可能ですが、代表者を選定している場合は例外となります。

### (2) 提出方法

提出方法は以下の3通りがあります。

#### ① オンライン

特許・実用新案の出願等の手続と同様にオンライン手続を行うことができます。

#### ② 持参

特許庁審査業務部出願課受付窓口（所在地 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号）に書類を直接提出してください。

#### ③ 郵便・信書便

封筒等に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて（郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号）に郵送してください。

### (3) 手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に関し、手数料は不要です。また、書面で提出されても、データエントリー料（電子化のための手数料）は不要です。

### (4) 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、必ず「早期審査に関する事情説明補充書」を作成のうえ提出してください（注：「手続補足書」ではありません。）。この場合も手数料は不要です。

### (5) 様式

「早期審査に関する事情説明書」は、以下の様式により作成してください。

表6. 「早期審査に関する事情説明書」等の様式一覧

|         | オンライン手続の場合 | 書面手続の場合    |
|---------|------------|------------|
| 事情説明書   | ①早期審査様式1   | ②早期審査様式2   |
| 事情説明補充書 | ③早期審査補充様式1 | ④早期審査補充様式2 |

①早期審査様式1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査の種別】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

②早期審査様式2 (書面手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査の種別】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

(〇〇〇の写し)

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

③早期審査補充様式1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

④早期審査補充様式2 (書面手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

(○○○の写し)

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

「早期審査に関する事情説明書」作成時の一般的留意事項

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

注)これは記載例です。

【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

【あて先】 特許庁長官 〇〇 〇〇 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願〇〇〇〇－〇 1 2 3 4 5

識別番号の通知を受けていない場合は  
この項目を設ける必要はありません。

【提出者】

【識別番号】 〇 〇 〇 1 2 3 4 5 6

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

【氏名又は名称】 株式会社〇〇製作所

【代表者】 特許 太郎

識別番号を記載した場合は  
この項目を設ける必要はありません。

【提出者】

【住所又は居所】 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番地

【氏名又は名称】 株式会社〇〇電機

【代表者】 発明 次郎

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

代理人によらない場合は  
この項目を設ける必要はありません。

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

これは外国へ特許出願を行っている場合の  
記載例です。

1. 事情

(1) 欧州特許庁へ特許出願を行った。

(2) 出願日は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、出願番号は〇〇〇〇〇〇である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

・・・・・・・・(文献名を記載します)・・・・・・・・

(2) 対比説明・・・・・・・・(対比説明を記載します)・・・・・・・・

【提出物件の目録】

【物件名】 〇〇〇の写し 1

(〇〇〇の写し)

提出する物件がない場合は  
これらの項目を設ける必要はありません。

〈別葉に提出物件を添付してください〉

## 5. 「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

### (1) 書誌的事項の記載要領

#### ① 【提出日】の欄

早期審査に関する事情説明書の提出日は、なるべく記載してください。

提出日については、特許庁審査業務部出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日、郵便・信書便により提出する場合はその投函の年月日、又は郵便局・取扱窓口へ差し出す年月日を記載してください。オンラインにより提出する場合には記載不要です。

#### ② 【事件の表示】の欄

##### a) 出願番号が通知されている場合

出願番号が通知されている場合には、「【事件の表示】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて「特願2000-012345」（平成12年以降の出願の場合）「平成11年特許願第123456号」（平成11年以前の出願の場合）のように出願番号を記載してください。

##### b) 出願番号が通知されていない場合（例：出願と同時に申請する場合）

願書、出願審査請求書と同時に早期審査に関する事情説明書を提出する場合など、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄の代わりに「【出願日】」の欄を設けて「令和2年5月14日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、願書に記載した整理番号を記載してください。

（記載例）

|                       |
|-----------------------|
| 【事件の表示】               |
| 【出願日】 令和2年5月14日提出の特許願 |
| 【整理番号】（願書に記載の整理番号を記載） |

国際特許出願について、出願番号が通知されていない場合には、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/US〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載してください。

（記載例）

|                            |
|----------------------------|
| 【事件の表示】                    |
| 【国際出願番号】 PCT/US〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇 |
| 【出願の区分】 特 許                |

#### ③ 【提出者】の欄

##### a) 識別番号、住所又は居所

###### ○識別番号の通知を受けている場合

「【提出者】」の次に「【識別番号】」の欄を設けて「000123456」のように通知された9桁の識別番号を記載してください。なお、識別番号を記載した場合には「【住所又は居所】」の欄を設ける必要はありません。

###### ○識別番号の通知を受けていない場合

「【提出者】」の次に「【住所又は居所】」の欄を設けて、「〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番

〇号〇〇マンション〇〇〇号室」のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載してください。郵便番号の記載は必要ありません。なお、住所又は居所を記載した場合には、「【識別番号】」の欄を設ける必要はありません。

b) 氏名又は名称

「【氏名又は名称】」は、法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載してください。法人の場合は「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、代表者氏名を記載してください。なお、押印、識別ラベルについては不要です。

c) 繰返記載

「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、「【提出者】」に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載してください。

(記載例)

|  |
|--|
| <p>【提出者】<br/>【識別番号】 0 0 0 1 2 3 4 5 6<br/>【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号<br/>【氏名又は名称】 株式会社〇〇製作所<br/>【代表者】 特許 太郎</p> <p>【提出者】<br/>【住所又は居所】 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番地<br/>【氏名又は名称】 〇〇電機株式会社<br/>【代表者】 発明 次郎</p> |
|--|

注) 上記の記載例は書面で提出する場合の例です。

④ 【代理人】の欄

代理人がない場合は「【代理人】」の欄を設ける必要はありません。

代理人がいる場合も代理人及び提出者本人の印及び識別ラベルについては不要です。

代理人の「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」については③と同様に記載してください。「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、「【代理人】」に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載してください。

⑤ 【早期審査の種別】の欄

「早期審査」と記載してください。

⑥ その他

a) 書面で提出する場合の様式について

用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載しないでください。

余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。

書き方は左横書、1行は40字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは50行以内としてください。

文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、

明りょうにかつ容易に消すことが出来ないように記載してください。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いないでください（欄名の前後に「【】」、「」を用いるときを除く。）。

書類が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入してください。とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばステープラ等を用いてとじてください。

なお、これらの点はオンラインで提出する場合には電子出願ソフトに従って提出していただければ問題はありません。

b) 日本に営業所を有する外国法人の場合

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けてください。

(2) 【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

① 出願人の全部又は一部が、大学・短期大学、公的研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）である場合はその旨を記載してください。

（記載例：大学の場合）

|   |
|---|
| 【早期審査に関する事情説明】<br>1. 事情<br>出願人〇〇〇〇は学校教育法第1条に定められた大学である。 |
|---|

（記載例：公的研究機関の場合）

|   |
|---|
| 【早期審査に関する事情説明】<br>1. 事情<br>出願人は〇〇県であるが、〇〇県の公的研究機関である〇〇〇研究所の発明である。 |
|---|

（記載例：承認又は認定を受けた技術移転機関（TLO）の場合）

|   |
|---|
| 【早期審査に関する事情説明】<br>1. 事情<br>出願人株式会社〇〇〇ティー・エル・オーは承認を受けた技術移転機関である。 |
|---|

また、出願人の全部又は一部が、中小企業又は個人である場合は、その根拠を具体的に記載してください。なお、「中小企業」については、1. (2) 表1 あるいは 表2の基準を満たす企業です。

（記載例：中小企業の場合）

|  |
|--|
| 【早期審査に関する事情説明】<br>1. 事情<br>出願人〇〇〇〇は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって、従業員数は230人、資本金は2億円であるから、早期審査・審理ガイドラインに定める中小企業である。 |
|--|

(記載例：個人の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人〇〇〇〇は個人である。

② **外国関連出願**の場合は、日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関に出願を行ったこと、又は国際出願を行ったことを、出願した国（機関）の出願番号、公報番号又は国際出願番号を含めて具体的に記載してください。その際、出願日の記載及び日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願を行った事実を疎明する書面（出願書類の謄本など）の提出は省略することができます。

外国関連出願において上記いずれの番号も付与されていない場合には、出願した国（機関）及び年月日を記載し、当該外国出願の願書の写し等を添付することによって外国出願番号等の記載に代えることができます。

(記載例：出願番号や公報番号が付与されている場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

欧州特許庁及び米国特許商標庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許商標庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇である。

③ **実施関連出願**の場合は、製品を実際に製造販売している場合や、早期審査の申請日から2年以内に生産開始を予定している場合などが該当しますので、その実施状況を記載します。

(記載例：既に製品を製造・販売している場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を令和〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

※製品名の記載は必須ではありませんが、できるだけ実施状況を詳しく記載してください。

(記載例：申請から2年以内に生産開始する場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇を令和〇〇年〇月より生産開始する予定の実施関連出願である。

④ **グリーン関連出願**の場合は、請求項に記載された発明が、省エネ、CO<sub>2</sub>削減等の効果を有する発明（グリーン発明）であることの合理的な説明を、明細書の記載に基づいて簡潔に記載してください。

(記載例：省エネ効果がある場合)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

請求項○に記載された「○○装置」は、△△の燃焼効率を高めることによる省エネルギー効果を有するものである（段落【○○○○】を参照。）。

(記載例：CO<sub>2</sub>削減効果がある場合)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

請求項○に記載された「○○」は、明細書の段落【○○○○】に記載されているように、××を△△することによりCO<sub>2</sub>排出量を削減する効果を有するものである。

- ⑤ **震災復興支援関連出願**の場合は、出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である旨か、又は、出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等<sup>(※)</sup>が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明である旨を記載してください。

(※) 事業所等とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。

(記載例：出願人の住所が特定被災地域にある場合)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

出願人のうち、株式会社○○○は、特定被災地域に含まれる○○県○○市に住所を有しており、平成23年東日本大震災により被災しました。

(記載例：研究所又は事業所が地震に起因した被害を受けた場合)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

当該出願の出願人である株式会社○○○○は、本社は東京都○○区であるが、平成23年東日本大震災により、特定被災地域である○○県○○市にある○○所（例：研究所）が被災しました。当該出願の発明は当該○○所（例：研究所）でなされた発明です。

- ⑥ **アジア拠点化推進法関連出願**の場合は、出願人の全部又は一部が、認定研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、請求項に記載された発明が、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明である旨、認定された研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内の出願である旨を記載してください。

(記載例)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

(1) 株式会社〇〇〇〇は、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」に基づいて認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行う国内関係会社である。

(2) 認定された研究開発事業「△△△△」は、・・・(研究開発事業の内容)・・・を行うものであり、請求項〇に記載された発明は、当該研究開発事業の成果に係るものである。

(3) 認定された研究開発事業計画の実施期間の終了日は〇〇年〇月〇日であるから、本出願は、実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものである。

⑦ **スタートアップ対応面接活用早期審査を申請する**場合は、冒頭に、「スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。また、スタートアップによる出願かつ実施関連出願であることを具体的に記載してください。さらに、面接の日程調整のため、出願人又は代理人等の電話連絡先等を記載してください。

「スタートアップによる出願」であることを説明するには、出願人の全部又は一部が上記 I.

2. (2) ①に示した(i)から(iii)までのいずれかに該当することを記載します。

※登記簿本等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

「実施関連出願」については、上記 I. 5. (2) ③を参照してください。

(記載例：個人事業主の場合)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する。

(1) スタートアップであることの説明

出願人〇〇〇〇は、開業届出書を税務署に提出した個人事業主であり、事業の開始日が〇〇〇〇年〇月〇日であって事業開始後10年未満であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・

出願人電話連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(記載例：小規模企業の場合)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する。

(1) スタートアップであることの説明

出願人〇〇〇〇は、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は3人で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・

出願人電話連絡先 ○○○-○○○○-○○○○

(記載例：資本金 3 億円以下の法人の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

スタートアップ対応面接活用早期審査を希望する。

(1) スタートアップであることの説明

出願人株式会社○○○○は、資本金○億円であるから資本金 3 億円以下であり、○  
○○○年○月○日設立であるから設立から 10 年未満であり、かつ、他の大企業（資  
本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業である  
から、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・

出願人電話連絡先 ○○○-○○○○-○○○○

(3) 【早期審査に関する事情説明】の「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

① 中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOが単独で出願する場合には、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ではありません（大企業との共同出願の場合は、「特例」に該当する場合を除き、先行技術調査が必要となります。）が、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

したがって、対比説明を行うために、先行技術調査結果に基づく文献名や、早期審査に関する事情説明書提出までに知った文献名は必ず記載することが必要です。

(参考) 単独出願と共同出願の場合における要件の違い

| 条 件            | 先行技術の開示の際の先行技術調査                         | 対比説明 |
|----------------|--|------|
| 中小企業・大学等の単独出願  | 知っている文献でも可                               | 必 要  |
| 大企業との共同出願      | 必要                                       |      |
| 中小企業と大企業との共同出願 | 原則必要だが、 <b>特例</b> (*) に該当する場合は知っている文献でも可 |      |

(\*) 中小企業と大企業との共同出願における「特例」：「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、かつ、中小企業の権利の持分比率が 50% 以上の場合。この場合、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して 2 年以内に出願されたものに限りします。

【先行技術調査の方法】

特許庁では、インターネットを介して誰もが無料で先行技術調査が行なえるよう、特許情報プラットフォーム (J-P l a t P a t : <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>) による検索サー

ビスを提供しております。

#### [文献名の記載要領]

文献を開示する場合は、以下の例にならって記載してください。特に J - P l a t P a t 以外で入手した非特許文献の場合、記事が特定できるように出版年、号数、ページ数、出版社等を記載してください。

例 1) 特開 2 0 0 3 - 0 0 0 0 0 1 号公報

例 2) 特開平 0 5 - 0 0 0 0 0 1 号公報

例 3) 実公平 0 7 - 0 0 0 0 0 1 号公報

#### a) 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合 (\*)

中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLO が単独で出願する場合については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただくことを推奨しますが、上記出願人に限り先行技術調査は必須ではなく、出願人が知っている文献を記載していただくことで足りるものとします（特許法第 3 6 条第 4 項第 2 号と同じ要件ですが、出願以降に新たに知った文献がある場合には当該文献も記載してください。）。

対比説明とは、早期審査を申請する出願の「特許請求の範囲」に記載された発明（以下、これを「本願発明」と呼ぶ場合があります。）と先行技術文献の内容とを比較検討し、両者の相違点や、相違点に基づく本願発明の技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。比較を行うに当たっては、関連する先行技術文献の内容について、記載されている場所がわかるようにページ数、行数、図の番号等を示してください。

(\*) 明細書に先行技術文献の開示がない場合、早期審査に関する事情説明書に先行技術文献を記載するだけでは、特許法第 3 6 条第 4 項第 2 号の要件を満たすことにはなりませんのでご注意ください。

(記載例)

##### 【早期審査に関する事情説明】

##### 1. 事情

.....(事情を記載します).....

##### 2. 先行技術の開示及び対比説明

##### (1) 文献名

先行技術調査を行なった結果、文献 1 を発見しました。また、知っている文献として文献 2 があります。

文献 1 : 特開平 0 5 - 0 0 0 0 0 1 号公報

文献 2 : 携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁 携帯電話マガジン出版社

##### (2) 対比説明

文献 1 の第 3 ページ第 5 行から第 1 5 行、及び文献 2 の第 1 0 ページから第 1 5 ページには、本願発明と技術分野は同じ携帯電話に関するものが開示されていますが、着信を知らせるのは音と振動によるものです。

これに対し、本願発明は、音と振動に加え、光でも着信を知らせることができる点で異なっています。これにより、身体に触れておらず、周囲雑音が激しい状況でも着信を知らせることができます。

### [大企業との共同出願の場合]

「特例」に該当する場合を除き、中小企業や個人、大学・公的研究機関・TLOが大企業と共同出願をしている場合には、先行技術調査を行っていただいた上で、先行技術の開示を行う必要があります。

#### b) 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例)

|   |
|---|
| <p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情<br/>.....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名<br/>明細書中の段落【0008】に記載しています。</p> <p>(2) 対比説明<br/>明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。</p> |
|---|

#### c) 明細書に先行技術文献のみの記載がある場合

明細書において先行技術文献の開示は適切になされているものの、対比説明が不十分な場合には、上記記載例の、「(2) 対比説明」の部分に対比説明を記載することが必要です。

② 外国関連出願においては、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。ただし、他国の特許庁において先行技術調査結果が得られている場合は、当該調査結果は先行技術調査に代えることが可能ですので、その結果に基づいて、先行技術の開示と対比説明を記載してください。

#### a) 外国特許庁の調査結果がない場合

外国関連出願については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例：外国特許庁の調査結果がない場合)

|   |
|---|
| <p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情<br/>.....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名</p> |
|---|

特許情報プラットフォームを用いて検索した結果、本願発明に関連する文献は以下のとおりである。なお、検索は、「要約+請求の範囲」で検索キーワード「傘」、「LED」、「発光ダイオード」を用いて調査した。

文献1：特開平05-000001号公報

文献2：特開2000-543210号公報

(2) 対比説明

本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。

なお、明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

.....(事情を記載します).....

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

明細書中の段落【0008】に記載しています。

(2) 対比説明

明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。

b) 外国特許庁の調査結果がある場合

外国特許庁での先行技術調査結果が既に得られている場合は、当該調査結果として引用された全ての先行技術文献を記載してください。明細書中での調査結果・対比説明がある場合でも省略しないでください(なお、出願人自らによる先行技術調査及び当該調査結果の記載を省略することは可能です)。

(記載例：外国特許庁の調査結果がある場合で、調査結果のみ記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

.....(事情を記載します).....

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

文献1：欧州特許出願公開第10001号明細書

文献2：米国特許第500001号明細書

(2) 対比説明

本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。

[日本語国際出願の特例]

日本語で国際出願している特許出願において、国際調査見解書又は国際予備審査報告書が得られている場合には、それらを早期審査に関する事情説明書に添付することにより先行技術の開示及び対比説明の記載を省略することができます。

ただし、早期審査の対象となる発明が補正により国際調査見解書又は国際予備審査報告書の対象となった発明と全く異なるものとなった場合には、補正後の発明に対して先行技術調査を行い、出願人による先行技術文献の開示と対比説明する必要があります。

③ 実施関連出願、グリーン関連出願及びアジア拠点化推進法関連出願については、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。

#### a) 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術文献の内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例)

##### 【早期審査に関する事情説明】

##### 1. 事情

.....(事情を記載します).....

##### 2. 先行技術の開示及び対比説明

##### (1) 文献名

商用データベース〇〇を用いて、キーワード「自転車」、「補助輪」、「跳ね上げ」、「跳上」を用いて検索した結果、以下の関連文献が発見された。

文献1：特開平10-123456号公報

##### (2) 対比説明

本願発明は、「前輪と後輪と、前輪と後輪との間に懸架されたフレームと、後輪を駆動するためのペダルと、ペダルの動力を後輪に伝達するチェーンを備えた自転車において、後輪の両側に補助輪を設け、この補助輪が一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられる跳ね上げ駆動部を設けたことを特徴とする自転車」です。

これを文献1と対比すると、文献1の4ページに記載された「前輪」、「後輪」、「前輪と後輪との間に懸架されたフレーム」、「後輪を駆動するためのペダル」、「ペダルの動力を後輪に伝達するチェーン」、「後輪の両側の補助輪」が構成上共通します。

しかしながら文献1の「後輪の両側の補助輪」は、跳ね上げることはできますが、走行前に運転者が必要性に応じて、いわば、使用者毎に跳ね上げるか否か判断して足で跳ね上げるものです。

これに対し、本願発明の補助輪は一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられるものであり、速度が遅い不安定な時は補助輪が作用し、その後一定以上の速度に達した後は、自動的に補助輪を跳ね上げて自転車の運転の習熟を促すもので、その機能は大きく異なるものです。

#### b) 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は、以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

|   |
|---|
| <p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情<br/>.....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名<br/>明細書中の段落【0008】に記載しています。</p> <p>(2) 対比説明<br/>明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。</p> |
|---|

④ 震災復興支援関連出願の場合、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは、原則必要ありませんが、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。なお、要件(※)を満たさない大企業との共同出願の場合は、先行技術調査が必要となります。

(※) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人

⑤ スタートアップによる出願の場合、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ありませんが、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

なお、大企業との共同出願の場合は、上記 I. 5. (3) ①(参考)を参照してください。

⑤-1 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

上記 I. 5. (3) ① a) を参照してください。

⑤-2 明細書中に先行技術文献と対比説明がある場合

上記 I. 5. (3) ① b) を参照してください。

⑤-3 明細書中に先行技術文献のみの記載がある場合

上記 I. 5. (3) ① c) を参照してください。

## ⑥ 補正案を提示する場合

先行技術文献と対比等した結果、出願人において特許請求の範囲の記載などを補正した方が望ましいと判断した場合は、補正書を提出し、当該補正書に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができるほか、下記のように早期審査に関する事情説明書において補正案を提示し、当該補正案に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができます。

※補正案には【請求項1】のような、「【 】」の記号は使用しないでください。

(記載例)

|  |
|--|
| <p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情<br/>… (事情を記載します) …</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名<br/>欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。</p> <p>①欧州特許出願公開第 10001 号明細書<br/>②特開平 05-000001 号公報</p> <p>(2) 補正案<br/>請求項 1 について補正案があり、下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>…………… (補正案を記載します) ……………</p> <p>(3) 対比説明<br/>…………… (対比説明を記載します) ……………</p> |
|--|

#### (4) 【提出物件の目録】の記載要領

【早期審査に関する事情説明】に記載した先行技術文献については、その写しを添付してください。また、アジア拠点化推進法関連出願の場合は、認定研究開発事業計画の写し<sup>(\*)</sup>を添付してください。ただし、出願が以下の①に該当する場合には全ての先行技術文献の写しの添付を省略でき、②又は③のいずれかに該当する場合はその先行技術文献又は認定研究開発事業計画の写しの添付を省略できます。

(\*)認定研究開発事業計画の写しについては、以下の箇所の抜粋で足りるものとします。

|                  |   |
|------------------|---|
| 研究開発事業計画の認定通知書   |   |
| 研究開発事業計画に係る認定申請書 | 2 研究開発事業計画の内容<br>(1) 事業名<br>(2) 研究開発事業の内容<br>(3) 研究開発事業を行う国内関係会社の記載箇所 |
|                  | 4 実施期間<br>実施期間の記載箇所   |

※「早期審査に関する事情説明書」に添付された書類は、閲覧に供されます。認定研究開発事業計画の写しを添付する際に上記以外の箇所が含まれる場合、その箇所も開示されることにご留意ください。

① 出願人が、中小企業、スタートアップ、個人、大学・短期大学、公的研究機関、承認 TLO、又は認定 TLO のうちいずれかによる出願である場合若しくは、震災復興支援関連出願である場合

② 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) にて先行技術文献を参照できる場合

特許情報プラットフォームにおいては、「特許実用新案番号照会」「外国公報 DB」にて、内外特許公報の多く (外国公報は米国、欧州、独国、英国、仏国、スイス、カナダ、国際出願それぞれの公開公報あるいは特許 (公告) 公報) を参照でき、これらの公報については添付を省

略できます。

先行技術文献がこれらの公報に該当するために写しの提出を省略するときは、「添付を要しないため省略する。」旨記載してください。

**③ 同時又はすでになされた他の手続において特許庁に提出されている先行技術文献又は認定研究開発事業計画の写しを援用する場合**

援用により写しの提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載してください。また、2以上の写しの提出を省略するときは、「【物件名】」に従属する全ての項目に係る欄を繰り返し設けて記載してください。

**④ 事情説明書に提出する物件が一つも存在しない場合、もしくは、物件全てについて提出を省略できる場合、【提出物件の目録】欄以下の項目を削除することができ、何も記載する必要はありません。**

**⑤ 複数の提出対象となる物件の内、一部の文献の提出を省略できる場合、提出を省略できるものについては、その物件について「添付を要しないため省略する。」旨記載してください。**

(記載例：物件（文献）1件をイメージで提出する場合)

|                        |
|------------------------|
| <b>【提出物件の目録】</b>       |
| 【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1 |
| <b>【添付物件】</b>          |
| 【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書   |
| <b>【内容】</b>            |
| 文献イメージ                 |

(記載例：物件（文献）2件をイメージで提出する場合)

|                        |
|------------------------|
| <b>【提出物件の目録】</b>       |
| 【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1 |
| 【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1 |
| <b>【添付物件】</b>          |
| 【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書   |
| <b>【内容】</b>            |
| 文献イメージ                 |
| 【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書   |
| <b>【内容】</b>            |
| 文献イメージ                 |

(記載例：複数提出物件の内、一部の文献の提出を省略できる場合)

|                                   |
|-----------------------------------|
| <b>【提出物件の目録】</b>                  |
| 【物件名】 携帯電話マガジン 2005年10月号 10-15頁 1 |
| 【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1            |
| <b>【添付物件】</b>                     |

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 【物件名】 | 携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁   |
| 【内容】  | 文献イメージ                          |
| 【物件名】 | 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書                  |
| 【内容】  | 添付を要しないため省略 (J-PlatPat により参照可能) |

(記載例：写しを添付する場合)

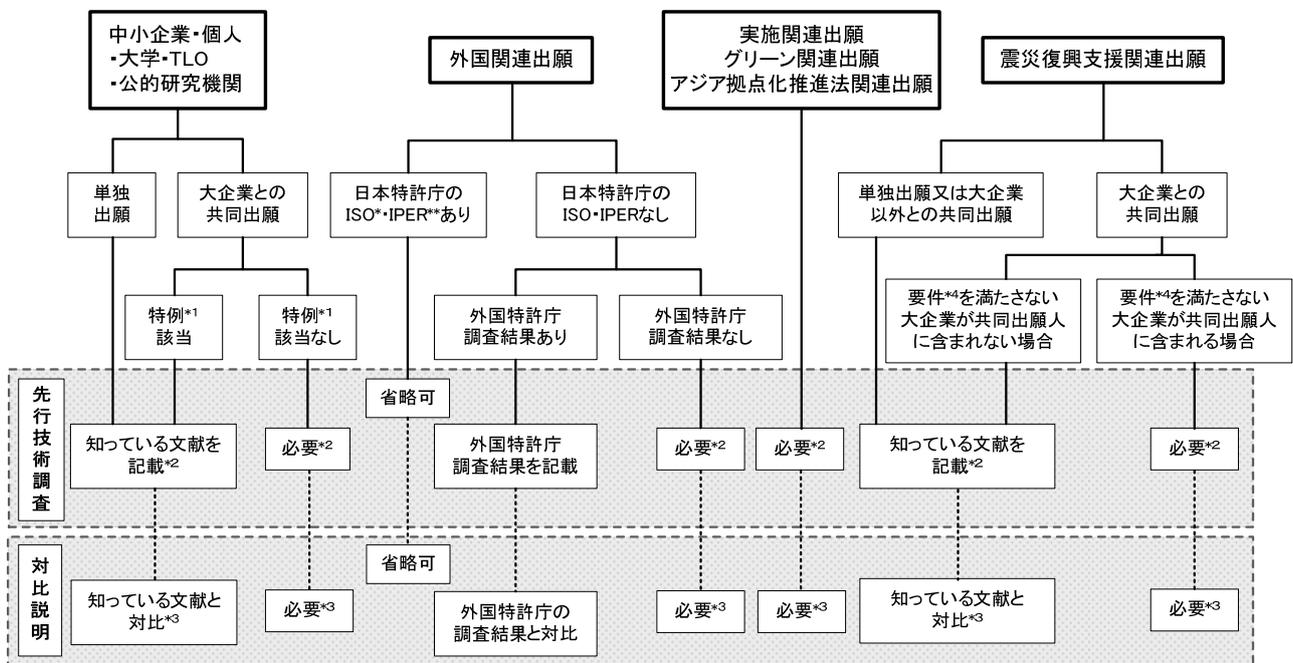
|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 【提出物件の目録】 |                                 |
| 【物件名】     | 携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁 1 |
|           | (別葉に提出物件を添付する)                  |

(記載例：援用により提出する物件を省略する場合)

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 【提出物件の目録】 |                           |
| 【物件名】     | 西独国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1         |
| 【援用の表示】   | 特願平〇年〇〇〇〇〇〇号、意見書、平成〇年〇月〇日 |

※「【物件名】」は50文字以内とし、数量を記載してください。物件名と数量の間にはスペースを入れますが、それ以外にはスペースを用いしないでください。

### (5) 先行技術調査及び対比説明の要否判断フロー



\* 1: 中小企業と大企業との共同出願における「特例」に該当する場合です。  
 \* 2: 明細書にて適切な先行技術調査結果の記載・文献の開示がなされている場合は省略することが可能です。  
 \* 3: 明細書にて、先行技術文献との対比説明が的確に記載されている場合は、省略することが可能です。  
 明細書に先行技術調査結果・対比説明の両方を適切に記載している場合は、どちらも省略することが可能です。  
 したがって、明細書は当初から先行技術文献、対比説明など、的確に記載しておくことが得策です。  
 \* 4: 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業者等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人。  
 \*\* \*: ISOは国際調査見解書の略、IPERは国際予備審査報告書の略です。

※面接活用審査については、「中小企業・個人・大学・TLO・公的研究機関」の箇所を参照してください。

## 6. 審査手続等

### (1) 審査手続

#### ①選定手続

特許庁では、「早期審査に関する事情説明書」の提出があった出願に対して、早期審査の対象に付すか否かの選定が行われます。

なお、「早期審査に関する事情説明書」の事情の記載では、実施関連出願について実施状況が不明確である場合、及びグリーン関連出願についてグリーン発明であることが不明確である場合は、特許庁から出願人（代理人）に問い合わせを行うことがあります。

#### ②早期審査として選定できない事例

早期審査の対象とするか否かは、「早期審査に関する事情説明書」の記載に基づいて行われます。以下に示す例は、早期審査の対象となりませんので参考にしてください。

##### a) 事情

○中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOからの出願

(例1) 公的研究機関以外の研究機関（社団法人・財団法人）

(例2) 「中小企業」と記載していながら、従業員数が400人、資本金が4億円などと、

1. (2) ①の(\*1)に記載の基準を逸脱した記載がある場合

○外国関連出願

(例1) 外国特許庁に出願した出願番号等が記載されておらず、外国出願の願書の写し等も添付されていない場合

(例2) 外国特許庁に出願した出願番号等が間違っている場合

○実施関連出願

(例1) 実施予定でありながら、その予定が2年以内である旨が記載されていない場合

○グリーン関連出願（省エネ、CO<sub>2</sub>削減等の効果を有する発明について特許を受けようとする特許出願）

(例1) 事情の欄に、グリーン関連であることについて何ら記載がない場合

(例2) グリーン関連出願とは全く関係のない事情が記載されている場合

(例3) グリーン関連出願であることの説明が、明細書の記載に基づいていないことが明らかである場合

○震災復興支援関連出願

(例1) 全ての出願人の住所又は居所が、特定被災地域外にあり、かつ地震に起因した被害を受けた事業所等と無関係な出願である場合

(例2) 地震に起因した被害を受けた旨の記載がない場合

○アジア拠点化推進法関連出願

- (例1) 認定研究開発事業計画の写しが添付されておらず、援用する旨も記載されていない場合
- (例2) 出願人が、認定研究開発事業計画の写しに記載された国内関係会社ではない場合
- (例3) 本出願に係る発明が認定研究開発事業の成果に係る発明でないことが、認定研究開発事業計画の写しに記載された研究開発事業の内容及び早期審査に関する事情説明書の記載から明らかである場合
- (例4) 認定研究開発事業の実施期間の終了日から起算して、2年より後に出願されたものである場合

## b) 先行技術の開示と対比説明

### ○先行技術の開示

- (例1) 先行技術の開示の欄に、何ら記載がない場合
- (例2) 先行技術文献として記載しているものの、何れも出願年よりも新しい発行年の文献が記載されている場合（出願に先行する技術文献として認められないもの）
- (例3) 特例（5.（3）①参照）に該当することを事情において主張していない中小企業と大企業の共同出願であるにもかかわらず、先行技術調査が行われていない場合
- (例4) 震災復興支援関連出願において、要件<sup>(※)</sup>を満たさない大企業が出願人に含まれているにもかかわらず、先行技術調査又は対比説明が行われておらず、明細書中にも先行技術文献と対比説明の記載がない場合

(※) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人

### ○対比説明

- (例1) 先行技術文献の提示のみで対比説明が何ら記載されていない場合
- (例2) 出願の技術的内容が記載されているだけで、先行技術文献との対比的な説明が記載されていない場合
- (例3) 先行技術文献の技術的内容が記載されているだけで、出願内容との対比的な説明が記載されていない場合

## ③スタートアップ対応面接活用早期審査として選定できない事例

### a) 事情

- (例1) 「スタートアップ」と記載していながら、資本金が3億円以上であるなど、スタートアップの条件を逸脱した記載がある場合

### b) 先行技術の開示と対比説明

- (例1) 出願人の知っている先行技術文献の開示が何らされていない場合

(例2) 出願人が知っている先行技術文献との対比説明が何ら記載されていない場合

#### ④選定結果の通知

選定の結果は、「早期審査に関する通知書」として出願人（代理人）に通知されます。面接活用審査の対象となった場合には、面接の日程調整等のため、審査官から代理人等に連絡を行います。

#### ⑤審査官による早期審査・面接活用審査の開始

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、早期に審査が開始され（特別の事情がある場合を除く。）、着手後の処理についても遅滞なく処分が終了するよう審査手続が進められます。

更に面接活用審査の対象になった案件については、一次審査結果通知前に行う面接を通じて、スタートアップが早期かつ戦略的に特許権を取得できるようにします。そのため、面接時には上記 I. 2. に示したとおり、例えば以下のとおり行います。

- ・ 出願人側応対者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・ 審査官は、特許庁のスタートアップ関連施策等について紹介します。

### (2) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、出願書類等と同様に閲覧に供します。

### (3) 早期処理のための出願人（代理人）の協力

早期処理が図れるよう出願人（代理人）に対し以下の点の協力をお願いします。

- ① 応答期間の延長請求の抑制
- ② 補正書、納付書等のオンライン手続の励行
- ③ 審査官から面接審査、技術説明等の要請があった場合における対応
- ④ 証明書類や入手困難な先行技術文献等（企業における自社カタログ、大学における発明者の大学内論文集等）の提出を求めた際の速やかな提出
- ⑤（手数料を長期間納付しない等の）出願人（代理人）の責により方式審査が長期間未完となることのない、円滑な手続の進行

特に、同一出願人からの早期審査の申請が多数に及んだ場合においては、審査効率の向上を図るために、出願人（代理人）に対して技術説明などを要請することがあります。

上記の協力が十分かつ迅速に得られない場合には、早期審査の対象外とすることがありま

す。

## 7. 問い合わせ窓口

特許庁審査第一部調整課審査業務管理班

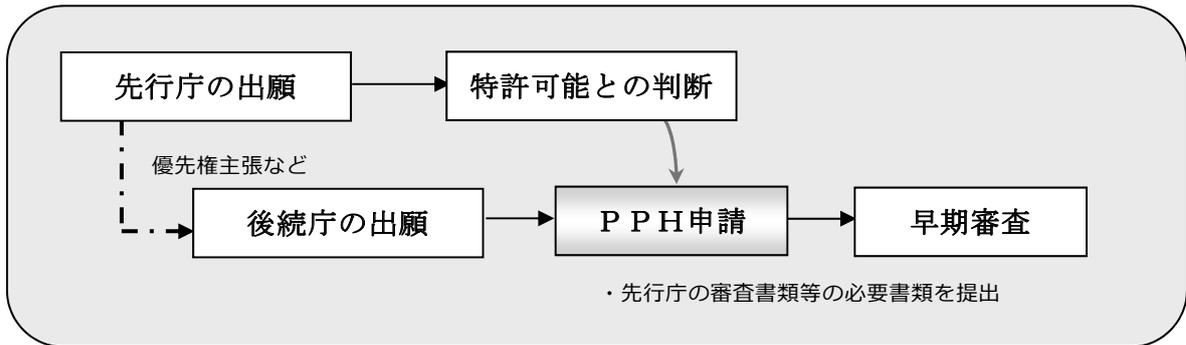
TEL 03-3581-1101 (内線 3106)

E-mail [PA2210@jpo.go.jp](mailto:PA2210@jpo.go.jp)

## II 特許審査ハイウェイに基づく早期審査の手続について

### 1. 特許審査ハイウェイとは

特許審査ハイウェイ(以下「P P H」という。)とは、先行庁において特許可能と判断された発明を有する出願について、後続庁において簡易な手続で早期審査を受けられるようにする枠組みです。出願人の早期権利化を容易にするとともに、先行庁による先行技術調査と審査結果を利用することで、各特許庁における審査負担を軽減し、質の向上を図ることを目的としています。



### 2. P P Hの種類

(1) P P Hは以下の3種類があり、先行庁の国・地域によって申請できるP P Hが異なります。

(2025年2月現在の利用可能状況は次頁のとおりです。)

|                |   |
|----------------|---|
| 先行庁の審査結果に基づく申請 | ① P P H (通常型)<br>出願人が最初に特許出願をした国・地域 (第一庁) での『特許可能との審査結果』に基づく申請  |
|                | ② P P H M O T T A I N A I<br>先行庁の『特許可能との審査結果』に基づく申請<br>(先行庁と後続庁との間でP P H M O T T A I N A Iを実施している場合、通常型とは異なり、最初に特許出願をした第一庁は問いません)                                       |
| 国際段階成果物に基づく申請  | ③ P C T - P P H<br>国際調査機関が作成した「見解書」、国際予備審査機関が作成した「見解書」又は「国際予備審査報告」のうち、最新に発行されたものの『特許性有り』との判断に基づく申請<br>(日本国特許庁が国際調査機関として作成した「見解書」等を元にして、日本国特許庁へP C T - P P H申請することもできます) |

(2) 日本へ申請可能な P P H の種類 (国・地域別)

| 先行庁<br>国・地域名 | 日本への申請時に利用できる P P H の種類 |                |               |
|--------------|-------------------------|----------------|---------------|
|              | 先行庁の審査結果に基づく申請          |                | 国際段階成果物に基づく申請 |
| アイスランド       | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| アメリカ合衆国      | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| イギリス         | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| イスラエル        | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| インドネシア       | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| エジプト         | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| 欧州特許庁        | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| エストニア        | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| オーストラリア      | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| オーストリア       | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| カナダ          | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| 韓国           | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| コロンビア        | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| サウジアラビア      | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| シンガポール       | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| スウェーデン       | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| スペイン         | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| タイ           | ①PPH                    | —              | —             |
| 台湾           | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| チェコ          | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| 中国           | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| チリ           | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| デンマーク        | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| ドイツ          | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| トルコ          | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |
| 日本           | —                       | —              | ③PCT-PPH      |
| ニュージーランド     | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| ノルウェー        | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| ハンガリー        | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | —             |
| ヴェネチア        | —                       | —              | ③PCT-PPH      |
| フィリピン        | ①PPH                    | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH      |

|          |       |                |          |
|----------|-------|----------------|----------|
| フィンランド   | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH |
| ブラジル     | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH |
| フランス     | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | —        |
| ベトナム     | ① PPH | —              | —        |
| ペルー      | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | —        |
| ポーランド    | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | —        |
| 北欧特許庁    | —     | —              | ③PCT-PPH |
| ポルトガル    | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | —        |
| マレーシア    | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | —        |
| メキシコ     | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | —        |
| モロッコ     | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | —        |
| ユーラシア特許庁 | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | —        |
| ルーマニア    | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | —        |
| ロシア      | ①PPH  | ②PPH MOTTAINAI | ③PCT-PPH |

(2025年2月現在)

※網掛けの申請においては、後述する「各庁が提供するドシエ・アクセス・システム」が利用可能です。

※2022年5月10日以降、ロシア特許庁、ユーラシア特許庁の審査結果に基づいた PPH の申請受入れを一時停止中です。

### 3. PPHの申請要件

PPHに基づく早期審査の対象となるためには、日本への申請の場合、早期審査の要件である「審査請求がされていること」に加え、以下の要件を満たす必要があります。

#### (1) 通常型 PPH 及び PPH MOTTAINAI の場合

- ① 当該出願（日本への出願）が、先行庁の出願に基づいてパリ条約上の優先権を主張しているなど、先行庁の出願と特定の関係にあること<sup>(※1)</sup>
- ② 先行庁の出願において、特許可能と判断された請求項を有すること
- ③ 当該出願（日本への出願）の全ての請求項が、先行庁出願で特許可能と判断された請求項のいずれかと十分に対応していること
- ④ 当該出願（日本への出願）について、審査が開始されていないこと<sup>(※2)</sup>

#### (2) PCT-PPH の場合

- ① 当該出願（日本への出願）に対応する国際出願の国際段階成果物<sup>(※3)</sup>のうち、最新に発行されたものにおいて特許性（新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも）「有り」

と示された請求項が存在すること

- ② 「当該出願（日本への出願）」が、対応する国際出願の国内段階であるなど、対応する国際出願と特定の関係を満たすこと<sup>(※1)</sup>
- ③ 当該出願（日本への出願）の全ての請求項が、対応する国際出願の最新国際段階成果物で特許可能と判断された請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること
- ④ 当該出願（日本への出願）について、審査が開始されていないこと<sup>(※2)</sup>

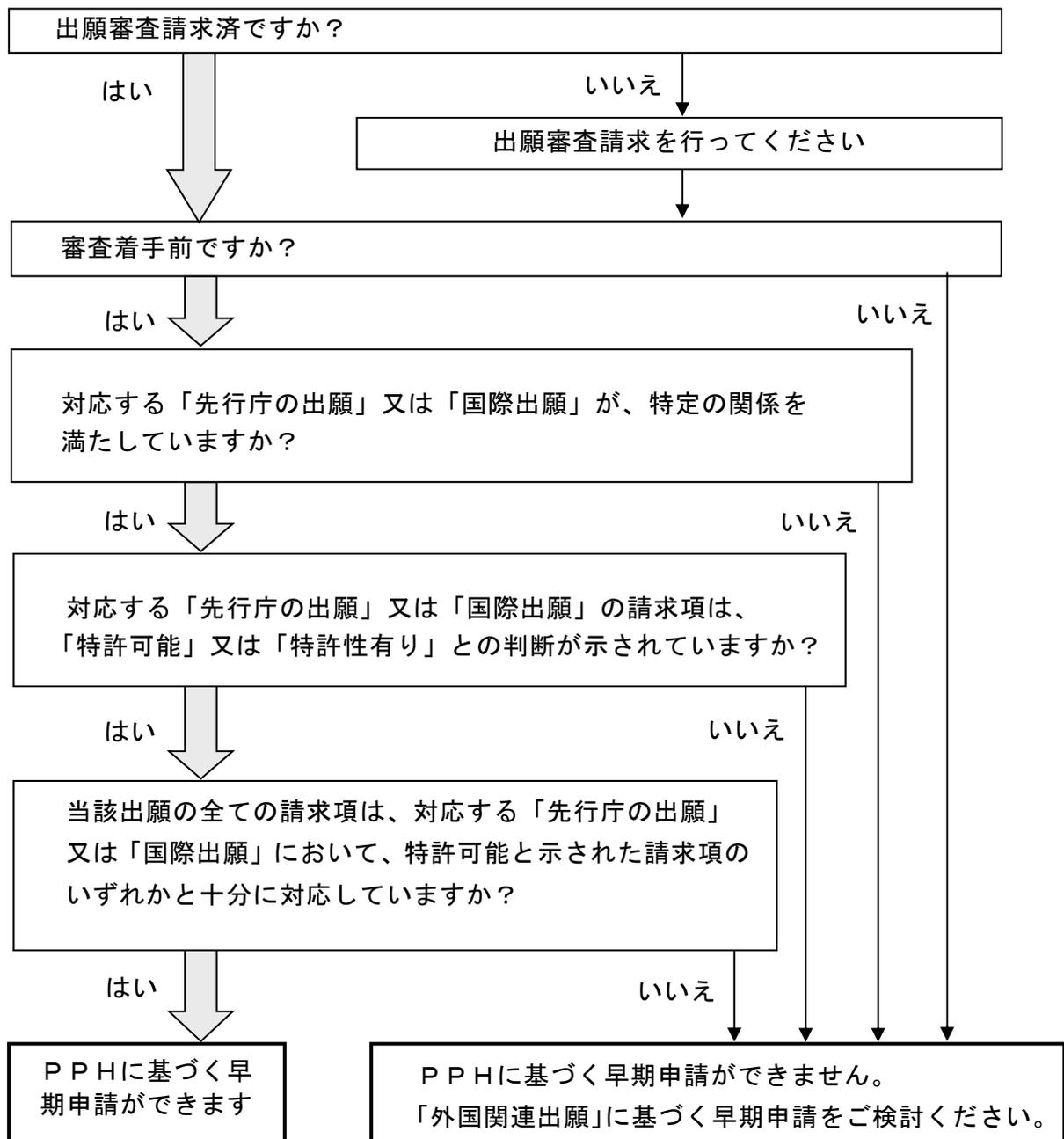
(※1)特定の関係は、先方庁の国・地域により要件が異なります。次頁以降に代表的な申請パターンを記載していますが、詳細につきましては、以下の URL より各国の最新ガイドラインをご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

(※2)日本の出願における「審査が開始されていない」とは、「特許庁の審査官による以下のいずれかの通知等が到達する前」を意味します。「拒絶理由通知(特許法第50条)」、「特許査定の際の謄本の送達(特許法第52条第2項)」、「明細書における先行技術文献開示義務違反の通知(特許法第48条の7)」及び「同一発明かつ同日出願の場合の協議指令(特許法第39条第6項)」

(※3)国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER/IPEA)のうち最新に発行されたものを指します。

#### 4. PPHの要件判断フロー

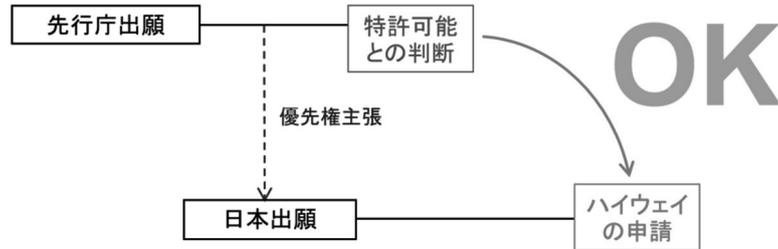


## 5. 特定の関係を満たす申請パターン<sup>(\*)</sup>

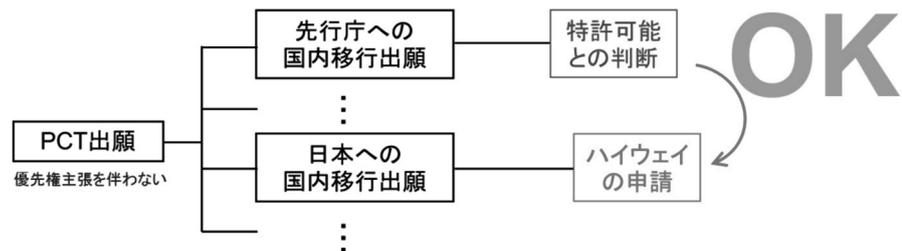
### (1) 通常型 PPH の場合

当該出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）が、

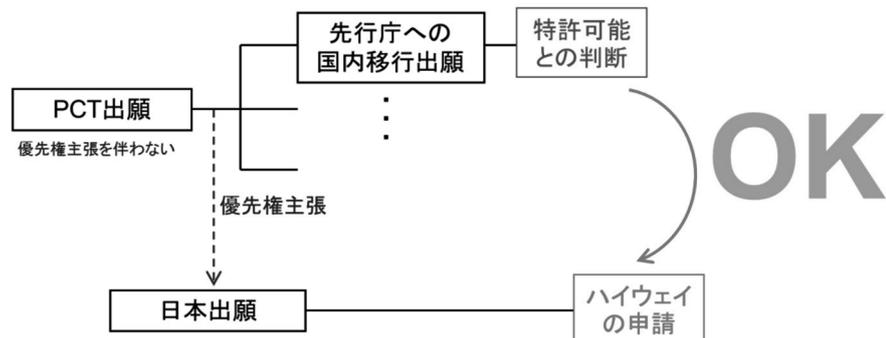
- パターン 1 第 1 序出願である先行庁出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願である



- パターン 2 優先権主張を伴わない PCT 出願の日本への国内移行出願である



- パターン 3 優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願である



<sup>(\*)</sup> 本項には日本に申請する場合の代表的なパターンを記載しています。特定の関係は、先方庁の国・地域により要件が異なりますので、詳細につきましては、以下の URL より各国の最新ガイドラインをご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

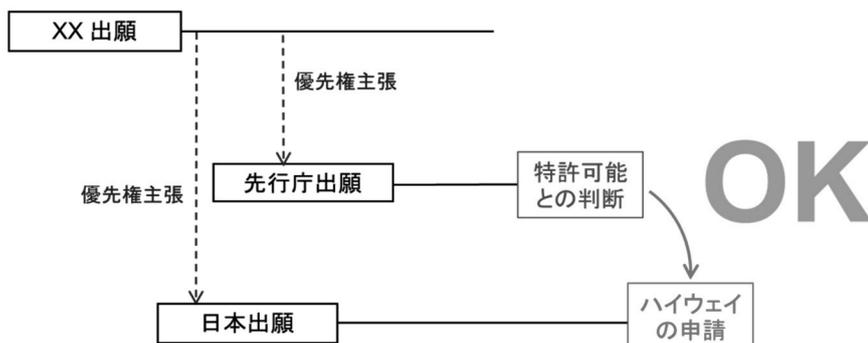
## (2) PPH MOTTAINAI の場合

当該出願（PCT出願の国内移行出願も含む）が、

- パターン4 先行庁出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である



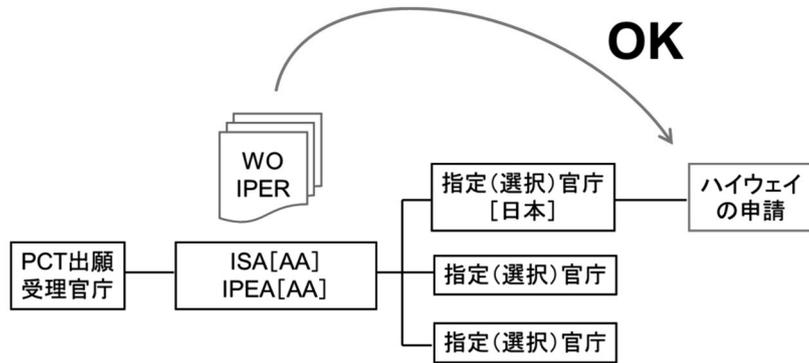
- パターン5 先行庁出願（PCT出願の国内移行出願も含む）と同一の優先権基礎出願を有する出願である



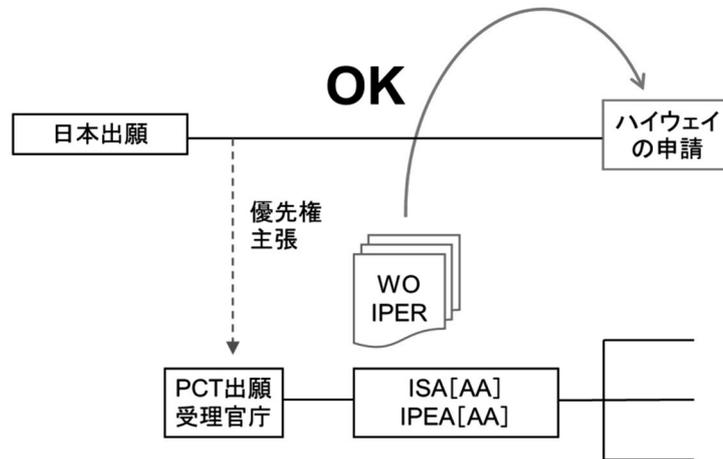
XX：第三国

(3) PCT-PPHの場合

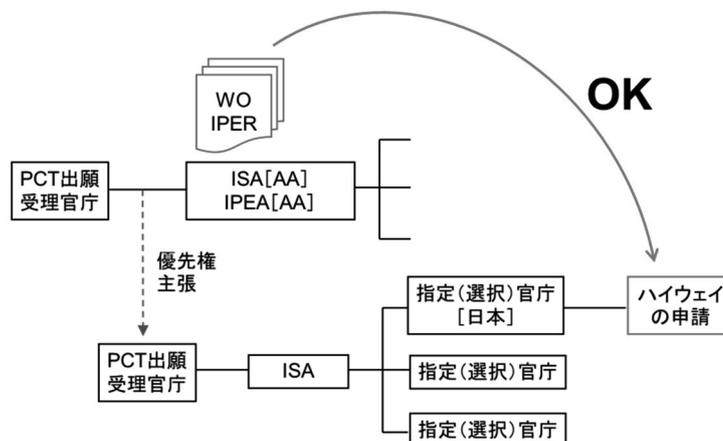
- パターン 6 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である



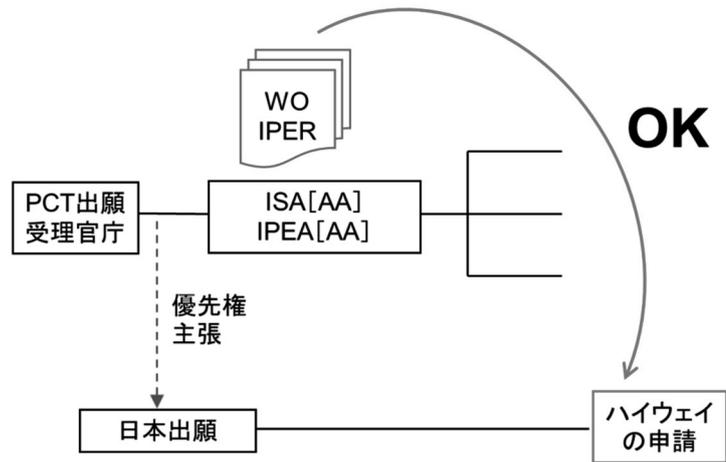
- パターン 7 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている



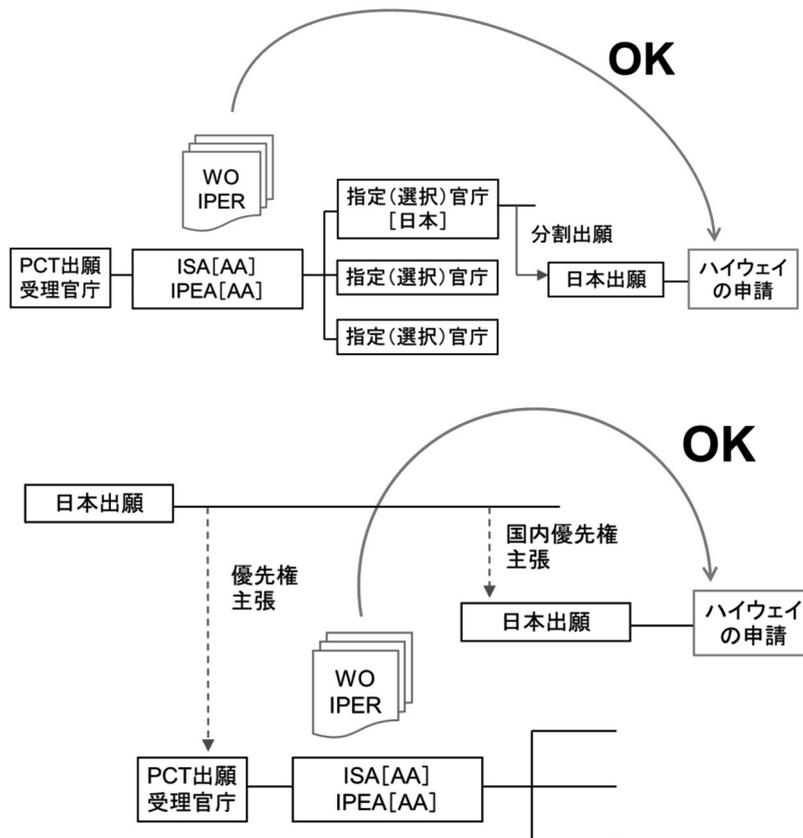
- パターン 8 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である



- パターン 9 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約優先権主張の基礎とする国内出願である



- パターン 10 当該出願は上記パターン 6～9 のいずれかの関係を満たす出願の派生出願（分割出願、国内優先権を主張する出願等）である



## 6. PPHに基づく早期審査の申請手続（記載要領）

日本へのPPHの申請は「早期審査に関する事情説明書」の提出により行います。通常の早期審査と同じ「早期審査様式」（「I 4.（5）」参照。）を用いて、事件の表示・提出者等の書誌的事項、早期審査に関する事情説明及びPPH申請の必要事項を記載し、必要書類を添付して提出してください。

### （1）必要書類の準備・確認

PPH申請に必要な書類は、PPHの種類に応じて以下の（a）～（d）となっています。申請書類の作成前に準備・確認してください。

必要書類は原則、「早期審査に関する事情説明書」に添付し提出する必要がありますが、条件を満たす場合は、提出を省略することが可能です※。

#### ① 通常型PPH及びPPH MOTTAINAIの場合

以下の書類を事前に準備・確認してください。

- （a）対応する先行庁出願に対して、先行庁特許庁審査官から出された全てのオフィスアクションの写し、及びその英語又は日本語の翻訳文
- （b）対応する先行庁出願において特許可能と判断された請求項の写し、及びその英語又は日本語の翻訳文
- （c）対応する先行庁審査官が引用した、引用文献の写し（引用文献の翻訳文は提出不要）
- （d）請求項対応表

※添付を省略できる書類について

上記（a）、（b）の書類が、先行庁の提供する「ドシエ・アクセス・システム<sup>(\*)</sup>」から入手できる場合、出願人はこれらの書類を添付する必要はなく、「PPH申請書」あるいは「早期審査に関する事情説明書」中に（提出を省略する物件）として、当該書類名の一覧を記入すれば足ります。

ただし、先行庁が提供する書類情報が現地語（日本語・英語以外）のみの場合は、その書類の翻訳文を添付書類として提出する必要がありますのでご注意ください。各国における「ドシエ・アクセス・システム」による情報提供の可否につきましては、以下のURLの各国最新ガイドラインをご確認ください。<sup>(\*)</sup>

また、上記（c）の引用文献が特許文献である場合は、添付書類として提出を省略することが可能です。

---

<sup>(\*)</sup> ドシエ・アクセス・システムとは、審査関連情報（出願人提出書類や拒絶理由通知などの包袋情報）を提供するシステムです。

<sup>(\*)</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

## ② PCT-PPHの場合

以下の書類を事前に準備・確認してください。

- (a) 特許性有りと判断が記載された最新国際段階成果物の写し、及びその英語又は日本語の翻訳文
- (b) 最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項の写しと、それが英語でない場合は日本語又は英語によるその翻訳文
- (c) 最新国際段階成果物で提示された引用文献の写し（引用文献の翻訳文は提出不要）
- (d) 請求項対応表

なお、最新国際段階成果物の第Ⅷ欄「国際出願に対する意見」に何らかの意見が記載されている場合は、PPH申請の際に、当該意見に対する釈明の記載が必要となりますので、申請前に必ず確認してください。釈明の記載を行わなかった場合は、PPHの対象となりませんのでご注意ください。

### ※提出を省略できる書類について

上記(a)、(b)の書類が、世界知的所有権機関(WIPO)のPATENTSCOPE(パテントスコープ)(<https://patentscope2.wipo.int/search/ja/search.jsf>)で提供されている場合は、添付書類としての提出を省略することができます。また、上記(c)の引用文献が特許文献である場合は、同様に提出の省略をすることができます。

なお、日本語で行った国際出願の場合で、かつ、PCT-PPHを申請する全ての請求項と、対応する国際出願の全ての請求項とが完全に同一である場合(請求項の削除、追加、並び替えが無く、両出願の請求項の文言がそれぞれ完全に一致している場合)には、早期審査に関する事情説明書に両出願の請求項群が同一である旨を記載することで、上記(d)の請求項対応表の提出を省略することが可能です。

## (2) PPH申請書の作成

平成27年8月から、PPH申請手続の利便性の向上のため、申請の必要事項等について「PPH申請書」に記載し、「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出する申請手続が開始されています。当面の間は「PPH申請書」を用いない従来の手続も並行して受け付けますが、今後新たにPPHの申請を行う際は、特段の事情がない限り、PPH申請書による手続を行ってください。

### PPH申請書の利用方法

特許庁ホームページ上に掲載<sup>(\*)</sup>されたPPH申請書(WEBフォーム)をお使いのブラ

(\*) ホーム > 制度・手続 > 特許 > 手続 > 審査に関する情報 > 早期審査について > 特許審査ハイウェイについて > 「ガイドライン(要件と手続の詳細)・記入様式のページ)」

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

ウザに応じてダウンロードし、ご利用の端末上に保存します。次に、ダウンロードした PPH 申請書 (WEB フォーム) をインターネットブラウザで開き、必要事項を入力欄に日本語で入力の上、WEB フォームの機能を利用して PPH 申請書のイメージデータを作成し保存します。

この PPH 申請書のイメージデータを「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出します。

【 PPH 申請書 (WEB フォーム) の画面構成】

イメージ作成等機能欄

入力欄

| <p><b>【PPH申請書フォーム作成手順】</b></p> <p>以下の手順でイメージファイルを作成して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 右側のPPH申請書の各項目を入力する</li> <li>2. PPH申請書のイメージデータを生産する</li> <li>3. 生成されたイメージを保存する</li> </ol> <p>保存したイメージを「早期審査に関する事情説明書」の提出物件「PPH申請書(仮)」として添付して下さい。</p> <p>※各アイコンの使用方法については、下部をご参照下さい。</p> <p><b>【一時保存及びデータ呼び出し】</b></p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;">一時保存</p> <p>参照... ファイルが選択されていません。</p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;">データ呼び出し</p> <p><b>【提出資料(イメージファイル)の保存】</b></p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;">イメージ保存</p> <p>※イメージ保存を押して動作しなければ、下記「開く」を押して、開かれたページの画像を右クリック「名前を付けて画像を保存(S)」を選択して保存して下さい。</p> <p><b>【入力したデータを消去する場合】</b></p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;">クリア</p> <p><b>【イメージが生成できない場合】</b></p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;">テキスト生成</p> <p>&lt;各アイコンの使用方法&gt;</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">PPH申請書<br/>(REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) PILOT PROGRAM)</th> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>A. 書誌事項</b> *必須 (Bibliographic Data)</td> </tr> <tr> <td>出願番号* (Application Number)</td> <td><input style="width: 100%;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>B. 必要事項</b> *必須 (Request)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請:<br/>(Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) pilot program based on:)</td> </tr> <tr> <td>先行庁<br/>(国際調査機関又は国際予備審査機関を含む)<br/>(Office of Earlier Examination (OEE))</td> <td style="text-align: center;">アイテムを選択してください。 <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">先行庁の審査書類形式<br/>(OEE Work Products Type)</td> <td><input type="checkbox"/> 国内出願の審査結果を利用 (PPH又はPPH MOTTAINAI)<br/>(National/Regional Office Action(s))</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> PCT国際段階成果物を利用 (PCT-PPH)<br/>(WO-ISA, WO-IPEA or IPER)</td> </tr> <tr> <td>先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む)<br/>(OEE Application Number)<br/>(Incl. PCT Application Number)</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">+</td> <td style="padding: 2px;">-</td> <td style="padding: 2px;"><input style="width: 100%;" type="text" value="例)PCT/US2013/000001"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">+</td> <td style="padding: 2px;">-</td> <td style="padding: 2px;"><input style="width: 100%;" type="text"/></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>C. 必要書類 (Required Documents)</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>I. 先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文</b> * 必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く)<br/>(OEE Work Products and, if required, Translations)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. <input type="checkbox"/> 先行庁のオフィスアクションの写しを添付する<br/>(A copy of OEE work products is attached; or)<br/><input type="checkbox"/> ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスアクションの情報が提供されている<br/>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. <input type="checkbox"/> 上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する<br/>(A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or)<br/><input type="checkbox"/> ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている<br/>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文</b> * 必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く)<br/>(Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)</td> </tr> </table> | PPH申請書<br>(REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) PILOT PROGRAM) |   | <b>A. 書誌事項</b> *必須 (Bibliographic Data)                               |   | 出願番号* (Application Number) | <input style="width: 100%;" type="text"/> | <b>B. 必要事項</b> *必須 (Request) |  | 出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請:<br>(Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) pilot program based on:) |  | 先行庁<br>(国際調査機関又は国際予備審査機関を含む)<br>(Office of Earlier Examination (OEE)) | アイテムを選択してください。 <input type="text"/> | 先行庁の審査書類形式<br>(OEE Work Products Type) | <input type="checkbox"/> 国内出願の審査結果を利用 (PPH又はPPH MOTTAINAI)<br>(National/Regional Office Action(s)) | <input type="checkbox"/> PCT国際段階成果物を利用 (PCT-PPH)<br>(WO-ISA, WO-IPEA or IPER) | 先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む)<br>(OEE Application Number)<br>(Incl. PCT Application Number) | <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">+</td> <td style="padding: 2px;">-</td> <td style="padding: 2px;"><input style="width: 100%;" type="text" value="例)PCT/US2013/000001"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">+</td> <td style="padding: 2px;">-</td> <td style="padding: 2px;"><input style="width: 100%;" type="text"/></td> </tr> </table> | + | - | <input style="width: 100%;" type="text" value="例)PCT/US2013/000001"/> | + | - | <input style="width: 100%;" type="text"/> | <b>C. 必要書類 (Required Documents)</b> |  | <b>I. 先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文</b> * 必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く)<br>(OEE Work Products and, if required, Translations) |  | 1. <input type="checkbox"/> 先行庁のオフィスアクションの写しを添付する<br>(A copy of OEE work products is attached; or)<br><input type="checkbox"/> ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスアクションの情報が提供されている<br>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE) |  | 2. <input type="checkbox"/> 上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する<br>(A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or)<br><input type="checkbox"/> ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている<br>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE) |  | <b>II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文</b> * 必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く)<br>(Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations) |  |
|---|---|---|---|---|---|----------------------------|---|------------------------------|--|---|--|---|-------------------------------------|--|--|---|--|---|---|---|---|---|---|---|-------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| PPH申請書<br>(REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) PILOT PROGRAM)   |   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>A. 書誌事項</b> *必須 (Bibliographic Data)   |   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 出願番号* (Application Number)  | <input style="width: 100%;" type="text"/>   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>B. 必要事項</b> *必須 (Request)  |   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請:<br>(Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) pilot program based on:)   |   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 先行庁<br>(国際調査機関又は国際予備審査機関を含む)<br>(Office of Earlier Examination (OEE))   | アイテムを選択してください。 <input type="text"/>   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 先行庁の審査書類形式<br>(OEE Work Products Type)  | <input type="checkbox"/> 国内出願の審査結果を利用 (PPH又はPPH MOTTAINAI)<br>(National/Regional Office Action(s))  |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | <input type="checkbox"/> PCT国際段階成果物を利用 (PCT-PPH)<br>(WO-ISA, WO-IPEA or IPER)   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む)<br>(OEE Application Number)<br>(Incl. PCT Application Number)  | <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">+</td> <td style="padding: 2px;">-</td> <td style="padding: 2px;"><input style="width: 100%;" type="text" value="例)PCT/US2013/000001"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">+</td> <td style="padding: 2px;">-</td> <td style="padding: 2px;"><input style="width: 100%;" type="text"/></td> </tr> </table>   | +   | - | <input style="width: 100%;" type="text" value="例)PCT/US2013/000001"/> | + | -                          | <input style="width: 100%;" type="text"/> |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| +   | -   | <input style="width: 100%;" type="text" value="例)PCT/US2013/000001"/>                       |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| +   | -   | <input style="width: 100%;" type="text"/>   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>C. 必要書類 (Required Documents)</b>   |   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>I. 先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文</b> * 必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く)<br>(OEE Work Products and, if required, Translations)  |   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1. <input type="checkbox"/> 先行庁のオフィスアクションの写しを添付する<br>(A copy of OEE work products is attached; or)<br><input type="checkbox"/> ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスアクションの情報が提供されている<br>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)  |   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2. <input type="checkbox"/> 上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する<br>(A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or)<br><input type="checkbox"/> ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている<br>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)  |   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文</b> * 必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く)<br>(Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)  |   |   |   |   |   |                            |   |                              |  |   |  |   |                                     |  |  |   |  |   |   |   |   |   |   |   |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### (3) 「早期審査に関する事情説明書」の作成

PPH申請書を利用する場合の早期審査に関する事情説明書の作成要領は以下のとおりです。

#### ① 書誌的事項の記載要領

通常の早期審査の申請と同様に、提出日、事件の表示、提出者及び代理人の各欄を記入してください（詳細は、「I 5. 「早期審査に関する事情説明書」の記載要領」を参照）。早期審査の種別欄は「特許審査ハイウェイ」と記載してください。

#### ② 【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

「1. 事情」欄では、当該出願（日本への出願）と先行庁の出願（又は国際出願）との関係性を説明し、PPHプログラムによる早期審査の申請である旨を記載します。その際、対応する先行庁の出願番号等<sup>(\*)</sup>も記載してください。

#### ③ 【提出物件の目録】の記載要領

「【提出物件の目録】」は添付する物件に関し記載するもので、作成したPPH申請書のイメージデータは提出物件として「【内容】」の欄に添付してください。

また、(1)で確認した先行庁のオフィスアクションや非特許文献等の必要書類について、「早期審査に関する事情説明書」に添付する書類は「早期審査に関する事情説明書」の「【提出物件の目録】」欄に特定できる形で書類毎に項目分けして記載し、「【内容】」の欄に添付してください。なお、オンライン手続の場合、「【物件名】」は50文字までしか記入できません。50文字を超える場合は、物件名を「非特許文献1」などとし、正確な提出物件名はそれとの対応がわかるように「1. 事情」欄に記入してください。

提出すべき書類の添付を省略する場合や、PCT-PPHに基づく早期審査の申請における最新国際段階成果物の第Ⅷ欄の国際出願に対する意見への釈明の記載等については、早期審査に関する事情説明書ではなく、PPH申請書にご記載ください（詳細は、以下の記載例を参照）。

※従来の申請手続（PPH申請書を利用しない場合）

(3) ①、②と同様に書誌的事項、事情を記載してください。なお、PCT-PPHに基づく早期審査の申請において、最新国際段階成果物の第Ⅷ欄に国際出願に対する意見が記載

---

(\*) 通常型 PPH、PPH MOTTAINAI の場合は、出願番号の他、公報番号又は特許番号等、先行庁の案件が特定できる番号を記入し、PCT-PPH の場合は、国際出願番号を記入してください。

されている場合は、特許性についての何らかの釈明を「1. 事情」に記載してください（釈明の記載が無い場合はP P Hの対象となりませんのでご注意ください）。次に、「【提出物件の目録】」欄に上記（1）の準備・確認により「添付して提出すべき書類」と判断した書類を、特定できる形で書類毎に項目分けし添付してください。この時、必要書類が各国のドシエアクセスシステム又はパテントスコープにより提供されており、省略が可能な場合は（提出を省略する物件）の項目を設け、書類名の一覧を記載してください。また、特許庁へ既に提出されている書類を援用することにより提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の「【物件名】」の欄に当該書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される事件の表示を記入してください。援用する物件に限っては、「【添付物件】」に「【物件名】」や「【内容】」を記載しないでください（詳細は記載例を参照）。

#### （4）特許庁への提出

##### ① 提出方法

通常の早期審査の申請と同様「オンライン」「持参」「郵便・信書便」いずれの方法も可能です。詳細は、「I 4. 早期審査の申請手続」を参照してください。

##### ② 手数料

通常の早期審査の申請と同様、特許庁への手続に係る手数料は不要です。

(記載例 1)

<前提>

PPH申請書：利用する

利用する審査結果：米国特許商標庁の審査結果を利用する（通常型 PPH）

先行庁との関係性：当該出願が米国特許出願を優先権主張基礎とする出願

その他：先行庁が提供する「ドシエ・アクセス・システム」を利用し、一部提出書類（前述 6.

(1) ①(a), (b) を提出省略する。

PPH申請書及び非特許文献（1件）を添付。

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。

本出願の優先権主張の基礎となる対応米国出願（出願番号 13/000000）に対し、米国特許商標庁により特許可能との判断がなされている。

以下において、「非特許文献 1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座（第 11 巻）コンピュータ・アーキテクチャ」、第 2 版、株式会社近代科学者、1985 年 11 月、p. 123 - 127」である。

事情では、「特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請」である旨、及び、本願と対応出願との関係性について記入

複数対応出願がある場合は、その全ての対応出願について本願との関係性を記入

**【提出物件の目録】**

【物件名】 PPH申請書 1

【物件名】 非特許文献 1

**【添付物件】**

【物件名】 PPH申請書

【提出物件の目録】に記載した【物件名】と同じ名前を記入

**【内容】**

当該書類をイメージ添付。(PPH 申請書の具体的な入力内容は次頁参照)

【物件名】 非特許文献 1

**【内容】**

当該書類をイメージ添付

**PPH申請書**  
**(REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) (PILOT) PROGRAM)**

**A. 書誌事項<sup>※必須</sup>(Bibliographic Data)**

|                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 出願番号 * (Application Number) | 特願0000-000000 |
|-----------------------------|---------------|

**B. 必要事項<sup>※必須</sup> (Request)**

出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請:  
**(Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) (pilot) program based on:)**

|  |  |           |   |           |   |   |  |
|--|--|-----------|---|-----------|---|---|--|
| 先行庁<br>(国際調査機関又は国際予備審査機関を含む)<br>(Office of Earlier Examination (OEE))              | 米国特許商標庁(USPTO)   |           |   |           |   |   |  |
| 先行庁の審査書類形式<br>(OEE Work Products Type)   | <input checked="" type="checkbox"/> 国内出願の審査結果を利用(PPH又はPPH MOTTAINAI)<br>(National/Regional Office Action(s))<br><input type="checkbox"/> PCT国際段階成果物を利用(PCT-PPH)<br>(WO-HSA, WO-IFEA or IFER) |           |   |           |   |   |  |
| 先行庁の対応出願番号/国際出願番号を含む<br>(OEE Application Number)<br>(Incl. PCT Application Number) | <table border="1"> <tr> <td>+</td> <td>-</td> <td>13/000000</td> </tr> <tr> <td>+</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>   | +         | - | 13/000000 | + | - |  |
| +  | -  | 13/000000 |   |           |   |   |  |
| +  | -  |           |   |           |   |   |  |

**C. 必要書類 (Required Documents)**

**I. 先行庁のオフィスのアクションの写し、及び、その翻訳文 <sup>※必須(OEEが日本国特許庁の場合除く)</sup>  
 (OEE Work Products and, if required, Translations)**

1.  先行庁のオフィスのアクションの写しを添付する  
 (A copy of OEE work products is attached; or)

ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスのアクションの復元を依頼する  
 (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)

2.  上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する  
 (A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or)

ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている  
 (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)

複数の対応出願番号が存在する場合は、その全ての対応出願番号を入力

**II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文 <sup>※必須(OEEが日本国特許庁の場合除く)</sup>  
 (Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)**

3.  先行庁出願において特許可能と判断された全請求項の写しを添付する  
 (A copy of all claims determined to be patentable/allowable by OEE is attached; or)

ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、特許可能と判断された請求項の写しを添付する  
 (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)

4.  上記3. の日本語又は英語の翻訳文を添付する  
 (A translation of documents in 3 in a language accepted by the Office is attached; or)

ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記3. の英語翻訳が提供されている  
 (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)

必要書類を「早期審査に関する事情説明書」に添付し提出する場合は上側に、提出を省略する場合は下側にチェック

**III. 引用文献 \* (Documents Cited in OEE Work Products (if required))**

5.  引用非特許文献を添付する  
 (A copy of all documents cited in OEE work products is attached (excluding patent documents); or)

引用非特許文献も引用特許文献もなし  
 (No references cited)

⑤引用非特許文献を「早期審査に関する事情説明書」に添付する場合は上側に、引用文献が全くない場合は下側にチェック (引用文献が特許文献のみの場合はチェック不要)

**IV. 先の提出書類の採用の表示 (Previously submitted documents)**

6.  上記において「添付する」とチェックした書類のうち、先に提出した書類を採用する  
(If any of the above mentioned documents have been submitted before, please specify.)

|   |   |                                 |
|---|---|---------------------------------|
| + | - | (先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文) 入力欄 |
| + | - |                                 |
| + | - | (先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文) 入力欄  |
| + | - |                                 |
| + | - | (引用非特許文献) 入力欄                   |
| + | - |                                 |

**V. 提出物件(採用する物件は除く)(List of names of documents submitted)**  
早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。

**VI. 提出を省略する物件 (List of names of documents omitted for submission)**

|   |   |                                 |
|---|---|---------------------------------|
| + | - | (先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文) 入力欄 |
| + | - | 0000年00月00日付 ファイナル・オフィスアクションの写し |
| + | - | 0000年00月00日付 特許許可通知の写し          |
| + | - | (先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文) 入力欄  |
| + | - | 0000年00月00日付 米国特許第000000号の写し    |
| + | - | (引用特許文献) 入力欄                    |
| + | - | 米国特許出願公開第0000/0000000号公報        |

提出を省略する物件の提出日や書類名、文献番号等を入力

**D. 請求項の対応関係 (Claims Correspondence)**

先行庁の特許可能な全請求項と完全に一致する  
(請求項の削除、追加、並び替えが無く、請求項の文言が完全に一致する)  
(All the claims in the application sufficiently correspond to the patentable/allowable claims in the OEE application; or)

請求項の対応関係は、以下の表に記載 (Claims correspondence is explained in the following table)

| + | - | 本出願の請求項 (Application Claims) | 先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims) | 対応関係に関するコメント(複数の出願と対応する場合は、コメント欄に対応する出願番号も記載して下さい。)<br>(Explanation regarding the correspondence) |
|---|---|------------------------------|--------------------------------------|---|
| + | - | 1                            | 2                                    | 両クレームは記載形式を除いて同一である   |
| + | - | 2                            | 3                                    | 両クレームは同一です  |
| + | - | 3                            | 4                                    | 両クレームは記載形   |

先行庁の対応請求項の番号は「先行庁における特許可能な請求項」として記載した文献に用いられている番号を記載

**E. 見解書、予備審査報告の第VIII欄(国際出願に対する意見)に対する**  
(explaining any Box VIII observations of WO/ISA, WO/IPEA)

出願人又は代理人 (Name(s) of applicant(s) or representative(s))  
早期審査に関する事情説明書に記載のとおり

提出日 (Date)  
早期審査に関する事情説明書に記載のとおり

提出者 (Signature(e) of the applicant/representative)  
早期審査に関する事情説明書に記載のとおり

(記載例 2)

<前提>

PPH申請書：利用する

利用する審査結果：中国特許庁が作成した国際段階成果物を利用する(PCT-PPH)

先行庁との関係性：PCT出願を優先権主張基礎とし、国内移行した出願

その他：WIPOが提供する「パテントスコープ」を利用し、一部提出書類(前述6.(1)②(a), (b))を提出省略する。

国際段階において特許性有りとした請求項の翻訳文を援用。

国際予備審査報告書第VIII欄に記載された国際出願に対する意見への釈明を記載。

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。

本出願は、国際出願(PCT/CN00000/000000)の国内移行出願であり、当該国際出願の特許請求の範囲に対しては、中国国家知識産権局が作成した最新国際段階成果物において特許性有りとの判断が明示されている。

事情では、「特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請」である旨、及び、本願と対応出願との関係性について記入

【提出物件の目録】

【物件名】 PPH申請書 1

【物件名】 0000年00月00日付WO/ISAの写しの翻訳文 1

【添付物件】

【物件名】 PPH申請書

【提出物件の目録】に記載した【物件名】と同じ名前を記入

【内容】

当該書類をイメージ添付(PPH申請書の具体的な入力内容は次頁参照)

【物件名】 0000年00月00日付WO/ISAの写しの翻訳文

当該書類をイメージ添付

※注意

【物件名】に記載した物件を援用することで提出省略する場合は、【援用の表示】を設けてその旨記載する必要があるが、PPH申請書の「C. 必要書類」で援用省略する書類については、同申請書の中で援用省略の記載を行うので、早期審査の事情説明書の【提出物件の目録】欄に当該物件や【援用の表示】の記載は不要

| <b>PPH申請書</b><br><b>(REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) (PILOT PROGRAM))</b>  |   |                   |   |                   |   |   |  |
|--|---|-------------------|---|-------------------|---|---|--|
| <b>A. 書誌事項 (Bibliographic Data)</b>  |   |                   |   |                   |   |   |  |
| 出願番号 (Application Number)  | 特願0000-000000   |                   |   |                   |   |   |  |
| <b>B. 必要事項 (Request)</b>   |   |                   |   |                   |   |   |  |
| <b>出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請：<br/>(Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) (pilot) program based on:)</b>  |   |                   |   |                   |   |   |  |
| 先行庁<br>(国際調査機関又は国際予備審査機関を含む)(Office of Earlier Examination (OEE))  | 中国国家知識産権局(CNIPA)  |                   |   |                   |   |   |  |
| 先行庁の審査書類形式<br>(OEE Work Products Type)   | <input type="checkbox"/> 国内出願の審査結果を利用 ( P P H 又は P P H M O T T A I N A I )<br>(National/Regional Office Action(s))<br><input checked="" type="checkbox"/> P C T 国際段階成果物を利用 ( P C T - P P H )<br>(WO-ISA, WO-IPEA or IPER)   |                   |   |                   |   |   |  |
| 先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む)<br>(OEE Application Number)<br>(Incl. PCT Application Number)   | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">+</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> <td style="width: 60%;">PCT/CN0000/000000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> | +                 | - | PCT/CN0000/000000 | + | - |  |
| +  | -   | PCT/CN0000/000000 |   |                   |   |   |  |
| +  | -   |                   |   |                   |   |   |  |
| <b>C. 必要書類 (Required Documents)</b>  |   |                   |   |                   |   |   |  |
| <b>I. 先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文<br/>(OEE Work Products and, if required, Translations)</b>   |   |                   |   |                   |   |   |  |
| 1. <input type="checkbox"/> 先行庁のオフィスアクションの写しを添付する<br>(A copy of OEE work products is attached; or)<br><input checked="" type="checkbox"/> ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスアクションの情報が提供されている<br>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)  |   |                   |   |                   |   |   |  |
| 2. <input checked="" type="checkbox"/> 上記 1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する<br>(A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or)<br><input type="checkbox"/> ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記 1. の英語翻訳が提供されている<br>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)    |   |                   |   |                   |   |   |  |
| <b>II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文<br/>(Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)</b>   |   |                   |   |                   |   |   |  |
| 3. <input type="checkbox"/> 先行庁出願において特許可能と判断された全請求項の写しを添付<br>(A copy of all claims determined to be patentable/allowable by OEE is attached; or)<br><input checked="" type="checkbox"/> ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、特許可能な請求項の情報が提供されている<br>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE) | ドシエ照会又は PATENTSCOPE において、必要書類が英語以外の言語しか提供されていない場合は、翻訳文を「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出<br><br>翻訳文を既に日本国特許庁へ提出している場合は、援用することが可能<br><br>(援用を行う場合の記載例は下記参照)   |                   |   |                   |   |   |  |
| 4. <input checked="" type="checkbox"/> 上記 3. の日本語又は英語の翻訳文を添付する<br>(A translation of documents in 3 in a language accepted by the Office is attached; or)<br><input type="checkbox"/> ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記 3. の英語翻訳が提供されている<br>(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)    |   |                   |   |                   |   |   |  |
| <b>III. 引用文献 (Documents Cited in OEE Work Products (if required))</b>  |   |                   |   |                   |   |   |  |
| 5. <input type="checkbox"/> 引用非特許文献を添付する<br>(A copy of all documents cited in OEE work products is attached (excluding patent documents); or)<br><input type="checkbox"/> 引用非特許文献も引用特許文献もなし<br>(No references cited)   |   |                   |   |                   |   |   |  |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <b>IV. 先の提出書類の援用の表示 (Previously submitted documents)</b>   |   | 援用する場合はここをチェック   |  |
| 6. 上記において「添付する」とチェックした書類のうち、先に提出した書類を援用する<br>(If any of the above mentioned documents have been submitted before, please specify:)   |   |  |  |
| + —  | (先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文)                 |  |  |
| + —  |   |  |  |
| + —  | (先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)                  |  |  |
| + —  | 国際公開第0000/000000号公報の翻訳文                     |  |  |
| + —  | (援用)PCT/XX0000/000000令和00年00月00日付国際出願翻訳文提出書 |  |  |
| + —  | (引用非特許文献)                                   |  |  |
| + —  |   |  |  |
| <b>V. 提出物件 (援用する物件は除く) (List of names of documents<br/>早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。)</b>  |   | 先に提出した書類を援用する場合は、記入例のように2<br>行セットで記入   |  |
| <b>VI. 提出を省略する物件 (List of names of documents omitted for<br/>早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。)</b>  |   | 援用する書類の情報 (出願番号及び書類名) を記入  |  |
| + —  | (先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文)                 |  |  |
| + —  | 0000年00月00日付 WO/ISAの写し                      |  |  |
| + —  | (先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)                  |  |  |
| + —  | 国際公開第0000/000000号公報                         |  |  |
| + —  | (引用特許文献)                                    |  |  |
| + —  | 中国特許出願公開第000000000000号公報                    |  |  |
| <b>D. 請求項の対応関係 (Claims Correspondence)</b>   |   |  |  |
| □ 先行庁の特許可能な全請求項と完全に一致する<br>(請求項の削除、追加、並び替えが無く、請求項の文言が完全に一致する)<br>(All the claims in the application sufficiently correspond to the patentable/allowable claims in the OEE application; or) |   |  |  |
| ■ 請求項の対応関係は、以下の表に記載 (Claims correspondence is explained in the following table)  |   |  |  |
| + —  | 本出願の請求項<br>(Application Claims)             | 先行庁の対応請求項<br>(Corresponding OEE<br>claims)                                   | 対応関係に関するコメント (複数の出願と対応する場合は、コメント欄に対応する出<br>願番号も記載して下さい。)<br>(Explanation regarding the correspondence) |
| + —  | 1   | 2  | 両クレームは同一である  |
| + —  | 2   | 3  | 請求項2は国際段階の請求項2を国際段階の請求項3に従属させたもの   |
| + —  | 3   | 4  | 両クレームは記載形式を除いて同一である  |
| <b>E. 見解書、予備審査報告の第VIII欄 (国際出願に対する意見) に対する釈明<br/>(explaining any Box VIII observations of WO/ISA, WO/IPEA or IPER)</b>  |   |  |  |
| 第VIII欄には、請求項2は明細書によって十分に裏付けされていないとの意見が記載されている。<br>そこで、請求項2にXXXの技術的特徴を追加して限定する補正を行ったので、請求項2は明細書によって<br>十分に裏付けられたと思慮する。  |   |  |  |
|  |   | PCT-PPH を利用する場合で、最新国際段階成果物の第VIII欄に<br>おいて「国際出願に対する意見」が述べられている場合には必<br>ず釈明を入力 |  |
| 出願人又は代理人 (Name(s) of applicant(s) or representative(s))<br>早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。   |   |  |  |
| 提出日 (Date)<br>早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。  |   |  |  |
| 提出者 (Signature(e) of the applicant/representative)<br>早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。  |   |  |  |

(記載例 3)

<前提>

PPH申請書：利用しない

利用する審査結果：米国特許商標庁の審査結果を利用する（通常型 PPH）

先行庁との関係性：当該出願が米国特許出願を優先権主張基礎とする出願

その他：先行庁が提供する「ドシエ・アクセス・システム」を利用し、一部提出書類（前述 6.

(1) ①(a), (b) を提出省略する。

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

対応出願番号及び対応関係の説明

本出願は、米国特許商標庁への対応出願（出願番号 00/000000）をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願であり、特許審査ハイウェイプログラムに基づく早期審査の申請を行う。

(提出を省略する物件)

6.(1)①(b)特許許可請求項の写し

6.(1)①(a)OA の写し

(物件名) \*\*年\*\*月\*\*日付の対応米国出願に対するファースト・オフィス・アクションの写し

(物件名) \*\*年\*\*月\*\*日付の対応米国出願に対する特許許可通知の写し

(物件名) 対応米国出願の特許公報である米国特許第 000000 号公報

(物件名) 対応米国出願に対して引用された米国特許第 000000 号公報

(物件名) 対応米国出願に対して引用された日本国特許第 0000 号公報

6.(1)①(c)引用文献の写し

【提出物件の目録】

6.(1)①(d)請求項対応表

【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【添付物件】

【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

書類イメージを添付

| 本出願の請求項 | 米国で特許可能とされた請求項 | 対応関係に関するコメント                                   |
|---------|----------------|--|
| 1       | 1              | 両クレームは同一である。                                   |
| 2       | 2              | "  |
| 3       | 1              | 両クレームは、記載形式を除き同一である。                           |
| 4       | 2              | "  |
| 5       | 1              | 請求項 5 は、対応する米国出願の請求項 1 に A という技術的特徴を付加したものである。 |

(記載例 4)

<前提>

PPH申請書：利用しない

利用する審査結果：ロシア特許庁の審査結果を利用する ( P P H M O T T A I N A I )

先行庁との関係性：当該出願及びロシア出願が共に英国特許出願を優先権主張基礎とする出願

その他：「ドシエ・アクセス・システム」が利用できないため、提出書類 ( 前述 6 . ( 1 ) ① ( a ) , ( b ) は、書類イメージを添付する。また、引用非特許文献が存在するため、書類イメージを添付して提出する。

【早期審査に関する事情説明】

対応出願番号及び対応関係の説明

1. 事情

本出願とロシア特許庁への対応出願 ( 出願番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ) は、共に英国知的財産庁への一つの出願 ( 出願番号 0 0 0 0 0 0 . 0 ) に対してパリ条約に基づく優先権を有効に主張する出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。

オンライン手続の場合、文献名が長い場合 ( 50 文字以上の場合 )、【物件名】の欄に直接記入が出来ないため、「1. 事情」の中に正式な文献名を記載し、【物件名】には適当な名前を付けて記載する ( 例では「引用非特許文献 1」と記載)

以下において、「引用非特許文献 1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座 ( 第 11 巻 ) コンピュータ・アーキテクチャ」、第 2 版、株式会社近代科学者、1985 年 11 月、p. 123 - 127」である。

( 提出を省略する物件 )

( 物件名 ) 対応ロシア出願に対して引用された米国特許第 0 0 0 0 号公報

6. ( 1 ) ① ( c ) 引用文献の写し

【提出物件の目録】

6. ( 1 ) ① ( d ) 請求項対応表

6. ( 1 ) ① ( a ) O A の写し及び翻訳文

【物件名】 ロシア出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の対応ロシア出願に対する拒絶理由通知の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の対応ロシア出願に対する特許査定書の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 対応ロシア出願で特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 引用非特許文献 1 1

6. ( 1 ) ① ( b ) 特許許可請求項の写し

6. ( 1 ) ① ( c ) 引用文献の写し

【添付物件】

【物件名】 ロシア出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

書類イメージを添付又はテキストを記入

| 本出願の請求項 | ロシアで特許可能とされた請求項 | 対応関係に関するコメント                              |
|---------|-----------------|---|
| 1       | 1               | 両クレームは同一である。                              |
| 2       | 2               | "   |
| 3       | 1               | 両クレームは、記載形式を除き同一である。                      |
| 4       | 2               | "   |
| 5       | 1               | 請求項5は、対応するロシア出願の請求項1にAという技術的特徴を付加したものである。 |

【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の対応ロシア出願に対する拒絶理由通知の写し及びその翻訳文

【内容】

当該書類をイメージ添付

【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の対応ロシア出願に対する特許査定書の写し及びその翻訳文

【内容】

当該書類をイメージ添付

【物件名】 対応ロシア出願で特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文

【内容】

当該書類をイメージ添付

【物件名】 引用非特許文献 1

【内容】

当該書類をイメージ添付

(記載例 5)

<前提>

PPH申請書：利用しない

利用する審査結果：国際予備審査機関としての韓国特許庁が作成した国際予備審査報告書  
(PCT-PPH)

国際出願との関係性：当該出願が、対応する国際出願の国内移行出願である

その他：WIPOが提供する「パテントスコープ」を利用することで、提出書類(前述6.(1)②(a), (b))を提出省略する。ただし、6.(1)②(b)の翻訳文については、先に提出した国際出願翻訳文を援用する。

また、国際予備審査報告書第VIII欄に記載された国際出願に対する意見について、釈明を行う。

【早期審査に関する事情説明】

対応国際出願番号及び対応関係の説明

1. 事情

本出願は国際出願(出願番号PCT/KR0000/000000)の国内移行出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。当該国際出願について国際予備審査機関としての韓国特許庁が作成した国際予備審査報告において、特許請求の範囲に対し特許可能との判断が明示されている。

6.(1)②(a)最新国際段階成果物の写し及びその翻訳文

(提出を省略する物件)

(物件名) \*\*年\*\*月\*\*日付の対応国際出願に対するIPERの写し及びその翻訳文

(物件名) 最新国際段階成果物で特許性有り判断されたクレームの写し

(物件名) 対応国際出願に対して引用された米国特許第000000号明細書

(物件名) 対応国際出願に対して引用された日本国特許第000000号公報

6.(1)②(b) 特許性有り示された請求項の写し

6.(1)②(c) 引用文献の写し

(第VIII欄に記載された意見についての釈明)

第VIII欄には、請求項7は明細書によって十分に裏付けされていないとの意見が記載されている。そこで、請求項7にXXXの技術的特徴を追加して限定する補正を行ったので、請求項7は明細書によって十分に裏付けられたと思慮する。

【提出物件の目録】

6.(1)②(d)請求項対応表

【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 最新国際段階成果物で特許性有り判断されたクレームの翻訳文 1

【援用の表示】 本願に係る令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書を援用する。

6.(1)②(b) 特許性有り示された請求項の翻訳文

【添付物件】

【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

| 本出願の請求項 | 国際段階で特許可能とされた請求項 | 対応関係に関するコメント                             |
|---------|------------------|--|
| 1       | 1                | 両クレームは同一である。                             |
| 2       | 2                | ”  |
| 3       | 1                | 両クレームは、記載形式を除き同一である。                     |
| 4       | 2                | ”  |
| 5       | 1                | 請求項5は、国際段階の請求項1にAという技術的特徴を付加したものである。     |
| 6       | 5                | 両クレームは、同一である。                            |
| 7       | 7                | 請求項7は、国際段階の請求項7に XXX という技術的特徴を付加したものである。 |

書類イメージを添付又はテキストを記入

(記載例6)

<前提>

PPH申請書：利用しない

利用する審査結果：国際調査機関としての日本国特許庁が作成した見解書（PCT-PPH）

国際出願との関係性：当該出願が対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている出願である

その他：日本語で行った国際出願の全ての請求項は、本出願の全ての請求項と完全に同一であるため、対応表の添付を省略<sup>(\*1)</sup>する。

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願は国際出願（出願番号PCT/J P 0 0 0 0 / 0 0 0 0 0 0）のパリ条約優先権主張の基礎となっている出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。

当該国際出願について国際調査機関としての日本国特許庁が作成した見解書において、特許請求の範囲に対し特許可能との判断が明示されている。

なお、国際出願と本出願の請求項は完全に同一であるため、対応関係を示す書面の添付は省略する。

対応国際出願番号及び対応関係の説明

請求項が完全同一であるため、対応表を省略する旨を記載

(\*1) 請求項対応表の添付省略が認められるのは、「国際出願（日本語出願）」かつ「請求項の追加、削除、並び替えがなく、両出願の請求項の文言がそれぞれ完全に一致している」場合に限られます。

## 7. 審査手続等

### (1) 審査手続

#### ① 選定手続

特許審査ハイウェイに基づく早期審査を希望する旨が記載された「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、早期審査に付すか否かの選定が行われます。不足している書類がある場合は、出願人（代理人）に問い合わせを行うことがあります。

#### ② 選定結果の通知

選定の結果は、「早期審査に関する通知書」として出願人（代理人）に通知されます。

## 8. 問い合わせ窓口

特許庁審査第一部調整課審査業務管理班

TEL 03-3581-1101（内線3106）

E-mail [PA2210@jpo.go.jp](mailto:PA2210@jpo.go.jp)

### Ⅲ スーパー早期審査の手続について

#### 1. スーパー早期審査の対象となる出願

スーパー早期審査の対象となる出願は、出願審査の請求がなされている<sup>(注1)</sup>審査着手前<sup>(注2)</sup>の出願であって、以下の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす特許出願となります。

- (1) 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること、又はスタートアップによる出願であって「実施関連出願」であること<sup>(注3)(注4)(注5)</sup>
- (2) スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願であること<sup>(注6)</sup>

(注1) 審査請求手続とスーパー早期審査申請の手続は同時でも構いません。

(注2) 「審査着手前」とは、「特許庁の審査官による以下のいずれかの通知等が到達する前」を意味します。

- ・ 拒絶理由通知（特許法第50条）
- ・ 特許査定の際の謄本の送達（特許法第52条第2項）
- ・ 明細書における先行技術文献開示義務違反の通知（特許法第48条の7）
- ・ 同一発明かつ同日出願の場合の協議指令（特許法第39条第6項）

(注3) 「実施関連出願」及び「外国関連出願」の条件は、早期審査と同じです。

(注4) スタートアップによる出願とは、出願人の全部又は一部が次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するものです。

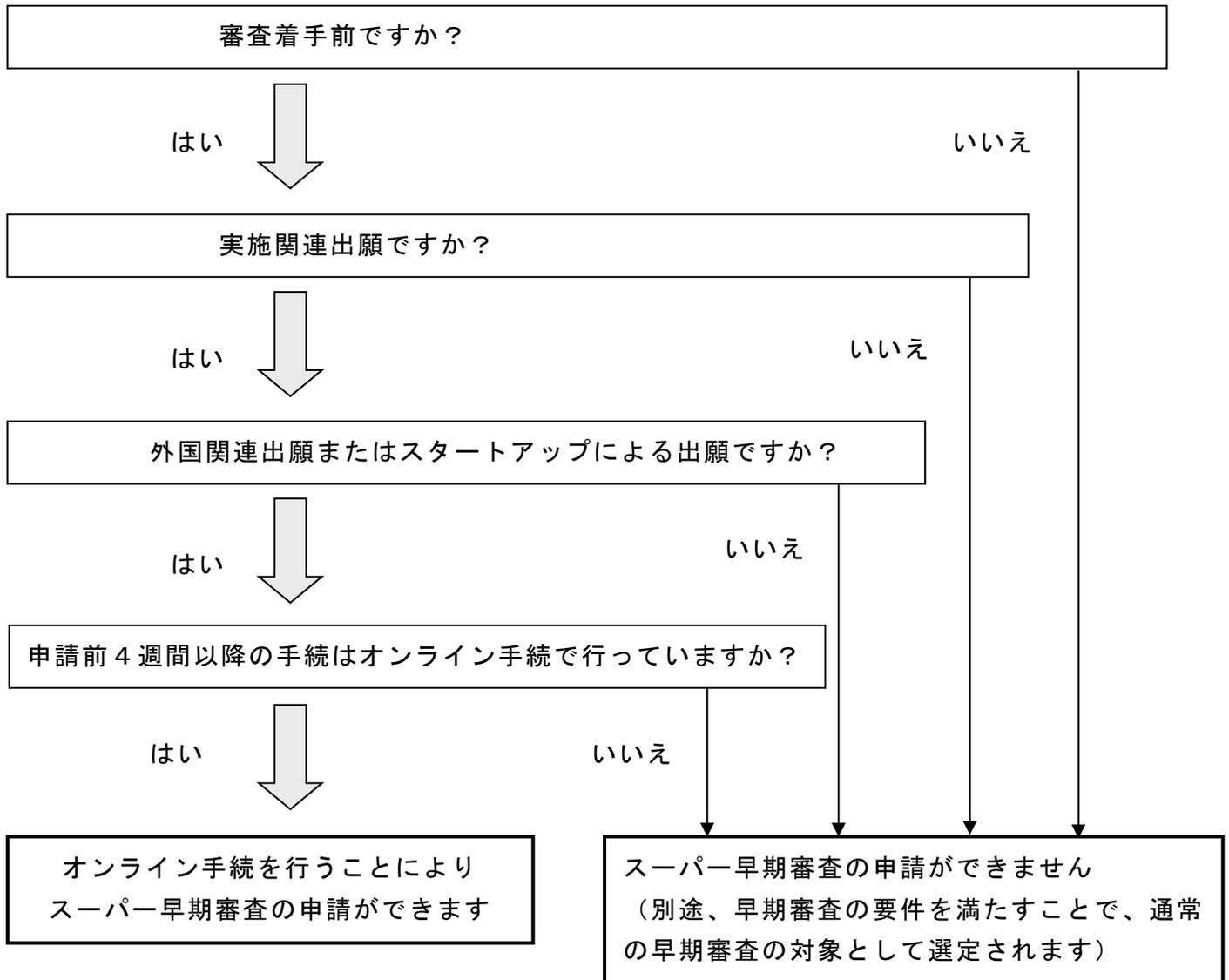
- (i) その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主
- (ii) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人）以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人\*
- (iii) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人\*

\*他の大企業に支配されていないことは以下の a)及び b)に該当していることを指します。

- a) 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- b) 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと

(注5) スタートアップ対応面接活用早期審査と併用して、スーパー早期審査の申請はできません。

(注6) インターネット出願ソフトの「特殊申請機能」による電子申請（電子特殊申請）によりなされた手続は、スーパー早期審査の手続で必要とされる「オンライン手続」に該当しません。

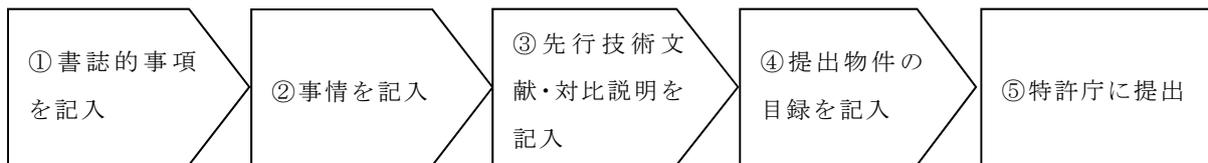


## 2. スーパー早期審査の申請手続

スーパー早期審査の申請手続の流れは、通常の早期審査の申請手続と同様であり、概略は以下のとおりです。

スーパー早期審査の申請に当たっては、通常の早期審査の申請と同じ、「早期審査様式1」（「I 4.（5）①」参照）を用いてください。

以下、スーパー早期審査の申請に特に必要となる点について、①～⑤の順に記載要領を示します。



### (1) 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」の場合

#### ① 書誌的事項の記載要領

通常の早期審査の申請と同様に、提出日、事件の表示、提出者及び代理人の各欄を記載してください（詳細は、「I 5. 「早期審査に関する事情説明書」の記載要領」を参照してください。）。早期審査の種別欄は「スーパー早期審査」と記載してください。

#### ② 「事情」の記載要領

冒頭に、「スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。「スーパー早期審査を希望する」以外の表現を用いた場合、スーパー早期審査の申請とは取り扱われないことがあります。また、実施関連出願かつ外国関連出願であることを詳細に記載してください。

外国関連出願、実施関連出願のそれぞれの要件についての必要な記載の程度は、通常の早期審査の場合と同じです。

##### <実施関連出願であることの説明>

製品を実際に製造販売している場合や、スーパー早期審査の申請から2年以内に生産開始を予定している場合などが実施関連に該当するので、その実施状況を記載します。

##### <外国関連出願であることの説明>

日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関に出願を行ったこと、又は国際出願を行ったことを、出願した国（機関）の出願番号、公報番号又は国際出願番号を含めて具体的に記載してください。これらの番号が記載されている場合には、出願日の記載及び

日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願を行った事実を疎明する書面（出願書類の謄本など）の提出を省略することができます。

（記載例：既に製品を製造・販売している場合かつ外国出願済の場合）

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

スーパー早期審査を希望する。

請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を平成〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

また、欧州特許庁及び米国特許商標庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許商標庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇である。

よって、当該出願は実施関連出願であり、かつ外国関連出願である。

※製品名の記載は必須ではありませんが、できるだけ実施状況を詳しく記載してください。

※なお、外国関連出願において、上記いずれの番号も付与されていない場合には、出願した国（機関）及び年月日を記載し、当該外国出願の願書の写し等を添付してください（添付の方法は、「④【提出物件の目録】の記載要領」を参照してください）。

（記載例：申請から2年以内に生産開始する場合かつ外国出願済の場合）

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

スーパー早期審査を希望する。

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇を2年以内に生産開始する予定の実施関連出願である。

また、欧州特許庁及び米国特許商標庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許商標庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇である。

よって、当該出願は実施関連出願であり、かつ外国関連出願である。

**③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領**

スーパー早期審査の申請を行う場合、先行技術調査を行った結果、及び、発見された先行技術文献との対比説明を必ず記載してください。

※中小企業、個人、大学・短期大学、公的研究機関、承認TLO、認定TLO又は試験独法関連TLOも、先行技術調査を必ず行ってください。

### ③－１ 外国特許庁の調査結果がない場合

外国関連出願については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを比較検討し、両者の相違点や技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。

なお、明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は簡略記載が可能です（「I 5. (3) ②」を参照）。

### ③－２ 外国特許庁の調査結果がある場合

外国特許庁での先行技術調査結果が既に得られている場合は、当該調査結果として引用された全ての先行技術文献を記載してください。明細書中での調査結果・対比説明がある場合でも省略しないでください。

なお、出願人自らによる先行技術調査及び当該調査結果の記載を省略することは可能です（「I 5. (3) ②」を参照）。

|                   |    | 外国特許庁の調査結果                         |   |
|-------------------|----|------------------------------------|---|
|                   |    | あり                                 | なし  |
| 明細書中の調査結果・対比説明の記載 | あり | 外国特許庁での調査結果で引用された先行技術文献の開示と対比説明が必要 | 簡略記載が可能                                   |
|                   | なし | 外国特許庁での調査結果で引用された先行技術文献の開示と対比説明が必要 | 先行技術調査を行い、先行技術文献を開示。更に、本願発明と先行技術との対比説明が必要 |

#### <分割出願である場合>

分割出願である場合、【早期審査に関する事情説明】中に、「3. 分割の実体的要件を満たすことの説明」の欄を設け、分割の実体的要件を満たすこと等の説明等を記載してください（スーパー早期審査の申請時に既に上記の説明が上申書で提出されている場合は、改めて、事情説明書に記載する必要はありません。）。

分割の実体的要件を満たすこと等の説明等が記載されていない場合は、スーパー早期審査の対象外となりますので、十分留意してください。

(記載例)

**【早期審査に関する事情説明】**

3. 分割の実体的要件を満たすことの説明

.....

(記載の詳細は、特許庁HP「出願を分割する際の説明書類に関する出願人への要請について、平成21年6月29日、特許審査第一部調整課審査基準室」参照

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/sakusei/bunkatu\\_yousei.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/sakusei/bunkatu_yousei.html))

**④ 【提出物件の目録】の記載要領**

【早期審査に関する事情説明】に記載した先行技術文献については、その写しを添付してください。ただし、通常の早期審査と同様に、先行技術文献の写しの添付を省略できる場合があります(詳細は、「I 5. (4) ①～③」を参照してください)。

先行技術文献を添付する場合、必ずイメージデータとして組み込み、オンラインで手続を行ってください。書面手続の場合はスーパー早期審査の対象外となります。

また、早期審査に関する事情説明補充書が提出された場合も同様にスーパー早期審査の対象外となりますので留意してください。

**⑤ 特許庁への提出**

a) 提出方法：オンラインのみ

「早期審査に関する事情説明書」は、必ずオンラインで手続を行ってください(書面による特許庁への持参又は郵便等での提出方法を採用した場合は、スーパー早期審査の対象外となりますので留意してください)。

b) 手数料

通常の早期審査の申請と同様、特許庁への手続に係る手数料は不要です。

**(2) スタートアップによる出願かつ「実施関連出願」の場合**

**① 書誌的事項の記載要領**

上記2.(1). ①を参照してください。

**② 「事情」の記載要領**

冒頭に、「スタートアップ対応スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。「スタートアップ対応スーパー早期審査を希望する」以外の表現を用いた場合、スーパー早期審査の申請とは取り扱われないことがあります。また、スタートアップによる出願かつ実施関連出願であることを具体的に記載してください。

<スタートアップによる出願であることの説明>

「スタートアップによる出願」であることを説明するには、出願人の全部又は一部が上記 1. (注 4) に示した(i)から(iii)までのいずれかに該当することを記載します。

※登記簿本等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

スタートアップによる出願であることに関する必要な記載の程度は、スタートアップ対応面接活用早期審査の場合と同じです（「I 5. (2) ⑦」を参照）。

<実施関連出願であることの説明>

製品を実際に製造販売している場合や、スーパー早期審査の申請から 2 年以内に生産開始を予定している場合などが実施関連に該当するので、その実施状況を記載します。

実施関連出願であることに関する必要な記載の程度は、通常の早期審査の場合と同じです（「I 5. (2) ③」を参照）。

(記載例：資本金 3 億円以下の研究開発型スタートアップが発明に係る試作品を申請から 2 年以内に他社に提供する場合)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

スタートアップ対応スーパー早期審査を希望する。

(1) スタートアップによる出願であることの説明

出願人株式会社〇〇〇〇は資本金〇億円であるから資本金 3 億円以下であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から 10 年未満であり、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「スーパー早期審査の取扱い」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

出願人は請求項 1 に記載された〇〇〇〇装置の研究開発を行っている研究開発型の企業であり、自身が研究開発した〇〇〇〇装置について、他社と提携して製品化を図る予定である。そして、出願人は、他社との提携の検討

のために、当該請求項に係る〇〇〇〇装置の試作品を、今後2年以内に他社に提供することを予定しているから、この出願は出願人による実施関連出願である。

(記載例：小規模企業が申請から2年以内に生産開始する場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

スタートアップ対応スーパー早期審査を希望する。

(1) スタートアップによる出願であることの説明

出願人株式会社〇〇〇〇は、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は3人であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から10年未満であり、かつ大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇を2年以内に生産開始する予定の実施関連出願である。

(記載例：個人事業主が既に製品を製造・販売している場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

スタートアップ対応スーパー早期審査を希望する。

(1) スタートアップによる出願であることの説明

出願人〇〇〇〇は、開業届出書を税務署に提出した個人事業主であって、〇〇〇〇年〇月〇日に事業を開始したため事業開始後10年未満であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

(2) 実施関連出願であることの説明

請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を〇〇〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

### ③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

I 5. (3) ①の「中小企業・個人・大学・公的研究機関・TLO」の場合と同様、スタートアップが単独で出願する場合には、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ではありません（大企業との共同出願の場合は、先行技術調査が必要となります）が、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

したがって、対比説明を行うために、先行技術調査結果に基づく文献名や、早期審査の事情説明書提出までに知った文献名を記載することが必要です。

#### ③-1 明細書に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

スタートアップが単独で出願する場合には、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただくことを推奨しますが、上記出願人に限り先行技術調査は必須ではなく、出願人が知っている文献を記載していただくことで足りるものとします。（「I 5. (3) ① a）」を参照）。

#### ③-2 明細書中に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は、簡略記載が可能です（「I 5. (3) ① b）」を参照）。

#### ③-3 明細書に先行技術文献のみの記載がある場合

明細書において先行技術文献の開示は適切になされているものの、対比説明が不十分な場合には、対比説明の欄に対比説明を記載することが必要です（「I 5. (3) ① c）」を参照）。

<分割出願である場合>

上記2. (1) ③を参照してください。

### ④「提出物件の目録」の記載要領

上記2. (1) ④を参照してください。

### ⑤ 特許庁への提出

上記2. (1) ⑤を参照してください。

### 3. 手続上の留意点

以下のA～Dの場合には、スーパー早期審査の対象外とし、通常の早期審査として取り扱いますので留意してください。

- A. スーパー早期審査の申請前4週間以降にオンライン手続以外の手続が発生した場合（オンラインでの受領を行わず、書面での発送になった場合も含む。）
- B. スーパー早期審査の申請以降に出願人の庁に対する手続に方式不備等があり、審査に遅延が生じた場合
- C. 拒絶理由通知書の発送の日から30日以内（在外者の場合は2か月以内）に応答がなされなかった場合
- D. 分割出願について、上申書又は早期審査に関する事情説明書により、分割の実体的要件を満たすこと等の説明等がなされていない場合

具体的には、次に示すそれぞれの時点で、以下の点に留意してください。

#### <スーパー早期審査の申請時>

- (1) 包括委任状等、書面での提出が必要な手続は、スーパー早期審査の申請の4週間より前に行ってください。
- (2) 「早期審査に関する事情説明書」に手続上の不備がないことを十分に確認した上で手続してください。
- (3) 「早期審査に関する事情説明書」は、提出物件の添付も含めて必ずオンラインで手続してください。
- (4) DO出願の場合の申請手続は、可能な限り、国内出願番号で行ってください。国際出願番号で手続を行った場合には、出願番号特定通知書をオンラインで発送いたしますので、早期に受領してください。
- (5) DO出願の場合は、可能な限り、条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しの提出は行わないでください。同様の補正が必要な場合は、特許請求の範囲（条約第34条補正にて、明細書、図面の補正がなされている場合には、明細書、図面も含む）を全文補正する旨の手続補正書をオンラインで提出することにより行ってください。条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しが提出されている場合は、期限内に一次審査が行えない場合があります。
- (6) 分割出願の場合は、分割の実体的要件を満たすこと等の説明をしてください。この説明は、「早期審査に関する事情説明書」に記載する代わりに上申書で提出することも可能です（スーパー早期審査の申請時に、既に上申書で上記の説明がなされている場合は、「早期審査に関する事情説明書」における記載は不要です。）。

＜拒絶理由通知に対する応答時＞

- (1) 拒絶理由通知書が特許庁からオンラインで発送された場合は、必ずオンラインで受領してください。
- (2) 意見書、手続補正書等は、必ずオンラインで手続を行ってください。
- (3) 提出する意見書、手続補正書等に不備がないことを十分に確認した上で手続を行ってください。
- (4) 意見書、手続補正書は、必ず拒絶理由通知書の発送の日から30日（在外者の場合は2か月）以内に提出してください。
- (5) 応答期間の期間延長請求は行わないでください。
- (6) 面接を要請する場合は、スーパー早期審査案件としての応答期間を考慮して、速やかに審査官に連絡をしてください。

＜スーパー早期審査の申請時から最終処分までの期間＞

- (1) 特許庁に何らかの手続を行う場合は、必ずオンラインで手続を行ってください。
- (2) 手続書類に不備がないことを十分に確認した上で手続を行ってください。

スーパー早期審査の対象外となった場合は、その時点で速やかに、「早期審査に関する通知書」により出願人（代理人）に通知されます。

## 4. 審査手続等

### (1) 審査手続

#### ①選定手続

スーパー早期審査を希望する旨が記載された「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、スーパー早期審査に付すか否かの選定が行われます。

#### ②スーパー早期審査として選定できない事例

「早期審査に関する事情説明書」の記載について、以下に示す例のように不備がある場合には、スーパー早期審査の対象とすることはできませんので参考にしてください。

#### (ア)事情

○「実施関連出願」かつ「外国関連出願」の場合

- ・冒頭に、「スーパー早期審査を希望する」と記載されていない場合
- ・「外国関連出願」、「実施関連出願」のいずれかの要件に関する記載がない場合
- ・「外国関連出願」、「実施関連出願」のいずれかの要件に関する記載が要件を満たしていない場合

(例1) 外国特許庁に出願した出願番号等が記載されておらず、外国出願の願書の写し等も添付されていない場合

(例2) 外国特許庁に出願した出願番号等が間違っている場合

(例3) 実施予定でありながら、その予定が2年以内である旨が記載されていない場合

○スタートアップによる出願であって「実施関連出願」である場合

- ・冒頭に、「スタートアップ対応スーパー早期審査を希望する」と記載されていない場合
- ・「スタートアップによる出願」、「実施関連出願」のいずれかの要件に関する記載がない場合
- ・「スタートアップによる出願」、「実施関連出願」のいずれかの要件に関する記載が要件を満たしていない場合

(例1) 「スタートアップ」と記載していながら、資本金が3億円以上であるなど、スタートアップの条件を逸脱した記載がある場合

(例2) 「スタートアップ」と記載していながら、「他の大企業に支配されていない企業」である旨の記載がないなど、スタートアップの条件を十分に記載していない場合

(例3) 実施予定でありながら、その予定が2年以内である旨が記載されていない場合

#### (イ) 先行技術の開示と対比説明

- ・先行技術の開示の欄に、何ら記載がない場合
- ・先行技術文献として記載しているものの、いずれも出願年よりも新しい発行年の文献が記載されている場合（出願に先行する技術文献として認められないもの）
- ・先行技術文献の提示のみで対比説明が何ら記載されていない場合
- ・出願の技術的内容が記載されているだけで、先行技術文献との対比的な説明が記載されていない場合
- ・先行技術文献の技術的内容が記載されているだけで、出願内容との対比的な説明が記載されていない場合

#### (ウ) 分割の実体的要件を満たすことの説明

- ・分割出願について、上申書又は早期審査に関する事情説明書により、分割の実体的要件を満たすこと等の説明等がなされていない場合

### ③選定の結果の通知

選定の結果は、「早期審査に関する通知書」として通知します。

非特許文献の入手に時間を要する場合、書類の電子化に時間を要する場合、未公開先願が存在する場合など、不可避の理由により、1か月以内（D O案件については、原則2か月以内）で一次審査の結果を発送可能とできない場合も、「早期審査に関する通知書」をもって通知します。審査再開後は、引き続きスーパー早期審査案件として審査手続を進めます。

### ④審査官によるスーパー早期審査の開始

選定の結果、スーパー早期審査の対象として選定された案件については、担当審査官は速やかに審査を開始します。スーパー早期審査の対象として選定された案件については、基本

的に「早期審査に関する事情説明書」の受理日から、1か月以内（D O案件については、原則2か月以内）に一次審査の結果を発送可能とします（不可避の理由がある場合は除く。）。

また、審査の結果、拒絶理由通知書を発送する場合、応答期間は60日（在外者は3か月）と指定されますが、発送日から30日（在外者は2か月）以内に意見書、手続補正書を提出してください。

なお、拒絶理由通知書の末尾には、「この出願は、スーパー早期審査の対象案件です。この通知書の発送の日から30日以内に意見書、手続補正書が提出されない場合には、スーパー早期審査の対象外となることに留意してください。」のように付記されます。

## （2）出願公開前の審査における留意点

出願公開前に一次審査が行われる場合は、以下の点に留意してください。

### ① 審査の一時保留

審査官が先行技術調査を行った結果、以下のa)～b)に該当する出願を発見した場合は、出願人（代理人）に審査を一時保留している旨の通知書がオンライン発送されます。b)の場合については、先願の国際公開番号も記載した通知書が発送されます。

a) 「後に出願公開されると特許法第29条の2の先願となる出願」

b) 「後に翻訳文が提出されると特許法第29条の2の先願となる外国語でなされた国際出願<sup>(注)</sup>」

(注) 特許法第184条の4第1項に規定する明細書の翻訳文、同項若しくは同条第2項に規定する請求の範囲の翻訳文が提出されると第29条の2の先願となる外国語でなされた国際特許出願、又は、実用新案法第48条の4第1項に規定する明細書の翻訳文、同項若しくは同条第2項に規定する請求の範囲の翻訳文が提出されると特許法第29条の2の先願となる外国語でなされた国際実用新案登録出願

この通知書に対して、出願人（代理人）は応答する必要はありません。

また、後日、拒絶理由通知書が発送された場合、引き続きスーパー早期審査案件として審査手続が進められます。

### ② 優先権の主張を伴う先願等の取扱いについて

出願前1年以内に外国特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願されている基礎出願については、後に優先権の主張を伴って日本国特許庁に出願された場合、特許法第29条の2の先願となる可能性があります。

しかし、出願公開前の審査の時点では、外国特許庁等に基礎出願がされているのみであり、日本国特許庁への出願がされていなければ、第29条の2の先願とはなり得ません。このため、他に拒絶の理由を発見しない場合は、特許査定されることとなります。

## 5. 問い合わせ窓口

特許庁審査第一部調整課審査業務管理班

TEL 03-3581-1101 (内線3106)

E-mail [PA2210@jpo.go.jp](mailto:PA2210@jpo.go.jp)

## 第十五節 願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書等の補正

### 1 補正をすることができる時又は期間及び範囲

出願等の手続を行った者は、明細書、特許請求の範囲、図面、要約書、優先権主張書（願書に優先権を主張しようとする旨及び必要な事項を記載してその提出を省略した場合を含みます。以下、この「I」項において同様です。）以外の書面に対しては、事件が特許庁に係属中であれば補正をすることができます（特17(1)）。

明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする場合は時期的・内容的制限が、要約書、優先権主張書について補正をする場合は時期的制限が課されています。

#### 1. 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正の時期的制限

##### (1) 明細書、特許請求の範囲又は図面（特17の2(1)）

- ① 出願日から第1回目の拒絶理由通知に対する応答期間内（なお、拒絶理由が通知されることなく特許された場合は、特許査定の際の送達前まで補正可能）
- ② 二回目以降の拒絶理由通知に対する応答期間内
- ③ 拒絶理由通知を受けた後の文献公知発明に係る情報の記載についての通知（特48の7）に対する応答期間内
- ④ 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時

※ 平成7年6月30日以前の出願について補正をすることができる期間は、出願の日から15月以内、出願審査の請求と同時、拒絶理由通知に対する応答期間内又は拒絶査定不服審判の請求と同時に限られます。

##### (2) 分割出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面（特施規30）

特許法第44条第1項第1号の規定により新たな出願をする場合において、もとの出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があるときは新たな出願と同時にしなければなりません。

#### 2. 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正の内容的制限

##### (1) 明細書、特許請求の範囲又は図面（特17の2(3)）

特許出願について補正を行う場合は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（外国語書面出願にあつては翻訳文（誤訳訂正書により補正をした場合は、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面））に記載した事項の範囲内において行わなければならない。

また、先願参照出願にあつては、参照すべき旨を主張された先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（当該先の特許出願が、外国語書面出願である場合には外国語書面、外国においてした特許出願である場合にはその出願に際し提出した書類であつて明細書、特許請求の範囲又は図面に相当するもの）に記載した範囲内において行わなければならない。

(2) 特許請求の範囲（特17の2(4)(5)）

- ① 特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、特許法第37条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければなりません。
- ② 最後の拒絶理由通知を受けた場合又は拒絶査定に対する審判を請求する場合においてする補正は、下記事項を目的とするものに限られます。
  - (a) 請求項の削除
  - (b) 特許請求の範囲の限定的減縮
  - (c) 誤記の訂正
  - (d) 明瞭でない記載の釈明

なお、最後に受けた拒絶理由通知に対してした補正が特許法第17条の2第3項から第5項の規定に違反しているものと特許査定前に認められたときは、その補正は却下されます。

### 3. 要約書の補正の時期的制限

特許出願の日（優先権主張を伴う出願であるときは優先日、出願の日が遡及する出願であるときは原出願の日）から1年4月までに限り補正することができます。ただし、出願公開の請求がされた後を除きます（特17の3、特施規11の2の2）。

### 4. 優先権主張書の補正の時期的制限

優先権主張書の補正をすることができる期間は以下のとおりです（特17の4、特施規11の2の3）。

- (1) 優先権主張を伴う出願（分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願を除きます。）については、以下の①又は②のいずれか遅い日までの間（ただし、出願審査の請求又は出願公開の請求があった後を除きます。）
  - ① 優先日（優先権主張書について補正することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日）から1年4月
  - ② 特許出願の日から4月
- (2) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願については以下①、②又は③のいずれか遅い日までの間（ただし、出願審査の請求又は出願公開の請求があった後を除きます。）
  - ① 優先日から1年4月
  - ② 原出願の日から4月
  - ③ 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願をした日から1月

※ 特許法等の一部を改正する法律（平成26年法律第36号。以下、この節において「平成26年改正法」といいます。）が平成27年4月1日に施行され、優先権主張書の補正に係る規定が新たに設けられましたが、当該規定の適用は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については適用されません（平成26年改正法附則2条1項）。

※ なお、優先権の主張に関する手続については、第十二節優先権主張に関する手続を参照してください。

## II 手続補正書の様式

手続補正書（優先権主張書（願書に優先権を主張する旨の記載をした場合を除く。）の補正を除きます。）は、次の様式により作成します。

※ 優先権主張書の補正に係る手続補正書の様式は、この節の「IX 優先権主張書の補正に係る手続補正書の様式及び作成例」を参照してください。

特施規様式第13（第11条関係）

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 【書類名】              | 手続補正書      |
| （【提出日】             | 令和 年 月 日）  |
| 【あて先】              | 特許庁長官 殿    |
|                    | （特許庁審判長 殿） |
|                    | （特許庁審査官 殿） |
| 【事件の表示】            |            |
| 【出願番号】             |            |
| 【補正をする者】           |            |
| 【識別番号】             |            |
| 【住所又は居所】           |            |
| 【氏名又は名称】           |            |
| 【代表者】              | ←          |
| 【代理人】              |            |
| 【識別番号】             |            |
| 【住所又は居所】           |            |
| 【氏名又は名称】           |            |
| （【発送番号】）           |            |
| （【補正により増加する請求項の数】） |            |
| 【手続補正1】            |            |
| 【補正対象書類名】          |            |
| 【補正対象項目名】          |            |
| 【補正方法】             |            |
| 【補正の内容】            |            |
| 【手数料補正】            |            |
| 【補正対象書類名】          |            |
| （【予納台帳番号】）         |            |
| 【納付金額】             |            |
| （【手数料の表示】）         |            |
| （【予納台帳番号】）         |            |
| （【納付金額】）           |            |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄の記載は不要です。

〔備考〕

1 「【補正をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考4及び5の場合を除く。）。

イ 「【補正対象書類名】」は、「特許願」、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」、「要約書」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「翻訳文提出書」、「出願審査請求書」、「審判請求書」、「国内書面」のように補正する書類名を記載する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「令和何年何月何日」のように記載する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「発明者」、「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「全文」、「発明の名称」、「段落番号「〇〇〇〇」」、「配列表」、「請求項〇」、「全図」、「図〇」、「手続補正〇」、「誤訳訂正〇」、「請求の理由」、「訂正の理由等」のように補正をする単位名を記載する。

ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。ただし、願書を補正する場合において、新たに発明者を加えるとき又は発明者のうちの一部の者を削るときは「変更」と記載する。

ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「【」、後ろに「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【発明者】」、「【特許出願人】」、「【請求人】」、「【代表者】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【提出者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」若しくは「【審判請求人】」又は「【パリ条約による優先権等の主張】」、「【先の出願に基づく優先権主張】」、「【最初の出願の表示】」若しくは「【先の出願の表示】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記載し、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書、特許請求の範囲、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

3 手続に際して特許庁に提出すべきものとされている代理権を証明する書面、代表者であること

を証明する書面その他の書面を提出するときは、「【手続補正1】」の欄の「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には証明書の書類名を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて証明書の書類名を記載し当該証明書を添付する。

- 4 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、段落番号「【〇〇〇〇】」若しくは「【配列表】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【」及び「】」で囲んだ欄名は除く。）。）。この場合において、段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは、明細書の全文を単位として補正しなければならない。（省略）
- 5 特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の全文又は「【請求項〇】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項〇】」の欄名は除く。）。）。この場合において、請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正しなければならない。（省略）
- 6 図面を補正するときは、全図又は「【図〇】」を単位として補正しなければならない。（省略）
- 7 要約書を補正するときは、要約書の全文を補正しなければならない。
- 8 図又は化学式、数式、表若しくは日本産業規格X0208号（平成9年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格X0208号」という。）に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を「【補正の内容】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを越えて記載してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記載してはならない。
- 9 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

- 10 「（【補正により増加する請求項の数】）」の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正をする場合にのみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載する。その場合において、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付す

べき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、また、手数料の補正を併せてするとき、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

- 11 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考11及び13に該当するときを除く。）において、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には不足手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、「【手数料補正】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるに及ばず、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正を併せてするとき、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

- 12 「【手数料の表示】」の欄は、備考11の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。
- 13 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 14 第11条第2項の規定により2以上の補正を一の書面でするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

- 15 第11条第3項の規定により補正と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 「【書類名】」を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「【補正をする者】」の欄を「【補正をする者及び申請人】」とする。

ロ 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【手続の補正に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

【表示更正登録申請に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、  
特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

ハ 「【手続補正1】」の欄の次に「【更正に係る表示】」及び「【登録の目的】」の欄を設け、「【更正に係る表示】」の欄には「【更正前の表示】」及び「【更正後の表示】」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、更正に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）をそれぞれ記載し、「【登録の目的】」の欄には、「登録名義人の表示更正」のように記載する。

ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。

ホ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定による場合は当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

16 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに第11条第4項に規定する手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。（○○○○持分○／○）」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。（○○○○持分○／○）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。ただし、備考14により国以外の全ての者の持分の割合を記載した場合には、国以外の全ての者の持分の割合を記載するには及ばない。

17 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考17により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

18 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受け、かつ、第73条第3項の規定により特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を手続補正書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設け

て、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する補正をする者である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「【補正をする者】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する補正をする者である。（○○○○持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。（○○○○持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。

- 19 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から19まで及び22から26まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第7条第13号の補正」と読み替えるものとする。

### Ⅲ 願書等の補正に係る手続補正書の作成例

1. 願書、期間延長請求書、手続補正書、出願人名義変更届、出願審査請求書等に記載した事項を補正するときは、原則として、欄単位で補正します。

この場合において、次に掲げる欄を補正するときは、当該欄に係る者又は事項のすべてを（複数ある場合は、欄を繰り返し設けて）記載します。

イ 「【発明者】」

ロ 「【特許出願人】」、「【請求人】」、「【代表者】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【提出者】」、「【審判請求人】」等

ハ 「【代理人】」、「【復代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」等

ニ 「【パリ条約による優先権等の主張】」

ホ 「【先の出願に基づく優先権主張】」

ヘ 「【最初の出願の表示】」

ト 「【先の出願の表示】」

2. 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載します。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

3. 願書等に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例

(1) 願書に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例

① 発明者が2人ある場合において、そのうちの1人の記載の誤記を補正する場合

|                      |                                  |    |
|----------------------|----------------------------------|----|
| <b>【書類名】</b>         | 手続補正書                            |    |
| ・                    |                                  |    |
| ・ (略)                |                                  |    |
| ・                    |                                  |    |
| <b>【手続補正1】</b>       |                                  |    |
| <b>【補正対象書類名】</b>     | 特許願                              |    |
| <b>【補正対象項目名】</b>     | 発明者                              |    |
| <b>【補正方法】</b>        | 変更                               | 注1 |
| <b>【補正の内容】</b>       |                                  |    |
| <b>【発明者】</b>         |                                  |    |
| <b>【住所又は居所】</b>      | .....                            |    |
| <b>【氏名】</b>          | .. ..                            |    |
| <b>【発明者】</b>         |                                  |    |
| <b>【住所又は居所】</b>      | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |    |
| <b>【氏名】</b>          | ○○ ○○                            |    |
| <b>【その他】</b>         | (誤記の理由を記載)                       |    |
| ( <b>【提出物件の目録】</b> ) |                                  | 注2 |
| ( <b>【物件名】</b>       | 宣誓書 1)                           |    |

注1 発明者を追加、削除する場合も「変更」とします。既に提出した特許願の「【発明者】」の欄に発明者を1人も記載していない場合は「追加」とします。

注2 発明者を追加、削除するときは、追加、削除された発明者も含めた発明者全員の宣誓書が必要となります。(「第七章 出願手続Q&A 問3-2」を参照)

② 「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄に出願番号を追加記載する補正

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 【書類名】            | 手続補正書          |
| ・                |                |
| ・ (略)            |                |
| ・                |                |
| 【手続補正1】          |                |
| 【補正対象書類名】        | 特許願            |
| 【補正対象項目名】        | パリ条約による優先権等の主張 |
| 【補正方法】           | 変更             |
| 【補正の内容】          |                |
| 【パリ条約による優先権等の主張】 |                |
| 【国・地域名】          | ・・・・・・・・       |
| 【出願日】            | ・・・・・・・・       |
| 【出願番号】           | ○○○○○○○○       |

③ 「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄の出願日の誤記の補正

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 【書類名】           | 手続補正書         |
| ・               |               |
| ・ (略)           |               |
| ・               |               |
| 【手続補正1】         |               |
| 【補正対象書類名】       | 特許願           |
| 【補正対象項目名】       | 先の出願に基づく優先権主張 |
| 【補正方法】          | 変更            |
| 【補正の内容】         |               |
| 【先の出願に基づく優先権主張】 |               |
| 【出願番号】          | ・・・・・・・・      |
| 【出願日】           | ○○○○○○○○      |

(2) 手続補正書に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例

① 「【補正をする者】」の欄を補正する場合

補正内容：補正をする者の氏名又は名称を誤記した手続補正書の補正

|           |        |
|-----------|--------|
| 【書類名】     | 手続補正書  |
| ・         |        |
| ・ (略)     |        |
| ・         |        |
| 【手続補正1】   |        |
| 【補正対象書類名】 | 手続補正書  |
| 【補正対象項目名】 | 補正をする者 |
| 【補正方法】    | 変更     |
| 【補正の内容】   |        |
| 【補正をする者】  |        |
| 【識別番号】    | .....  |
| 【住所又は居所】  | .....  |
| 【氏名又は名称】  | ○○ ○○  |

② 「【手続補正〇】」の欄を補正する場合

(既に提出されている手続補正書)

|           |          |
|-----------|----------|
| 【書類名】     | 手続補正書    |
| 【提出日】     | 令和 年 月 日 |
| ・         |          |
| ・ (略)     |          |
| ・         |          |
| 【手続補正 1】  |          |
| 【補正対象書類名】 | 明細書      |
| 【補正対象項目名】 | 発明の名称    |
| 【補正方法】    | 変更       |
| 【補正の内容】   |          |
| 【発明の名称】   | .....    |
| 【手続補正 2】  |          |
| 【補正対象書類名】 | 明細書      |
| 【補正対象項目名】 | 発明の名称    |
| 【補正方法】    | 変更       |
| 【補正の内容】   |          |
| 【0001】    | .....    |
| .....     |          |

注

注 【補正対象項目名】を「0001」と記載すべきところ「発明の名称」と誤記

(提出する手続補正書)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 【書類名】        | 手続補正書     |
| ・            |           |
| ・ (略)        |           |
| ・            |           |
| 【手続補正 1】     |           |
| 【補正対象書類名】    | 手続補正書     |
| (【補正対象書類提出日】 | 令和 年 月 日) |
| 【補正対象項目名】    | 手続補正 2    |
| 【補正方法】       | 変更        |
| 【補正の内容】      |           |
| 【手続補正 2】     |           |
| 【補正対象書類名】    | 明細書       |
| 【補正対象項目名】    | 0001      |
| 【補正方法】       | 変更        |
| 【補正の内容】      |           |
| 【0001】       | .....     |
| .....        |           |

注

注 「【補正対象書類名】」のみでは補正対象書類を特定することができないとき（複数の手続補正書が提出されている場合等）に記載します。

#### IV 特許請求の範囲の補正に係る手続補正書の作成例

1. 特許請求の範囲に記載した事項を補正するときは、次に掲げる単位で補正します。

イ 特許請求の範囲の全文

ロ 「【請求項○】」

この場合において、請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正しなければなりません。

2. 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載します。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

3. 特許請求の範囲に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例

(1) 特許請求の範囲を全文補正する手続補正書の作成例

|           |         |
|-----------|---------|
| 【書類名】     | 手続補正書   |
| ・         |         |
| ・ (略)     |         |
| ・         |         |
| 【手続補正 1】  |         |
| 【補正対象書類名】 | 特許請求の範囲 |
| 【補正対象項目名】 | 全文      |
| 【補正方法】    | 変更      |
| 【補正の内容】   |         |
| 【書類名】     | 特許請求の範囲 |
| 【請求項 1】   | .....   |
| .....     |         |
| ・ (略)     |         |
| .....     |         |
| 【請求項〇】    | .....   |

注 補正により変更した個所に下線を引かなければなりません。（【請求項〇】の欄名は除く。）

(2) 「【請求項〇】」の単位で補正する手続補正書の作成例

|           |         |
|-----------|---------|
| 【書類名】     | 手続補正書   |
| ・         |         |
| ・ (略)     |         |
| ・         |         |
| 【手続補正 1】  |         |
| 【補正対象書類名】 | 特許請求の範囲 |
| 【補正対象項目名】 | 請求項 1   |
| 【補正方法】    | 変更      |
| 【補正の内容】   |         |
| 【請求項 1】   | .....   |
| .....     |         |
| .....     |         |

注 補正により変更した個所に下線を引かなければなりません。（【請求項〇】の欄名は除く。）

(3) 請求項の数を増加させる手続補正書の作成例

|                  |         |
|------------------|---------|
| 【書類名】            | 手続補正書   |
| ・                |         |
| ・ (略)            |         |
| ・                |         |
| 【補正により増加する請求項の数】 | ○       |
| 【手続補正1】          |         |
| 【補正対象書類名】        | 特許請求の範囲 |
| 【補正対象項目名】        | 全文      |
| 【補正方法】           | 変更      |
| 【補正の内容】          |         |
| 【書類名】            | 特許請求の範囲 |
| 【請求項1】           | .....   |
| .....            | .....   |
| .....            | .....   |

注 補正により変更した個所に下線を引かなければなりません。（【請求項○】の欄名は除く。）  
注 出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正を行うときは、増加する請求項1項につき4,000円の手数料が必要になります。

## V 明細書の補正に係る手続補正書の作成例

1. 明細書に記載した事項を補正するときは、次に掲げる単位で補正します。

- イ 明細書の全文
- ロ 「【発明の名称】」、「【配列表】」の欄
- ハ 段落番号「【○○○○】」

この場合において、段落番号「【○○○○】」の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは明細書の全文を単位として補正をしなければなりません。

2. 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載します。

### 【手続補正2】

- 【補正対象書類名】
- 【補正対象項目名】
- 【補正方法】
- 【補正の内容】

### 【手続補正3】

- 【補正対象書類名】
- 【補正対象項目名】
- 【補正方法】
- 【補正の内容】

3. 明細書に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例を以下に示します。

(1) 明細書を全文補正する手続補正書の作成例

- ① 平成20年12月31日以前にされた出願の明細書について補正する場合
- ② 平成21年1月1日以降にされた出願の明細書について補正する場合

(2) 欄単位で補正する手続補正書の作成例

- ① 「【発明の名称】」の欄を補正する場合
- ② 「【配列表】」の欄を補正する場合

(3) 段落番号「【○○○○】」の単位で補正する手続補正書の作成例

- ① 明細書のうち段落番号「【0002】」の記載内容を補正する場合
- ② 明細書のうち段落番号「【0010】」を残して当該段落の記載内容を削除する場合
- ③ 明細書のうち「図面の簡単な説明」を記載する段落番号「【0030】」中の「【図1】」の記載内容を補正する場合
- ④ 明細書のうち「図面の簡単な説明」を記載する段落番号「【0030】」中に新たな図の説明を追加する場合
- ⑤ 明細書のうち「図面の簡単な説明」を記載する段落番号「【0030】」中の図の説明を

削除する場合

- ⑥ 明細書のうち「符号の説明」を記載する段落番号「【0031】」の記載内容を補正する場合

※ 「図面」と明細書の「図面の簡単な説明」との間で図番号の整合を図る必要があります。

(1) 明細書を全文補正する手続補正書の作成例

① 平成20年12月31日以前にされた出願の明細書について補正する場合

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| <b>【書類名】</b>             | 手続補正書 |
| ・                        |       |
| ・ (略)                    |       |
| ・                        |       |
| <b>【手続補正1】</b>           |       |
| <b>【補正対象書類名】</b>         | 明細書   |
| <b>【補正対象項目名】</b>         | 全文    |
| <b>【補正方法】</b>            | 変更    |
| <b>【補正の内容】</b>           |       |
| <b>【書類名】</b>             | 明細書   |
| <b>【発明の名称】</b>           | ..... |
| <b>【技術分野】</b>            |       |
| <b>【0001】</b>            | ..... |
| <b>【背景技術】</b>            |       |
| <b>【0002】</b>            | ..... |
| <b>【発明の開示】</b>           |       |
| <b>【発明が解決しようとする課題】</b>   |       |
| <b>【0003】</b>            | ..... |
| <b>【課題を解決するための手段】</b>    |       |
| <b>【0004】</b>            | ..... |
| <b>【発明の効果】</b>           |       |
| <b>【0000】</b>            | ..... |
| <b>【発明を実施するための最良の形態】</b> |       |
| <b>【0000】</b>            | ..... |
| <b>【実施例】</b>             |       |
| <b>【0000】</b>            | ..... |
| <b>【産業上の利用可能性】</b>       |       |
| <b>【0000】</b>            | ..... |

【図面の簡単な説明】

【〇〇〇〇】

【図 1】 . . . . .

.

【図〇】 . . . . .

【符号の説明】

【〇〇〇〇】

1. . . . .

2. . . . .

注 補正により変更した個所に下線を引かなければなりません。（【〇〇〇〇】の欄名は除く。）

②平成21年1月1日以降にされた出願の明細書について補正する場合

【書類名】 手続補正書

- .
- ・ (略)
- .

【手続補正1】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 全文

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 明細書

【発明の名称】 . . . . .

【技術分野】

【0001】  
. . . . .

【背景技術】

【0002】  
. . . . .

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】 . . . . .

【特許文献2】 . . . . .

【非特許文献】

【0004】

【非特許文献1】 . . . . .

【非特許文献2】 . . . . .

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

. . . . .

【課題を解決するための手段】

【0006】

. . . . .

【発明の効果】

【0000】

. . . . .

【図面の簡単な説明】

【0000】

【図1】 . . . . .

.

【図〇】 . . . . .

【発明を実施するための形態】

【0000】

. . . . .

【実施例1】

【0000】

. . . . .

【実施例2】

【0000】

. . . . .

【産業上の利用可能性】

【0000】

. . . . .

【符号の説明】

【0000】

1. . . . .

2. . . . .

【受託番号】

【0000】

. . . . .

注 補正により変更した個所に下線を引かなければなりません。（【0000】の欄名は除く。）

(2) 欄単位で補正する手続補正書の作成例

① 「【発明の名称】」の欄を補正する場合

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 【書類名】     | 手続補正書 |   |
| ・ (略)     |       |   |
| 【手続補正 1】  |       |   |
| 【補正対象書類名】 | 明細書   |   |
| 【補正対象項目名】 | 発明の名称 |   |
| 【補正方法】    | 変更    | 注 |
| 【補正の内容】   |       |   |
| 【発明の名称】   | ..... |   |

注 特許願に添付した明細書の「【発明の名称】」の欄に発明の名称を記載していない場合は「追加」とします。

② 「【配列表】」の欄を補正する場合

|   |       |     |
|---|-------|-----|
| 【書類名】   | 手続補正書 |     |
| ・   |       |     |
| ・ (略)   |       |     |
| ・   |       |     |
| 【手続補正 1】                                      |       |     |
| 【補正対象書類名】                                     | 明細書   |     |
| 【補正対象項目名】                                     | 配列表   |     |
| 【補正方法】  | 変更    | 注 1 |
| 【補正の内容】                                       |       |     |
| 【配列表】   |       |     |
| ※配列表は別ファイルで作成し、ST. 26形式の配列表ファイルをリンクしてご提出ください。 |       | 注 2 |

注 1 特許願に添付した明細書中に「【配列表】」の欄及び内容を記載していない場合は「追加」とします。

注 2 令和 4 年 7 月 1 日以降にする国内出願（現実の出願日が令和 4 年 7 月 1 日以降の分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく出願及び優先権主張を伴う出願を含む）及び国際出願日が令和 4 年 7 月 1 日以降の国際出願を国内段階移行した出願については、WIPO 標準 ST. 26 に準拠した配列表の提出が必要となります。なお、令和 4 年 7 月 1 日より前にした国内出願及び国際出願日が令和 4 年 7 月 1 日より前の国際出願を国内段階移行した出願については、配列表コード

データは「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン（ST. 25対応）」

([https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/bio/gene/enki\\_amino\\_guideline/document/st25.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/bio/gene/enki_amino_guideline/document/st25.pdf)) に沿って作成、提出が必要です。

(3) 段落番号「【〇〇〇〇】」の単位で補正する手続補正書の作成例

- ① 明細書のうち段落番号「【0002】」の記載内容を補正する場合  
(補正する前の明細書)

|                        |     |
|------------------------|-----|
| <b>【書類名】</b>           | 明細書 |
| ・                      |     |
| ・ (略)                  |     |
| ・                      |     |
| <b>【発明が解決しようとする課題】</b> |     |
| <b>【0002】</b>          |     |
| .....                  |     |
| .....                  |     |
| (以下略)                  |     |

(段落番号「【0002】」の記載内容を補正する手続補正書)

|                  |       |
|------------------|-------|
| <b>【書類名】</b>     | 手続補正書 |
| ・                |       |
| ・ (略)            |       |
| ・                |       |
| <b>【手続補正1】</b>   |       |
| <b>【補正対象書類名】</b> | 明細書   |
| <b>【補正対象項目名】</b> | 0002  |
| <b>【補正方法】</b>    | 変更    |
| <b>【補正の内容】</b>   |       |
| <b>【0002】</b>    |       |
| .....            |       |
| .....            |       |

注 見出し自体（この場合は「【発明が解決しようとする課題】」）の記載内容を補正する場合は、明細書を全文補正しなければなりません。

② 明細書のうち段落番号「【0010】」を残して当該段落の記載内容を削除する場合  
(補正する前の明細書)

|        |     |
|--------|-----|
| 【書類名】  | 明細書 |
| ・      |     |
| ・ (略)  |     |
| ・      |     |
| 【0010】 |     |
| .....  |     |
| .....  |     |
| (以下略)  |     |

(段落番号「【0010】」の記載内容を削除する手続補正書)

|           |       |
|-----------|-------|
| 【書類名】     | 手続補正書 |
| ・         |       |
| ・ (略)     |       |
| ・         |       |
| 【手続補正1】   |       |
| 【補正対象書類名】 | 明細書   |
| 【補正対象項目名】 | 0010  |
| 【補正方法】    | 削除    |

注 段落番号の数を増加又は減少する補正をするときは、明細書を全文補正する方式で補正します。

- ③ 明細書のうち「図面の簡単な説明」を記載する段落番号「【0030】」中の「【図1】」の記載内容を補正する場合  
(補正する前の明細書)

|            |                  |
|------------|------------------|
| 【書類名】      | 明細書              |
| ・          |                  |
| ・ (略)      |                  |
| ・          |                  |
| 【図面の簡単な説明】 |                  |
| 【0030】     |                  |
| 【図1】       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 【図2】       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| (以下略)      |                  |

(「図面の簡単な説明」の記載されている段落番号「【0030】」中の「【図1】」の説明を補正する手続補正書)

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 【書類名】     | 手続補正書                                |
| ・         |                                      |
| ・ (略)     |                                      |
| ・         |                                      |
| 【手続補正1】   |                                      |
| 【補正対象書類名】 | 明細書                                  |
| 【補正対象項目名】 | 0030                                 |
| 【補正方法】    | 変更                                   |
| 【補正の内容】   |                                      |
| 【0030】    |                                      |
| 【図1】      | ・・・・・・・・・・・・・・・・                     |
| 【図2】      | ・・・・・・・・・・・・・・・・ (もとの明細書の「図2」の説明を記載) |

注 見出しである「【図面の簡単な説明】」は段落番号「【0030】」の記載内容ではないので、補正の内容には記載しません。

注 【0030】の欄に係る事項のすべて(補正を要しない事項(図2)を含みます)を記載します。

④ 明細書のうち「図面の簡単な説明」を記載する段落番号「【0030】」中に新たな図の説明を追加する場合

(この補正ができるのは、図面には【図1】から【図3】までであるところ、明細書の「図面の簡単な説明」に「【図3】」の説明がないような場合に限りです。)

(補正する前の明細書)

|            |       |
|------------|-------|
| 【書類名】      | 明細書   |
| ・          |       |
| ・ (略)      |       |
| ・          |       |
| 【図面の簡単な説明】 |       |
| 【0030】     |       |
| 【図1】       | ..... |
| 【図2】       | ..... |
| (以下略)      |       |

(「図面の簡単な説明」の記載されている段落番号「【0030】」中に新たな「【図3】」の説明を追加する手続補正書)

|           |       |
|-----------|-------|
| 【書類名】     | 手続補正書 |
| ・         |       |
| ・ (略)     |       |
| ・         |       |
| 【手続補正1】   |       |
| 【補正対象書類名】 | 明細書   |
| 【補正対象項目名】 | 0030  |
| 【補正方法】    | 変更    |
| 【補正の内容】   |       |
| 【0030】    |       |
| 【図1】      | ..... |
| 【図2】      | ..... |
| 【図3】      | ..... |

注 なお、明細書の図の説明ごとに段落番号を付与してあり、【図3】の前に新たな段落番号を付与する場合は、段落番号を増加する補正となるため、明細書の全文を単位として補正しなければなりません。

また、願書に添付した図面がなく新たな図面を追加し、明細書に図の説明を追加するときも、同様に明細書の全文を単位として補正しなければなりません。

⑤ 明細書のうち「図面の簡単な説明」を記載する段落番号「【0030】」中の図の説明を削除する場合

(補正する前の明細書)

|            |                  |
|------------|------------------|
| 【書類名】      | 明細書              |
| ・          |                  |
| ・ (略)      |                  |
| ・          |                  |
| 【図面の簡単な説明】 |                  |
| 【0030】     |                  |
| 【図1】       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 【図2】       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 【図3】       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| (以下略)      |                  |

(「図面の簡単な説明」の記載されている段落番号「【0030】」中の「【図3】」の説明を削除する手続補正書)

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 【書類名】     | 手続補正書            |
| ・         |                  |
| ・ (略)     |                  |
| ・         |                  |
| 【手続補正1】   |                  |
| 【補正対象書類名】 | 明細書              |
| 【補正対象項目名】 | 0030             |
| 【補正方法】    | 変更               |
| 【補正の内容】   |                  |
| 【0030】    |                  |
| 【図1】      | ・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 【図2】      | ・・・・・・・・・・・・・・・・ |

(「図面の簡単な説明」の記載されている段落番号「【0030】」中の「【図2】」の説明を削除する手続補正書)

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 【書類名】     | 手続補正書                                |
| ・         |                                      |
| ・ (略)     |                                      |
| ・         |                                      |
| 【手続補正1】   |                                      |
| 【補正対象書類名】 | 明細書                                  |
| 【補正対象項目名】 | 0030                                 |
| 【補正方法】    | 変更                                   |
| 【補正の内容】   |                                      |
| 【0030】    |                                      |
| 【図1】      | ・・・・・・・・・・・・・・・・                     |
| 【図2】      | ・・・・・・・・・・・・・・・・ (もとの明細書の「図3」の説明を記載) |

注 明細書の図の説明ごとに段落番号を付与しており、段落番号を削除する補正をするとき又は全図面の削除に伴い図の説明すべてを削除するときは、明細書の全文を単位として補正しなければなりません。

⑥ 明細書のうち「符号の説明」を記載する段落番号「【0031】」の記載内容を補正する場合

(補正する前の明細書)

|            |     |
|------------|-----|
| 【書類名】      | 明細書 |
| ・          |     |
| ・ (略)      |     |
| ・          |     |
| 【符号の説明】    |     |
| 【0031】     |     |
| 1. . . . . |     |
| 2. . . . . |     |

(「符号の説明」の記載されている段落番号「【0031】」を補正する手続補正書)

|            |       |
|------------|-------|
| 【書類名】      | 手続補正書 |
| ・          |       |
| ・ (略)      |       |
| ・          |       |
| 【手続補正1】    |       |
| 【補正対象書類名】  | 明細書   |
| 【補正対象項目名】  | 0031  |
| 【補正方法】     | 変更    |
| 【補正の内容】    |       |
| 【0031】     |       |
| 1. . . . . |       |
| 2. . . . . |       |

注 見出しである「【符号の説明】」は段落番号「【0031】」の記載内容ではないので、補正の内容には記載しません。

## VI 図面の補正に係る手続補正書の作成例

1. 図面の補正は、次に掲げる単位で補正します。

イ 図面の全図

ロ 「【図○】」（図番号単位）

※ 「図面」と明細書の「図面の簡単な説明」との間で図面の整合を図る必要があります。

2. 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載します。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

3. 図面に係る手続補正書の作成例を以下に示します。

(1) 図面を全図補正する手続補正書の作成例

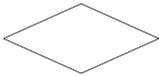
(2) 図面を図単位で補正する手続補正書の作成例

① 図面「【図○】」を補正する場合

② 新たな図を追加する場合

③ 図面を削除する場合

願書に添付した図面

|       |   |
|-------|---|
| 【書類名】 | 図面  |
| 【図1】  |  |
| 【図2】  |  |
| 【図3】  |  |

(1) 図面を全図補正する手続補正書の作成例

【書類名】 手続補正書

・ (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 図面

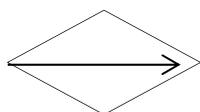
【補正対象項目名】 全図

【補正方法】 変更

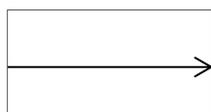
【補正の内容】

【書類名】 図面

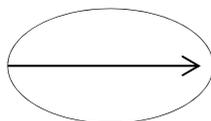
【図1】



【図2】

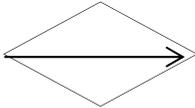


【図3】



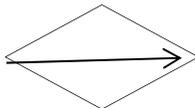
(2) 図面を図単位で補正する手続補正書の作成例

① 図面「【図〇】」を補正する場合

|   |       |
|---|-------|
| 【書類名】   | 手続補正書 |
| ・   |       |
| ・ (略)   |       |
| ・   |       |
| 【手続補正 1】  |       |
| 【補正対象書類名】   | 図面    |
| 【補正対象項目名】   | 図 1   |
| 【補正方法】  | 変更    |
| 【補正の内容】   |       |
| 【図 1】   |       |
|  |       |

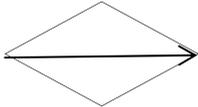
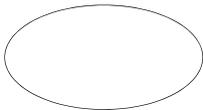
② 新たな図を追加する場合（最終図の後に新たな図を追加する方式で補正します。）

補正内容：図面「【図 1】」から「【図 3】」に新たな図「【図 4】」を追加する補正

|   |       |
|---|-------|
| 【書類名】   | 手続補正書 |
| ・   |       |
| ・ (略)   |       |
| ・   |       |
| 【手続補正 1】  |       |
| 【補正対象書類名】   | 図面    |
| 【補正対象項目名】   | 図 4   |
| 【補正方法】  | 追加    |
| 【補正の内容】   |       |
| 【図 4】   |       |
|  |       |

補正内容：図面「【図2】」、「【図3】」の間に新たな図を追加する補正

(図面「【図3】」を追加する新たな図に変更し、もとの「【図3】」の図面を  
図面「【図4】」として追加します。)

|   |       |
|---|-------|
| 【書類名】   | 手続補正書 |
| ・   |       |
| ・ (略)   |       |
| ・   |       |
| 【手続補正1】   |       |
| 【補正対象書類名】   | 図面    |
| 【補正対象項目名】   | 図3    |
| 【補正方法】  | 変更    |
| 【補正の内容】   |       |
| 【図3】  |       |
|    |       |
| 【手続補正2】   |       |
| 【補正対象書類名】   | 図面    |
| 【補正対象項目名】   | 図4    |
| 【補正方法】  | 追加    |
| 【補正の内容】   |       |
| 【図4】  |       |
|  |       |

上記以外の方法で図を増加する補正をするときは(1)で記載した図面を全図補正する方式で補正  
します。

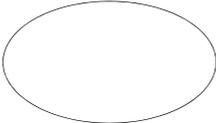
③ 図面の最終図を削除する場合（最終図面を削除する方式で補正します。）

補正内容：図面「【図1】」から「【図3】」の図のうちの「【図3】」を削除する補正

|           |       |
|-----------|-------|
| 【書類名】     | 手続補正書 |
| ・         |       |
| ・ (略)     |       |
| ・         |       |
| 【手続補正1】   |       |
| 【補正対象書類名】 | 図面    |
| 【補正対象項目名】 | 図3    |
| 【補正方法】    | 削除    |

補正内容：図面「【図1】」から「【図3】」のうち「【図2】」を削除する補正

(「【図2】」の図をもとの「【図3】」の図に変更し、「【図3】」を削除します。)

|   |       |
|---|-------|
| 【書類名】   | 手続補正書 |
| ・ (略)   |       |
| 【手続補正1】   |       |
| 【補正対象書類名】   | 図面    |
| 【補正対象項目名】   | 図2    |
| 【補正方法】  | 変更    |
| 【補正の内容】   |       |
| 【図2】  |       |
|  |       |
| 【手続補正2】   |       |
| 【補正対象書類名】   | 図面    |
| 【補正対象項目名】   | 図3    |
| 【補正方法】  | 削除    |

上記以外の方法で図を削除する補正をするときは(1)で記載した図面を全図補正する方式で補正します。

## Ⅶ 要約書の補正に係る手続補正書の作成例

要約書に記載した事項を補正するときは、要約書の全文を単位として補正します。

要約書の補正をすることができる期間は、出願日（優先日）から1年4月以内（出願公開の請求があった後を除く）に限定されています。それ以降の補正は認められません。

|           |       |  |
|-----------|-------|--|
| 【書類名】     | 手続補正書 |  |
| ・         |       |  |
| ・ (略)     |       |  |
| ・         |       |  |
| 【手続補正1】   |       |  |
| 【補正対象書類名】 | 要約書   |  |
| 【補正対象項目名】 | 全文    |  |
| 【補正方法】    | 変更    |  |
| 【補正の内容】   |       |  |
| 【書類名】     | 要約書   |  |
| 【要約】      |       |  |
| 【課題】      |       |  |
| ・         |       |  |
| ・         |       |  |
| 【解決手段】    |       |  |
| ・         |       |  |
| ・         |       |  |
| 【選択図】     |       |  |
| 図1        |       |  |

注

注 出願時に要約書を提出していない場合は「追加」とします。

## Ⅷ 手数料の補正に係る手続補正書の作成例

手数料の補正に係る手続補正書の作成例を以下に示します。

- (1) 特許印紙をはるにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例
- (2) 現金納付に係る納付済証（特許庁提出用）をはるにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例
- (3) 電子現金納付に係る納付番号を記載することにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例
- (4) 予納額からの納付の申出を行うことにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例
- (5) 口座振替による納付の申出を行うことにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例（電子情報処理組織を使用して行うものに限る）
- (6) 指定立替納付により手数料を補正する場合の手続補正書の作成例（電子情報処理組織を使用して行うもの及び特許庁の窓口での書面手続に限る）

- (1) 特許印紙をはるにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例

|                 |                |                |
|-----------------|----------------|----------------|
| 特許印紙<br>10,000円 | 特許印紙<br>3,000円 | 特許印紙<br>1,000円 |
| (14,000円)       |                |                |
| 【書類名】           | 手続補正書          |                |
| ・ (略)           |                |                |
| 【手数料補正】         |                |                |
| 【補正対象書類名】       | 特許願            |                |
| 【納付金額】          | 14000          |                |

- (2) 現金納付に係る納付済証をはるにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例

|           |              |   |
|-----------|--------------|---|
| 【書類名】     | 手続補正書        |   |
| ・ (略)     |              |   |
| 【手数料補正】   |              |   |
| 【補正対象書類名】 | 特許願          |   |
| 【納付書番号】   | 12345678901  |   |
| 【提出物件の目録】 |              |   |
| 【物件名】     | 納付済証（特許庁提出用） | 1 |

**納付済証（特許庁提出用）** 国庫金

|  |    |       |          |                 |       |
|--|----|-------|----------|-----------------|-------|
|  | 年度 | 会計番号  | 主管又は所管番号 | 取扱庁番号           | 官署コード |
|  |    |       |          |                 |       |
|  |    | 科目コード | 納付番号     |                 | 課別番号  |
|  |    |       |          |                 |       |
|  |    | 印法    | 手続種別     | 納付金額            |       |
|  |    |       |          |                 |       |
|  |    |       |          | 千 百 十 万 千 百 十 円 |       |

○（金融機関の方へ）領収印を押捺の上、納付書・領収証書と共に納付された方にお渡し下さい。

納付場所

〇〇銀行支店、支店、代理店

又は成人代埋

(住所)

(氏名)

殿

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 翌年度5月1日以後<br>前年度法人増入 | 特許特別会計 |
| 経済産業省所管              | 特許庁    |
| 納付書<br>特許料等          |        |

上記の金額を課収しました。

（領収日付印）

◎この納付済証（特許庁提出用）を、出願書類等と共に特許庁に提出すること。

(3) 電子現金納付に係る納付番号を記載することにより手数料を補正する場合の手續補正書の作成例

|                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| <b>【書類名】</b>     | 手續補正書                                 |
|                  | ・（略）                                  |
| <b>【手数料補正】</b>   |                                       |
| <b>【補正対象書類名】</b> | 特許願                                   |
| <b>【納付番号】</b>    | 1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2 - 3 4 5 6 |

(4) 予納額からの納付の申出を行うことにより手数料を補正する場合の手續補正書の作成例

|                  |             |
|------------------|-------------|
| <b>【書類名】</b>     | 手續補正書       |
|                  | ・（略）        |
| <b>【手数料補正】</b>   |             |
| <b>【補正対象書類名】</b> | 特許願         |
| <b>【予納台帳番号】</b>  | 1 2 3 4 5 6 |
| <b>【納付金額】</b>    | 1 4 0 0 0   |

(5) 口座振替による納付の申出を行うことにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例  
(電子情報処理組織を使用して行うものに限る)

【書類名】 手続補正書

・ (略)

【手数料補正】

【補正対象書類名】 特許願

【振替番号】 1 2 3 4 5 6 7 8

【納付金額】 1 4 0 0 0

(6) 指定立替納付により手数料を補正する場合の手続補正書の作成例 (電子情報処理組織を使用して行うもの及び特許庁の窓口での書面手続に限る)

【書類名】 手続補正書

・ (略)

【手数料補正】

【補正対象書類名】 特許願

【指定立替納付】

【納付金額】 1 4 0 0 0

## IX 優先権主張書の補正に係る手続補正書の様式及び作成例

### 1. 優先権主張書（願書に優先権を主張する旨を記載した場合を除く。）の補正に係る手続補正書の様式

手続補正書は、次の特許法施行規則様式第14により作成します。

また、既に優先権主張書（願書に優先権を主張する旨を記載した場合を含む。）を提出している場合に、追加の優先権の主張を行う場合には、優先権主張書を補正することにより行うことはできません。この場合には新たな優先権主張書を提出することによって行います。

#### 特施規様式第14（第11条関係）

|            |                |            |
|------------|----------------|------------|
| 特 許<br>印 紙 | 手 続 補 正 書      | (令和 年 月 日) |
| ( 円)       |                |            |
| 特許庁長官      | 殿              |            |
| (特許庁審判長    | 殿)             |            |
| (特許庁審査官    | 殿)             |            |
| 1          | 事件の表示          |            |
| 2          | 補正をする者         |            |
|            | 住所（居所）         |            |
|            | 氏名（名称）         |            |
| 3          | 代理人            |            |
|            | 住所（居所）         |            |
|            | 氏名（名称）         |            |
| 4          | 補正により増加する請求項の数 |            |
| 5          | 補正対象書類名        |            |
| 6          | 補正対象項目名        |            |
| 7          | 補正の内容          |            |

#### [備考]

- 1 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「7 補正の内容」欄の次に「8 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「7 補正の内容」欄の次に「8 振替番号」の欄を設け

て、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「7 補正の内容」の欄の次に「8 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規定別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

- 2 「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」、「訂正請求書」、「優先権主張書」（2以上の優先権主張書を提出しているときは、「令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の優先権主張書」）のように補正する書類名を記載する。
- 3 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」、「優先権の主張」のように補正する個所を記載する。
- 4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が特許出願人、審判請求人、延長登録出願人、代表者、代理人又は特許異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。なお、「優先権主張書」の「【優先権の主張】」の欄に記載した事項を補正するときは、補正後の当該欄に係る事項の全て（補正を要しない優先権の主張に係る事項を含む。）を記載する。
- 5 第11条第2項の規定により2以上の補正を一の書面でするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載して、当該補正に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
- 6 第11条第3項の規定により補正と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
  - イ 表題を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「補正をする者」の欄を「補正をする者及び申請人」とする。
  - ロ 「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載し、その次に「手続の補正に係る事件の表示」及び「表示更正登録申請に係る特許番号」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
  - ハ 「補正の内容」の欄を「補正の内容及び更正に係る表示」とし、「補正及び更正前の表示」及び「補正及び更正後の表示」の欄を設けて、補正及び更正に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、補正及び更正に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）をそれぞれ記載する。
  - ニ 「7 補正の内容及び更正に係る表示」の欄の次に「8 登録の目的」の欄を設けて、「登録名義人の表示更正」のように記載する。
  - ホ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を

括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「8 登録の目的」の欄の次に「9 非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。

へ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定による場合は当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。

7 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。

8 あて先は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。

9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考11中「弁理士法施行令第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第7条第13号の補正」と、備考13中「請求の内容」とあるのは「補正の内容」と読み替えるものとする。

2. 優先権主張書の補正に係る手続補正書の作成例

- (1) 【優先権の主張】の欄の【パリ条約による優先権等の主張】の欄に出願番号を追加記載する補正

|                  |                          |            |
|------------------|--------------------------|------------|
| 手 続 補 正 書        |                          | (令和 年 月 日) |
| 特許庁長官            | 殿                        |            |
| 1 事件の表示          | 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 8 9 |            |
| 2 補正をする者         |                          |            |
| 住所 (居所)          |                          |            |
| 氏名 (名称)          |                          |            |
| 3 代理人            |                          |            |
| 住所 (居所)          | 東京都千代田区霞が関 X 丁目 X 番 9 号  |            |
| 氏名 (名称)          | 特許 芳郎                    |            |
| 4 補正対象書類名        | 優先権主張書                   |            |
| 5 補正対象項目名        | 優先権の主張                   |            |
| 6 補正の内容          |                          |            |
| 【優先権の主張】         |                          |            |
| 【パリ条約による優先権等の主張】 |                          |            |
| 【国・地域名】          | .....                    |            |
| 【出願日】            | .....                    |            |
| 【出願番号】           | 〇〇〇〇〇〇〇〇                 |            |

(2) 【優先権の主張】の欄の【先の出願に基づく優先権主張】の欄の出願日の誤記の補正

手 続 補 正 書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示 特願 2000-000089
- 2 補正をする者  
住所(居所)  
氏名(名称)
- 3 代理人  
住所(居所) 東京都千代田区霞が関X丁目X番9号  
氏名(名称) 特許 芳郎
- 4 補正対象書類名 優先権主張書
- 5 補正対象項目名 優先権の主張
- 6 補正の内容

【優先権の主張】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】 . . . . .

【出願日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 優先権主張書により複数の優先権の主張を行った場合の【優先権の主張】の欄における補正  
(提出された優先権主張書)

|                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 【書類名】            | 優先権主張書                   |
| 【提出日】            | 令和 年 月 日                 |
| 【あて先】            | 特許庁長官 殿                  |
| 【出願の表示】          |                          |
| 【出願番号】           | 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 8 9 |
| 【特許出願人】          |                          |
| .                |                          |
| .                |                          |
| 【代理人】            |                          |
| 【識別番号】           | 1 0 0 0 0 1 2 3 5        |
| 【住所又は居所】         | 東京都千代田区霞が関 X 丁目 X 番 9 号  |
| 【氏名又は名称】         | 特許 芳郎                    |
| 【優先権の主張】         |                          |
| 【パリ条約による優先権等の主張】 |                          |
| 【国・地域名】          | アメリカ合衆国                  |
| 【出願日】            | 2 0 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日    |
| 【先の出願に基づく優先権主張】  |                          |
| 【出願番号】           | 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 |
| 【出願日】            | 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日     |

(【優先権の主張】の欄の【パリ条約による優先権等の主張】の欄に出願番号を追加記載する補正を行う手続補正書)

手 続 補 正 書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示 特願2000-000089
- 2 補正をする者  
住所(居所)  
氏名(名称)
- 3 代理人  
住所(居所) 東京都千代田区霞が関X丁目X番9号  
氏名(名称) 特許 芳郎
- 4 補正対象書類名 優先権主張書
- 5 補正対象項目名 優先権の主張
- 6 補正の内容

【優先権の主張】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】 アメリカ合衆国

【出願日】 2000年00月00日

【出願番号】 12/123, 456

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】 特願2000-000000

【出願日】 令和00年00月00日

注 優先権主張書により複数の優先権の主張を行った場合に、【優先権の主張】の欄に記載した事項を補正するときは、「補正の内容」の項に、補正後の優先権主張書の【優先権の主張】の欄に係る事項のすべて(補正を要しない優先権の主張に係る事項を含みます。)を記載します(特施規様式第14備考4)。

## 第十六節 各 種 届

出願をした後、手続をした者がその名義、代理人等を変更したときは、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

### I 出願人名義変更届

出願後における特許等を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力は生じません。（特34(4)、実11(2)）

特許等を受ける権利について相続その他の一般承継があったときは、承継人は遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出なければなりません。（特34(5)、実11(2)）

特施規様式第18（第12条関係）

|            |           |
|------------|-----------|
| 【書類名】      | 出願人名義変更届  |
| (【提出日】     | 令和 年 月 日) |
| 【あて先】      | 特許庁長官 殿   |
| 【事件の表示】    |           |
| 【出願番号】     |           |
| 【承継人】      |           |
| 【識別番号】     |           |
| 【住所又は居所】   |           |
| 【氏名又は名称】   |           |
| 【代表者】      |           |
| (【国籍・地域】)  |           |
| 【承継人代理人】   |           |
| 【識別番号】     |           |
| 【住所又は居所】   |           |
| 【氏名又は名称】   |           |
| 【譲渡人】      |           |
| 【識別番号】     |           |
| 【住所又は居所】   |           |
| 【氏名又は名称】   |           |
| 【譲渡人代理人】   |           |
| 【識別番号】     |           |
| 【住所又は居所】   |           |
| 【氏名又は名称】   |           |
| (【手数料の表示】) |           |
| (【予納台帳番号】) |           |
| (【納付金額】)   |           |

←

代理人手続であって、承継人が法人の場合にあっては、【代表者】の欄は不要です。

↑

一般承継による出願人名義変更又は承継人が届出する場合は、この項目を設ける必要はありません。

【その他】譲渡人の手続である。

譲渡人が届出する場合は、【その他】の欄に譲渡人手続である旨を記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 権利の承継を証明する書面 1  
【物件名】 ( )

〔備考〕

- 1 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。備考17及び18に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 3 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考18に該当するときを除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、承継人が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 5 「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 6 承継人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、承継人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

- 7 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 8 承継人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考7に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 9 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 10 承継人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて第26条第1項各号の事項を記載する。
- 11 第27条第1項の規定により、届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「○/○」のように分数で記載する。この場合において、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
- 12 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

**【承継人】**

**【識別番号】**

**【住所又は居所】**

**【氏名又は名称】**

**（【国籍・地域】）**

**【承継人】**

**【識別番号】**

**【住所又は居所】**

**【氏名又は名称】**

**（【国籍・地域】）**

**【承継人代理人】**

**【識別番号】**

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 13 承継人について代理人の選任の届出を特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、  
「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 14 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金によ

り手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

15 譲渡人だけで届け出るときは、承継人の「【代表者】」（承継人が法人の場合に限る。）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。承継人だけで届け出るときは、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

16 第27条第1項の規定により、特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

17 第12条第2項の規定により、2以上の特許を受ける権利の承継の届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

**【別紙】**

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

18 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

**【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】**

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

**【移転登録申請に係る特許番号】**

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、  
特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する。

ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。この場合において、承継人及び登録権

利者だけで届出及び申請をするときは、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」を「【譲渡人及び登録義務者】」とし、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」の欄は設けるに及ばない。譲渡人及び登録義務者だけで届出及び申請をするときは、「【承継人及び申請人（登録権利者）】」を「【承継人及び登録権利者】」とし、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」及び「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所（居所）】」及び「【氏名（名称）】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

へ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には、「手数料 円」、「登録免許税 円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

19 第5条第1項に規定する「権利の承継を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

20 第6条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第27条第1項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

21 相続その他の一般承継による届出をする場合の「権利の承継を証明する書面」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表第3号下欄に掲げる措置を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「〇〇株式会社、〇〇県・・・・」、商業登記法（昭

和38年法律第125号) 第7条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように記載する。

- 22 法人の合併又は分割による特許を受ける権利の承継の届出をする場合において、被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、当該届出に係る承継の事実を、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。
- 23 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、16、17及び21から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考9と同様とする。

## Ⅱ 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届及び代理人受任（辞任）届

### 1. 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届

手続をした者が、代理人の選任又は変更若しくはその代理権の内容の変更又はその消滅を届け出るときは、特施規様式第9によりしなければなりません。

### 2. 代理人受任（辞任）届

手続をした者の代理人が、代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことを届け出るときは、特施規様式第11によりしなければなりません。

#### 特施規様式第9（第9条の2関係）

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 【書類名】     | 代理人選任届                |
| (【提出日】    | 令和 年 月 日)             |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿<br>(特許庁審判長 殿) |
| 【事件の表示】   |                       |
| 【出願番号】    |                       |
| 【手続をした者】  |                       |
| 【識別番号】    |                       |
| 【住所又は居所】  |                       |
| 【氏名又は名称】  |                       |
| 【代表者】     | ←                     |
| 【届出の内容】   |                       |
| 【選任した代理人】 |                       |
| 【識別番号】    |                       |
| 【住所又は居所】  |                       |
| 【氏名又は名称】  |                       |
| 【代理人】     |                       |
| 【識別番号】    |                       |
| 【住所又は居所】  |                       |
| 【氏名又は名称】  |                       |
| 【提出物件の目録】 |                       |
| 【物件名】     | 代理人の選任を証明する書面 1       |
| 【物件名】     | ( )                   |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 復代理人の選任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人選任届」とし、「【手続をした者】」の次に「【代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け（備考2、3又は4の復代理人に係る手続において同様とする。）、復代理人

を選任した代理人を記載し、「【届出の内容】」の欄は「【選任した代理人】」を「【選任した復代理人】」とし選任した復代理人を記載する。

- 2 代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した復代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した復代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した復代理人を記載する。
- 3 代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した代理人】」として代理権を変更した代理人を記載する。復代理人の代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した復代理人】」とし代理権を変更した復代理人を記載する。
- 4 代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した代理人】」として代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の、「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した復代理人】」とし代理権の消滅した復代理人を記載する。
- 5 復代理人の選任若しくは変更又は復代理権の変更若しくは消滅を復代理人が届け出るときは、「【届出の内容】」の次の「【代理人】」を「【復代理人】」とし当該代理人を記載する。
- 6 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 7 「【届出の内容】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【届出の内容】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

8 第9条の2第3項の規定により、2以上の代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 特許出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

ロ 特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び特許権者】」とし、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

【届出に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

9 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

10 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。

特施規様式第11（第9条の2関係）

【書類名】 代理人受任届  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
(特許庁審判長 殿)

【事件の表示】  
【出願番号】  
【手続をした者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】

【受任した代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】

【提出物件の目録】  
【物件名】 代理権を証明する書面 1  
【物件名】 ( )

〔備考〕

- 1 復代理人が受任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人受任届」とし、「【手続をした者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設け（備考2の復代理人に係る手続において同様とする。）、復代理人を選任した代理人を記載し、「【受任した代理人】」の欄を「【受任した復代理人】」とする。
- 2 代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した代理人】」とする。復代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した復代理人】」とする。
- 3 「【受任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考6、8及び9と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「記載する」と、様式第9の備考8中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

### Ⅲ 代表者選定届

2人以上の者が共同して手続をした場合において、特許法第14条ただし書の規定による代表者選定の届出をするときは、願書等にその旨を記載するか、届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出します（特施規8）。

届出書によるときは、次の様式により作成します。

特施規様式第4（第8条関係）

|           |                                |    |      |
|-----------|--------------------------------|----|------|
| 【書類名】     | 代表者選定届                         |    |      |
| (【提出日】    | 令和                             | 年  | 月 日) |
| 【あて先】     | 特許庁長官                          | 殿  |      |
|           | (特許庁審判長                        | 殿) |      |
| 【事件の表示】   |                                |    |      |
| 【出願番号】    |                                |    |      |
| 【代表者】     |                                |    |      |
| 【識別番号】    |                                |    |      |
| 【住所又は居所】  |                                |    |      |
| 【氏名又は名称】  |                                |    |      |
| 【代表者】     | ←                              |    |      |
| 【代理人】     | 代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。 |    |      |
| 【識別番号】    |                                |    |      |
| 【住所又は居所】  |                                |    |      |
| 【氏名又は名称】  |                                |    |      |
| 【提出物件の目録】 |                                |    |      |
| 【物件名】     | 代表者であることを証明する書面                | 1  |      |
| 【物件名】     | ( )                            |    |      |

[備考]

- 1 「【あて先】」は、審判に係属中の場合は特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
  - ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を、「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。
  - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設

けて、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

3 「代表者であることを証明する書面」は、なるべく次の文例により作成する。

(文例)

|   |          |
|---|----------|
| 代 表 者 選 定 証                             |          |
| 令和 年 月 日                                |          |
| 住 所 (居所)                                |          |
| 代表者                                     | 殿        |
|   | 住 所 (居所) |
|   | 特許出願人    |
|   | 住 所 (居所) |
|   | 特許出願人    |
| 下記の発明に関する手続については、貴殿を代表者に選定したことに相違ありません。 |          |
| 記                                       |          |
| 1                                       | 事件の表示    |
| 2                                       | 発明の名称    |

4 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで、22から25までと同様とする。

#### IV 出願の取下げ、放棄

出願人は、出願をしてから事件が特許庁に係属している間、出願の取下げ又は放棄をすることができます。共同出願の場合は、全員で手続しなければならない（特14）、代理人により手続をするときは、特別な授權を得なければ手続をすることができません。（特9）

また、特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願の取下げ又は放棄をすることができます。（特38の5）

出願の取下（放棄）書は、次の様式により作成します。

特施規様式第40（第28条の3関係）

|          |           |
|----------|-----------|
| 【書類名】    | 出願取下書     |
| （【提出日】   | 令和 年 月 日） |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿   |
| 【事件の表示】  |           |
| 【出願番号】   |           |
| 【特許出願人】  |           |
| 【識別番号】   |           |
| 【住所又は居所】 |           |
| 【氏名又は名称】 |           |
| 【代表者】    | ←         |
| 【代理人】    |           |
| 【識別番号】   |           |
| 【住所又は居所】 |           |
| 【氏名又は名称】 |           |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

特施規様式第38（第28条の2関係）

|          |           |
|----------|-----------|
| 【書類名】    | 出願放棄書     |
| （【提出日】   | 令和 年 月 日） |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿   |
| 【事件の表示】  |           |
| 【出願番号】   |           |
| 【特許出願人】  |           |
| 【識別番号】   |           |
| 【住所又は居所】 |           |
| 【氏名又は名称】 |           |
| 【代表者】    | ←         |
| 【代理人】    |           |
| 【識別番号】   |           |
| 【住所又は居所】 |           |
| 【氏名又は名称】 |           |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

1 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

    【特許出願人】  
        【識別番号】  
        【住所又は居所】  
        【氏名又は名称】

    【特許出願人】  
        【識別番号】  
        【住所又は居所】  
        【氏名又は名称】

2 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

    【包括委任状番号】  
    【包括委任状番号】

3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

## V 出願の早期公開

特許出願は、出願の日（優先権主張を伴う出願であるときは最先の出願の日、出願の日が遡及する出願であるときは原出願の日）から1年6月を経過した後に公開されますが、特許出願人は公開される前に早期公開の請求をすることができます（特64の2(1)）。

出願公開請求は取り下げることができません（特64の2(2)）。また、請求書の提出後に、出願が放棄、取り下げられても公開は行われ、出願の日から1年4月以内であっても、要約書の補正はできません（特17の3、特施規11の2の2）。

1. 次の各号に掲げる場合には出願の早期公開請求は認められません。

- ① 特許出願が公開されている場合（特64の2(1)①）
- ② パリ条約による優先権等の主張を伴う出願で証明書が提出されていない場合（特64の2(1)②）
- ③ 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていない場合（特64の2(1)③）
- ④ 出願人全員で請求していない場合（特14）
- ⑤ 請求に関する特別授権が証明されている代理人により手続されていない場合（特9）

2. 次の各号に掲げる場合には公開請求をした場合であっても、各号に示す期間中は公開されません。

- ① 特許庁長官が経済安全保障推進法第66条第1項本文若しくは同条第2項の規定による送付をする場合に該当しないと判断し、又は当該送付がされずに同条第1項本文に規定する出願の日から経済安全保障推進法施行令第13条に定める期間が経過するまでの間
- ② 内閣総理大臣が保全指定をする必要がないと認めたとき、その旨を特許出願人及び特許庁長官に通知するまでの間
- ③ 内閣総理大臣が保全指定を解除したとき又は保全指定の期間が満了したとき、その旨を指定特許出願人及び特許庁長官に通知するまでの間

出願公開請求書は、次の様式により作成します。

特施規様式第50（第38条関係）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 【書類名】     | 出願公開請求書   |
| (【提出日】    | 令和 年 月 日) |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿   |
| 【出願の表示】   |           |
| 【出願番号】    |           |
| 【特許出願人】   |           |
| 【識別番号】    |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| 【代表者】     | ←         |
| 【代理人】     |           |
| 【識別番号】    |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| 【提出物件の目録】 |           |

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考9、様式第15の2の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

## 第十七節 出願中の諸手続の一般原則

### 1. 出願番号の表示

特許庁長官は、願書を受理したときはこれに出願番号を付し、その番号を出願人（代理人）に通知します。以後、その出願に関して特許庁に手続するとき（例えば、手続補正書等の中間書類の提出）は、必ずその出願番号の表示をしなければなりません。

### 2. 一件一通主義と電子手続

#### (1) 一件一通主義の原則

出願等の手続は、書面の提出により行うことを前提として「書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない。」とされ、一件一通主義が採用されています（特施規1(2)）。

すなわち当該事件に関し提出すべき書面は、手続ごとに作成しなければなりません。

#### (2) 多件一通方式による手続

(A) 「法令に別段の定めがある場合」とは次に示す①から⑫までであり、同一法域内の2以上の事件に係る手続であって、手続者が同一であり、かつ、手続の内容が同一の場合は、一通の書面で2以上の事件に係る手続を行うことができます。

- ① 特許権の存続期間の延長登録の出願人の氏名（名称）又は住所（居所）の変更の届出（特施規9(2)）
- ② 特許権の存続期間の延長登録の出願人の氏名（名称）又は住所（居所）の変更の届出と登録名義人（特許権者に限る。）の表示変更の登録申請（特施規9(3)）
- ③ 出願人の代理人選任等の届出（特施規9の2(3)）
- ④ 出願人及び特許権者の代理人選任等の届出（特施規9の2(3)）
- ⑤ 発明者又は出願人若しくはその代理人の氏名（名称）又は住所（居所）に係る手続の補正（特施規11(2)）
- ⑥ 出願人に係る手続の補正と登録名義人（特許権者に限る。）の表示更正の登録申請（特施規11(3)）
- ⑦ 出願人名義変更の届出（特施規12(2)）
- ⑧ 出願人名義変更の届出と特許権移転登録の申請（特施規12(3)）
- ⑨ 外国語書面の翻訳文の提出に係る回復理由書（特施規25の7(10)）
- ⑩ 特許出願等に基づく優先権の主張の提出に係る回復理由書（特施規27の4の2(8)）
- ⑪ パリ条約の例による優先権の主張の提出に係る回復理由書（特施規27の4の2(9)で準用する同規則27の4の2(8)）
- ⑫ 出願審査請求書の提出に係る回復理由書（特施規31の2(9)）

多件一通方式による手続は①、②を除き、書面手続に限り行うことができます（①、②については電子特殊申請による手続も可能）。

#### (B) 多件一通方式による書類の作成要領

- ① 多件一通方式による平成2年12月1日以後の特許出願に係る出願人名義変更と特許権の

移転登録の申請を行う場合の「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」の作成要領

特許出願人名義変更届及び移転登録申請書は、特許法施行規則第12条に定める様式第18により作成します。

イ. 出願人の名義変更と特許権の移転登録の申請を行う場合の作成例

|                   |                     |       |
|-------------------|---------------------|-------|
| 【書類名】             | 特許出願人名義変更届及び移転登録申請書 |       |
| (【提出日】)           | 令和 年 月 日            |       |
| 【あて先】             | 特許庁長官               | 殿     |
| 【事件の表示】           | 別紙のとおり              | ----- |
| 【登録の目的】           | 本特許権の移転             |       |
| 【承継人及び申請人（登録権利者）】 | .                   |       |
|                   | .                   |       |
| 【譲渡人及び申請人（登録義務者）】 | .                   |       |

|                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| 【別紙】                 |                               |
| 【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】 |                               |
| 特願○○○○-○○○○○○○、      | 特願○○○○-○○○○○○○、               |
| 特願○○○○-○○○○○○○、      | 特願○○○○-○○○○○○○、               |
| 【移転登録申請に係る特許番号】      |                               |
| 特許第○○○○○○○○○号、       | 特許第○○○○○○○○○号、                |
| 特許第○○○○○○○○○号、       | 特許第○○○○○○○○○号、                |
|                      | ↑----- 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。 |

ロ. 作成上の注意事項

- (a) 特許印紙、登録免許税に係る収入印紙は、別の用紙に区別してはり、それぞれの印紙の上には、「手数料 円」、「登録免許税 円」のようにその印紙の合計額を記載します。
- (b) 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、事件の表示（出願番号）、特許番号を記載します。
- (c) 出願に係属中の事件（平成2年12月1日以降の出願）については、各件ごとに電子化手数料が必要になります。

② 多件一通方式による平成2年12月1日以後の特許出願についての出願人に係る手続補正書と登録名義人（特許権者）の表示更正登録の申請を行う場合の手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書の作成要領

手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書は、特許法施行規則第11条に定める

様式第13により作成します。

イ. 住所の補正及び更正の場合の作成例

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 【書類名】         | 手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書   |
| (【提出日】)       | 令和〇〇年〇月〇〇日)              |
| 【あて先】         | 特許庁長官 殿                  |
| 【事件の表示】       | 別紙のとおり                   |
| 【補正をする者及び申請人】 |                          |
| 【識別番号】        |                          |
| 【住所又は居所】      | ← 識別番号を記載しても住所の省略はできません。 |
| 【氏名又は名称】      |                          |
| 【代表者】         | ⑩                        |
| 【手続補正1】       |                          |
| 【補正対象書類名】     | 特許願                      |
| 【補正対象項目名】     | 特許出願人                    |
| 【補正方法】        | 変更                       |
| 【補正の内容】       |                          |
| 【特許出願人】       |                          |
| 【住所又は居所】      | 東京都千代田区霞が関1-3-1          |
| 【氏名又は名称】      | 特許株式会社                   |
| 【更正に係る表示】     |                          |
| 【更正前の表示】      | 東京都千代田区霞が関1-3            |
| 【更正後の表示】      | 東京都千代田区霞が関1-3-1          |
| 【登録の目的】       | 登録名義人の表示更正               |
| 【非課税である旨の申出】  | 住居表示の実施による表示の更正の登録の申請    |

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 【別紙】              |                          |
| 【手続の補正に係る事件の表示】   |                          |
| 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、    | 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、           |
| 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、    | 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、           |
| 【表示更正登録申請に係る特許番号】 |                          |
| 特許第〇〇〇〇〇〇〇号、      | 特許第〇〇〇〇〇〇〇号、             |
|                   | ↑ 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。 |

ロ. 作成上の注意事項

- (a) 登録免許税の納付に係る収入印紙は、別の用紙にはります。
- (b) 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、その次に「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正

登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示（出願番号）及び申請に係る特許番号を記載します。

(c) 登録免許税が課されない登録の申請をするときは、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」のように記載します。

(d) 出願に係属中の事件（平成2年12月1日以降の出願）については、各件ごとに電子化手数料が必要になります。

### 3. 電子手続への適用

電子手続についても、書面手続に準じて一件一通主義の原則が踏襲されるため、この原則を前提とした特許法等関係法令の規定が適用されます。

#### (1) オンライン手続における入力事項・様式

オンライン手続について入力すべき事項は、特許等関係法令に規定する書面に記載すべき事項であり（例施規10の2(1)）、その入力はその様式によりしなければなりません（例施規11）。

#### (2) 電子手続の法令適用

オンライン手続は、書面の提出により行われたものとみなし、書面に基いて手続を行うことを規定する特許等関係法令の規定を適用します（特例法3(3)）。

### 4. 原則から外れる手続の特例

一件一通主義の原則から外れる手続が認められます。

申請人の負担と事務処理の効率性との均衡を考慮し、手続の円滑な処理を図るもので、次のとおりです。

(1) 特許法施行規則第9条の3、第10条、第27条の4及び第31条に規定するもの

(2) 特例法施行規則第6条及び第12条に規定するもの

(3) 併合手続（方式審査便覧122.01）

2以上の特許出願又は実用新案登録出願に係る次の手続については、出願の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、同一の書類で書面の提出により行うことができるものとします。

① 包括委任状の援用の制限の届出

書式第28

|              |            |
|--------------|------------|
| 【書類名】        | 包括委任状援用制限届 |
| (【提出日】       | 令和 年 月 日)  |
| 【あて先】        | 特許庁長官 殿    |
| 【事件の表示】      |            |
| 【出願番号】       |            |
| 【手続をした者】     |            |
| 【識別番号】       |            |
| 【住所又は居所】     |            |
| 【氏名又は名称】     |            |
| 【代表者】        | ←          |
| 【届出の内容】      |            |
| 【援用を制限した代理人】 |            |
| 【識別番号】       |            |
| 【住所又は居所】     |            |
| 【氏名又は名称】     |            |
| 【代理人】        |            |
| 【識別番号】       |            |
| 【住所又は居所】     |            |
| 【氏名又は名称】     |            |

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 特許出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、

- 2 特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を【手続をした者及び特許権者】と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】及び【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、

#### 【届出に係る特許番号】

特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、

特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、

- 3 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第7の備考と同様とする。

### 5. 提出書面の省略

出願等の手続において提出すべきとされる証明書その他書面については、申請人の手続負担の軽減と特許庁の処分の実質性、効率性を考慮し、一定の条件のもとに、他の事件について提出したものを援用するという手続方式を省令で定め、その提出の省略を認めています。

#### (1) 提出書面の省略

##### ① 特許法施行規則第9条の3の規定による包括委任状の援用（実施規23(1)において準用）

(A) 手続をする際の代理権の証明については、特例法施行規則第6条第1項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」といいます。）を援用してすることができます。〔包括委任状については第一章第四節 参照〕

(注) 特例法施行規則の施行日前にした特許出願、実用新案登録出願及びその出願に係る手続についても包括委任状を使用することができます。

(B) 包括委任状の援用の制限の届出（例施規7、特施規9の3(2)）があったとき又は包括委任状の取下げ（例施規8）があったときは、これらの手続後は当該事件に係る手続について包括委任状を援用することができません。

##### ② 特許法施行規則第10条の規定による提出書面の省略（実施規23(1)において準用）

#### (A) 特許法施行規則第10条第1項

同時に2以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であるときは、1の手続についてその原本※を提出し、他の手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。

※委任状については、原本に加えて、写しの提出も許容されます。

対象となる証明書は、特許法第30条第3項若しくは第43条第2項（同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び第43条の3第3項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第11条、特許法等関係手数料令第1条の3、又は特許法施行規則第4条の3、第5条から第7条まで、第8条第1項、第9条第4項、第11条の5第2項、第25条の7第7項本文、第27条第1項、第2項、第3項本文若しくは第4項本文、第27条の2第1項若しくは第2項、第27条の4の2第5項本文（同条第7項で準用する場合を含む。）、第31条の2第6項本文、第38条の2第4項本文、第38条の6の2第5項本文、第38条の14第4項本文（同条第6項において準用する場合を含む。）、第69条第3項本文若しくは第69条の2第3項本文に規定するものです。

#### (B) 特許法施行規則第10条第2項

他の事件について既に証明書を提出した者は、提出した証明書の証明事項に変更がない

ときは、当該手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。この場合において、特許庁長官が特に必要と認めるときは証明書の提出を命ずることができます。対象となる証明書は、(A)に記載のものと同様です。

③ 特許法施行規則第31条の規定による提出書面の省略（実施規23(2)において準用）

国内優先権の主張を伴う出願について、先の出願に提出した新規性喪失の例外の証明書が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます。（特施規31(1)）

変更出願の際に、もとの出願について提出した特許法施行規則第4条の3、第5条から第7条まで、第8条第1項の規定による証明書、又はもとの願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます。（特施規31(2)、(3)）

実用新案登録に基づく特許出願の際に、その実用新案登録について提出した特許法施行規則第4条の3、第5条から第7条まで、第8条第1項の規定による証明書、又は願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます。（特施規31(4)、(5)）

## 6. 押印、署名と電子手続

### (1) 書面への押印、署名

令和2年12月28日に特許庁関連の手続を規定する特許法施行規則等を含む「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、施行日以降に特許庁に提出する書面において、一部の手続を除き、押印が不要となりました。

押印を存続する手続については、実印又は実印により証明可能な法人の代表者印での手続が必要です。詳細につきましては、以下リンク先を御確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>

押印を存続する手続において、外国人は、押印に代えて署名をすることができます。当該署名については、本人確認ができる措置を求めています。詳細につきましては、以下リンク先をご確認ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/shomei\\_kakunin.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/shomei_kakunin.html)

なお、特許庁に提出する書類のうち、現在押印を求められている証明書等を、電子特殊申請により提出する際には、押印に代えて電子署名が必要となります。正しく電子署名が付与されていない場合、手続補正指令又は手続の却下の対象となります。電子署名の付与にはデジタル庁GPKI電子署名アプリをご利用ください。詳細につきましては、以下リンク先をご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/shien/gpki-app-for.jpo.html>

### (2) 電子手続について

特例法施行後においては、特定手続である出願、及びその出願に係る手続における電子手続

は次の方法により行っています。

<インターネット出願>

①回線について

インターネットに接続されたネットワークを利用しています。

②本人認証方法

申請人識別番号と、利用者が事前に登録した「電子証明書」の組み合わせが、各手続毎に行われるクライアント認証で使用される利用者の「電子証明書」と一致し、かつその電子証明書の信頼性をブリッジ認証局に問い合わせ確認しています。

## 7. 提出の効力発生

(1) 書面の提出の効力発生時期

特許等関係法令には、書面手続に係る書面の提出（差出）の効力発生時期について、一般原則的な規定は設けられていません。

特許法第19条では、原則到達主義によることを前提として、願書又は提出の時期的制限が定められている書面の提出について、郵送により行われた場合のその効力の生じる時期を規定しています。その時期は、願書等を郵便局に差し出した際に発行される郵便物の受領証により証明された日時、その郵便物の通信日付印により表示された日時、等です。

※ 在外者は特許管理人（日本国内に住所又は居所を有する代理人）によらなければ手続をすることができませんでしたが、平成28年4月1日より、特許出願（分割出願、変更出願等を除く。）並びに先の特許出願を参照する旨の特許出願における先の特許出願の認証謄本を提出する物件提出書及び欠落補完における優先権主張基礎出願の写しを提出する物件提出書の提出については、在外者が自ら行うことができるようになりました。なお、外国からの航空便等による手続は、特許法第19条は適用されないため、願書の特許庁への到達日が出願日として認定されます。

(2) 電子手続における効力発生時期

オンライン手続においては、特許庁のファイルへの記録の完了時点をもって特許庁に到達したものとみなされます（特例法3(2)）。

## 8. 期間

(1) 期間の種類

① 法定期間

手続をすべき特許法等の法律又はこれらの法律に基づく命令により定められている期間

② 指定期間

手続をすべき期間が特許庁長官、審判長、審判官により指定される期間

(2) 期間の計算（特3）

① 期間の計算は、次の規定によります。

a. 期間の初日は算入しません。ただし、その期間が午前0時から始まるときは算入しま

す。

b. 指定期間は、特許庁から当該書面を発送した日の翌日から起算します。

c. 期間の定め方を月又は年でしたときは、暦に従います。月又は年の始めから起算しないときは、その期間は、最後の月又は年におけるその起算日に相当する日の前日で満了します。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日で満了します。

10月10日（起算日）から3か月 → 1月9日（月の途中から起算する例）

10月30日（起算日）から4か月 → 2月28日（応答日がない場合の例（うるう年の場合は2月29日））

② 出願、請求その他の特許に関する手続についての期間の末日が、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日、3日）に当たるときは、その翌日をもってその末日とします。

なお、特許法第4条及び第5条の規定による期間の延長をした場合において、もとの期間の末日が行政機関の休日に当たったときは、その翌日をもとの期間の末日とせず、もとの末日から延長する期間の計算がされます。

## 9. 期間の延長

### (1) 法定期間の延長（特4）

手続すべき者が在外者である場合又は手続すべき者若しくはその代理人が次表に掲げる地に居住する場合は、次に掲げる法定期間の延長を職権により認めています。

- ① 実用新案登録に基づく特許出願の期間（特許法第46条の2第1項第3号の期間に限る。）
- ② 拒絶査定不服審判の請求期間
- ③ 再審の請求期間

なお、延長の期間は、次表に掲げる地に居住する場合は15日とし、在外者である場合は60日としています。ただし、拒絶査定不服審判の請求期間については、在外者のみ1月としています。

|      |             |
|------|-------------|
| 東京都  | 伊豆諸島、小笠原諸島  |
| 石川県  | 輪島市海士町（舳倉島） |
| 鹿児島県 | 南西諸島        |
| 沖縄県  | 沖縄本島を除く周辺諸島 |
| 北海道  | 北海道周辺諸島     |

### (2) 指定期間の延長（特5）

次に掲げる書類その他の物件の提出について、指定期間内に対応できない場合には、請求により指定期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

- ① 特許法第39条第6項の規定に基づく指令書に応答する書類
- ② 特許法第194条第1項の規定に基づいて特許庁長官又は審査官より提出を求められたも

のを提出する物件提出書

③ 特許法第48条の7の規定により提出することができる意見書

(1) 指定期間内に行う期間延長請求

手続すべき者が国内居住者である場合には、1通の請求で2か月、手続すべき者が在外者である場合には、1通の請求で2か月（上記①、②の場合は3か月）の期間延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は国内居住者及び在外者ともに1通のみです。手数料は2,100円です。

(2) 指定期間経過後に行う期間延長請求

指定期間経過後であっても、指定期間に2月を加えた期間内に期間延長請求を行ったときは、手続すべき者が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で2か月の指定期間の延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は国内居住者及び在外者ともに1通のみです。手数料は4,200円です。ただし、(1)の延長が認められたときは、指定期間経過後の延長はできません。

なお、指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求める。」のように記載します。また、指定期間経過後に期間の延長をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求める。」のように記載します。（特施規様式第2の備考21）また、拒絶理由通知に対する意見書の指定期間についても、請求により延長することができます。その期間延長の詳細については、「第十九節拒絶理由通知に対する応答について」にある指定期間の延長を参照してください。

- (3) 手続する者及びその代理人の責に帰することができない理由によって、指定された期間内に手続をすることができないと認める場合には、もとの指定期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができます。

## 第十八節 情報提供及び優先審査に関する手続

### I 出願公開（特64）

出願の日（優先権主張を伴う出願であるときは最先の出願の日、出願の日が遡及する出願であるときは原出願の日）から1年6か月を経過した出願は、出願の内容が公報に掲載され、出願公開されます。なお、出願公開前に、拒絶査定が確定した出願、放棄・取り下げされた出願又は却下された出願は、原則公開されません。（ただし、公報発行を中止することができない場合及び出願公開の請求があったものについては、除きます。）

また、早期公開については、第十六節「V出願の早期公開」を参照してください。

### II 情報の提供

付与前情報提供の手続及び審査における取扱等

#### (1) 情報提供者（特施規13の2(1)柱書）

何人も情報提供をすることができます。

#### (2) 情報提供の対象となる特許出願（特施規13の2(1)柱書）

特許庁に係属している特許出願について情報提供をすることができます。

例えば、設定登録がされたもの、拒絶査定が確定した出願、放棄・取り下げされた出願又は却下された出願は除かれます。

なお、審査請求の有無は問いません。

#### (3) 提出することができる情報（特施規13の2(1)①～④）

① 対象出願（外国語書面出願を除く）の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正が、特許法第17条の2第3項に規定する要件を満たしていない（新規事項）旨の情報（翻訳文新規事項は含まない）。

② 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第29条第1項柱書の発明でない又は産業上利用できる発明でない旨の情報。

③ 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第29条第1項各号の規定（新規性）により特許を受けることができない旨の情報（頒布刊行物に係るものに加え、公知発明又は公用発明に基づくものを含む）。

④ 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第29条第2項（進歩性）の規定により特許を受けることができない旨の情報。

⑤ 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第29条の2の規定により特許を受けることができない旨の情報。

⑥ 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができない旨の情報。

⑦ 対象出願が、特許法第36条第4項又は第6項（第4号は除く）に規定する要件を満たしていない旨の情報。

⑧ 対象出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でない（原文新規事項）旨の情報。

(注) 拒絶理由のうち、特許法第17条の2第4項（発明の特別な技術的特徴を変更する補正）、特許法第25条（権利の享有）、特許法第32条（公序良俗）、特許法第36条第6項第4号（請求項の記載形式）、特許法第37条（単一性）、特許法第38条（共同出願人）、特許法第49条第3号（条約違反）及び特許法第49条第7号（冒認）並びに外国語書面出願に係る特許法第17条の2第3項（翻訳文新規事項）に係るものについては、情報提供をすることができません。

(4) 提供可能な資料（特施規13の2(1)柱書）

情報提供者は、提供しようとする情報が正しいものであることを証明するため、「書類」を提出することができます。提出できる「書類」には、従来認められていた刊行物若しくはその写し又は特許出願若しくは実用新案登録出願の明細書、請求の範囲若しくは図面の写しのほか、実験成績証明書等の証明書類が含まれます。

(5) 情報提供者へのフィードバック

情報の利用状況については、提供者の希望によりフィードバックを行います。

その内容は、

- a. 提供された情報が情報提供前の拒絶理由通知に既に利用されたか、
- b. 情報提供後の第1回目の拒絶理由通知に利用されたかどうか、です。

（2回目以降の拒絶理由通知に利用されたかどうか、及び最終的審査結果についてはフィードバックしません）。

フィードバックを希望する場合は、【提出の理由】の欄にフィードバックを希望する旨を記載します。

(6) 出願人への通知

情報提供があった事実は出願人に通知されます。

(7) 提供された情報の閲覧

提供された情報は閲覧に供します。

(8) 無記名による情報提供（特施規13の2(3)）

提出者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所は省略することができます。なお、上記(5)のフィードバックを希望する場合は、提出者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所の記載は省略できません。

(9) 情報提供者の当該情報に関する釈明・面接等の機会

情報提供者は出願の審査における当事者ではないので、当該情報に関する釈明や対象出願の特許の可否についての説明等のために面接等により審査官と連絡をとることはできません。また、特許法第194条第1項により審査官が書類等の提出を求める対象者となることもできません。

(10) 査定等がされた後に提供された情報の取り扱い

特許査定後に審査官が利用可能となった情報提供については考慮しません。

拒絶査定後に審査官が利用可能になった情報提供については、審査（前置審査を除く）においてはこれを考慮しません。

審理終結後に審判合議体が利用可能になった情報提供については考慮しません。

(11) 刊行物等提出書の様式

(1)の情報の提供は、特許法施行規則様式第20により作成した刊行物等提出書を提出します。

特施規様式第20（第13条の2、第13条の3関係）

|            |           |
|------------|-----------|
| 【書類名】      | 刊行物等提出書   |
| （【提出日】     | 令和 年 月 日） |
| 【あて先】      | 特許庁長官 殿   |
| 【事件の表示】    |           |
| 【出願番号】     |           |
| 【提出者】      |           |
| 【識別番号】     |           |
| 【住所又は居所】   |           |
| 【氏名又は名称】   |           |
| 【代理人】      |           |
| 【識別番号】     |           |
| 【住所又は居所】   |           |
| 【氏名又は名称】   |           |
| 【提出する刊行物等】 |           |
| 【提出の理由】    |           |

[備 考]

- 1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。
  - ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。
  - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○－○○○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。
  - ニ 第13条の3第1項の規定により提出するときは、「【事件の表示】」の欄を「【特許番号】」とし、特許の番号を記載する。
- 2 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

    【識別番号】

    【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 「【識別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 第13条の2第3項（第13条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
- 5 「【提出の理由】」の欄には、当該刊行物等によりその特許出願が第13条の2第1項各号又はその特許が第13条の3第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。
- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、11から14まで、16から18まで、22及び24から26まで並びに様式第13の備考8と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考8中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。

### Ⅲ 優先審査に関する事情説明書の手続

出願公開になった発明を第三者が実施している場合、又は出願人からの警告を受けた場合、事情説明書の提出により状況が明確になったときは優先的に審査を行い混乱を防ごうとするものです（特48の6）。

事情説明書には実施の状況等を記載し、公開公報、警告状の写し、実施の事実の証明書、従来の技術の刊行物の写し等を添付して提出します。

優先審査に関する事情説明書は、次の様式により作成します。

特施規様式第46（第31条の3関係）

|           |               |
|-----------|---------------|
| 【書類名】     | 優先審査に関する事情説明書 |
| （【提出日】    | 令和 年 月 日）     |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿       |
| 【事件の表示】   |               |
| 【出願番号】    |               |
| 【提出者】     |               |
| 【識別番号】    |               |
| 【住所又は居所】  |               |
| 【氏名又は名称】  |               |
| 【代理人】     |               |
| 【識別番号】    |               |
| 【住所又は居所】  |               |
| 【氏名又は名称】  |               |
| 【実施の状況等】  |               |
| 【提出物件の目録】 |               |

〔備考〕

- 1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

    【提出者】

        【識別番号】

        【住所又は居所】

        【氏名又は名称】

    【提出者】

        【識別番号】

        【住所又は居所】

        【氏名又は名称】

- 2 「【実施の状況等】」の欄には、「1. 実施の状況」、「2. 実施等による影響」及び「3. 折衝の経過」の項目を設けて、次の要領で記載する。

イ 「1. 実施の状況」には、実施者の住所、氏名及び電話番号、実施者が特許出願人と取引関係、人的・資本的关系等を有するときはその関係、実施に係る物又は方法、実施の場所、

実施の時期、生産・使用・販売等実施の方法及びその数量又は金額その他実施の状況を明らかにする事項を具体的に記載する。

ロ 「2. 実施等による影響」には、提出者が、特許出願人であるときは実施により受けている影響、特許出願人でないときは特許出願人の警告等により受けている影響を具体的に記載する。

ハ 「3. 折衝の経過」には、実施に関して行われた特許出願人と実施者との折衝の経過及びその結果を具体的に記載する。

3 次に掲げる書類又は物件を優先審査に関する事情説明書に添付する。

イ 警告状の写し

ロ 特許出願人でない者の実施に係る物又は方法の説明書及び必要な図面並びにその実施が特許出願に係る発明の実施となる理由を具体的に記載した書面

ハ 「1. 実施の状況」に記載した事項の根拠となる書類又は物件

ニ 提出者が特許出願人でないものであるときは、その特許出願に係る発明が特許要件を欠くものであるとする理由を記載した書面及びその根拠となる刊行物その他の書類

4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考2及び4と同様とする。

## 第十九節 拒絶理由通知に対する応答について

### I 拒絶理由の通知（特50）

特許出願について審査官が拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、出願人に対して拒絶の理由が通知されます。これに対して意見があるときは、出願人は指定された期間内に意見書を提出することができます。

### II 意見書の様式

意見書は、次の様式により作成します。

特施規様式第48（第32条関係）

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 【書類名】     | 意見書                    |
| （【提出日】    | 令和 年 月 日）              |
| 【あて先】     | 特許庁審査官 殿<br>（特許庁審判長 殿） |
| 【事件の表示】   |                        |
| 【出願番号】    |                        |
| 【特許出願人】   |                        |
| 【識別番号】    |                        |
| 【住所又は居所】  |                        |
| 【氏名又は名称】  |                        |
| 【代表者】     | ←                      |
| 【代理人】     |                        |
| 【識別番号】    |                        |
| 【住所又は居所】  |                        |
| 【氏名又は名称】  |                        |
| 【発送番号】    |                        |
| 【意見の内容】   |                        |
| 【証拠方法】    |                        |
| 【提出物件の目録】 |                        |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大ききで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字（意見の内容に使用する場合を除く。）並びに「【、】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 2 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
- 3 審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。
- 4 その他は、様式第2の備考1から3まで、8、10から14まで、16から18まで及び22から25ま

で、様式第4の備考4、様式第13の備考8並びに様式第15の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第13の備考8中「【補正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。

### Ⅲ 手続の補正等

出願人は、拒絶理由の通知に対して意見書を提出できるほか、必要な場合には、指定された期間内に限り明細書、特許請求の範囲又は図面を補正することができます。（詳細は巻末の主要期間一覧参照）

### Ⅳ 指定期間の延長

1. 拒絶理由通知に対する期間延長（拒絶査定不服審判の審理（審査前置を含む。）中にされた拒絶理由通知の場合は、3.を参照してください。）

拒絶理由通知の応答期間内に対応できない場合には、以下のとおり応答期間の延長が認められます（特5(1)）。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

（1）拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求

<出願人が国内居住者の場合>

1通の請求で2か月の応答期間の延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は1通のみです。手数料は2,100円です。

<出願人が在外者の場合>

1通の請求で2か月の応答期間の延長が認められ、2通目の請求で更に1か月の延長が認められます（最大3か月の期間延長）。

1通目の請求と2通目の請求を同時にすることもできます。手数料は請求1通につき2,100円です。

（2）拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求

平成27年改正法の施行に伴い、拒絶理由通知の応答期間経過後の請求であっても、応答期間に2か月を加えた期間内に請求すれば2か月の延長が認められます。出願人が国内居住者である場合又は在外者である場合のいずれも、1通の請求で2か月の応答期間の延長が認められます（特5(3)、特施規4条の2(5)(6)）。また、当該期間延長請求を行う際には、51,000円の手数料が必要となります。国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載します。この場合、持分を証明する書面の提出を省略できます。

ただし、（1）の延長が認められたときは、応答期間経過後の延長請求はできません。また、当初の応答期間内に応答をした場合は、応答期間経過後の延長請求はできません。

2. 拒絶理由通知に対する期間延長（拒絶査定不服審判の審理（審査前置を含む。）中にされた拒

絶理由通知の場合は、3. を参照してください。)に係る期間延長請求書の作成例

(1) 拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求書の作成例

特施規様式第2 (第4条の2関係)

|          |                  |
|----------|------------------|
| 【書類名】    | 期間延長請求書          |
| 【提出日】    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日      |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿          |
| 【事件の表示】  |                  |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇    |
| 【請求人】    |                  |
| 【識別番号】   | 090004342        |
| 【住所又は居所】 | 〇〇県××市□□□        |
| 【氏名又は名称】 | △△△株式会社          |
| 【代理人】    |                  |
| 【識別番号】   | 190001234        |
| 【住所又は居所】 | 〇〇県××市□□□        |
| 【氏名又は名称】 | 代理 太郎            |
| 【発送番号】   | 〇〇〇〇〇〇           |
| 【請求の内容】  | 指定期間の2か月の延長を求める。 |
| 【手数料の表示】 | (注)              |
| 【予納台帳番号】 | 123456           |
| 【納付金額】   | 2100             |

(注) 特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

(2) 拒絶理由の応答期間経過後に行う期間延長請求書の作成例

特施規様式第2 (第4条の2関係)

|          |                  |
|----------|------------------|
| 【書類名】    | 期間延長請求書 (期間徒過)   |
| 【提出日】    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日      |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿          |
| 【事件の表示】  |                  |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇    |
| 【請求人】    |                  |
| 【識別番号】   | 090004342        |
| 【住所又は居所】 | 〇〇県××市□□□        |
| 【氏名又は名称】 | △△△株式会社          |
| 【代理人】    |                  |
| 【識別番号】   | 190001234        |
| 【住所又は居所】 | 〇〇県××市□□□        |
| 【氏名又は名称】 | 代理 太郎            |
| 【発送番号】   | 〇〇〇〇〇〇           |
| 【請求の内容】  | 指定期間の2か月の延長を求める。 |
| 【手数料の表示】 | (注)              |
| 【予納台帳番号】 | 123456           |
| 【納付金額】   | 51000            |

(注) 特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

3. 拒絶査定不服審判の審理（審査前置を含む。）中にされた拒絶理由通知に対する期間延長（審判便覧25-04 3.（1）ウ（ア））

拒絶理由通知の応答期間内に対応できない合理的な理由がある場合には、以下のとおり応答期間の延長が認められます（応答期間経過後の請求は認められません）。合理的理由は以下の二つです。手数料は請求1通につき2,100円です。

理由①：拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験を行うとの理由

理由②：拒絶理由通知書や意見書・手続補正書等の手続書類の翻訳を行うとの理由

<出願人が国内居住者の場合>

理由①により応答期間の延長を請求する場合、1か月の応答期間の延長が認められます。提出できる期間延長請求書は1通のみです。

<出願人が在外者の場合>

理由①又は②により応答期間の延長を請求する場合、応答期間の延長が認められます。

1通の期間延長請求により延長される期間は1か月で、3通まで提出することができます（最大3か月の期間延長）。理由①による期間延長請求は1通のみ提出できます。

拒絶理由通知（拒絶査定不服審判の審理（前置審査を含む。）中にされたものに限る。）に係る指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため、指定期間の1か月の延長を求める。」、「手続書類の翻訳のため、指定期間の1か月の延長を求める。（○通目）」のように延長の理由を付して、請求の内容を具体的に記載します。（特施規様式第2の備考20）

理由②の場合の期間延長請求書（2通目）の作成例

特施規様式第2（第4条の2関係）

|          |               |
|----------|---------------|
| 【書類名】    | 期間延長請求書       |
| 【提出日】    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日   |
| 【あて先】    | 特許庁審判長 殿      |
| 【事件の表示】  |               |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 |
| 【審判番号】   | 不服〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 |
| 【請求人】    |               |
| 【識別番号】   | 090004342     |
| 【住所又は居所】 | 〇〇県××市□□□     |
| 【氏名又は名称】 | △△△株式会社       |
| 【代理人】    |               |
| 【識別番号】   | 190001234     |
| 【住所又は居所】 | 〇〇県××市□□□     |

|          |                                      |     |
|----------|--------------------------------------|-----|
| 【氏名又は名称】 | 代理 太郎                                |     |
| 【発送番号】   | 〇〇〇〇〇〇                               |     |
| 【請求の内容】  | 手続書類の翻訳のため、指定期間の1か月の延長を求める。<br>(2通目) |     |
| 【手数料の表示】 |                                      | (注) |
| 【予納台帳番号】 | 1 2 3 4 5 6                          |     |
| 【納付金額】   | 2 1 0 0                              |     |

(注) 特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

## 第二十節 手続の却下と補正指令

### I 手続の却下と補正指令

1. 不適法な手続であって、その不備を補正により解消をすることができないものについては、その手続が却下されます。（特18の2(1)）
2. 方式要件を満たしていない手続は、その不備を解消するよう、手続の補正が命じられます。（特17(3)）

### II 不適法な手続の却下

#### 1. 却下理由通知

不適法な手続（申請）であって、その補正をすることができないものについて、当該手続（申請）を却下するときは、手続（申請）をした者に対し処分に係る理由を通知し、相当の期間（国内居住者、在外者とも2か月）を指定して弁明を記載した書面（弁明書）を提出する機会が与えられます。（特18の2(2)）

#### 2. 却下される手続

##### \*願書及びその添付書類

##### （共通事項）

- (1) いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- (2) 日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき（特許法施行規則等で認められる願書様式、特36の2(1)で規定するものを除く。）。（特施規2(1)）
- (3) 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して出願をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで出願（特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）を除く。）をしたとき。（特8(1)、特施令1）
- (4) 原出願の出願人以外の者が、分割出願、変更出願をしたとき又は基礎とされた実用新案登録の実用新案権者以外の者が実用新案登録に基づく特許出願をしたとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。（特44(1)、特46(1)(2)、特46の2(1)）
- (5) 分割出願、変更出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき、又は実用新案登録に基づく特許出願において、基礎とされた実用新案権が共有に係る場合で、共有者全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。（特44(1)、特46(1)(2)、特46の2(1)）
- (6) 出願をすることができる時又は期間が特許法により定められている場合において、その時又は期間外に出願をしたとき（特許出願の分割においては特許法第44条第7項の規定が適用される場合、実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更においては同法第46条第5

項の規定が適用される場合、実用新案登録に基づく特許出願においては同法第46条の2第3項の規定が適用される場合、及び特許権の存続期間の延長登録出願においては改正前特許法施行令第3条ただし書の規定が適用される場合を除く。）。(特44(1)、特44(5)(6)、46(1)から(3)まで、46の2(1)、67(2)、67の5(3)、67の6(2))

#### **(特許出願)**

- (7) 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（以下「先願参照出願」という。）をしようとする者が先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者でないとき。(特38の3(1))
- (8) 先願参照出願をしようとする旨を願書に記載して特許出願をする者が先の特許出願をした国若しくは国際機関の名称、先の特許出願の出願日又は出願番号を願書に記載して提出しないとき。(特38の3(2)、特施規27の10(1))
- (9) 先願参照出願をした者が、特許出願の日から4月以内に、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等又は先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合は日本語による翻訳文を提出しないとき。(特38の3(3)、特施規27の10(3)(4))

#### **(実用新案登録に基づく特許出願)**

- (10) 実用新案権の設定の登録がなされていない実用新案登録出願又は実用新案権が消滅した実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。(特46の2(1))
- (11) 実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされていない又は当該申請が却下になった実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。ただし、この場合において、当該出願に対する却下の処分を行おうとする際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされているときは、却下の処分は行いません。(特46の2(1))

#### **(特許権の存続期間の延長登録出願)**

- (12) 特許番号が記載されていない願書をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき（願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。）。(特67の2(1)②、特67の5(1)②)
- (13) 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容が記載されていない願書（延長の理由を記載した資料が添付されているときを除く。）をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67の5(1)④)
- (14) 特許法第67条第4項の政令で定める処分に該当しない処分が記載された願書（願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67の5(1)④)

#### **\*願書以外の出願書類**

- (1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。
- (2) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき（手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。）。

- (3) 出願人以外の者が手続をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合又は他人による出願審査請求等を除く。）。
- (4) 査定謄本の送達後又は出願却下の処分の謄本の送達後に、意見書、物件提出書を提出したとき。（特18(1)(2)）
- (5) 特許法第18条の2第1項の規定により却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定（審決の確定による場合を含む。）し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき（設定の登録後にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出、情報の提供及び受託番号の変更の届出を除く。）。
- (6) 特許法第18条の規定による手続却下又は出願却下の処分の謄本の送達後（同日含む。）に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき（弁明等により却下の処分の謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除く。）。
- (7) 外国語書面出願又は特許協力条約（PCT）に基づく外国語特許出願のいずれでもない出願（外国語書面出願又は特許協力条約（PCT）に基づく外国語特許出願をもとにした日本語による分割出願を含む。）に誤訳訂正書を提出したとき。（特36の2、17の2(2)、184の4、184の12(2)）
- (8) 一の手続をもって足りる手続（外国語書面出願の翻訳文（特36の2(2)）、明細書等提出書（特38の3(3)、特施規27の10(5)）、出願審査請求書（特48の3）等）が重ねて行われたとき。
- (9) 法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間（特5(3)の規定により期間の延長を請求することができる場合は、延長を請求することができる期間）満了後に延長を請求したとき。（特4、特5）
- (10) 特許法第38条の2第3項又は第9項の規定により特許出願について補完をする場合において、同条第4項に規定する手続補完書を特許法施行規則第27条の7又は同規則第27条の9に規定する期間経過後に提出したとき。
- (11) 特許法第38条の2第4項に規定する手続補完書により同法第36条第2項の必要な図面のみが提出されたとき。
- (12) 先願参照出願をした者が、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文のいずれかを特許法施行規則第27条の10第3項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (13) 先願参照出願をした者が、特許法第38条の3第3項に規定する明細書等提出書で当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき必要な図面のみを提出したとき。
- (14) 特許法第38条の4第2項又は第9項の規定により明細書又は図面の一部の欠落を補完するために、特許法第38条の4第3項に規定する明細書等補完書を特許法施行規則第27条の11第1項又は第12項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (15) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第7項に規定する優先権主張基礎出願の写し又は同項に規定する優先権主張基礎出願の日本語に

- よる翻訳文を、同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (16) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第4項に規定する意見書を同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (17) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第10項に規定する期間経過後に特許法第38条の4第7項の規定による明細書等補完書の取下げをしたとき。
- (18) 発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第30条第3項に規定する証明書を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第30条第4項の規定が適用された場合を除く。）。（特30(3)）
- (19) 外国語書面出願において、特許法第36条の2第2項に規定する翻訳文を同項に規定する期間経過後に提出したとき（同法第36条の2第4項又は第6項の規定が適用され、同条第7項の規定により同条第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。
- (20) 特許出願等に基づく優先権主張の手続において、特許法第41条第1項柱書き、同項第1号から第5号まで若しくは同条第4項に規定する要件を満たしていないとき。
- (21) パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第1項に規定する要件を満たしていないとき。（特43(1)（特43の2(2)（特43の3(3)）、特43の3(3)））
- (22) パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第43条第7項又は第8項の規定が適用された場合を除く。）。（特43(2)(6)（特43の2(2)（特43の3(3)）、特43の3(3)））
- (23) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で主張していない優先権の主張をしたとき（実用から特許への変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願に対し、原出願の日から1月以内に優先権主張書を提出した場合を除く。）。
- (24) 出願審査の請求において、特許法第48条の3第1項に規定する期間経過後に出願審査請求書を提出したとき（特許法第48条の3第5項が適用され、同条第6項の規定により同条第1項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。〔特48の3(1)〕
- (25) 特許権の存続期間の延長登録において、特許法第67条の6第1項の規定による書面を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第67の6第4項の規定が適用された場合を除く。）。
- (26) 出願審査の請求の手数料又は過誤納の手数料の返還について、特許法施行規則第77条に規定する出願審査請求手数料返還請求書又は同規則第78条に規定する既納手数料返還請求書を、特許法第195条第10項又は第12項に規定する期間経過後に請求したとき（特許法第195条第13項の規定が適用された場合を除く。）。（特195(10)(12)）
- (27) 手続が以下に該当するとき。
- ア. 手続補正書が次に該当するとき。
- a. 手続補正書（誤訳訂正書、手続補完書）に補正の内容（訂正の内容、補完の内容）の記載がないとき（補正方法（訂正方法）が「削除」のときを除く。）又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）。
- b. 外国語書面出願において、翻訳文提出書の提出前に明細書、特許請求の範囲、図面又

は要約書に係る補正をしたとき。

- c. 通常出願をした後、当該出願を分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願にすることを目的とする補正をしたとき。
  - イ. 意見書に意見の内容の記載がないとき。
  - ウ. 翻訳文提出書に翻訳文が添付されていないとき。
  - エ. 物件の提出を目的とする手続（優先権証明書提出書等）に物件が添付されていないとき（援用により提出書面の省略がされた場合を除く。）。
  - オ. 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき（手続書面全体から特定することができることを除く。）。
  - カ. 出願人名義変更届が、以下に該当するとき（手続書面全体から特定することができることを除く。）。
    - a. 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき。
    - b. 特許を受ける権利の帰属について訴訟が係属中であることを特許庁が知り得た後になされた手続であつて、当該手続に係る者（出願人名義変更届の譲渡人、出願取下書の出願人等）が判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等により正当な出願人（正当に特許を受ける権利を承継している者）でないことが判明したとき。
  - キ. 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができることを除く。）。
  - ク. 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができることを除く。）。
  - ケ. 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。
  - コ. 手続補足書に添付すべき物件が添付されていないとき。
  - サ. 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき。
  - シ. 特許法第67条の6第1項の書面に、特許番号又は第67条第4項の政令で定める処分の記載がないとき。
- (28) 手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。
- ア. 予納を利用する場合
    - a. 予納台帳番号が記載されていないとき。
    - b. 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
    - c. 予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。
  - イ. 特許印紙により納付する場合  
特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。
  - ウ. 現金（電子現金）により納付する場合

納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。

エ. 口座振替により納付する場合

- a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。
- b. 手続をする者（代理人によるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
- c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。

オ. 指定立替納付者により納付する場合

- a. 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。
- b. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されていないとき。

(29) 共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。（特14）

(30) 出願公開の請求をする場合において、次に該当するとき。

- ア. 出願公開請求書の提出以前に、出願公開されているとき。（特64の2(1)①）
- イ. パリ条約による優先権等の主張を伴う出願でその証明書が提出されていないとき。（特64の2(1)②）
- ウ. 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていないとき。〔特64の2(1)③〕  
ただし、上記イ. 又はウ. の場合において、却下の処分を行おうとする際に証明書又は翻訳文が提出されているときは、却下の処分は行いません。

(31) 出願審査請求手数料の返還請求をする場合において、次に該当するとき。

- ア. 出願が放棄され又は取り下げられた日から6月を経過した後に返還請求をしたとき。（特195(10)）
- イ. 出願審査請求手数料の納付に係る手続をした者以外の者が返還請求をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。（特195(9)）
- ウ. 出願審査請求手数料を完納していない事件について返還請求をしたとき。
- エ. 審査の通知等に係る書類の到達後に出願の放棄又は取り下げがなされた事件について返還請求をしたとき。（特195(9)①～④）

(32) 回復理由書が次に該当するとき。

- ア. 救済手続期間外に提出されたとき。（特施規25の7(6)、27の4の2(4)（特施規27の4の2(9)）、特施規31の2(5)）
- イ. 回復の理由の記載がされていないとき。
- ウ. 所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。（特36の2(6)、41(1)①、43の2(1)（特43の3(3)）、特48の3(5)（特48の3(7)））
- エ. 回復対象となる手続が提出されないとき。

- オ. 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。
- (33) 出願審査請求手数料の軽減又は免除を受けようとする場合（平成31年4月1日以降に出願審査の請求をした特許出願に限る。）において、審査請求料減免申請書が、出願審査請求書（特許法施行規則第11条第4項（同規則第11条の2第2項において準用する場合を含む。）の補正に係る手続補正書を提出する場合にあっては当該手続補正書。）の提出と同時に提出されていないとき。（特施規73(2)）
- (34) 出願審査請求手数料の減免の適用件数の制限を受ける者が件数の限度を超えた審査請求料減免申請書を提出したとき。
- (35) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、出願放棄書又は出願取下書を提出したとき。（経済安全保障推進法72(1)）
- (36) 電子特殊申請により行われた手続が次に該当するとき。
- ア. 特定手続を実行した者（代理人を含む。）と手続に係る書類に表示された手続をした者又はその代理人（手続をした者又はその代理人が複数あるときは、そのうちのいずれとも）が一致しないとき（特例施規13(1)(2)）
- イ. 特例法施行規則別表第1の2に掲げる特定手続が、当該特定手続ごとに行われていないとき（特例施規13(2)）
- ウ. 特例法施行規則別表第1の2に掲げる特定手続以外の手続をしたとき
- (37) 上記「\*願書及びその添付書類」欄の(2)、(3)及び(6)は、願書以外の出願書類に準用します。この場合において、(3)について、以下の場合には適用しません。
- ア. 特許管理人を有する在外者が日本に滞在している場合（特施令1①）
- イ. 先願参照出願をした者が、先の特許出願の認証謄本等を提出する場合（特施令1②、特施規4の4）
- ウ. 明細書又は図面の欠落を補完するための手続において優先権主張基礎出願の写しを提出する場合（特施令1②、特施規4の4）
- エ. 特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）と同時に提出することができる書面を出願と同時に提出する場合（願書に必要事項を記載してその提出を省略する場合を含む。）
- オ. 特許出願における手続において却下の処分を行おうとする際に特許管理人選任の届出がされている場合

### 3. 弁明書

却下理由通知に対しては、指定した期間内に弁明書を提出することができます。  
弁明書は、次の様式により作成します。

特施規様式第15の4（第11条の4関係）

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 【書類名】     | 弁明書                            |
| （【提出日】    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日）                   |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿                        |
| 【事件の表示】   |                                |
| 【出願番号】    |                                |
| 【弁明をする者】  |                                |
| 【識別番号】    | 代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。 |
| 【住所又は居所】  |                                |
| 【氏名又は名称】  |                                |
| 【代表者】     | ←                              |
| 【代理人】     |                                |
| 【識別番号】    |                                |
| 【住所又は居所】  |                                |
| 【弁理士】     |                                |
| 【氏名又は名称】  |                                |
| 【発送番号】    | 〇〇〇〇〇〇                         |
| 【弁明の内容】   | ・・・・・・・・・・                     |
| 【提出物件の目録】 |                                |

[備考]

1 「【弁明をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返して設けて記載する。

    【弁明をする者】  
        【識別番号】  
        【住所又は居所】  
        【氏名又は名称】  
    【弁明をする者】  
        【識別番号】  
        【住所又は居所】  
        【氏名又は名称】

2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第13の備考8と同様とする。この場合において、様式2の備考16中「弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第7条第14号の弁明書の提出」と、様式第13の備考8

中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。

#### **4. 手続却下の処分**

指定した期間内に弁明書の提出がないとき、又は弁明書の提出があっても却下理由が解消できないときは、当該手続（申請）が却下されます。（特18の2(1)）



【文例見本】

|  |
|--|
| 通 知 書  |
| 令和〇〇年〇〇月〇〇日  |
| 特 許 庁 長 官  |
| 出願人代理人 ○〇〇〇 様  |
| 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇  |
| <p>この出願については、令和〇年〇月〇日付けで手続補正指令書を送付していますが、令和〇年〇月〇日現在、上記手続補正指令書における指摘事項の一部又はすべてについて、その補正をする手続補正書の提出がありません。</p> <p>手続補正指令書において指定された期間を経過した後2月を経ても、上記手続補正指令書におけるすべての指摘事項を補正する手続補正書の提出がない場合、この出願を却下します。この出願を維持するのであれば、速やかに手続補正書を提出してください。</p> <p>なお、この手続の補正は、出願却下の処分の謄本の送達があった後はすることができませんのでご注意ください。</p> <p>また、すでに手続補正書を提出しているにもかかわらず、この通知書を受け取られた場合は、行き違いにつきご容赦願います。</p> |

#### IV 却下処分に対する不服申し立て

却下処分に不服がある場合、当該処分を受けた出願人等は、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。また、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することもできます。（特許法に基づく手続ではありませんので、手続方法等は行政不服審査法、行政事件訴訟法の規定に従ってください。）

## 第二十一節 出願審査の請求の手数料の減免

出願審査の請求の手續（以下「審査請求」という。）については、出願審査の請求の手数料（以下「審査請求料」という。）を納付すべき者が国（他の法令の規定により国とみなされる場合も含む。）である場合を除き、所定の審査請求料を納付しなければなりません（特 195(2)、特 195(4)）が、国以外の者であっても特定の要件を満たす場合に限り、手数料が免除あるいは軽減される措置があります（特 195 の 2、特 195 の 2 の 2）。

本節では、平成 31 年 4 月 1 日以降になされた審査請求に適用される審査請求料の減免制度（以下「新減免制度」という。）について記載します。同年 3 月 31 日以前になされた審査請求に適用される審査請求料の減免制度（以下「旧減免制度」という。）の手續は従前のおりとなりますので御注意ください。旧減免制度については特許庁ホームページ内の「特許料等の減免制度」の記事を御覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

### I 減免申請の方法

審査請求料の減免を受ける場合、出願審査請求書（以下「審査請求書」という。）と同時に審査請求料減免申請書（以下「減免申請書」という。）を特許庁に提出しなければなりません（手数料令 1 の 3 (1)、手数料令 1 の 3 (2)、特施規 73(2)）。

ただし、審査請求書に【手数料に関する特記事項】の欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載すれば、減免申請書の提出を省略することができます。（特施規 73(3)）

以下では減免申請書を省略する場合の手續について記載します。

#### 1. 単独出願の場合

特許庁に審査請求書を提出する際に、審査請求書の【手数料の表示】の欄の次に【手数料に関する特記事項】の欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載すれば、減免申請書を提出しなくとも審査請求料の減免を受けることができます。

なお、減免の要件に該当することを証する書面（以下「証明書類」という。）を提出する必要はありません。

#### 2. 国又は減免を受ける者を含む共同出願の場合

特許を受ける権利が国又は審査請求料の減免を受ける者を含む者の共同出願であつて、持分の定めがあるときは、これらの者が納付すべき審査請求料は、国以外の各共有者ごとに法所定の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額となります（特 195(6)）。

(1) 減免を受ける者を含む者の共同出願の場合

減免申請を行う際には、

- ①出願審査請求書の【請求人】の欄に、減免を受ける者を含めて記載し、
- ②出願審査請求書の【手数料の表示】の欄の次に【手数料に関する特記事項】の欄を設け「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」(※)及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、
- ③出願審査請求書に【その他】の欄を設け、正規の納付金額に対する審査請求料(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載すれば、減免申請書を提出しなくとも審査請求料の減免を受けることができます。

なお、証明書類及び持分を証する書面を提出する必要はありません。

(2) 国を含む者の共同出願の場合

減免申請を行う際には、【代理人】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合(※)を記載します。

なお、持分を証する書面を提出する必要はありません。

※ 出願時に出願人の権利の持分を届け出たとき又は出願後に特許法第34条第4項又は第5項の規定により出願人の権利の持分を届け出たときであつて、その届け出ている持分に変更がないときは、出願審査請求書には届け出ている持分を記載してください。

なお、すでに届け出ている持分を変更したときは、その事実を証明する書面を添付して、出願人名義変更届を提出してください。

### 3. 新減免制度の注意点

新減免制度による減免申請は、審査請求書の提出と同時に行う必要があります。**審査請求書提出後の減免申請は認められません**ので御注意ください。

したがって、審査請求書をオンラインで提出する場合であつて、減免申請を行うときは、上記「I」に記載のとおり、出願審査請求書に【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、減免申請書の提出を省略するための手続を行ってください。

また、旧減免制度においては、研究開発型中小企業、公設試験研究機関及び地方独立行政法人については、減免申請先が経済産業局でしたが、新減免制度においては、減免申請先がすべて特許庁に統一されます。

### 4. 審査請求料の減免適用件数の限度

減免の要件を満たす対象者のうち一部の者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数につき、上限が定められています。

(1) 対象者

①特許法第 195 条の 2 ただし書の政令で定める者以外の者

- a) 個人所得税非課税の者（手数料令 1 の 2 ①ハ）
- b) 個人事業税非課税の者（手数料令 1 の 2 ①ニ）
- c) 資本金 3 億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない法人（手数料令 1 の 2 ②）

②特許法 195 条の 2 の 2 ただし書の政令で定める者以外の者

- a) 中小事業者であって、他の中小企業者以外の法人による特定支配関係がない者（特施令 10①イ～ソ）
- b) 中小事業者であって、研究開発要件を満たす者（特施令 10②イ～ニ）

(2) 上限件数

対象者が各年度で減免を受けられる上限件数は 1 8 0 件（基準件数）となります。（特施規 75）

なお、特許法第 195 条の 2 ただし書で定める件数は、各年度において基準件数から、当該年度において同法第 195 条の 2 の 2 の規定による出願審査の請求の手数料の減免を受けた特許出願の件数を減じた件数となります。

同様に、特許法第 195 条の 2 の 2 ただし書で定める件数は、各年度において、基準件数から、当該年度において同法第 195 条の 2 の規定による出願審査の請求の手数料の減免を受けた特許出願の件数を減じた件数となります。

例えば、4.（1）①の対象者が特 195 条の 2 の要件で 1 年度に合計 20 件の減免申請をした場合、同一の者が 4.（1）②の対象者として特 195 条の 2 の 2 の要件で減免申請をすることができる当該年度の件数は 1 6 0 件までとなります。

## II 減免申請の要件等

### 減免対象者及び措置内容一覧

| 減免対象者  |     | 措置内容<br>(審査請求料)   |
|--|-----|-------------------|
| 1. 中小企業（会社）  | 335 | 1 / 2 に軽減         |
| 2. 中小企業（個人事業主）   | 339 |                   |
| 3. 中小企業（組合・NPO 法人）   | 343 |                   |
| 4. 中小スタートアップ企業（法人・個人事業）  | 349 | 1 / 3 に軽減         |
| 5. 小規模企業（法人・個人事業主）   | 353 |                   |
| 6. 研究開発型中小企業<br>（会社・個人事業主・組合・NPO 法人）                                 | 357 | 1 / 2 に軽減         |
| 7. 法人税非課税中小企業（法人）  | 365 |                   |
| 8. 個人（市町村民税非課税者等）  | 368 | 免除又は<br>1 / 2 に軽減 |
| 9. 大学等の研究者、大学等   | 372 | 1 / 2 に軽減         |
| 10. 独立行政法人等  | 376 |                   |
| 11. 公設試験研究機関を設置する者   | 379 |                   |
| 12. 地方独立行政法人   | 381 |                   |
| 13. 承認 TLO   | 383 |                   |
| 14. 試験独法関連 TLO   | 385 |                   |
| 15. 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて<br>事業を行う中小企業<br>（会社・個人事業主・組合・NPO 法人） | 388 | 1 / 4 に軽減         |

## 1. 中小企業（会社）を対象とした減免措置

### (1) 対象者

以下の①、②いずれにも該当する会社であること

①以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

②大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※

|  | 業種   | 常時使用する従業員数 | 資本金額又は出資総額 |
|--|--|------------|------------|
| イ  | 製造業、建設業、運輸業その他の業種（口からトまでに掲げる業種を除く。）            | 300人以下     | 3億円以下      |
| ロ  | 卸売業  | 100人以下     | 1億円以下      |
| ハ  | サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）                          | 100人以下     | 5000万円以下   |
| ニ  | 小売業  | 50人以下      | 5000万円以下   |
| ホ  | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 900人以下     | 3億円以下      |
| へ  | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 300人以下     | 3億円以下      |
| ト  | 旅館業  | 200人以下     | 5000万円以下   |
| [備考] 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第10条第1号イ～トに該当する者である。 |  |            |            |

※ 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）のどちらにも該当していることを指します。中小企業は、特許法施行令第10条の「中小事業者」を指します。

（ア） 単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ） 複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

（具体例）

- ・日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。  
（注）1 か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- ・2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- ・季節的業務に4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

## （２） 減免措置の内容

審査請求料を1 / 2に軽減

## （３） 様式見本

### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                        |   |
|------------------------|---|
| 【書類名】                  | 出願審査請求書                                       |
| 【提出日】                  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                                   |
| 【あて先】                  | 特許庁長官 殿                                       |
| 【出願の表示】                |   |
| 【出願番号】                 | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇                                 |
| 【請求項の数】                | 〇   |
| 【請求人】*1                |   |
| 【識別番号】                 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9                             |
| 【氏名又は名称】               | 〇▼株式会社  |
| 【代表者】                  | 〇〇 〇〇   |
| 【手数料の表示】               |   |
| 【予納台帳番号】               | 1 2 3 4 5 6                                   |
| 【納付金額】                 | 〇〇〇〇〇   |
| 【手数料に関する特記事項】*2        |   |
| ・ 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合 | 特許法施行令第10条第1号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| ・ 卸売業の場合               | 特許法施行令第10条第1号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| ・ サービス業の場合             | 特許法施行令第10条第1号ハに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| ・ 小売業の場合               | 特許法施行令第10条第1号ニに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| ・ ゴム製品製造業の場合           |   |

特許法施行令第 10 条第 1 号ホに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号へに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 旅館業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号トに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

## ②出願審査請求書（共同出願）記載例

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 【書類名】    | 出願審査請求書           |
| 【提出日】    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】  |                   |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】  | 〇                 |
| 【請求人】*1  |                   |
| 【識別番号】   | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】 | ○▼株式会社            |
| 【代表者】    | 〇〇 〇〇             |
| 【請求人】*1  |                   |
| 【識別番号】   | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】 | ▼○株式会社            |
| 【代表者】    | 〇〇 〇〇             |
| 【手数料の表示】 |                   |
| 【予納台帳番号】 | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】   | 〇〇〇〇〇             |

### 【手数料に関する特記事項】\*2, \*3

- 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合  
特許法施行令第 10 条第 1 号イに掲げる者に該当する請求人である。（○▼株式会社 持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。
- 卸売業の場合  
特許法施行令第 10 条第 1 号ロに掲げる者に該当する請求人である。（○▼株式会社 持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。
- サービス業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ハに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 小売業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ニに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• ゴム製品製造業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ホに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヘに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 旅館業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号トに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

【その他】\*4

手数料の納付の割合○/○

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、

「特許法施行令第 10 条第 1 号○に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第 10 条第 1 号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

## 2. 中小企業（個人事業主）を対象とした減免措置

### (1) 対象者

以下の「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること

|   | 業種   | 常時使用する<br>従業員数 |
|---|--|----------------|
| イ   | 製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）            | 300人以下         |
| ロ   | 卸売業  | 100人以下         |
| ハ   | サービス業（ヘ及びトに掲げる業種を除く。）                          | 100人以下         |
| ニ   | 小売業  | 50人以下          |
| ホ   | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 900人以下         |
| ヘ   | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 300人以下         |
| ト   | 旅館業  | 200人以下         |
| <p>[備考] 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第10条第1号イ～トに該当する者である。</p> |  |                |

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

(具体例)

- ・日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。  
(注) 1か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- ・2か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

### (2) 減免措置の内容

審査請求料を1/2に軽減

### (3) 様式見本

#### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 【書類名】                   | 出願審査請求書                                       |
| 【提出日】                   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                                   |
| 【あて先】                   | 特許庁長官 殿                                       |
| 【出願の表示】                 |   |
| 【出願番号】                  | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇                                 |
| 【請求項の数】                 | 〇   |
| 【請求人】*1                 |   |
| 【識別番号】                  | 1 2 3 4 5 6 7 8 9                             |
| 【氏名又は名称】                | ▼▼ ▼▼   |
| 【手数料の表示】                |   |
| 【予納台帳番号】                | 1 2 3 4 5 6                                   |
| 【納付金額】                  | 〇〇〇〇〇   |
| 【手数料に関する特記事項】*2         |   |
| • 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合  | 特許法施行令第10条第1号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 卸売業の場合                | 特許法施行令第10条第1号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • サービス業の場合              | 特許法施行令第10条第1号ハに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 小売業の場合                | 特許法施行令第10条第1号ニに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • ゴム製品製造業の場合            | 特許法施行令第10条第1号ホに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合 | 特許法施行令第10条第1号ヘに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 旅館業の場合                | 特許法施行令第10条第1号トに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】 出願審査請求書  
 【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【出願の表示】  
     【出願番号】 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇  
 【請求項の数】 〇  
 【請求人】\*<sup>1</sup>  
     【識別番号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
     【氏名又は名称】 ▼▼ ▼▼  
 【請求人】\*<sup>1</sup>  
     【識別番号】 9 8 7 6 5 4 3 2 1  
     【氏名又は名称】 ▼〇株式会社  
     【代表者】 〇〇 〇〇  
 【手数料の表示】  
     【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6  
     【納付金額】 〇〇〇〇〇

【手数料に関する特記事項】\*<sup>2</sup>, \*<sup>3</sup>

- 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合  
     特許法施行令第10条第1号イに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 卸売業の場合  
     特許法施行令第10条第1号ロに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- サービス業の場合  
     特許法施行令第10条第1号ハに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 小売業の場合  
     特許法施行令第10条第1号ニに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- ゴム製品製造業の場合  
     特許法施行令第10条第1号ホに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合  
     特許法施行令第10条第1号ヘに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 旅館業の場合  
     特許法施行令第10条第1号トに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。

- \*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。
- \*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。
- \*3 減免対象者が複数の場合、  
「特許法施行令第10条第1号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼▼ ▼▼ 持分○／○)。減免申請書の提出を省略する。  
特許法施行令第10条第1号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社 持分○／○)。減免申請書の提出を省略する。」  
のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。
- \*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1／2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1／2の場合、割合は3／4(=1×1／2+1／2×1／2)になりますので、「手数料の納付の割合3／4」と記載してください。

### 3. 中小企業（組合・NPO法人）を対象とした減免措置

#### (1) 対象者

##### ① 組合

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること（資本又は出資を有しない場合は（b）を除く）

（a）以下の表のいずれかに該当する組合・組合連合会・組合中央会であること

（b）大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※

|   | 組合   |
|---|--|
| チ | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業組合</li> </ul>   |
| リ | <ul style="list-style-type: none"> <li>協業組合</li> </ul>   |
| ヌ | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業協同組合</li> <li>事業協同小組合</li> <li>協同組合連合会</li> </ul>   |
| ル | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業協同組合</li> <li>農業協同組合連合会</li> </ul>  |
| ヲ | <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業協同組合</li> <li>漁業協同組合連合会</li> <li>水産加工業協同組合</li> <li>水産加工業協同組合連合会</li> </ul>   |
| ワ | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林組合</li> <li>森林組合連合会</li> </ul>  |
| カ | <ul style="list-style-type: none"> <li>商工組合</li> <li>商工組合連合会</li> </ul>  |
| ヨ | <ul style="list-style-type: none"> <li>商店街振興組合</li> <li>商店街振興組合連合会</li> </ul>  |
| タ | <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活協同組合</li> <li>消費生活協同組合連合会</li> </ul>  |
| レ | <ul style="list-style-type: none"> <li>酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの</li> <li>酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員を使用する者であるもの</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
| レ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの</li> <li>酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの</li> </ul> |
| <p>[備考] 表中のチ～レに対応する者は、特許法施行令第10条第1号チ～レに該当する者である。</p> |   |

②NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること（資本又は出資を有しない場合は（b）を除く）

- （a）以下の「従業員数要件」を満たしているNPO法人であること
- （b）大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※

|  | 業種                         | 常時使用する従業員数※ |
|--|----------------------------|-------------|
| ソ  | 以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種 | 300人以下      |
|  | 小売業                        | 50人以下       |
|  | 卸売業又はサービス業                 | 100人以下      |
| <p>[備考] 表中のソに対応する者は、特許法施行令第10条第1号ソに該当する者である。</p> |                            |             |

※ 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）のどちらにも該当していることを指します。中小企業は特許法施行令第10条の「中小事業者」を指します。

（ア） 単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ） 複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員・個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイト

やパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

(具体例)

- ・日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。  
(注) 1 か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- ・2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- ・季節的業務に4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

## (2) 減免措置の内容

審査請求料を1 / 2に軽減

## (3) 様式見本

### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                 |   |
|-----------------|---|
| 【書類名】           | 出願審査請求書                                       |
| 【提出日】           | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                                   |
| 【あて先】           | 特許庁長官 殿                                       |
| 【出願の表示】         |   |
| 【出願番号】          | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇                                 |
| 【請求項の数】         | 〇   |
| 【請求人】*1         |   |
| 【識別番号】          | 1 2 3 4 5 6 7 8 9                             |
| 【氏名又は名称】        | 〇▼組合  |
| 【代表者】           | 〇〇 〇〇   |
| 【手数料の表示】        |   |
| 【予納台帳番号】        | 1 2 3 4 5 6                                   |
| 【納付金額】          | 〇〇〇〇〇   |
| 【手数料に関する特記事項】*2 |   |
| ・ 企業組合の場合       | 特許法施行令第10条第1号チに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| ・ 協業組合の場合       | 特許法施行令第10条第1号リに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| ・ 事業協同組合等の場合    | 特許法施行令第10条第1号ヌに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| ・ 農業協同組合等の場合    |   |

特許法施行令第10条第1号ルに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 漁業協同組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ヲに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 森林組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ワに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 商工組合等の場合

特許法施行令第10条第1号カに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 商店街振興組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ヨに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 消費生活協同組合等の場合

特許法施行令第10条第1号タに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 酒造組合等の場合

特許法施行令第10条第1号レに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- NPO法人の場合

特許法施行令第10条第1号ソに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】 出願審査請求書  
 【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【出願の表示】  
 【出願番号】 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇  
 【請求項の数】 〇  
 【請求人】\*1  
 【識別番号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 【氏名又は名称】 〇▼組合  
 【代表者】 〇〇 〇〇  
 【請求人】\*1  
 【識別番号】 9 8 7 6 5 4 3 2 1  
 【氏名又は名称】 ▼〇株式会社  
 【代表者】 〇〇 〇〇  
 【手数料の表示】  
 【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6  
 【納付金額】 〇〇〇〇〇

【手数料に関する特記事項】\*2, \*3

- 企業組合の場合  
 特許法施行令第10条第1号チに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 協業組合の場合  
 特許法施行令第10条第1号リに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 事業協同組合等の場合  
 特許法施行令第10条第1号ヌに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 農業協同組合等の場合  
 特許法施行令第10条第1号ルに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 漁業協同組合等の場合  
 特許法施行令第10条第1号ヲに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 森林組合等の場合  
 特許法施行令第10条第1号ワに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 商工組合等の場合

特許法施行令第10条第1号カに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 商店街振興組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ヨに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 消費生活協同組合等の場合

特許法施行令第10条第1号タに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 酒造組合等の場合

特許法施行令第10条第1号レに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• NPO 法人の場合

特許法施行令第10条第1号ソに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

【その他】\*4 手数料の納付の割合○/○

\*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、

「特許法施行令第10条第1号○に掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第1号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1/2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1/2の場合、割合は3/4(=1×1/2+1/2×1/2)になりますので、「手数料の納付の割合3/4」と記載してください。

#### 4. 中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置

##### (1) 対象者

###### ①個人事業主の場合

- ・事業開始後10年未満であること

###### ②法人の場合（以下のいずれにも該当すること）

- ・設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- ・大企業（資本金額又は出資総額が3億円を超える法人）に支配されていないこと

※

- ※ 大企業（資本金額又は出資総額が3億円を超える法人）に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）に該当していることを指します。

（ア）単独の大企業（資本金額又は出資総額が3億円を超える法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ）複数の大企業（資本金額又は出資総額が3億円を超える法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

- ※ 資本又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする）の100分の60に相当する金額が3億円以下であることが必要です。

##### (2) 減免措置の内容

審査請求料を1/3に軽減

- ※ 1/3に軽減後の額に端数が生じた場合、10円未満の端数は切り捨てた額で納付してください。

### (3) 様式見本

#### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 【書類名】                       | 出願審査請求書                                       |
| 【提出日】                       | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                                   |
| 【あて先】                       | 特許庁長官 殿                                       |
| 【出願の表示】                     |   |
| 【出願番号】                      | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇                                 |
| 【請求項の数】                     | 〇   |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>         |   |
| 【識別番号】                      | 1 2 3 4 5 6 7 8 9                             |
| 【氏名又は名称】                    | 〇▼株式会社  |
| 【代表者】                       | 〇〇 〇〇   |
| 【手数料の表示】                    |   |
| 【予納台帳番号】                    | 1 2 3 4 5 6                                   |
| 【納付金額】                      | 〇〇〇〇〇   |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2</sup> |   |
| • 個人事業主の場合                  | 特許法施行令第10条第5号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 法人の場合                     | 特許法施行令第10条第5号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人にあっては、氏名を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 【書類名】                           | 出願審査請求書  |
| 【提出日】                           | 令和〇〇年〇〇月〇〇日  |
| 【あて先】                           | 特許庁長官 殿  |
| 【出願の表示】                         |  |
| 【出願番号】                          | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇  |
| 【請求項の数】                         | 〇  |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>             |  |
| 【識別番号】                          | 1 2 3 4 5 6 7 8 9  |
| 【氏名又は名称】                        | ○▼株式会社   |
| 【代表者】                           | 〇〇 〇〇  |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>             |  |
| 【識別番号】                          | 9 8 7 6 5 4 3 2 1  |
| 【氏名又は名称】                        | ▼〇株式会社   |
| 【代表者】                           | 〇〇 〇〇  |
| 【手数料の表示】                        |  |
| 【予納台帳番号】                        | 1 2 3 4 5 6  |
| 【納付金額】                          | 〇〇〇〇〇  |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2, *3</sup> |  |
| • 個人事業主の場合                      | 特許法施行令第 10 条第 5 号イに掲げる者に該当する請求人である。（〇〇 〇〇 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。  |
| • 法人の場合                         | 特許法施行令第 10 条第 5 号ロに掲げる者に該当する請求人である。（○▼株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。 |
| 【その他】 <sup>*4</sup>             | 手数料の納付の割合〇／〇   |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人にあっては、氏名を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、  
「特許法施行令第 10 条第 5 号〇に掲げる者に該当する請求人である。（○▼株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第 10 条第 5 号〇に掲げる者に該当する請求人である。（▼〇株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B は 1 / 3 に軽減される場合、割合は 2 / 3 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 3 × 1 / 2) になりますの

で、「手数料の納付の割合 2 / 3」と記載してください。

## 5. 小規模企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置

### （1） 対象者

#### ①個人事業主の場合

- ・ 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5人以下）の個人事業主であること

#### ②法人の場合（以下のいずれにも該当すること）

- ・ 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5人以下）である法人であること
- ・ 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと※

※ 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）のどちらにも該当していることを指します。中小企業は特許法施行令第10条の「中小事業者」を指します。

（ア）単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ）複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

（具体例）

- ・ 日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。
- （注） 1か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- ・ 2か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
- （注） 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- ・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
- （注） 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

### （2） 減免措置の内容

審査請求料を1/3に軽減

※ 1/3に軽減後の額に端数が生じた場合、10円未満の端数は切り捨てた額で納付してください。

### (3) 様式見本

#### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 【書類名】                       | 出願審査請求書                                       |
| 【提出日】                       | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                                   |
| 【あて先】                       | 特許庁長官 殿                                       |
| 【出願の表示】                     |   |
| 【出願番号】                      | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇                                 |
| 【請求項の数】                     | 〇   |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>         |   |
| 【識別番号】                      | 1 2 3 4 5 6 7 8 9                             |
| 【氏名又は名称】                    | 〇▼株式会社  |
| 【代表者】                       | 〇〇 〇〇   |
| 【手数料の表示】                    |   |
| 【予納台帳番号】                    | 1 2 3 4 5 6                                   |
| 【納付金額】                      | 〇〇〇〇〇   |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2</sup> |   |
| • 個人事業主の場合                  | 特許法施行令第10条第4号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 法人の場合                     | 特許法施行令第10条第4号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |

\*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人にあっては、氏名を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 【書類名】                           | 出願審査請求書  |
| 【提出日】                           | 令和〇〇年〇〇月〇〇日  |
| 【あて先】                           | 特許庁長官 殿  |
| 【出願の表示】                         |  |
| 【出願番号】                          | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇  |
| 【請求項の数】                         | 〇  |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>             |  |
| 【識別番号】                          | 1 2 3 4 5 6 7 8 9  |
| 【氏名又は名称】                        | ○▼株式会社   |
| 【代表者】                           | 〇〇 〇〇  |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>             |  |
| 【識別番号】                          | 9 8 7 6 5 4 3 2 1  |
| 【氏名又は名称】                        | ▼〇株式会社   |
| 【代表者】                           | 〇〇 〇〇  |
| 【手数料の表示】                        |  |
| 【予納台帳番号】                        | 1 2 3 4 5 6  |
| 【納付金額】                          | 〇〇〇〇〇  |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2, *3</sup> |  |
| • 個人事業主の場合                      | 特許法施行令第 10 条第 4 号イに掲げる者に該当する請求人である。<br>(〇〇 〇〇 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。  |
| • 法人の場合                         | 特許法施行令第 10 条第 4 号ロに掲げる者に該当する請求人である。<br>(○▼株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。 |
| 【その他】 <sup>*4</sup>             | 手数料の納付の割合〇／〇   |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人にあっては、氏名を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、  
「特許法施行令第 10 条第 4 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第 10 条第 4 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B は 1 / 3 に軽減される場合、割合は 2 / 3 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 3 × 1 / 2) になりますの

で、「手数料の納付の割合 2 / 3」と記載してください。

## 6. 研究開発型中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO 法人）を対象とした減免措置

### （1） 対象者

#### ①個人事業主の場合

- ・以下の（a）、（b）いずれにも該当すること
  - （a）以下の「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること
  - （b）研究開発要件を満たしていること

|   | 業種   | 常時使用する<br>従業員数 |
|---|--|----------------|
| イ | 製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）            | 300人以下         |
| ロ | 卸売業  | 100人以下         |
| ハ | サービス業（ヘ及びトに掲げる業種を除く。）                          | 100人以下         |
| ニ | 小売業  | 50人以下          |
| ホ | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 900人以下         |
| ヘ | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 300人以下         |
| ト | 旅館業  | 200人以下         |
|   |  |                |

②会社の場合

- ・以下の（a）、（b）いずれにも該当すること

（a）以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

（b）研究開発要件を満たしていること

|   | 業種   | 常時使用する<br>従業員数 | 資本金額<br>又は出資総額 |
|---|--|----------------|----------------|
| イ | 製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）            | 300人以下         | 3億円以下          |
| ロ | 卸売業  | 100人以下         | 1億円以下          |
| ハ | サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）                          | 100人以下         | 5000万円以下       |
| ニ | 小売業  | 50人以下          | 5000万円以下       |
| ホ | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 900人以下         | 3億円以下          |
| ヘ | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 300人以下         | 3億円以下          |
| ト | 旅館業  | 200人以下         | 5000万円以下       |
|   |  |                |                |

③組合の場合

- ・以下の（a）、（b）いずれにも該当すること
  - （a）以下の表のいずれかに該当する組合であること
  - （b）研究開発要件を満たしていること

| 組合   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業組合</li><li>・ 協業組合</li><li>・ 事業協同組合</li><li>・ 事業協同小組合</li><li>・ 協同組合連合会</li><li>・ 農業協同組合</li><li>・ 農業協同組合連合会</li><li>・ 漁業協同組合</li><li>・ 漁業協同組合連合会</li><li>・ 水産加工業協同組合</li><li>・ 水産加工業協同組合連合会</li><li>・ 森林組合</li><li>・ 森林組合連合会</li><li>・ 商工組合</li><li>・ 商工組合連合会</li><li>・ 商店街振興組合</li><li>・ 商店街振興組合連合会</li><li>・ 消費生活協同組合</li><li>・ 消費生活協同組合連合会</li><li>・ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの</li><li>・ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員を使用する者であるもの</li><li>・ 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの</li><li>・ 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの</li></ul> |

#### ④NPO 法人の場合

- ・以下の（a）、（b）いずれにも該当すること
  - （a）以下の「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること
  - （b）研究開発要件を満たしていること

| 業種                         | 常時使用する従業員数 |
|----------------------------|------------|
| 以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種 | 300人以下     |
| 小売業                        | 50人以下      |
| 卸売業又はサービス業                 | 100人以下     |

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第 20 条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

（具体例）

- ・日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。  
（注）1 か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- ・2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- ・季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

#### （2） 研究開発要件

##### ①個人事業主の場合

以下の③研究開発要件の（a）、（c）～（f）のいずれかに該当すること

##### ②会社・組合・NPO 法人の場合

以下の③研究開発要件の（b）～（f）のいずれかに該当すること

##### ③研究開発要件

（a）減免申請の日の属する年の前年 1 年間（減免申請の日の属する月が 1 月から 3 月までである場合には、前々年 1 年間）において、試験研究費等比率（1 年間に於ける試験研究費及び開発費の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合）が 3 % を超えるもの（ただし、減免申請の日において事業を開始した日以後 2 7 月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が 2 人以上であり、かつ、当研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が 1 0 % 以上であるもの）

(b) 減免申請の日の属する事業年度の前事業年度（減免申請の日が前事業年度経過後2月以内である場合には、前々事業年度）において、試験研究費等比率（1事業年度における試験研究費及び開発費の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額）に対する割合）が3%を超えるもの（ただし、減免申請の日において設立の日以後26月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であるもの）

(c) その特許発明又は発明が科学技術イノベーション活性化法第2条第16項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）である場合において当該指定補助金等を交付された者

(d) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該経営革新のための事業を行う者

(e) ※その特許発明又は発明が改正前の中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者

(f) ※その特許発明又は発明が廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第5条第2項に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るもの（当該認定計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該特定研究開発等を行う者

※第201回通常国会において成立した「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業成長促進法）により、上記研究開発要件の(e)、(f)（特許法施行令第10条第2号ホ・ヘに該当）が削除されました。なお、施行日（令和2年10月1日）時点で研究開発要件の(e)又は(f)に該当する場合、施行日以降も引き続き審査請求料の減免措置を受けることができます。

### (3) 軽減措置の内容

審査請求料を 1 / 2 に軽減

#### (4) 様式見本

##### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                 |   |
|-----------------|---|
| 【書類名】           | 出願審査請求書   |
| 【提出日】           | 令和〇〇年〇〇月〇〇日   |
| 【あて先】           | 特許庁長官 殿   |
| 【出願の表示】         |   |
| 【出願番号】          | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇   |
| 【請求項の数】         | 〇   |
| 【請求人】*1         |   |
| 【識別番号】          | 1 2 3 4 5 6 7 8 9   |
| 【氏名又は名称】        | 〇▼株式会社  |
| 【代表者】           | 〇〇 〇〇   |
| 【手数料の表示】        |   |
| 【予納台帳番号】        | 1 2 3 4 5 6   |
| 【納付金額】          | 〇〇〇〇〇   |
| 【手数料に関する特記事項】*2 |   |
| •               | (2) ③研究開発要件が (a) の場合<br>特許法施行令第 10 条第 2 号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。   |
| •               | (2) ③研究開発要件が (b) の場合<br>特許法施行令第 10 条第 2 号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。   |
| •               | (2) ③研究開発要件が (c) の場合<br>特許法施行令第 10 条第 2 号ハに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。   |
| •               | (2) ③研究開発要件が (d) の場合<br>特許法施行令第 10 条第 2 号ニに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。   |
| •               | ※ (2) ③研究開発要件が (e) の場合<br>特許法施行令第 10 条第 2 号ホに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| •               | ※ (2) ③研究開発要件が (f) の場合<br>特許法施行令第 10 条第 2 号ヘに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【書類名】               | 出願審査請求書   |
| 【提出日】               | 令和〇〇年〇〇月〇〇日   |
| 【あて先】               | 特許庁長官 殿   |
| 【出願の表示】             |   |
| 【出願番号】              | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇   |
| 【請求項の数】             | 〇   |
| 【請求人】*1             |   |
| 【識別番号】              | 1 2 3 4 5 6 7 8 9   |
| 【氏名又は名称】            | ○▼株式会社  |
| 【代表者】               | 〇〇 〇〇   |
| 【請求人】*1             |   |
| 【識別番号】              | 9 8 7 6 5 4 3 2 1   |
| 【氏名又は名称】            | ▼〇株式会社  |
| 【代表者】               | 〇〇 〇〇   |
| 【手数料の表示】            |   |
| 【予納台帳番号】            | 1 2 3 4 5 6   |
| 【納付金額】              | 〇〇〇〇  |
| 【手数料に関する特記事項】*2, *3 |   |
| •                   | <p>(2) ③研究開発要件が (a) の場合<br/> 特許法施行令第 10 条第 2 号イに掲げる者に該当する請求人である。<br/> (○▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。</p>   |
| •                   | <p>(2) ③研究開発要件が (b) の場合<br/> 特許法施行令第 10 条第 2 号ロに掲げる者に該当する請求人である。<br/> (○▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。</p>   |
| •                   | <p>(2) ③研究開発要件が (c) の場合<br/> 特許法施行令第 10 条第 2 号ハに掲げる者に該当する請求人である。<br/> (○▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。</p>   |
| •                   | <p>(2) ③研究開発要件が (d) の場合<br/> 特許法施行令第 10 条第 2 号ニに掲げる者に該当する請求人である。<br/> (○▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。</p>   |
| •                   | <p>※ (2) ③研究開発要件が (e) の場合<br/> 特許法施行令第 10 条第 2 号ホに掲げる者に該当する請求人である。<br/> (○▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。</p> |
| •                   | <p>※ (2) ③研究開発要件が (f) の場合<br/> 特許法施行令第 10 条第 2 号ヘに掲げる者に該当する請求人である。<br/> (○▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。</p> |
| 【その他】*4             | 手数料の納付の割合〇/〇  |

- \*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあつては、氏名を記載してください。
- \*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。
- \*3 減免対象者が複数の場合、  
「特許法施行令第10条第2号○に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。  
特許法施行令第10条第2号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」  
のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。
- \*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1/2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1/2の場合、割合は3/4(=1×1/2+1/2×1/2)になりますので、「手数料の納付の割合3/4」と記載してください。

## 7. 法人税非課税中小企業（法人）を対象とした減免措置

### (1) 対象者

- ・以下の①、②、③いずれにも該当する法人であること
  - ①資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
  - ②法人税が課されていないこと
  - ③他の法人に支配されていないこと※

※ 他の法人に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）のどちらにも該当していることを指します。

（ア）申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ）申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

※ 資本又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする）の100分の60に相当する金額が3億円以下であることが必要です。

### (2) 減免措置の内容

審査請求料を1/2に軽減

### (3) 様式見本

#### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|  |                   |
|--|-------------------|
| 【書類名】  | 出願審査請求書           |
| 【提出日】  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】  | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】  |                   |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇    |
| 【請求項の数】  | 〇                 |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>                                |                   |
| 【識別番号】   | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】   | 〇▼株式会社            |
| 【代表者】  | 〇〇 〇〇             |
| 【手数料の表示】   |                   |
| 【予納台帳番号】   | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】   | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2</sup>                        |                   |
| 特許法等関係手数料令第1条の2第2号に掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |                   |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|   |                   |
|---|-------------------|
| 【書類名】   | 出願審査請求書           |
| 【提出日】   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】   | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】   |                   |
| 【出願番号】  | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】   | 〇                 |
| 【請求人】*1   |                   |
| 【識別番号】  | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】  | ○▼株式会社            |
| 【代表者】   | 〇〇 〇〇             |
| 【請求人】*1   |                   |
| 【識別番号】  | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】  | △〇株式会社            |
| 【代表者】   | 〇〇 〇〇             |
| 【手数料の表示】  |                   |
| 【予納台帳番号】  | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】  | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】*2, *3   |                   |
| 特許法等関係手数料令第1条の2第2号に掲げる要件に該当する請求人である。<br>（○▼株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。 |                   |
| 【その他】*4   | 手数料の納付の割合〇／〇      |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、

「特許法等関係手数料令第1条の2第2号に掲げる要件に該当する請求人である。  
（○▼株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第1号〇に掲げる者に該当する請求人である。（△〇株式会社  
持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1／2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1／2の場合、割合は3／4（ $= 1 \times 1 / 2 + 1 / 2 \times 1 / 2$ ）になりますので、「手数料の納付の割合3／4」と記載してください。

## 8. 個人（市町村民税非課税者等）を対象とした減免措置

### (1) 対象者

|  | 要件           | 審査請求料     |
|--|--------------|-----------|
| イ  | 生活保護を受けている者  | 免除        |
| ロ  | 市町村民税非課税者    | 免除        |
| ハ  | 所得税非課税者      | 1 / 2 に軽減 |
| ニ  | 事業税非課税の個人事業主 | 1 / 2 に軽減 |
| [備考] 表中のイ～ニに対応する者は、特許法等関係手数料令第1条の2第1号イ～ニで定める要件に該当する者である。 |              |           |

### (2) 減免措置の内容

審査請求料を免除又は1 / 2 に軽減

### (3) 様式見本

#### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 【書類名】                       | 出願審査請求書   |
| 【提出日】                       | 令和〇〇年〇〇月〇〇日   |
| 【あて先】                       | 特許庁長官 殿   |
| 【出願の表示】                     |   |
| 【出願番号】                      | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇                                       |
| 【請求項の数】                     | 〇   |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>         |   |
| 【識別番号】                      | 1 2 3 4 5 6 7 8 9                                   |
| 【氏名又は名称】                    | 〇〇 〇〇   |
| 【手数料の表示】 <sup>*2</sup>      |   |
| 【予納台帳番号】                    | 1 2 3 4 5 6   |
| 【納付金額】                      | 〇〇〇〇〇   |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*3</sup> |   |
| • 生活保護を受けている者の場合            | 特許法等関係手数料令第1条の2第1号イに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 市町村民税非課税者の場合              | 特許法等関係手数料令第1条の2第1号ロに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 所得税非課税者の場合                | 特許法等関係手数料令第1条の2第1号ハに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 事業税非課税の個人事業主の場合           | 特許法等関係手数料令第1条の2第1号ニに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 免除により手数料の納付の必要がない場合には、【手数料の表示】の欄を設ける必要はありません。

\*3 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|                   |  |
|-------------------|--|
| 【書類名】             | 出願審査請求書  |
| 【提出日】             | 令和〇〇年〇〇月〇〇日  |
| 【あて先】             | 特許庁長官 殿  |
| 【出願の表示】           |  |
| 【出願番号】            | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇  |
| 【請求項の数】           | 〇  |
| 【請求人】*1           |  |
| 【識別番号】            | 1 2 3 4 5 6 7 8 9  |
| 【氏名又は名称】          | 〇〇 〇〇  |
| 【請求人】*1           |  |
| 【識別番号】            | 9 8 7 6 5 4 3 2 1  |
| 【氏名又は名称】          | ▼〇株式会社   |
| 【代表者】             | ×× ××  |
| 【手数料の表示】*2        |  |
| 【予納台帳番号】          | 1 2 3 4 5 6  |
| 【納付金額】            | 〇〇〇〇〇  |
| 【手数料に関する特記事項】*3,4 |  |
| • 生活保護を受けている者の場合  | 特許法等関係手数料令第1条の2第1号イに掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 市町村民税非課税者の場合    | 特許法等関係手数料令第1条の2第1号ロに掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 所得税非課税者の場合      | 特許法等関係手数料令第1条の2第1号ハに掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 事業税非課税の個人事業主の場合 | 特許法等関係手数料令第1条の2第1号ニに掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。 |
| 【その他】*5           | 手数料の納付の割合〇/〇   |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

\*2 免除により手数料の納付の必要がない場合には、【手数料の表示】の欄を設ける必要はありません。

\*3 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*4 減免対象者が複数の場合、  
「特許法等関係手数料令第1条の2第1号〇に掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」

特許法施行令第10条第1号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

- \*5 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ $1/2$ で、出願人Aは軽減なし、出願人Bは免除の場合、割合は $1/2 (= 1 \times 1/2 + 0 \times 1/2)$ になりますので、「手数料の納付の割合 $1/2$ 」と記載してください。免除により手数料の納付の必要がない場合には、手数料の納付の割合を記載する必要がありませんので、【その他】欄を設ける必要はありません。

## 9. 大学等の研究者、大学等を対象とした減免措置

### (1) 対象者

#### ①大学等の研究者

以下の (a)、(b)、(c) のいずれかに該当する者であること

- (a) 学校教育法第1条に規定する大学（以下「大学」）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手又はその他の職員のうち専ら研究に従事する者（大学と雇用関係を有するポストドクター等）
- (b) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手又はその他の職員のうち専ら研究に従事する者
- (c) 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「大学共同利用機関法人」）の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者

※ 改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

#### ②大学等

以下の (a)、(b)、(c) のいずれかに該当する者であること

- (a) 大学を設置する者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人等）
- (b) 高等専門学校を設置する者（独立行政法人国立高等専門学校機構等）
- (c) 大学共同利用機関法人

※ 改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

### (2) 減免措置の内容

審査請求料を1/2に軽減

### (3) 様式見本

#### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 【書類名】                       | 出願審査請求書   |
| 【提出日】                       | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                                       |
| 【あて先】                       | 特許庁長官 殿   |
| 【出願の表示】                     |   |
| 【出願番号】                      | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇                                     |
| 【請求項の数】                     | 〇   |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>         |   |
| 【識別番号】                      | 1 2 3 4 5 6 7 8 9                                 |
| 【氏名又は名称】                    | 学校法人〇▼大学  |
| 【代表者】                       | 〇〇 〇〇   |
| 【手数料の表示】                    |   |
| 【予納台帳番号】                    | 1 2 3 4 5 6                                       |
| 【納付金額】                      | 〇〇〇〇〇   |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2</sup> |   |
| • 大学等の研究者の場合                | 特許法施行令第 10 条第 3 号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |
| • 大学等の場合                    | 特許法施行令第 10 条第 3 号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【書類名】               | 出願審査請求書   |
| 【提出日】               | 令和〇〇年〇〇月〇〇日   |
| 【あて先】               | 特許庁長官 殿   |
| 【出願の表示】             |   |
| 【出願番号】              | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇   |
| 【請求項の数】             | 〇   |
| 【請求人】*1             |   |
| 【識別番号】              | 1 2 3 4 5 6 7 8 9   |
| 【氏名又は名称】            | 学校法人〇▼大学  |
| 【代表者】               | 〇〇 〇〇   |
| 【請求人】*1             |   |
| 【識別番号】              | 9 8 7 6 5 4 3 2 1   |
| 【氏名又は名称】            | ▼〇株式会社  |
| 【代表者】               | ×× ××   |
| 【手数料の表示】            |   |
| 【予納台帳番号】            | 1 2 3 4 5 6   |
| 【納付金額】              | 〇〇〇〇〇   |
| 【手数料に関する特記事項】*2, *3 |   |
| • 大学等の研究者の場合        | 特許法施行令第 10 条第 3 号イに掲げる者に該当する請求人である。(〇〇 〇〇 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。     |
| • 大学等の場合            | 特許法施行令第 10 条第 3 号ロに掲げる者に該当する請求人である。(学校法人 〇▼大学 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。 |
| 【その他】*4             | 手数料の納付の割合〇／〇  |

\*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、  
「特許法施行令第 10 条第 3 号ロに掲げる者に該当する請求人である。(学校法人〇▼大学 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。  
特許法施行令第 10 条第 1 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」  
のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、

「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

## 10. 独立行政法人等を対象とした減免措置

### (1) 対象者

以下に掲げる独立行政法人等

|    |                         |    |                           |
|----|-------------------------|----|---------------------------|
| 1  | 国立研究開発法人日本医療研究開発機構      | 2  | 福島国際研究教育機構                |
| 3  | 国立研究開発法人情報通信研究機構        | 4  | 独立行政法人酒類総合研究所             |
| 5  | 独立行政法人造幣局               | 6  | 独立行政法人国立印刷局               |
| 7  | 独立行政法人国立科学博物館           | 8  | 国立研究開発法人物質・材料研究機構         |
| 9  | 国立研究開発法人防災科学技術研究所       | 10 | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構      |
| 11 | 独立行政法人国立美術館             | 12 | 独立行政法人国立文化財機構             |
| 13 | 国立研究開発法人科学技術振興機構        | 14 | 国立研究開発法人理化学研究所            |
| 15 | 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構      | 16 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター        |
| 17 | 国立研究開発法人海洋研究開発機構        | 18 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構       |
| 19 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構   | 20 | 独立行政法人労働者健康安全機構           |
| 21 | 独立行政法人国立病院機構            | 22 | 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所     |
| 23 | 国立研究開発法人国立がん研究センター      | 24 | 国立研究開発法人国立循環器病研究センター      |
| 25 | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター | 26 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター      |
| 27 | 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター    | 28 | 国立健康危機管理研究機構              |
| 29 | 独立行政法人農林水産消費安全技術センター    | 30 | 独立行政法人家畜改良センター            |
| 31 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 | 32 | 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター     |
| 33 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構       | 34 | 国立研究開発法人水産研究・教育機構         |
| 35 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所       | 36 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構          |
| 37 | 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構    | 38 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 |
| 39 | 国立研究開発法人土木研究所           | 40 | 国立研究開発法人建築研究所             |
| 41 | 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所   | 42 | 独立行政法人海技教育機構              |

|    |                 |    |                       |
|----|-----------------|----|-----------------------|
| 43 | 独立行政法人自動車技術総合機構 | 44 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |
| 45 | 国立研究開発法人国立環境研究所 |    |                       |

※ 改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

## (2) 減免措置の内容

審査請求料を 1 / 2 に軽減

## (3) 様式見本

### ① 出願審査請求書（単独出願）記載例

|   |                   |
|---|-------------------|
| 【書類名】   | 出願審査請求書           |
| 【提出日】   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】   | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】   |                   |
| 【出願番号】  | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】   | 〇                 |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>                               |                   |
| 【識別番号】  | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】  | 独立行政法人〇〇          |
| 【代表者】   | 〇〇 〇〇             |
| 【手数料の表示】  |                   |
| 【予納台帳番号】  | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】  | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2</sup>                       |                   |
| 特許法施行令第 10 条第 3 号ニに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。 |                   |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|  |                   |
|--|-------------------|
| 【書類名】  | 出願審査請求書           |
| 【提出日】  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】  | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】  |                   |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】  | 〇                 |
| 【請求人】*1  |                   |
| 【識別番号】   | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】   | 独立行政法人〇〇          |
| 【代表者】  | 〇〇 〇〇             |
| 【請求人】*1  |                   |
| 【識別番号】   | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】   | ▼〇株式会社            |
| 【代表者】  | ×× ××             |
| 【手数料の表示】   |                   |
| 【予納台帳番号】   | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】   | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】*2, *3  |                   |
| 特許法施行令第10条第3号ニに掲げる者に該当する請求人である。(独立行政法人〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。 |                   |
| 【その他】*4  | 手数料の納付の割合〇/〇      |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、

「特許法施行令第10条第3号ニに掲げる者に該当する請求人である。(独立行政法人〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第1号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1/2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1/2の場合、割合は3/4(=1×1/2+1/2×1/2)になりますので、「手数料の納付の割合3/4」と記載してください。

## 1 1. 公設試験研究機関を設置する者を対象とした減免措置

### (1) 対象者

公設試験研究機関を設置する者（＝地方公共団体）

※ 「公設試験研究機関」とは、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関であって試験研究に関する業務を行う機関です。

※ 改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

### (2) 減免措置の内容

審査請求料を 1 / 2 に軽減

### (3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| 【書類名】                       | 出願審査請求書           |
| 【提出日】                       | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】                       | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】                     |                   |
| 【出願番号】                      | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】                     | 〇                 |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>         |                   |
| 【識別番号】                      | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】                    | 〇▼県               |
| 【代表者】                       | 〇〇 〇〇             |
| 【手数料の表示】                    |                   |
| 【予納台帳番号】                    | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】                      | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2</sup> |                   |

特許法施行令第 10 条第 3 号へに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|   |                   |
|---|-------------------|
| 【書類名】   | 出願審査請求書           |
| 【提出日】   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】   | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】   |                   |
| 【出願番号】  | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】   | 〇                 |
| 【請求人】*1   |                   |
| 【識別番号】  | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】  | ○▼県               |
| 【代表者】   | 〇〇 〇〇             |
| 【請求人】*1   |                   |
| 【識別番号】  | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】  | ▼○株式会社            |
| 【代表者】   | ×× ××             |
| 【手数料の表示】  |                   |
| 【予納台帳番号】  | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】  | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】*2, *3   |                   |
| 特許法施行令第10条第3号へに掲げる者に該当する請求人である。(○▼県 持分<br>〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。 |                   |
| 【その他】*4   | 手数料の納付の割合〇/〇      |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、

「特許法施行令第10条第3号へに掲げる者に該当する請求人である。(○▼県 持分  
〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第1号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社  
持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1/2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1/2の場合、割合は3/4(=1×1/2+1/2×1/2)になりますので、「手数料の納付の割合3/4」と記載してください。

## 1 2 . 地方独立行政法人を対象とした減免措置

### (1) 対象者

地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人であって、その法人の業務として試験研究を行っている地方独立行政法人

※ 改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

### (2) 減免措置の内容

審査請求料を 1 / 2 に軽減

### (3) 様式見本

#### ① 出願審査請求書（単独出願）記載例

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 【書類名】           | 出願審査請求書           |
| 【提出日】           | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】           | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】         |                   |
| 【出願番号】          | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】         | 〇                 |
| 【請求人】*1         |                   |
| 【識別番号】          | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】        | 地方独立行政法人〇〇        |
| 【代表者】           | 〇〇 〇〇             |
| 【手数料の表示】        |                   |
| 【予納台帳番号】        | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】          | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】*2 |                   |

特許法施行令第 10 条第 3 号トに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|  |                   |
|--|-------------------|
| 【書類名】  | 出願審査請求書           |
| 【提出日】  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】  | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】  |                   |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】  | 〇                 |
| 【請求人】*1  |                   |
| 【識別番号】   | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】   | 地方独立行政法人〇〇        |
| 【代表者】  | 〇〇 〇〇             |
| 【請求人】*1  |                   |
| 【識別番号】   | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】   | ▼〇株式会社            |
| 【代表者】  | ×× ××             |
| 【手数料の表示】   |                   |
| 【予納台帳番号】   | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】   | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】*2, *3  |                   |
| 特許法施行令第10条第3号トに掲げる者に該当する請求人である。(地方独立行政法人〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。 |                   |
| 【その他】*4  | 手数料の納付の割合〇/〇      |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、

「特許法施行令第10条第3号トに掲げる者に該当する請求人である。(地方独立行政法人〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第1号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1/2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1/2の場合、割合は3/4(=1×1/2+1/2×1/2)になりますので、「手数料の納付の割合3/4」と記載してください。

### 1 3. 承認 TLO を対象とした減免措置

#### (1) 対象者

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第 4 条第 1 項の承認を受けた実施計画に係る同法第 2 条第 1 項に規定する特定大学技術移転事業を実施する者（承認 TLO）

#### (2) 減免措置の内容

審査請求料を 1 / 2 に軽減

#### (3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 【書類名】           | 出願審査請求書           |
| 【提出日】           | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】           | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】         |                   |
| 【出願番号】          | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】         | 〇                 |
| 【請求人】*1         |                   |
| 【識別番号】          | 8 7 6 5 4 3 2 1 0 |
| 【氏名又は名称】        | 株式会社〇〇ティーエルオー     |
| 【代表者】           | 〇〇 〇〇             |
| 【手数料の表示】        |                   |
| 【予納台帳番号】        | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】          | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】*2 |                   |

特許法施行令第 10 条第 3 号ハに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|   |                   |
|---|-------------------|
| 【書類名】   | 出願審査請求書           |
| 【提出日】   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】   | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】   |                   |
| 【出願番号】  | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】   | 〇                 |
| 【請求人】*1   |                   |
| 【識別番号】  | 8 7 6 5 4 3 2 1 0 |
| 【氏名又は名称】  | 株式会社〇〇ティーエルオー     |
| 【代表者】   | 〇〇 〇〇             |
| 【請求人】*1   |                   |
| 【識別番号】  | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】  | ▼〇株式会社            |
| 【代表者】   | ×× ××             |
| 【手数料の表示】  |                   |
| 【予納台帳番号】  | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】  | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】*2, *3   |                   |
| 特許法施行令第 10 条第 3 号ハに掲げる者に該当する請求人である。(株式会社〇〇ティーエルオー 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。 |                   |
| 【その他】*4   | 手数料の納付の割合〇／〇      |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、

「特許法施行令第 10 条第 3 号ハに掲げる者に該当する請求人である。(株式会社〇〇ティーエルオー 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第 10 条第 1 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

#### 1.4. 試験独法関連 TLO を対象とした減免措置

##### (1) 対象者

以下の表に掲げる独立行政法人等における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人等が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者（試験独法関連 TLO）

|    |                         |    |                       |
|----|-------------------------|----|-----------------------|
| 1  | 国立研究開発法人日本医療研究開発機構      | 2  | 福島国際研究教育機構            |
| 3  | 国立研究開発法人情報通信研究機構        | 4  | 独立行政法人酒類総合研究所         |
| 5  | 独立行政法人造幣局               | 6  | 独立行政法人国立印刷局           |
| 7  | 独立行政法人国立科学博物館           | 8  | 国立研究開発法人物質・材料研究機構     |
| 9  | 国立研究開発法人防災科学技術研究所       | 10 | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  |
| 11 | 独立行政法人国立美術館             | 12 | 独立行政法人国立文化財機構         |
| 13 | 国立研究開発法人科学技術振興機構        | 14 | 国立研究開発法人理化学研究所        |
| 15 | 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構      | 16 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター    |
| 17 | 国立研究開発法人海洋研究開発機構        | 18 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構   |
| 19 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構   | 20 | 独立行政法人労働者健康安全機構       |
| 21 | 独立行政法人国立病院機構            | 22 | 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 |
| 23 | 国立研究開発法人国立がん研究センター      | 24 | 国立研究開発法人国立循環器病研究センター  |
| 25 | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター | 26 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター  |
| 27 | 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター    | 28 | 国立健康危機管理研究機構          |
| 29 | 独立行政法人農林水産消費安全技術センター    | 30 | 独立行政法人家畜改良センター        |
| 31 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 | 32 | 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター |
| 33 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構       | 34 | 国立研究開発法人水産研究・教育機構     |

|    |                       |    |                           |
|----|-----------------------|----|---------------------------|
| 35 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所     | 36 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構          |
| 37 | 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構  | 38 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 |
| 39 | 国立研究開発法人土木研究所         | 40 | 国立研究開発法人建築研究所             |
| 41 | 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 | 42 | 独立行政法人海技教育機構              |
| 43 | 独立行政法人自動車技術総合機構       | 44 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構     |
| 45 | 国立研究開発法人国立環境研究所       |    |                           |

## (2) 減免措置の内容

審査請求料を 1 / 2 に軽減

## (3) 様式見本

### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| 【書類名】                       | 出願審査請求書           |
| 【提出日】                       | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】                       | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】                     |                   |
| 【出願番号】                      | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】                     | 〇                 |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>         |                   |
| 【識別番号】                      | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】                    | 〇〇財団法人▼▼▼▼        |
| 【代表者】                       | 〇〇 〇〇             |
| 【手数料の表示】                    |                   |
| 【予納台帳番号】                    | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】                      | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2</sup> |                   |

特許法施行令第 10 条第 3 号ホに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|  |                   |
|--|-------------------|
| 【書類名】  | 出願審査請求書           |
| 【提出日】  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】  | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】  |                   |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】  | 〇                 |
| 【請求人】*1  |                   |
| 【識別番号】   | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】   | 〇〇財団法人▼▼▼▼        |
| 【代表者】  | 〇〇 〇〇             |
| 【請求人】*1  |                   |
| 【識別番号】   | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】   | ▼〇株式会社            |
| 【代表者】  | ×× ××             |
| 【手数料の表示】   |                   |
| 【予納台帳番号】   | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】   | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】*2, *3  |                   |
| 特許法施行令第10条第3号ホに掲げる者に該当する請求人である。(〇〇財団法人▼▼▼▼ 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。 |                   |
| 【その他】*4  | 手数料の納付の割合〇/〇      |

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、

「特許法施行令第10条第3号ホに掲げる者に該当する請求人である。(〇〇財団法人▼▼▼▼ 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第1号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。

\*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1/2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1/2の場合、割合は3/4(=1×1/2+1/2×1/2)になりますので、「手数料の納付の割合3/4」と記載してください。

15. 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）を対象とした減免措置

(1) 対象者

以下の①～④の要件に該当する者

①個人事業主の場合

以下の (a)、(b)、(c) いずれにも該当すること

(a) 以下の「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること

(b) その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画<sup>\*1</sup>に基づき同法第7条第6項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の15市町村<sup>\*2</sup>）において行う事業<sup>\*3</sup>の成果に係るものであること

(c) 認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026年3月31日）から起算して2年以内に出願されたもの

|   | 業種   | 常時使用する従業員数 <sup>*2</sup> |
|---|--|--------------------------|
| 1 | 製造業、建設業、運輸業その他の業種（2から7までに掲げる業種を除く。）            | 300人以下                   |
| 2 | 卸売業  | 100人以下                   |
| 3 | サービス業（6及び7に掲げる業種を除く。）                          | 100人以下                   |
| 4 | 小売業  | 50人以下                    |
| 5 | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 900人以下                   |
| 6 | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 300人以下                   |
| 7 | 旅館業  | 200人以下                   |

②会社の場合

以下の (a)、(b)、(c) いずれにも該当すること

- (a) 以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること
- (b) その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第 86 条に規定する認定福島復興再生計画<sup>※1</sup>に基づき同法第 7 条第 6 項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の 15 市町村<sup>※2</sup>）において行う事業<sup>※3</sup>の成果に係るものであること
- (c) 認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026 年 3 月 31 日）から起算して 2 年以内に出願されたもの

|   | 業種   | 常時使用する<br>従業員数 <sup>※2</sup> | 資本金額<br>又は出資総額 |
|---|--|------------------------------|----------------|
| 1 | 製造業、建設業、運輸業その他の業種（2 から 7 までに掲げる業種を除く。）         | 300 人以下                      | 3 億円以下         |
| 2 | 卸売業  | 100 人以下                      | 1 億円以下         |
| 3 | サービス業（6 及び 7 に掲げる業種を除く。）                       | 100 人以下                      | 5,000 万円以下     |
| 4 | 小売業  | 50 人以下                       | 5,000 万円以下     |
| 5 | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 900 人以下                      | 3 億円以下         |
| 6 | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 300 人以下                      | 3 億円以下         |
| 7 | 旅館業  | 200 人以下                      | 5,000 万円以下     |

③組合の場合

以下の (a)、(b)、(c) いずれにも該当すること

(a) 以下の表のいずれかに該当する組合であること

(b) その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第 86 条に規定する認定福島復興再生計画<sup>\*1</sup>に基づき同法第 7 条第 6 項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の 15 市町村<sup>\*2</sup>）において行う事業<sup>\*3</sup>成果に係るものであること

(c) 認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026 年 3 月 31 日）から起算して 2 年以内に出願されたもの

| 組合   |
|--|
| • 企業組合   |
| • 協業組合   |
| • 事業協同組合<br>• 事業協同小組合<br>• 協同組合連合会                       |
| • 農業協同組合<br>• 農業協同組合連合会                                  |
| • 漁業協同組合<br>• 漁業協同組合連合会<br>• 水産加工業協同組合<br>• 水産加工業協同組合連合会 |
| • 森林組合<br>• 森林組合連合会                                      |
| • 商工組合<br>• 商工組合連合会                                      |
| • 商店街振興組合<br>• 商店街振興組合連合会                                |

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活協同組合</li> <li>消費生活協同組合連合会</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの</li> <li>酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員を使用する者であるもの</li> <li>酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの</li> <li>酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの</li> </ul> |

④NPO 法人の場合

以下の (a)、(b)、(c) いずれにも該当すること

- (a) 以下の「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること
- (b) その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第 86 条に規定する認定福島復興再生計画<sup>※1</sup>に基づき同法第 7 条第 6 項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の 15 市町村<sup>※2</sup>）において行う事業<sup>※3</sup>の成果に係るものであること
- (c) 認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026 年 3 月 31 日）から起算して 2 年以内に出願されたもの

| 業種                         | 常時使用する従業員数 <sup>※2</sup> |
|----------------------------|--------------------------|
| 以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種 | 300 人以下                  |
| 小売業                        | 50 人以下                   |
| 卸売業又はサービス業                 | 100 人以下                  |

※1 福島県知事が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた福島復興再生計画。認定福島復興再生計画については、福島県の HP（「福島復興再生計画」が認定されました）をご覧ください。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-public210301.html>

※2 福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の15市町村）

いわき市：全域

相馬市：全域

田村市：全域

南相馬市：全域

川俣町：全域

広野町：全域

楡葉町：全域

富岡町：全域

川内村：全域

大熊町：全域

双葉町：全域

浪江町：全域

葛尾村：全域

新地町：全域

飯舘村：全域

（全国地方公共団体コード（総務省）順）

※3 福島イノベーション・コースト構想の重点分野となる、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連及び航空宇宙の各分野に係る事業。

※4 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

- 日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。  
（注）1か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- 2か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。  
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

## （2） 減免措置の内容

審査請求料を1／4に軽減

### (3) 様式見本

#### ①出願審査請求書（単独出願）記載例

|                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| 【書類名】                       | 出願審査請求書           |
| 【提出日】                       | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】                       | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】                     |                   |
| 【出願番号】                      | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】                     | 〇                 |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>         |                   |
| 【識別番号】                      | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】                    | 〇▼株式会社            |
| 【代表者】                       | 〇〇 〇〇             |
| 【手数料の表示】                    |                   |
| 【予納台帳番号】                    | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】                      | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2</sup> |                   |

特許法施行令第 10 条第 6 号に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

\*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

\*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

|  |                   |
|--|-------------------|
| 【書類名】  | 出願審査請求書           |
| 【提出日】  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】  | 特許庁長官 殿           |
| 【出願の表示】  |                   |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【請求項の数】  | 〇                 |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>  |                   |
| 【識別番号】   | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】   | ○▼株式会社            |
| 【代表者】  | 〇〇 〇〇             |
| 【請求人】 <sup>*1</sup>  |                   |
| 【識別番号】   | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】   | ▼○株式会社            |
| 【代表者】  | ×× ××             |
| 【手数料の表示】   |                   |
| 【予納台帳番号】   | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】   | 〇〇〇〇〇             |
| 【手数料に関する特記事項】 <sup>*2, *3</sup>                                |                   |
| 特許法施行令第 10 条第 6 号に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。 |                   |
| 【その他】 <sup>*4</sup>  | 手数料の納付の割合〇／〇      |

- \*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。
- \*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。
- \*3 減免対象者が複数の場合、  
「特許法施行令第 10 条第 6 号に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。  
特許法施行令第 10 条第 1 号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」  
のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。
- \*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ  $1/2$  で、出願人 A は軽減なし、出願人 B は  $1/4$  に軽減される場合、割合は  $5/8 (= 1 \times 1/2 + 1/4 \times 1/2)$  になりますので、「手数料の納付の割合  $5/8$ 」と記載してください。

### Ⅲ 補正等により増加した請求項の分の出願審査請求料の減免申請について

補正等により請求項が増加した場合（手続補正書又は誤訳訂正書を提出する前に納付した審査請求料の請求項の数より増加している場合に限る。）には、増加した請求項の数分の審査請求料を納付しなければなりません。平成31年4月1日以降に出願審査の請求を行った出願について増加した請求項の数分の審査請求料の減免を受けるときには、手続補正書の【補正をする者】の欄又は誤訳訂正書の【特許出願人】の欄に審査請求料の減免を受ける者を含めて記載し、【その他】の欄を設けて「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」の記載をすれば、減免申請書を提出しなくても、補正等により増加した請求項に関する審査請求料の減免を受けることができます。

なお、平成31年3月31日以前になされた出願審査の請求に関して、増加した請求項の数分の審査請求料の減免を受ける場合は、旧減免制度による申請が必要です。旧減免制度による申請については特許庁ホームページ内の「特許料等の減免制度」の記事を御覧ください。

「特許料等の減免制度」

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

< 手続補正書（単独出願）記載例 >

|  |                   |
|--|-------------------|
| 【書類名】  | 手続補正書             |
| 【提出日】  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】  | 特許庁〇〇〇 殿          |
| 【事件の表示】  |                   |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【補正をする者】*1   |                   |
| 【識別番号】   | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】   | ○▼株式会社            |
| 【代表者】  | ○○ ○○             |
| 【発送番号】   | 〇〇〇〇〇〇            |
| 【補正により増加する請求項の数】                                   | ○                 |
| 【手続補正1】  |                   |
| 【補正対象書類名】  | 特許請求の範囲           |
| 【補正対象項目名】  | 全文                |
| 【補正方法】   | 変更                |
| 【補正の内容】  |                   |
| 【書類名】  | 特許請求の範囲           |
| 【請求項1】   |                   |
| :  |                   |
| 【請求項○】   |                   |
| 【手数料の表示】   |                   |
| 【予納台帳番号】   | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】   | 〇〇〇〇              |
| 【その他】*2  |                   |
| 特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。減免申請書の提出を省略する。 |                   |

- \*1 【補正をする者】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあつては、氏名を記載してください。
- \*2 【その他】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。（「減免を受ける旨」の記載については、各要件に該当するページを御覧ください。）

< 手続補正書（共同出願）記載例 >

|  |                   |
|--|-------------------|
| 【書類名】  | 手続補正書             |
| 【提出日】  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 【あて先】  | 特許庁〇〇〇 殿          |
| 【事件の表示】  |                   |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇     |
| 【補正をする者】*1   |                   |
| 【識別番号】   | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】   | ○▼株式会社            |
| 【代表者】  | 〇〇 〇〇             |
| 【補正をする者】*1   |                   |
| 【識別番号】   | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】   | ▼○株式会社            |
| 【代表者】  | 〇〇 〇〇             |
| 【発送番号】   | 〇〇〇〇〇〇            |
| 【補正により増加する請求項の数】   | 〇                 |
| 【手続補正 1】   |                   |
| 【補正対象書類名】  | 特許請求の範囲           |
| 【補正対象項目名】  | 全文                |
| 【補正方法】   | 変更                |
| 【補正の内容】  |                   |
| 【書類名】  | 特許請求の範囲           |
| 【請求項 1】  |                   |
| :  |                   |
| 【請求項〇】   |                   |
| 【手数料の表示】   |                   |
| 【予納台帳番号】   | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】   | 〇〇〇〇              |
| 【その他】*2,3  |                   |
| <p>特許法施行令第 10 条第〇号〇に掲げる者に該当する補正をする者である。<br/>         (○▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。<br/>         手数料の納付の割合〇/〇</p> |                   |

\*1 【補正をする者】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

\*2 【その他】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、その後に正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合

3 / 4」と記載してください。

\*3 減免対象者が複数の場合、

「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。(▼○株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」

のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。(「減免を受ける旨」の記載については、各要件に該当するページを御覧ください。)

< 誤訳訂正書 (単独出願) 記載例 >

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 【書類名】            | 誤訳訂正書             |
| 【提出日】            | 令和○○年○○月○○日       |
| 【あて先】            | 特許庁○○○ 殿          |
| 【事件の表示】          |                   |
| 【出願番号】           | 特願○○○○○-○○○○○○○   |
| 【特許出願人】*1        |                   |
| 【識別番号】           | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】         | ○▼インコーポレーテッド      |
| 【代理人】            |                   |
| 【識別番号】           | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 |
| 【弁理士】            |                   |
| 【氏名又は名称】         | ▼▼ ▼▼             |
| 【発送番号】           | ○○○○○○○           |
| 【訂正により増加する請求項の数】 | ○                 |
| 【誤訳訂正1】          |                   |
| 【訂正対象書類名】        | 特許請求の範囲           |
| 【訂正対象項目名】        | 全文                |
| 【訂正方法】           | 変更                |
| 【訂正の内容】          |                   |
| 【書類名】            | 特許請求の範囲           |
| 【請求項1】           |                   |
| :                |                   |
| 【請求項○】           |                   |
| 【訂正の理由等】         |                   |
| 【手数料の表示】         |                   |
| 【予納台帳番号】         | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】           | ○○○○              |
| 【その他】*2          |                   |

特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

- \*1 【特許出願人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。
- \*2 【その他】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。（「減免を受ける旨」の記載については、各要件に該当するページを御覧ください。）

< 誤訳訂正書（共同出願）記載例 >

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 【書類名】            | 誤訳訂正書             |
| 【提出日】            | 令和○○年○○月○○日       |
| 【あて先】            | 特許庁○○○ 殿          |
| 【事件の表示】          |                   |
| 【出願番号】           | 特願○○○○○－○○○○○○○   |
| 【特許出願人】*1        |                   |
| 【識別番号】           | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 【氏名又は名称】         | ○▼インコーポレーテッド      |
| 【特許出願人】*1        |                   |
| 【識別番号】           | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 |
| 【氏名又は名称】         | ▼○インコーポレーテッド      |
| 【代理人】            |                   |
| 【識別番号】           | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 |
| 【弁理士】            |                   |
| 【氏名又は名称】         | ▼▼ ▼▼             |
| 【発送番号】           | ○○○○○○○           |
| 【訂正により増加する請求項の数】 | ○                 |
| 【誤訳訂正 1】         |                   |
| 【訂正対象書類名】        | 特許請求の範囲           |
| 【訂正対象項目名】        | 全文                |
| 【訂正方法】           | 変更                |
| 【訂正の内容】          |                   |
| 【書類名】            | 特許請求の範囲           |
| 【請求項 1】          |                   |
| :                |                   |
| 【請求項○】           |                   |
| 【訂正の理由等】         |                   |
| 【手数料の表示】         |                   |
| 【予納台帳番号】         | 1 2 3 4 5 6       |
| 【納付金額】           | ○○○○              |

【その他】<sup>\*2,3</sup>

特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。  
(○▼インコーポレーテッド 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。  
手数料の納付の割合○/○

- \*1 【特許出願人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。
- \*2 【その他】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、その後に正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1/2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1/2の場合、割合は3/4(=1×1/2+1/2×1/2)になりますので、「手数料の納付の割合3/4」と記載してください。
- \*3 減免対象者が複数の場合、  
「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼インコーポレーテッド 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。  
特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。(▼○インコーポレーテッド 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」  
のように、減免対象者ごとに行を改めて記載してください。(「減免を受ける旨」の記載については、各要件に該当するページを御覧ください。)

## 第三章 実用新案登録出願の手続



## 第一節 実用新案登録出願の概要

### I 実用新案法の概要

#### (1) 権利付与手続

実用新案法は、考案の早期権利化を図り保護するため、考案の内容に関する実体審査を行わずに、実用新案の設定の登録をすることとしています。それには、一定の要件を満たす必要があります<sup>(注)</sup>。

実用新案登録出願が、様式に従って作成されているか否かの方式要件（実2の2(4)）に加え、実用新案権の設定の登録を受けるために、その実用新案登録出願が満たすべき要件（実6の2）を規定しています。この要件が「基礎的要件」といわれるものです。

このように基礎的要件や方式要件が課されていることにより、実用新案法の保護対象でない考案について実用新案権が設定されたり、実質的に出願書類の体をなしていない出願がそのまま登録されたりすること等の不都合を防止します。

（基礎的要件審査：実6の2）

- ・ 物品の形状、構造、組合せでないもの（第1号）
- ・ 公序良俗に反するもの（第2号）
- ・ 実用新案登録請求の範囲の記載様式又は考案の単一性の要件を満たさないもの（第3号）
- ・ 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に必要な事項が記載されていないもの又はその記載が著しく不明確なもの（第4号）

（注）基礎的要件を満たしている場合であっても、当該出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に、経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全対象となる発明の内容が記載されているときは、実用新案法第14条第2項の規定にかかわらず、その保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了するまで、実用新案権は設定登録されません（経済安全保障推進法82(5)）。

#### (2) 実用新案技術評価制度

実体審査を行わない登録制度の下では、登録された権利の有効性については、原則として当事者間における判断に委ねられます。ただし、権利の有効性の判断には、技術性・専門性が要求されるため、当事者間において不測の混乱が生ずることも想定されるため、権利の有効性に関する客観的な判断材料を提供するという趣旨のもと、実用新案技術評価制度が設けられています。

- ① 評価の請求は、何人も、いつでも（権利消滅後も請求できます。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた場合及び特許法第46条の2第1項の規定による特許出願がされた後を除きます。）、請求項単位で請求可能であり、請求があれば特許庁の審査官が評価書を作成します（実12）。
- ② 評価請求があったときは、刊行物公知（実3(1)③）、公知刊行物に基づく進歩性（実3(2)）、拡大先後願（実3の2）及び先後願（実7）に関し、考案の技術的評価を行い、評価書には、関連する先行技術文献及びその先行技術文献から見た権利の有効性等が記載されます。

③ 評価書は閲覧の対象となります。（特例12）

④ 適正な権利行使を図るため、権利者には、権利行使に先立ち侵害者等に対し評価書を提示して警告することが義務づけられています（実29の2）。

### (3) 権利行使時の当事者の責任

実体審査を行わない登録制度の下では、権利者には、権利を濫用することのないよう、自己の権利の有効性を特許庁が作成する実用新案技術評価書等により吟味した上で適切な権利行使をすることが求められます。このため、権利行使時の当事者の責任については以下のとおりです。

① 行使した権利が実用新案登録無効審判により無効とされた場合、権利行使により相手方に与えた損害を賠償する責任があります。ただし、実用新案技術評価書における評価に基づき権利を行使したとき、その他必要な注意をもって権利を行使したときは、損害賠償責任を免れることとなります（実29の3）。

② 実体審査を経て登録された権利のみが公示されることを前提にした特許法第103条の侵害者の過失の推定規定は準用していないため、請求人が相手方の故意又は過失を立証しなければなりません（実30）。

### (4) 訴訟手続の中止

侵害訴訟において、当事者間の権利の有効性を巡る主張が異なる場合、実体審査を行っていない登録制度の下では、侵害の前提問題たる権利の有効性について特許庁が審理することが望ましいです。このため、侵害訴訟の被告に、実用新案登録無効審判が請求されていることを理由とした訴訟手続の中止申立権を認め、申立てがあったときは、裁判所は、明らかに必要がないと認める場合を除き、審決があるまで訴訟手続を中止することとなります（実40）。

### (5) 権利の存続期間

出願の日から10年で終了（ただし、平成6年1月1日から平成17年3月31日までの出願のものは出願から6年）です（実15）。

### (6) 手続の補正

① 願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書の自発補正は、出願日から1月(\*1)の期間内に限り可能です（実2の2(1)、実施規1）。

(\*1)…変更出願、分割出願については、原出願日から1月。（実10(3)、実11(1)で準用する特44(2)）

② 基礎的要件不備による手続補正指令がされたとき、その指定された期間内に限り願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面（注：出願の日から1月を超えている場合、要約書は補正できません）について補正することが可能です。（実6の2）

ただし、期間内であっても事件が特許庁に係属していなければなりません。（実2の2(1)）

③ 明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面の補正は、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で行わなければならない（実2の2(2)）。

(7) 明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正

① 平成16年の法律改正（平成16年法律第79号）により平成17年4月1日以降の出願のものは、実用新案権者は下記に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正（実用新案登録請求の範囲の減縮・誤記の訂正・明瞭でない記載の釈明）を1回に限りすることができます（実14の2(1)）。

イ. 最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過したとき

ロ. 実用新案登録無効審判について最初の答弁書提出の期間を経過したとき

なお、請求項の削除を目的とする訂正は、従来同様（平成6年1月1日以後にした出願）、実用新案登録無効審判により無効にならない限り、いつでも何回でもできます（実14の2(7)(8)）。

② 訂正の登録をするときは、訂正がされたその年月日が実用新案登録原簿の表示部に記録されます（実登令6②、実登施規2の5）。

③ 訂正されたときは、訂正後の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により、実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなされます（実14の2(11)）。

④ 訂正されたときは、訂正した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容を、削除の場合はその旨を公報に掲載されます（実14の2(12)）。

⑤ 訂正書（実14の2(1)にかかるものに限る）の提出があったときは、基礎的要件及び方式要件の審査を行い、不備があれば手続補正指令書が発送されます（実14の3）。

(8) 実用新案登録無効審判

① 新規事項を追加する補正（実2の2(2)）をおこなったもの、新規性がないもの、進歩性がないもの等は、何人もその実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができます（実37(1)各号）。ただし、権利帰属に係る無効理由は当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者に限り請求することができます。

② 無効審判請求書の補正は、請求の趣旨だけでなく、請求の理由についてもその要旨を変更するものであってはなりません（実38の2(1)）。

(9) 同日出願（実7）

実体審査を行わないため、ともに登録を受けます。しかし、ダブルパテント排除の原則に基づき、同一考案について同日に複数の実用新案登録出願があったときは、登録を受けた実用新案はともに無効理由を有することとなります。また、同一の発明及び考案について同日に特許出願及び実用新案登録出願があったときは、特許出願は拒絶理由（無効理由）を、実用新案登録は無効理由を有することとなります（実37(1)②）。ただし、この規定は、ダブルパテントの関係にある全ての出願に権利を与えないことを意図するものではなく、実用新案登録について請求項を削除する訂正（実14の2(7)）が行われるか、特許出願について明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（特許後においては訂正請求又は訂正審判）が行われ、同一の発明又は考案が削除されれば、拒絶理由、無効理由は解消します。

## (10) 出願の変更

- ① 特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更は、特許出願又は意匠登録出願が特許庁に係属している間に変更することができます（実10(1)(2)）。

ただし、平成16年の法律改正（平成16年法律第79号）により権利の存続期間が出願日から10年（平成6年1月1日から平成17年3月31日までの出願は6年）とされたことに伴い、もとの出願から9年6月経過（平成6年1月1日から平成17年3月31日までの出願は5年6月）又は最初の拒絶査定の際の謄本の送達日から3月（在外者は4月）経過後は変更できません（実10(1)、(2)、(6)、(7)）。

出願変更があったときは、もとの出願は取り下げられたものとみなされます（実10(5)）。

また、平成21年4月1日から特許出願から実用新案登録出願への変更出願は、その特許出願について仮専用実施権を有する者がいるときは、その者の承諾を得た場合に限り、出願変更をすることができます（実10(9)）。

- ② 実用新案登録出願から特許出願又は意匠登録出願への変更は、実用新案登録出願が特許庁に係属している間に変更することができます（特46、意13(2)）。

なお、平成11年の法律改正（平成11年法律第41号）により平成13年10月1日以後にした実用新案登録出願は、出願の日から3年経過した後は特許出願に変更することができません（特46(1)ただし書）。

- ③ 平成16年の法律改正（平成16年法律第79号）から「特許法第46条の2」が追加されたことにより、平成17年4月1日以後にした実用新案登録出願は、出願の日から3年以内に限り、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができます。この場合、実用新案権の放棄をしなければなりません。また、平成21年4月1日以降は、実用新案権に専用実施権者、質権者、通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、特許出願をすることができます。なお、実用新案技術評価請求後はできません（他人による実用新案技術評価の請求があった旨の最初の通知を受け取った日から30日以内に限り可能です）。また、実用新案登録に対する無効審判請求があった場合は、最初に指定された答弁書提出期間内は特許出願をすることができます（特46の2）。

- ④ 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人は、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受けるまで、実用新案法第10条第1項に規定する実用新案登録出願への変更出願をすることはできません（経済安全保障推進法72(2)）。

## (11) 分割出願

実用新案登録出願人は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするときであれば、二以上の考案を包含する実用新案登録出願の一部を一又は二以上の新たな実用新案登録出願とすることができます（実11(1)）。

## (12) 優先権の主張

- ① パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合

実用新案法第11条第1項において準用する、特許法第43条、第43条の2及び第43条の3の規定が適用されます。（第二章第十二節Ⅰ、Ⅱ参照）

ただし、実用新案における優先権主張書の提出は、当該実用新案登録出願の日から一月以内です（実施規23(2)読み替え規定）。

② 実用新案登録出願等に基づく優先権の主張

イ 実用新案登録出願等に基づく優先権を主張できる者

先の出願の出願人（出願人名義変更を行った場合は承継人）（実8(1)）。

ただし、平成21年4月1日からの実用新案登録出願等に基づく優先権主張出願は、先の特許出願について仮専用実施権を有する者がいるときは、その実用新案登録出願の際に、その者の承諾を得ている場合に限られます。

ロ 実用新案登録出願等に基づく優先権の主張の基礎とすることができる先の出願

先の特許出願又は実用新案登録出願は、次に掲げる場合を除き、優先権の主張の基礎とすることができます（実8(1)）。

a その実用新案登録出願が先の出願の日から1年以内にされたものでない場合（故意に先の出願の日から1年以内にされなかったものでないと認められる場合であつて、優先権の主張を伴う出願をすることができる期間の経過後2月以内にされた場合を除く）

b 先の出願が分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願である場合

c 先の出願がその実用新案登録出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合

d 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

e 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、実用新案法第14条第2項に規定する設定の登録がされている場合

ハ 実用新案登録出願等に基づく優先権の主張の効果

後の出願に係る考案のうち先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された考案について、その考案に関する実用新案登録の要件（実3、3の2本文）、先願（実7(1)(2)(3)）、他人の実用新案との関係（実17）、実用新案法第8条第2項に規定された第11条第1項及び第26条において準用される特許法等の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなされます（実8(2)）。

後の出願に係る考案のうち先の出願の出願当初の明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載されている考案について先の出願の時に出願されたものとみなされる実用新案法第11条第1項及び第26条で準用される特許法等の具体的適用条文は次のとおりです。

a 新規性喪失の例外（特30(1)(2)）

b 特許権の効力の及ばない範囲（特69(2)②）

- c 先使用による通常実施権（特79）
- d 意匠権の存続期間満了後の通常実施権（特81、82(1)）
- e 先願主義（特39(3)(4)）
- f 他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠等との利用又は他人の意匠権若しくは商標権との抵触の関係（特72）

(13) 登録料

早期登録の実現を図る観点から、出願時に出願手数料と第1年から第3年までの各年分の登録料を併せて納付しなければなりません（実32）。

なお、納付した登録料のうち下記のものについては、所定の期間内に納付した者の請求により返還されます（実34）。

- ① 過誤納の登録料（請求期間は、納付した日から1年以内）
- ② 出願の却下の処分が確定した場合の登録料及び実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以降の各年分の登録料（請求期間は、出願却下の処分又は無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内）

（注）出願を取り下げ（みなし取り下げを含む。）又は放棄した場合は、登録料の返還は認められません。

## II 実用新案登録出願の手続の概要

### 1. 実用新案登録出願の願書の作成について

- (1) 願書は、実用新案法施行規則に定める様式に従い作成します。（書面手続用様式です。）  
実施規様式第1（第1条の2関係）

|             |               |
|-------------|---------------|
| 【書類名】       | 実用新案登録願       |
| 【整理番号】      |               |
| （【提出日】      | 令和 年 月 日）     |
| 【あて先】       | 特許庁長官 殿       |
| （【国際特許分類】）  |               |
| 【考案者】       |               |
| 【住所又は居所】    |               |
| 【氏名】        |               |
| 【実用新案登録出願人】 |               |
| 【識別番号】      |               |
| 【住所又は居所】    |               |
| 【氏名又は名称】    |               |
| 【代表者】       | ←             |
| （【国籍・地域】）   |               |
| 【代理人】       |               |
| 【識別番号】      |               |
| 【住所又は居所】    |               |
| 【氏名又は名称】    |               |
| 【納付年分】      | 第1年分から第 年分    |
| （【手数料の表示】）  |               |
| （【予納台帳番号】）  |               |
| （【納付金額】）    |               |
| 【提出物件の目録】   |               |
| 【物件名】       | 実用新案登録請求の範囲 1 |
| 【物件名】       | 明細書 1         |
| 【物件名】       | 図面 1          |
| 【物件名】       | 要約書 1         |

代理人により手続するとき、法人の【代表者】の欄は不要です。

#### [備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。

- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大ききで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後「【】」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
- 7 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 9 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 10 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 12 実用新案登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、実用新案登録出願が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記で

きる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

- 13 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 14 実用新案登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考13に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 15 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 16 実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第23条第2項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 17 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁理士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 18 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「実用新案登録出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 19 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 20 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「〇／〇」のように分数で記載し、実用新案登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」（実用新案登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、

持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 21 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 22 「【納付年分】」の欄には、「第1年分から第3年分」のように納付年分を記載する。
- 23 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には出願手数料と登録料の合算額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。
- 24 第1条の2第3項の規定により、産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて「令和○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」又は「令和○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。
- 25 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するとき及び第21条第2項に規定する共有に係る出願のうち国を含む者の共有に係る出願であつて国以外の各共有者ごとに登録料の金額（減免を受ける者にあつてはその減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、「【納付年分】」（備考24に該当する場合にあつては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」）の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 26 第21条第2項に規定する共有に係る出願のうち減免を受ける者を含む者の共有に係る出願であつて、合算して得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第32条の2の規定による登録料の免除（○○○○ 持分の割合○／○）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免

を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「登録料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と実用新案法第31条第1項に規定する登録料の金額の割合を記載する。

27 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考26により「【その他】」の欄に減免を受ける旨等を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

28 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記載する。

29 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国(機関)】)

30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」(備考29に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」)の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。)及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

31 「(【提出日】 令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。

32 「(【国際特許分類】)」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。

33 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

34 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

35 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

36 第23条第2項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する(備考38において同じ。)

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

37 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

38 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。

39 実用新案法第8条第1項（同項第1号に規定する実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかったものでないと認められるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかったものでないと認められるときにするものに限る。）を伴う実用新案登録出願」と記載する。また、同法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願」と記載する。

40 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の5第1項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク

※【考案者】の【氏名】及び【実用新案登録出願人】の【氏名又は名称】の記載について、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。出願人が法人の場合には、法人の【代表者】の記載においても、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。外国籍を有する者も、同様に扱われます。

(2) 出願の変更、出願の分割の場合の作成例

① 実用新案法第10条第1項の規定による実用新案登録出願（特許出願からの変更）

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 【書類名】    | 実用新案登録願                    |
| 【整理番号】   | U 0 0 0 H 2 7 - 1          |
| 【特記事項】   | 実用新案法第10条第1項の規定による実用新案登録出願 |
| (【提出日】   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日)               |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿                    |
| 【原出願の表示】 |                            |
| 【出願番号】   | 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇              |
| 【出願日】    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                |
|          | ※原出願の出願日を記載<br>します。        |

注) 原出願が国際出願のときは

    【国際出願番号】 P C T / 〇〇〇〇〇〇 / 〇〇〇〇〇〇

    【出願の区分】 特許

と記載します。

② 実用新案法第10条第2項の規定による実用新案登録出願（意匠登録出願からの変更）

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 【書類名】    | 実用新案登録願                    |
| 【整理番号】   | U 0 0 0 H 2 7 - 2          |
| 【特記事項】   | 実用新案法第10条第2項の規定による実用新案登録出願 |
| (【提出日】   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日)               |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿                    |
| 【原出願の表示】 |                            |
| 【出願番号】   | 意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇              |
| 【出願日】    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                |
|          | ※原出願の出願日を記<br>載します。        |

③ 実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による実用新案登録出願（出願の分割）

|          |  |
|----------|--|
| 【書類名】    | 実用新案登録願  |
| 【整理番号】   | U 0 0 0 H 2 7 - 3                                |
| 【特記事項】   | 実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の<br>規定による実用新案登録出願 |
| (【提出日】   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日)                                     |
| 【あて先】    | 特許庁長官 殿  |
| 【原出願の表示】 |  |
| 【出願番号】   | 実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇                                    |
| 【出願日】    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                                      |
|          | ※原出願の出願日を記載<br>します。                              |

### (3) 出願等手続の注意事項

#### ① 手数料等の納付について

実用新案登録出願をする場合は、出願時に出願手数料と第1年分から第3年分までの登録料の合算額を支払います。

願書の「【納付年分】」の欄には、登録に係る納付年分を「第1年分から第3年分」のように記載します。

#### イ. 書面により出願する場合

特許印紙をはるときは、「【書類名】実用新案登録願」の左上の余白にはり、その下に  
出願手数料と登録に係る納付年分の登録料の合算額を括弧をして記載します。

予納による納付（特例法施行規則第40条第2項の規定により、特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出をいう。）をするときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」にはその番号を記載し、「【納付金額】」にはその金額（出願手数料と登録に係る納付年分の登録料の合算額）を記載します。

現金により出願手数料と登録料を納付する場合であって、特許庁が交付する現金納付書（経済産業省令で定める「現金手続省令」による納付書をいう。）によるときは、金融機関に納付後、「【書類名】実用新案登録願」の「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、納付済証（特許庁提出用）を別紙にはります。また、事前にインターネットを利用して特許庁から電子現金納付用の納付番号を取得し、その納付番号（特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報をいう。）によるときは、インターネットバンキング等で金融機関に納付後、「【書類名】実用新案登録願」の「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載します。

#### ロ. オンライン手続により出願する場合

現金による納付をするときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」又は「【納付番号】」として、納付書番号又は納付番号を記載します。この場合において「（【納付金額】）」の欄は設けるには及びません。納付済証（特許庁提出用）は手続補足書により提出します。

口座振替（オンライン手続に限定）による納付をするときは、事前手続として、識別番号、氏名又は名称及び住所又は居所、金融機関（口座番号等を含む）を記載した書面を特許庁に提出します。特許庁は届出を受理したときは、届出をした者に振替番号を通知しますので、口座振替による納付の申出をするときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載します。「（【納付金額】）」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載します。

指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載します。

予納による納付をするときは、書面による出願の場合と同様です。

- ② 出願の変更、出願の分割に係る願書の「【特記事項】」の欄への記載事項については、次の記載事項一覧を参照して記載します。

| 出願の種類                    | 【特記事項】の欄の記載事項  |
|--------------------------|--|
| 分割出願                     | 実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による実用新案登録出願         |
| 特許から実用への変更出願             | 実用新案法第10条第1項の規定による実用新案登録出願                           |
| 意匠から実用への変更出願             | 実用新案法第10条第2項の規定による実用新案登録出願                           |
| 新規性喪失の例外の適用を受けようとする場合    |  |
| 適用区分                     | 【特記事項】の欄の記載事項  |
| 特許法第30条第2項<br>(実用新案法で準用) | 実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願 |

- ③ パリ条約による優先権主張の手続について

優先権主張の証明書は、第11条において準用する特許法第43条第2項に規定する提出期間（最先の優先日から1年4月）内であれば、設定の登録の後でも提出できます。

この場合、優先権証明書提出書の「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載します。

なお、上記の提出期間内に優先権証明書類等の提出がない場合は、その旨の通知をします。その通知の日から2月以内に優先権証明書類等を提出することができます。また、前記の通知を受けた者が、その責めに帰することができない理由により、通知から2月以内に優先権証明書類等を提出することができなかつた場合は、その理由がなくなった日から14日（在外者は2月）以内であつて、かつ、その期間を経過した日から6月以内であれば、優先権証明書類等を提出することができます。

また、DASの利用を目的とする【パリ条約による優先権等の主張】の欄の（アクセスコード等の）補正は、実用新案登録出願の設定登録後は認められません。したがって、優先権証明書提出書をもって提出します。

なお、実用新案権が設定登録された後は、手続補正書によるアクセスコードの補充は出来ません。最先の優先日から1年4月以内で設定登録後の実用新案権にアクセスコードを補充しようとする場合は「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第5項の規定による書面」を提出してください。（特許庁HP>制度・手続>手続一般>出願>優先権主張を伴う出願>優先権書類の提出省略について（優先権書類の特許庁間における電子的交換について）>DASを利用する際に日本国特許庁に行う手続について）を参照。

- ④ 明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約書、手続補正書、各種届出書等の作成方法について

明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約書、手続補正書、各種届出書等の作成方法

については、第二章第二節から第六節、第十一節、第十二節、第十五節、第十六節で記述した、特許出願の様式に準じて作成します。

この場合、「特許」とあるのを「実用新案登録」と、「発明」とあるのを「考案」と読み替えて作成します。

## 2. 補正指令とその応答について

方式要件（実2の2(4)）、基礎的要件（実6の2）の審査をし、方式要件又は基礎的要件を満たさない出願は、特許庁長官による補正指令の対象とし、指定期間内に応答の補正がないときは、出願の却下処分とします。

また、指定期間内に応答の補正がされても、方式要件又は基礎的要件の不備が解消されていないときは、その手続補正書は特許庁長官による補正指令の対象とし、指定期間内に応答の補正がないときは、手続の却下処分とします（実2の3）。

この補正指令は、方式要件不備と基礎的要件不備を一の補正指令書で指令します。

なお、特許庁長官による出願却下の処分について不服がある場合、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます（行政不服審査法第82条）。また、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、訴えを提起することもできます（行政事件訴訟法第46条）。（実用新案法に基づく手続ではありませんので、手続方法等は行政不服審査法、行政事件訴訟法の規定に従ってください。）

### (1) 補正指令に対する手続補正書提出の指定期間等について

#### ① 補正指令に対する手続補正書提出の指定期間

| 補正指令の内容                          | 指定期間                     |
|----------------------------------|--------------------------|
| ・方式要件不備に関する補正指令                  | 国内外とも 2月                 |
| ・基礎的要件不備に関する補正指令                 | 国内 60日                   |
| ・方式要件不備と基礎的要件不備が一つの補正指令書で指令された場合 | （交通不便地居住者 75日）<br>在外者 3月 |

② 基礎的要件不備に関する補正指令の応答に係る手続補正書については、指定期間経過後に提出した場合は不適法な手続きとして却下します。

③ 出願の分割のできる期間は、出願の日から1月の明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書の自発補正の期間（実2の2実施規1）の他、基礎的要件不備の補正指令の指定期間です。

④ 方式要件不備と基礎的要件不備の補正指令の応答に係る手続補正書は、一の手続補正書で提出することが原則ですが、補正指令の内容により必要があるときには複数の手続補正書の提出ができます。

⑤ 一の補正単位とすることができる箇所に方式要件不備と基礎的要件不備の補正指令がある場合には、手続補正書の一の「【手続補正○】」の欄以下に補正後の内容を記載します。

- ⑥ 明細書、実用新案登録請求の範囲、図面の補正に際しては、補正した事項が願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面に記載された事項の範囲内であるように十分に留意する必要があります。

(2) 指定期間の延長

実用新案法第6条の2第1項において指定した指定期間内に対応できない場合には、請求により指定期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

① 指定期間内に行う期間延長請求

手続すべき者が国内居住者又は在外者の何れの場合にも、1通の請求で2か月（在外者は3か月）の期間延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。

② 指定期間経過後に行う期間延長請求

手続すべき者が国内居住者又は在外者の何れの場合にも、1通の請求で2か月の期間延長が認められます。

提出できる期間延長請求は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。ただし、①の延長が認められたときは、指定期間経過後の延長はできません。

なお、指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求める。」のように記載します。また、指定期間経過後に期間の延長をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求める。」のように記載します。（準用する特施規様式第2の備考20）

- (3) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由によって、指定された期間内に手続をすることができないと認められる場合には、もとの指定期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができます。



- (5) 基礎的要件不備と方式要件不備の補正指令がある場合の補正例  
願書添付の実用新案登録請求の範囲に基礎的要件不備がある場合。

|         |             |
|---------|-------------|
| 【書類名】   | 実用新案登録請求の範囲 |
| 【請求項 1】 | .....装置。    |
| 【請求項 2】 | .....方法。*1  |

補正指令事項（上段が基礎的要件不備、下段が方式要件不備の指令）

|  |
|--|
| 1. この実用新案登録出願に係る考案は、物品の形状、構造又は組合せに係るものでないから、実用新案法第 6 条の 2 第 1 項第 1 号に該当します。<br>（【請求項 2】が*1「方法」であることについての指令。） |
| 2. 出願手数料・登録料 2 0, 9 0 0 円が納付されていません。   |

手続補正書の作成例

基礎的要件不備の指令に対して、「請求項 2」を削除して請求項 1 のみにした補正及び手数料等の補正

|           |   |
|-----------|---|
| 【書類名】     | 手続補正書                                     |
| :         |   |
| 【手続補正 1】  |   |
| 【補正対象書類名】 | 実用新案登録請求の範囲                               |
| 【補正対象項目名】 | 全文  |
| 【補正方法】    | 変更  |
| 【補正の内容】   |   |
| 【書類名】     | 実用新案登録請求の範囲                               |
| 【請求項 1】   | .....装置。                                  |
| 【手数料補正】   |   |
| 【補正対象書類名】 | 実用新案登録願                                   |
| 【納付金額】    | 2 0 9 0 0                                 |
| 注         | 特許印紙をはるときは、左上の余白にはり付け、その下にその額を括弧をして記載します。 |

### 3. 不適法な手続の却下

#### (1) 却下理由通知

不適法な手続であって、その補正をすることができないものについて、当該手続を却下するときは、手続をした者に対して処分に係る理由を通知し、相当の期間を指定して弁明を記載した書面（弁明書）を提出する機会が与えられます。（特18の2(2)：実2の5(2)で準用）

#### (2) 却下される手続

\*願書及びその添付書類（願書に添付した書面全体から特定することができるものを除く）

- ①いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- ②日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき。（特施規2(1)：実施規23(1)で準用）
- ③在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して出願をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで出願をしたとき。（特8(1)、特施令1：実2の5(2)、実施令4(1)で準用）
- ④原出願の出願人以外の者が、分割出願、変更出願又は補正却下後の新出願をしたとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。
- ⑤分割出願、変更出願又は補正却下後の新出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。（特44(1)：実11(1)で準用、実10(1)、(2)）
- ⑥出願をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に出願したとき。（特44(1)：実11(1)で準用、実10条(1)(2)(6)(7)）
- ⑦明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願をしたとき。（実5(2)）
- ⑧経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、実用新案法第10条第1項に規定する変更出願を行ったとき。（経済安全保障推進法72(2)）

\*願書以外の出願書類

- ①提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。
- ②代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき（手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除きます。）。
- ③出願人以外の者が手続をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合又は他人による実用新案技術評価請求等を除きます。）。
- ④出願却下の謄本の送達後に、意見書、物件提出書を提出したとき。〔実2の3〕
- ⑤特許法第18条の2第1項（実用新案法第2条の5第2項で準用）の規定により却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続

をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定（審決の確定による場合を含む。）し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき（設定の登録後にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出、情報の提供、受託番号の変更の届出及び実用新案技術評価の請求を除きます。）。

- ⑥実用新案法第2条の3の規定による手続却下又は出願却下の処分の謄本の送達後（同日含む。）に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき（弁明等により却下の処分の謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除きます。）。
- ⑦法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間（特許法第5条第3項）の規定により期間の延長を請求することができる場合は、延長を請求することができる期間）満了後に延長を請求したとき。〔実2の5(1)で準用〕
- ⑧発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第30条第3項に規定する証明書を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第30条第4項の規定が適用された場合を除きます。）〔実11(1)で準用〕
- ⑨特許出願等に基づく優先権主張の手続において、特許法第41条第1項柱書き、同項第1号から第5号まで若しくは同条第4項に規定する要件を満たしていないとき。
- ⑩パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第1項に規定する要件を満たしていないとき〔実11(1)で準用〕
- ⑪パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法43条第7項又は第8項の規定が適用された場合を除きます。）〔実11(1)で準用〕
- ⑫分割出願、変更出願において、原出願で主張していない優先権の主張をしたとき（特許から実用新案への変更出願、実用新案から特許への変更出願に対し、原出願の日から1月以内に優先権主張書を提出した場合を除く。）。
- ⑬既納の登録料の返還において、実用新案法施行規則第21条の2に規定する既納登録料返還請求書を実用新案法第34条第2項に規定する期間経過後に請求したとき（実用新案法第34条第3項が適用された場合を除きます。）
- ⑭実用新案法第6条の2の規定による補正を命じた場合において、その指定した期間の経過後に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をしたとき。
- ⑮実用新案登録を無効にすべき旨の審決（実用新案法第41条において準用する特許法第125条ただし書に規定する特許法第123条第1項第7号（実用新案登録の後に権利享有できない者になったとき）に基づく無効に該当する場合を除く。）が確定した後に、実用新案技術評価の請求がなされたとき。〔実12(2)〕
- ⑯実用新案登録に基づく特許出願がされた後に、その基礎とされた実用新案登録に実用新案技術評価の請求がなされたとき。〔実12(3)〕
- ⑰手続が以下に該当するとき。
  - イ 手続補正書に補正の内容の記載がないとき（補正方法が「削除」のときを除きます。）
  - 又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限りま

す。)

ロ 物件の提出を目的とする手続（優先権証明書提出書等）に物件が添付されていないとき。

ハ 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除きます。）

ニ 出願人名義変更届が、以下に該当するとき（手続書面全体から特定することができるときを除きます。）

(a) 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき。

(b) 実用新案登録を受ける権利の帰属について訴訟が係属中であることを特許庁が知り得た後になされた手続であって、当該手続に係る者（出願人名義変更届の譲渡人、出願取下書の出願人等）が判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等により正当な出願人（正当に特許を受ける権利を承継している者）でないことが判明したとき。

ホ 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除きます。）

ヘ 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除きます。）

ト 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。

チ 手続補正書に補足の内容の記載がないとき又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限ります。）

リ 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき。

⑱ 手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。

イ 予納を利用する場合

(a) 予納台帳番号が記載されていないとき。

(b) 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。

(c) 予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。

ロ 特許印紙により納付する場合

特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。

ハ 現金（電子現金）により納付する場合

納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。

ニ 口座振替により納付する場合

(a) 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。

(b) 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）

でないとき。

(c) 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。

ホ 指定立替納付者による納付をする場合

(a) 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。

(b) クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されていないとき。

⑱ 共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除きます。）。「特14：実2の5(2)で準用」

⑳ 回復理由書が次に該当するとき。

イ 救済手続期間外に提出されたとき。「特施規27の4の2(4)：実施規23(2)で準用、特施規38の2(3)：実施規23(3)で準用、特施規38の6の2(4)：実施規23(4)で準用、特施規38の14：実施規23(7)で準用、実施規21の4(1)」

ロ 回復の理由の記載がされていないとき。

ハ 所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。「実8(1)①、48の4(4)、(特184の11(4)：実48の15(2)で準用)、特43の2(1)：実11(1)で準用、実33の2(1)」

ニ 回復対象となる手続が提出されないとき。

ホ 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。

㉑ 上記「\*願書及びその添付書類」欄の②、③及び⑥は、願書以外の出願書類に準用します。「特施令1：実施令4(1)で準用」

(3) 弁明書の提出

応答期間内に弁明書の提出がないときは（弁明書の提出があっても却下理由が解消できないものを含む。）、当該手続が却下されます（実2の5(2)において準用する特18の2(1)）。

(4) 却下処分に対する不服申立

却下処分に不服があるときは、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます（行政不服審査法第82条）。また、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、訴えを提起することもできます（行政事件訴訟法第46条）。（実用新案法に基づく手続ではありませんので、手続方法等は行政不服審査法、行政事件訴訟法の規定に従ってください。）

#### 4. 実用新案技術評価請求書について

実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、いつでも（権利消滅後も請求できません。ただし、実用新案法第37条第1項の実用新案登録無効審判により無効にされた場合及び特許法第46条の2第1項の規定による特許出願がされた後を除きます。）、特許庁審査官が作成する、先行技術文献からみた登録される（登録された）権利の有効性に関する評価の請求をすることができます（実12）。なお、出願時の代理人でない新たな代理人が評価の請求を行う場合は、代理権の証明が必要になります。また、実用新案権の設定登録後に代理人が評価の請求を行う場合には、出願時の代理人であっても、設定登録後の本実用新案権に対する代理権の証明が必要になります。

##### 実施規様式第6（第8条関係）

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 【書類名】            | 実用新案技術評価請求書 |
| （【提出日】           | 令和 年 月 日）   |
| 【あて先】            | 特許庁長官 殿     |
| 【出願の表示】          |             |
| 【出願番号】           |             |
| 【評価の請求に係る請求項の数】  | 2           |
| 【評価の請求に係る請求項の表示】 | 請求項1、請求項2   |
| 【請求人】            |             |
| 【識別番号】           |             |
| 【住所又は居所】         |             |
| 【氏名又は名称】         |             |
| 【代表者】            | ←           |
| （【国籍・地域】）        |             |
| 【代理人】            |             |
| 【識別番号】           |             |
| 【住所又は居所】         |             |
| 【氏名又は名称】         |             |
| （【手数料の表示】）       |             |
| （【予納台帳番号】）       |             |
| （【納付金額】）         |             |
| 【請求人の意見】         |             |
| 【提出物件の目録】        |             |

代理人により手続するときは、法人の【代表者】の欄は不要です。

##### 〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出

用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、実用新案法第54条第8項の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。

- 2 請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者以外の者であるときは、「【書類名】」を「実用新案技術評価請求書(他人)」と記載する。
- 3 「【出願の表示】」の欄は次の要領で記載する。
  - イ 「【出願番号】」には、「実願○○○○-○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
  - ロ 国際実用新案登録出願において、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。
  - ハ 登録後に請求するときは、「【出願の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。
- 4 「【評価の請求に係る請求項の表示】」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように、評価の請求に係る請求項に付した番号を記載する。
- 5 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 6 「【請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 7 「【手数料の表示】」の欄には、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。
- 8 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(○○○○ 持分の割合○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。
- 9 実用新案法第54条第8項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(免除)」のように請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考8により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 10 「【請求人の意見】」の欄には、請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載する。

- 11 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、13、15、17、19、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

## 5. 刊行物等提出書について（情報の提供）

### (1) 刊行物等の提出（実施規22、実施規22の2）

何人も（匿名でも可能です。）実用新案登録出願に係る考案又は実用新案登録について、刊行物、実用新案登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を「刊行物等提出書」により提出することができます。

### (2) 提出の時期

実用新案登録出願の後、いつでもすることができます（権利消滅後も可能です。）。

### (3) 提供された情報の利用

- ① 提供された情報は、実用新案技術評価の請求がされた場合に評価書の作成に利用することがあります（実施規22（1））。
- ② 実用新案登録後における無効理由について、情報の提供をすることができます（実施規22の2（1）各号）。

### (4) 提出の理由

- ① 実用新案技術評価書の作成に際し、利用を求める理由を記載することが考えられます。
- ② 実用新案登録後における無効理由について、情報の提供をするときは、「提出の理由」には実用新案法施行規則第22条の2第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載します。

### (5) その他の運用

その他情報提供の運用については、特許出願に関する情報提供の取扱いの例によります（第二章第十八節Ⅱ参照）。

実施規様式第15（第22条、第22条の2関係）

|            |           |
|------------|-----------|
| 【書類名】      | 刊行物等提出書   |
| （【提出日】     | 令和 年 月 日） |
| 【あて先】      | 特許庁長官 殿   |
| 【事件の表示】    |           |
| 【出願番号】     |           |
| 【提出者】      |           |
| 【識別番号】     |           |
| 【住所又は居所】   |           |
| 【氏名又は名称】   |           |
| 【代理人】      |           |
| 【識別番号】     |           |
| 【住所又は居所】   |           |
| 【氏名又は名称】   |           |
| 【提出する刊行物等】 |           |
| 【提出の理由】    |           |

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願○○○○－○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、登録後に提出するときは「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。
- 2 「【提出者】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

    【識別番号】

    【住所又は居所】

    【氏名又は名称】

【提出者】

    【識別番号】

    【住所又は居所】

    【氏名又は名称】

【代理人】

    【識別番号】

    【住所又は居所】

    【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 「【識別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 第22条第3項又は第22条の2第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
- 5 「【提出の理由】」の欄には、第22条の2第1項の規定による情報の提供であるときは、当該刊行物等によりその実用新案登録が第22条の2第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。
- 6 図又は化学式等を「【提出の理由】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 7 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出の理由】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 8 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、13、17、19、31及び33から35まで並びに様式第14の2の備考3と同様とする。

## 6. 手数料等の減免申請について

### (1) 減免・猶予の内容

対象となる手数料と対象者

① 実用新案登録料（第1年分から第3年分）の減免又は猶予（実32の2）

第1年分から第3年分の登録料を納付すべき者が、その実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人であること。

② 実用新案技術評価の請求手数料の減免（実54(8)）

自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者が、その実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人であること。

| 対象となる手数料等       | 対象者         | 減免措置     |
|-----------------|-------------|----------|
| 実用新案技術評価の請求の手数料 | 生活保護を受けている者 | 免除       |
|                 | 市町村民税非課税者   | 免除       |
|                 | 所得税非課税者     | 1 / 2 軽減 |
| 第1年分から第3年分の登録料  | 生活保護を受けている者 | 免除       |
|                 | 市町村民税非課税者   | 免除       |
|                 | 所得税非課税者     | 3年間猶予    |

\*1

\*1 あくまで納付期限の猶予であって、出願人自身で期間を管理し納付することが必要です。

### (2) 減免申請の手続き

① 様式の「実用新案登録料減免申請書」（実施令2）、「実用新案技術評価請求料減免申請書」（手数料令2の2）に次の要件に応じた書面を添付します。

なお、添付書類については、申請日に取得し得る最新の証明書類が必要となります。

② 必要な書面

下記の対象者の要件に応じた証明書を添付します。

| 対象者の要件          | 添付書類        |
|-----------------|-------------|
| 生活保護を受けていること    | 生活保護証明書     |
| 市町村民税が課されていないこと | 市町村民税非課税証明書 |
| 所得税が課されていないこと   | 所得税非課税証明書   |

③ 納付すべき手数料等に係る手続をした後であっても、前記対象者の要件を満たす場合には、減免の申請が認められます（猶予申請は除きます。）。ただし、納付すべき手数料等に係る書面の提出日から1年を経過した後は申請することはできません。

また、設定登録等により出願として係属していない場合も申請することはできません。

④ 共願の場合であって、減免を受けることができる者が複数の場合の注意事項

実用新案登録料減免申請書及び実用新案技術評価請求料減免申請書は、減免を受ける者毎に作成し、同時に提出してください。

なお、共有者の持分を証明する書面の提出が必要となります。減免申請を行う実用新案登録願又は実用新案技術評価請求書の提出と同時に「持分を証明する書面」を「手続補足書」に添付して提出してください。

実用新案登録願の記載については、実施規様式第1【備考26】（413頁）、実用新案技術評価請求書の記載については、実施規様式第6【備考8及び9】（430頁）を参照してください。

#### 様式見本

|           |                       |    |
|-----------|-----------------------|----|
| 【書類名】     | 実用新案登録料減免申請書          |    |
| (【提出日】    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日)          |    |
| 【あて先】     | 特許庁長官                 | 殿  |
| 【出願の表示】   |                       |    |
| 【出願番号】    | 実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇         |    |
| 【申請人】     |                       |    |
| 【識別番号】    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇            |    |
| 【住所又は居所】  | 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号     |    |
| 【氏名又は名称】  | 〇〇 〇〇                 |    |
| 【電話番号】    |                       |    |
| 【申請の趣旨】   | 実用新案法第32条の2の規定に掲げる者   |    |
| 【申請の理由】   | 第1年分から第3年分の実用新案登録料の免除 |    |
| 【提出物件の目録】 |                       |    |
| 【物件名】     | 市町村民税非課税証明書           | 1  |
| (【物件名】    | 生活保護証明書               | 1) |
| (【物件名】    | 所得税非課税証明書             | 1) |

注1 登録料の納付の猶予を申請するときは、「【書類名】」を「実用新案登録料猶予申請書」と記載し、「【申請の理由】」の欄に「第1年分から第3年分の実用新案登録料の猶予」と記載します。

注2 出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載します。

ただし、願書に記載していない場合は、「【整理番号】」の欄は不要です。

注3 自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価請求料の免除又は軽減の申請をするときは、【書類名】の欄に「実用新案技術評価請求料減免申請書」、【申請の趣旨】の欄に「実用新案法第54条第8項の規定に掲げる者」、【申請の理由】の欄に「実用新案技術評価請求料の免除」又は「実用新案技術評価請求料の軽減」と記載します。また、登録後に申請をするときは、「【出願の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実

用新案登録の番号を記載します。

注4 【提出物件の目録】の欄は、その下に【物件名】の欄を設けて、該当する証明書の書類名を記載し、当該証明書を添付します。

様式見本：持分の割合を証明する書面（例）

|   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 持分証明書（例）  |               | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                |
| 出願番号  | 実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 |                            |
| 考案の名称   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇     |                            |
| 上記考案の実用新案登録を受ける権利の持分については、令和〇〇年〇〇月〇〇日に、<br>甲は〇／〇、乙は〇／〇と定めたことに相違ありません。 |               |                            |
|   | (甲)           | 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号<br>〇〇 〇〇 |
|   | (乙)           | 東京都千代田区霞が関△丁目△番△号<br>△△ △△ |

注1 持分証明書は手続補足書（又は手続補正書）に添付し、補足（補正）対象書類は、減免申請を行う「実用新案登録願」又は「実用新案技術評価請求書」としてください。

## 第四章 意匠登録出願の手続

※本章に記載の内容については、

「意匠登録出願等の手続のガイドライン」を参照してください。

特許庁HP

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoun\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoun_guideline.html)



## 第五章 商標登録出願の手続



## 第一節 願書、申請書の作成方法

### I 商標登録出願の願書の作成に際しての留意事項

#### 1. 出願人について

- (1) 権利能力（権利の主体となることができる地位又は資格）を有していること
- ① 自然人（個人）又は法人でなければなりません。
    - i 任意に組織された法人格のない団体は出願人となることができません。
    - ii 出願人が自然人（個人）の場合には、氏名は戸籍上のものを記載します。ペンネーム、芸名、雅名等の変名や通称名をもって出願することはできません。なお、【氏名又は名称】の欄において、氏に続けて旧氏を併記（括弧書きで記載）することができます。外国籍を有する者も、これと同様に扱われます。
    - iii 個人事業者が、屋号（〇〇商店）等をもって出願することは認められませんので、このような場合は個人名義で出願します。
    - iv 出願人が法人の場合には、法人の名称及び住所は登記簿等に登記されている名称を正確に記載し、その代表者の氏名を併せて記載します。なお、法人の【代表者】の欄において、氏に続けて旧氏を併記（括弧書きで記載）することができます。外国籍を有する者も、これと同様に扱われます。
  - ② 日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない外国人は、下記の条件に該当する場合を除き、商標権及びその他の商標に関する権利を享有することができません（特25を準用）。
    - i その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により商標権その他の商標に関する権利の享有を認めているとき（相互主義）
    - ii その者の属する国において、日本国がその国民に対し商標権その他の商標に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により商標権その他の商標に関する権利の享有を認めることとしているとき（相互主義）
    - iii 条約に別段の定めがあるとき（パリ条約（2,3条）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（2,3条）、商標法条約又は二国間条約等によって認められる国民）
- (2) 手続能力を有していること
- ① 未成年者及び成年被後見人並びに被保佐人（特7を準用）
    - i 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人（親権者、後見人等）によらなければ手続を行うことができません。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときはこの限りではありません。未成年者は原則父母が共同で親権者となります（民法818(3)）。
    - ii 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければなりません。
    - iii 法定代理人が手続をする場合であって、後見監督人があるときは、その同意を得なければなりません。
    - iv これら手続能力のない者のした手続は、追認することができます（特16を準用）。
  - ② 在外者（特8（1）を準用）（日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない

者)

在外者は、商標管理人によらなければ、手続をし、又は商標法若しくは同法に基づく命令の規定により行政庁のした処分を不服として訴えを提起することができません。

## 2. 願書中に表示された法律関係又は事実関係を証明する書面について

(1) 次のいずれかに該当するときは、それぞれの事項に係る法律関係又は事実関係を証明する書面を提出しなければなりません。

- ① 未成年者が出願するとき：法定代理人であることを証明する書面として未成年者の戸籍謄本（抄本）、（戸籍謄本（抄本）に表示された本籍地と願書に記載された未成年者及び法定代理人の住所が異なるときは、その者の住民票（住民票に表示された住所、氏名及び本籍地又は生年月日から当人の証明書であることを確認します。））
- ② 成年被後見人が出願するとき：法定代理人であることを証明する書面として後見登記に関する登記事項証明書（後見登記がなされていないときは、成年被後見人の戸籍謄本（抄本）、（戸籍謄本（抄本）に表示された本籍地と願書に記載された未成年者及び法定代理人の住所が異なるときは、その者の住民票）
- ③ 被保佐人が出願するとき：保佐人の同意を証明する書面
- ④ 法定代理人が手続きする場合で、後見監督人があるとき：後見監督人の同意を証明する書面
- ⑤ 代表出願人を選定して出願するとき：代表者であることを証明する書面
- ⑥ 出願手数料を商標法第76条第4項の規定により国以外の者の持分の割合に乗じて得た額をもって納付するとき：持分を証明する書面（なお、「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載したときは、提出を省略できます。）
- ⑦ 復代理人を選定して出願するとき：出願人から代理人に対しての復任権を記載した代理権を証明する書面

(2) 証明書の提出方法

- ① オンライン手続により出願をした場合
  - i 上記(1)①～⑦の証明書は出願後3日以内に「手続補足書」をもって提出します（特例施規20）。
  - ii 上記(1)①～⑦の証明書を追完する場合は「手続補正書」をもって提出します。
- ② 書面により出願をする場合
  - i 上記(1)①～⑦の証明書を書面出願と同時に提出する場合は、願書の「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて当該証明書名を記載するとともに添付書類として当該証明書を提出します。
  - ii 上記(1)①～⑦の証明書を追完する場合は、「手続補正書」をもって提出します。なお、この場合、願書の「【提出物件の目録】」の欄には当該証明書名を記載するには及びません。

※なお、戸籍謄本等公的な証明書については原本の提出が必要です。

ただし、日本国内の公的機関が発行する証明書のうち、けん制文字等による偽造防止措置が施されているものについては、電子特殊申請による提出が可能です。その際は、当該証明書の原本をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により偽造防止措置が確認できる電子的記録を添付してください。

なお、上記の方法により提出された公的証明書の真正性に疑義が生じる場合は当該証明書の原本（書面）の提出を求めることがあります。

### 3. 願書の用紙、文字等の物理的要件について

#### (1) オンライン手続の場合

- ① 1行は36字詰めとし、1ページは29行とします。
- ② 文字は、日本産業規格X0208号で定められている文字を用います。
- ③ 日本産業規格X0208号で定められている文字のうち次の文字は使用できません。
  - i 半角文字
  - ii 「【】」、「」」（日本産業規格X0208号区点番号1-58）及び（区点番号1-59）
  - iii 「▲」、「▼」（区点番号2-5）及び（区点番号2-7）  
ただし、欄名の前後に「【】」、「」又は置き換えた文字の前後に一文字ごとに「▲」、「▼」を用いるときを除きます。

#### (2) 書面の場合

- ① 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはなりません。
- ② 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各2cmとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- ③ 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。
- ④ 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書きます。
- ⑤ 半角文字並びに「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはなりません（欄名の前後に「【】及び「」」、又は置き換えた文字の前後に一文字ごとに「▲」、「▼」を用いるときを除きます。）。

### 4. 願書への提出の年月日の記載について

#### (1) 特許庁の窓口へ直接提出する場合

特許庁の窓口へ提出する年月日となるべく記載します。

#### (2) 郵送する場合

郵便局へ差し出す年月日又は投函の年月日となるべく記載します。

なお、消印が不明な場合は、特許庁へ到達した年月日が出願日となるので、書留等によることが望ましいです（後日、出願日証明書提出書に書留郵便物受領証を添付して提出すれば、出願日が郵便局へ差し出した年月日に訂正されます）。

### 5. 出願手数料について

#### (1) 出願手数料は特許印紙又は現金により納付します。

- ① 特許印紙による納付を行う場合、書面に直接貼付します。
- ② 現金による納付には、予納制度（参照：第一章第五節）、現金納付制度（参照：第一章第

六節2～4)、電子現金納付制度(参照:上記同節5)、口座振替納付制度(参照:第一章第七節)及び指定立替納付制度(参照:第一章第八節)を利用する方法があります。なお、口座振替納付制度を利用できるのはオンラインによる手続に限定されます。また、指定立替納付制度を利用できるのは、オンラインによる手続及び特許庁の窓口での書面手続に限定されます。

(2) 国(国みなしを含む。)の出願については手数料を要しません。国と国以外の者との共有に係る出願については、国以外のすべての者の持分の割合に応じた手数料が必要になります。その際には、「【手数料の表示】」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

## 6. 願書の【住所又は居所】の欄への住所又は居所の記載について

- ① 住所又は居所は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載します。在外者の住所については、行政区画順(国、州、市などの順)に原語表音をカタカナ文字で表示します。
- ② 住民票又は登記簿に「無番地」とあるときは、番地の表示方法の一種ですから、住所の一部として「無番地」と記載します。
- ③ 会社、事務所等を居所として表示するときは、「○○株式会社内」、「○○事務所内」のように記載します。
- ④ 団地の名称が通称の地名に転化したり、過去に用いられていた地名が通称として慣用されているような場合も、必ず住民票又は登記簿上の住所を記載します(通称名で出願することは認められません)。
- ⑤ 法人の住所は、必ず本店の所在地を記載します。
- ⑥ 識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄は設けるには及びません。

## 7. 法人の法的性質の記載について

出願人が法人の場合であって、その名称中に法人であることを表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載します。

## 8. 法人の代表者の記載について

代理人手続のときは、手続書面への法人の「【代表者】」の記載は不要です。ただし、代理人によらず法人自ら手続をするときは、手続書面に「【代表者】」の欄を設け、代表者の氏名を記載しなければなりません。提出する各種証明書に関しても法人の代表者の氏名を記載しなければなりません。

## II 商標登録出願の願書（通常出願）の作成方法

願書（通常出願）は、商標法第5条の規定に基づき、商標法施行規則に定める様式に従い作成し、必要に応じて証明書等を添付します。

### 1. 書面による願書（通常出願）の様式

商施規様式第2（第2条関係）

|   |           |
|---|-----------|
| 【書類名】   | 商標登録願     |
| （【整理番号】）  |           |
| （【提出日】  | 令和 年 月 日） |
| 【あて先】   | 特許庁長官 殿   |
| 【商標登録を受けようとする商標】  |           |
|  |           |
| 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  |           |
| 【第 類】   |           |
| 【指定商品（指定役務）】  |           |
| 【商標登録出願人】   |           |
| （【識別番号】）  |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| （【代表者】）   | ←         |
| （【国籍・地域】）   |           |
| 【代理人】   |           |
| （【識別番号】）  |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| （【手数料の表示】）  |           |
| （【予納台帳番号】）  |           |
| （【納付金額】）  |           |
| 【提出物件の目録】   |           |
| 【物件名】   |           |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。

- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭かつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「】」を用いるとき又は商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）の中に記載するときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「（【整理番号】）」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記載する。
- 7 【商標登録を受けようとする商標】の欄には、次の要領により記載する。
  - イ 商標登録を受けようとする商標は、商標記載欄の中に記載する。この場合において願書の1ページ目に、必要な商標記載欄を設けることができないときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄に「別紙のとおり」と記載し、次ページに【商標登録を受けようとする商標】の欄を設け、その欄の次に商標記載欄を設けて記載する。
  - ロ 商標記載欄の大きさは、8cm平方とする。ただし、特に必要があるときは、15cm平方までの大きさとするができる。
  - ハ 商標登録を受けようとする商標を願書に直接記載するときは、枠線により商標記載欄を設けて記載する。
  - ニ 商標登録を受けようとする商標を記載した書面を願書にはり付けて記載するときは、ロに規定する大きさの用紙を用いるものとし、その用紙を商標記載欄とする。この場合において、商標記載欄を表す枠線を記載してはならず、用紙は、願書の記載事項が隠れず、かつ、容易に離脱しないように用紙の全面をはり付ける。
  - ホ 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によって記載する場合は、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本産業規格A列4

番の大きさの用紙（原則として1枚）に「【商標登録を受けようとする商標】」の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。

ヘ 音商標について商標登録を受けようとする場合であって、特に必要があるときは、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本産業規格A列4番の大きさの用紙（原則として1枚）に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。

ト 商標記載欄には、別段の定めがある場合を除き陰影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号、又は文字、その他商標を構成しない線、符号、図形又は文字を記載してはならない。

チ 描き方は、濃墨、容易に変色若しくは退色しない絵の具ではなく離さないように鮮明に描くか、あるいは印刷又は複写等により鮮明で容易に消すことができないように記載することとし、鉛筆、インキ、クレヨン又はカーボンペーパーを使用してはならない。また、パラフィン紙その他表示される文字、図形等が容易にはげおちるおそれがある用紙に記載してもならない。

リ 商標登録を受けようとする商標は、別段の定めがある場合を除き写真、青写真又ははり合わせたものによって記載してはならない。

ヌ 活字により商標を表示するとき（ヲ、ソ及びツに該当する場合を除く。）は、見やすい大きさの活字（原則として20ポイントから42ポイントまで）を用いる。

ル 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によって記載するときは、各図又は各写真を同一縮尺で記載し、各図又は各写真の間に十分な余白を設ける。この場合において、各図又は各写真の内容を説明するために必要な図又は写真の番号を記載することができる。この場合は、当該番号の記載が商標を構成する要素ではない旨を「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

ヲ 標準文字のみによって商標登録を受けようとする商標は、特許庁長官の指定するところに従い、黒色で、かつ、大きさ及び書体が同一の活字等（大きさは10ポイント以上とする。）を用いて、一行に横書きで記載する。

ワ 動き商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化（商標に係る文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の移動を含む。以下同じ。）の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の状態が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

カ ホログラム商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化の前後の状態

を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の前後の状態が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

ヨ 第4条の3第2号の規定により立体商標を図又は写真によって記載するときは、商標登録を受けようとする立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）及び商標を構成しないその他の部分を表示するための線、点、その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該立体的形状が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

タ 第4条の4第1号の規定により色彩のみからなる商標を図又は写真によって記載するときは、なるべく商標登録を受けようとする色彩が全体にわたり表示された図又は写真によって記載する。

レ 第4条の4第2号の規定により色彩のみからなる商標を図又は写真によって記載するときは、商標登録を受けようとする色彩及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該色彩及びそれを付する位置が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

ソ 音商標について商標登録を受けようとするときは、音符、休符、音部記号、テンポ、拍子記号、歌詞その他の商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載する。

ツ 第4条の5の規定により音商標を文字を用いて記載するときは、黒色で、かつ、大きさ及び書体が同一の活字等（大きさは原則として7ポイント以上とする。）を用いて、横書きで記載する。この場合において、音商標を外国語で記載することができる。

ネ 位置商標について商標登録を受けようとするときは、その商標に係る標章及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該標章及びそれを付する位置が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

8 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を写真によって記載するときは、次の要領による。

イ 写真の大きさは、原則8cm平方とし、背景に他のものが入らないものであって、容易に変色又は退色しないものを用いる。ただし、特に必要があるときは、15cm平方までの大きさのものを用いることができる。

ロ 写真は、商標記載欄に、願書の記載事項が隠れず、かつ、容易に離脱しないように写真の全面をはり付ける。

ハ 写真は、折ってはならない。

9 動き商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【動き商標】」の欄を加える。

10 ホログラム商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【ホログラム商標】」の欄を加える。

11 立体商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【立体商標】」の欄を加える（備考9、10及び14に該当するときは除

く。)

- 12 色彩のみからなる商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【色彩のみからなる商標】」の欄を加える（備考9及び10に該当するときを除く。)
- 13 音商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【音商標】」の欄を加える。
- 14 位置商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【位置商標】」の欄を加える（備考9及び10に該当するときを除く。)
- 15 標準文字のみによって商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【標準文字】」の欄を加える。
- 16 商標法第5条第4項の規定により商標の詳細な説明を記載するときは、「【動き商標】」、「【ホログラム商標】」、「【立体商標】」、「【色彩のみからなる商標】」、「【音商標】」又は「【位置商標】」の欄の次に「【商標の詳細な説明】」の欄を設けて記載する。ただし、第4条の8第1項各号に掲げる商標以外の商標の商標登録出願についての願書には、「【商標の詳細な説明】」の欄を設けてはならない。
- 17 「【商標の詳細な説明】」の欄には、文字及び符号のみを記載し、図、表等を記載してはならない。
- 18 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄には、次の要領により記載する。
  - イ 「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載する。指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に、「指定商品（指定役務）の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明その他の必要な説明を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載する。
  - ロ 2以上の商品（役務）を指定する場合は、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付さなければならない。
  - ハ 商品及び役務の区分が2以上ある場合は、区分の番号順に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品（指定役務）を次のように、繰り返して記載する。

【第 類】  
【指定商品（指定役務）】  
【第 類】  
【指定商品（指定役務）】

- 19 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、説明書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、引出線、文字その他のものにより、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第6項ただし書説明書」と記載する。ただし、「【商標の

【詳細な説明】」の欄に、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載した場合には、説明書に記載するには及ばない。

- 20 「【識別番号】」は、なるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 21 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 22 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 23 「【商標登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、商標登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 24 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 25 商標登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、商標登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 26 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 27 商標登録出願人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考26に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 28 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 29 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記録し、弁護士の

ときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

30 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「商標登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「商標登録出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。

31 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

32 「【商標登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【商標登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「〇／〇」のように分数で記載し、商標登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される商標登録出願人を第一番目の「【商標登録出願人】」の欄に記載し、「【商標登録出願人】」（商標登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 33 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「(【識別番号】)」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 34 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号。以下「特例法」という。)第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。以下この様式において同じ。)を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申し出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

- 35 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

- 36 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標法第35条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法(明治29年法律第89号)第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設け

て、その旨を記載する。

37 商標法第68条の32第1項及び同法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第6条(4)の規定により取り消された又は議定書第15条(5)(b)の規定による議定書の廃棄に係る国際登録の番号を記載する。この場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する（備考36において特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

38 第7条の規定により、商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「（【整理番号】）」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願」と記載する。

39 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定によりパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張をする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

40 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。

41 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

42 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

43 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

44 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその

提出日)を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 45 商標法第4条第1項第9号に規定する博覧会の賞を受けた者が、商標の一部としてその賞と同一又は類似する標章の使用をする商標について商標登録を受けようとする場合において、その賞を受けたことを証明する書面を添付するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」を設けて、「〇〇博覧会〇〇賞を受けたことを証明する書面」のように記載する。
- 46 商標法第5条第4項の規定により経済産業省令で定める物件を添付するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「商標法第5条第4項の物件」と記載する。

### Ⅲ 団体商標登録出願の願書の作成方法

#### 1. 書面による願書の様式（商施規様式第3（第2条関係））

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 【書類名】                    | 団体商標登録願   |
| （【整理番号】）                 |   |
| （【提出日】                   | 令和 年 月 日）   |
| 【あて先】                    | 特許庁長官 殿   |
| 【商標登録を受けようとする商標】         |  |
| 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 |   |
| 【第 類】                    |   |
| 【指定商品（指定役務）】             |   |
| 【商標登録出願人】                |   |
| （【識別番号】）                 |   |
| 【住所又は居所】                 |   |
| 【氏名又は名称】                 |   |
| （【代表者】）                  | ←   |
| （【国籍・地域】）                |   |
| 【代理人】                    |   |
| （【識別番号】）                 |   |
| 【住所又は居所】                 |   |
| 【氏名又は名称】                 |   |
| （【手数料の表示】）               |   |
| （【予納台帳番号】）               |   |
| （【納付金額】）                 |   |
| 【提出物件の目録】                |   |
| 【物件名】                    | 商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面 1  |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

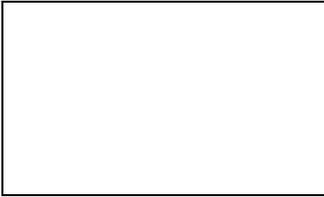
[備考]

- 1 「商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面」は、登記事項証明書等とする。
- 2 その他は、様式第2の備考と同様とする。

※備考1に記載の「登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細は第7章問14「5. 登記事項証明書の添付省略について」をご参照ください。

#### IV 地域団体商標登録出願の願書の作成方法

##### 1. 書面による願書の様式（商施規様式第3の2（第2条関係））

|  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| <p>【書類名】 地域団体商標登録願<br/>（【整理番号】）<br/>（【提出日】 令和 年 月 日）<br/>【あて先】 特許庁長官殿<br/>【商標登録を受けようとする商標】<br/><br/>【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】<br/>【第 類】<br/>【指定商品（指定役務）】<br/>【商標登録出願人】<br/>（【識別番号】）<br/>【住所又は居所】<br/>【氏名又は名称】<br/>（【代表者】） ←<br/>（【国籍・地域】）<br/>【代理人】<br/>（【識別番号】）<br/>【住所又は居所】<br/>【氏名又は名称】<br/>（【手数料の表示】）<br/>（【予納台帳番号】）<br/>（【納付金額】）<br/>【提出物件の目録】<br/>【物件名】 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面 1<br/>【物件名】 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類 1</p> | <p>代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。</p> |
|--|---------------------------------------|

##### 〔備考〕

- 1 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄には、次の要領により記載する。  
イ 「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載する。地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記載する。
  - ① 地域の名称が商品の産地であれば、「○○（地域の名称）産の○○（商品名）」と記載する。
  - ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「○○（地域の名称）産の○○（原材料名）を主要な原材料とする○○（商品名）」と記載する。

- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された〇〇（商品名）」と記載する。
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における〇〇（役務名）」と記載する。
- ロ 指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に、「指定商品（指定役務）の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明その他の必要な説明を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載する。
- ハ 2以上の商品（役務）を指定する場合は、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付さなければならない。
- ニ 商品及び役務の区分が2以上ある場合は、区分の番号順に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品（指定役務）を次のように、繰り返して記載する。

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

- 2 「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、登記事項証明書等及び同項の定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しとする。この場合において、当該写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法律の該当条文その他必要な事項を記載することができる。
- 3 「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品（役務）との密接な関連性を示す新聞、雑誌、書籍等の記事若しくはパンフレット、カタログ、広告又は商品（役務）に関する商標の使用規則等とする。
- 4 商標法第7条の2第1項の規定による商標登録を受けようとする商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載し、当該書類を添付する。
- 5 その他は、様式第2の備考と同様とする。

※備考2に記載の「登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細は第7章問14「5. 登記事項証明書の添付省略について」をご参照ください。

## V 商標登録出願の願書（特殊出願）の作成方法

### 1. 商標法第10条第1項の規定による商標登録出願（分割出願）

商施規様式第4（第2条関係）

【書類名】 商標登録願

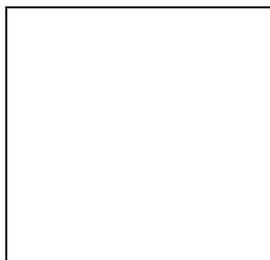
（【整理番号】）

【特記事項】 商標法第10条第1項の規定による商標登録出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】

←  
代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、  
「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの商標登録出願の年月日を記載する。  
ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の商標登録願」のようにもとの商標登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に  
「【整理番号】」の欄を設けて、もとの商標登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願をするときは、「【書類名】」の欄を「防護標章登録願」とし、「【特記事項】」の欄を「商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願」とし、  
「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする標章】」とし、  
「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を加え、当該登録番号を記載する。
- 3 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。  
【包括委任状番号】  
【包括委任状番号】
- 4 その他は、様式第2の備考と同様とする。この場合において、商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願をする場合であって、もとの防護標章登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によって記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。

## 2. 商標法第11条第1項の規定による商標登録出願（変更出願）

商施規様式第5（第2条関係）

【書類名】 商標登録願

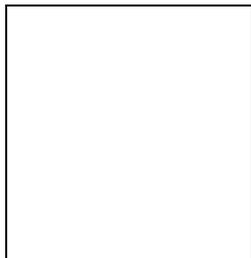
（【整理番号】）

【特記事項】 商標法第11条第1項の規定による商標登録出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は  
不要です。

〔備考〕

- 1 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄に記載すべき事項が原出願の願書に記載した事項と同じであるときは、「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の次に「【援用の表示】」の欄を設け「原出願と同じ」と記載する。
- 2 通常の商標登録出願に変更するときは、「特記事項」の欄に「商標法第11条第1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」と記載する。
- 3 団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「団体商標登録願」とし、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。
- 4 地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」とし、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。
- 5 第8条の規定により商標登録を受けようとする商標及び商標の詳細な説明の記載を省略するときは、「【商標登録を受けようとする商標】」及び「【商標の詳細な説明】」の欄の次にそれぞれ「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。同条の規定により商標法第5条第4項の物件の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「商標法第5条第4項の物件」と記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。第22条第8項において準用する意匠法施行規則第9条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返して設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 6 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで並びに様式第4の備考1及び3と同様とする。

### 3. 商標法第12条第1項の規定による商標登録出願（出願変更）

商施規様式第6（第2条関係）

【書類名】 商標登録願

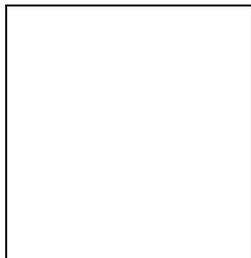
（【整理番号】）

【特記事項】 商標法第12条第1項の規定による商標登録出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】



代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は  
不要です。

[備考]

- 1 団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「団体商標登録願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。
- 2 地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。
- 3 防護標章登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「防護標章登録願」と記載し、「【特記事項】」の欄の「商標法第12条第1項の規定による商標登録出願」を「商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする標章】」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を設けて、当該登録番号を記載する。
- 4 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで、様式第4の備考1及び3並びに様式第5の備考5と同様とする。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であって、その商標の詳細な説明が英語によって記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。また、もとの防護標章登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によって記載したものである場合は、商標の詳細な説明の記載は、日本語でなければならない。

**4. 商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願**

(補正却下後の新出願)

商施規様式第9 (第2条関係)

【書類名】 商標登録願

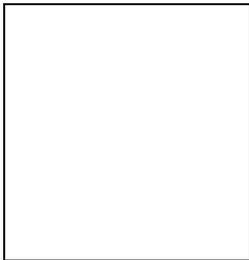
(【整理番号】)

【特記事項】 商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する  
商標登録出願

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品 (指定役務)】

【原出願の表示】

【出願番号】

【手続補正書提出日】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

(【国籍・地域】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】

←  
代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は  
不要です。

〔備考〕

- 1 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄に記載すべき事項が原出願の願書に記載した事項と同じであるときは、「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄の次に「【援用の表示】」の欄を設けて「原出願と同じ」と記載し、商標法第16条の2（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定により却下された補正による補正後のものと同じであるときは「令和何年何月何日にした補正による補正後と同じ」のように記載する。
- 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、  
「【手続補正書提出日】」には、「令和何年何月何日」のようにもとの商標（防護標章）登録出願の番号及び商標法第16条の2（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。
- 3 団体商標の商標登録出願をするときは、「【書類名】」を「団体商標登録願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。
- 4 地域団体商標の商標登録出願をするときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。
- 5 商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護商標登録出願をするときは、「【書類名】」を「防護標章登録願」とし、「【特記事項】」の欄の「商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願」を「商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする標章】」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を加える。
- 6 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2備考1から4まで、様式第4の備考3並びに様式第5の備考5と同様とする。この場合において、商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願をするときは、当該防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であって、その商標の詳細な説明が英語によって記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。

## VI 防護標章登録出願の願書の作成方法

商施規様式第7（第2条関係）

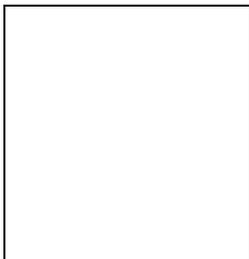
【書類名】 防護標章登録願

（【整理番号】）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【防護標章登録を受けようとする標章】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】

【防護標章登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】

←  
代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は  
不要です。

[備考]

- 1 「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」には、防護標章登録出願に係る商標登録の番号を「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権である場合は、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「防護標章登録に係る商標登録は国際登録に基づく商標権である。」と記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考と同様とする。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であって、その商標の詳細な説明が英語によって記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。

## Ⅶ 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願の願書の作成方法

商施規様式第8（第2条関係）

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 【書類名】         | 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願 |
| （【整理番号】）      |                       |
| （【提出日】        | 令和 年 月 日）             |
| 【あて先】         | 特許庁長官 殿               |
| 【防護標章登録の登録番号】 |                       |
| 【更新登録出願人】     |                       |
| （【識別番号】）      |                       |
| 【住所又は居所】      |                       |
| 【氏名又は名称】      |                       |
| （【代表者】）       | ←                     |
| （【国籍・地域】）     |                       |
| 【代理人】         |                       |
| 【識別番号】        |                       |
| 【住所又は居所】      |                       |
| 【氏名又は名称】      |                       |
| （【手数料の表示】）    |                       |
| （【予納台帳番号】）    |                       |
| （【納付金額】）      |                       |
| 【提出物件の目録】     |                       |
| 【物件名】         |                       |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 防護標章登録に基づく権利に係る商品及び役務の区分の数を減じて存続期間の更新登録の出願をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄の次に「【商品及び役務の区分】」の欄を設けて、更新登録を求める商品及び役務の区分のみを次のように記載する。  
【商品及び役務の区分】  
【第○類】  
【第○類】
- 2 商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第65条の3第3項の規定による防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願」と記載する。
- 3 その他は、様式第2の備考及び様式第4の備考3と同様とする。

## ※防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願期間を経過した場合の救済措置

商標法第65条の3第2項に規定する期間内に防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願ができなかったことが「故意によるものでない」ときは、防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願が認められます。

この場合、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をすることができるようになった日から2月以内で、期間経過後6月以内に限り、防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願をすることができます（商65の3(3)、商施規2(9)）。防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願をする際には、「①所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び手続をすることができるようになった日」の記載及び「②手続をしなかったことが故意によるものでない」ことを表明した回復理由書を提出しなければなりません。なお、「故意でない基準」により回復理由書を提出する際には、回復手数料（86,400円）を納付しなければなりません（特別表第11号、手数料令4(2)⑤）。

「故意でない基準」による期間徒過後の救済に係る手続の詳細は、特許庁ホームページ「期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されます」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method2.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html)) を参照してください。

なお、当該規定が適用されるのは、平成24年4月1日時点で、現に存するもの、すなわち本来の防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願できる期間が満了していない場合です。それ以前に防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願できる期間が満了している場合には、当該規定は適用されません（平成23年改正法附則第5条6項）。

### 商施規様式第8の2（第2条、第10条、第18条の2及び第20条関係）

|               |           |
|---------------|-----------|
| 【書類名】         | 回復理由書     |
| （【提出日】        | 令和 年 月 日） |
| 【あて先】         | 特許庁長官 殿   |
| 【防護標章登録の登録番号】 |           |
| 【更新登録出願人】     |           |
| 【識別番号】        |           |
| 【住所又は居所】      |           |
| 【氏名又は名称】      |           |
| 【代理人】         |           |
| 【識別番号】        |           |
| 【住所又は居所】      |           |
| 【氏名又は名称】      |           |
| 【回復の理由】       |           |

(【手数料の表示】)

(【納付書番号】)

【提出物件の目録】

[備考]

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。備考3に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、商標法別表第5号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。
- 2 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【更新登録申請人】」とする。商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。防護標章登録に基づく権利について、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。
- 3 第2条第14項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る防護標章登録の登録番号(防護標章登録の登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

【別紙】

防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

また、第10条第8項、第18条の2第6項及び第20条第7項の規定により2以上の事件について回復理由書を提出するときも同様とする。この場合において、「防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とあるのは「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とする。

- 4 「【更新登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 5 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日について簡明に記載する。
- 6 第2条第12項、第10条第6項、第18条の2第4項及び第20条第5項の規定により同項の申出書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、当該申出及び手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。
- 7 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から24まで、26、29、31、34及び40から44までと同様とする。この場合において、様式第2の備考23中「【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【更新登録申請人】」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【更新登録出願人】」と、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「更新登録申請人」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「更新登録出願人」と、商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請をするときは、「書換登録申請者」と読み替えるものとする。

分割・変更等に係る商標登録出願の願書の【特記事項】の欄への記載事項一覧

|    |  |                           |
|----|--|---------------------------|
| 1  | 商標法第10条第1項の規定による商標登録出願   | 分割出願（通常、団体、地域）            |
| 2  | 商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願  | 分割出願（防護）                  |
| 3  | 商標法第11条第1項の規定による商標登録出願   | 変更出願（団体→通常、地域）            |
| 4  | 商標法第11条第2項の規定による商標登録出願   | 変更出願（地域→通常、団体）            |
| 5  | 商標法第11条第3項の規定による商標登録出願   | 変更出願（通常→団体、地域）            |
| 6  | 商標法第12条第1項の規定による商標登録出願   | 変更出願（防護→通常、団体、地域）         |
| 7  | 商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願   | 変更出願（通常、団体、地域→防護）         |
| 8  | 商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願  | 補正却下に基づく新出願（通常、団体、地域）     |
| 9  | 商標法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願  | 補正却下に基づく新出願（審判（通常、団体、地域）） |
| 10 | 商標法第60条の2第2項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願                       | 補正却下に基づく新出願（再審（通常、団体、地域）） |
| 11 | 商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願                       | 補正却下に基づく新出願（防護）           |
| 12 | 商標法第68条第4項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願                       | 補正却下に基づく新出願（審判（防護））       |
| 13 | 商標法第68条第5項において準用する同法第60条の2第2項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項において規定する防護標章登録出願 | 補正却下に基づく新出願（再審（防護））       |
| 14 | 商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願  | 出願時の特例（博覧会）               |

## 第二節 出願日の認定

### I 商標登録出願（防護標章登録出願）に係る出願日の認定

#### 1. 出願日の認定（商5の2(1)(商68で準用する場合を含む)

下記の(1)から(5)に該当する場合を除き、商標（防護標章）登録出願に係る願書を提出した日を商標（防護標章）登録出願の日として認定します。

- (1) 商標（防護標章）登録を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
- (2) 商標（防護標章）登録出願人の氏名(名称)の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
- (3) 願書に商標（防護標章）登録を受けようとする商標（標章）の記載がないとき。
- (4) 指定商品又は指定役務の記載がないとき。
- (5) 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないとき。

#### 2. 補完命令（商5の2(2)）

上記(1)から(5)までの一に該当するときは、相当の期間を指定して補完をすべきことを命じます。

#### 3. 補完命令に対する応答期間

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 国内在住者 | 1月（遠隔地等15日の職権による期間延長） |
| 国外在住者 | 2月                    |

補完命令に対する応答期間については、国内在住者・国外在住者共に下記による指定期間の延長が認められます。

- (1) 応答期間内に行う期間延長請求1月（手数料は2,100円）
- (2) 応答期間経過後2月以内に行う期間延長請求2月（手数料は4,200円）

#### 4. 手続補完書による補完（商5の2(3)）

商標（防護標章）登録出願について補完をするときは、商標法施行規則様式第10の手続補完書を提出しなければなりません。

#### 5. 出願日の繰下げ（商5の2(4)）

補完命令に対し指定期間内に補完をしたときは、手続補完書を提出した日を出願日として認定し、その旨を出願人に通知します。

#### 6. 出願の却下（商5の2(5)）

補完命令に対し、指定された期間内にその補完をしないときは、当該商標（防護標章）登録出願を却下します。

## II 手続補完書の作成例

商施規様式第10（第5条関係）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 【書類名】     | 手続補完書     |
| （【提出日】    | 令和 年 月 日） |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿   |
| 【事件の表示】   |           |
| 【出願番号】    |           |
| 【商標登録出願人】 |           |
| （【識別番号】）  |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| （【代表者】）   | ←         |
| 【代理人】     |           |
| （【識別番号】）  |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| 【発送番号】    |           |
| 【手続補完1】   |           |
| 【補完の内容】   |           |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の商標登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 3 防護標章登録願について手続の補完をするときは、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とする。
- 4 「【商標登録出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 「【手続補完1】」の欄の「【補完の内容】」には、次の要領により補完事項を記載する。

イ 商標登録を受けようとする旨の表示を補完するときは、「【補完の内容】」に「商標登録を受けようとする商標」のように記載する。

ロ 商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【商標登録出願人】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け、「【氏名又は名称】」の欄に補完する商標登録出願人の氏名若しくは名称を記載する。

ハ 商標登録を受けようとする商標を補完するときは、「【補完の内容】」の次に【商標登録を受けようとする商標】の欄及び商標記載欄を設け、商標登録を受けようとする商標を記載する。

ニ 指定商品又は指定役務を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」、「【第○類】」及び「【指定商品（指定役務）】」の欄を設け、区分及び指定商品又は指定役務を記載する。

7 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補完1】

【補完の内容】

【手続補完2】

【補完の内容】

8 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29から31まで及び40から43までと同様とする。

### 第三節 出願と同時にする手続の方式

#### I 出願時の特例の規定の適用を受けようとする場合

##### 1. 商標の出願時の特例の規定の適用を受けようとする場合の手続（商9）

- (1) 願書の「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて「商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願」と記載します。
- (2) 証明書の提出は「出願時の特例証明書提出書」に証明書を添付して提出します。  
なお、証明書の提出は商標登録出願の日から30日以内にしなければなりません（商9@（2））。

証明書を提出する者が上記期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であっても、上記期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる（商9条3項、商施規6条の2第2項及び3項）。

ただし、上記証明書を提出する者が、その責めに帰することができない理由により、商標法第9条第3項の規定により証明書を提出することができる期間内にその証明書を提出することができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内に証明書を提出することができる（商9条4項）。

〔記載例〕

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 【書類名】  | 商標登録願                         |
| 【整理番号】 | T〇〇〇〇〇〇〇-〇〇                   |
| 【特記事項】 | 商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願 |
| （【提出日】 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日）                  |

## II パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合

### 1. 優先権の主張

- (1) パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国、商標法条約の締約国又は優先権主張に関し相互主義を採る国として特許庁長官が指定した国のいずれかにおいて正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国等に出願をすることに関し、以下に定める期間中優先権を有します（パリ条約第4条A(1)、特43の2(2)を準用、商9の2、商9の3）。
- (2) 優先期間は、6月です（パリ条約第4条C(1)）。

### 2. 優先権の主張の効果

上記の期間満了前に他の同盟国等においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によって不利な取扱いを受けません。また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能も生じさせません（パリ条約第4条B）。

### 3. 優先権の主張の手続（特43(1)、(2)、(3)、特43の2(3)を準用）

- (1) 願書の「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて国・地域名及び出願日を記載します。
- (2) 優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の欄の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載します。
- (3) 優先権証明書類等の提出は「優先権証明書提出書」（特施規第27条の3の3様式第36を準用）に当該証明書を添付して提出します。  
なお、優先権証明書類等の提出は、出願日から3月以内に提出しなければなりません（商13条1（商68条1項において準用する場合を含む。）において準用する特43条1項及び2項）。
- (4) 上記(3)の期間内に優先権証明書類等を提出できなかった場合は、期間経過後2月限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、優先権証明書類等を提出することができます（商13条1項（68条1項において準用する場合を含む。）において準用する特43条7項、商施規7の2第1項及び第2項）。
- (5) 優先権証明書類等を提出する者が、その責めに帰することができない理由により所定の期間内に提出することができないときは、以下の期間にその書類を提出することができます。

イ 優先権証明書類等を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかった場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあつては2月）以内（商施規7条の2）

ロ 上記イに掲げる場合以外るとき、優先権証明書類等を提出することができなかった理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月

以内（商施規7条の2）

### Ⅲ 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする場合

1. 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする場合は、次の要領で作成した説明書を願書に添付します。
2. 説明書には「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき部分から引出線を引き、その旨を記載します。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第6項ただし書説明書」と記載します。

## 第四節 早期審査の手続

### 1. 早期審査の対象となる商標登録出願

以下の（１）から（３）のいずれかに該当する商標登録出願について、早期審査の申出をすることができます。既に出願されているものについても早期審査の対象となります。

ただし、新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標。以下同じ。）、立体商標の一部（※）及びマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（日本を指定国とする出願）については、その審査の特殊性から審査の質を確保するため、早期審査の対象外とします。

※「立体商標の一部」とは、「店舗、事務所、事業所、施設（建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船）の外観・内装からなる立体商標」又は「商標の詳細な説明の記載を有する立体商標（出願時に商標の詳細な説明の記載がなくとも、商標を特定するために当該記載が必要と判断される場合を含む。）」を指します。

また、令和6年4月1日以降に出願されたコンセント制度の適用を主張する出願、他人の氏名を含む商標に係る出願についても、早期審査の対象外です。詳細については、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」を御確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/document/index/tt1208-023guide.pdf>

（対象1）出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願であること

この要件に基づき申出を行う際には、以下の①及び②の両方の要件を備えていることが必要です。

① 「出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用（注1）している又は使用の準備を相当程度進めている出願」であること（注2）

② 「権利化について緊急性を要する出願」であること

「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

a) 第三者（注3）が、出願商標（又はそれに類似するおそれのある商標）を無断で使用している（又は使用の予備的行為を行っている）場合

b) 出願商標の使用（又は使用の予備的行為）について、第三者から警告を受けている場合

c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合

d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合

e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書（注4）に基づく国際登録出願の基

## 礎出願として国際登録の出願を行う予定がある場合

(注1) 商標の「使用」とは、商標法第2条第3項に規定する次の行為をいいます。

商標法第2条第3項(第9号は音商標に関する規定のため、対象外)

- 一 商品又は商品の包装に標章を付する行為
- 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
- 三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付する行為
- 四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為
- 五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為
- 六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
- 七 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次号において同じ。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為
- 八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

(注2) 複数の商品(役務)を指定しているときは、そのいずれかの商品(役務)について使用又は使用の準備を相当程度進めていることを証明すれば、「出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて」の要件を満たすこととなります。

(注3) 第三者とは、出願人自身又は出願人からその商標について使用許諾を受けた者以外の者をいいます。

(注4) マドリッド協定議定書は、商標について、世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録を受けることにより、指定締約国においてその保護を確保できることを内容とする条約です。

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/seido/mado.html>

(対象2) 出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願であること

この要件に基づき申出を行う際には、指定商品・指定役務の記載に関して、以下の点を注意してください。

\* 願書に記載する指定商品・指定役務は、商標の使用状況等の証明がなされる商品・役務としなければなりません。

\* 指定商品・指定役務の記載中に、証拠書類により出願商標の使用が確認できない商品・役務が含まれている場合には、早期審査の対象として認められませんので、早期審査の申出以前

(同時でも構いません) に、その商品・役務を削除する補正が必要となります。

(対象3) 出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願であること

この要件に基づき申出を行う際には、以下の①及び②の両方の要件を備えていることが必要です。

- ①「出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めている出願」であること
- ②商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願であること

指定商品・指定役務は、以下のa)～c)に掲載されている商品・役務のみを記載してください。以下a)～c)に掲載されていない商品・役務が含まれている場合には、早期審査の対象として認められません。

- a) 商標法施行規則別表 (第六条関係)
- b) 類似商品・役務審査基準
- c) 商品・サービス国際分類表 (ニース分類)

制度の詳細については特許庁ホームページに掲載されている「商標早期審査・早期審理ガイドライン」を参照してください。

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/document/index/tt1208-023guide.pdf>

#### ※ 震災復興支援早期審査について

被災された企業等が知財を活用し復興していくことを支援するため、東日本大震災等による被害を受けた企業等の商標の出願等について、早期に審査を実施する「震災復興支援早期審査」を行っております。

以下の(1)又は(2)に該当する商標登録出願について、震災復興支援早期審査の申出をすることができます。

- (1) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者による商標登録出願。
- (2) 出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業として使用される商標に係る商標登録出願。

なお、福島県・公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構・特許庁との3者間の「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」の期間内に限り、以下の（3）又は（4）に該当する商標登録出願も対象となります。

- （3）出願人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、出願に係る商標が福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。
- （4）出願人が法人であり、出願に係る商標が当該法人の福島県にある事業所等の事業として使用される商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。

震災復興支援早期審査の「早期審査に関する事情説明書」は、通常的事情説明書とは記載方法が異なります。

詳細については特許庁ホームページに掲載されている「震災復興支援早期審査・早期審理ガイドライン（商標）」を参照してください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki\\_kaisi/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/index.html)

## 2. 早期審査の申出手続

早期審査の申出は、「早期審査に関する事情説明書」の提出により行うこととします。

### (1) 提出者

「早期審査に関する事情説明書」の提出者は、出願人及びその手続をする代理人に限ります。

### (2) 提出方法

次のいずれかの方法によって提出してください。

a) オンラインにより提出する。

b) 特許庁受付窓口へ直接持参のうえ提出する。

受付窓口：東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎1階 出願課

受付時間：平日9時から17時まで

c) 封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あてに送付する。

宛先：〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁長官 宛

なお、書面により提出した場合は、その電子化のために、早期審査の選定手続がオンラインによる提出の場合に比べて1月程度遅れます。

### (3) 提出時期

「早期審査に関する事情説明書」は、商標登録出願の日以降いつでも提出できます。出願と同時に又は出願後、速やかな提出を推奨します。※提出が出願から大幅に遅れる場合、審査の着手が通常の出願よりも遅れる場合もありますので、ご注意ください。提出者は、出願人及びその代理人に限ります。

### (4) 手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に際しては、手数料は必要ありません。また、書面により提出した場合であっても電子化手数料は必要ありません。

### (5) 提出書類

「早期審査に関する事情説明書」（様式1～2参照）は、証拠書類を添付して早期審査を希望する出願ごとに1通を提出します。なお、当該提出書類は、特許庁に受理された後は返却されません。また、出願と同時に「早期審査に関する事情説明書」を提出する場合は、願書の添付書類とせず、別の書面として提出してください。

### (6) 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」をもって行います（様式3参照）。

(7) 改めて早期審査の申出を行う場合

一度、要件を満たさないために早期審査の対象とならなかった場合でも、その後、要件を満たす状態になった場合には、改めて「早期審査の事情説明書」を提出することにより、早期審査の対象となり得ます。その際、商標の使用状況等の説明及び証拠書類の提出について、先に提出した早期審査の事情説明書の説明内容及び証拠書類等を援用することができます。

**3. 「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の様式**

(1) 「早期審査に関する事情説明書」

- ・対象1に該当する出願（出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願）に関する申し出を行う→（様式1）
- ・対象2に該当する出願（出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願）に関する申し出を行う→（様式2）
- ・対象3に該当する出願（出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願）に関する申し出を行う→（様式2）

(2) 「早期審査に関する事情説明補充書」→（様式3）

(様式1) 早期審査に関する事情説明書

対象1に該当する出願に関するの申出を行う場合

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 【書類名】                | 早期審査に関する事情説明書 |
| (【提出日】               | 令和 年 月 日)     |
| 【あて先】                | 特許庁長官 殿       |
| 【事件の表示】              |               |
| 【出願番号】               |               |
| 【提出者】                |               |
| 【識別番号】               |               |
| 【住所又は居所】             |               |
| 【氏名又は名称】             |               |
| (【代表者】)              | ←             |
| (【電話番号】)             |               |
| 【代理人】                |               |
| 【識別番号】               |               |
| 【住所又は居所】             |               |
| 【氏名又は名称】             |               |
| 【早期審査に関する事情説明】       |               |
| 1. 出願人等の使用状況説明       |               |
| (1) 商標の使用者           |               |
| (2) 商標の使用に係る商品名(役務名) |               |
| (3) 商標の使用時期          |               |
| (4) 商標の使用場所          |               |
| (5) 商標の使用の事実を示す書類    |               |
| (6) 手続補正書の提出の有無      |               |
| 2. 緊急性を要する状況の説明      |               |
| 【提出物件の目録】            |               |
| 【物件名】                |               |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

※ 【早期審査に関する事情説明】で記載した内容の裏付けとなる書類を添付し提出してください。

※ 書面により提出する場合は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさの用紙を用いてください。

(様式2) 早期審査に関する事情説明書

対象2又は対象3に該当する出願に関するの申出を行う場合

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 【書類名】               | 早期審査に関する事情説明書 |
| (【提出日】              | 令和 年 月 日)     |
| 【あて先】               | 特許庁長官 殿       |
| 【事件の表示】             |               |
| 【出願番号】              |               |
| 【提出者】               |               |
| 【識別番号】              |               |
| 【住所又は居所】            |               |
| 【氏名又は名称】            |               |
| (【代表者】)             | ←             |
| (【電話番号】)            |               |
| 【代理人】               |               |
| 【識別番号】              |               |
| 【住所又は居所】            |               |
| 【氏名又は名称】            |               |
| 【早期審査に関する事情説明】      |               |
| 1. 商標の使用者           |               |
| 2. 商標の使用に係る商品名(役務名) |               |
| 3. 商標の使用時期          |               |
| 4. 商標の使用場所          |               |
| 5. 商標の使用の事実を示す書類    |               |
| 6. 手続補正書の提出の有無      |               |
| 【提出物件の目録】           |               |
| 【物件名】               |               |

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は不要です。

※ 【早期審査に関する事情説明】で記載した内容の裏付けとなる書類を添付し提出してください。

※ 書面により提出する場合は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさの用紙を用いてください。

(様式3) 早期審査に関する事情説明補充書

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 【書類名】     | 早期審査に関する事情説明補充書 |
| (【提出日】    | 令和 年 月 日)       |
| 【あて先】     | 特許庁長官殿          |
| 【事件の表示】   |                 |
| 【出願番号】    |                 |
| 【提出者】     |                 |
| 【識別番号】    |                 |
| 【住所又は居所】  |                 |
| 【氏名又は名称】  |                 |
| (【代表者】)   | ←               |
| (【電話番号】)  |                 |
| 【代理人】     |                 |
| 【識別番号】    |                 |
| 【住所又は居所】  |                 |
| 【氏名又は名称】  |                 |
| 【補充の内容】   |                 |
| 【提出物件の目録】 |                 |
| 【物件名】     |                 |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

※ 書面により提出する場合は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさの用紙を用いてください。

(様式4) 国際登録出願の意思に関する宣誓書

国際登録出願の意思に関する宣誓書

現在当社は、本願商標について、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を行っていないが、令和〇〇年〇〇月ころに、国際登録出願を行う予定である。

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

(出願人)

住所：

名称：

担当責任者：

#### 4. 「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の作成要領

##### (1) 書誌的事項の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の書誌的事項の欄は、以下の要領で記載してください。

##### a) 【提出日】の欄

オンラインにより提出する場合には提出する年月日を、特許庁出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、送付により提出する場合は、投函日等発送する年月日を記載してください。

##### b) 【事件の表示】の欄

【出願番号】の欄は、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように記載してください。なお、出願番号の通知を受けていない場合（出願と同時に早期審査の申出を行う場合など）は、【出願番号】の欄に代えて【出願日】の欄を設け、「令和〇〇年〇月〇日提出の商標登録願」のように、出願年月日を記載し、整理番号があるときには【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載してください。

なお、同年月日に複数の出願をしている場合には、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載してください。

##### c) 【提出者】の欄

【識別番号】の欄は、識別番号の通知を受けていない場合等で識別番号を記載できないときは、この欄を設ける必要はありません。この場合は【住所又は居所】の欄を設け、住所又は居所を記載します。

【氏名又は名称】の欄は、法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載します。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて、代表者氏名を記載します。ただし、代理人がいる場合は【代表者】の欄を設ける必要はありません（【代表者】の欄は、法人であって、かつ、代理人がいない場合にのみ必要です。）。

【電話番号】の欄は、なるべく記載してください。

##### d) 【代理人】の欄

代理人がない場合は、この欄を設ける必要はありません。

##### (2) 「出願人等の使用状況説明」の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」の「出願人等の使用状況説明」の欄は、以下の要領で記載してください。

##### a) 商標の使用者

出願人本人又は出願人からその商標について使用許諾を受けた者（ライセンシー）を記載し

てください。

出願人の場合は「出願人」と記載し、なお、ライセンシーの場合には、その者の住所（居所）、氏名（名称）を記載し、ライセンシーであることを証明する書類を、使用者が出願人の子会社等である場合は、出願人の実質的支配下にあることを証明する書類を添付してください。

b) 商標の使用に係る商品名（役務名）

商標を使用又は使用の準備を相当程度進めている商品（役務）の名称を具体的に記載してください。この際、商品（役務）の販売品名や製品記号ではなく、これらに対応する指定商品（指定役務）をご記載願います。

c) 商標の使用時期

商標をいつからb)で挙げた商品（役務）について使用しているのかを記載してください。例えば、「令和〇年〇月から使用中」のように記載します。

なお、使用の開始時期を証明する書類の提出は必要ありません。

d) 商標の使用場所

商標の使用者の営業所、事務所、その他その商標の使用がされた場所のいずれか一の所在地（インターネット上の使用である場合はURL）を具体的に記載してください。商標の使用場所は日本国内に限ります。

e) 商標の使用の事実を示す書類

出願人又はライセンシーが商標を商品（役務）について使用していることを示す客観的な資料として、例えば、以下のような資料を提出してください。以下のような資料があれば、商品・役務が実際に販売開始される前であっても、商標を既に使用しているものと認められます。

ア. 商標を付けた商品を撮影した写真

イ. 商標を付けた役務の提供の用に供する物を撮影した写真

ウ. 商標を付けた商品・役務に関する対外的なパンフレット又はカタログ

エ. 商標を付けた商品・役務に関する対外的な広告又はウェブサイト若しくはSNSの画面の写し

f) 商標の使用の準備

出願人又はライセンシーが商標を使用する準備を相当程度進めていることを具体的に説明してください。例えば、使用開始予定時期、予定している使用商品（役務）や使用場所等を記載するとともに、商標の使用の準備が相当程度進んでいることを示すものとして、例えば、以下のような資料を提出してください。

- ア. 商標を付けた商品・役務に関するパンフレット、カタログ等の印刷についてその受発注を示す資料<sup>※1</sup>
- イ. 商標を付けた商品・役務に関する広告についてその受発注を示す資料<sup>※1</sup>
- ウ. 商標を付けた役務の提供の用に供する物の受発注を示す資料<sup>※1</sup>
- エ. 商標と、その商標が使用される予定の商品・役務が掲載された新聞記事等の報道資料
- オ. 「医薬品製造販売承認」申請中の薬剤に使用される予定の商標については、「医薬品製造販売承認申請書」の写し<sup>※2</sup>（商標（販売名）<sup>※3</sup>、使用者（申請者）、申請時期（申請年のみで可）及び申請受付の受領の事実が確認できるもの）
- カ. 「機能性表示食品」の届出がされている商品に使用される予定の商標については、消費者庁のウェブサイトの開示される「機能性表示食品 届出情報」の写し<sup>※2</sup>（商標（商品名又は表示見本）<sup>※3</sup>、使用者（届出者名）、届出時期（届出年のみで可）の事実が確認できるもの）

※1 「受発注を示す資料」は、発注したことを示す資料及びこれが受注されたことを示す資料の双方の提出が必要です。また、発注したものに意願商標を付ける予定であることを示す資料（発注に使用したデザイン画等）も必要です。

※2 営業秘密に該当する部分はマスキングし、早期審査の認定に必要な箇所のみ提出することができます。

※3 商標以外の付記部分がある場合は、当該部分が付加されている理由について事情説明書で説明してください。

#### g) 手続補正書の提出の有無

早期審査の申出の際に、その出願に係る指定商品・指定役務の記載に関する手続補正書の提出の有無について記載してください。具体的には、「〇月〇日に手続補正書を提出」のように記載してください。手続補正書を提出していない場合は、この項目は不要です。

※ 上記d)～f)については、インターネット上のURLのみの記載をもって代替することはできません（後日の確認ができなくなる可能性があるため）。

### (3) 「緊急性を要する状況の説明」の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」の「緊急性を要する状況の説明」の欄には、ケースごとに、例えば、次のように、緊急な権利化が求められている状況を詳細に説明してください。

- a) 第三者が、出願商標（又はそれに類似するおそれのある商標）を無断で使用している（又は使用の予備的行為を行っている）場合

第三者の住所（居所）、氏名（名称）、使用に係る商品（役務）、使用場所等を記載するとともに、その使用等の事実を示す書類を提出してください。具体的な使用状況の説明及び使用の事実を示す書類の提出については、上記「(2) 出願人等の使用状

況説明」のb)からe)に準じます。

なお、第三者による「使用の予備的行為」とは、例えば、譲渡の目的をもって、指定商品に、出願に係る商標に類似する商標を付したものを所持する行為等、商標法第37条第2号から第8号（注）に掲げる行為に相当するものをいいます。

- b) 出願商標の使用（又は使用の予備的行為）について、第三者から警告を受けている場合

警告を発した者の住所（居所）、氏名（名称）、警告の根拠となる商標登録番号、商標、指定商品（指定役務）等を明らかにするとともに、警告書（写し）を提出してください。なお、警告の根拠が不正競争防止法等の商標法以外の法律を根拠とする場合には、その法律を明らかにしてください。

- c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合

使用許諾を求めている者の住所（居所）、氏名（名称）、使用許諾を求められている商標、商品・役務の範囲等を明らかにするとともに、使用許諾を求められていることを示す書面（写し）等を提出します。

- d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合

出願している外国特許庁名又は政府間機関名、出願日、出願番号（正式な出願番号を知ることができないときは省略できます。ただし、その後、正式な出願番号を知ったときは、遅滞なくその番号を記載した「早期審査に関する事情説明補充書」を提出してください。）を明らかにするとともに、その出願の写しを提出してください。

日本国特許庁への出願を基礎としてマドリッド協定議定書に基づく国際商標出願を行っている場合には、当該出願の日を記載するとともに、その出願の写し（受領印のあるもの）を提出してください。

- e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願として国際登録の出願を行う場合

出願商標について、マドリッド協定議定書に基づき国際登録出願を行う意思がある旨及び出願予定日を明らかにするための「国際登録出願の意思に関する宣誓書」（様式4）を提出してください。

※上記（2）及び（3）の記載事項について、使用の準備を相当程度進めている状況や緊急性を要する状況を明らかにするために必要な事項が営業秘密に属し、提出書類に記載することにより商取引上支障が生じると考える場合は、資料の一部についてマスキング等をしたうえで提出することが可能です。この場合、ヒアリング等を行う場合があります。その際行ったヒアリング内容については公開しません。

(注) 商標法第37条(抜粋)

- 二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為
- 三 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
- 四 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為
- 五 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為
- 六 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為
- 七 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為
- 八 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する行為

## 5. 早期審査案件の処理・庁内手続等

### (1) 審査長等による選定と審査

「早期審査に関する事情説明書」の提出があった商標登録出願について、早期審査の対象とするか否かの選定は、提出された証拠書類等をもとに審査長等が行います。

選定の結果、早期審査の対象となった商標登録出願については、速やかに審査を開始し、着手後の処理においても、遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めます。

なお、「早期審査の対象としない」と判断した場合のみ、その理由を付して出願人に通知します。

### (2) ヒアリングの実施

「早期審査に関する事情説明書」の記載内容については、必要に応じて、ヒアリングによる確認を行う場合があります。

### (3) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」は、商標登録に関する出願書類等と同様に閲覧に供します。そのため、提出書類中、営業秘密に該当する部分はマスキングし、早期審査の認定に必要な箇所のみ提出することができます。

(4) 商標公報への表示

早期審査の対象になった商標登録出願の商標公報への掲載に当たっては、以下の表示を付します。

- a) 商標公報の目次の表示 「早」
- b) 商標公報への表示 「早期審査対象出願」

(5) その他

商標登録出願のデータ整備との関係で、早期審査に係る出願の審査着手を直ちに行うことができない場合があります。

## 第五節 商標登録出願の補正方法

### I 手続補正書の様式

手続補正書は、次の様式により作成します。

商施規様式第15の2（第16条関係）

|            |            |
|------------|------------|
| 【書類名】      | 手続補正書      |
| （【提出日】     | 令和 年 月 日）  |
| 【あて先】      | 特許庁長官 殿    |
|            | （特許庁審判長 殿） |
|            | （特許庁審査官 殿） |
| 【事件の表示】    |            |
| 【出願番号】     |            |
| 【補正をする者】   |            |
| （【識別番号】）   |            |
| 【住所又は居所】   |            |
| 【氏名又は名称】   |            |
| （【代表者】）    | ←          |
| 【代理人】      |            |
| 【識別番号】     |            |
| 【住所又は居所】   |            |
| 【氏名又は名称】   |            |
| 【発送番号】     |            |
| 【手続補正1】    |            |
| 【補正対象書類名】  |            |
| 【補正対象項目名】  |            |
| 【補正方法】     |            |
| 【補正の内容】    |            |
| 【手数料補正】    |            |
| 【補正対象書類名】  |            |
| （【予納台帳番号】） |            |
| 【納付金額】     |            |
| （【手数料の表示】） |            |
| （【予納台帳番号】） |            |
| （【納付金額】）   |            |

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。ただし、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「令和何年何月何日提出の商標登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。国際登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「令和何年何月何日提出の国際登録出願」のように出願の年月日を記載する。
  - ロ 書換登録申請については、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし、「書換〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように書換登録申請の番号を記載する。ただし、書換登録申請の番号が通知されていないときは、「【申請番号】」を「【申請日】」とし「令和何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記載し、「【申請日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該申請の申請書に記載した整理番号を記載する。
  - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号（書換登録申請に対する審判にあつては、「【申請番号】」の欄に申請の番号）を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし審判請求をした年月日を記載する。
- 3 「【補正をする者】」の欄の「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」に国際登録出願の出願人又は国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載するときは、国際登録出願についてする場合にあつては国際登録出願に記載された文字と同一の文字を、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請又は国際登録の名義人の変更の記録の請求についてする場合にあつては国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。
- 4 「【補正をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
  - 【補正をする者】  
（【識別番号】）  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】
  - 【補正をする者】  
（【識別番号】）  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】
- 5 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考7から9まで及び12の場合を除

く。)

- イ 「【補正対象書類名】」は、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「  
「**【補正対象書類名】**」の次に「**【補正対象書類提出日】**」の欄を設けて「令和何年何月何日」のように記載する。
  - ロ 「【補正対象項目名】」は、「商標登録出願人」、「代表者」、「補正をする者」、「商  
標登録を受けようとする商標」、「商標の詳細な説明」、「指定商品又は指定役務並びに商  
品及び役務の区分」、「第○類」、「承継人」、「譲渡人」、「承継人代理人」、「譲渡人  
代理人」、「審判請求人」、「請求の理由」、「書換登録申請者」、「書換登録を受けよう  
とする指定商品並びに商品及び役務の区分」のように補正をする単位名を記載する。
  - ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正によ  
り変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した  
事項を補正により削るときは「削除」と記載する。
  - ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「【】」、後ろに  
「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【商標登録出願  
人】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした  
者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」、「【審判請求  
人】」などの商標登録出願人等又は代理人の欄若しくは「【パリ条約による優先権等の主張  
】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項の全てを記載し、「【補正  
方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるに及ばない。
- 6 手続に際して特許庁に提出すべきものとされている代理権を証明する書面、代表者であるこ  
とを証明する書面その他の書面を提出するときは、「【手続補正1】」の欄の「【補正対象書  
書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目  
録」と記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物  
件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて証明書の書類名を記載し当該証明  
書を添付する。
- 7 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を補正するときは、その全文又は「商品  
及び役務の区分」を単位として補正しなければならない、「【手続補正1】」の欄は次の要領で  
記載する。
- イ 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の全文を補正するときは、「【補正  
対象項目名】」には「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載し、「【補  
正の内容】」は次のように記載する。

**【補正の内容】**

**【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】**

**【第○類】**

**【指定商品（指定役務）】**

**【第○類】**

【指定商品（指定役務）】

ロ 「商品及び役務の区分」を単位として補正するときは、「【補正対象項目名】」には「第○類」と記載し、「【補正の内容】」の欄は次のように記載する。ただし、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

【補正の内容】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】

ハ 2以上の「商品及び役務の区分」を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。ただし、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】 第○類

【補正方法】

【補正の内容】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】 第○類

【補正方法】

【補正の内容】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】

ニ 「【指定商品（指定役務）】」には、補正後の指定商品（指定役務）の全てを記載する。

この場合、指定商品（指定役務）が2以上ある場合は、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付さなければならない。

8 商標登録を受けようとする商標を補正するときは、「【補正の内容】」の欄に「【商標登録を受けようとする商標】」の欄及び商標記載欄を設け、補正後の商標登録を受けようとする商標の全体（異なる2以上の図又は写真によって商標登録を受けようとする商標を記載する場合は、全ての図又は写真）を記載する。

9 商標の詳細な説明を補正するときは、「【補正の内容】」の欄に「【商標の詳細な説明】」の欄を設け、補正後の商標の詳細な説明の全文を記載する。

10 商標法第5条第4項の物件を補正するときは、「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 商標法第5条第4項の物件を提出するときは、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目録」と記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」には「【提

出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第4項の物件」と記載し、当該物件を添付する。

ロ 商標法第5条第4項の物件を変更するときは、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目録」と記載し、「【補正方法】」には「変更」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第4項の物件」と記載し、当該物件を添付する。

11 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

12 商品及び役務の区分の数を増加する補正をする場合において、特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）第4条第2項の表第1号の下欄に掲げる1の区分につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。また、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

13 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考13及び15に該当するときを除く。）に次の要領により記載する。

イ 特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には不足手数料の額（「円」、 「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

- ロ 商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申し出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。
- ハ 納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。
- ニ 商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【手数料の表示】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。なお、商品及び役務の区分の数を増加する補正を併せてするときは、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 14 「【手数料の表示】」の欄は、備考13の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申し出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。
- 15 第16条第2項の規定により2以上の補正を一の書面とするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、  
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、

- 16 第16条第3項の規定により補正と申請を一の書面でするときは、次の要領により記載する。
- イ 「【書類名】」を「**手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書**」とし、「【補正をする者】」の欄を「**補正をする者及び申請人**）」とする。
- ロ 「【事件の表示】」の欄には「**別紙のとおり**」と記載し、別の用紙に次のように「**別紙**）」と記載し、「**手続の補正に係る事件の表示**）」及び「**表示更正登録申請に係る商標登録番号**）」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号（事件の表示又は商標登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

**【別紙】**

**【手続の補正に係る事件の表示】**

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、  
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、

**【表示更正登録申請に係る商標登録番号】**

商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号、  
商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

- ハ 「**【手続補正1】**」の欄の次に「**【更正に係る表示】**）」及び「**【登録の目的】**）」の欄を設け、「**【更正に係る表示】**）」の欄には「**【更正前の表示】**）」及び「**【更正後の表示】**）」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、更正に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）をそれぞれ記載し、「**【登録の目的】**）」の欄には、「**登録名義人の表示更正**）」のように記載する。
- ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「**【登録の目的】**）」の欄の次に「**【非課税である旨の申出】**）」の欄を設け、「**住居表示の実施による表示の更正の登録の申請**）」又は「**行政区画の変更による表示の更正の登録の申請**）」のように記載する。
- ホ 商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「（**【手数料の表示】**）」の欄の次に「**【提出物件の目録】**）」の欄を設け、その次に「**【物件名】**）」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、更にその次に「**【援用の表示】**）」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「**【提出物件の目録】**）」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

**【物件名】**

**【援用の表示】**

**【物件名】**

**【援用の表示】**

- 17 その他は、様式第2の備考1から5まで、20、21、23、26、29から31まで及び40から44ま

で、様式第10の備考2及び5並びに様式第11の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考29中「を記載する」とあるのは「を 記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と、備考30中「改めて記載する」とあるのは「改めて 記載する（弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と読み替えるものとする。

## II 商標登録願等の補正に係る手続補正書の作成例

1. 願書、期間延長請求書、手続補正書、出願人名義変更届等に記載した事項を補正するときは、原則として、欄単位で補正します。

この場合に、次に掲げる欄を補正するときは、当該欄に係る者又は事項のすべてを（複数ある場合は、欄を繰り返し設けて）記載します。

- a 「【商標登録出願人】」、「【請求人】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【補正をする者】」等
- b 「【代理人】」、「【復代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」等
- c 「【パリ条約による優先権等の主張】」

2. 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載します。

### 【手続補正1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

### 【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

3. 願書や手続補正書に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例を以下に示します。

(1) 願書に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例

ア. 「【商標登録出願人】」の欄を補正する場合

< 【商標登録出願人】が2人ある場合に、そのうちの1人の住所（居所）や氏名（名称）を誤って記載したときの補正例 >

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 【書類名】     | 手続補正書                         |
| ・         |                               |
| ・ (略)     |                               |
| ・         |                               |
| 【手続補正1】   |                               |
| 【補正対象書類名】 | 商標登録願                         |
| 【補正対象項目名】 | 商標登録出願人                       |
| 【補正方法】    | 変更                            |
| 【補正の内容】   |                               |
| 【商標登録出願人】 |                               |
| 【識別番号】    | ○○○○○○○○○○                    |
| 【住所又は居所】  | ・・・・・・・・・・・・・・・・              |
| 【氏名又は名称】  | ・・・・株式会社                      |
| 【商標登録出願人】 |                               |
| 【識別番号】    | ○○○○○○○○○○                    |
| 【住所又は居所】  | ・・・・・・・・・・・・・・・・              |
| 【氏名又は名称】  | 株式会社・・・・                      |
| 【その他】     | ・・・・・・・・・・・・・・・・ (誤記の理由を記載する) |

(注) 【商標登録出願人】が複数名いる場合は、【商標登録出願人】の欄を繰り返し設けて（訂正事項のない出願人も含め）出願人全員を記載するとともに、【その他】の欄を設けて誤記した理由を記載してください。

ただし、手続補正書の書類全体から、その訂正が出願の主体の変更にあたりと判断されるときは、その補正は認められないことがありますのでご注意ください。

イ、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の欄を補正する場合

「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の補正は、全文補正又は「商品及び役務の区分」単位の部分補正のいずれかにより補正することができますが、商品（役務）単位の補正はできません。

「全文補正」と「部分補正」では、【手続補正〇】の作成方法が異なるので注意してください。とりわけ、部分補正を目的とした補正であるにもかかわらず、【補正対象項目名】の記録（記載）を誤ったため全文補正の状態となり、結果として区分を減縮する補正となってしまう場合があるので十分注意してください。

- a. 全文補正は、「補正する区分・指定商品（指定役務）」のほか「補正しない区分・指定商品（指定役務）」を含め、「補正後のすべての区分・指定商品（指定役務）」を記録（記載）しなければなりません。
- b. 部分補正は、補正する区分単位に補正後のすべての指定商品（指定役務）を記録（記載）しなければなりません。補正する区分が複数ある場合は、【手続補正〇】の欄を繰り返し設けて記録（記載）しなければなりません。
- c. 全文補正とするか部分補正とするかは、出願（申請）の態様（1出願1区分か1出願多区分か等）及び補正の態様（1区分の補正か複数区分の補正か等）を考慮し、間違いない補正方法を選択してください。
- d. 【補正対象項目名】の欄に記録（記載）する項目名は、次のとおりです。全文補正と部分補正とは異なるので十分注意してください。  
全文補正…「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」  
部分補正…「第〇類」
- e. 区分重複を補正する場合は全文補正で行ってください。  
(例) 「【第1類】 【第2類】 【第3類】」と記載すべきところ、誤って「【第1類】 【第1類】 【第3類】」としたため、【第1類】が重複となった場合は、全文補正により「【第1類】 【第2類】 【第3類】」に補正してください。部分補正では、どちらの【第1類】を【第2類】に補正したのか不明なため認められません。
- f. 【補正の内容】の欄の【指定商品（指定役務）】に記録する指定商品（指定役務）は補正後のすべての指定商品（指定役務）を記録してください。この場合、指定商品（指定役務）が2以上あるときは、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付してください（読点（,）は付さないでください。）。
- g. 補正により区分の数を増加するときは、増加する区分の数に相当する手数料の納付が必要となります。【手数料の表示】の欄を設けて納付してください。

(ア) 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の全文を補正する場合

|                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| 【書類名】                    | 手続補正書                  |
| ・ (略)                    |                        |
| 【手続補正 1】                 |                        |
| 【補正対象書類名】                | 商標登録願                  |
| 【補正対象項目名】                | 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 |
| 【補正方法】                   | 変更                     |
| 【補正の内容】                  |                        |
| 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 |                        |
| 【第○類】                    |                        |
| 【指定商品（指定役務）】             | ....., .....           |
| 【第○類】                    |                        |
| 【指定商品（指定役務）】             | ....., .....           |

同じ項目名に限る

(注) 【補正の内容】の欄の「【第○類】 【指定商品（指定役務）】」には「補正する区分・指定商品（指定役務）」のほか「補正しない区分・指定商品（指定役務）」を含め、「補正後のすべての区分・指定商品（指定役務）」を記録（記載）してください。記録（記載）のない区分・指定商品（指定役務）は削除されたことになるため、十分注意して作成してください。

<補正後のすべての区分・指定商品（指定役務）を記載しなかった場合の具体例>

(出願時の状態)

|                             |
|-----------------------------|
| 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】    |
| 【第 9 類】                     |
| 【指定商品（指定役務）】    A, <u>B</u> |
| 【第 1 6 類】                   |
| 【指定商品（指定役務）】    C, D        |

**※【第 9 類】の「B」のみを削除する補正をする場合**

このとき、次のように【手続補正 1】を作成すると、【第 9 類】は正しく補正されますが、【第 1 6 類】が削除され、意に反した補正となります。

|                                     |
|-------------------------------------|
| 【手続補正 1】                            |
| 【補正対象書類名】    商標登録願                  |
| 【補正対象項目名】    指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 |
| 【補正方法】          変更                  |
| 【補正の内容】                             |
| 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】            |
| 【第 9 類】                             |
| 【指定商品（指定役務）】    A                   |

(イ) 「【第○類】」を補正する場合

|               |              |                              |
|---------------|--------------|------------------------------|
| 【書類名】         | 手続補正書        |                              |
| ・ (略)         |              |                              |
| 【手続補正 1】      |              |                              |
| 【補正対象書類名】     | 商標登録願        |                              |
| 【補正対象項目名】     | 第○類          | ┌──────────┐<br>└──────────┘ |
| 【補正方法】        | 変更           |                              |
| 【補正の内容】       |              |                              |
| 【第○類】         | ──────────   |                              |
| 【指定商品 (指定役務)】 | ....., ..... | 同じ類に限る                       |

(注) 「【第○類】」の「【指定商品 (指定役務)】」を補正する場合は、「【第○類】」、「【指定商品 (指定役務)】」を単位として補正します。

(ウ) 「【第○類】」を複数補正する場合

|               |              |                              |
|---------------|--------------|------------------------------|
| 【書類名】         | 手続補正書        |                              |
| ・ (略)         |              |                              |
| 【手続補正 1】      |              |                              |
| 【補正対象書類名】     | 商標登録願        |                              |
| 【補正対象項目名】     | 第○類          | ┌──────────┐<br>└──────────┘ |
| 【補正方法】        | 変更           |                              |
| 【補正の内容】       |              |                              |
| 【第○類】         | ──────────   |                              |
| 【指定商品 (指定役務)】 | ....., ..... | 同じ類に限る                       |
| 【手続補正 2】      |              |                              |
| 【補正対象書類名】     | 商標登録願        |                              |
| 【補正対象項目名】     | 第△類          | ┌──────────┐<br>└──────────┘ |
| 【補正方法】        | 変更           |                              |
| 【補正の内容】       |              |                              |
| 【第△類】         | ──────────   |                              |
| 【指定商品 (指定役務)】 | ....., ..... | 同じ類に限る                       |

(注) 補正する区分単位に、【手続補正 1】 【手続補正 2】 のように【手続補正 n】の欄を繰り返し設けて作成してください。

次に記載する例は、いずれも認められないのでご注意ください。

< 【補正対象項目名】の欄に区分を複数記録（記載）する補正 >  
( (認められない補正例) )

|   |  |
|---|--|
| <p>【手続補正 1】</p> <p>【補正対象書類名】 商標登録願</p> <p>【補正対象項目名】 第 9 類、第 2 8 類</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【第 9 類】</p> <p>【指定商品（指定役務）】 . . . . . , . . . . .</p> <p>【第 2 8 類】</p> <p>【指定商品（指定役務）】 . . . . . , . . . . .</p> | <p>【補正対象項目名】欄に<br/>区分を複数記載する補正<br/>は認められません。</p> |
|---|--|

< 【補正対象項目名】が「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と「第〇類」の  
組合せ >

( (認められない補正例) )

|   |  |
|---|--|
| <p>【手続補正 1】</p> <p>【補正対象書類名】 商標登録願</p> <p>【補正対象項目名】 第 9 類</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【第 9 類】</p> <p>【指定商品（指定役務）】 . . . . . , . . . . .</p>  |  |
| <p>【手続補正 2】</p> <p>【補正対象書類名】 商標登録願</p> <p>【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】</p> <p>【第 2 8 類】</p> <p>【指定商品（指定役務）】 . . . . . , . . . . .</p> |  |

(注) 【手続補正 1】は部分補正ですが、【手続補正 2】は全文補正です。部分補正と全文補正を組み合わせた記載は認められないので、いずれか一方の方法で記載してください。

< 【補正対象項目名】欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」が重複記載>  
(認められない補正例)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 9 類】

【指定商品（指定役務）】 . . . . . , . . . . .

【手続補正 2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 2 8 類】

【指定商品（指定役務）】 . . . . . , . . . . .

(エ) 「【第○類】」を削除する補正の場合

|           |       |
|-----------|-------|
| 【書類名】     | 手続補正書 |
| ・         |       |
| ・ (略)     |       |
| ・         |       |
| 【手続補正 1】  |       |
| 【補正対象書類名】 | 商標登録願 |
| 【補正対象項目名】 | 第○類   |
| 【補正方法】    | 削除    |

(注) 「【第○類】」の「【指定商品 (指定役務)】」を削除する場合は、「【第○類】」を単位として補正します。このとき、「【補正の内容】」の欄は記載しないでください。

(オ) 「【第○類】」を複数削除する補正の場合

|           |       |
|-----------|-------|
| 【書類名】     | 手続補正書 |
| ・         |       |
| ・ (略)     |       |
| ・         |       |
| 【手続補正 1】  |       |
| 【補正対象書類名】 | 商標登録願 |
| 【補正対象項目名】 | 第○類   |
| 【補正方法】    | 削除    |
| 【手続補正 2】  |       |
| 【補正対象書類名】 | 商標登録願 |
| 【補正対象項目名】 | 第△類   |
| 【補正方法】    | 削除    |

(注) 部分補正により複数の区分を削除する場合、補正する区分（「【第○類】」）ごとに【手続補正○】の欄を繰り返し設けて記載してください。

(カ) 区分の誤記を補正する場合

< 「【第2類】」を「【第1類】」に変更する補正例 >

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| <b>【書類名】</b>        | 手続補正書        |
| ・                   |              |
| ・ (略)               |              |
| ・                   |              |
| <b>【手続補正1】</b>      |              |
| <b>【補正対象書類名】</b>    | 商標登録願        |
| <b>【補正対象項目名】</b>    | 第2類          |
| <b>【補正方法】</b>       | 削除           |
| <b>【手続補正2】</b>      |              |
| <b>【補正対象書類名】</b>    | 商標登録願        |
| <b>【補正対象項目名】</b>    | 第1類          |
| <b>【補正方法】</b>       | 追加           |
| <b>【補正の内容】</b>      |              |
| <b>【第1類】</b>        |              |
| <b>【指定商品（指定役務）】</b> | ....., ..... |

(注) 区分の誤りを補正するときは、【手続補正〇】の欄を繰り返し設け、誤った区分を「削除」し、正しい区分を「追加」する補正をしてください。

ただし、次のような補正は認められないので注意してください。

((認められない補正例))

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| <b>【手続補正1】</b>      |              |
| <b>【補正対象書類名】</b>    | 商標登録願        |
| <b>【補正対象項目名】</b>    | 第2類          |
| <b>【補正方法】</b>       | 変更           |
| <b>【補正の内容】</b>      |              |
| <b>【第1類】</b>        |              |
| <b>【指定商品（指定役務）】</b> | ....., ..... |

(注) 【補正対象項目名】と【補正の内容】欄に記載された区分が一致しない部分補正は認められません。

ウ. 「商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面」を補正する場合

|                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| <b>【書類名】</b>     | 手続補正書                            |
| ・                |                                  |
| ・ (略)            |                                  |
| ・                |                                  |
| <b>【手続補正1】</b>   |                                  |
| <b>【補正対象書類名】</b> | 団体商標登録願                          |
| <b>【補正対象項目名】</b> | 提出物件の目録                          |
| <b>【補正方法】</b>    | 追加 (注)                           |
| <b>【補正の内容】</b>   |                                  |
| <b>【提出物件の目録】</b> |                                  |
| <b>【物件名】</b>     | 商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する<br>書面 |
|                  | 1                                |

(注) 既に「商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面」を提出しており、手続補正書により、新たに当該証明書の提出をするときは、**【補正方法】**欄には「変更」と記載します。

エ. 「**【商標登録を受けようとする商標】**」の欄を補正する場合

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <b>【書類名】</b>            | 手続補正書   |
| ・ (略)                   |   |
| <b>【手続補正1】</b>          |   |
| <b>【補正対象書類名】</b>        | 商標登録願   |
| <b>【補正対象項目名】</b>        | 商標登録を受けようとする商標  |
| <b>【補正方法】</b>           | 変更  |
| <b>【補正の内容】</b>          |   |
| <b>【商標登録を受けようとする商標】</b> |   |
|                         |  |

(注) **【商標登録を受けようとする商標】**の補正は、原則として、要旨を変更するものとなるため認められませんのでご注意ください。

(2) 手続補正書に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例

ア. 「【補正をする者】」の欄を補正する場合

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 【書類名】     | 手続補正書            |
| ・         |                  |
| ・ (略)     |                  |
| ・         |                  |
| 【手続補正 1】  |                  |
| 【補正対象書類名】 | 手続補正書            |
| 【補正対象項目名】 | 補正をする者           |
| 【補正方法】    | 変更               |
| 【補正の内容】   |                  |
| 【補正をする者】  |                  |
| 【識別番号】    | ○○○○○○○○○○       |
| 【住所又は居所】  | ・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 【氏名又は名称】  | ・・・・株式会社         |
| (【代表者】    | ○○○○○○)          |

イ. 「【手続補正〇】」の欄を補正する場合

((既に提出されている手続補正書))

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 【書類名】         | 手続補正書                         |
| 【提出日】         | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                   |
| ・             |                               |
| ・ (略)         |                               |
| 【手続補正 1】      |                               |
| 【補正対象書類名】     | 商標登録願                         |
| 【補正対象項目名】     | <u>指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分</u> |
| 【補正方法】        | 変更                            |
| 【補正の内容】       |                               |
| 【第〇類】         |                               |
| 【指定商品 (指定役務)】 | ....., ....., .....           |

※ 【補正対象項目名】の欄に記載した内容を誤記した場合 (正しくは「【第〇類】」)

((提出する手続補正書))

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 【書類名】         | 手続補正書               |
| ・             |                     |
| ・ (略)         |                     |
| 【手続補正 1】      |                     |
| 【補正対象書類名】     | 手続補正書               |
| (【補正対象書類提出日】) | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (注)     |
| 【補正対象項目名】     | 手続補正 1              |
| 【補正方法】        | 変更                  |
| 【補正の内容】       |                     |
| 【手続補正 1】      |                     |
| 【補正対象書類名】     | 商標登録願               |
| 【補正対象項目名】     | <u>第〇類</u>          |
| 【補正方法】        | 変更                  |
| 【補正の内容】       |                     |
| 【第〇類】         |                     |
| 【指定商品 (指定役務)】 | ....., ....., ..... |

(注) 「【補正対象書類名】」のみでは補正対象書類を特定することができないときに記載します。

## 第六節 出願中の諸手続の一般原則

### 1. 出願番号の表示

特許庁長官は、願書を受理したときはこれに出願の番号を付し、その番号を出願人(代理人)に通知します。以後、その出願に関して特許庁に手続をするとき(例えば、手続補正書等の中間書類の提出)は、必ずその出願の番号の表示をしなければなりません。

### 2. 一件一通主義と電子手続

#### (1) 一件一通主義の原則

出願の手続は、書面の提出により行うことを前提として「書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない。」とされ、一件一通主義が採用されています(特施規1(2)を準用)。

すなわち当該事件に関し提出すべき書面は、手続ごとに作成しなければなりません。

#### (2) 多件一通方式による手続

(A) 「法令に別段の定めがある場合」とは次に示す①から⑨までであり、同一法域内の2以上の事件に係る手続であって、手続者が同一であり、かつ、手続の内容が同一の場合は、一通の書面で2以上の事件に係る手続を行うことができます。

- ① 出願人及びその代理人の氏名(名称)又は住所(居所)の変更の届出(電子出願以外に係る出願)(特施規9(2)を準用)
- ② 出願人の氏名(名称)又は住所(居所)の変更の届出(電子出願以外に係る出願)と登録名義人(商標権者に限る。)の表示変更の申請(特施規9(3)を準用)
- ③ 出願人の代理人選任等の届出(特施規9の2(2)を準用)
- ④ 出願人及び商標権者の代理人選任等の届出(特施規9の2(3)を準用)
- ⑤ 出願人若しくはその代理人の氏名(名称)又は住所(居所)に係る手続の補正(商施規16(2))
- ⑥ 出願人に係る手続の補正と登録名義人(商標権者に限る。)の表示更正の申請(商施規16(3))
- ⑦ 出願人名義変更の届出(商施規9(2))
- ⑧ 出願人名義変更の届出と商標権移転登録の申請(商施規9(3))
- ⑨ 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願に係る回復理由書(商施規2(14))

#### (B) 多件一通方式による書類の作成要領

- ① 多件一通方式による平成12年1月1日以後の商標登録出願に係る出願人名義変更と商標権の移転登録の申請を行う場合の「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書」の作成要領

商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書は、商標法施行規則第9条に定める様式第11により作成します。

イ. 商標登録出願人の名義変更と商標権の移転登録の申請を行う場合の作成例

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 【書類名】             | 商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書 |
| (【提出日】)           | 令和 年 月 日)             |
| 【あて先】             | 特許庁長官 殿               |
| 【事件の表示】           | 別紙のとおり                |
| 【登録の目的】           | 本商標権の移転               |
| 【承継人及び申請人（登録権利者）】 |                       |
|                   | ・                     |
|                   | ・                     |
| 【譲渡人及び申請人（登録義務者）】 |                       |
|                   | ・                     |
|                   | ・                     |

|                                   |
|-----------------------------------|
| 【別紙】                              |
| 【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】            |
| 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、   |
| 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、   |
| 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、   |
| 【移転登録申請に係る商標登録番号】                 |
| 商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 、 商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 、 |
| 商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 、 商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 、 |
| ↑<br>--- 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。   |

ロ. 作成上の注意事項

- (a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。
  - (b) 特許印紙、登録免許税に係る収入印紙は、別の用紙にはり、それぞれの印紙の上には、「手数料 円」、「登録免許税 円」のようにその印紙の合計額を記載します。
  - (c) 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、出願番号、商標登録番号を記載します。
  - (d) 出願に係属中の事件（平成12年1月1日以降の出願）については、事件ごとに電子化手数料が必要になります。
- ② 多件一通方式による平成12年1月1日以降の商標登録出願についての出願人に係る手続補正書と登録名義人（商標権者）の表示更正登録の申請を行う場合の手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書の作成要領

手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書は、商標法施行規則第16条に定める様式第15の2により作成します。

イ. 住所の補正及び更正の場合の作成例

|               |                        |                        |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 【書類名】         | 手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書 |                        |
| (【提出日】        | 令和〇〇年〇月〇〇日)            |                        |
| 【あて先】         | 特許庁長官                  | 殿                      |
| 【事件の表示】       | 別紙のとおり                 |                        |
| 【補正をする者及び申請人】 |                        |                        |
| 【識別番号】        |                        |                        |
| 【住所又は居所】      | ←-----                 | 識別番号を記載しても住所の省略はできません。 |
| 【氏名又は名称】      |                        |                        |
| 【代表者】         |                        |                        |
| 【手続補正1】       |                        |                        |
| 【補正対象書類名】     | 商標登録願                  |                        |
| 【補正対象項目名】     | 商標登録出願人                |                        |
| 【補正方法】        | 変更                     |                        |
| 【補正の内容】       |                        |                        |
| 【商標登録出願人】     |                        |                        |
| 【住所又は居所】      | 東京都千代田区霞が関1-3-1        |                        |
| 【氏名又は名称】      | 商標株式会社                 |                        |
| 【更正に係る表示】     |                        |                        |
| 【更正前の表示】      | 東京都千代田区霞が関1-3          |                        |
| 【更正後の表示】      | 東京都千代田区霞が関1-3-1        |                        |
| 【登録の目的】       | 登録名義人の表示更正             |                        |
| 【非課税である旨の申出】  | 住居表示の実施による表示の更正の登録の申請  |                        |

|                     |                               |
|---------------------|-------------------------------|
| 【別紙】                |                               |
| 【手続の補正に係る事件の表示】     |                               |
| 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、      | 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、                |
| 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、      | 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、                |
| 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、      | 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、                |
| 【表示更正登録申請に係る商標登録番号】 |                               |
| 商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号、      | 商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号、                |
|                     | ↑----- 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。 |

#### ロ. 作成上の注意事項

- (a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。
- (b) 登録免許税の納付に係る収入印紙は、別の用紙にはります。
- (c) 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、その次に「【手続補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る商標登録番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号を記載します。
- (d) 登録免許税が課されない登録の申請をするときは、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」のように記載します。

### 3. 電子手続への適用

電子手続についても、書面手続に準じて一件一通主義の原則が踏襲されるため、この原則を前提とした特許法等関係法令の規定が適用されます。(1) オンライン手続における入力事項・様式

オンライン手続について入力すべき事項は、特許等関係法令に規定する書面に記載すべき事項であり(特例施規10の2(1))、その入力とは所定の様式によりしなければなりません(特例施規11)。

#### (2) 電子手続の法令適用

オンライン手続は、書面の提出により行われたものとみなし、書面に基づいて手続を行うことを規定する特許等関係法令の規定を適用する(特例法3(3))。

### 4. 原則から外れる手続の特例

一件一通主義の原則から外れる手続が認められます。

申請人の負担と事務処理の効率性との均衡を考慮し、手続の円滑な処理を図るもので、次のとおりです。

- (1) 包括委任状(特施規9の3を準用)、提出書面の省略(特施規10を準用)、出願時の特例の規定の適用を受けようとする場合の手続(商施規7)、新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等(特施規27の4第3項及び第4項を準用)に規定するもの
- (2) 特例法施行規則第6条及び第12条に規定するもの
- (3) 併合手続(方式審査便覧122.01)

2以上の商標登録出願に係る次の手続については、出願の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、同一の書類で書面の提出により行うことができるものとします。

包括委任状の援用の制限の届出

書式第2

|              |            |
|--------------|------------|
| 【書類名】        | 包括委任状援用制限届 |
| (【提出日】       | 令和 年 月 日)  |
| 【あて先】        | 特許庁長官 殿    |
| 【事件の表示】      |            |
| 【出願番号】       |            |
| 【手続をした者】     |            |
| 【識別番号】       |            |
| 【住所又は居所】     |            |
| 【氏名又は名称】     |            |
| (【代表者】)      | ←          |
| 【届出の内容】      |            |
| 【援用を制限した代理人】 |            |
| 【識別番号】       |            |
| 【住所又は居所】     |            |
| 【氏名又は名称】     |            |
| 【代理人】        |            |
| 【識別番号】       |            |
| 【住所又は居所】     |            |
| 【氏名又は名称】     |            |

代理人手続の場合、手続をした者が法人であるときは、  
【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

1 商標登録出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して商標登録出願の番号（第2番目以降に記載する商標登録出願の番号の前には読点「、」を付すこと。）を記載した書面を別紙として添付しなければならない。また、商標登録出願人及び商標権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び商標権者】」と記載し、「【別紙】」の次に「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る商標登録番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び商標登録番号を記載する。

① 【別紙】

|                |                |
|----------------|----------------|
| 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 | 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 |
| 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 | 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 |
| 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 | 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 |

② 【別紙】

【届出に係る事件の表示】

|                |                |
|----------------|----------------|
| 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 | 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 |
| 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 | 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 |

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、

【届出に係る商標登録番号】

商標登録第〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇号、  
商標登録第〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇号、  
商標登録第〇〇〇〇〇〇号、

2 その他は、特許法施行規則様式第7の備考と同様とする。

## 5. 提出書面の省略

出願等の手続において提出すべきとされる証明書その他書面については、申請人の手続負担の軽減と特許庁の処分の実質性、効率性を考慮し、一定の条件のもとに、他の事件について提出したものを援用するという手続方式を省令で定め、その提出の省略を認めています（この5.における特許法施行規則の条文は、商標法施行規則で準用しています。）。

### (1) 提出書面の省略

- ① 特許法施行規則第9条の3第1項の規定による包括委任状の援用（商施規22(1)で準用）
- (A) 手続をする際の代理権の証明については、特例法施行規則第6条第1項の規定によりあらかじめ特許庁長官に対して事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」といいます。）を援用してすることができます。〔包括委任状については第一章第四節参照〕
- (B) 包括委任状の援用の制限の届出（特例施規7＝特施規9条の3(2)）があったとき又は包括委任状の取下げ（特例施規8）があったときは、これらの手続後は当該事件に係る手続について包括委任状を援用することができません。
- (注) 平成12年1月1日前にした商標登録出願及びその出願に係る手続についても包括委任状を使用することができます。

② 特許法施行規則第10条の規定による提出書面の省略（商施規22(1)において準用）

(A) 特許法施行規則第10条第1項

同時に2以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてその原本※を提出し、他の手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。

※委任状については、原本に加えて、写しの提出も許容されます。

対象となる証明書は、特許法施行規則第4条の3、第5条から第7条まで、第8条第1項、第9条第4項（証明書の提出）に規定するものです。

(B) 特許法施行規則第10条第2項

他の事件について既に証明書を提出した者は、提出した証明書の証明事項に変更がないときは、当該手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。この場合において、特許庁長官が特に必要と認めるときは証明書の提出を命ずることができます。対象となる証明書は、上記(A)に述べたものと同様ですが、本項では前項（特施規10(1)）の規定により既に援用された証明書（原本）についても対象とするとしています。

## 6. 押印及び署名、電子手続における本人確認等

### (1) 書面への押印及び署名

「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年12月28日施行）により、施行日以降に特許庁に提出する書面において、一部の申請手続を除き、押印は不要になりました。

押印を存続する手続については、実印又は実印により証明可能な法人の代表者印での手続が必要です。詳細につきましては、以下リンク先をご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>

押印を存続する手続において、外国人は、押印に代えて署名をすることができます。当該署名については、本人確認ができる措置を求めています。詳細につきましては、以下リンク先をご確認ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/shomei\\_kakunin.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/shomei_kakunin.html)

なお、特許庁に提出する書類のうち、現在押印を求められている証明書等を、電子特殊申請により提出する際には、押印に代えて電子署名が必要となります。正しく電子署名が付与されていない場合、手続補正指令又は手続の却下の対象となります。電子署名の付与にはデジタル庁GPKI電子署名アプリをご利用ください。詳細につきましては、以下リンク先をご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/shien/gpki-app-for-jpo.html>

### (2) 電子手続における本人確認等

特例法施行後においては、特定手続である出願、及びその出願に係る手続における本人確認は次の方法により行っています。

#### ① 電子手続

<インターネット出願>

イ. 回線について

インターネットに接続されたネットワークを利用しています。

ロ. 本人認証方法

申請人識別番号と、利用者が事前に登録した「電子証明書」の組み合わせが、手続毎に行われるクライアント認証で使用される利用者の「電子証明書」と一致し、かつその電子証明書の信頼性をブリッジ認証局に問い合わせ確認しています。

## 7. 提出の効力発生

### (1) 書面手続における効力発生時期

特許等関係法令には、書面手続に係る書面の提出（差出）の効力発生時期について、一般原則的な規定は設けられていません。

特許法第19条（商標法第77条第2項において準用）では、原則到達主義によることを前提として、願書又は提出の時的制限が定められている書面の提出について、郵送により行われた場合のその効力の生じる時期を規定しています。その時期は、願書等を郵便局に差し出し

た際に発行される郵便物の受領証により証明された日時、その郵便物の通信日付印により表示された日時等です。

(2) 電子手続における効力発生時期

オンライン手続においては、特許庁のファイルへの記録の完了時点をもって特許庁に到達したものとみなされます（特例法3(2)）。

## 8. 期 間

(1) 期間の種類

① 法定期間

手続をすべき特許法等の法律又はこれらの法律に基づく命令により定められている期間

② 指定期間

手続をすべき期間が特許庁長官、審判長、審査官等により指定される期間

(2) 期間の計算（特3を準用）

① 期間の計算は、次の規定によります。

a. 期間の初日は算入しません。ただし、その期間が午前0時から始まるときは算入します。

b. 指定期間は、特許庁から当該書面を発送した日の翌日から起算します。

c. 期間の定め方を月又は年でしたときは、暦に従います。月又は年の始めから起算しないときは、その期間は、最後の月又は年におけるその起算日に応答する日の前日で満了します。ただし、最後の月に応答する日がないときは、その月の末日で満了します。

10月10日（起算日）から3か月→1月 9日（月の途中から起算する例）

10月30日（起算日）から4か月→2月28日（応答日がない場合の例（うるう年の場合は2月29日））

② 出願、請求その他の特許に関する手続についての期間の末日が、行政機関の休日に関する法律に規定する日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日、3日）に当たるときは、その翌日をもってその末日とします。

なお、特許法4条及び5条の規定による期間の延長をした場合において、もとの期間の末日が行政機関の休日に当たったときは、その翌日をもとの期間の末日とせず、もとの末日から延長する期間の計算がされます。

## 9. 期間の延長

(1) 指定期間の延長（特5を準用）

次に掲げる書類その他の物件の提出について、指定期間内に対応できない場合には、請求により指定期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

① 商標法第15条の2及び同法第15条の3の規定に基づく意見書

② 商標法第8条第4項の規定に基づく指令書（協議命令）に応答する書類

- ③ 商標法第5条の2第2項の規定に基づく命令書（補完命令）に応答する書類
- ④ 商標法第77条第2項において準用する特許法第194条に基づく物件提出書

a. 指定期間内に行う期間延長請求

- ・ 手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で1月の期間延長が認められます。
- ・ 提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。
- ・ 指定期間内に行う期間の延長請求をするときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の1月の延長を求める。」のように記載します。
- ・ 手数料は、2,100円です。

b. 指定期間経過後（指定期間に2月を加えた期間内）に行う期間延長請求

- ・ 手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で2月の期間延長が認められます。
- ・ 提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。
- ・ 指定期間経過後に行う期間の延長請求をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2月の延長を求める。」のように記載します。
- ・ 手数料は、4,200円です。

また、指定期間内の延長請求（1月）と期間経過後の延長請求（2月）の併用も認められます。したがって、最長で、当初指定期間に3月を加えた期間の延長が可能です。

ただし、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内において意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできません。

## 第七節 拒絶理由通知に対する応答について

### I 拒絶理由の通知（商15の2）

当該出願について拒絶すべき旨の理由があるときは、出願人に対して拒絶の理由が通知されます。これに対して意見があるときは、出願人は指定された期間内に意見書を提出することができます。

### II 意見書の様式

意見書は、次の様式により作成します。

商施規様式第11の3（第9条の5関係）

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 【書類名】     | 意見書                   |
| （【提出日】    | 令和 年 月 日）             |
| 【あて先】     | 特許庁審査官 殿<br>（特許庁審判長殿） |
| 【事件の表示】   |                       |
| 【出願番号】    |                       |
| 【商標登録出願人】 |                       |
| （【識別番号】）  |                       |
| 【住所又は居所】  |                       |
| 【氏名又は名称】  |                       |
| （【代表者】）   | ←                     |
| 【代理人】     |                       |
| 【識別番号】    |                       |
| 【住所又は居所】  |                       |
| 【氏名又は名称】  |                       |
| 【発送番号】    |                       |
| 【意見の内容】   |                       |
| 【証拠方法】    |                       |
| 【提出物件の目録】 |                       |

代理人手続の場合、商標登録出願人が法人であるときは、  
【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官による命令の場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長による命令の場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。
  - ロ 書換登録申請については、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし、「書換〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように書換登録申請の番号を記載する。

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号（書換登録申請に対する審判にあつては、「【申請番号】」の欄に申請の番号）を記載する。

3 審判に係属中は、「【商標登録出願人】」を「【審判請求人】」とし、書換申請については、「【書換登録申請者】」と記載する。

4 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記載する。拒絶理由通知書が二通送付された場合には、いずれか一つの番号を記載する。

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29から31まで及び40から44まで並びに様式第10の備考2、4及び5と同様とする。

### Ⅲ 指定期間の延長

#### 1. 拒絶理由通知に対する期間延長

拒絶理由通知の応答期間内に対応できない場合には、以下のとおり応答期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

##### (1) 指定期間内に行う期間延長請求

- ・ 手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で1月の期間延長が認められます。
- ・ 提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。
- ・ 指定期間内に行う期間の延長請求をするときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の1月の延長を求める。」のように記載します。
- ・ 手数料は2,100円です。

##### (2) 指定期間経過後（指定期間に2月を加えた期間内）に行う期間延長請求

- ・ 手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で2月の期間延長が認められます。
- ・ 提出できる期間延長請求書（期間徒過）は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。
- ・ 指定期間経過後に期間の延長請求をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2月の延長を求める。」のように記載します。
- ・ 手数料は4,200円です。

また、指定期間内の延長請求（1月）と期間経過後の延長請求（2月）の併用も認められます。したがって、最長で、当初指定期間に3月を加えた期間の延長が可能です。

ただし、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません。

## 第八節 手続の却下と補正指令

### I 手続の却下と補正指令

1. 不適法な手続であって、その不備を補正により解消をすることができないものについては、その手続が却下されます。（特18の2(1)を準用）。
2. 方式要件を満たしていない手続は、その不備を解消するよう、手続の補正が命じられます（特17(3)を準用）。

### II 不適法な手続の却下

#### 1. 却下理由通知

不適法な手続（申請）であって、その補正をすることができないものについて、当該手続（申請）を却下するときは、手続（申請）をした者に対し処分に係る理由を通知し、相当の期間（国内在住者、国外在住者とも30日）を指定して弁明を記載した書面（弁明書）を提出する機会が与えられます（特18の2(2)を準用）。

#### 2. 却下される手続

\*願書及びその添付書類（願書に添付した書面全体から特定することができるものを除く）。

なお、商標法第5条の2第1項に該当するときは、同条2項の規定により補完を命ずるものとします。

##### （共通事項）

- (1) 日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき（特施規2(1)を準用）。
- (2) 在外者が日本国内に住所（居所）を有する代理人によらないで出願をしたとき（特8(1)を準用）。
- (3) 出願をすることができる時又は期間が商標法により定められている場合においてその時又はその期間外に出願をしたとき（商10(1)等）。
- (4) 原出願の出願人以外の者が、分割・変更に係る出願又は補正却下後の新出願をしたとき（商10(1)等）。
- (5) 分割・変更に係る出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき（ただし、代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。
- (6) いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- (7) 出願人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載されていない書面をもって出願をしたとき（商5(1)）。

##### （商標登録出願）

- (8) 団体商標登録出願において、商標法第7条第1項に規定する一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人以外の者が出願をしたとき（願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したこ

とが明らかな場合を除く。)。 (商7(1))

- (9) 地域団体商標登録出願において、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」以外の者（個人、会社等）が出願したとき（願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。 (商7の2(1))

#### **(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願)**

- (10) 防護標章登録の登録番号を記載しないで防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願をしたとき（願書に添付された書面全体から当該登録番号が特定できるときを除く。)(商65の3(1))。

#### **\*願書以外の出願書類**

- (1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続したとき。
- (2) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき（手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。)
- (3) 出願人以外の者が手続をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)
- (4) 査定謄本の送達後又は出願却下の処分 of 謄本送達後に、意見書、物件提出書を提出したとき。
- (5) 不適法な手続として却下された出願について手続したとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定（審決の確定による場合を含む。）し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき（設定の登録後にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出を除く。)
- (6) 手続却下又は出願却下の処分の送達後（同日含む）に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき（弁明書等により手続却下の謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除く。)
- (7) 法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間満了後に延長を請求したとき。
- (8) パリ条約による優先権主張の手続において、出願と同時にその旨並びに優先権の基礎となる出願に係る国名及び出願の年月日を記載した書面を提出しないとき。
- (9) パリ条約による優先権主張の手続において、商標登録出願の日から3月を経過して優先権証明書提出したとき。
- (10) 過誤納の手数料の返還について、既納手数料返還請求書を手数料を納付した日から1年を経過して提出したとき（商標法第76条第9項の規定が適用された場合を除きます。)
- (11) 商標登録出願時の特例規定の適用を受けるための手続において、出願時の特例証明書提

出書を商標登録出願の日から30日を経過して提出したとき。

(12) 手続が以下に該当するとき。

- ① 手続補正書（手続補完書）に補正の内容（補完の内容）の記載がないとき（補正方法が「削除」のときを除く。）又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）。
- ② 意見書に意見の内容の記載がないとき。
- ③ 物件の提出を目的とする手続（優先権証明書提出書等）に物件が添付されていないとき。）
- ④ 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。
- ⑤ 出願人名義変更届が、以下に該当するとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

イ 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき。

ロ 団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人以外の者であるとき。

ハ 地域団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国法人以外の者（個人、会社等）であるとき。

- ⑥ 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。
- ⑦ 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。
- ⑧ 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。
- ⑨ 手続補足書に補足の内容の記載がないとき、又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）
- ⑩ 手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。

イ 予納を利用する場合

- a. 予納台帳番号が記載されていないとき。
- b. 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者でないとき。

- c. 予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。
  - ロ 特許印紙により納付する場合  
特許印紙を全く貼付しないで手続したとき。
  - ハ 現金（電子現金）により納付する場合  
納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。
  - ニ 口座振替により納付する場合
    - a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。
    - b. 手続をする者（代理人によるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者でないとき。
    - c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。
  - ホ 指定立替納付者により納付する場合
    - a. 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。
    - b. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されていないとき。
- ⑪共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。
- ⑫回復理由書が次に該当するとき。
- イ 救済手続期間外に提出されたとき。
  - ロ 回復の理由の記載がされていないとき。
  - ハ 所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。
  - ニ 回復対象となる手続が提出されないとき。
  - ホ 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。
- ⑬上記「\*願書及びその添付書類」欄の（１）、（２）、（３）は、願書以外の出願書類に準用する。

【却下理由通知書文例】

|   |               |
|---|---------------|
| 却下理由通知書   |               |
|   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日   |
|   | 特 許 庁 長 官     |
| 商標登録出願人   | 〇〇〇〇株式会社 様    |
|   | 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 |
| この出願は、法令で定める要件を満たしていないため却下すべきものと認められますので、あらかじめその理由を下記のとおり通知します。 |               |
| これについて弁明があれば、この通知書発送の日から30日以内に、弁明書を提出してください。                    |               |
| 記   |               |
| 商標法第77条第2項で準用する特許法第8条第1項の規定により、在外者は商標管理人によらなければ手続することができません。    |               |

3. 弁明書の提出

却下理由通知に対しては弁明書を提出することができます。

弁明書は、商標法施行規則第22条第1項で準用する特許様式第15の4により作成します。

特許法施行規則様式第15の4

|           |           |
|-----------|-----------|
| 【書類名】     | 弁明書       |
| (【提出日】    | 令和 年 月 日) |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿   |
| 【事件の表示】   |           |
| 【出願番号】    |           |
| 【弁明をする者】  |           |
| 【識別番号】    |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| (【代表者】)   | ←         |
| 【代理人】     |           |
| 【識別番号】    |           |
| 【住所又は居所】  |           |
| 【氏名又は名称】  |           |
| 【発送番号】    |           |
| 【弁明の内容】   |           |
| 【提出物件の目録】 |           |

代理人手続の場合、弁明をする者が法人であるときは【代表者】の欄は不要です。

1 「【弁明をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【弁明をする者】  
    【識別番号】  
    【住所又は居所】  
    【氏名又は名称】

【弁明をする者】  
    【識別番号】  
    【住所又は居所】  
    【氏名又は名称】

2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第13の備考9と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。

#### 4. 手続の却下

指定した期間内に弁明書の提出がないとき、又は弁明書の提出があっても却下理由が解消できないときは、当該手続（申請）が却下されます（特18の2(1)を準用）。

### Ⅲ 手続の補正指令と却下

#### 1. 手続補正指令書

方式要件を満たしていない手続は、商標法第77条で準用する特許法第17条第3項の規定に基づき、特許庁長官により手続の補正が命じられます。

この場合における手続の補正の命令は、次に掲げるような様式によってなされます。

|   |
|---|
| <p>手続補正指令書（方式）</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日<br/>特許庁長官</p> <p>商標登録出願人〇〇〇〇株式会社 様</p> <p style="text-align: right;">商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇に関し</p> <p>この出願は、法令に定める要件を満たしていないので、この手続補正指令書発送の日から1月以内に、下記事項を補正した手続補正書を提出してください。</p> <p>この手続補正書の提出がないときは、この出願を却下することになりますのでご注意ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 商標登録願に記載された出願人の住所又は居所が、識別番号に係る届出のものと相違します。</p> <p>2. 本件手数料12,000円が納付されていません。</p> |
|---|

#### 2. 手続補正指令に対する手続

手続補正指令に対する手続は、指定された期間内に手続補正書を提出することにより行います。

#### 3. 手続の却下（手続補正指令に応答しないとき）

特許庁長官は、商標法第77条で準用する特許法17条第3項の規定により手続の補正すべきことを命じた者が、指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができます（特18(1)を準用）。

#### IV 却下処分に対する不服申し立て

却下処分に不服がある場合、当該処分を受けた出願人等は、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して3月以内に、特許庁長官に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます（行政不服審査法第82条）。また、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提訴することもできます（行政事件訴訟法第46条）。（特許法に基づく手続ではありませんので、手続方法等は行政不服審査法、行政事件訴訟法の規定に従ってください）。

## 第九節 地域団体商標の手数料の軽減

### I 福島復興再生特別措置法による手数料の軽減

平成24年3月31日に福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）が公布されました。この法律は、東日本大震災による地震、津波被害に加えて、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、福島の復興及び再生のための特別の措置を定め、これを推進することにより、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資するために制定されたものです。

同法において、福島の復興及び再生のための特別の措置の一つとして、商標法の特例を設けました。これにより、原子力災害に伴う風評被害等によって著しく毀損した福島の農産物、観光等に係るブランドの再生等を支援することとしています。

当該特例の具体的な措置は、同法に基づいて、福島県知事が作成し、内閣総理大臣が認定した産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に関する地域団体商標の商標登録について、その事業の実施期間内に限り、出願手数料・登録料を軽減するものです。

#### 1. 軽減措置に係る要件

##### （1）出願手数料の軽減を受けられる者（主体に係る要件）

地域団体商標登録出願人が、福島復興再生特別措置法に規定する商品等需要開拓事業の実施主体であること。

##### （2）商品等に係る要件

認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

※福島特措法第64条第2項及び第3項に規定する認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るもののみを支援の対象とします。

そのため、出願人が、当該事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であることを証する書面を提出する必要があります。

##### （3）出願に係る時期的要件

商品等需要開拓事業の実施期間内に出願するものであること。

#### 2. 措置の内容

出願手数料：1／2軽減

#### 3. 軽減の手続

軽減を受けるためには、地域団体商標登録願（様式見本2）を提出するとともに、出願手数料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません。

また、出願手数料軽減申請書には、上記1. (2)の認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面(様式見本3)を添付しなければなりません。

様式見本1：出願手数料軽減申請書

|                              |                                     |
|------------------------------|-------------------------------------|
| 出願手数料軽減申請書                   |                                     |
| (福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定による軽減) |                                     |
| 令和〇〇年〇〇月〇〇日                  |                                     |
| あて先                          | 特許庁長官 殿                             |
| 1. 出願の表示                     | 令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願<br>(整理番号：〇〇〇〇) |
| 2. 申請人                       |                                     |
| 識別番号                         | 1 2 3 4 5 6 7 8 9                   |
| 住所又は居所                       | 〇〇県〇〇市・・・・                          |
| 氏名又は名称                       | 〇〇〇〇協同組合                            |
| 代表者                          | 〇〇〇〇〇                               |
| 3. 代理人                       |                                     |
| 識別番号                         |                                     |
| 住所又は居所                       |                                     |
| 氏名又は名称                       |                                     |
| 4. 提出物件の目録                   |                                     |
| 地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面   | 1                                   |

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

【書類名】 地域団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

【法人の法的性質】

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【その他】 福島復興再生特別措置法第 6 4 条第 3 項の規定による出願手数料の 1 / 2  
軽減 (※)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第 7 条の 2 第 1 項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第 7 条の 2 第 2 項に規定する地域の名称を含むものであることを証明  
する書面 1

(※) 共同出願の場合に軽減を受ける者の持分について軽減を受ける場合は、【その他】の欄を次のように記載し、持分証明書を添付してください。

【その他】福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減  
(〇〇協同組合 持分〇/〇)

[備考]

- 1 福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減」と記載する。
- 2 福島復興再生特別措置法第64条第5項の規定により共有者ごとに申請手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た金額を納付するときは、「福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減（〇〇〇協同組合持分〇/〇）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載する。

※「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」として、登記事項証明書等及び同項定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しがあげられますが、登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細はp664をご参照ください。

様式見本3： 地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面

| 地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面 |   |
|----------------------------|---|
|                            | 令和 年 月 日  |
| 1. 軽減申請に係る出願の表示            |   |
|                            | 令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願（整理番号：〇〇〇〇）   |
| 2. 申請人                     |   |
| 住所又は居所                     | 〇〇県〇〇市・・・・  |
| 氏名又は名称                     | 〇〇〇〇協同組合  |
| 代表者                        | 〇〇 〇〇   |
| 3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性 |   |
|                            | 当該軽減申請の申請者が実施する商品等需要開拓事業は、内閣総理大臣が認定した産業復興再生計画に定められたものであり、△△（地域団体商標）を〇〇という商品（役務）に使用し、その需要を開拓するために、××××という取り組みを実施しているものである。 |

## Ⅱ 中小企業地域資源活用促進法による手数料の軽減

中小企業地域資源活用促進法第10条第1項に規定する認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（以下「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が、当該認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であつて、商標法第7条の2第1項に規定する組合等である場合には、その認定計画の実施期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1／2に軽減されます。

### 1. 軽減措置に係る要件

#### (1) 出願手数料の軽減を受けられる者

中小企業地域資源活用促進法第14条第2項に規定される認定地域産業資源活用事業者であること。

#### (2) 商品等に係る要件

認定地域産業支援活用事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

※中小企業地域資源活用促進法第6条第1項の認定及び法第7条第1項の変更の認定等に係る認定計画に従って行われる地域産業資源活用事業に係る商品又は役務に係るもののみが支援の対象となります。

そのため、軽減措置を受けるためには、認定計画に地域団体商標の登録を受ける旨を記載するとともに、当該事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であることを証する書面を提出する必要があります。

#### (3) 出願に係る時期的要件

認定地域産業資源活用事業の実施期間内に申請するものであること。

### 2. 措置の内容

出願手数料：1／2軽減

### 3. 軽減の手続

軽減を受けるためには、地域団体商標登録願（様式見本2）を提出するとともに、出願手数料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません。

また、出願手数料軽減申請書には、地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面（様式見本3）と認定計画の写し（認定申請書及び地域産業資源活用事業計画に係る認定書の写し）を添付しなければなりません。

様式見本1：出願手数料軽減申請書

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>出願手数料軽減申請書</p> <p>(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律<br/>第14条第2項の規定による軽減)</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> |  |   |
| あて先  | 特許庁長官                                      | 殿 |
| 1. 出願の表示   | 令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願<br>(整理番号：〇〇〇〇)        |   |
| 2. 申請人   | 識別番号<br>住所又は居所<br>氏名又は名称<br>代表者            |   |
| 3. 代理人   | 識別番号<br>住所又は居所<br>氏名又は名称                   |   |
| 4. 提出物件の目録   | 地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面 1<br>認定計画の写し 1 |   |

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

【書類名】 地域団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【その他】 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第14条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減 (※)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書面 1

(※) 共同出願の場合に軽減を受ける者の持分について軽減を受ける場合は、【その他】の欄を次のように記載し、持分証明書を添付してください。

【その他】中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第14条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減 (〇〇協同組合 持分〇/〇)

[備考]

- 1 中小企業地域資源活用促進法第14条第2項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第14条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減」と記載する。
- 2 中小企業地域資源活用促進法第14条第4項の規定により共有者ごとに申請手数料の金額（軽減を受ける者にあつては、その軽減後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た金額を納付するときは、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第14条第2項の規定による出願手数料1/2軽減 (〇〇協同組合持分〇/〇)」のように軽減を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を軽減を受ける者ごとに行を改めて記載する。

※「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」として、登記事項証明書等及び同項定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しがあげられますが、登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細はp664をご参照ください。

### 様式見本3：地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面

| 地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面 |  |
|-----------------------------|--|
|                             | 令和 年 月 日   |
| 1. 軽減申請に係る出願の表示             |  |
|                             | 令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願（整理番号：〇〇〇〇）  |
| 2. 申請人                      |  |
| 住所又は居所                      | 〇〇県〇〇市・・・・・・・・   |
| 氏名又は名称                      | 〇〇協同組合   |
| 代表者                         | 〇〇〇〇   |
| 3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性  |  |
|                             | 当該軽減申請の申請者が実施する地域産業資源活用事業は、▲▲経済産業局長が認定した地域産業資源活用事業計画に定められたものであり、△△（地域団体商標）を●●という商品（役務）に使用し、その需要を開拓する取り組みを実施（認定計画××頁参照）しているものである。 |

### Ⅲ 地域未来投資促進法による手数料の軽減

地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等又は地域未来投資促進法第23条第1項及び第2項に基づき商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」とみなされた一般社団法人である場合には、承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減されます。

#### 1. 軽減措置に係る要件

##### (1) 出願手数料の軽減を受けられる者

地域未来投資促進法第24条第2項に規定される承認地域経済牽引事業者であること。

##### (2) 商品等に係る要件

承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

※地域未来投資促進法第13条第1項の承認及び法第14条第1項の変更の承認等に係る承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るもののみが支援の対象となります。

そのため、当該事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であることを証する書面を提出する必要があります。

##### (3) 出願に係る時期的要件

承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に提出するものであること。

#### 2. 措置の内容

出願手数料：1/2軽減

#### 3. 軽減の手続

軽減を受けるためには、地域団体商標登録願（様式見本2）を提出するとともに、出願手数料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません。

また、出願手数料軽減申請書には、地域団体商標と承認地域経済牽引事業の関連性を証する書面（様式見本3）と承認地域経済牽引事業計画の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し）を添付しなければなりません。

様式見本 1 : 出願手数料軽減申請書

出願手数料軽減申請書

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
第24条第2項の規定による軽減)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

あて先 特許庁長官 殿

1. 出願の表示 令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願  
(整理番号: 〇〇〇〇)

2. 申請人  
識別番号  
住所又は居所  
氏名又は名称  
代表者

3. 代理人  
識別番号  
住所又は居所  
氏名又は名称

4. 提出物件の目録  
地域団体商標と承認地域経済牽引事業の関連性を証する書面 1  
承認地域経済牽引事業計画の写し (地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地  
域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し) 1

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

【書類名】 地域団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【その他】 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 4 条第 2 項の規定による出願手数料の 1 / 2 軽減 (※)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第 7 条の 2 第 1 項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第 7 条の 2 第 2 項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書面 1

(※) 共同出願の場合に軽減を受ける者の持分について軽減を受ける場合は、【その他】の欄を次のように記載し、持分証明書を添付してください。

【その他】地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減（一般社団法人〇〇 持分〇/〇）

[備考]

- 1 地域未来投資促進法第24条第2項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減」と記載する。
- 2 地域未来投資促進法第24条第4項の規定により共有者ごとに申請手数料の金額（軽減を受ける者にあつては、その軽減後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た金額を納付するときは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条第2項の規定による出願手数料1/2軽減（一般社団法人〇〇 持分〇/〇）」のように軽減を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を軽減を受ける者ごとに行を改めて記載する。

※「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」として、登記事項証明書等及び同項定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しがあげられますが、登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細はp664をご参照ください。

### 様式見本3：地域団体商標と承認地域経済牽引事業の関連性を証する書面

| 地域団体商標と承認地域経済牽引事業の関連性を証する書面 |   |
|-----------------------------|---|
|                             | 令和 年 月 日  |
| 1. 軽減申請に係る出願の表示             |   |
|                             | 令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願（整理番号：〇〇〇〇）   |
| 2. 申請人                      |   |
| 住所又は居所                      | 〇〇県〇〇市・・・・・・・・  |
| 氏名又は名称                      | 〇〇〇〇  |
| 代表者                         | 〇〇〇〇  |
| 3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性  |   |
|                             | 当該軽減申請の申請者が実施する承認地域経済牽引事業は、▲▲県知事が承認した承認地域経済牽引事業計画に定められたものであり、△△（地域団体商標）を●●という商品（役務）に使用し、その需要を開拓する取り組みを実施（承認地域経済牽引事業計画××頁参照）しているものである。 |

#### Ⅳ アイヌ施策推進法による手数料の軽減

アイヌ施策推進法第12条第1項に規定する認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が、当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等である場合には、当該商品等需要開拓事業の実施期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減されます。

##### 1. 軽減措置に係る要件

###### (1) 出願手数料の軽減を受けられる者

アイヌ施策推進法に規定される商品等需要開拓事業の実施主体であること。

###### (2) 商品等に係る要件

認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

※アイヌ施策推進法第18条第2項及び第3項に規定する認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るもののみを支援の対象とします。

そのため、出願人が、当該事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であることを証する書面を提出する必要があります。

###### (3) 出願に係る時期的要件

商品等需要開拓事業の実施期間内に出願するものであること。

##### 2. 措置の内容

出願手数料：1/2軽減

##### 3. 軽減の手続

軽減を受けるためには、地域団体商標登録願（様式見本2）を提出するとともに、出願手数料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません。

また、出願手数料軽減申請書には、地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面（様式見本3）を添付しなければなりません。

様式見本 1 : 出願手数料軽減申請書

出願手数料軽減申請書

(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律  
第 18 条第 3 項の規定による軽減)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

あて先 特許庁長官 殿

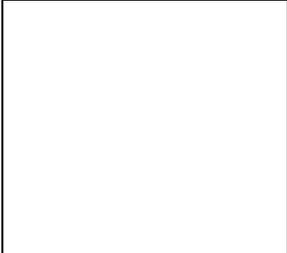
1. 出願の表示 令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願  
(整理番号 : 〇〇〇〇)

2. 申請人  
識別番号  
住所又は居所  
氏名又は名称  
代表者

3. 代理人  
識別番号  
住所又は居所  
氏名又は名称

4. 提出物件の目録  
地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面 1

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

|   |  |
|---|--|
| 【書類名】   | 地域団体商標登録願  |
| (【整理番号】)  |  |
| (【提出日】  | 令和 年 月 日)  |
| 【あて先】   | 特許庁長官殿   |
| 【商標登録を受けようとする商標】  |  |
|  |  |
| 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  |  |
| 【第 類】   |  |
| 【指定商品 (指定役務)】   |  |
| 【商標登録出願人】   |  |
| (【識別番号】)  |  |
| 【住所又は居所】  |  |
| 【氏名又は名称】  |  |
| (【代表者】)   |  |
| 【代理人】   |  |
| (【識別番号】)  |  |
| 【住所又は居所】  |  |
| 【氏名又は名称】  |  |
| (【手数料の表示】)  |  |
| (【予納台帳番号】)  |  |
| (【納付金額】)  |  |
| 【その他】   | アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による出願手数料の 1 / 2 軽減 (※) |
| 【提出物件の目録】   |  |
| 【物件名】   | 商標法第 7 条の 2 第 1 項に規定する組合等であることを証明する書面 1                                  |
| 【物件名】   | 商標法第 7 条の 2 第 2 項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書面 1                           |

(※) 共同出願の場合に軽減を受ける者の持分について軽減を受ける場合は、【その他】の欄を次のように記載し、持分証明書を添付してください。

【その他】アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による出願手数料の 1 / 2 軽減 (〇〇協同組合 持分〇 / 〇)

[備考]

- 1 アイヌ施策推進法第18条第3項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第18条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減」と記載する。
- 2 アイヌ施策推進法第18条第5項の規定により共有者ごとに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第18条第3項の規定による出願手数料1/2軽減(〇〇協同組合持分〇/〇)」のように軽減を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を軽減を受ける者ごとに行を改めて記載する。

※「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」として、登記事項証明書等及び同項定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しがあげられますが、登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細はp664をご参照ください。

様式見本3：地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面

| 地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面 |  |
|----------------------------|--|
|                            | 令和 年 月 日   |
| 1. 軽減申請に係る出願の表示            |  |
|                            | 令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願(整理番号:〇〇〇〇)  |
| 2. 申請人                     |  |
| 住所又は居所                     | 〇〇県〇〇市・・・・   |
| 氏名又は名称                     | 〇〇〇〇   |
| 代表者                        | 〇〇〇〇   |
| 3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性 |  |
|                            | 当該軽減申請の申請者が実施する商品等需要開拓事業は、内閣総理大臣が認定したアイヌ施策推進地域計画(令和〇年〇月〇日 ××県××市申請に対する・・・計画)に記載されたものであり、△△(地域団体商標)を〇〇という商品(役務)に使用し、その需要を開拓するために、××××という取り組みを実施しているものである。 |

## 第六章 出願の補助的手続



## 第一節 出願書類等の閲覧及び交付

何人も、特許庁長官に対して、提出した書類等の閲覧の請求ができます（特186(1)、実55(1)、意63(1)、商72(1)。（注1）

また、ファイルに記録されている事項（オンラインシステムを使用して行われた手続、磁気ディスクの提出により行われた手続、書面の提出により行われた手続、さらにはオンラインシステムを使用して行われた処分等、文書をもって行われた処分等）又は特許（登録）原簿等に記録されている事項を対象として、オンラインシステムを使用して行う閲覧及び交付を請求することができます（特例法12）。

（注1）最終処分確定後、権利期間及び保存期間を経過して書類（包袋等）が廃棄処分となったものは除きます。また、特許庁の執務に支障があるときは、閲覧の日時を別に指定することがあります。

ただし、以下の①ないし⑦に該当する者以外は、閲覧及び交付の請求をすることができません。

- ① 特許出願に関する書類については、出願公開又は特許権の登録がされていない出願（拒絶査定不服審判に係属中であっても同様）の出願人、出願人代理人、審判請求人、審判請求人代理人、利害関係人（注2）
- ② 実用新案登録出願に関する書類については、実用新案権の登録がされていない出願の出願人、出願人代理人、利害関係人（注2）
- ③ 意匠登録出願に関する書類については、意匠権の登録がされていない出願（拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判に係属中であっても同様）及び秘密意匠（意匠法第14条第1項による秘密にすることを請求した意匠）の出願人、出願人代理人、審判請求人、審判請求人代理人、意匠権者、利害関係人（注2）

（注2）利害関係人とは

- (イ) 閲覧等につき出願人（秘密意匠は権利者）の同意を得た者
  - (ロ) 拒絶理由通知の理由中に引例された出願について、拒絶理由通知を受けた出願人又はその代理人
  - (ハ) 出願公開前又は登録前の出願人、又は秘密意匠の権利者から、その発明、考案又は意匠の実施について警告等を受けた者
  - (ニ) 秘密意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人
- ④ 無効審判等又は判定に係る書類であって、当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申し出があったものは、当事者、参加人又は提出者より同意を得た者
  - ⑤ 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるものは、書類の提出者又は提出者の同意を得た者
  - ⑥ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるものは、書類を提出した者

- ⑦ 延長の理由を記載した資料に記載されている事項のうち、延長登録出願人（拒絶査定不服審判の審判請求人）から営業秘密が記載されている旨の申出があった事項で、特許庁長官が認めた事項は、出願人（審判請求人）、出願人（審判請求人）代理人、利害関係人（注3）

（注3）利害関係人とは

- (イ) 閲覧等につき出願人の同意を得た者
- (ロ) 当該延長登録出願に係る無効審判の請求人又はその代理人であって、審理上その者に閲覧等を認めることが必要であると認められる者

また、特許出願に係る明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されているか否かにかかわらず、特許庁長官が経済安全保障推進法第66条第1項本文若しくは第2項の規定による送付をする場合に該当しないと判断するまでの間又は同法第67条で規定する内閣総理大臣による保全審査により、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認められるかどうかについての判断がなされるまでの間は、当該特許出願に係る認証付きファイル記録事項記載書類の交付について、発行制限します。

なお、経済安全保障推進法が根拠の書類は「1. 特許及び実用新案(1)書類の閲覧」に準じて閲覧請求が可能です。

## 1. 特許及び実用新案

### (1) 書類の閲覧（平成2年11月30日以前の出願書類）

#### ① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、請求した事件の書類の閲覧を行います。

#### ② 閲覧請求の手続

閲覧窓口にて備え付けの「閲覧請求書」に出願番号、特許（登録）番号及び審判請求があった書類には審判番号等の事件を特定し、請求人の氏名（名称）（法人にあっては代表者の氏名も記載）、住所（居所）、電話番号及び請求の年月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

#### ③ 手数料額 1件につき 1,500円

### (2) ファイルに記載されている事項の閲覧（平成2年12月1日以降の出願書類）

#### [オンラインによる閲覧請求]

#### ① 閲覧の方法

オンラインシステムを使用して閲覧請求をし、請求をした者の入出力装置の映像面に表示して閲覧を行います。

#### ② 閲覧請求の手続

「ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書」（文例1参照）に出願番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記録して請求します。

（注）オンラインシステムを使用して閲覧請求を行う場合には、事前手続が必要です。（詳しくは第一章第二節「オンラインシステムを使用して行う手続」を参照してください。）

- ③ 手数料額 1件につき 600円

※無料の期間[特許] 特許公報発行の日から1年間は無料です(手数料令5(2))。

#### [書面による閲覧請求]

- ① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、特許庁の使用に係る入出力装置の映像面に表示して閲覧を行います。

- ② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けの「ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書」に出願番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名も記載)、及び請求の年月日、を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

- ③ 手数料額 1件につき 900円

※無料の期間[特許] 特許公報発行の日から1年間は無料です(手数料令5(2))。

### (3) ファイルに記録されている事項の書類の交付(平成2年12月1日以降の出願書類)

#### [オンラインによる交付請求]

- ① 交付請求の方法

オンラインシステムを使用し、書類の交付請求を行います。

- ② 交付請求の手続

「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」(文例3参照)に出願番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記録して請求します。

【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合には「手交」、郵送で受ける場合には「郵送」と記録します。

また、認証を求める場合には「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」(文例7参照)の様式により書類の交付請求を行います。

(注) オンラインシステムを使用して交付請求を行う場合には、事前手続が必要です。(詳しくは第一章第二節「オンラインシステムを使用して行う手続」を参照してください。)

- ③ 手数料額 1件につき 1,000円

#### [書面による交付請求]

- ① 交付請求の方法

特許庁の閲覧窓口又は郵送により書類の交付請求を行います。

- ② 交付請求の手続

「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」(文例4参照)に提出年月日、出願番号、請求人の識別番号(識別番号が付与されている場合)、住所又は居所、氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名も記載します)、電話番号、連絡先を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合には「手交」、郵送で受

ける場合には「郵送」と記載します。

また、認証を求める場合には「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」（文例8参照）の様式により書類の交付請求を行います。

- ③ 手数料額 1件につき 1,300円

## 2. 意匠及び商標

### (1) 書類の閲覧（平成11年12月31日以前の出願書類、意匠のひな形又は見本及び商標法第5条第4項の物件）

① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、請求した事件の書類の閲覧を行います。

② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けの「閲覧請求書」に出願番号、登録番号及び審判請求があった書類には審判番号等の事件を特定し、請求人の氏名（名称）（法人にあっては代表者の氏名も記載）、住所（居所）、電話番号及び請求の年月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

- ③ 手数料額 1件につき 1,500円

※縦覧の期間〔商標法第5条第4項の物件〕 商標公報発行の日から2月間は無料です（商標法18(4)）。

### (2) ファイルに記録されている事項の閲覧（縦覧）（平成12年1月1日以降の出願書類）

#### [オンラインによる閲覧請求]

① 閲覧の方法

オンラインシステムを使用して閲覧請求をし、請求をした者の入出力装置の映像面に表示して閲覧を行います。

② 閲覧請求の手続

「ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書」（文例1参照）に出願番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記録して請求します。

（注）オンラインシステムを使用して閲覧請求を行う場合には、事前手続が必要です。（詳しくは第一章第二節「オンラインシステムを使用して行う手続」を参照してください。）

- ③ 手数料額 1件につき 600円

※縦覧の期間〔商標〕 商標公報発行の日から2月間は無料です（特例11）。

#### [書面による閲覧請求]

① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、特許庁の使用に係る入出力装置の映像面に表示して閲覧を行います。

② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けの「ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書」に出願番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記載）、及び請求の年

月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

- ③ 手数料額 1件につき 900円

※縦覧の期間〔商標〕 商標公報発行の日から2月間は無料です（特例11）。

### (3) ファイルに記録されている事項の書類の交付（平成12年1月1日以降の出願書類）

交付請求の方法は「1. 特許及び実用新案（3）ファイルに記録されている事項の書類の交付」に準ずる。

## 3. 審判

### (1) 書類の閲覧（ただし、平成12年1月1日以降の拒絶査定不服審判及び意匠又は商標の補正却下決定不服審判は除く）

- ① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、請求した事件の書類の閲覧を行います。

- ② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けの「閲覧請求書」に審判番号、出願番号、特許（登録）番号等の事件を特定し、請求人の氏名（名称）（法人にあっては代表者の氏名も記載）、住所（居所）、電話番号及び請求の年月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

- ③ 手数料額 1件につき 1,500円

### (2) ファイルに記録されている事項の閲覧（平成12年1月1日以降の拒絶査定不服審判及び意匠又は商標の補正却下決定不服審判）

#### [オンラインによる閲覧請求]

- ① 閲覧の方法

オンラインシステムを使用して閲覧請求をし、請求をした者の入出力装置の映像面に表示して閲覧を行います。

- ② 閲覧請求の手続

「ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書」（文例1参照）に出願番号、審判番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記録して請求します。

（注）オンラインシステムを使用して閲覧請求を行う場合には、事前手続が必要です。（詳しくは第一章第二節「オンラインシステムを使用して行う手続」を参照してください。）

- ③ 手数料額 1件につき 600円

#### [書面による閲覧請求]

- ① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、特許庁の使用に係る入出力装置の映像面に表示して閲覧を行います。

- ② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けの「ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書」に出願番号、審判番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記載）、及び請求の年月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

- ③ 手数料額 1件につき 900円

### (3) ファイルに記録されている事項の書類の交付（平成12年1月1日以降の拒絶査定不服審判及び意匠又は商標の補正却下決定不服審判）

#### [オンラインによる交付請求]

① 交付請求の方法

オンラインシステムを使用し、書類の交付請求を行います。

② 交付請求の手続

「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」（文例3参照）に出願番号、審判番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記録して請求します。

また、認証を求める場合には「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」（文例7参照）の様式により書類の交付請求を行います。

【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合には「手交」、郵送で受ける場合には「郵送」と記録します。

（注）オンラインシステムを使用して交付請求を行う場合には、事前手続が必要です。（詳しくは第一章第二節「オンラインシステムを使用して行う手続」を参照してください。）

- ③ 手数料額 1件につき 1,000円

#### [書面による交付請求]

① 交付請求の方法

特許庁の閲覧窓口又は郵送により書類の交付請求を行います。

② 交付請求の手続

「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」（文例4参照）に提出年月日、出願番号、審判番号、請求人の識別番号（識別番号が付与されている場合）、住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記載します）、電話番号、連絡先を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合には「手交」、郵送で受ける場合には「郵送」と記載します。

また、認証を求める場合には「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」（文例8参照）の様式により書類の交付請求を行います。

- ③ 手数料額 1件につき 1,300円

## 4. 異議申し立てに関する書類

① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、請求した事件の書類の閲覧を行います。

② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けられている「閲覧請求書」に、特許（登録）番号及び異議番号を記載し、請求人の氏名（名称）（法人にあっては代表者の氏名も記載します）、住所（居所）、電話番号及び請求の年月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

③ 手数料額 1件につき 1,500円

## 5. 特許協力条約に基づく国際出願

### (1) 書類の閲覧（平成11年12月31日以前に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願）

閲覧請求の方法は「1. 特許及び実用新案(1)書類の閲覧」に準ずる。

### (2) ファイルに記録されている事項の閲覧（平成12年1月1日以降に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願）

閲覧請求の方法は「1. 特許及び実用新案(2)ファイルに記録されている事項の閲覧」に準ずる。

### (3) ファイルに記録されている事項の書類の交付（平成12年1月1日以降に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願）

交付請求の方法は「1. 特許及び実用新案(3)ファイルに記録されている事項の書類の交付」に準ずる。

## 6. マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願

① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、請求した事件の書類の閲覧を行います。

② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けの「閲覧請求書」に国際登録番号を記載し、請求人の氏名（名称）（法人にあっては代表者の氏名も記載します）、住所（居所）、電話番号及び請求の年月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

③ 手数料額 1件につき 1,500円

※縦覧の期間〔商標〕 商標公報発行の日から2月間は無料です（商標法18(4)）。

## 7. ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願

### (1) 書類の閲覧

① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、請求した事件の書類の閲覧を行います。

② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けの「閲覧請求書」に出願番号を記載し、請求人の氏名（名称）（法人に

あつては代表者の氏名も記載します)、住所(居所)、電話番号及び請求の年月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

③ 手数料額 1件につき 1,500円

**(2) ファイルに記録されている事項の閲覧(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判)**

閲覧請求の方法は「3. 審判(2)ファイルに記録されている事項の閲覧」に準ずる。

**(3) ファイルに記録されている事項の書類の交付(出願番号が2017年以降の出願、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判)**

**[出願番号が2017年以降の出願]**

① 交付請求の方法

特許庁の閲覧窓口又は郵送により書類の交付請求を行います。

② 交付請求の手続

「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」(文例4参照)に提出年月日、出願番号、請求人の識別番号(識別番号が付与されている場合)、住所又は居所、氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名も記載します)、電話番号、連絡先を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合には「手交」、郵送で受ける場合には「郵送」と記載します。

また、認証を求める場合には「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」(文例8参照)の様式により書類の交付請求を行います。

③ 手数料額 1件につき 1,300円

**[拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判]**

交付請求の方法は「3. 審判(3)ファイルに記録されている事項の書類の交付」に準ずる。

**8. 電子特殊申請により提出された書類**

**(1) 書類の閲覧**

① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、請求した事件の書類の閲覧を行います。

② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けの「閲覧請求書」に出願番号、登録番号及び審判請求等の事件を特定し、請求人の氏名(名称)(法人にあつては代表者の氏名も記載)、住所(居所)、電話番号及び請求の年月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

③ 手数料額 1件につき 1,500円

**(2) ファイルに記録されている事項の書類の交付**

## [オンライン（「特殊申請」タブ）による交付請求]

### ① 交付請求の方法

オンラインシステム（「特殊申請」タブ）を使用し、書類の交付請求を行います。

### ② 交付請求の手続

「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」（文例 3－2 参照）に出願番号、登録番号及び審判番号等の事件を特定する番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記録して請求します。

【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合には「手交」、郵送で受ける場合には「郵送」と記録します。

また、認証を求める場合には「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」（文例 7－2 参照）により書類の交付請求を行います。

（注）オンラインシステムを使用して交付請求を行う場合には、事前手続が必要です。（詳しくは第一章第二節「オンラインシステムを使用して行う手続」を参照してください。）

### ③ 手数料額 1 件につき 1,000円

## [書面による交付請求]

### ① 交付請求の方法

特許庁の閲覧窓口又は郵送により書類の交付請求を行います。

### ② 交付請求の手続

「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」（文例 4－2 参照）に提出年月日、出願番号、登録番号及び審判番号等の事件を特定する番号、請求人の識別番号（識別番号が付与されている場合）、住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記載します）、電話番号、連絡先を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合には「手交」、郵送で受ける場合には「郵送」と記載します。

また、認証を求める場合には「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」（文例 8－2 参照）により書類の交付請求を行います。

### ③ 手数料額 1 件につき 1,300円

## 9. 磁気テープをもって調製されている特許（登録）原簿の閲覧

### (1) オンラインによる閲覧請求

#### ① 閲覧の方法

オンラインシステムを使用して閲覧請求をし、請求をした者の入出力装置の映像面に表示して閲覧を行います。

#### ② 閲覧請求の手続

「登録事項の閲覧請求書」（文例 2 参照）に特許（登録）番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称、及び法人にあっては代表者の氏名を記録して請求します。

（注）オンラインシステムを使用して閲覧請求を行う場合には、事前手続が必要です。（詳しくは第一章第二節「オンラインシステムを使用して行う手続」を参照してください。）

くは第一章第二節「オンラインシステムを使用して行う手続」を参照してください。)

- ③ 手数料額 1件につき 600円

## (2) 書面による閲覧請求

### ① 閲覧の方法

特許庁の閲覧窓口で書面により閲覧請求をし、特許庁の使用に係る入出力装置の映像面に表示して閲覧を行います。

### ② 閲覧請求の手続

閲覧窓口に備え付けの「登録事項の閲覧請求書」に特許（登録）番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記載）、及び請求の年月日を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

- ③ 手数料額 1件につき 800円

## 10. 磁気テープをもって調製されている特許（登録）原簿の交付

### (1) オンラインによる交付請求

#### ① 交付請求の方法

オンラインシステムを使用し、書類の交付請求を行います。

#### ② 交付請求の手続

オンラインシステムを使用して書類の交付請求を行う場合には、「登録事項記載書類の交付請求書」（文例5参照）に特許（登録）番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記録して請求します。

【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合には「手交」、郵送で交付を受ける場合には「郵送」と記録します。

また、登録事項記載書類に認証を求める場合には「認証付登録事項記載書類の交付請求書」（文例9参照）の様式により書類の交付請求を行います。

(注) オンラインシステムを使用して交付請求を行う場合には、事前手続が必要です。（詳しくは第一章第二節「オンラインシステムを使用して行う手続」を参照してください。）

- ③ 手数料額 1件につき 800円

### (2) 書面による交付請求

#### ① 交付請求の方法

特許庁の閲覧窓口で書面にて交付請求を行います。（郵送での手続も可能です。）

#### ② 交付請求の手続

書面により書類の交付請求を行う場合には、「登録事項記載書類の交付請求書」（文例6参照）に特許（登録）番号、請求人の識別番号、住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記載）、及び請求の年月日、を記載して、適正の手数料を納付して請求します。

【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合には「手交」、郵送で受

ける場合には「郵送」と記載します。

また、認証を求める場合には「認証付登録事項記載書類の交付請求書」（文例10参照）の様式により書類の交付請求を行います。

③ 手数料額 1件につき 1,100円

【文例1】オンラインによる請求の場合

【書類名】 ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】  
    【出願番号】  
【請求人】  
    【識別番号】  
    【住所又は居所】  
    【氏名又は名称】  
    【代表者】  
【手数料の表示】  
    【予納台帳番号】  
    【納付金額】

【文例2】オンラインによる請求の場合

【書類名】 登録事項の閲覧請求書  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【特許番号】  
【請求人】  
    【識別番号】  
    【住所又は居所】  
    【氏名又は名称】  
    【代表者】  
【手数料の表示】  
    【予納台帳番号】  
    【納付金額】

【文例3】オンラインによる請求の場合

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 【書類名】      | ファイル記録事項記載書類の交付請求書 |
| 【提出日】      | 令和 年 月 日           |
| 【あて先】      | 特許庁長官 殿            |
| 【事件の表示】    |                    |
| 【出願番号】     |                    |
| 【請求人】      |                    |
| 【識別番号】     |                    |
| 【住所又は居所】   |                    |
| 【氏名又は名称】   |                    |
| 【代表者】      |                    |
| 【電話番号】     |                    |
| 【連絡先】      |                    |
| 【交付に係る書類名】 |                    |
| 【交付方法】     |                    |
| 【請求部数】     |                    |
| 【手数料の表示】   |                    |
| 【予納台帳番号】   |                    |
| 【納付金額】     |                    |

【文例3-2】オンライン（「特殊申請」タブ）による請求の場合

|            |                    |
|------------|--------------------|
|            | ファイル記録事項記載書類の交付請求書 |
|            | 令和 年 月 日           |
| 特許庁長官 殿    |                    |
| 1 事件の表示    |                    |
| 特許番号       |                    |
| 2 請求人      |                    |
| 識別番号       |                    |
| 住所又は居所     |                    |
| 氏名又は名称     |                    |
| 代表者        |                    |
| 電話番号       |                    |
| 担当者        |                    |
| 3 交付に係る書類名 |                    |
| 4 交付方法     |                    |
| 5 請求部数     |                    |
| 6 手数料の表示   |                    |
| 予納台帳番号     |                    |
| 納付金額       |                    |

【文例4】書面による請求の場合

【書類名】 ファイル記録事項記載書類の交付請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【電話番号】

【連絡先】

【交付に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

---

( 円)

【文例 4－2】書面による請求の場合（電子特殊申請で提出された書類）

【書類名】 ファイル記録事項記載書類の交付請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【特許番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【電話番号】

【連絡先】

【交付に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

---

( 円)

【文例5】オンラインによる請求の場合

【書類名】 登録事項記載書類の交付請求書  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【特許番号】  
【請求人】  
    【識別番号】  
    【住所又は居所】  
    【氏名又は名称】  
    【代表者】  
    【電話番号】  
    【連絡先】  
【交付方法】  
【請求部数】  
【手数料の表示】  
    【予納台帳番号】  
    【納付金額】

【文例6】書面による請求の場合

【書類名】 登録事項記載書類の交付請求書  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【特許番号】  
【請求人】  
    【識別番号】  
    【住所又は居所】  
    【氏名又は名称】  
    【代表者】  
    【電話番号】  
    【連絡先】  
【交付方法】  
【請求部数】  
(【手数料の表示】)  
    (【予納台帳番号】)  
    (【納付金額】)  

---

  
(            円)

【文例 7】 オンラインによる請求の場合

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 【書類名】      | 認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書 |
| 【提出日】      | 令和 年 月 日              |
| 【あて先】      | 特許庁長官 殿               |
| 【事件の表示】    |                       |
| 【出願番号】     |                       |
| 【請求人】      |                       |
| 【識別番号】     |                       |
| 【住所又は居所】   |                       |
| 【氏名又は名称】   |                       |
| 【代表者】      |                       |
| 【電話番号】     |                       |
| 【連絡先】      |                       |
| 【交付に係る書類名】 |                       |
| 【交付方法】     |                       |
| 【請求部数】     |                       |
| 【手数料の表示】   |                       |
| 【予納台帳番号】   |                       |
| 【納付金額】     |                       |

【文例 7-2】 オンライン（「特殊申請」タブ）による請求の場合

|            |                       |
|------------|-----------------------|
|            | 認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書 |
|            | 令和 年 月 日              |
| 特許庁長官 殿    |                       |
| 1 事件の表示    |                       |
| 特許番号       |                       |
| 2 請求人      |                       |
| 識別番号       |                       |
| 住所又は居所     |                       |
| 氏名又は名称     |                       |
| 代表者        |                       |
| 電話番号       |                       |
| 担当者        |                       |
| 3 交付に係る書類名 |                       |
| 4 交付方法     |                       |
| 5 請求部数     |                       |
| 6 手数料の表示   |                       |
| 予納台帳番号     |                       |
| 納付金額       |                       |

【文例8】書面による請求の場合

【書類名】 認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【電話番号】

【連絡先】

【交付に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

---

( 円)

【文例 8-2】 書面による請求の場合（電子特殊申請で提出された書類）

【書類名】 認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【特許番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【電話番号】

【連絡先】

【交付に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

---

( 円)

【文例9】オンラインによる請求の場合

【書類名】 認証付登録事項記載書類の交付請求書  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【特許番号】  
【請求人】  
    【識別番号】  
    【住所又は居所】  
    【氏名又は名称】  
    【代表者】  
    【電話番号】  
    【連絡先】  
【交付方法】  
【請求部数】  
【手数料の表示】  
    【予納台帳番号】  
    【納付金額】

【文例10】書面による請求の場合

【書類名】 認証付登録事項記載書類の交付請求書  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【特許番号】  
【請求人】  
    【識別番号】  
    【住所又は居所】  
    【氏名又は名称】  
    【代表者】  
    【電話番号】  
    【連絡先】  
【交付方法】  
【請求部数】  
( 【手数料の表示】 )  
    ( 【予納台帳番号】 )  
    ( 【納付金額】 )  
  
\_\_\_\_\_  
(            円 )

## 第二節 証明の請求

何人も、特許庁長官に対して、特許に関する証明の請求をすることができます（特 186(1)、実 55(1)、意 63(1)、商 72(1)）。

また、ファイルに記録されている事項（オンラインシステムを使用して行われた手続、磁気ディスクの提出により行われた手続、書面の提出により行われた手続、オンラインシステムを使用して行われた処分等、文書をもって行われた処分等）を対象として証明の請求をすることができます（特例法 12）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、出願人及びその代理人又は利害関係人を除き、請求することはできません（特 186(1)ただし書、実 55(1)、意 63(1)ただし書、商 72(1)ただし書、特例法 12(3)）。

- ① 出願公開又は設定登録されていない出願（商標に関する書類は除く）
- ② 無効審判等又は判定に係る書類であって、当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申し出があったもの
- ③ 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるもの
- ④ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- ⑤ 秘密意匠（意匠法第 14 条第 1 項による秘密にすることを請求した意匠）に関する書類

（注）最終処分確定後、権利期間及び保存期間を経過して書類（包袋等）が廃棄処分となったものは請求できません。

また、特許出願に係る明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されているか否かにかかわらず、特許庁長官が経済安全保障推進法第 66 条第 1 項本文若しくは第 2 項の規定による送付をする場合に該当しないと判断するまでの間又は同法第 67 条で規定する内閣総理大臣による保全審査により、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認められるかどうかについての判断がなされるまでの間は、当該特許出願に係る書類の証明について、発行制限します。

なお、経済安全保障推進法が根拠の書類は「書類の証明の請求」に準じて証明請求が可能です。

証明の請求に対し、発行している証明書は以下の三種類です。

- ① 優先権証明書
- ② 本国登録証明書（商標登録）
- ③ 書類の証明書

### 優先権の証明の請求

- ① 請求の方法

オンラインシステムの使用又は書面の提出により優先権の証明の請求を行います。

## ② 請求の手続

### (i) オンラインシステムを使用して請求を行う場合

「優先権証明請求書」(文例 11) に必要事項を記録して請求します。

「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「○願○○○○－○○○○○○」のように請求する出願番号を記録します。

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号、氏名又は名称(法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設けて代表者の氏名を記録します)、電話番号、連絡先(担当者)を記録します。

「【出願国・地域名】」の欄には、優先権を主張する国・地域名を記録します。

2カ国以上の優先権主張をする場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名1カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記録します。(記載例1)

同じ国に2通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記録します。(記載例2)

(記載例1)

【出願国・地域名】 カナダ

【出願国・地域名】 ドイツ

(記載例2)

【出願国・地域名】 カナダ

【出願国・地域名】 カナダ

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記録します。

「【手数料の表示】」の欄には、「予納」による場合には「【手数料の表示】」の欄に【予納台帳番号】及び【納付金額】を、「口座振替」による場合には同欄に【振替番号】及び【納付金額】を、「クレジットカード決済」による場合には同欄に【指定立替納付】及び【納付金額】を、「電子現金納付」による場合には同欄に【納付番号】を記録します。

また、特定の書類について同時に証明を請求する場合は、「(iii) 記録されている特定の書類について同時に証明を請求する場合」を参照して記録してください。

### (ii) 書面の提出により請求を行う場合

「優先権証明請求書」(文例 12) に必要事項を記載して請求します。

「【提出日】」の欄には、提出する日の年月日を記載します。

「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「○願○○○○－○○○○○○」のように請求する出願番号を記載します。

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号（識別番号が付与されている場合）、住所又は居所（識別番号を記載した場合を除く）、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設けて代表者の氏名を記載します）、電話番号、連絡先（担当者）を記載します。

「【出願国・地域名】」の欄には、優先権を主張する国・地域名を記載します。

2カ国以上の優先権主張をする場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名1カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記載します。（記載例1）

同じ国に2通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記載します。（記載例2）

（記載例1）

【出願国・地域名】 カナダ  
【出願国・地域名】 ドイツ

（記載例2）

【出願国・地域名】 カナダ  
【出願国・地域名】 カナダ

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、「予納」により納付する場合には「【手数料の表示】」の欄に「【予納台帳番号】」及び「【納付金額】」を記載します。「特許印紙」による場合には特許印紙を貼付（「(円)」の横のスペースに貼付します）し、「現金納付」による場合は「納付済証（特許庁提出用）」を添付します。請求書を直接証明窓口提出する場合には「クレジットカード決済」もできます。

また、特定の書類について同時に証明を請求する場合は、「(iii) 記録されている特定の書類について同時に証明を請求する場合」を参照して記載してください。

(iii) 記録されている特定の書類について同時に証明を請求する場合

記録されている特定の書類について同時に証明を請求するときは、「【出願国・地域名】」の欄の次に「【証明に係る他の書類名】」の項目を設けて、「手続補正書」のように記録（記載）します。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録（記載）します。

### ③ 代理権を証明する書面

出願公開又は設定登録されていない出願（商標については除く）について、当該事件の出願人又は代理人以外の者が優先権の証明の請求を行うときは、書面による「優先権証明請求書」（文例12）に代理権を証明する書面を添付してください。

その際、包括委任状を援用して証明をすることはできません（特例規則第6条及び特施規第9条の3）。また、オンラインによる請求において手続補足書による委任状提出も認められません。

なお、他の優先権証明請求書に添付した代理権を証明する書面を援用（同時提出の場合に限ります）するときには、優先権証明請求書にその旨を記載すると共に援用した代理権を証明する書面の写しを添付してください。

## 本国登録証明書（商標）の請求

本国における商標の登録を条件として、商標登録（外国登録商標）を認める制度を採用する国へ提出する証明書の交付を請求するための手続です。

### ① 請求の方法

オンラインシステムの使用又は書面の提出により請求を行います。

### ② 請求の手続

#### (i) オンラインシステムを使用して請求を行う場合

「本国登録証明請求書」（文例13）に必要事項を記録して請求します。

「【商標登録番号】」の欄には、「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように請求する登録番号を記録します。

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記録します）、電話番号、連絡先（担当者）を記録します。

「【出願国・地域名】」の欄には、提出する国・地域名を記録します。

2カ国以上に証明書を提出する場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名1カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記録します。（記載例1）

同じ国に2通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記録します。（記載例2）

（記載例1）

【出願国・地域名】 カナダ

【出願国・地域名】 ドイツ

（記載例2）

【出願国・地域名】 カナダ

【出願国・地域名】 カナダ

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記録します。

「【手数料の表示】」の欄については優先権証明請求書と同様（優先権の証明の請求②（i）を参照）に記録して請求します。

また、商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合は、「(iii) 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合」を参照して記録してください。

(ii) 書面の提出により請求を行う場合

「本国登録証明請求書」（文例 14）に、必要事項を記載して請求します。

「【提出日】」の欄には、提出する日の年月日を記載します。

「【商標登録番号】」の欄には、「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように請求する登録番号を記載します。

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号（識別番号が付与されている場合）、住所又は居所（識別番号を記載した場合を除く）、氏名又は名称（法人にあつては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、電話番号、連絡先（担当者）を記載します。

「【出願国・地域名】」の欄には、提出する国・地域名を記載します。

2カ国以上に証明書を提出する場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名1カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記載します。（記載例1）

同じ国に2通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記載します。（記載例2）

（記載例1）

【出願国・地域名】 カナダ

【出願国・地域名】 ドイツ

（記載例2）

【出願国・地域名】 カナダ

【出願国・地域名】 カナダ

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、優先権証明請求書と同様（優先権の証明の請求②（ii）を参照）に記載して請求します。

また、商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合は、「(iii) 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合」を参照して記録してください。

(iii) 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合

商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合は、「【出願国・地域名】」の欄の次に「【証明に係る他の事項】」の欄を設けてその欄に次の要領で記録（記載）します。

- ・ 「【証明に係る他の事項】」の欄には、「商標登録の範囲の確認に関する事項に記録（記載）した商品名又は役務名が本件指定商品又は役務に含まれることを証明してください。」のように記録（記載）し、次に「【商標登録の範囲の確認に関する事項】」の欄を設けてその欄に「【商品及び役務の区分】」及び「【商品名及び役務名】」の欄とそれぞれの欄に、当該商品及び役務の区分及び商品名又は役務名を記録（記載）します。
- ・ 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が2以上のときは、次のように欄を繰り返し設けて記録（記載）します。

**【商標登録の範囲の確認に関する事項】**

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

**書類の証明の請求**

証明事項については、当事者が特許庁に対してなされた手続であって、受理され、かつ保管されているもの、又は特許庁から発せられた当該事件に係る書類等の認識できるものに限られます。

従って、却下又は返戻とされた書類、廃棄された事件、取り消された処分に基づく事項に関する証明又は法律解釈に係る事項の証明の請求はできません。

(1) 対象書類1

- ・ 平成2年11月30日以前の特許出願及び実用新案登録出願
- ・ 平成11年12月31日以前の意匠登録出願、商標登録出願及び拒絶査定不服審判
- ・ 拒絶査定不服審判を除く審判（判定）
- ・ 平成11年12月31日以前に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願
- ・ マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に係る国内手続書面及び拒絶査定不服審判
- ・ ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願に係る国内手続書面
- ・ 電子特殊申請で提出された書類

① 請求の方法

書面の提出又はオンラインシステム（「特殊申請」タブ）の使用により請求を行います。

② 請求の手続

(i) 書面の提出により請求を行う場合

「証明請求書」（文例15）に必要事項を記載して請求します。

「事件の表示」の欄には、出願番号、審判番号等を記載します。

「請求人」の欄には、請求人の住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「氏名又は名称」の欄の次に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、電話番号、担当者を記載します。

「証明に係る書類名」の欄には、「特許願」、「手続補正書」、「出願取下書」等の書類名を記載し、併せて「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。なお、証明に係る書類名が書類名だけで特定できないときは、「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載します。

「交付方法」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、「特許印紙」の場合には特許印紙を貼付（「円」の横のスペースに貼付します）し、「現金納付」の場合には納付済証（特許庁提出用）を添付します。請求書を直接証明窓口提出する場合には「クレジットカード決済」もできます。

(ii) オンラインシステム（「特殊申請」タブ）を使用して請求を行う場合

「証明請求書」（文例 15-2）に必要事項を記載して請求します。

請求書の記載方法は、上記の「(i) 書面の提出により請求を行う場合」を参照してください。

【手数料の表示】の欄には、「予納」による場合には【手数料の表示】の欄に【予納台帳番号】及び【納付金額】を、「口座振替」による場合には同欄に【振替番号】及び【納付金額】を、「クレジットカード決済」による場合には同欄に【指定立替納付】及び【納付金額】を、「電子現金納付」による場合には同欄に【納付番号】を記録します。

(2) 対象書類 2

公報（出願公開公報、特許公報、実用新案公報、意匠公報、商標公報、審決公報等）、  
原簿の謄本

① 請求の方法

書面の提出又はオンラインシステム（「特殊申請」タブ）の使用により請求を行います。

② 請求の手続

(i) 書面の提出により請求を行う場合

「証明請求書」（文例 15）に必要事項を記載して請求します。

(a) 出願公開公報の請求を行う場合

「事件の表示」の欄には、出願番号を記載します。

「請求人」の欄には、請求人の住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「氏名又は名称」の欄の次に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、電話番号、担当者を記載します。

「証明に係る書類名」の欄には、「公開特許公報（特開○○○○－○○○○○○号）」等の公報名及び公開番号を記載し、併せて「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。

「交付方法」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、「特許印紙」の場合には特許印紙を貼付（「(円)」の横のスペースに貼付します）し、「現金納付」の場合には納付済証（特許庁提出用）を添付します。請求書を直接証明窓口に提出する場合には「クレジットカード決済」もできます。

(b) 公報（特許公報、実用新案公報、意匠公報、商標公報、審決公報等）の請求を行う場合

「事件の表示」の欄には、特許（登録）番号を記載します。

「証明に係る書類名」の欄には、「特許公報（特許第○○○○○○号）」等の公報名及び特許（登録）番号を記載し、併せて「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。

請求人、交付方法及び手数料については、上記の「(a) 出願公開公報の請求を行う場合」を参照してください。

(c) 原簿の請求を行う場合

「事件の表示」の欄には、特許（登録番号）を記載します。

「証明に係る書類名」の欄には、「特許原簿」等を記載し、併せて「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。

請求人、交付方法及び手数料については、上記の「(a) 出願公開公報の請求を行う場合」を参照してください。

(ii) オンラインシステム（「特殊申請」タブ）を使用して請求を行う場合

「証明請求書」（文例 15-2）に必要事項を記載して請求します。

請求書の記載方法は、上記の「(i) 書面の提出により請求を行う場合」を参照してください。

「【手数料の表示】」の欄には、「予納」による場合には「【手数料の表示】」の欄に【予納台帳番号】及び【納付金額】を、「口座振替」による場合には同欄に【振替番号】及び【納付金額】を、「クレジットカード決済」による場合には同欄に【指定立替納付】及び【納付金額】を、「電子現金納付」による場合には同欄に【納付番号】を記録します。

### (3) 対象書類 3

- ・平成2年12月1日以降の特許出願及び実用新案登録出願
- ・平成12年1月1日以降の意匠登録出願、商標登録出願及び拒絶査定不服審判

- ・平成12年1月1日以降に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願
- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の拒絶査定不服審判

① 請求の方法

オンラインシステムの使用又は書面の提出により請求を行います。

② 請求の手続

(i) オンラインシステムを使用して請求を行う場合

「証明請求書」(文例16)に必要事項を記録して請求します。

「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「○願○○○○-○○○○○○」のように、出願番号を記録します。

また、拒絶査定不服審判に係る書類の場合には、請求する【審判番号】と【出願番号】を次のように記録します。

【事件の表示】

【審判番号】不服○○○○-○○○○○○

【出願番号】○願○○○○-○○○○○○

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号、氏名又は名称(法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記録します)、電話番号、連絡先(担当者)を記録します。

「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記録します。

「【証明に係る書類名】」の欄には、書類全部の証明を請求するときは「全部」と記録します。また、特定の書類の証明を請求するときは「特許願(明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)」、「手続補正書」「出願取下書」等の書類名を記録します。なお、証明に係る書類名が書類名だけで特定できないときは、「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録します。

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記録します。

「【請求部数】」の欄には証明書の交付を請求する数を記録します。

「【手数料の表示】」の欄については優先権証明請求書と同様(優先権の証明の請求②(i))を参照)に記録します。

(ii) 書面の提出により請求を行う場合

「証明請求書」(文例17)に必要事項を記載して請求します。

「【提出日】」の欄には、提出する日の年月日を記載します。

「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「○願○○○○-○○○○○○」のように、出願番号を記載します。

また、拒絶査定不服審判に係る書類の場合には、請求する【審判番号】と【出願番号】を次のように記載します。

**【事件の表示】**

**【審判番号】** 不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

**【出願番号】** 〇願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号（識別番号が付与されている場合）、住所又は居所（識別番号を記載した場合を除く）、氏名又は名称（法人にあつては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、電話番号、連絡先（担当者）を記載します。

「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。

「【証明に係る書類名】」の欄には、書類全部の証明を請求するときは「全部」と記載します。また、特定の書類の証明を請求するときは「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」「出願取下書」等の書類名を記載します。なお、証明に係る書類名が書類名だけで特定できないときは、「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載します。

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

【請求部数】の欄には証明書の交付を請求する数を記載します。

手数料については優先権証明請求書と同様（優先権の証明の請求②（ii）を参照）に記載します。

③ 代理権を証明する書面

出願公開又は設定登録されていない出願（商標については除く）について、当該事件の出願人又は代理人以外の者が証明の請求を行うときは、書面による「証明請求書」に代理権を証明する書面を添付して請求します。その他の注意事項は、優先権証明請求書と同様（優先権の証明の請求③を参照）です。

**微生物の分譲に係る資格を有する者の証明**

微生物に係る発明の特許出願において寄託機関に寄託した微生物については、試験又は研究を目的として、法令上の有資格者は分譲を受けることができます。

上記法令上の有資格者の要件は、①その微生物に係る発明が特許になったとき、②警告を受けたとき、③拒絶理由通知の引例に引かれたとき（特施規 27 の 3）となります。

また、法令上の有資格者は、分譲請求書に微生物に係る特許出願をした工業所有権庁の長の「資格を有する者である」旨の証明が必要になります。（特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく規則 11. 3）

① 請求の方法

書面の提出により「資格を有する者である」旨の証明の請求を行います。

## ② 請求の手続

「証明願」(文例 18) に必要事項を記載して請求します。

「請求人」、「代理人」の欄には、請求人、代理人の住所(居所)、氏名(名称)(法人にあつては「氏名(名称)」の欄の次に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載します)、担当者、電話番号を記載します。

「事件の表示」の欄には、特許出願中のものについては「特願○○○○-○○○○○○」のように出願番号を、特許権に係るものについては「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載します。

「事件との関係」の欄には、特許法施行規則第 27 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の場合のみ記載し、同条同項第 1 号の場合には「事件との関係」の欄は不要です。第 2 号の場合には「警告を受けた者」、第 3 号の場合には「拒絶理由通知を受けた者」と記載し、それぞれの関係を証明する書面を添付します。

「特許出願人(特許権者)」の欄には、最新の特許出願人(特許権者)の住所(居所)、氏名(名称)を記載します。

「寄託機関」の欄には、寄託機関の名称を正確に記載します(略称は認められません)。

「受託番号」の欄には、国際寄託番号又は国内寄託番号を記載します。

「交付方法」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、「特許印紙」の場合には特許印紙を貼付し、「現金納付」の場合には納付済証(特許庁提出用)を添付します。請求書を直接証明窓口提出する場合には「クレジットカード決済」もできます。

### ◆添付書類について

#### (1) 分譲請求書

- ・「IV. 請求書の宛名と送付先」は、請求人又は請求人代理人になります。
- ・「V. 微生物の送付先」が、請求人以外の場合は、請求人との関係を明確に記載します。
- ・分譲請求書は、2 通を添付して提出します。

(2) 代理人が請求する場合は、「証明願」に代理人の欄を設け、代理権を証明する書面を添付します。

## ③ 微生物の利用について

微生物の試料の分譲を受けた者は、その微生物の試料を第三者に利用させることはできません。(特規則 27 の 3(2))

【文例 11】 オンラインによる請求の場合

【書類名】 優先権証明請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【代表者】

【電話番号】

【連絡先】

【出願国・地域名】

【証明に係る他の書類名】

【交付方法】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【文例 12】 書面により作成する場合

【書類名】 優先権証明請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【電話番号】

【連絡先】

【出願国・地域名】

【証明に係る他の書類名】

【交付方法】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

---

( 円)

【文例 13】 オンラインによる請求の場合

【書類名】 本国登録証明請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】 商標登録第 号

【請求人】

    【識別番号】

    【氏名又は名称】

    【代表者】

    【電話番号】

    【連絡先】

【出願国・地域名】

【交付方法】

【手数料の表示】

    【予納台帳番号】

    【納付金額】

【文例 14】 書面により作成する場合

【書類名】 本国登録証明請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】 商標登録第 号

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【電話番号】

【連絡先】

【出願国・地域名】

【交付方法】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

---

( 円)

【文例 15】 書面により作成する場合

- ・平成2年11月30日以前の特許出願及び実用新案登録出願
- ・平成11年12月31日以前の意匠登録出願、商標登録出願及び拒絶査定不服審判
- ・拒絶査定不服審判を除く審判（判定）
- ・平成11年12月31日以前に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願
- ・マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に係る国内手続書面及び拒絶査定不服審判
- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願に係る国内手続書面
- ・公報、原簿

に関する書類の証明請求

証 明 請 求 書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

2. 請 求 人

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

代表者

電話番号

担当者

3. 証明にかかる事項

証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。

4. 証明に係る書類名

5. 交付方法

6. 請求部数

---

( 円)

【文例 15-2】 オンライン（「特殊申請」タブ）による請求の場合

- ・平成2年11月30日以前の特許出願及び実用新案登録出願
- ・平成11年12月31日以前の意匠登録出願、商標登録出願及び拒絶査定不服審判
- ・拒絶査定不服審判を除く審判（判定）
- ・平成11年12月31日以前に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願
- ・マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に係る国内手続書面及び拒絶査定不服審判
- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願に係る国内手続書面
- ・公報、原簿

に関する書類の証明請求

証 明 請 求 書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

2. 請 求 人

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

代表者

電話番号

担当者

3. 証明にかかる事項

証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。

4. 証明に係る書類名

5. 交付方法

6. 請求部数

7. 手数料の表示

予納台帳番号

納付金額

**【文例 16】 オンラインによる請求の場合**

- ・平成2年12月1日以降の特許出願及び実用新案登録出願
- ・平成12年1月1日以降の意匠登録出願、商標登録出願、拒絶査定不服審判
- ・平成12年1月1日以降に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願
- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の拒絶査定不服審判に関する書類の証明請求

**【書類名】** 証明請求書

**【提出日】** 令和 年 月 日

**【あて先】** 特許庁長官 殿

**【事件の表示】**

**【出願番号】**

**【請求人】**

**【識別番号】**

**【氏名又は名称】**

**【代表者】**

**【電話番号】**

**【連絡先】**

**【証明に係る事項】**

証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。

**【証明に係る書類名】**

**【交付方法】**

**【請求部数】**

**【手数料の表示】**

**【予納台帳番号】**

**【納付金額】**

【文例 17】 書面により作成する場合

- ・平成2年12月1日以降の特許出願及び実用新案登録出願
- ・平成12年1月1日以降の意匠登録出願、商標登録出願、拒絶査定不服審判
- ・平成12年1月1日以降に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願
- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の拒絶査定不服審判に関する書類の証明請求

【書類名】 証明請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【電話番号】

【連絡先】

【証明に係る事項】

証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。

【証明に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

---

( 円)

【文例 18】 書面による請求のみの手続になります（オンライン請求の対象外です）。

証 明 願

特許印紙  
貼付箇所

令和 年 月 日

( 円)  
特許庁長官 殿

請求人

住所（居所）

氏名（名称）

代理人

住所（居所）

氏名（名称）

担当者

電話番号

請求人は、自己の試験又は研究のため下記の特許出願（特許）に係る微生物の試料の分譲を受けたいので、特許法施行規則第27条の3の規定により分譲を受ける資格を有することを証明してください。

記

- 1 事件の表示
- 2 事件との関係
- 3 特許出願人（特許権者）

住所（居所）

氏名（名称）

- 4 寄託機関
- 5 受託番号
- 6 交付方法
- 7 添付書類の目録

(1) 分譲請求書

2通

(2) (

通)

### 第三節 書類謄本の請求

何人も、特許庁長官に対して、提出した書類等の謄本の請求をすることができます（特186(1)、実55(1)、意63(1)、商72(1)）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、出願人及びその代理人又は利害関係人を除き、請求をすることはできません（特186(1)ただし書、実55(1)、意63(1)ただし書、商72(1)ただし書）。

- ① 出願公開又は設定登録されていない出願（商標に関する書類は除く。）
- ② 無効審判等又は判定に係る書類であって、当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったもの
- ③ 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの
- ④ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
- ⑤ 秘密意匠（意匠法第14条第1項による秘密にすることを請求した意匠）に関する書類

（注）最終処分確定後、権利期間及び保存期間を経過して書類（包袋等）が廃棄処分となったものは請求できません。

また、特許出願に係る明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されているか否かにかかわらず、特許庁長官が経済安全保障推進法第66条第1項本文若しくは第2項の規定による送付をする場合に該当しないと判断するまでの間又は同法第67条で規定する内閣総理大臣による保全審査により、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認められるかどうかについての判断がなされるまでの間は、当該特許出願に係る書類謄本について、発行制限します。

なお、経済安全保障推進法が根拠の書類は「書類の謄本の請求」に準じて請求が可能です。

謄本が必要となる場合については、以下のようなことが考えられます。

- ① 訴訟事件の証拠書類として必要な場合
- ② 契約締結の資料として用いる場合
- ③ 官公署へ提出する申請書の添付書類として用いる場合

#### 書類の謄本の請求

- ① 請求の方法

書面又はオンラインシステム（「特殊申請」タブ）の使用の提出により書類の謄本の請求を行います。

- ② 請求の手続

- (i) 書面の提出により請求を行う場合

「書類謄本の請求書」（文例19）に請求人の住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては請求人の氏名又は名称の後に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載しま

す)、電話番号、担当者及び請求の年月日を記載します。請求に係る出願番号及び書類名等必要とする対象物の謄本が特定できるように記載します。

手数料については「特許印紙」の場合には特許印紙を貼付(「(円)」の横のスペースに貼付します)し、「現金納付」の場合には納付済証(特許庁提出用)を添付します。請求書を直接証明窓口に提出する場合には「クレジットカード決済」もできます。

(ii) オンラインシステム(「特殊申請」タブ)を使用して請求を行う場合

「書類謄本の請求書」(文例19-2)に請求人の住所又は居所、氏名又は名称(法人にあっては請求人の氏名又は名称の後に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載します)、電話番号、担当者及び請求の年月日を記載します。請求に係る出願番号及び書類名等必要とする対象物の謄本が特定できるように記載します。

「【手数料の表示】」の欄には、「予納」による場合には「【手数料の表示】」の欄に【予納台帳番号】及び【納付金額】を、「口座振替」による場合には同欄に【振替番号】及び【納付金額】を、「クレジットカード決済」による場合には同欄に【指定立替納付】及び【納付金額】を、「電子現金納付」による場合には同欄に【納付番号】を記録します。

③ 代理権を証明する書面

出願公開又は設定登録されていない出願(商標については除く。)について、本人又は当該事件の代理人以外の者が書類謄本の請求を行うときは、代理権を証明する書面を添付します。その際、包括委任状を援用することはできません(特例規則第6条及び特施規第9条の3)。

書類謄本の請求書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

請求人

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

代表者

電話番号

担当者

上記の書類謄本を請求します。

交付方法

---

( 円)

書類謄本の請求書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

請求人

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

代表者

電話番号

担当者

上記の書類謄本を請求します。

交付方法

手数料の表示

予納台帳番号

納付金額

## 第七章 出願手續 Q & A



## 目 次

### 1. 出願の手続

|       |                             |     |
|-------|-----------------------------|-----|
| 問1-1  | 出願手続の留意点                    | 603 |
| 問1-2  | 県立高校の権利能力                   | 609 |
| 問1-3  | 会社更生法に基づく保全管理命令後の出願人の代表者の記載 | 610 |
| 問1-4  | 未成年者の手続                     | 611 |
| 問1-5  | 有限責任事業組合（LLP）の出願について（四法共通）  | 612 |
| 問1-6  | 共同出願の在外者の特許管理人（四法共通）        | 613 |
| 問1-7  | 代理人と選任した代理人との違い             | 614 |
| 問1-8  | 願書の復代理人の表示                  | 615 |
| 問1-9  | 函面と図面の簡単な説明（特・実）            | 616 |
| 問1-10 | 外国語書面出願の翻訳文（特）              | 623 |

### 2. 特殊出願・優先権主張等の手続

|       |   |     |
|-------|---|-----|
| 問2-1  | 分割出願における提出書面の省略（四法共通）                         | 624 |
| 問2-2  | 分割出願における国内優先権の主張（特・実）                         | 625 |
| 問2-3  | 分割出願の代理権の証明                                   | 626 |
| 問2-4  | 分割出願の願書の原出願の表示                                | 627 |
| 問2-5  | 分割出願及び変更出願の発明者の減少・氏名の変更（特・実・意）                | 628 |
| 問2-6  | 平成19年(2007年)3月31日以前の出願を原出願として分割できる時期について（特）   | 629 |
| 問2-7  | 平成19年(2007年)3月31日以前の出願を原出願した場合の審判請求時の分割の効力（特） | 630 |
| 問2-8  | 特許査定後に行う分割出願の時期について（特）                        | 631 |
| 問2-9  | 実用新案登録に基づく特許出願と、抹消登録申請書が同日でないときの扱いは？（特）       | 632 |
| 問2-10 | 実用新案登録に基づく特許出願に不備があるとき、抹消登録申請書の扱いは？（特）        | 633 |
| 問2-11 | 国内優先権主張を伴う特許出願（特・実）                           | 634 |
| 問2-12 | 国内優先権主張を伴う出願の出願人（特・実）                         | 637 |
| 問2-13 | 国内優先権の主張を伴う出願と先の出願の出願人の要件（特・実）                | 638 |
| 問2-14 | 国内優先権の主張を伴う出願と先の出願の発明者の住所（特・実）                | 639 |
| 問2-15 | 国内優先権主張の先の出願（特・実）                             | 640 |
| 問2-16 | 国際出願を基礎とするパリ優先権の主張（特・実）                       | 641 |
| 問2-17 | 優先権証明書類等の援用（四法共通）                             | 642 |
| 問2-18 | 新規性喪失の例外証明書の援用                                | 643 |

### 3. 補正

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 問3-1 | 手続の補正の留意点（特・実） | 644 |
| 問3-2 | 発明者の補正（特・実・意）  | 651 |

|      |                               |     |
|------|-------------------------------|-----|
| 問3-3 | 出願人の追加補正                      | 658 |
| 問3-4 | 国内優先権主張の追加補正（特・実）             | 659 |
| 問3-5 | 産業技術力強化法第17条第1項の規定による記載の補正（特） | 660 |
| 問3-6 | 複数の書類の補正                      | 661 |
| 問3-7 | 補正と同時の出願審査請求の審査請求料（特）         | 662 |
| 問3-8 | 商標出願の指定商品又は指定役務の補正の留意点        | 663 |

#### 4. 名義変更

|       |   |     |
|-------|---|-----|
| 問4-1  | 出願人名義変更届関係（四法共通）  | 670 |
| 問4-2  | 一部承継又は全部承継の判断   | 688 |
| 問4-3  | 名義変更届への一部譲渡人の持分記載   | 689 |
| 問4-4  | 名義変更届の証明書   | 690 |
| 問4-5  | 拒絶査定後の名義変更届   | 691 |
| 問4-6  | 利益相反行為に該当する場合の証明書の提出（四法共通）  | 692 |
| 問4-7  | 出願人である会社が倒産しました。どのような手続が必要でしょうか？（四法共通）  | 693 |
| 問4-8  | 清算終了後の名義変更の届出   | 696 |
| 問4-9  | 名義変更届の証明書   | 697 |
| 問4-10 | 会社が会社分割されました。それに伴って会社が持っている特許を受ける権利を分割承継会社に承継することになりました。その場合の出願人名義変更届について教えてください。（四法共通） | 698 |
| 問4-11 | 一般承継の手続   | 699 |

#### 5. 代理権

|       |                       |     |
|-------|-----------------------|-----|
| 問5-1  | 代理人に関する届出書（四法共通）      | 700 |
| 問5-2  | 出願係属中の委任状の提出          | 710 |
| 問5-3  | 出願の代理人以外の者の手続         | 711 |
| 問5-4  | 復代理人の選任について           | 712 |
| 問5-5  | 復代理人の代理権の存否           | 713 |
| 問5-6  | 代理人の順位変更と書類の送付先       | 714 |
| 問5-7  | 代理人辞任届の多件一通方式         | 715 |
| 問5-8  | 優先権証明請求の代理権           | 716 |
| 問5-9  | 在外者の代理権の証明（四法共通）      | 717 |
| 問5-10 | 出願公開請求の代理権の証明（特）      | 718 |
| 問5-11 | 審査官との面接等のための代理権の証明（特） | 719 |

#### 6. その他

|      |                       |     |
|------|-----------------------|-----|
| 問6-1 | 電子化手数料について（四法共通）      | 720 |
| 問6-2 | 国と国以外の者の共有に係る出願（四法共通） | 721 |
| 問6-3 | 審査請求料減免措置の後日申請（特）     | 724 |

|      |                             |     |
|------|-----------------------------|-----|
| 問6-4 | 過誤納等の手数料返還（四法共通）            | 725 |
| 問6-5 | 証明書返還請求（四法共通）               | 728 |
| 問6-6 | 世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求（特・実） | 729 |
| 問6-7 | 色彩写真（カラー写真）の提出について（特・実）     | 730 |
| 問6-8 | 特許出願における拒絶理由通知の応答期間（特）      | 731 |
| 問6-9 | 出願取下書の撤回                    | 732 |



## 問 1 - 1 出願手続の留意点

出願等の手続について留意すべきことは。

答： 次に掲げるような不備事項を見受けますので、出願に際して、提出する書類の再チェックを実行していただくように、手続を行う上での留意点をまとめました。

### I. 特許（実用新案登録）出願関係

#### 〈願書・中間手続共通〉

##### 1. 【特許出願人】の欄

出願人が法人であって代理人によらない手続の場合には、【代表者】の欄を設けて、代表者の氏名を記載してください。

##### 2. 出願人、代理人の住所又は居所の記載

(1) 住所又は居所の誤記を多く見受けますが、識別番号を記載した場合には、住所又は居所の記載は省略することができます。

(2) 出願人、代理人の住所又は居所を記載するときは、特許庁に届け出られている住所又は居所を記載します（住所変更の届出を行っているときは、変更後のもの。）。また、記載は都道府県名から大区画順に記載し、番地等についてはアラビア数字を用いるようお願いいたします。

3. 出願人が二人以上いる場合で、識別番号の通知を受けていない者が含まれている場合は、識別番号の通知を受けていない者の【識別番号】の欄を設ける必要はありません。

#### 〈願書の作成について〉

##### 1. 【発明者】の欄の記載

(1) 発明者の氏名は、戸籍上のものを記載しなければなりません。しかしながら、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏を括弧書で併せて記載することができます。

(2) 発明者が外国人である場合には、氏名は原則として原語表音どおり片仮名で記載します。

なお、発明者が中華人民共和国の国民の場合でも同様ですが、漢字使用国の外国人であって氏名を漢字で表示することができるときは、漢字で記載することができます。

##### 2. 【特許出願人】の欄の記載

(1) 出願人が外国人である場合、【氏名又は名称】の欄には原則として原語表音どおり片仮名で記載します。また、出願人の氏名又は名称をローマ字で表記できるときは、【氏名又は名称原語表記】の欄になるべく記載することとされています。

なお、漢字使用国の外国人であって氏名又は名称を漢字で表示することができるときは、漢字で記載することができます。

(2) 国コードが付されていない国名または地域名を記載しようとする場合には、【国籍・地域】の欄には「無国籍、その他の国名及び地域名」と記載し、【手数料の表示】の欄の次（【提出物件の目録】の欄の前）に【その他】の欄を設けて、「国籍 ○○○○」（無国籍のときは「国籍無国籍」）のように国名または地域名を記載してください。

なお、国コードが付されている国名または地域名については、電子出願ソフトサポートサイト「『出願』、『請求』タブで提出する書類用 国・地域名一覧」（[https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3\\_support/3\\_attention/03\\_09\\_02-1.html](https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_support/3_attention/03_09_02-1.html)）を確認してください。

### 3. 【パリ条約による優先権等の主張】の欄の記載

(1) 【出願日】の欄には、「2000年〇月〇日」のように西暦で記載します。

(2) 【出願番号】の欄には、アラビア数字、ローマ字（大文字に限る）、スペース（空白）又は「-」、「/」、「,」、若しくは「.」の記号を用いて出願番号を記載します（これら以外の仮名・漢字等は使用できません。）。

#### ・優先権証明書等に記載された出願番号の記載例

| 国・地域・国際機関名 | 出願番号の記載例  | 説明   |
|------------|---|--|
| 米国         | 10/835,571                                      | 10: シリーズ・コード<br>835,571: 連続番号                                |
| 欧州特許庁      | 23076897<br>※チェック・デジット（末尾の「.」+「1桁」）無しで記載してください。 | 23: 年号（西暦下2桁）<br>07: 出願場所コード<br>6897: 連続番号                   |
| ドイツ        | 10 2023 018 017.2                               | 10: 出願種別コード<br>2023: 年号（西暦）<br>018 017: 連続番号<br>2: チェック・デジット |
| 韓国         | 10-2023-0036587                                 | 10: 出願種別コード<br>2023: 年号（西暦）<br>0036587: 連続番号                 |
| フランス       | FR2305271<br>※特許の場合は先頭に「FR」が付きます。               | FR: 国コード<br>23: 年号（西暦下2桁）<br>05271: 連続番号                     |
| イギリス       | 2320314.8                                       | 23: 年号（西暦下2桁）<br>20314: 連続番号<br>8: チェック・デジット                 |
| 台湾         | 112119914                                       | 112: 台湾歴（西暦-1911）<br>119914: 連続番号                            |

|        |                |   |
|--------|----------------|---|
| スウェーデン | 2300103-8      | 23: 年号 (西暦下2桁)<br>00103: 連続番号<br>8: チェック・デジット                           |
| オランダ   | 1023745        | 1023745: 連続番号   |
| スイス    | 00144/23       | 00144: 連続番号<br>23: 年号 (西暦下2桁)   |
| 中国     | 202310123456.7 | 2023: 年号 (西暦)<br>1: 出願種別数字 (1特許、2実用新案)<br>0123456: 連続番号<br>7: チェック・デジット |

#### 4. 【手数料の表示】の欄

- (1) 予納の残高に不足が生じているものを見受けます。
- (2) 【予納台帳番号】の欄名及び番号の誤記を見受けます。
- (3) 手続を実行した代理人ではなく、【選任した代理人】の欄に記載した代理人の「予納台帳番号」が記載されているものを見受けますが、手続を実行した代理人以外の者は予納の申出を行うことはできません。

#### 5. 包括委任状番号通知前の包括委任状の援用について

特別授権等の証明に際して、包括委任状番号の通知前に包括委任状を援用して代理権の証明をするときは、【提出物件の目録】の欄に包括委任状の提出日を次のように記載します。

##### 【提出物件の目録】

|       |         |     |
|-------|---------|-----|
| 【物件名】 | 特許請求の範囲 | 1   |
| 【物件名】 | 明細書     | 1   |
| 【物件名】 | ( 図面    | 1 ) |
| 【物件名】 | 要約書     | 1   |
| 【物件名】 | 委任状     | 1   |

【援用の表示】 令和〇〇年〇月〇日提出の包括委任状

#### 6. 国内優先権主張出願

先の出願手続で国内優先権主張に関する特別の授権が証明されていないときは、包括委任状の援用又は委任状の提出により、その証明をする必要があります。代理権の証明を怠っているものを見受けます。なお、特許出願後に、特許法第41条4項に規定する国内優先権主張書面（「優先権主張書」）を提出することによって優先権の主張の手続を行う場合は、国内優先権主張書面を提出する時点における出願人及び代理人の関係についての特別授権を証明する必要があります。

#### 7. 分割出願

原出願の代理人と異なる代理人（選任した代理人を含む。）がいる場合は、当該新たな代理人

の代理権を証明する必要があります。特に拒絶査定不服審判の請求と同時に行う分割出願の場合に、審判請求と分割出願の代理人の一部が相違する場合を見受けますが、その場合には審判請求と相違する代理人についても代理権の証明が必要になりますので、ご注意ください。また、分割出願の際に既に分割出願の出願人からの包括委任状を提出している場合には、できる限り包括委任状を援用するようにして頂くことにより、方式審査を早期に行うことが可能になります。

## 〈中間手続共通〉

### 1. 【出願番号】の記載について

手続補正書、手続補足書、出願審査請求書、優先権証明書提出書、新規性の喪失の例外証明書提出書等を提出する場合は、可能な限り、出願番号通知を受けた後に（オンライン手続については、受領書により出願番号を確認し）、【事件の表示】又は【出願の表示】の欄の【出願番号】の欄に出願番号を記載して提出してください。出願番号を特定するための調査に係る事務処理負担の軽減にご協力ください。

出願番号の通知前に手続を行う必要がある場合には、手続に係る書類の【事件の表示】又は【出願の表示】の欄には、出願日及び当該出願の願書に記載した整理番号を次のように記載してください。

#### 【事件の表示】

【出願日】 令和〇〇年〇月〇日提出の特許願

【整理番号】 01P-002615 ←

願書に記載した整理番号と  
同一のものを記載する。

## II. 意匠登録出願関係

### 〈願書及び図面の作成について〉

#### 1. 願書の作成について

意匠登録出願において、意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面（又は写真）が、平面的なものを表す図面（又は写真）の場合は「表面図」及び「裏面図」、また立体的なものを表す図面（又は写真）の場合は「正面図」、「背面図」、「左側面図」、「右側面図」、「平面図」及び「底面図」など意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な図を願書に添付して提出しなければなりません。適正な図面が添付されていないものを見受けます。

なお、記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他の図のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の【意匠の説明】の欄に「〇〇図と〇〇図は対称であるため〇〇図は省略する。」のように記載することをもって当該図の記載に代えることができますが、当該欄の省略記載と添付図面とが一致していないものを見受けます。

#### 2. オンライン手続で見本による意匠登録出願の方法について

願書の【提出物件の目録】の欄に【物件名】を設けて、「見本 1」と記載し、その次に【提出物件の特記事項】を設けて見本を提出する旨を記載してください。この場合、見本は、必ず同日に「ひな形又は見本補足書」により書面手続で提出しなければなりません。

なお、書面手続で見本による意匠登録出願をする場合は、見本は願書に添付しますので【提出物件の特記事項】の欄は不要です。

(見本による願書の作成例)

|             |              |
|-------------|--------------|
| 【書類名】       | 意匠登録願        |
| ・           |              |
| ・           |              |
| 【提出物件の目録】   |              |
| 【物件名】       | 見本 1         |
| 【提出物件の特記事項】 | 同日に見本を提出します。 |

\* ひな形による場合は、【物件名】の欄の「見本1」を「ひな形1」とします。

### 3. 図面の作成について

#### (1) 図面の描き方について

- ① 図面の副本の提出は不要です。
- ② 図は、各図同一縮尺により作成しなければなりません。
- ③ 図形（参考図の図形は除く。）の中には、中心線、断面指示線等を記載することはできません。また、図面中に意匠を構成しない線、説明文字等も記載することはできません。ただし、その意匠の理解を助けるために参考図（例えば【使用状態を示した参考図】）として提出する場合で、その参考図中に記載することはできます。

#### (2) 図面の表示について

各図の上部には【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【表面図】、【裏面図】、【展開図】、【○○断面図】、【○○切断部端面図】、【○○拡大図】、【斜視図】、【正面、平面及び右側面を表す図】、【画像図】、【参考図】、【○○参考図】等を表示しなければなりません。図の表示が正確に記載されていないものや図の表示が重複しているケースを見受けます。

## Ⅲ. 商標登録出願関係

### 〈防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願〉

防護標章登録に基づく権利存続期間の更新登録の出願手続を代理人がする場合は、当該手続に係る「代理権を証明する書面」が必要です。

### 〈中間手続〉

多区分出願において【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄の全文を単位と

して補正をする場合において、【補正の内容】の欄に補正する「区分・指定商品（指定役務）」のみを記載しているケースを見受けます。全文を単位として補正する場合は、【第○類】、【指定商品（指定役務）】の欄を繰り返し設けて、補正しない「区分・指定商品（指定役務）」を含め、補正後のすべての「区分・指定商品（指定役務）」を記載してください。

なお、記載のない区分・指定商品（指定役務）は削除されたこととなります。作成に当たっては十分注意してください。

**問 1 - 2 県立高校の権利能力**

県立の高等学校が、特許出願することができますか。

答： 特許出願人となれるのは自然人か法人です。県立の高校は、県が設置した施設等の機関ですので特許出願人にはなれません。法人である地方公共団体の県が特許出願人となります。法人の代表者は県知事です。

**問 1 - 3 会社更生法に基づく保全管理命令後の出願人の代表者の記載**

会社更生法に基づく保全管理命令が出されました。この場合に、新たな特許出願をするときの【特許出願人】の欄に記載する代表者は誰になるのですか。

答： 会社が独自で出願する場合は、保全管理人が代表者になります。【特許出願人】の欄の【代表者】には「保全管理人〇〇〇〇」と記載します。

#### 問 1 - 4 未成年者の手続

出願人が未成年者のため、法定代理人が特許出願を行う場合、提出すべき証明書は何ですか。

答： 法定代理人の代理権を証明する書面として未成年者の戸籍謄本を提出してください。未成年者の戸籍謄本に表示された本籍地が願書に記載された未成年者及び法定代理人の住所と一致しない場合は、各者の住民票の提出が必要となります。なお、1通の住民票に未成年者と法定代理人の住所が記載されていれば、未成年者と法定代理人の住民票を別々に提出する必要はありません。

**問 1 - 5 有限責任事業組合（LLP）の出願について（四法共通）**

有限責任事業組合契約に関する法律が平成17年8月1日から施行されたため、有限責任事業組合（LLP）を設立しましたが、LLPで特許出願できますか。

答： 有限責任事業組合契約に関する法律が平成17年8月1日から施行され、民法組合の特例として有限責任制、内部自治原則、構成員課税などを特徴とする「有限責任事業組合」（LLP：Limited Liability Partnership）が設立できることとなりました。

しかし、LLPには法人格はないため、組合財産は、全組合員の共有（合有）となります。また、組合員は清算前の分割請求はできません。

このため、特許出願は全組合員の共同出願となり、組合財産の持分に応じた持分を【特許出願人】の欄に記載する必要があります。また、【その他】の欄には、「LLPの持分である旨」を記載しなければなりません。

なお、持分等の記載をしないまま出願したときは、通常共同出願として扱われるため、出願人名義変更届により、出願人相互の持分を追加することとなります。

#### 問1-6 共同出願の在外者の特許管理人（四法共通）

（1）国内居住者と在外者の共同の特許出願の場合、特許管理人が必要ですか。また、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願についてはどうですか。

（2）特許管理人を選任せずに出願と同時に代表者を選定し、国内居住の代表出願人による特許出願はできますか。また、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願についてはどうですか。

答：

（1）特許出願（ただし、分割・変更に係る特許出願、実用新案登録に基づく特許出願は除きます。）については、平成27年改正法により、在外者は特許管理人（日本国内に住所又は居所を有する代理人）によらず直接出願をすることができるようになりました（特許法第8条1項、特許法施行令第1条2号）。在外者と国内居住者との共同出願の場合も同様です。

しかし、在外者は、特許法施行規則第4条の4に規定する場合を除き、特許管理人によらなければ出願後の手続をすることはできません（在外者に係る代理人受任届を代理権を証明する書面を添付して提出しなければなりません。）。

一方、分割・変更に係る特許出願及び実用新案登録に基づく特許出願、並びに実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願については、在外者は、特許管理人によらなければ出願をすることができません（特許法第8条1項、特許法施行令第1条2号、実用新案法施行令第3条1項、意匠法施行令第2条第1項、商標法施行令第7条1項）。在外者と国内居住者との共同出願の場合も同様です。

（2）特許を受ける権利が共有に係るときは、共同で特許出願をしなければなりませんので、代表者を選定したとしても代表者のみで出願をすることはできません。実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願についても同様です。

**問 1－7 代理人と選任した代理人との違い**

- (1) 願書に記載する代理人と選任した代理人の違いは何ですか。
- (2) 中間手続で、選任した代理人を記載できますか。

答：

- (1) 願書の【代理人】の欄の代理人は、願書の提出の手続をする代理人です。願書の【選任した代理人】の欄に記載する代理人は、出願と同時に選任の届出をする代理人であって、願書の提出の手続をする者を除いた代理人です。出願人の代理人という地位に相違はありません。
- (2) 代理人選任（変更）届以外で【選任した代理人】を記載できる手続書類は、願書、国内書面、審判請求書及び出願人名義変更届となります。

**問 1－8 願書の復代理人の表示**

- (1) 復代理人が代理して特許出願を行う場合、願書に表示する復代理人の記載はどのようにするのですか。
- (2) 共同出願において、出願人A、Bの代理人が複数います。出願人Bにのみ復代理人がいる場合、願書に表示する復代理人の記載はどのようにするのですか。

答：

- (1) 復代理人の記載については、特許法施行規則様式第26備考21により、【代理人】の欄を設けて代理人を記載し、その次に【復代理人】の欄を設けて復代理人を記載します。
- (2) 【代理人】の欄を繰り返し設けて代理人をそれぞれ記載し、その次に【復代理人】の欄を設けて復代理人を記載します。そして、同様式の備考19に従い、【復代理人】の欄の【氏名又は名称】の次に【代理関係の特記事項】の欄を設けて「特許出願人Bの復代理人」のように記載します。

**問1-9 図面と図面の簡単な説明（特・実）**

図面と図面の簡単な説明に関して留意すべきことは。

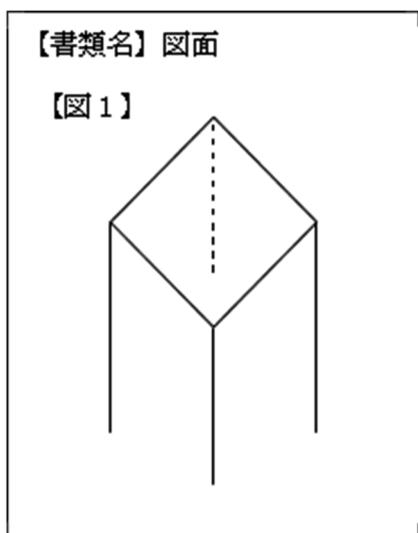
答： 図面の描き方、図の番号、図面の簡単な説明の記載方法について、以下のように留意点をまとめました。

**〈図面の描き方〉**

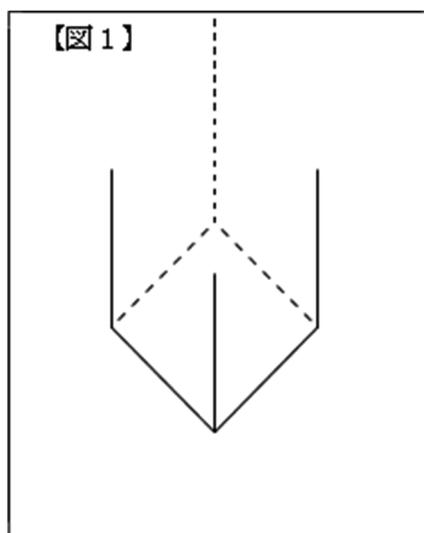
1. 1の番号を付した図を複数ページにわたって記載してはなりません。  
図の番号は、全ページを通じて各図ごとに連続番号を付さなければなりません。

**（誤った記載例）**

（1 頁）

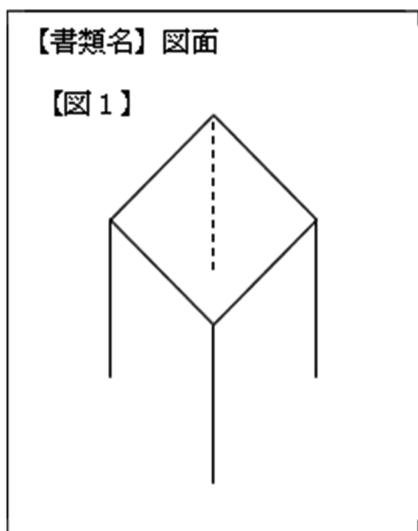


（2 頁）

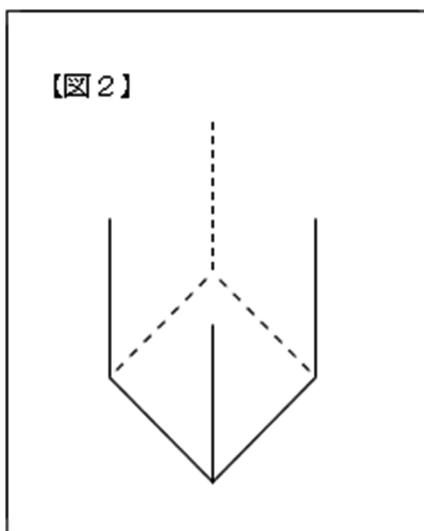


**（正しい記載例）**

（1 頁）



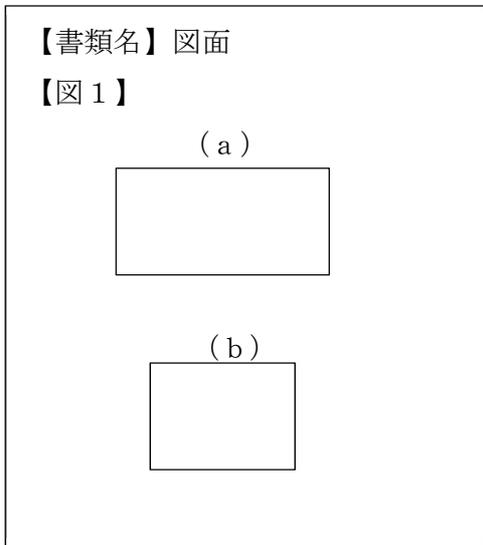
（2 頁）



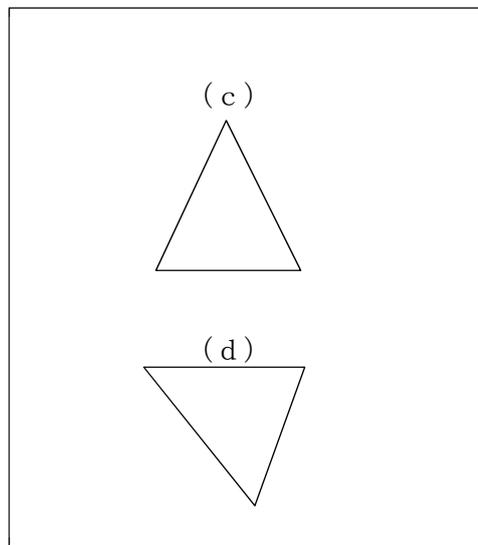
2. 1の図が分図の集合によって構成されている場合は、分図全体を1の図として図の番号を付し、1ページの中に記載します。なお、分図ごとに分図の番号を付す場合は、アラビア数字、アルファベット等を用いて記載します。

**(誤った記載例)**

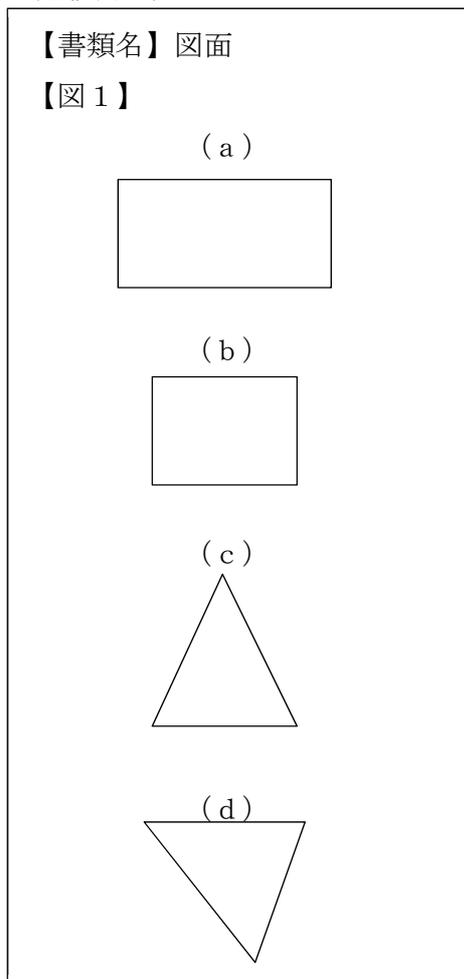
(1頁)



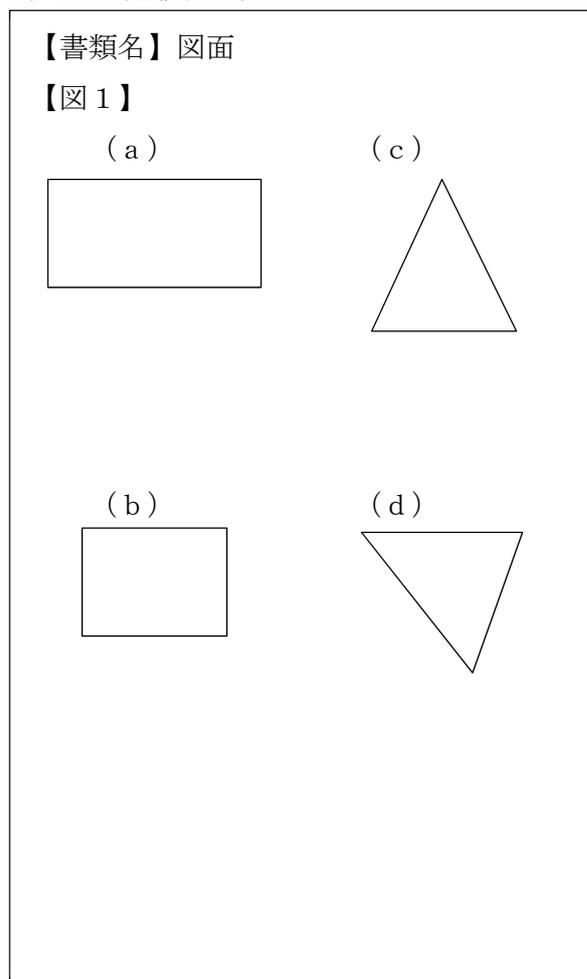
(2頁)



**(正しい記載例1)**

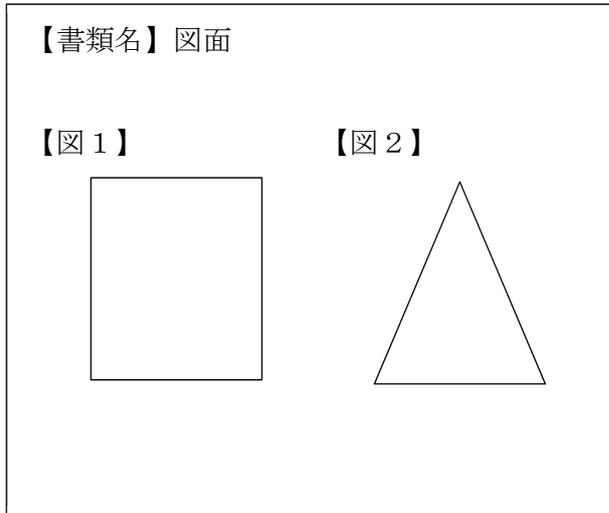


**(正しい記載例2)**

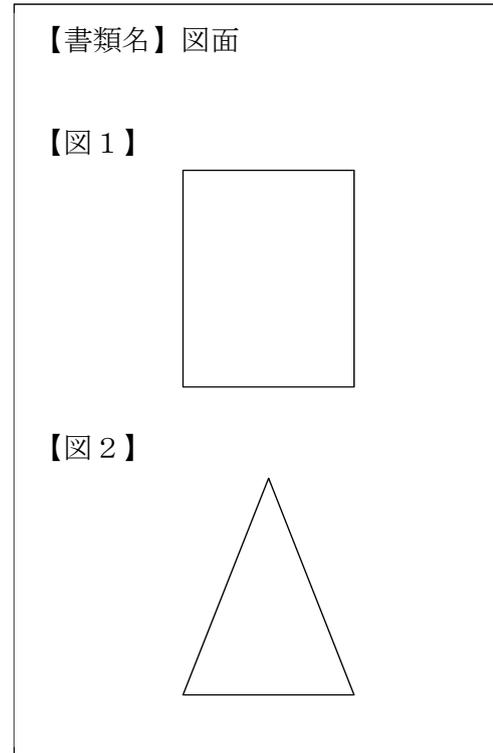


3. 異なる番号を付した図を横に並べて記載してはなりません。

(誤った記載例)

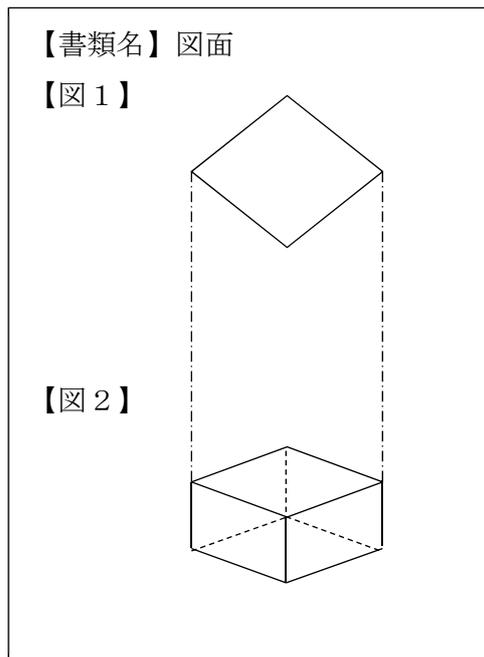


(正しい記載例)

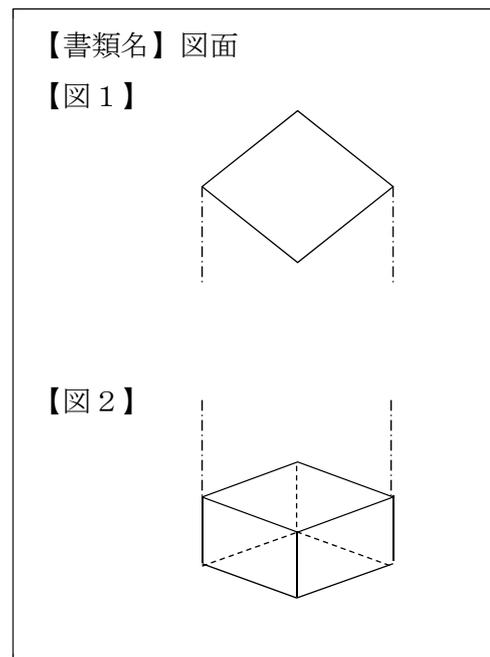


4. 異なる番号を付した図にまたがって引出線、鎖線、点線等を用いて記載してはなりません。

(誤った記載例)

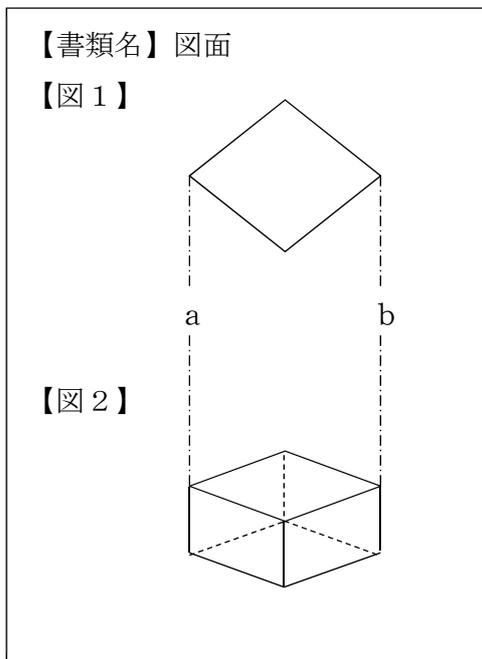


(正しい記載例)

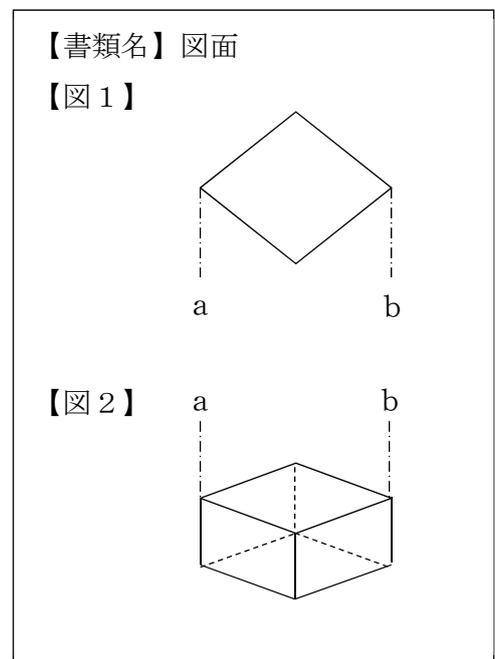


5. 異なる番号を付した図にまたがって引出線、鎖線、点線等を引いて、符号、図の主要な部分の名称を一つにまとめて記載してはなりません。

(誤った記載例)

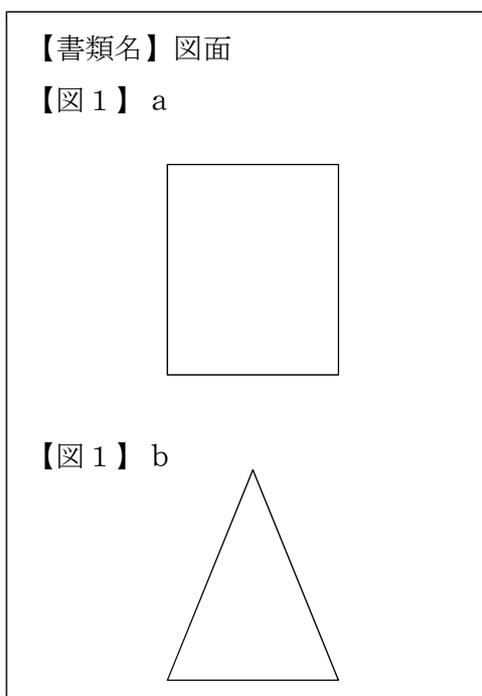


(正しい記載例)

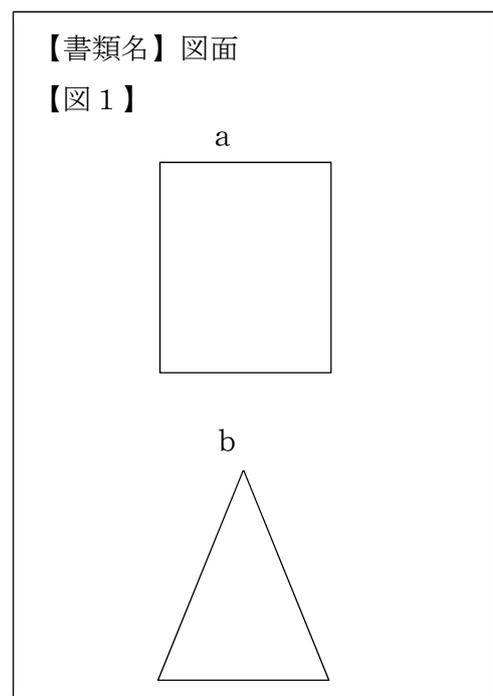


6. 図の番号には枝番号を付して「【図1】 a、【図1】 b」のように記載してはなりません。

(誤った記載例)

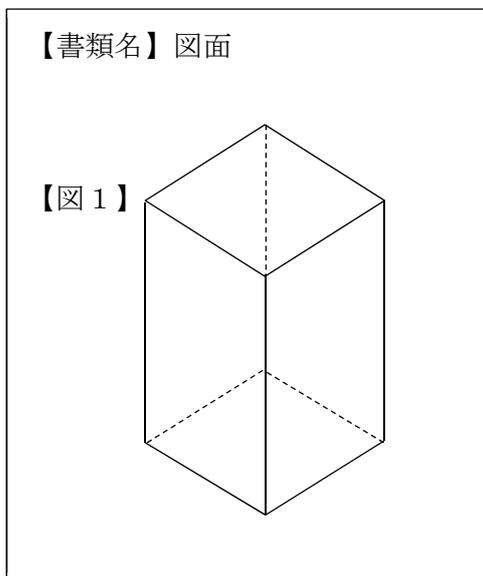


(正しい記載例)

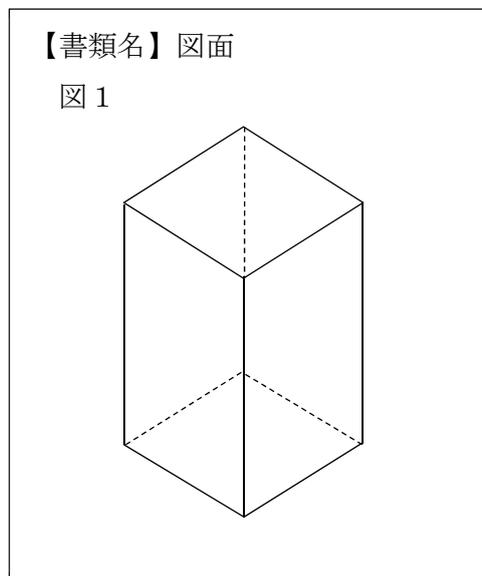


7. 図の番号は、図の上すみ付き括弧（【】）を付して正しく記載（コードデータで記載）し、イメージで記載してはなりません。

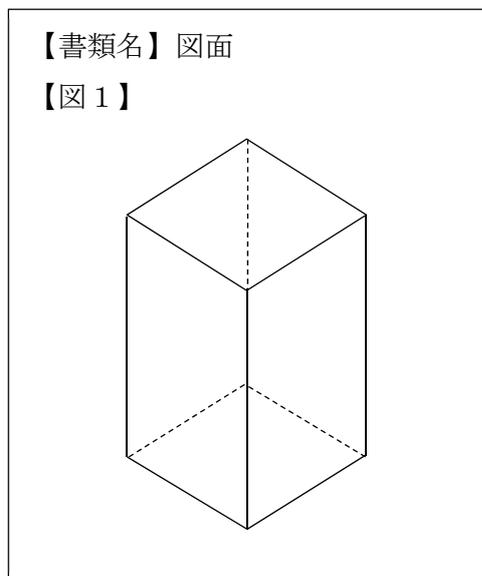
(誤った記載例)



(誤った記載例)



(正しい記載例)



### 〈図面の簡単な説明の記載方法〉

1. 原則として、図面の簡単な説明の図の説明又は符号の説明の前に、それぞれ「【】及び「」」を付した4桁のアラビア数字で「【0020】」、「【0021】」のように発明の詳細な説明から連続した段落番号を付します。この場合において、「【図面の簡単な説明】」又は「【符号の説明】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはなりません。

### (記載例)

|  |
|--|
| 【図面の簡単な説明】<br>【0020】<br>【図1】 .....。<br>【図2】 .....。<br>【符号の説明】<br>【0021】<br>. |
|--|

2. 図の説明は、行を改めて「【図1】平面図、【図2】立面図」のように各図ごとに記載しなければなりません。たとえ複数の図の説明が同じ場合であっても、各図ごとに行を改めて記載します。

### (正しい記載例)

(1) 複数の図の説明が異なる場合

|  |
|--|
| 【図面の簡単な説明】<br>【0020】<br>【図1】 ..の平面図<br>【図2】 ..の立面図 |
|--|

(2) 複数の図の説明が同じ場合

|  |
|--|
| 【図面の簡単な説明】<br>【0020】<br>【図1】 ..の平面図<br>【図2】 ..の平面図 |
|--|

3. 分図の集合により構成され、分図の番号を付した図の説明の記載について

(1) 1の分図全体の図番号を用いて包括説明をします。なお、分図それぞれの説明をする必要はありませんが、必要に応じて分図ごとの説明をあわせて記載することもできます。

### (正しい記載例)

|  |
|--|
| 【図面の簡単な説明】<br>【0020】<br>【図1】 .....の平面図。<br>【図2】 .....の立面図。(a)は.....。<br>(b)は.....。 |
|--|

(2) 1の図に含まれる分図全体の番号を明確にして、分図全部を個別に説明します。この場合、1の分図全体の包括説明は省略することができます。

**(正しい記載例)**

【図面の簡単な説明】  
【0020】  
【図1】 . . . . . の平面図。  
【図2】 (a)は. . . . .。 (b)は. . . . .。  
(c)は. . . . .。

4. 図面代用写真について

図面代用写真については、カラー写真を添付することはできません。カラー写真で提出されても、特許庁の記録原本には白黒で格納されることになり、公開公報の発行や審査官の審査も当該記録原本に基づいて行われることとなります。また、手続補足書で図面を補足することはできませんので、手続補足書でカラー写真を提出することはできません。なお、審査の参考としてカラー写真を提出したいときは、物件提出書で提出します。(問6-7参照)

**問1-10 外国語書面出願の翻訳文（特）**

（1）外国語書面出願の図面の翻訳文を提出するときに、外国語図面は、図1A、図1Bになっているときに、図1Aを【図1】、図1Bを【図2】と記載してよいですか。

（2）また、1ページ目に【図1】【図3】を2ページ目に【図2】を記載してもよいですか。

答：

（1）翻訳文には、図1Aを【図1】、図1Bを【図2】と記載して結構です。また、明細書等の図番号も訂正しなくてはならないときには、【図1A】【図1B】のように図面の図番号と明細書等の図番号を完全一致で記載することも可能です。

（2）図面の中で図番号が昇順で記載されていれば、どのページに記載されていても問題ありません。

## 問 2 - 1 分割出願における提出書面の省略（四法共通）

分割出願において、もとの出願の願書に記載した優先権の主張の欄を再度記載する必要がありますか。

答： もとの特許出願について提出された特許法第44条4項に規定する書面又は書類（新規性喪失の例外の規定を受けようとする旨の書面、その証明書、国内優先権の主張をする旨を記載した書面及び先の出願の表示を記載した書面、パリ条約による優先権等の主張等をする旨の書面及び最初の出願をした同盟国の国・地域名及び出願の年月日を記載した書面、優先権証明書）については、当該新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされる規定となっていることから、分割出願におけるもとの特許出願において記載した、新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする際の【特記事項】の欄、優先権の主張をするための【先の出願に基づく優先権主張】の欄、及び【パリ条約による優先権等の主張】の欄については、分割出願の願書に記載する必要はありません。また、【提出物件の目録】の欄を設けて「変更を要しないため省略する。」等と記載することも不要となります。

また、もとの特許出願について優先権主張書を提出している場合にも、分割出願について優先権主張書を提出することは不要となります。

## 問 2－2 分割出願における国内優先権の主張（特・実）

国際出願をもとの出願として分割出願する場合にも、国際出願において正規に優先権の主張がなされていた場合は、分割出願の願書に優先権の主張をする旨の記載がなくても、その主張があったものとみなしているのですか。

答： 国内優先権の主張を伴う国際出願をもとの出願として行う分割出願については、平成 12 年 1 月 1 日以降に提出されたのであれば、特許法第 44 条第 4 項の規定により、もとの出願において同法第 41 条第 4 項の規定による書面が提出され適正に優先権の主張がなされていれば、当該分割出願の際に当該書面は提出されたものとみなされ、当該分割出願についても同法第 41 条第 1 項に規定する優先権の主張を伴う出願として扱われます。

### 問 2 - 3 分割出願の代理権の証明

分割出願をもとの出願と違う代理人が手続する場合、委任状は必要になりますか。

答： 分割出願の手続をした代理人は、中途受任と同様の性格を有することから、新たな代理人により手続する場合には、特許法施行規則第 4 条の 3 第 1 項第 3 号の規定により代理権を証明する書面が必要です。

なお、分割出願の願書に記載された選任した代理人がもとの出願の代理人と違う代理人である場合も、同様の理由から、同条第 4 項に基づき代理権を証明する書面の提出を求めることとしています。

#### 問 2 - 4 分割出願の願書の原出願の表示

実用新案登録出願を特許出願に出願変更し、その後分割出願をするのですが、分割出願の願書の【原出願の表示】の欄に記載する出願日はどのように記載するのですか。

答： 特許法第 44 条第 2 項の規定による分割に係る新たな出願は、もとの出願の時にしたものとみなされます。また、同法第 46 条第 5 項の規定により出願の変更による新たな出願についても、もとの出願の時にしたものとみなされます。

したがって、質問のように出願変更による特許出願をもとの出願とする分割出願に係る【原出願の表示】の欄に記載する出願日は、実用新案登録出願の出願日となります。

## 問 2-5 分割出願及び変更出願の発明者の減少・氏名の変更（特・実・意）

分割出願や変更出願をする際、発明者が原出願の発明者と相違（発明者の減少又は氏名の変更）するときは、どうしたらよろしいでしょうか。

答： 分割出願に係る発明者については、方式審査において、分割出願ともとの出願の発明者の同一性を確認しています。ただし、出願の分割に係る新たな出願については、もとの出願の発明者のうちの一部の者のみが発明者であることも想定され得るため、当該一部の発明者のみを分割出願の発明者とすることも可能です。

また、変更出願については、法域を異にする出願形式の変更であるから、発明は同一でなければならない、原則として、出願人の同一性と併せて発明者についても完全な一致を求めています。しかし、出願を変更する場合も、もとの出願に含まれている発明の一部を新たな出願の権利範囲とすることができ、このような場合は発明者がもとの出願より減少することが想定され得るため、当該一部の発明者のみを変更出願の発明者とすることも可能です。

その場合、分割出願又は変更出願の願書には、当該分割又は変更出願に係る発明者のみを記載し、併せて、【その他】の欄を設け、その旨を記載してください。

発明者の氏名が婚姻等により変更となった場合にも、分割出願又は変更出願の願書には変更後の氏名を記載し、併せて、【その他】の欄を設け、その旨を記載してください。

**問 2 - 6 平成19年(2007年) 3月31日以前の出願を原出願として分割できる時期について (特)**

平成 19 年 3 月 31 日以前の特許出願について、特許査定や拒絶査定後にも、原出願として分割出願することができますか。

答： 平成 18 年の特許法の改正により、特許法第 44 条 1 項が改正され、もとの特許出願の願書に添付した明細書等の補正をすることができる時又は期間内以外に、特許をすべき旨の査定（前置審査及び審判差し戻し審査による特許をすべき旨の査定を除く。）の謄本の送達があった日から 30 日以内と、最初の拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から 3 月以内に、分割出願をすることができるようになりました。しかし、当該改正は、平成 18 年改正法附則第 3 条に、平成 18 年改正法の施行の日（平成 19 年 4 月 1 日）以後の特許出願について適用し、施行前にした特許出願については、なお従前の例によると規定されているため、平成 19 年 3 月 31 日以前に出願された特許出願については、平成 18 年改正前の特許法第 44 条 1 項が適用になります。

したがって、平成 19 年 3 月 31 日以前に出願された特許出願（特許法第 44 条 2 項（同法第 46 条 6 項において準用する場合を含む。）及び第 46 条の 2 第 2 項の規定により、平成 19 年 3 月 31 日以前にしたものとみなされる特許出願を含む。）については、もとの特許出願の願書に添付した明細書等の補正をすることができる時又は期間内にのみ、分割出願をすることができるものであって、特許査定や拒絶査定後に分割出願をすることはできません。

**問 2 - 7 平成19年(2007年) 3月31日以前の出願を原出願した場合の審判請求時の分割の効力  
(特)**

平成 19 年 3 月 31 日以前の特許出願について、拒絶査定不服審判請求と同時に分割出願をした場合、その後に審判請求手続が却下された場合は、分割出願は適法になされたものとして扱われるでしょうか。

答： 分割出願については、分割可能な時期に適正に行われたものであれば、その後に審判請求が取り下げられたり、審判請求書が却下処分（特 18 条又は特 133 条）となっても、分割出願の適正性に影響は及びません。ただし、審判請求に特許法第 135 条による審決却下の対象となる瑕疵がある場合は、そもそも審判請求に伴う補正可能時期が発生しなかったものとして、当該分割出願は不適法な手続として却下（特 18 条の 2）されます。

**問 2－8 特許査定後に行う分割出願の時期について（特）**

特許査定の際の謄本の送達があった日から 30 日以内であれば、特許権の設定の登録後であっても分割出願をすることができますか。

答： 特許法第 44 条 1 項 2 号は、「特許をすべき旨の査定（第 163 条 3 項において準用する第 5 1 条の規定による特許をすべき旨の査定及び第 160 条 1 項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。）の謄本の送達があった日から 30 日以内にするとき」と規定していますが、同項本文において「特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる」と規定されていることから、もとの特許出願を分割するには、分割する時にもとの特許出願が特許庁に係属していることが必要になります。

したがって、特許査定の際の謄本の送達があった日から 30 日以内（特許法第 108 条 3 項の規定により特許料の納付期間が延長になった場合は延長された後の期間内）であっても、特許権の設定の登録があったときは、当該特許出願が特許庁に係属していないことになるため、当該特許出願を分割することができません。

そして、この設定の登録は、特許料の納付書の提出後順次行われていくため、納付書の提出と同日以前に当該特許出願を分割することが推奨されます。

問2-9 実用新案登録に基づく特許出願と、抹消登録申請書が同日でないときの扱いは？

(特)

「実用新案登録に基づく特許出願」の際に、基礎とした実用新案登録を放棄しなければならないとされていますが、インターネット出願ソフトでオンライン出願する日と、抹消登録申請書の郵送による差出日が同日であれば要件を満たしますか。

また、提出した抹消登録申請書に不備があって却下となる場合や、抹消登録申請を出し忘れた場合はどうなるでしょうか。

答： 通常、設定登録後に手続する移転登録申請等を郵便で提出したときは、特許庁に到達した日が効力発生日とされていますが、質問の場合の実用新案権の放棄による抹消登録申請は、特許法第19条に規定する「提出の期間の定めがあるもの」として取り扱うこととしています。

したがって、オンライン出願の日と抹消登録申請書の郵送による差出日が同日であれば、特許法第46条の2第1項の要件を満たすこととなります。

なお、抹消登録申請書に不備があり手続補正指令が発せられたものの、その不備を解消する補正がなされず当該申請書が却下された場合や抹消登録申請書に補正をすることができない不備があり、却下理由通知が発せられた後、却下された場合で申請が取下げられた場合は、特許出願について却下理由通知書が発せられます。また、抹消登録申請書が特許出願の際に提出されていない場合も、特許出願について却下理由通知が発せられます。

これらの場合、当該特許出願に対する却下の処分を行う前に、抹消登録申請書が新たに提出され、かつ、当該申請書に不備がないときは、当該特許出願の却下理由が解消することになります。

そのため、抹消登録申請書を提出した後、当該特許出願の却下理由通知に対して、抹消登録申請書を提出した旨の弁明書を提出する必要があります。

問 2 - 1 0 実用新案登録に基づく特許出願に不備があるとき、抹消登録申請書の扱いは？

(特)

「実用新案登録に基づく特許出願」の際に、抹消登録申請書を提出しました。抹消登録申請書に不備はありませんでしたが、特許出願に不備があることに気がつきました。抹消登録申請書と特許出願はどのようになりますか。

答： 不備の内容が、特許出願の要件を満たしていない場合は、特許出願に却下理由通知が発せられます。

「実用新案登録に基づく特許出願」については、一般的な特許出願の却下理由に加え、以下の①～③が却下理由となります。

① 期間経過

(i) 実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年を経過したとき

(ii) 実用新案技術評価の請求があったとき

(iii) 他人から実用新案技術評価の請求があった旨の最初の通知を受けた日から30日を経過したとき（実用新案権者が在外者の場合90日）

(IV) 実用新案登録無効審判について最初に指定された答弁書提出期間を経過したとき

② 抹消登録申請書の提出がない又は申請書の却下

③ 実用新案権者と出願人との不一致

抹消登録申請書に不備がなく、「実用新案登録に基づく特許出願」のみに却下理由があるときは、抹消登録申請書は登録の目的に「実用新案登録に基づく特許出願の基礎とした実用新案登録に係る本実用新案権の登録の抹消」と記載することとされており、「実用新案登録に基づく特許出願」に却下理由があれば、当該出願がないことになり、抹消登録申請書自体にも却下理由があることとなります。

したがって、抹消登録申請書と「実用新案登録に基づく特許出願」の双方に、却下理由通知を同時に発することとなります。

なお、不備の内容が、却下理由に該当しない方式不備については、「実用新案登録に基づく特許出願」に手続補正指令が発せられます。

この場合、「実用新案登録に基づく特許出願」は出願の要件を満たしているため、実用新案権は、抹消登録申請書により抹消登録されます。

特許出願の手続補正指令に応答しないと、実用新案権と特許出願の双方を失うこととなるため、注意が必要です。

## 問 2 - 1 1 国内優先権主張を伴う特許出願（特・実）

国内優先権主張を伴う特許出願について留意すべきことは。

答： 国内優先権主張を伴う特許出願を行う場合の留意点を以下のとおりまとめました。

（優先権主張の旨を願書に書く場合の例）

|                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| 【書類名】           | 特許願                                  |
| 【整理番号】          | P 2 0 1 3 - 0 2                      |
| 【提出日】           | 令和〇〇年〇月〇日                            |
| 【あて先】           | 特許庁長官殿                               |
| 【国際特許分類】        | H 0 1 L 2 1 / 3 0<br>G 0 3 F 1 / 1 6 |
| 【発明者】           |                                      |
| 【住所又は居所】        | 北海道札幌市北区北 7 条西 2 - 8                 |
| 【氏名】            | 札幌 太郎                                |
| 【特許出願人】         |                                      |
| 【識別番号】          | 0 1 2 3 4 5 6 7 8                    |
| 【住所又は居所】        | 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3                    |
| 【氏名又は名称】        | 東北特許株式会社                             |
| 【代理人】           |                                      |
| 【識別番号】          | 1 0 1 2 3 4 5 6 7                    |
| 【住所又は居所】        | 広島県広島市中区八丁堀 6 - 3 0                  |
| 【弁理士】           |                                      |
| 【氏名又は名称】        | 広島 史郎                                |
| 【先の出願に基づく優先権主張】 |                                      |
| 【出願番号】          | 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇             |
| 【出願日】           | 令和〇〇年〇月〇日                            |
| 【手数料の表示】        |                                      |
| 【予納台帳番号】        | 0 1 2 3 4 5                          |
| 【納付金額】          | 1 4 0 0 0                            |
| 【提出物件の目録】       |                                      |
| 【物件名】           | 特許請求の範囲 1                            |
| 【物件名】           | 明細書 1                                |
| 【物件名】           | 図面 1                                 |
| 【物件名】           | 要約書 1                                |
| 【包括委任状番号】       | 0 1 2 3 4 5 6                        |

優先権主張を伴う出願ができる期間は、先の出願日から 1 年以内（先の出願が複数ของときは、最先の出願日から 1 年以内）です。ただし、優先期間内に出願できなかったことについて故意によるものではない場合であつて、先の出願の日から 1 年 2 月以内にその出願をした時には、優先権の主張をすることができます。

【特許出願人】は、先の出願の出願人と一致していなければなりません。

特許法第 4 1 条 1 項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは（すなわち、国内優先権の主張を願書に記載するときは）、【先の出願に基づく優先権主張】の欄を設け、【出願番号】及び【出願日】を記載します。また、複数の出願を基礎とする場合は、【先の出願に基づく優先権主張】の欄を繰り返し設けて記載します。

また、特許法第 4 1 条 1 項の規定による優先権を主張しようとする旨等を「優先権主張書」に記載して提出するときは、最先の優先日から 1 年 4 月が満了する日又は優先権主張を伴う出願の日から 4 月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）に提出します。

委任による代理人手続の場合は、特別の授權を得なければ国内優先権の主張及びその取下げをすることができません。

したがって、先の出願について代理権を証明する書面を提出していない場合は、これを提出する必要があります。

新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合において、先の出願について提出した証明書に変更を要しない場合は、願書に次のような記載をして提出を省略することができます。

【物件名】 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1

【援用の表示】 変更を要しないため省略する。

## 個別委任状の参考文例

### 委任状

令和〇〇年〇月〇日

私は、識別番号101234567(弁理士)広島史郎氏を以て代理人として下記事項を委任します。

#### 記

1. 特許出願に関する手続(特願20△△-△△△△△△)
1. 上記出願、及び特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及び取り下げ
1. ……  
.  
.

住所(居所) 宮城県仙台市青葉区本町3-3  
氏名(名称) 東北特許株式会社  
代表者 伊達 花子

後の出願に関する委任状

先の出願の番号を特定し記載します

国内優先権主張に関する  
特別授權の文言の記載例

## 委任状

令和〇〇年〇月〇日

私は、識別番号101234567(弁理士)広島史郎氏を以て代理人として下記事項を委任します。

### 記

1. 特許出願に関する手続(特願2000-000000)
1. 上記出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及び取り下げ
1. ……
  - ・
  - ・

|        |                |
|--------|----------------|
| 住所(居所) | 宮城県仙台市青葉区本町3-3 |
| 氏名(名称) | 東北特許株式会社       |
| 代表者    | 伊達 花子          |

### (参考)

#### 先の出願に提出の委任状

この場合、後の出願時には、委任状を提出する必要はありません

国内優先権主張に関する  
特別授權の文言の記載例

**問 2 - 1 2 国内優先権主張を伴う出願の出願人（特・実）**

先の出願の発明に基づいて共同開発により改良発明がされたので、国内優先権の主張を伴う出願を予定しています。後の出願に新たな出願人を加えたいのですが、どうすればよいですか。

答： 国内優先権の主張に係る先と後の出願は、出願人の一致が要件とされています（出願後に特許法第 41 条 4 項に規定の国内優先権主張書面（「優先権主張書」）の提出により優先権の主張を行う場合であっても、後の出願の時点において出願人が一致していることが必要です。）。先の出願について出願人名義変更届を提出して共同出願とし、後の出願を共同で行うか、後の出願を単独で行い、その後出願人名義変更届を提出する方法があります。

**問 2 - 1 3 国内優先権の主張を伴う出願と先の出願の出願人の要件（特・実）**

特許出願 X は出願人 A、特許出願 Y は出願人 B が行っています（出願は、X、Y の順）。特許出願 Y は、出願後に出願人 B から A に名義変更されました。この後、特許出願 X を先の出願として、特許出願 Y に特許法第 41 条第 4 項に規定する優先権主張書を提出することにより、国内優先権を主張することはできますか。

答： 特許法第 41 条 1 項に規定する国内優先権は、先にされた自己の特許出願の発明を含めて包括的な発明として特許出願をする際に主張することができます。したがって、国内優先権の主張を伴う出願は、先の出願の出願人である者しかできません。

ご質問のように、優先権主張書を提出する時に出願 X と出願 Y の出願人が一致している場合であっても、後の特許出願 Y は出願人 B が行っており先の特許出願 X の出願人 A が行ったものではないため、国内優先権を主張することはできません。

**問 2 - 1 4 国内優先権の主張を伴う出願と先の出願の発明者の住所（特・実）**

先の出願に記載された発明者の住所が国内優先権の主張を伴う特許出願をする際に変更されていた場合、国内優先権の主張を伴う出願に記載する当該発明者の住所は変更後の住所を記載するのですか。また、先の出願に関し、発明者の住所の変更を届け出る必要がありますか。

答： 特許出願の願書に記載する発明者の住所は、出願をする時点の住所を記載するものですから、国内優先権の主張を伴う出願をする時点で住所が変更になっていた場合は、新しい住所を記載します。

また、発明者の住所変更については、法令上何ら規定されていませんので、発明者の住所変更届を提出する必要はありません。

**問 2－15 国内優先権主張の先の出願（特・実）**

実用新案登録出願を先の出願として、国内優先権の主張を伴う出願をしたとき、先の出願である実用新案登録出願は登録になることがありますか。

答： 先の出願は、その出願の日から1年4月を経過するとみなし取下げになりますが、その前に出願の方式及び基礎的要件が完備して設定の登録ができるものについては設定の登録をします。

**問 2-16 国際出願を基礎とするパリ優先権の主張（特・実）**

国際出願（PCT）を基礎の出願として、パリ条約による優先権の主張をする場合に願書の【パリ条約による優先権等の主張】の欄にはどのように記載するのですか。

答： 【パリ条約による優先権等の主張】の【国・地域名】の欄には、政府間機関の名称又は国際出願の指定国のうち日本以外の一国を記載することになりますが、できる限り「世界知的所有権機関」と記載してください。

記載例（優先権の基礎となる国際出願の受理官庁が日本である場合）

**【パリ条約による優先権等の主張】**

【国・地域名】 世界知的所有権機関

【出願日】 2000年00月00日 ←国際出願日を西暦で記載

【出願番号】 PCT/J P00000/000000 ←国際出願番号を記載

ただし、DAS（デジタルアクセスサービス）を利用して優先権証明書を提出する場合は、【国・地域名】の欄に、優先権主張の基礎となる国際出願の受理官庁の国名を記載してください。なお、国際出願が優先権主張の基礎の出願となる場合、すべての国際出願について、国際出願に係る書類を優先権証明書として、DASを利用して提出できるわけではありません。DASを利用して国際出願に係る書類を優先権証明書として提出できるのは、その優先権主張の基礎となる国際出願の受理官庁がDASに国際出願に係る書類を優先権証明書として提供している場合に限られます。

記載例（優先権の基礎となる国際出願の受理官庁がオーストラリアである場合）

**【パリ条約による優先権等の主張】**

【国・地域名】 オーストラリア

【出願日】 2000年00月00日 ←国際出願日を西暦で記載

【出願番号】 PCT/AU00000/000000 ←国際出願番号を記載

【出願の区分】 特許

【アクセスコード】 0000

【優先権証明書提供国（機関）】 世界知的所有権機関

**問 2 - 1 7 優先権証明書類等の援用（四法共通）**

一の出願を基礎出願として、パリ条約による優先権主張を伴う出願を 2 件出願する際に優先権証明書類等は 2 通必要ですか。証明書の援用はできないのですか。

答： 他の事件について提出した証明書であってその内容が同一の場合は、その旨を申し出れば当該証明書を援用することができます（特施規 10 条 2 項）。

記載例（証明書を援用する優先権証明書提出書）

【提出物件の目録】

【物件名】 優先権証明書 1

【援用の表示】 特願○○○○-○○○○○○

## 問 2 - 1 8 新規性喪失の例外証明書の援用

(1) 新規性喪失の例外証明書を援用して提出したいと思います。新規性喪失の例外証明書提出書の記載はどのようにするのですか。(特・実・意)

(2) 国内優先権主張を伴う特許出願を行う場合、後の出願の願書に新規性喪失の例外証明書を援用する旨の表示をしなくても、先の出願について提出した新規性喪失の例外証明書が後の出願においても提出されたものとみなされますか。(特・実)

答：

(1) 他の事件について提出した証明書であってその内容が同一の場合は、その旨を申し出れば当該証明書を援用することができます(特施規10条2項)。

記載例(証明書を援用する新規性喪失の例外証明書提出書)

【提出物件の目録】

【物件名】 新規性喪失の例外証明書 1

【援用の表示】 特願○○○○-○○○○○○

(2) 後の出願の願書に援用する旨の表示をしなければ、先の出願について提出された新規性喪失の例外証明書が後の出願においても提出されたものとはみなされません。国内優先権主張を伴う特許出願を行う場合において、先の出願について提出した新規性喪失の例外証明書と変更がない場合には、これを援用する旨を願書に表示して提出を省略することができます(特施規31条1項)。

記載例(新規性喪失の例外証明書の提出を省略する願書)

【提出物件の目録】

【物件名】 新規性喪失の例外証明書 1

【援用の表示】 変更を要しないため省略する。

**問3-1 手続の補正の留意点（特・実）**

手続の補正について留意すべきことは。

答： 手続の補正について、次に掲げるような不備事項を見受けますので、提出する書類の再チェックを実行していただくように、手続を行う上での留意点をまとめました。

(注) 平成15年7月1日より特許法施行規則の改正に伴い手続補正書の様式も変更になりましたが、平成15年6月30日以前にされた出願の明細書について補正する場合の手続補正書の様式は、改正前の様式になります。特に「特許請求の範囲」が単独の【書類名】ではなく、明細書の一部に含まれている場合は注意が必要です。

**〈特許請求の範囲、明細書、図面又は要約書等の補正に係る手続補正書の作成について〉**

1. 「発明の詳細な説明」の欄の化学式等を含む明細書を補正する場合の作成例

化学式等を含む明細書の補正をするときは、当該化学式自体を訂正しないときでも、補正後の内容には必ず化学式等を含めて記載します。【化〇】等のみを記載し、化学式等を記載していないものを見受けます。

(正しい記載例)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 ○○○○

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【○○○○】

.....化〇.....

【化〇】

CH<sub>3</sub>-C-OH

//

O

.....。

2. 【図面の簡単な説明】及び【符号の説明】の欄の補正

平成15年7月1日より特許法施行規則の改正に伴い【図面の簡単な説明】及び【符号の説明】の欄を単位として補正をすることはできなくなりました。【図面の簡単な説明】及び【符号の説明】を補正するときは、【図面の簡単な説明】及び【符号の説明】の項目名の下に付した「段落番号」を単位に補正するか、又は明細書の「全文」を単位として補正してください。

【図面の簡単な説明】や【符号の説明】の項目名の下に「段落番号」を付さなかった場合は、明細書の「全文」を単位として補正しなければなりませんのでご注意ください。

3. 補正をする単位を異にする2以上の個所の補正

補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、【手続補正○】の欄を繰り返し設けて記載します。【手続補正○】の欄を繰り返し設けていないものを見受けます。

(正しい記載例)

|                |        |
|----------------|--------|
| <b>【手続補正1】</b> |        |
| 【補正対象書類名】      | 明細書    |
| 【補正対象項目名】      | 0012   |
| 【補正方法】         | 変更     |
| 【補正の内容】        |        |
|                | 【0012】 |
|                | .....。 |
| <b>【手続補正2】</b> |        |
| 【補正対象書類名】      | 明細書    |
| 【補正対象項目名】      | 0015   |
| 【補正方法】         | 変更     |
| 【補正の内容】        |        |
|                | 【0015】 |
|                | .....。 |

(誤った記載例：段落番号ごとに繰り返されていない)

|                |           |
|----------------|-----------|
| <b>【手続補正1】</b> |           |
| 【補正対象書類名】      | 明細書       |
| 【補正対象項目名】      | 0012、0015 |
| 【補正方法】         | 変更        |
| 【補正の内容】        |           |
|                | 【0012】    |
|                | .....。    |
|                | 【0015】    |
|                | .....。    |

4. 特許請求の範囲に記載した請求項の数を増加又は減少する補正をするときは、「【書類名】特許請求の範囲」の「全文」を単位として補正しなければなりません。また、明細書の「発明の詳細な説明」の欄に記載した段落番号【○○○○】の数を増加又は減少する補正をするとき、あるいは段落番号のない明細書を補正するときは「【書類名】明細書」の「全文」を単位として補正しなければなりません。請求項の数又は段落番号の数を増加又は減少する補正をするときに、【請求項○】又は段落番号【○○○○】を単位として補正をしているものを見受けますが、このような補正は認められません。

**(正しい記載例)**

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 特許請求の範囲

【補正対象項目名】 全文

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】 .....  
 .....。

・

・ (略)

・

【請求項○】 .....  
 .....。

**(誤った記載例：追加する請求項のみが記載されている)**

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 特許請求の範囲

【補正対象項目名】 請求項○

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【請求項○】 .....  
 .....。

5. 明細書の段落番号【〇〇〇〇】を単位として補正をする場合において、明細書の特定の段落を削除するときは、【補正対象項目名】に削除する段落の番号を記載し、【補正方法】に「削除」と記載してください。この場合、段落番号は残り、内容がない段落となります。

|  |      |
|--|------|
| 【手続補正1】                                  |      |
| 【補正対象書類名】                                | 明細書  |
| 【補正対象項目名】                                | 〇〇〇〇 |
| 【補正方法】                                   | 削除   |
| (注) 「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けません。 |      |

また、上記により補正をした後に、再度補正により当該段落番号【〇〇〇〇】に記載事項を加えるときは、次の要領により当該段落番号【〇〇〇〇】を変更する補正を行います。

|           |      |
|-----------|------|
| 【手続補正1】   |      |
| 【補正対象書類名】 | 明細書  |
| 【補正対象項目名】 | 〇〇〇〇 |
| 【補正方法】    | 変更   |
| 【補正の内容】   |      |
| 【〇〇〇〇】    |      |
| .....。    |      |

6. 【補正対象項目名】及び【補正の内容】の欄の記載

【補正対象項目名】には補正をする単位名を正確に記載し（「【】」、「】」は付しません。）、【補正の内容】には【補正対象項目名】に記載した補正をする単位名の前に「【】、後ろに「】」を付した欄名を最初に記載します（全文又は全図を単位として補正するときは、「【書類名】〇〇〇〇」を最初に記載します。）。補正をする単位名と欄名が整合していないものや、【補正の内容】の最初に欄名を記載していないものを見受けます。

(正しい記載例)

|           |         |
|-----------|---------|
| 【手続補正1】   |         |
| 【補正対象書類名】 | 特許請求の範囲 |
| 【補正対象項目名】 | 請求項2    |
| 【補正方法】    | 変更      |
| 【補正の内容】   |         |
| 【請求項2】    | .....   |
| .....。    |         |

(誤った記載例：補正対象項目名と補正の内容の欄の最初の【 】が一致していない)

|                   |
|-------------------|
| 【手続補正 1】          |
| 【補正対象書類名】 特許請求の範囲 |
| 【補正対象項目名】 請求項 2   |
| 【補正方法】 変更         |
| 【補正の内容】           |
| 【請求項 1】 . . . . . |
| . . . . .         |

(誤った記載例：補正の内容の欄の最初に【 】部分が記載されていない)

|                   |
|-------------------|
| 【手続補正 1】          |
| 【補正対象書類名】 特許請求の範囲 |
| 【補正対象項目名】 請求項 2   |
| 【補正方法】 変更         |
| 【補正の内容】           |
| . . . . .         |
| . . . . .         |

7. 【補正方法】の欄の記載

補正方法は、補正をする単位ごとに決定します。例えば、段落番号【0001】中の記載事項の一部を削るときに、【手続補正〇】の欄の【補正方法】に「削除」と記載しているものを見受けます。この場合、補正方法には「変更」と記載します。

8. 要約書の補正

要約書を補正するときは、必ず要約書の「全文」を単位として補正しなければなりません。補正をする単位ではない【課題】、【解決手段】等の部分のみを記載しているものを見受けます。

また、要約書の補正は特許法施行規則第11条の2の2の規定により特許出願の日（優先権の主張があるときは優先日、出願日が遡及するときは遡及する出願日）から1年4月以内（出願公開の請求があった後の期間を除く）とされています。この期間を経過している場合は、要約書の補正をすることはできません。

9. 【補正により増加する請求項の数】の欄の記載

【補正により増加する請求項の数】の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正をする場合にのみ欄を設けて増加する請求項の数を記載します。出願審査の請求と同時又はそれ以前に補正をする場合、又は出願審査の請求後に補正をする場合であっても補正により請求項の数が増加しないときは、【補正により増加する請求項の数】の項目名自体を設ける必要はありません。【補正により増加する請求項の数】の欄に「なし」又は「0」のように記載しているものを見受けますが記載不要です。

(誤った記載例)

|                  |         |          |
|------------------|---------|----------|
| 【補正により増加する請求項の数】 | なし      | ← (記載不要) |
| 【手続補正1】          |         |          |
| 【補正対象書類名】        | 特許請求の範囲 |          |
| 【補正対象項目名】        | 全文      |          |
| .                |         |          |
| .                |         |          |

10. 【発送番号】の欄の記載

自発的に補正するときは【発送番号】の欄は記載しません。「自発」のように記載しているものを見受けません。

(誤った記載例)

|                  |         |          |
|------------------|---------|----------|
| 【発送番号】           | 自発      | ← (記載不要) |
| 【補正により増加する請求項の数】 | ○       |          |
| 【手続補正1】          |         |          |
| 【補正対象書類名】        | 特許請求の範囲 |          |
| 【補正対象項目名】        | 全文      |          |
| .                |         |          |
| .                |         |          |

〈明細書又は図面の実体補正と方式補正に係る手続補正書の提出について〉

明細書又は図面の実体補正に係る手続補正書と、方式補正に係る手続補正書とは別の手続補正書の提出により行うことをお願いします。

〈委任状等の書面の提出を補正の内容とする手続補正書の作成について〉

委任状等の書面の提出を補正の内容とする補正を行うときは、手続補正書の【手続補正○】の欄には、次のように記載します。

|           |     |   |  |
|-----------|-----|---|--|
| 【手続補正1】   |     |   |  |
| 【補正対象書類名】 | 特許願 |   |  |
| 【補正対象項目名】 | 委任状 |   |  |
| 【補正方法】    | 追加  |   |  |
| 【補正の内容】   |     |   |  |
| 【提出物件の目録】 |     |   |  |
| 【物件名】     | 委任状 | 1 |  |

### 〈方式補正に係る手続補正書の提出について〉

手続の補正をしなければならないことが明らかな方式不備のある手続（委任状を提出していない手続、特定手続を行った旨の申出をしていない手続、記載事項に不備のある手続等）については、手続補正指令を待つことなく、自発的に方式補正に係る手続補正書を提出してください。

### 〈優先権主張の補正について〉

平成26年の法改正により、優先権の主張をした者は、国内優先権の主張及びパリ条約による優先権等の主張についての特許願の記載、及び「優先権主張書」について補正できる期間が設けられましたが（特17条の4）、優先権主張の補正とは、既に主張した優先権主張の記載の誤記を訂正することであるから、新たな優先権主張を追加する場合は、優先権主張書（特41(4)、特43(1)）で、国内優先権を取下げ（特42(2)）るときは、「先の出願に基づく優先権主張取下書」で行います。

### 問3-2 発明者の補正（特・実・意）

発明者（実用新案は考案者・意匠は創作者）の補正について教えてください。

答： 発明者の補正を行う場合の留意点を以下のとおりまとめました。

- ・発明者の補正は、原則、発明者の誤記を訂正するに限られます。
- ・発明者の補正を含む手続の補正は、事件が特許庁に係属している場合に限り認めます（特許法第17条第1項本文）。

#### 1. 発明者の誤記（同音異字）の訂正

- ・発明者の表示の誤記を訂正する場合です。
- ・発明者の表示の誤記の訂正は「手続補正書」の提出により行います。
- ・「誤記の理由を記載した書面」の添付が必要です。なお、誤記の訂正が発明者自体の変更のおそれがある場合（例えば、姓及び名又は姓及び住所を同時に訂正する場合等）には発明者相互の宣誓書の提出を求める場合があります。
- ・国内優先権主張を伴う出願の場合であって、発明者の誤記訂正を行う場合は優先権主張の基礎となる先の出願と後の出願の両方に手続補正書を提出します。先の出願が既にみなし取下げとなっている場合は後の出願についてのみ発明者の補正を行い、【その他】の欄を設けて「先の出願が既にみなし取下げとなっているため、後の出願に対してのみ発明者の補正を行う旨」を記載してください。

## 手続補正書をオンラインで提出する場合

手続補正書をオンラインで提出する場合には、当該手続補正書に【その他】の欄を設けて、変更（追加・削除）の理由を記載することで、手続補正書（理由書の添付）の提出が不要になります。

### 手続補正書記載例

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 【書類名】     | 手続補正書                    |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日                 |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿                  |
| 【事件の表示】   |                          |
| 【出願番号】    | 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 |
| 【補正をする者】  |                          |
| 【識別番号】    | 0 1 2 3 4 5 6 7 8        |
| 【氏名又は名称】  | 東北特許株式会社                 |
| 【代表者】     | 東北 太郎                    |
| 【代理人】     |                          |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 7        |
| 【弁理士】     |                          |
| 【氏名又は名称】  | 広島 史郎                    |
| 【手続補正 1】  |                          |
| 【補正対象書類名】 | 特許願                      |
| 【補正対象項目名】 | 発明者                      |
| 【補正方法】    | 変更                       |
| 【補正の内容】   |                          |
| 【発明者】     |                          |
| 【住所又は居所】  | 北海道札幌市北区北 8 条西 2 - 1 - 1 |
| 【氏名】      | 札幌 太郎                    |
| 【発明者】     |                          |
| 【住所又は居所】  | 愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 2   |
| 【氏名】      | 尾張 次郎                    |
| 【その他】     | 誤記の理由は、〇〇〇〇です。           |

補正方法は「変更」です。

【補正の内容】には、変更後の発明者全員の記載が必要です（例えば、発明者が 2 名いる場合であって、1 名の表示の誤記を訂正するときであっても、発明者 2 名の記載が必要です。）。

手続補正書に【その他】の欄を設けて、変更（追加・削除）の理由を記載することで理由書（書面）の添付に代えることができます。変更（追加・削除）の理由は、例えば「願書を作成するときに「〇〇太郎」を「〇〇次郎」とタイプミスをし、その確認を怠ったため、誤記したものです。」のように、具体的に記載してください。

## 手続補正書を書面で提出する場合

手続補正書に、変更（追加、削除）の理由を記載した書面を添付して提出します。書面にて提出した場合、当該手続補正書の電子化手数料は必要です。

### 手続補正書記載例

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 【書類名】     | 手続補正書             |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日          |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿           |
| 【事件の表示】   |                   |
| 【出願番号】    | 特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇    |
| 【補正をする者】  |                   |
| 【識別番号】    | 012345678         |
| 【氏名又は名称】  | 東北特許株式会社          |
| 【代表者】     | 東北 太郎             |
| 【代理人】     |                   |
| 【識別番号】    | 101234567         |
| 【弁理士】     |                   |
| 【氏名又は名称】  | 広島 史郎             |
| 【手続補正1】   |                   |
| 【補足対象書類名】 | 特許願               |
| 【補正対象項目名】 | 発明者               |
| 【補正方法】    | 変更                |
| 【補正の内容】   |                   |
| 【発明者】     |                   |
| 【住所又は居所】  | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |
| 【氏名】      | 札幌 太郎             |
| 【発明者】     |                   |
| 【住所又は居所】  | 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 |
| 【氏名】      | 尾張 次郎             |
| 【提出物件の目録】 |                   |
| 【物件名】     | 理由書 1             |

補正方法は「変更」です。

【補正の内容】には、変更後の発明者全員の記載が必要です（例えば、発明者が2名いる場合であって、1名の表示の誤記を訂正するときであっても、発明者2名の記載が必要です。）。

変更（追加、削除）の理由を記載した書面には、例えば、「願書を作成するときに「〇〇太郎」を「〇〇次郎」とタイプミスをし、その確認を怠ったため、誤記したものです。」のように、具体的に記載してください。

## 2. 発明者の変更（追加・削除）

- ・誤記の訂正が、発明者自体の変更になる場合です。
- ・発明者の誤記の訂正は「**手続補正書**」の提出により行います。
- ・「**手続補正書**」には、以下（1）及び（2）の書面の添付が必要になります。

（1）発明者相互の宣誓書（変更前の願書の発明者の欄に記載のある者と補正後の同欄に記載される者の全員分の真の発明者である旨又はない旨の宣誓）※譲渡証書等は原則不要です。

（2）変更（追加、削除）の理由を記載した書面

### 手続補正書をオンラインで提出する場合

手続補正書（①）をオンラインで提出する場合には、3日以内を目安に、手続補正書（②）（発明者相互の宣誓書等必要な書面を添付）の提出が必要です。手続補正書は書面又は電子特殊申請により提出可能です。書面にて提出された場合であっても、当該手続補正書の電子化手数料は不要です。

#### ①手続補正書記載例

|           |                                  |   |
|-----------|----------------------------------|---|
| 【書類名】     | 手続補正書                            | <p>【補正の内容】には、変更後（追加後・削除後）の発明者全員を記載します。</p> <p>補正方法は「変更」です。</p> <p>手続補正書に【その他】の欄を設けて、変更（追加・削除）の理由を記載することで理由書（書面）の添付に代えることができます。変更（追加・削除）の理由は、例えば「代理人が願書を作成するにあたり、出願人からの依頼書において、発明者「〇〇 〇〇」の記載が抜けていたため、特許願の記載を脱漏したものです」のように、具体的に記載する必要があります。なお、出願時の特許願に記載すべき発明者を何らかの理由で記載しなかった場合には、その経緯等を具体的に記載し、発明者を誤記した理由（原因）にも言及してください。</p> <p>添付する書面について、書面の提出を手続補正書等により行う場合には、【提出物件の目録】の欄は記載しません。</p> |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日                         |   |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿                          |   |
| 【事件の表示】   |                                  |   |
| 【出願番号】    | 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇         |   |
| 【補正をする者】  |                                  |   |
| 【識別番号】    | 0 1 2 3 4 5 6 7 8                |   |
| 【氏名又は名称】  | 東北特許株式会社                         |   |
| 【代表者】     | 東北 太郎                            |   |
| 【代理人】     |                                  |   |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 7                |   |
| 【弁理士】     |                                  |   |
| 【氏名又は名称】  | 広島 史郎                            |   |
| 【手続補正 1】  |                                  |   |
| 【補正対象書類名】 | 特許願                              |   |
| 【補正対象項目名】 | 発明者                              |   |
| 【補正方法】    | 変更                               |   |
| 【補正の内容】   |                                  |   |
| 【発明者】     |                                  |   |
| 【住所又は居所】  | 北海道札幌市北区北 8 条西 2 - 1 - 1         |   |
| 【氏名】      | 札幌 太郎                            |   |
| 【発明者】     |                                  |   |
| 【住所又は居所】  | 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1             |   |
| 【氏名】      | 大宮 次郎                            |   |
| 【その他】     | 変更（追加・削除）の理由は、〇〇〇〇です。（【提出物件の目録】） |   |

## ②手続補足書記載例

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 【書類名】     | 手続補足書                    |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日                 |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿                  |
| 【事件の表示】   |                          |
| 【出願番号】    | 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 |
| 【補足をする者】  |                          |
| 【識別番号】    | 0 1 2 3 4 5 6 7 8        |
| 【氏名又は名称】  | 東北特許株式会社                 |
| 【代表者】     | 東北 太郎                    |
| 【代理人】     |                          |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 7        |
| 【弁理士】     |                          |
| 【氏名又は名称】  | 広島 史郎                    |
| 【補足対象書類名】 | 手続補正書                    |
| 【補足の内容】   | 発明者相互の宣誓書を提出する。          |
| 【提出物件の目録】 |                          |
| 【物件名】     | 宣誓書 1                    |

## 手続補正書を書面で提出する場合

手続補正書に、発明者相互の宣誓書及び変更（追加、削除）の理由を記載した書面を添付して提出（書面手続）します。この場合、当該手続補正書の電子化手数料は必要です。

### 手続補正書記載例

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 【書類名】     | 手続補正書                    |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日                 |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿                  |
| 【事件の表示】   |                          |
| 【出願番号】    | 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 |
| 【補正をする者】  |                          |
| 【識別番号】    | 0 1 2 3 4 5 6 7 8        |
| 【氏名又は名称】  | 東北特許株式会社                 |
| 【代表者】     | 東北 太郎                    |
| 【代理人】     |                          |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 7        |
| 【弁理士】     |                          |
| 【氏名又は名称】  | 広島 史郎                    |
| 【手続補正 1】  |                          |
| 【補足対象書類名】 | 特許願                      |
| 【補正対象項目名】 | 発明者                      |
| 【補正方法】    | 変更                       |
| 【補正の内容】   |                          |
| 【発明者】     |                          |
| 【住所又は居所】  | 北海道札幌市北区北 8 条西 2 - 1 - 1 |
| 【氏名】      | 札幌 太郎                    |
| 【発明者】     |                          |
| 【住所又は居所】  | 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1     |
| 【氏名】      | 大宮 次郎                    |
| 【提出物件の目録】 |                          |
| 【物件名】     | 宣誓書 1                    |
| 【物件名】     | 理由書 1                    |

補正方法は「変更」です。

【補正の内容】には、変更後（追加後・削除後）の発明者全員を記載します。

変更（追加、削除）の理由を記載した書面には、例えば「代理人が願書を作成するにあたり、出願人からの依頼書において、発明者「〇〇 〇〇」の記載が抜けていたため、特許願の記載を脱漏したものです」のように、具体的に記載します。  
なお、出願時の願書に記載すべき発明者を何らかの理由で記載しなかった場合には、その経緯等を具体的に記載し、発明者を誤記した理由（原因）にも言及してください。

## 宣誓書の記載例

- ・ 宣誓書に押印（外国人の場合は署名）は不要です。
- ・ 宣誓書は、原本の提出のほか、原本の提出に代えてその写しを提出することも可能です。

### (1) 発明者を追加する場合

|   |                   |
|---|-------------------|
| <b>宣誓書</b>                                    |                   |
| 令和〇〇年〇月〇日                                     |                   |
| 下記の出願について、私ども、札幌太郎及び尾張次郎が真の発明者であることをここに宣誓します。 |                   |
| 記   |                   |
| 1. 出願番号                                       | 特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇    |
| 2. 発明の名称                                      | 〇〇〇の製造方法          |
| 発明者   |                   |
| 住所（居所）  | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |
| 氏名  | 札幌 太郎             |
| 発明者   |                   |
| 住所（居所）  | 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 |
| 氏名  | 尾張 次郎             |

発明者を追加する場合とは  
出願時→ a 「札幌太郎」 1名  
補 正→ b 「尾張次郎」を追加する場合

宣誓文言として、発明者の相互関係（a と b が共に発明者である旨）を記載する必要があります。

発明者全員（a と b）の記名が必要です。  
なお、宣誓文に発明者の相互関係が記載されていれば、1名ごとに宣誓書を作成し提出することもできます。

宣誓書に押印（外国人の場合は署名）は不要です。

### (2) 発明者を削除する場合

|  |                   |
|--|-------------------|
| <b>宣誓書</b>   |                   |
| 令和〇〇年〇月〇日  |                   |
| 下記の出願について、札幌太郎及び発明三郎が真の発明者であり、尾張次郎は発明者ではないことをここに宣誓します。 |                   |
| 記  |                   |
| 1. 出願番号  | 特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇    |
| 2. 発明の名称   | 〇〇〇の製造方法          |
| 発明者  |                   |
| 住所（居所）   | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |
| 氏名   | 札幌 太郎             |
| 住所（居所）   | 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 |
| 氏名   | 尾張 次郎             |
| 発明者  |                   |
| 住所（居所）   | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |
| 氏名   | 発明 三郎             |

発明者を削除する場合とは  
出願時→ a 「札幌太郎」と  
          b 「尾張次郎」と  
          c 「発明三郎」の3名  
補 正→ b 「尾張次郎」を削除する場合

宣誓文言として、発明者の相互関係（a 及びcが発明者でありbは発明者でない旨）を記載する必要があります。

発明者 a 及びc と非発明者 b の記名が必要です。  
なお、宣誓文に発明者の相互関係が記載されていれば、1名ごとに宣誓書を作成し提出することもできます。

宣誓書に押印（外国人の場合は署名）は不要です。

非発明者 b には「発明者」の表示を記載してはいけません。

### 問3-3 出願人の追加補正

共同出願すべきところ単独で出願してしまったとき、出願人を追加する補正はできますか。

答： 出願人を追加する補正は、権利の主体の変更となるためできません。（ただし、願書に委任状が添付されており、その委任状に記載された委任者の記載を代理人が願書の出願人の欄から脱漏した場合など、出願書類全体から出願人として認定できる場合は補正できます。）

### 問3-4 国内優先権主張の追加補正（特・実）

特許出願をした際、願書に国内優先権の主張の記載をしませんでした。この場合、国内優先権の主張の記載を追加する補正ができますか。

答： 出願と同時に国内優先権の主張をせず、出願後に優先権主張の追加をする場合は、優先日から1年4月の期間が満了する日又はその特許出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。）に「優先権主張書」を提出してください（特許法41条4項、特許法施行規則27条の4第2項、27条の4の2第3項）。願書を補正することにより国内優先権の主張を追加する手続はできません。

上記の取扱いは、パリ条約による優先権主張、パリ条約の例による優先権主張においても同様です。

**問3-5 産業技術力強化法第17条第1項の規定による記載の補正（特）**

特許出願をした際、願書に産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る出願である旨の記載をしませんでしたが、どうしたらよいですか。

答： 当該特許出願が特許庁に係属している場合は、手続補正書により補正することができます。

【補正対象書類名】を「特許願」、【補正対象項目名】を「国等の委託研究の成果に係る記載事項」、【補正方法】を「追加」として、【補正の内容】に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設け、「令和○年度、○○省、○○委託研究、産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受ける特許出願」又は「令和○年度、○○省、○○請負研究、産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受ける特許出願」のように記載してください。

### 問3-6 複数の書類の補正

意見書や手続補正書などを提出した場合に、それらの手続の補正を一通の手続補正書であることができますか。

答： 一通の手続補正書では補正をすることはできません。独立した手続を補正するのですから、原則、補正も独立して行わなければなりません。

特許法施行規則第1条第2項に「書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない。」と規定されています。

なお、同規則第11条第2項に該当する場合には、二以上の補正について、一の書面であることができます。

**問 3 - 7 補正と同時の出願審査請求の審査請求料（特）**

請求項の数を増やす補正と出願審査請求を同時にするとき、審査請求料は、補正後の請求項の数に基づき納付するのですか。

答： 補正と同時にする出願審査請求の審査請求料は、補正後の請求項の数に基づき納付します。出願審査請求書の【請求項の数】には補正後の請求項の数を記載してください。なお、手続補正書の【補正により増加する請求項の数】の記載は不要です。

### 問3-8 商標出願の指定商品又は指定役務の補正の留意点

商標出願の指定商品又は指定役務の補正について留意すべきことは。

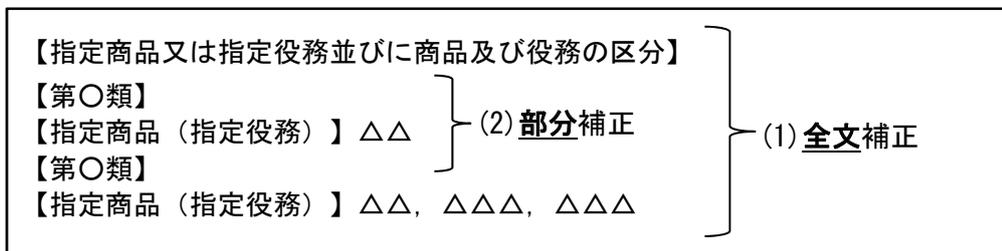
- 指定商品又は指定役務の一部削除や範囲を減縮する補正、区分の誤記の補正は可能ですが、**指定商品又は指定役務を出願時に表示したものから追加する補正はできません。**  
また、**本来意図していた内容への補正とは異なるものであったとしても、手続上、有効な手続補正書の提出後は、その補正書を取り下げる等の手続はできません。**
- 指定商品・指定役務の補正ができる時期は、**事件が審査・審判に係属している場合**に限られます。

商標の指定商品又は指定役務や商品及び役務の区分の補正手続については、次に掲げるような不備事項が特に多く見受けられるため、手続を行う上での留意点についてまとめました。

#### <はじめに>

出願時の指定商品又は指定役務や商品及び役務の区分を補正する方法には、「全文補正」と「部分補正」とがあります。

- (1) 全文補正：「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を単位に補正
- (2) 部分補正：商品・役務が属する区分（第○類）を単位に補正



\* 指定商品（指定役務）や商品・区分の補正手続に関する詳細は、特許庁ホームページ「手続補正書（商標出願の指定商品又は指定役務の補正）の書き方について」

(<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/faq-after-filing/hose-shohyo/index.html>) も参照してください。

## 1. 指定商品（指定役務）の一部を変更する場合の補正例

次の<図A>のように、「第9類」と「第16類」の2区分で出願したとします。

### <図A>出願時の指定商品（指定役務）の内容

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】家庭用テレビゲームおもちゃ、ビデオカメラ

【第16類】

【指定商品（指定役務）】かるた

### 【第9類の「ビデオカメラ」を削除する場合】

第9類の「ビデオカメラ」を削除する補正を行う場合、手続補正書は、次の<図B>又は<図C>のように記載します。

### <図B> 全文補正する場合の記載例

【手続補正1】

【補正対象書類名】商標登録願

【補正対象項目名】指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】家庭用テレビゲームおもちゃ

【第16類】

【指定商品（指定役務）】かるた

### ポイント

全文補正する場合は、権利化したい指定商品（指定役務）や区分をすべて記載します。

ここでは「第9類」の指定商品だけを変更するが、変更を要しない「第16類」の指定商品（「かるた」）も記載しないと、「第16類」は削除されたことになるので注意が必要です。

## <図C>部分補正する場合の記載例

|                |               |
|----------------|---------------|
| 【手続補正1】        |               |
| 【補正対象書類名】      | 商標登録願         |
| 【補正対象項目名】      | <u>第9類</u> ←  |
| 【補正方法】         | 変更            |
| 【補正の内容】        | ※同じ区分を記載します   |
| <u>【第9類】</u> ← |               |
| 【指定商品（指定役務）】   | 家庭用テレビゲームおもちゃ |

### ポイント

部分補正する場合は、【補正対象項目名】の欄に記載した区分の指定商品（指定役務）だけが変更されます。

ここでは、「第9類」の指定商品のみが変更され、願書に記載した「第16類」の指定商品（「かるた」）は補正の対象外であるため変更されません。

<誤った記載例(1)> 第16類がすべて削除される

次の図のように記載すると、第9類は正しく補正されますが、第16類は削除されてしまい、意図しない補正手続となってしまいます。

|   |             |
|---|-------------|
| <b>【手続補正1】</b><br><b>【補正対象書類名】</b> 商標登録願<br><b>【補正対象項目名】</b> 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分<br><b>【補正方法】</b> 変更<br><b>【補正の内容】</b><br><b>【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】</b><br><b>【第9類】</b><br><b>【指定商品（指定役務）】</b> 家庭用テレビゲームおもちゃ | <b>誤った例</b> |
|---|-------------|

【補正対象項目名】の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載したときは、権利化したい区分や指定商品（指定役務）をすべて記載してください。

誤って補正により削除した区分や指定商品（指定役務）を、後から別の補正により追加することは認められませんのでご注意ください。

<誤った記載例(2)> 「【補正方法】削除」として、削除する指定商品を記載

第9類の指定商品「ビデオカメラ」を削除する場合、次の図のように、【補正の内容】の欄を設けて、削除する指定商品（「ビデオカメラ」）を記載することはできません。

|  |             |
|--|-------------|
| <b>【手続補正1】</b><br><b>【補正対象書類名】</b> 商標登録願<br><b>【補正対象項目名】</b> 第9類<br><b>【補正方法】</b> <u>削除</u><br><b>【補正の内容】</b><br><b>【第9類】</b><br><b>【指定商品（指定役務）】</b> <u>ビデオカメラ</u> | <b>誤った例</b> |
|  | } 記載不要      |

「【補正方法】削除」は、願書に記載した区分すべての指定商品（指定役務）を削除するときに記載します。

## 2. 誤った区分に記載した指定商品（指定役務）の一部を変更する場合の補正例

次の<図A>のように、第2類「化学品」と「染料」で出願したとします。

### <図A>出願時の指定商品（指定役務）の内容

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第2類】  
【指定商品（指定役務）】 化学品, 染料

### 【第2類の「化学品」を「第1類」に変更する場合】

指定商品「化学品」の区分が「第1類」に該当するため、「化学品」の区分を「第2類」から「第1類」に変更します。この場合の手続補正書は、次の<図B>又は<図C>のように記載します。

### <図B> 全文補正する場合の記載例

【手続補正1】  
【補正対象書類名】 商標登録願  
【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
【補正方法】 変更  
【補正の内容】  
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第1類】  
【指定商品（指定役務）】 化学品  
【第2類】  
【指定商品（指定役務）】 染料

## ポイント

全文補正する場合は、権利化したい指定商品（指定役務）や区分をすべて記載します。

ここで、次の図のように、第1類「化学品」だけ記載してしまうと、第2類「染料」は削除されたことになるので注意が必要です。

### <図> 誤った記載例（第2類「染料」が削除される）

【手続補正1】  
【補正対象書類名】 商標登録願  
【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
【補正方法】 変更  
【補正の内容】  
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第1類】  
【指定商品（指定役務）】 化学品

誤った例

## <図C> 部分補正する場合の記載例

|              |            |
|--------------|------------|
| 【手続補正1】      |            |
| 【補正対象書類名】    | 商標登録願      |
| 【補正対象項目名】    | <b>第2類</b> |
| 【補正方法】       | <b>変更</b>  |
| 【補正の内容】      |            |
| 【第2類】        |            |
| 【指定商品（指定役務）】 | 染料         |
| 【手続補正2】      |            |
| 【補正対象書類名】    | 商標登録願      |
| 【補正対象項目名】    | <b>第1類</b> |
| 【補正方法】       | <b>追加</b>  |
| 【補正の内容】      |            |
| 【第1類】        |            |
| 【指定商品（指定役務）】 | 化学品        |

### ポイント

複数の区分を補正する場合、補正する区分ごとに【手続補正〇】の欄を繰り返し記載します。

【手続補正1】では、第2類の指定商品を「染料」に変更します。（これにより第2類の指定商品から「化学品」は削除されます。）

【手続補正2】では、指定商品「化学品」の正しい区分である「第1類」を追加します。

なお、このとき、区分の数が出願時より1区分追加することとなるため、追加する区分の数に相当する手数料の納付（1区分につき8,600円）が必要となります。この場合、手続補正書には【手数料の表示】の欄を記載し、選択した納付方法により手数料を納付してください。

<誤った記載例(1)> 1つの補正記事で複数の区分を記載

次のように、【補正対象項目名】の欄に「第1類」「第2類」と区分を複数記載することや、【補正方法】の欄に「変更」や「追加」などと補正方法を複数記載することは、様式上認められません。

|  |  |
|--|--|
| <p>【手続補正1】<br/>【補正対象書類名】 商標登録願<br/>【補正対象項目名】 <b>第1類、第2類</b><br/>【補正方法】 <b>変更、追加</b><br/>【補正の内容】<br/>【第1類】<br/>【指定商品（指定役務）】 化学品<br/>【第2類】<br/>【指定商品（指定役務）】 染料</p> | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">誤った例</div> |
|--|--|

複数の区分を部分補正により変更するときは、【手続補正1】【手続補正2】のように、補正する区分ごとに【手続補正〇】の欄を繰り返し設けて記載してください。

<誤った記載例(2)> 【補正対象項目名】と【補正の内容】の欄配下の区分が不一致

ここで、次の図のように、【補正対象項目名】と【補正の内容】欄に記載した区分が一致していない部分補正は認められません。

|   |  |
|---|--|
| <p>【手続補正1】<br/>【補正対象書類名】 商標登録願<br/>【補正対象項目名】 <b>第2類</b> ←<br/>【補正方法】 変更<br/>【補正の内容】<br/>【<b>第1類</b>】 ←<br/>【指定商品（指定役務）】 化学品</p> | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">誤った例</div> |
|---|--|

※同じ区分を記載します

複数の区分を部分補正により変更するときは、【手続補正1】【手続補正2】のように、補正する区分ごとに【手続補正〇】の欄を繰り返し設けて記載してください。

指定商品（指定役務）や商品・区分の補正手続に関する詳細は、特許庁ホームページ「手続補正書（商標出願の指定商品又は指定役務の補正）の書き方について」(<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/faq-after-filing/hose-shohyo/index.html>)も参照してください。

#### 問 4 - 1 出願人名義変更届関係（四法共通）

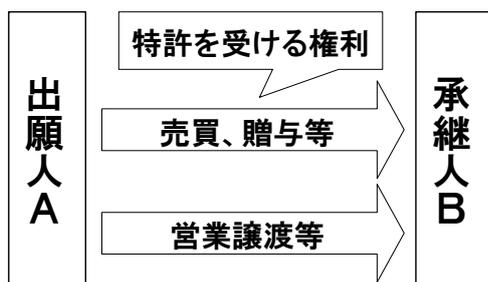
出願人名義変更届の手續について教えてください。

答： 出願人名義変更届とは

特許出願における手續を例にすると、出願に係る特許を受ける権利を他者（他社）に譲り渡したときに承継人又は譲渡人が、また承継したときに承継人がその事実を届け出るものです。名義変更には、発生事由により特定承継、一般承継の2種類があります。

##### 1. 特定承継

特許を受ける権利等が譲渡、持分放棄等によって移転される場合をいいます。



- ・特許出願後の特定承継は特許庁長官に出願人の変更を届け出なければ効力は生じません。
- ・出願人が複数名いる場合（共有の場合）は、持分の放棄を届け出る場合を除き、特定承継に関与しない他の出願人（共有者）の同意が必要です。
- ・基本的に承継人が届け出ますが、譲渡人が届け出ることができます。
- ・譲渡証書には、譲渡人及び承継人の記名と、譲渡人の押印（本人確認できるもの）が必要です。
- ・名義変更の届出には、4, 200円の手数料が必要です。

※ 特定承継による名義変更の場合の権利の承継を証明する書面例

##### 譲渡

譲渡証書、又は 権利の承継を証明する契約書等、共有者の同意が必要なときはその同意書

##### 放棄

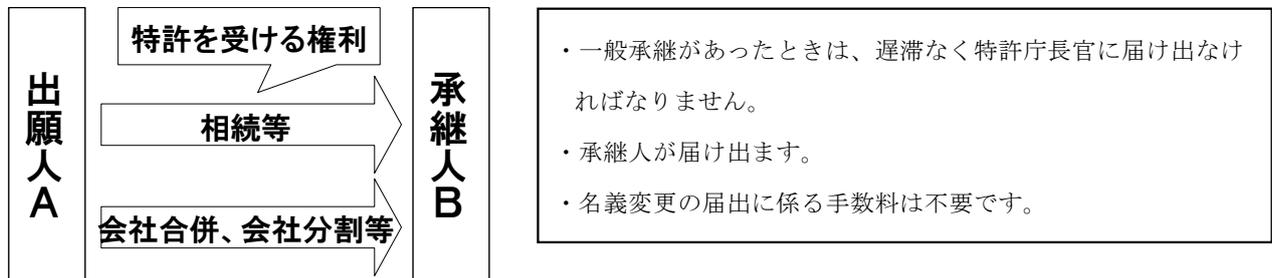
持分放棄書

##### 持分の届出又は変更

持分証明書、又は 持分の定めを明記した譲渡証書

## 2. 一般承継

相続人や合併による存続会社が被相続人又は消滅会社の有していた権利義務を包括的に承継する場合のように、他人の権利義務の全部又は一部を一括して承継することをいい、相続、包括遺贈、会社の合併又は分割等があります。



※ 一般承継による名義変更の場合の権利の承継を証明する書面例

### 相続

相続関係者の戸籍謄本<sup>1</sup>、住民票（必要に応じ）、遺産分割協議書（必要に応じ）等

### 合併

履歴事項全部証明書<sup>2</sup>（承継する会社のもの）、閉鎖事項全部証明書<sup>2</sup>（必要に応じ）

### 会社分割

履歴事項全部証明書<sup>2</sup>（承継する会社のもの）等、会社分割承継証明書

（注1）法定相続情報証明制度の「法定相続情報一覧図の写し<sup>※</sup>」を提出することで、戸籍謄本等の提出に代えることができます。

※「法定相続情報一覧の写し」とは、法定相続情報証明制度（相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度）により、法務局（登記所）が相続人に交付する書面。

（注2）登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細は「5. 登記事項証明書の添付省略について」をご参照ください。

# 1. 特定承継（譲渡、持分放棄等）による出願人名義変更届について

## 出願人名義変更届、手続補足書の記載例

(1) 出願人名義変更届を承継人が届け出る場合（承継人手続）の記載例

|           |                   |  |
|-----------|-------------------|--|
| 【書類名】     | 出願人名義変更届          | <p>本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。</p> <p>【識別番号】を記載したときは【住所又は居所】の欄を省略できます。</p> <p>代理人によらず承継人自らが手続する場合であって、承継人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けます。</p> <p>承継人について代理人の選任の届出の特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、【承継人代理人】の欄の次に【選任した代理人】の欄を設けます。また、別途代理人受任届（代理人選任届）を提出する必要はありません。</p> <p>承継人代理人（選任した代理人を含む）については、代理権を証明する書面（委任状）の提出が必要です。</p> <p>手数料は4,200円です。<br/>特許印紙で納付するときは、左上に印紙を貼付し、その下に（ ）で金額を記載します（この場合は【手数料の表示】の欄は不要）。</p> <p>オンラインにより「出願人名義変更届」を提出し、証明書等を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄は不要です。</p> |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日          |  |
| 【あて先】     | 特許庁長官殿            |  |
| 【事件の表示】   |                   |  |
| 【出願番号】    | 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇     |  |
| 【承継人】     |                   |  |
| 【識別番号】    | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |  |
| 【住所又は居所】  | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |  |
| 【氏名又は名称】  | 北海道特許株式会社         |  |
| 【代表者】     | 札幌 太郎             |  |
| 【承継人代理人】  |                   |  |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 7 |  |
| 【弁理士】     |                   |  |
| 【氏名又は名称】  | 大宮 次郎             |  |
| 【選任した代理人】 |                   |  |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 8 |  |
| 【弁理士】     |                   |  |
| 【氏名又は名称】  | 大宮 三郎             |  |
| 【手数料の表示】  |                   |  |
| 【予納台帳番号】  | 0 1 2 3 4 5       |  |
| 【納付金額】    | 4 2 0 0           |  |
| 【提出物件の目録】 |                   |  |
| 【物件名】     | 譲渡証書       1      |  |
| 【物件名】     | 委任状           1   |  |

(2) 出願人名義変更届を譲渡人が届け出る場合（譲渡人手続）の記載例

|           |                   |   |   |
|-----------|-------------------|---|---|
| 【書類名】     | 出願人名義変更届          | <p>本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。</p> |   |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日          |   |   |
| 【あて先】     | 特許庁長官殿            |   |   |
| 【事件の表示】   |                   |   |   |
| 【出願番号】    | 特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇    |   |   |
| 【承継人】     |                   |   | 【承継人】の欄は省略できません。承継人が法人の場合、【代表者】の欄は不要です。 |
| 【識別番号】    | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |   |   |
| 【住所又は居所】  | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |   |   |
| 【氏名又は名称】  | 北海道特許株式会社         |   |   |
| 【譲渡人】     |                   |   | 【識別番号】を記載したときは【住所又は居所】の欄を省略できます。        |
| 【識別番号】    | 0 1 2 3 4 5 6 7 9 | <p>代理人によらず譲渡人自らが手続する場合であって、譲渡人が法人のときは、【譲渡人】の欄の【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けます。</p>                  |   |
| 【住所又は居所】  | 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1  |   |   |
| 【氏名又は名称】  | 東北特許株式会社          | <p>譲渡人代理人については、代理権を証明する書面（委任状）の提出が必要です。ただし、譲渡人代理人が既に当該出願の代理人である場合は、代理権の証明は不要です。</p>           |   |
| 【代表者】     | 伊達 花子             |   |   |
| 【譲渡人代理人】  |                   | <p>手数料は4, 200円です。特許印紙で納付するときは、左上に印紙を貼付し、その下に（ ）で金額を記載します（この場合は【手数料の表示】の欄は不要）。</p>             |   |
| 【識別番号】    | 1 0 2 3 4 5 6 7 9 |   |   |
| 【弁理士】     |                   | <p>譲渡人が届け出る場合は【手数料の表示】欄の次に【その他】の欄を設け、「譲渡人の手続である。」旨を記載します。</p>                                 |   |
| 【氏名又は名称】  | 広島 史郎             |   |   |
| 【手数料の表示】  |                   | <p>オンラインにより「出願人名義変更届」を提出し、証明書等を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄は不要です。</p>                           |   |
| 【予納台帳番号】  | 0 1 2 3 4 5       |   |   |
| 【納付金額】    | 4 2 0 0           |   |   |
| 【その他】     | 譲渡人の手続である。        |   |   |
| 【提出物件の目録】 |                   |   |   |
| 【物件名】     | 譲渡証書 1            |   |   |
| 【物件名】     | 委任状 1             |   |   |

持分を届け出る場合

持分を届け出るときは、【承継人】の次の行に【持分】の欄を設けて、「〇／〇」のように分数で記載します（この場合、別途持分証明書等の添付が必要です。）。

【承継人】  
 【持分】 1 / 2  
 【識別番号】

## 証明書等を援用する場合

同時に又は既に特許庁長官に提出した証明書等を援用することにより添付省略する場合、【提出物件の目録】の欄には次のように記載します。

ア. 他の事件に提出した証明書を援用する場合

【提出物件の目録】

【物件名】 譲渡証書 1

【援用の表示】 特願○○○○-○○○○○○○に関する令和○○年○○月○○日提出の○○に添付のものを援用する。

【物件名】 委任状 1

【援用の表示】 特許第○○○○○○○○○号に関する令和○○年○○月○○日提出の移転登録申請書に添付のものを援用する。

イ. 包括委任状を援用する場合

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】 ○○○○○○○○

ウ. 包括委任状番号が未通知の場合

【提出物件の目録】

【物件名】 委任状 1

【援用の表示】 令和○年○月○日提出の包括委任状

## 証明書を提出するための手続補足書の記載例

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 【書類名】     | 手続補足書                          |
| 【提出日】     | 令和○年○月○日                       |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿                        |
| 【事件の表示】   |                                |
| 【出願番号】    | 特願 2 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0     |
| 【補足をする者】  |                                |
| 【識別番号】    | 0 1 2 3 4 5 6 7 8              |
| 【氏名又は名称】  | 北海道特許株式会社                      |
| 【代表者】     | 札幌 太郎                          |
| 【代理人】     |                                |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 7              |
| 【弁理士】     |                                |
| 【氏名又は名称】  | 大宮 次郎                          |
| 【補足対象書類名】 | 出願人名義変更届                       |
| 【補足の内容】   | 権利の承継を証明する書面及び代理権を証明する書面を提出する。 |
| 【提出物件の目録】 |                                |
| 【物件名】     | 譲渡証書 1                         |
| 【物件名】     | 委任状 1                          |

オンラインにより出願人名義変更届を提出する場合には、出願人名義変更届の提出日から3日以内に証明書（譲渡証書や委任状等）を添付した手続補足書を書面又は電子特殊申請で提出します。（書面にて提出した場合であっても、手続補足書の電子化手数料は不要です。）

本様式見本は特許の様式となっておりますので、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

【補足をする者】の欄には、出願人名義変更届を承継人が届け出る場合は「承継人」、譲渡人が届け出る場合は「譲渡人」の氏名等を記載します。

代理人によらず補足をする者自らが手続する場合であって、補足をする者が法人のときは、【補足をする者】の欄の【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けます。

【補足の内容】の欄には、本手続で提出する物件を「○○を提出する。」のように記載します。

（注）【提出物件の目録】の欄に「証明書等の援用省略」の表示や「包括委任状番号」の記載がある場合は、電子化手数料が必要となるので注意してください。

（注）なお、戸籍謄本等公的な証明書については原本の提出が必要です。

ただし、日本国内の公的機関が発行する証明書のうち、けん制文字等による偽造防止措置が施されているものについては、電子特殊申請による提出が可能です。その際は、当該証明書の原本をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により偽造防止措置が確認できる電子的記録を添付してください。

なお、上記の方法により提出された公的証明書の真正性に疑義が生じる場合は当該証明書の原本（書面）の提出を求めることがあります。

## 権利の承継を証明する書面の例

### (1) 譲渡の場合

#### <記載例>

#### 譲渡証書（自己の持分の全部を譲渡する場合）

| 譲渡証書                                 |                   |
|--------------------------------------|-------------------|
|                                      | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 譲受人                                  |                   |
| 住所（居所）                               | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |
| 氏名（名称）                               | 北海道特許株式会社         |
| 代表者                                  | 札幌 太郎 殿           |
| 譲渡人                                  |                   |
| 住所（居所）                               | 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1  |
| 氏名（名称）                               | 東北特許株式会社          |
| 代表者                                  | 伊達 花子 印           |
| 下記の発明に関する特許を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。 |                   |
| 記                                    |                   |
| 1. 特許出願の番号                           | 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇     |
| 2. 発明の名称                             | 〇〇〇〇の製造方法         |

譲渡人又は譲受人が法人であるときは、「代表者」の記載が必要です。  
※一部譲渡証書も同様

書面で提出する場合、譲渡人の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

**共同出願において自己の持分の全てを譲渡する場合、以下のように記載します。**

（共有者に譲渡する場合）  
「下記の発明に関する特許を受ける権利の持分の全てを貴殿に譲渡したことに相違ありません。」

（他人に譲渡する場合）  
「下記の発明に係る特許を受ける権利は、東北特許株式会社と沖縄特許株式会社の共有のところ、東北特許株式会社の持分の全てを貴殿に譲渡したことに相違ありません。」

※譲渡証書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

法域に合わせ、「下記の発明に関する特許を受ける権利」の文言を以下のように記載します。

（実用新案の場合）  
「下記の考案に関する実用新案登録を受ける権利」  
（意匠の場合）  
「下記の意匠に関する意匠登録を受ける権利」  
（商標の場合）  
「下記の商標登録出願により生じた権利」  
※一部譲渡証書及び同意書も同様

法域に合わせ、「1.」「2.」は以下のように記載します。

（実用新案の場合）  
1. 実用新案登録出願の番号 実願20～  
2. 考案の名称 〇〇～  
（意匠の場合）  
1. 意匠登録出願の番号 意願20～  
2. 意匠に係る物品 〇〇～  
（商標の場合）  
1. 商標登録出願の番号 商願20～  
（2. は不要）

※一部譲渡証書及び同意書も同様

<記載例>

一部譲渡証書（自己の持分の一部を譲渡する場合）

**一部譲渡証書**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

譲受人  
住所（居所） 北海道札幌市北区北8条西2-1-1  
氏名（名称） 北海道特許株式会社  
代表者 札幌 太郎 殿

譲渡人  
住所（居所） 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1  
氏名（名称） 東北特許株式会社  
代表者 伊達 花子 印

下記の発明に関する特許を受ける権利の一部を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1. 特許出願の番号 特願2000-000000  
2. 発明の名称 〇〇〇〇の製造方法

**共同出願において自己の持分の一部を他人に譲渡する場合、以下のように記載します。**  
「下記の発明に係る特許を受ける権利は、東北特許株式会社と沖縄特許株式会社の共有のところ、東北特許株式会社の持分の一部（又は○/○と記載することもできます）を貴殿に譲渡したことに相違ありません。」

※一部譲渡証書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

<記載例>同意書

**同意書**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所（居所） 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1  
氏名（名称） 東北特許株式会社  
代表者 伊達 花子 殿

住所（居所） 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1  
氏名（名称） 沖縄特許株式会社  
代表者 石垣 宮子 印

下記の発明に関する特許を受ける権利の貴殿の持分を北海道特許株式会社に譲渡することに同意します。

記

1. 特許出願の番号 特願2000-000000  
2. 発明の名称 〇〇〇〇の製造方法

共同出願の場合、各共有者が自分の持分を譲渡する場合には他の共有者の同意（同意書の提出）が必要となります。

(例)  
a (東北特許株式会社)  
b (沖縄特許株式会社) の共有出願  
  
a (東北特許株式会社) が  
c (北海道特許株式会社) に譲渡する場合は、  
b (沖縄特許株式会社) の同意書が必要。

同意者が法人であるときは、「代表者」の記載が必要です。

書面で提出する場合、同意者の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

**持分の一部を譲渡する場合の同意書は、以下のように記載します。**  
「下記の発明に関する特許を受ける権利の貴殿の持分の一部（又は○/○と記載することもできます）を北海道特許株式会社に譲渡することに同意します。」

※同意書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

(2) 持分放棄の場合

<記載例>持分放棄書

**持分放棄書**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許出願の番号 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
発明の名称 〇 〇 〇 〇 の製造方法

上記発明に係る特許を受ける権利は、東北特許株式会社と沖縄特許株式会社の共有のところ、東北特許株式会社の共有持分を放棄したことに相違ありません。

持分放棄者  
住所（居所） 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1  
氏名（名称） 東北特許株式会社  
代表者 伊達 花子 印

※東北特許株式会社と沖縄特許株式会社の共有出願である場合

法域に合わせ以下のように記載します。  
(実用新案の場合)  
1. 実用新案登録出願の番号 実願 2 0 ~  
2. 考案の名称 〇〇~  
(意匠の場合)  
1. 意匠登録出願の番号 意願 2 0 ~  
2. 意匠に係る物品 〇〇~  
(商標の場合)  
1. 商標登録出願の番号 商願 2 0 ~  
(2. は不要)

法域に合わせ、「上記発明に係る特許を受ける権利」の文言を以下のように記載します。  
(実用新案の場合)  
「上記考案に係る実用新案登録を受ける権利」  
(意匠の場合)  
「上記意匠に係る意匠登録を受ける権利」  
(商標の場合)  
「上記商標登録出願により生じた権利」

持分放棄者が法人であるときは、「代表者」の記載が必要です。

書面で提出する場合、持分放棄者の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

※持分放棄書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

(3) 持分の届出、又は持分の変更をする場合

<記載例>持分証明書

**持分証明書**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許出願の番号 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
発明の名称 〇 〇 〇 〇 の製造方法

上記発明に関する特許を受ける権利の持分について、  
甲は〇/〇、乙は〇/〇と定めたことに相違ありません。

(甲) 沖縄県那覇市おもろまち 2 - 1 - 1  
沖縄特許株式会社  
代表者 石垣 宮子 印

(乙) 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1  
東北特許株式会社  
代表者 伊達 花子 印

法域に合わせ以下のように記載します。  
(実用新案の場合)  
1. 実用新案登録出願の番号 実願 2 0 ~  
2. 考案の名称 〇〇 ~  
(意匠の場合)  
1. 意匠登録出願の番号 意願 2 0 ~  
2. 意匠に係る物品 〇〇 ~  
(商標の場合)  
1. 商標登録出願の番号 商願 2 0 ~  
(2. は不要)

法域に合わせ、「上記発明に係る特許を受ける権利」の文言を以下のように記載します。  
(実用新案の場合)  
「上記考案に係る実用新案登録を受ける権利」  
(意匠の場合)  
「上記意匠に係る意匠登録を受ける権利」  
(商標の場合)  
「上記商標登録出願により生じた権利」

持分契約者が法人であるときは、「代表者」の記載が必要です。

書面で提出する場合、証明をする者の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

※持分証明書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

※譲渡証書又は一部譲渡証書に持分の定めを明記いただくことも可能です。

## 2. 一般承継（相続、合併、会社分割等）による出願人名義変更届について

### 出願人名義変更届（一般承継）の記載例

#### (1) 出願人名義変更届を承継人が届け出る場合（承継人手続）の記載例

|           |                   |   |
|-----------|-------------------|---|
| 【書類名】     | 出願人名義変更届（一般承継）    |   |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日          |   |
| 【あて先】     | 特許庁長官殿            |   |
| 【事件の表示】   |                   |   |
| 【出願番号】    | 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇     |   |
| 【承継人】     |                   |   |
| 【識別番号】    | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |   |
| 【住所又は居所】  | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |   |
| 【氏名又は名称】  | 北海道特許株式会社         |   |
| 【代表者】     | 札幌 太郎             |   |
| 【承継人代理人】  |                   |   |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 7 |   |
| 【弁理士】     |                   |   |
| 【氏名又は名称】  | 大宮 次郎             |   |
| 【選任した代理人】 |                   |   |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 8 |   |
| 【弁理士】     |                   |   |
| 【氏名又は名称】  | 大宮 三郎             |   |
| 【提出物件の目録】 |                   |   |
| 【物件名】     | 履歴事項全部証明書         | 1 |
| 【物件名】     | 会社分割承継証明書         | 1 |
| 【物件名】     | 委任状               | 1 |

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

承継人が届け出る手続です。  
【識別番号】を記載したときは【住所又は居所】の欄を省略できます。

代理人によらず承継人自らが手続する場合であって、承継人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けます。

承継人について代理人の選任の届出の特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、【承継人代理人】の欄の次に【選任した代理人】の欄を設けます。その場合、選任した代理人の意思確認手続は不要です。また、別途代理人受任届（代理人選任届）を提出する必要はありません。

（相続、合併の場合）  
承継人代理人（選任した代理人を含む）が名義変更の届出を行う前の代理人と同じ場合は、代理権を証明する書面（委任状）の提出は不要です。

（会社分割の場合）  
承継人代理人（選任した代理人を含む）については、代理権を証明する書面（委任状）の提出が必要です。

オンラインにより「出願人名義変更届（一般承継）」を提出し、証明書等を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄は記載しません。

手数料は無料です。

※証明書等を援用する場合の記載方法及び証明書を提出するための手続補足書の記載例は「1. 特定承継（譲渡、持分放棄等）による出願人名義変更届について」の記載例をご覧ください。

※登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細は「5. 登記事項証明書の添付省略について」をご参照ください。

## 権利の承継を証明する書面の例

### 会社分割承継証明書記載例

| 会社分割承継証明書  |                   |
|--|-------------------|
|  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 承継人  |                   |
| 住所（居所）   | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |
| 氏名（名称）   | 北海道特許株式会社         |
| 代表者  | 札幌 太郎 殿           |
| 令和〇〇年〇月〇日の弊社分割により下記の発明の特許を受ける権利を貴殿に承継したことに相違ありません。 |                   |
| 記  |                   |
| 1. 特許出願の番号   | 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇     |
| 2. 発明の名称   | 〇〇〇〇の製造方法         |
| 被承継人   |                   |
| 住所（居所）   | 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1  |
| 氏名（名称）   | 東北特許株式会社          |
| 代表者  | 伊達 花子             |
|  | 印                 |

事業の一部を承継することで特許を受ける権利を被承継人と承継人の共有とする（被承継人に持分が残る）場合は、以下のように記載します。

「令和〇〇年〇月〇日の弊社分割により下記の発明の特許を受ける権利の一部を貴殿に承継したことに相違ありません。」

法域に合わせ、「下記の発明の特許を受ける権利」の文言を以下のように記載します。

（実用新案の場合）  
「下記の考案の実用新案登録を受ける権利」  
（意匠の場合）  
「下記の意匠の意匠登録を受ける権利」  
（商標の場合）  
「下記の商標登録出願により生じた権利」

被承継人の「代表者」の記載が必要です。

※会社分割承継証明書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

法域に合わせ以下のように記載します。

（実用新案の場合）  
1. 実用新案登録出願の番号 実願20～  
2. 考案の名称 〇〇～  
（意匠の場合）  
1. 意匠登録出願の番号 意願20～  
2. 意匠に係る物品 〇〇～  
（商標の場合）  
1. 商標登録出願の番号 商願20～  
（2. は不要）

書面で提出する場合、被承継人の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

### 3. 証明書に押印する「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」について

「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年12月28日施行）及び「特許登録令施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年6月12日施行）により特許庁へ提出する手続書面及び証明書類に係る規定が改正され、押印を存続する手続書面に添付する証明書への押印は、「本人確認できるもの」となりました。これを受け、出願人名義変更届に必要な証明書には、全て本人確認が可能な「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」の押印が必要になりました。具体的には、譲渡証書、同意書、持分放棄書、持分証明書、会社分割承継証明書等があります。なお、委任状、履歴事項全部証明書等の官公庁が作成した証明書への押印は不要です。

書面により提出する証明書に押印する印、及び本人確認のために必要な証明書は以下のとおりです。

#### (1) 個人の場合

証明書には実印（市区町村に登録済みの印鑑）の押印に加え、印鑑証明書（発行日から3月以内のもの）の添付が必要ですが、代理人（本人による手続については手続者本人）による「譲渡人等の実印である旨」の宣誓があれば、それらの添付は不要です。ただし、押印された実印に関して合理的な疑義がある場合は、印鑑証明書の提出を求めます。

#### (2) 法人の場合

証明書には実印（登記所に登録済みの印鑑）または実印により証明可能な法人の代表者印の押印に加え、印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）及び実印による証明書（実印により証明可能な法人の代表者印の場合のみ）の添付が必要ですが、代理人（本人による手続については手続者本人）による「譲渡人等の実印である旨」の宣誓があれば、それらの添付は不要です。ただし、押印された実印等に関して合理的な疑義がある場合は、印鑑証明書及び実印による証明書の提出を求めます。

※押印の見直しについての詳細は、以下リンク先を御確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>

※なお、特許庁に提出する書類のうち、現在押印を求められている証明書等を、電子特殊申請により提出する際には、押印に代えて電子署名が必要となります。正しく電子署名が付与されていない場合、手続補正指令又は手続の却下の対象となります。電子署名の付与にはデジタル庁GPKI電子署名アプリをご利用ください。詳細につきましては、以下リンク先をご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/shien/gpki-app-for.jpo.html>

#### 代理人（本人による手続については手続者本人）による「譲渡人等の実印である旨」の宣誓

手続書面に【その他】（申請人の識別番号に関する手続では「その他」）の欄を設けて、印鑑証明書を省略する申請書名、申請日、実印又は実印により証明可能な法人の代表者印である旨を記載してください。

## 「譲渡人等の実印である旨」の宣誓の記載例

【書類名】 出願人名義変更届  
 【提出日】 令和〇年〇月〇日  
 【あて先】 特許庁長官殿  
 【事件の表示】  
 【出願番号】 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
 【承継人】  
 【識別番号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 【住所又は居所】 北海道札幌市北区北 8 条西 2 - 1 - 1  
 【氏名又は名称】 北海道特許株式会社  
 【代表者】 札幌 太郎  
 【承継人代理人】  
 【識別番号】 1 0 1 2 3 4 5 6 7  
 【弁理士】  
 【氏名又は名称】 大宮 次郎  
 【その他】  
 ①代理人による「譲渡人等の実印である旨」の宣誓の場合  
 「申請人代理人（弁理士）〇〇が、〇年〇月〇日付譲渡証書の譲渡人（〇〇株式会社代表者〇〇）の「実印／実印により証明可能な法人の代表者印」であることを確認しました。」

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

②本人（承継人）による「譲渡人等の実印である旨」の宣誓の場合（本人による手続の場合）

「申請人〇〇（〇〇株式会社代表者〇〇）が、〇年〇月〇日付譲渡証書の譲渡人（〇〇株式会社代表者〇〇）の「実印／実印により証明可能な法人の代表者印」であることを確認しました。」

③本人（譲渡人）による実印である旨の宣誓（本人による手続の場合）

「申請人〇〇（〇〇株式会社代表者〇〇）の「実印／実印により証明可能な法人の代表者印」であることに相違ありません。」

## 「実印による証明書」の文例

実印による証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日



上記の印は、特許庁への届出、申請等において東北特許株式会社の代表者印（実印）に代えて使用する印に相違ありません。

届出者  
 住所（居所） 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1  
 氏名（名称） 東北特許株式会社  
 代表者 伊達 花子 印

実印と異なる法人の代表者印（知的財産専用代表取締役印、知的財産専用学長（総長）印、知的財産専用理事長印等）等の代表者印を押印してください。

届出者の欄には、「代表者」を記載し、「実印」を押印してください。

#### 4. 署名の本人確認について

「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年12月28日施行）及び「特許登録令施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年6月12日施行）により特許庁へ提出する手続書面及び証明書類に係る規定が改正され、押印を存続する手続書面に添付する証明書への押印は、「本人確認できるもの」となりました。押印についての本人確認書面が必要になることに合わせ、外国人による証明書類への署名については、申請書等に譲渡人又は譲受人等の代理人（代理人によらない手続の場合は、手続者本人）による「譲渡人等の意思確認をした旨」の記載が必要です。

出願人名義変更届に必要な証明書類（権利の承継を証明する書面として、譲渡証書等）について、署名の本人確認に関し、譲渡人又は譲受人等の代理人（代理人によらない手続の場合は、手続者本人）による「譲渡人等の意思確認をした旨」の記載（記載例参照）をしてください。

#### 「譲渡人等の意思確認をした旨」の記載例

|          |  |
|----------|--|
| 【書類名】    | 出願人名義変更届   |
| 【提出日】    | 令和○年○月○日   |
| 【あて先】    | 特許庁長官殿   |
| 【事件の表示】  |  |
| 【出願番号】   | 特願20○○-○○○○○○○   |
| 【承継人】    |  |
| 【識別番号】   | 123456789  |
| 【住所又は居所】 | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1  |
| 【氏名又は名称】 | 北海道特許株式会社  |
| 【代表者】    | 札幌 太郎  |
| 【承継人代理人】 |  |
| 【識別番号】   | 101234567  |
| 【弁理士】    |  |
| 【氏名又は名称】 | 大宮 次郎  |
| 【その他】    | 承継人（代理人）大宮 次郎が、（現地代理人×××を通じて）、令和○年○月○日付譲渡証書の譲渡人（△△コーポレーション代表者○○）の署名に係る意思確認をした。 |

本様式見本は特許の様式となっておりますので、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

譲渡人又は譲受人等の代理人が、申請書等の【その他】の欄に、「署名者（譲渡人）の署名に係る意思確認をした旨」を記載してください。直接署名者に確認することができない場合は、現地代理人を経由する等して、署名の真正性に関し可能な限り確認を行ってください。

(1) 署名の真正性に係る認証（面前認証、自認認証等）付譲渡証書等の提出

署名の真正性に係る認証（『署名者が公証人の面前で証書に署名をした旨』（目撃認証、面前認証）、『署名者が公証人の面前で証書の署名を自認した旨』（自認認証）、『代理人が公証人の面前で証書の署名が本人のものであることを自認した旨』（代理自認、代理認証）のような認証で  
す。）が付された譲渡証書等及び翻訳文を提出してください。

(2) 署名証明書の提出

外国の官憲が発行した署名証明書、公証人が署名者の署名について認証した証明書及び翻訳文を提出してください。

※署名の本人確認についての詳細は、以下リンク先をご確認ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/shomei\\_kakunin.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/shomei_kakunin.html)

## 5. 登記事項証明書の添付省略について

令和元年12月16日に施行された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により、行政機関等は、手続の添付書類の省略等を推進することとされています。

これを受け、特許庁においては、「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和4年4月1日施行）において様式備考の所要の改正を行い、法務省の登記情報連携システムから登記情報を入手することとしたため、手続書面への登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の添付が不要となりました。

### （1） 登記事項証明書の添付不要となる主な手続

- ・ 出願人名義変更届（一般承継）
- ・ 移転登録申請書（一般承継）
- ・ 団体商標登録願
- ・ 地域団体商標登録願
- ・ 予納者の地位の承継届
- ・ 特許料減免申請書（特許法第109条に規定する非課税法人等に限る）

### （2） 手続方法について

上記（1）に掲げた手続書面に記載すべき事項として、例えば、出願人名義変更届（一般承継）の場合では、法人名称及び住所（識別番号を記載して住所の記載を省略することができる場合には、識別番号）の記載があれば、特許庁において、当該法人の登記情報を入手しますので、特許関係法令において、手続をする際に登記事項証明書の添付を要する旨の規定にかかわらず、手続等をする者に係る同証明書の添付は必要ありません。

※手続書面に記載された法人名称及び住所（識別番号）と、登記事項証明書に係る法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載との間で不整合がある場合、承継人である法人の特定が困難な場合があります。そのため、なるべく【その他】の欄を設けて、会社法人等番号を記載してください。



#### 問 4-2 一部承継又は全部承継の判断

名義変更届において、特許を受ける権利を一部承継する場合と、全部承継する場合の届出書の表示はどこを変えるのでしょうか。それとも、届出書は同一で添付の譲渡証書で区別されるのでしょうか。

答： 出願人名義変更届の届出書には、特許を受ける権利の一部承継又は全部承継の表示をする項目はありません。

一部承継か全部承継かの区別は、譲渡証書に記載する「下記の発明に関する特許を受ける権利を・・・・・・譲渡したことに相違ありません。」の文章から判断します。

よって、出願に関して、第三者に特許を受ける権利の一部を譲渡する場合は、譲渡証書に「下記の発明に関する特許を受ける権利の一部を何某に譲渡したことに相違ありません。」のように記載することになります。

#### 問 4－3 名義変更届への一部譲渡人の持分記載

共同出願人A、Bのうち、Bの持分の1/2をCへ譲渡し、出願人名義変更届に名義変更後の出願人A、B、Cの持分の記載をしたいのですが、願書に出願人A、Bの持分の記載をしていなかった場合に、どのように記載すべきでしょうか。

答： ご質問のような場合には、A、B、C全員を承継人として出願人名義変更届に記載するとともに、各々の承継人の持分を記載し、併せて、BからCへの持分の一部譲渡証書、当該一部譲渡に関するAの同意書、並びにA、B、Cによる全員の持分を証明する書面を提出してください（特施規 27 条 1 項）。

#### 問 4－4 名義変更届の証明書

譲渡人（出願人）が在外者で、譲受人との特許を受ける権利を含めた包括的な譲渡契約はしているのですが、契約書（原本）が一通しかないので、その謄本をもって公証人が原本と相違ないことを証明したものでも認められますか

答： 特許を受ける権利の譲渡を証明する書面については、譲渡人と譲受人との間において特許を受ける権利に関して譲渡契約を交わした書面を別途作成して、名義変更に関する譲渡証書として提出するのが望ましいのですが、それができないのであれば、既に交わされている譲渡契約書に、特許を受ける権利の譲渡に係る事件の番号が明記されているときは、その謄本をもって公証人が原本と相違ないことを証明したものでも認められます。

#### 問 4－5 拒絶査定後の名義変更届

拒絶査定後に特許を受ける権利の承継がありました。拒絶査定不服審判を請求する予定ですが、この場合、出願人名義変更届の手続をいつしたらよいですか。

答： 拒絶査定後に特許を受ける権利の承継人となった者が拒絶査定不服審判を請求する場合は、拒絶査定不服審判の請求までに、出願人名義変更届を提出してください。

**問 4－6 利益相反行為に該当する場合の証明書の提出（四法共通）**

出願人名義変更において利益相反行為に該当する場合、株主総会等による承認を受け、かつ、証明書類（株主総会の議事録等）を提出する必要がありますか。

答： 出願人名義変更においては、特許庁へ証明書類（株主総会の議事録等）を提出する必要はありません。ただし、移転登録申請のときと同じように、株主総会等による承認を受ける等の必要な手続は行う必要があります。

**問4-7 出願人である会社が倒産しました。どのような手続が必要でしょうか？（四法共通）**

答： 「会社が倒産した」場合には、その理由として、(1)破産手続開始の決定がなされた、(2)更生手続開始の決定がなされた、(3)清算が開始された、等が考えられますが、それぞれの理由により手続が相違しますのでご注意ください（以下、理由ごとに回答します。）。

**(1) 破産手続開始の決定がなされたとき**

① 破産者が引き続き出願人として手続を行う場合

破産手続開始の決定がなされても、破産法人は法人として存続することになりますが、破産手続開始の決定がなされると破産管財人が選出され、破産財団に属する財産の管理処分権限は破産管財人に専属することになり、破産法第46条において準用する同法第44条1項の規定により、特許出願に関する手続は中断し、同法第44条2項の規定により、破産管財人による受継申立ての手続が必要になります。なお、手続が中断した場合には委任による代理人の代理権は消滅するため、従前の代理人が受継申立ての手続を代理するときは、破産管財人の代理権を証明する書面を添付しなければなりません。

受継申立書（特許法施行規則様式第16）の様式見本

|           |                        |   |
|-----------|------------------------|---|
| 【書類名】     | 受継申立書                  |   |
| (【提出日】    | 令和 年 月 日)              |   |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿                |   |
| 【事件の表示】   |                        |   |
| 【出願番号】    |                        |   |
| 【受継申立人】   |                        |   |
| 【識別番号】    |                        |   |
| 【住所又は居所】  |                        |   |
| 【氏名又は名称】  |                        |   |
| 【代表者】     |                        |   |
| 【代理人】     |                        |   |
| 【識別番号】    |                        |   |
| 【住所又は居所】  |                        |   |
| 【氏名又は名称】  |                        |   |
| 【申立の内容】   |                        |   |
| 【提出物件の目録】 |                        |   |
| 【物件名】     | 手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面 | 1 |
| 【物件名】     | 代理権を証明する書面             | 1 |

(注意)

- 1 破産手続開始の決定の場合には【受継申立人】の欄には、破産者の識別番号、住所又は居所及び氏名又は名称を記載し、【代表者】の欄に「破産管財人 ○○○○」と記載し、更生手続開始の決定の場合には「更生管財人 ○○○○」と記載します。
- 2 手続を受継する者の権限及び資格を証明する書面は、破産管財人が受継の申立てをするときには「破産管財人であることを証明する書面」のように新追行者の権限又は資格を証明する書面とします。

② 破産者が特許を受ける権利を譲渡する場合

破産者が特許を受ける権利を譲渡する場合には、受継申立ての手続を行うことなく、出願人名義変更届を提出してください。その際に権利の承継を証明する書面は、破産財団の財産の管理処分権限を有する破産管財人が作成した譲渡証書に、破産管財人であることを証明する書面（破産手続開始の決定を行った裁判所の裁判所書記官による証明書又は破産手続開始の決定及び破産管財人の登記のある登記事項証明書）及び印鑑証明書（破産手続開始の決定を行った裁判所の裁判所書記官による証明書が破産管財人の印鑑証明を兼ねている場合はその証明書又は登記官が作成するもの）を添付してください。

なお、印鑑証明書については、代理人（本人による手続については手続者本人）による「破産管財人の実印である旨」の宣誓があれば添付は不要です。ただし、押印された実印に関して合理的な疑義がある場合は、印鑑証明書の提出を求めます。

また、特許を受ける権利の処分に関する裁判所の許可書は不要です。

(2) 更生手続開始の決定があったとき

① 更生会社が引き続き出願人として手続を行う場合

更生手続開始の決定がなされても、更生会社は、法人として引き続き存続することになります。更生手続開始の決定がなされると管財人が選出され、更生会社の財産の管理処分権限は管財人に専属することになり、会社更生法第53条において準用する同法第52条1項の規定により、特許出願に関する手続は中断し、同法第52条2項の規定により、更生管財人による受継申立ての手続が必要になります。なお、手続が中断した場合には委任による代理人の代理権は消滅するため、従前の代理人が受継申立ての手続を代理するときは、更生管財人の代理権を証明する書面を添付しなければなりません。

② 更生会社が特許を受ける権利を譲渡する場合

更生会社が特許を受ける権利を譲渡する場合には、受継申立ての手続を行うことなく、出願人名義変更届を提出してください。その際に権利の承継を証明する書面は、更生会社の財産の管理処分権限を有する更生管財人が作成した譲渡証書に、更生管財人であることを証明する書面（更生手続開始の決定を行った裁判所の裁判所書記官による証明書又は更生手続開始の決定及び管財人の登記のある登記事項証明書）及び印鑑証明書（更生手続開始の決定を行った裁判所の裁判所書記官による証明書が更生管財人の印鑑証明を兼ねている場合はその証明書又は登記官が作成するもの）を添付してください。

なお、印鑑証明書については、代理人（本人による手続については手続者本人）による「更生管財人の実印である旨」の宣誓があれば添付は不要です。ただし、押印された実印

に関して合理的な疑義がある場合は、印鑑証明書の提出を求めます。

また、特許を受ける権利の処分に関する裁判所の許可書は不要です。

### (3) 清算が開始されたとき

#### ① 法人がそのまま出願人として手続を行う場合

法人が会社の解散を決定したときは、会社の清算を行うこととなりますが、清算が終了するまでは法人はそのまま存続することとなります。その場合には清算人又は清算人会が設置され、会社の代表権限は清算人又は代表清算人に移ることとなります。したがって、清算人又は代表清算人を代表者として手続を行ってください。その場合に、清算人又は代表清算人であることを証明する書面は特に求めていません。

#### ② 法人が特許を受ける権利を譲渡する場合

通常の法人が特許を受ける権利を譲渡する場合と同じです。出願人名義変更届に代表権限を持つ清算人又は代表清算人の印がある譲渡証書及び印鑑証明書を添付して手続を行ってください。

なお、印鑑証明書については、代理人（本人による手続については手続者本人）による「清算人又は代表清算人の実印である旨」の宣誓があれば添付は不要です。ただし、押印された実印に関して合理的な疑義がある場合は、印鑑証明書の提出を求めます。

### (注)出願人が外国人の場合

上記（1）から（3）の記載は、破産法や会社更生法の規定が適用される「会社」を前提とした回答ですので、出願人が外国人（外国法人）である場合には、当該国における上記（1）から（3）に記載した書面に準じたものを提出してください。

ただし、破産管財人及び更生管財人であることを証明する書面については、出願人が外国人（外国法人）である場合には、その提出を不要としていますので、ご注意ください。

**問 4－8 清算終了後の名義変更の届出**

共有の特許出願であるが、1社が出願の清算をしないで清算終了をしてしまいました。残った1社が単独の出願人になりたい場合、どのような手続をすればよいですか。

答： 清算した会社の清算終了を解いてもらい、清算中の状態にして持分の譲渡又は放棄による名義変更届を提出することになります。

**問 4－9 名義変更届の証明書**

一般承継の名義変更届に添付すべき登記事項証明書は、認証から3月以上経過したものであっても認められますか。

答： 添付すべき証明書の内容に変更がないのであれば、3月以上前に発行された登記事項証明書などの公的証明書をご提出いただいても構いません。

問4-10 会社が会社分割されました。それに伴って会社が持っている特許を受ける権利を分割承継会社に承継することになりました。その場合の出願人名義変更届について教えてください。（四法共通）

答： 会社分割による特許を受ける権利の承継は、一般承継となりますので、特許法第34条5項の規定により、遅滞なく特許庁長官に承継人が届け出なくてはなりません。その場合の出願人名義変更届は、書類名を「出願人名義変更届（一般承継）」として、権利の承継を証明する書面として、会社分割の登記がある登記事項証明書及び被承継人による承継する権利を特定した証明書を添付しなければなりません。また、会社分割の場合には特許法第11条の代理権の不消滅には該当しませんので、委任による代理人の代理権は書面をもって証明しなければなりません。

#### 承継証明書の記載例

| 承継証明書  |                   |
|--|-------------------|
|  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日       |
| 承継人  |                   |
| 住所（居所）   | 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 |
| 氏名（名称）   | 北海道特許株式会社         |
| 代表者  | 札幌 太郎 殿           |
| 令和〇〇年〇月〇日の弊社分割により下記の発明の特許を受ける権利を貴殿に承継したことに相違ありません。 |                   |
| 記  |                   |
| 1. 特許出願の番号   | 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇     |
| 2. 発明の名称   | 〇〇〇〇の製造方法         |
| 被承継人   |                   |
| 住所（居所）   | 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1  |
| 氏名（名称）   | 東北特許株式会社          |
| 代表者  | 伊達 花子 印           |

事業の一部を承継することで、特許を受ける権利を共有する（被承継人に持分が残る）場合は、以下のように記載します。  
「令和〇〇年〇月〇日の弊社分割により下記の発明の特許を受ける権利の一部を貴殿に承継したことに相違ありません。」

被承継人の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。  
※「実印により証明可能な法人の代表者印」についての詳細は、問4-1「3. 証明書に押印する「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印について」を参照してください。

#### 問4-11 一般承継の手続

外国の子会社Aが他の子会社Bに吸収合併されたので、名義変更届の手続をするのですが、証明書はどのようなものを添付すればよいですか。なお、合併後、存続会社BはB' に名称を変更しています。

答： 添付する証明書については、（1）AがBに吸収合併された事実、（2）BがB' に名称が変更された事実について、公証人による証明が必要となります。ただし、Bが識別番号を付与されていた場合であって、B' への名称変更届を提出しているときは、（1）の事実の公証人による証明のみで構いません。

問5-1 代理人に関する届出書（四法共通）

代理人に関する届出書の記載方法について教えてください。

答： 代理人に関する届出を行う際の留意点を以下のとおりまとめました。

1. 代理人本人が代理人の受任を届け出るとき、出願人が新しい代理人の選任を届け出るとき  
(代理人が増える)

・代理人受任届

代理人本人が代理人の受任を届け出る手続です。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 【書類名】     | 代理人受任届        |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日      |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿       |
| 【事件の表示】   |               |
| 【出願番号】    | 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇 |
| 【手続をした者】  |               |
| 【識別番号】    | 012345678     |
| 【氏名又は名称】  | 東北特許株式会社      |
| 【代表者】     | 東北 太郎         |
| 【受任した代理人】 |               |
| 【識別番号】    | 101234567     |
| 【弁理士】     |               |
| 【氏名又は名称】  | 広島 史郎         |
| 【提出物件の目録】 |               |
| 【物件名】     | 代理権を証明する書面 1  |

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

複数の出願人の共通の代理人として受任したことを届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返し設けて、該当する出願人を記載します。

「代理権を証明する書面（委任状）」が必要です。

1事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、【受任した代理人】の欄を繰り返し設けて記載します。

## ・代理人選任届

出願人（又はその代理人）が、新しい代理人を選任したことを届け出る手続です。

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 【書類名】     | 代理人選任届            |
| 【提出日】     | 令和〇年〇月〇日          |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿           |
| 【事件の表示】   |                   |
| 【出願番号】    | 特願 2000-000000    |
| 【手続をした者】  |                   |
| 【識別番号】    | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 |
| 【氏名又は名称】  | 東北特許株式会社          |
| 【代表者】     | 東北 太郎             |
| 【届出の内容】   |                   |
| 【選任した代理人】 |                   |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 7 |
| 【弁理士】     |                   |
| 【氏名又は名称】  | 広島 史郎             |
| 【代理人】     |                   |
| 【識別番号】    | 1 0 1 2 3 4 5 6 8 |
| 【弁理士】     |                   |
| 【氏名又は名称】  | 大宮 三郎             |
| 【提出物件の目録】 |                   |
| 【物件名】     | 代理人の選任を証明する書面 1   |

「代理権を証明する書面（委任状）」が必要です。

本様式見本は特許の様式となっておりますので  
実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出  
願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示を  
それぞれ「実願」、「意願」、「商願」としま  
す。

複数の出願人の共通の代理人として選任したこ  
とを届け出る場合は、【手続をした者】の欄を  
繰り返し設けて、該当する出願人を記載しま  
す。

1 事件に対し、複数の代理人について届け出る  
ときは、【選任した代理人】の欄を繰り返し設  
けて記載します。

出願人が届け出る場合は、代理人の欄は設ける  
に及びません。

2. 代理人本人が代理人の辞任を届け出るとき、出願人が代理権の消滅を届け出るとき  
(代理人が減る)

・代理人辞任届

代理人本人が代理人の辞任を届け出る手続です。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 【書類名】     | 代理人辞任届        |
| 【提出日】     | 令和○年○月○日      |
| 【あて先】     | 特許庁長官 殿       |
| 【事件の表示】   |               |
| 【出願番号】    | 特願20○○-○○○○○○ |
| 【手続をした者】  |               |
| 【識別番号】    | 012345678     |
| 【氏名又は名称】  | 東北特許株式会社      |
| 【代表者】     | 東北 太郎         |
| 【辞任した代理人】 |               |
| 【識別番号】    | 101234567     |
| 【弁理士】     |               |
| 【氏名又は名称】  | 広島 史郎         |

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

複数の出願人に係る共通の代理人を辞任したことを届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返し設けて、該当する出願人を記載します。

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要です。

1事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、【辞任した代理人】の欄を繰り返し設けて記載します。

## ・代理権消滅届

出願人（又はその代理人）が代理権の消滅を届け出る手続です。

|   |   |
|---|---|
| <p>【書類名】 代理権消滅届</p> <p>【提出日】 令和〇年〇月〇日</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【事件の表示】</p> <p>【出願番号】 特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇</p> <p>【手続をした者】</p> <p>【識別番号】 012345678</p> <p>【氏名又は名称】 東北特許株式会社</p> <p>【代表者】 東北 太郎</p> <p>【届出の内容】</p> <p>【代理権の消滅した代理人】</p> <p>【識別番号】 101234567</p> <p>【弁理士】</p> <p>【氏名又は名称】 広島 史郎</p> <p>【代理人】</p> <p>【識別番号】 101234568</p> <p>【弁理士】</p> <p>【氏名又は名称】 大宮 三郎</p> <p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】 代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面 1</p> | <p>本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。</p>   |
|   | <p>複数の出願人に係る共通の代理人の代理権が消滅したことを届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返し設けて、該当する出願人を記載します。</p>   |
|   | <p>1事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、【代理権の消滅した代理人】の欄を繰り返し設けて記載します。</p>   |
|   | <p>出願人が届け出る場合は、代理人の欄は設けるに及びません。</p>   |
|   | <p>代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面の要否については、出願人による手続か、代理人による手続かによって異なります。</p> <p>① <u>出願人本人による手続の場合</u></p> <p>「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要です。</p> <p>② <u>代理人による手続の場合</u></p> <p>代理人による手続の場合は、「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」が必要です。</p> |

※令和3年4月1日付けの方式審査便覧の改訂により、「代理人解任届」及び「復代理人解任届」は廃止されました。（法令上根拠のある特許法施行規則様式9「代理権消滅届」、「復代理権消滅届」で代替可能であるため。）代理権の消滅に関しては「代理権消滅届」、「復代理権消滅届」を提出してください。

## ①出願人による手続の場合

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要

|               |                |
|---------------|----------------|
| 【書類名】         | 代理権消滅届         |
| 【提出日】         | 令和○年○月○日       |
| 【あて先】         | 特許庁長官 殿        |
| 【事件の表示】       |                |
| 【出願番号】        | 特願 20○○-○○○○○○ |
| 【手続をした者】      |                |
| 【識別番号】        | 012345678      |
| 【氏名又は名称】      | 東北特許株式会社       |
| 【代表者】         | 東北 太郎          |
| 【届出の内容】       |                |
| 【代理権の消滅した代理人】 |                |
| 【識別番号】        | 101234567      |
| 【弁理士】         |                |
| 【氏名又は名称】      | 広島 史郎          |

本様式見本は特許の様式となっておりますので、  
実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

出願人「東北特許株式会社」が代理人「広島史郎」の代理権の消滅を届け出る場合は、「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」の添付は不要です。

## ②代理人による手続の場合

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」が必要

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 【書類名】         | 代理権消滅届                    |
| 【提出日】         | 令和○年○月○日                  |
| 【あて先】         | 特許庁長官 殿                   |
| 【事件の表示】       |                           |
| 【出願番号】        | 特願 20○○-○○○○○○            |
| 【手続をした者】      |                           |
| 【識別番号】        | 012345678                 |
| 【氏名又は名称】      | 東北特許株式会社                  |
| 【代表者】         | 東北 太郎                     |
| 【届出の内容】       |                           |
| 【代理権の消滅した代理人】 |                           |
| 【識別番号】        | 101234567                 |
| 【弁理士】         |                           |
| 【氏名又は名称】      | 広島 史郎                     |
| 【代理人】         |                           |
| 【識別番号】        | 101234568                 |
| 【弁理士】         |                           |
| 【氏名又は名称】      | 大宮 三郎                     |
| 【提出物件の目録】     |                           |
| 【物件名】         | 代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面 1 |

本様式見本は特許の様式となっておりますので、  
実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

出願人「東北特許株式会社」の代理人「大宮三郎」が代理人「広島史郎」の代理権の消滅を届け出る場合は、「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」の添付が必要です。

### 3. 新しい代理人の選任とともに、これまでの代理人の解任を同時に届け出るとき (代理人が入れ替わる)

#### ・代理人変更届

出願人（又はその代理人）が新しい代理人の選任とともに、これまでの代理人の解任を同時に届ける手続です。

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 【書類名】         | 代理人変更届                    |
| 【提出日】         | 令和〇年〇月〇日                  |
| 【あて先】         | 特許庁長官 殿                   |
| 【事件の表示】       |                           |
| 【出願番号】        | 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇             |
| 【手続をした者】      |                           |
| 【識別番号】        | 012345678                 |
| 【氏名又は名称】      | 東北特許株式会社                  |
| 【代表者】         | 東北 太郎                     |
| 【届出の内容】       |                           |
| 【選任した代理人】     |                           |
| 【識別番号】        | 101234568                 |
| 【弁理士】         |                           |
| 【氏名又は名称】      | 大宮 三郎                     |
| 【代理権の消滅した代理人】 |                           |
| 【識別番号】        | 101234567                 |
| 【弁理士】         |                           |
| 【氏名又は名称】      | 広島 史郎                     |
| 【代理人】         |                           |
| 【識別番号】        | 101234569                 |
| 【弁理士】         |                           |
| 【氏名又は名称】      | 大宮 次郎                     |
| 【提出物件の目録】     |                           |
| 【物件名】         | 代理人の選任を証明する書面 1           |
| 【物件名】         | 代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面 1 |

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

複数の出願人に係る共通の代理人の交代を届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返して、該当する出願人を記載します。

1事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、【選任した代理人】及び【代理権の消滅した代理人】の欄を繰り返して記載します。

出願人が届け出る場合は、代理人の欄は設けるに及びません。

出願人が届け出る場合及び代理人が届け出る場合のいずれについても、「代理人の選任を証明する書面（委任状）」が必要です。

オンラインにより「代理人変更届」を提出し、証明書類を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄に記載しません。

代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面の要否については、出願人による手続か、代理人による手続かによって異なります。

① 出願人による手続の場合  
「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要です。

② 代理人による手続の場合  
代理人による手続の場合は、「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」が必要です。

## ①出願人による手続の場合

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 【書類名】         | 代理人変更届            |
| 【提出日】         | 令和〇年〇月〇日          |
| 【あて先】         | 特許庁長官 殿           |
| 【事件の表示】       |                   |
| 【出願番号】        | 特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇    |
| 【手続をした者】      |                   |
| 【識別番号】        | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 |
| 【氏名又は名称】      | 東北特許株式会社          |
| 【代表者】         | 東北 太郎             |
| 【届出の内容】       |                   |
| 【選任した代理人】     |                   |
| 【識別番号】        | 1 0 1 2 3 4 5 6 8 |
| 【弁理士】         |                   |
| 【氏名又は名称】      | 大宮 三郎             |
| 【代理権の消滅した代理人】 |                   |
| 【識別番号】        | 1 0 1 2 3 4 5 6 7 |
| 【弁理士】         |                   |
| 【氏名又は名称】      | 広島 史郎             |
| 【提出物件の目録】     |                   |
| 【物件名】         | 代理人の選任を証明する書面 1   |

本様式見本は特許の様式となっておりますので、  
 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

出願人「東北特許株式会社」が代理人「大宮三郎」の選任と、代理人「広島史郎」の代理権の消滅を同時に届け出る場合は、「代理人の選任を証明する書面」が必要です。  
 ※「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」の添付は不要です。

## ②代理人による手続の場合

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」が必要

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 【書類名】         | 代理人変更届                    |
| 【提出日】         | 令和〇年〇月〇日                  |
| 【あて先】         | 特許庁長官 殿                   |
| 【事件の表示】       |                           |
| 【出願番号】        | 特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇            |
| 【手続をした者】      |                           |
| 【識別番号】        | 0 1 2 3 4 5 6 7 8         |
| 【氏名又は名称】      | 東北特許株式会社                  |
| 【代表者】         | 東北 太郎                     |
| 【届出の内容】       |                           |
| 【選任した代理人】     |                           |
| 【識別番号】        | 1 0 1 2 3 4 5 6 8         |
| 【弁理士】         |                           |
| 【氏名又は名称】      | 大宮 三郎                     |
| 【代理権の消滅した代理人】 |                           |
| 【識別番号】        | 1 0 1 2 3 4 5 6 7         |
| 【弁理士】         |                           |
| 【氏名又は名称】      | 広島 史郎                     |
| 【代理人】         |                           |
| 【識別番号】        | 1 0 1 2 3 4 5 6 9         |
| 【弁理士】         |                           |
| 【氏名又は名称】      | 大宮 次郎                     |
| 【提出物件の目録】     |                           |
| 【物件名】         | 代理人の選任を証明する書面 1           |
| 【物件名】         | 代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面 1 |

本様式見本は特許の様式となっておりますので、  
 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

出願人「東北特許株式会社」の代理人「大宮次郎」が代理人「大宮三郎」の選任と、代理人「広島史郎」の代理権の消滅を届け出る場合は、  
 ①「代理人の選任を証明する書面」  
 ②「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」の添付が必要です。

#### 4. 代理権の内容が変わったので、その代理権を証明する書面（委任状）を提出するとき

##### ・代理権変更届

出願人（又はその代理人）がその代理権の内容の変更を届け出る手続です。

|               |  |
|---------------|--|
| 【書類名】         | 代理権変更届   |
| 【提出日】         | 令和〇年〇月〇日                                       |
| 【あて先】         | 特許庁長官 殿  |
| 【事件の表示】       |  |
| 【出願番号】        | 特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇                                 |
| 【手続をした者】      |  |
| 【識別番号】        | 0 1 2 3 4 5 6 7 8                              |
| 【氏名又は名称】      | 東北特許株式会社                                       |
| 【代表者】         | 東北 太郎  |
| 【届出の内容】       | 下記の代理人に関する代理権は、添付の代理権を証明する書面に記載の内容の通り追加・変更します。 |
| 【代理権を変更した代理人】 |  |
| 【識別番号】        | 1 0 1 2 3 4 5 6 7                              |
| 【弁理士】         |  |
| 【氏名又は名称】      | 広島 史郎  |
| 【代理人】         |  |
| 【識別番号】        | 1 0 1 2 3 4 5 6 8                              |
| 【弁理士】         |  |
| 【氏名又は名称】      | 大宮 三郎  |
| 【提出物件の目録】     |  |
| 【物件名】         | 代理権を証明する書面 1                                   |

本様式見本は特許の様式となっておりますので、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

複数の出願人に係る共通の代理人の代理権の変更を届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返し設けて、該当する出願人を記載します。

1事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、【代理権を変更した代理人】の欄を繰り返し設けて記載します。

出願人が届け出る場合は、代理人の欄は設けるに及びません。

出願人が届け出る場合及び代理人が届け出る場合のいずれについても、「代理権を証明する書面（委任状）」が必要です。

オンラインにより「代理権変更届」を提出し、委任状を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄は記載しません。

## 5. 委任状記載例

以下の記載例を参考に、作成してください。なお、実際に委任状を作成される際には、出願人と代理人の間で取り決めた委任事項を記載してください。

- ・委任状に押印（外国人の場合は署名）は不要です。
- ・委任状は、原本の提出のほか、原本の提出に代えてその写しを提出することも可能です。

### ①代理権を証明する書面・代理人の選任を証明する書面の記載例

例：出願人「東北特許株式会社」が「特許三郎」を代理人として選任したことを証明する場合

|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">委任状</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日</p> <p>私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇（弁理士）特許 三郎を以て代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇に関する一切の件</p> <p style="text-align: center;">住所（居所）宮城県仙台市青葉区本町△△<br/>氏名（名称）東北特許株式会社<br/>代表者 伊達花子</p> | <p>次の事項を代理するためには、特別授権が必要です。委任状に当該事項を委任する旨記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出願の変更</li><li>・出願の放棄、取下げ</li><li>・特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ</li><li>・請求、申請、申立ての取下げ</li><li>・先の出願に基づく優先権主張、取下げ</li><li>・実用新案登録に基づく特許出願</li><li>・出願公開の請求</li><li>・拒絶査定不服審判の請求</li><li>・特許権の放棄</li><li>・復代理人の選任</li></ul> |
|---|---|

本見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。



**問5－2 出願係属中の委任状の提出**

出願時に願書に添付して代理権を証明する書面を提出しなかった場合、出願時以降に提出するにはどのような手続をしたらよいですか。

答： 未確定の状態にある代理権の範囲を確定させる意味で代理権の変更に当たると解されるため、「代理権変更届」（特施規様式第9備考3参照）により提出してください。

### 問5-3 出願の代理人以外の者の手続

中間手続（審査請求、補正等）を出願の代理人でない者が行った際、委任状を添付しなかったため、代理権を証明する書面を求める補正指令がありました。これに応答して、手続補正書により委任状を提出しました。事後、その代理人が手続を行う場合、再度委任状を提出しなければなりませんか。

答： 新たな代理人が委任状を添付して中間手続を行った場合であっても、特許法施行規則第9条の2に規定する代理人の選任の届出をすることなく、当該代理人が手続を行うときは、その都度、書面をもってその代理権を証明しなければなりません（特施規4条の3第3項）。

当該代理人が、引き続き事後の手続をするのであれば、別途代理人選任届又は代理人受任届を提出してください。なお、代理人選任届や代理人受任届に添付すべき委任状は、先の手続で提出した委任状の内容が特定の間接手続にのみ限定したものでなく、内容に変更がない場合には援用することができます（特施規10条）。

#### 問5-4 復代理人の選任について

共同出願人全員の代理人になっていますが、そのうちの1人の出願人からしか復代理人選任の特別授権をもらっていないときに、共同出願人全員の復代理人を選任することはできますか。また、1人の出願人の復代理人に選任した場合、以後の手続はできますか。

答： 共同出願人全員の復代理人を届け出るときは、出願人全員についての復代理人選任に関する特別授権の代理権を証明する書面の提出が必要となります（特9条、特施規4条の3第1項）。

なお、復代理人選任の特別授権のある出願人だけの復代理人になることはできますし、また、共同で手続をしなければならぬ手続以外は、その出願人の復代理人として手続することはできます。

#### 問5-5 復代理人の代理権の存否

出願人から復任権のある委任状をもらっている代理人が復代理人を選任した場合で、その後代理人が辞任し又は解任されたとき、辞任し又は解任された後も引き続き、復代理人は手続きできるでしょうか。

答： ご質問のような場合には、復代理人の代理権は当然には消滅しないものと解されますので、引き続き復代理人として手続きすることができます。なお、代理人の辞任や解任に伴い、復代理人の代理権も消滅させたい場合は、その旨の届出（復代理権消滅届等）を提出してください。

**問5-6 代理人の順位変更と書類の送付先**

代理人（復代理人）の順位変更はできますか。その場合、特許庁からの審査結果等の書類の宛先はどのようになりますか。

答： 上申書を提出することで、受任済みの代理人の中で筆頭代理人の順位を変更することができます。また、代理人を追加で選任又は受任する場合、当該選任又は受任した代理人が筆頭代理人となりますが、代理人選任届又は代理人受任届の【その他】欄に、筆頭代理人の順位に変更がない旨を記載することで、当該新たな代理人を筆頭としないこともできます。また、復代理人についても代理人と同様にそれらの者の順位を変更、指定することができます。

特許庁からの審査結果等の書類は、①筆頭出願人の筆頭復代理人、①がない場合は②筆頭出願人の筆頭代理人、①②がない場合は③筆頭出願人に送付されます。



**問5－7 代理人辞任届の多件一通方式**

代理人辞任届を複数件まとめて（多件一通により）提出したいのですが、【事件の表示】の欄に出願番号を記載する場合、どのように記載したらよいですか。

答： 【事件の表示】の欄には「別紙のとおり」と記載し、別紙に該当する出願番号を記載して届出書に添付してください。

なお、この手続をする場合は、オンライン手続ができませんので書面により行ってください。また、電子化手数料が1件ごとに必要となりますのでご承知ください。

#### 問 5－8 優先権証明請求の代理権

優先権証明請求を出願人代理人以外の代理人が請求するときは、代理権を証明する書面が必要ですか。なお、出願は公開されていません。また、必要である場合、包括委任状は援用できますか。

答： 出願が未公開の案件で出願人代理人以外の代理人が請求する場合は、代理権を証明する書面（個別委任状）が必要です。なお、委任事項として、優先権証明請求に関する件等の記載があることが必要です。

包括委任状については、特許法施行規則第9条の3第1項の規定により援用することができません。

**問5－9 在外者の代理権の証明（四法共通）**

特許法第8条では、在外者の特許管理人は、委任状がなくても出願の取下げ等の不利益行為について手続できるとされていますが、実際の取扱いはどうなのでしょう。

答： 特許法第8条2項ただし書で代理権の範囲が制限できることとなっていますが、委任状の提出がない場合はその確認ができないため、出願人の保護の観点から特許法施行規則第4条の3第4項の規定に基づきその代理権の証明を求めることとしています。

**問 5 - 1 0 出願公開請求の代理権の証明 (特)**

出願公開請求を代理人により手続する場合、委任状は必要となりますか。包括委任状を援用するとき、委任事項として公開請求について記載されていなければならないでしょうか。

答： 出願公開請求の代理権は、特許法第 9 条に規定されているとおり、特別授権とされていますので、当該手続を代理人が行う場合は委任状が必要です。そして、委任事項として出願番号を特定した出願公開請求に関する記載がなければなりません。また、包括委任状を援用する場合でも、委任事項として、出願公開請求に関する記載がなければなりません。

**問5-11 審査官との面接等のための代理権の証明（特）**

出願の代理人でなければ審査官と面接することができないのでしょうか。

答： 審査官との面接等は、代理人又は復代理人でなければできませんが、出願の代理人又は復代理人として選任されている必要はありません（代理人選任届又は復代理人選任届（代理人受任届又は復代理人受任届）の提出は必須ではありません。）

したがって、審査官との面接等のみ行うのであれば、面接の都度、出願番号の記載のある委任状（※注）を持参すれば足够了。また、既に特許庁に包括委任状が提出されている場合には、包括委任状を援用する旨を事前に審査官に連絡し、面接時に包括委任状番号を審査官に伝えてください（審査官との面接についての詳細は「調整課面接審査管理専門官（内線3114）」までお問い合わせください。）。

なお、面接等に際し新たに代理人又は復代理人を選任する場合には、別途代理人選任届等の提出が必要です。その際には、「特許出願に関する手続」についての委任が必要ですので、「審査官との面接等に関する」委任のみの委任状は使用できません。

※注……復代理人の方は、復代理人としての委任状①に加えて、当該復代理人を選任した代理人が復任権（復代理人を選任する権利）を有することを示す委任状②の提出も必要となります。ただし、②の委任状は、既に包括委任状が提出されている場合は不要ですので、①の委任状に包括委任状番号を記載したものを提出してください。

#### 問6-1 電子化手数料について（四法共通）

電子化手数料とは何の手続に対する手数料ですか。

電子化手数料を支払わなかった場合は、どうなるのですか。

答： 電子化手数料とは、「指定特定手続」とされている手続（特許出願、出願審査請求、手続補正等「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則」第10条に規定する手続のうち同規則第30条で指定する手続）を「書面」で提出した場合、その書面を電子化するための手数料です。料金は、「1件につき2,400円+1ページにつき800円」です（令和7年4月1日現在）。

（注）当庁では出願及びその後の手続をオンラインで受け付けています。原則、オンライン手続が可能な手続を「特定手続」として定めています。

電子化手数料の納付は、特許庁長官が登録する登録情報処理機関「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」から送付される「払込用紙」により行います。

納付されない場合は、手続補正指令の対象となります。この手続補正指令に従い電子化手数料を納付しないときは、この対象となった手続は却下処分になりますのでご注意ください。

なお、手続補正指令に従い電子化手数料を納付するときは、「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」から送付される「払込用紙」により行っていただくこととなりますが、紛失等により「払込用紙」が手元にない場合は、「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」（TEL03-6380-8485）に直接連絡の上、払込用紙の再送付を依頼してください。

## 問6-2 国と国以外の者の共有に係る出願（四法共通）

国と国以外の者の共有に係る出願の手数料等について教えてください。

答： 国（国とみなされる者を含む。この間において同じ。）以外の共有者の持分の割合に応じた手数料を払っていただきます（10円未満の端数は切り捨てます。）。その際には、手続書面に【持分の割合】の欄を設けて、国以外の者の持分の割合を記載するとともに持分を証明する書面の提出（※）が必要となります。ただし、既に持分を証明する書面を提出している場合において、その事項に変更がないときは、その旨を申し出て提出を省略することができます。

※特許関係の手続については、持分を証明する書面の提出を省略することができます（特許法施行規則第27条第3項ただし書、同条第4項ただし書）。

### （参考）

1. 次の手続の手数料並びに特許料及び若しくは登録料が対象となります。

#### ◆特許関係

- ① 特許出願
- ② 外国語書面出願
- ③ 先願参照出願の明細書及び必要な図面の提出
- ④ 国内書面の提出（特184条の5）
- ⑤ 検査の申し出（特184条の20）
- ⑥ 特許権の存続期間の延長登録の出願
- ⑦ 期間延長の請求（手数料令1条2項表7号）
- ⑧ 期間延長の請求（手数料令1条2項表8号）
- ⑨ 出願審査の請求  
※自己の出願に対するものに限る。
- ⑩ 誤訳訂正書の提出（明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）
- ⑪ 拒絶査定不服審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑫ 特許の無効の審判の規定による審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑬ 訂正審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑭ 確定した取消決定（異議申立）に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑮ 特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定に係る審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑯ 特許権の存続期間の延長登録の無効に係る審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑰ 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求
- ⑱ 特許料の納付

#### ◆実用新案関係

- ① 実用新案登録出願
- ② 国内書面の提出（実 48 条の 5）
- ③ 検査の申し出（実 48 条の 16）
- ④ 期間延長の請求（手数料令 2 条 2 項表 4 号）
- ⑤ 実用新案技術評価の請求  
※自己の権利・出願に係るものに限る。
- ⑥ 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正
- ⑦ 実用新案登録の無効の審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑧ 実用新案登録料の納付

◆意匠関係

- ① 意匠登録出願
- ② 拒絶査定不服審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ③ 補正の却下の決定に対する審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ④ 意匠登録の無効の審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑤ 意匠登録料の納付

◆商標関係

- ① 商標登録出願
- ② 防護標章登録出願・防護標章登録の更新登録出願・重複登録商標の更新登録出願
- ③ 期間延長の請求（手数料令 4 条 2 項表 3 号）
- ④ 商標権の分割の申請請求
- ⑤ 拒絶査定不服審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑥ 補正の却下の決定に対する審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑦ 商標登録（防護標章登録を含む。）の無効の審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑧ 確定した取消決定（異議申立）に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑨ 商標登録の取消しの審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑩ 商標登録料の納付・防護標章更新登録料の納付・重複登録商標の更新登録料の納付
- ⑪ 商標権存続期間の更新登録の申請

## 2. 提出書類の表示方法と証明書について

- ① 手続書面に、【持分の割合】欄を設け「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載します。
- ② 持分を証明する書面（持分契約書、持分記載のある譲渡証書等）を提出する場合は、書面又は電子特殊申請で行ってください。

オンラインで出願や名義変更届等の手続を行った場合には、書面又は電子特殊申請によって「手続補足書」に持分を証明する書面を添付して提出します。

なお、証明書が当該事件に対して既に特許庁に提出されており、その内容に変更がないときは、その旨を申し出て提出を省略することができます。

3. 国と国以外の者の共有に係る出願について、持分の割合の記載及び証明書の添付がなく、出願時に手数料100%を納付した後に、自発補正により、国以外のすべての者の持分の割合を補正（手続書面への記載と持分を証明する書面の提出）することもできます。

ただし、この補正は、過誤納による返還請求について特許法第195条12項により納付した日から1年以内と規定していることから、出願から1年以内（出願係属中に限る。）に限られます。

4. 国と国以外の者の共有に係る出願について、出願審査請求書を国単独で手続した場合には、特許法第195条4項が適用され、審査請求料は無料となります（実用新案技術評価の請求も同様）。

なお、審査請求後に補正により請求項を増加する場合は、当該手続補正書を国単独で手続した場合であっても、手続補正書提出時の国以外のすべての出願人の持分の割合により手数料を納付します。

また、審判請求後に請求項を増加する補正をする場合の審判請求料及び審査請求料、並びに商標の区分の数の増加を伴う補正をする場合の出願手数料及び審判請求料についても手続補正書提出時の国等以外のすべての出願人の持分の割合により手数料を納付します。

### 問6-3 審査請求料減免措置の後日申請（特）

出願審査請求書を提出し、正規の手数料の納付が済んだ後で、減免（軽減）を受けられることがわかったのですが、減免（軽減）申請をすることができますか。

答： 審査請求料の減免（軽減）申請は、出願審査請求書の提出と同時にすべきものであり、後日の減免の申請は認められません（特許法施行規則第73条2項）。

ただし、平成31年3月31日以前にした出願審査の請求は改正前の特許法等が適用されるため、出願の補正により増加した請求項に係る正規の手数料を納付した手続補正書の提出後で審査請求料の減免（軽減）を受けられることができると判明した場合には、審査請求料の納付日（手続補正書の提出日）から1年以内（当該特許出願が特許庁に係属している場合に限る。）に、当該手続補正書に【その他】の欄を追加する手続補正書と、審査請求料減免（軽減）申請書を提出することにより、審査請求料の減免（軽減）が認められます。

軽減申請の手続を経済産業局等に行う場合には、審査請求料軽減申請書を経済産業局等に提出し、特許庁に上記手続補正書を提出することになります。

また、減免（軽減）申請に伴って提出が必要となる証明書は、本来、申請書が出願審査請求書の提出と同時に行うべきものであることから、原則、審査請求料の納付日（当該手続補正書の提出日）時点の証明書が申請書に添付されるべきものとします。

減免（軽減）が認められる場合には、納付された審査請求料についての過納分の返還を請求することができます。予納による納付であった場合は、減免（軽減）が認められたときに予納台帳に加算することにより自動的に返納されますが、その他の納付方法の場合には既納手数料返還請求書の提出が必要になります。（問6-4参照）

#### 問6-4 過誤納等の手数料返還（四法共通）

特許印紙、現金納付、口座振替又は指定立替納付で手数料を納付した場合で、

① 受理された書類で過誤納であることが分かりました。

② 提出した書類が、不適法な手続の却下処分（特許法第18条の2第1項本文）又は行政指導の通知（受理しない旨の通知）を受けました。

③ 特許出願（商標登録出願）で出願日が認定されず、出願却下処分を受けました。

どうすれば手数料を返還していただけますか。

答： 納付した日から1年以内（納付した日から6月以上経って不適法な手続についての却下処分、出願却下処分（特許法第38条の2第8項、商標法第5条の2第5項）又は受理しない旨の通知がされた場合は、却下処分の謄本の送達又は受理しない旨の通知があった日から6月以内）に手数料の返還の請求をしてください（返還請求をする者がその責めに帰することができない理由によりこの期間内に返還請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、かつ、この期間の経過後6月以内に返還の請求をしてください。）。

手数料の返還の請求は「既納手数料返還請求書」（特許法施行規則様式第75）を提出して行います。

既納手数料返還請求書の様式見本

|            |               |
|------------|---------------|
| 【書類名】      | 既納手数料返還請求書    |
| (【提出日】     | 令和 年 月 日)     |
| 【あて先】      | 特許庁長官 殿       |
| 【事件の表示】    |               |
| 【出願番号】     | 特願○○○○－○○○○○○ |
| 【返還請求人】    |               |
| 【識別番号】     |               |
| 【住所又は居所】   |               |
| 【氏名又は名称】   |               |
| 【代表者】      |               |
| 【代理人】      |               |
| 【識別番号】     |               |
| 【住所又は居所】   |               |
| 【氏名又は名称】   |               |
| 【返還請求対象書類】 |               |
| 【書類名】      |               |
| 【提出日】      |               |
| 【納付済金額】    |               |
| 【適正納付金額】   |               |
| 【返還請求金額】   |               |
| 【返還金振込先】   |               |
| 【金融機関名】    |               |
| 【口座種別】     |               |
| 【口座番号】     |               |
| 【フリガナ】     |               |
| 【口座名義人】    |               |
| 【提出物件の目録】  |               |
| 【物件名】      |               |

(注意)

- 1 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載します。
- 2 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、特許願、出願審査請求書、手続補正書、出願人名義変更届、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載します。

- 3 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の額を「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで記載します。
- 4 「【適正納付金額】」の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料の額を記載します。なお、不適法な手続の却下処分（特許法第18条の2）又は行政指導の通知（受理しない旨の通知）に係る場合には「【適正納付金額】」の欄は設けるには及びません。
- 5 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料の額を記載します。
- 6 「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載します。「【金融機関名】」には「〇〇銀行（金庫）〇〇支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「〇〇〇〇〇〇〇〇」のように口座の番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載します。指定立替納付者による納付においては、【金融機関名】、【口座種別】、【フリガナ】、【口座名義人】及び【口座番号】の欄には「-」のようにハイフンをそれぞれ記載します。

### 問6-5 証明書返還請求（四法共通）

既に特許庁に提出してある譲渡証書や委任状等の証明書の返還について教えてください。

答： 証明書の返還請求は、不備のある証明書を提出したときに、不適法な手続の却下、補正指令、却下理由通知や行政指導の通知（受理しない旨の通知）を受けた際、その不備のある証明書の返還を受け、当該証明書の訂正等を行うことにより再提出を簡便にし、手続者の便宜に資するのが適切であることから、以下の証明書返還請求書の提出により行っているものです。

したがって、不備のない証明書については返還することはできません。

また、電子特殊申請によって提出された証明書についても返還することはできません。

書式（A4サイズ）

|                  |  |
|------------------|--|
| <b>証明書返還請求書</b>  |  |
| （令和〇〇年〇月〇日）      |  |
| 特許庁長官 殿          |  |
| 1. 事件の表示         |  |
| 2. 返還請求人（手続をした者） |  |
| 識別番号             |  |
| 住所（居所）           |  |
| 氏名（名称）           |  |
| （代表者）            |  |
| （電話番号）           |  |
| 3. 返還対象証明書       |  |
| 書類名              |  |
| 証明書名             |  |
| 提出日              |  |

（注意）

- 「返還請求人（手続をした者）」の欄には、返還を受けようとする証明書の提出に係る手続書類の手続をした者を記載します。手続をした者が代理人の場合、返還請求人の欄には代理人本人（出願人の代理人としてではなく）を返還請求人として記載します。
- 「返還対象証明書」の「書類名」には、「手続補正書」、「代理人選任届」、「出願人名義変更届」のように返還を受けようとする証明書の提出に係る手続書類の書類名を、「証明書名」には「委任状」、「譲渡証書」（複数提出があるときは「〇〇のもの」のように特定する）のように返還を受けようとする証明書名を記載します。

## 問6-6 世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求（特・実）

アクセスコード付与請求の手続について留意点を教えてください。

答： 日本の特許出願又は実用新案登録出願に係る書類を、デジタルアクセスサービス（DAS）に登録し、日本国特許庁から世界知的所有権機関を通じて外国の特許庁に提出することを希望する場合は、提供を希望する出願書類の出願時又はそれ以降に、出願事件ごとに世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書（以下「アクセスコード付与請求書」という。）を特許庁長官に提出してください。

アクセスコードは日本の特許出願又は実用新案登録出願ごとに付与されることとなりますので、当該出願をもとに複数の国（第二国）へ出願する場合は、同一国で複数の出願とする場合であっても一つのアクセスコードの付与を請求すれば足りることとなります。

なお、アクセスコード付与を請求したい出願が共同出願である場合、アクセスコード付与請求書に記載する【手続をした者】は出願人全員を記載する必要はありません。

また、すでに出願の代理人となっている者がアクセスコード付与請求書を提出する場合には委任状の提出は不要ですが、新たな代理人が手続する場合には個別委任状の添付が必要となります（包括委任状の援用は認められません。）。この場合の委任状には、「特願○○○○-○○○○○○のアクセスコード付与請求に関する手続について的一切の件」と記載していただきますようお願いします。また、アクセスコード付与請求に関連し、委任状の提出が必要な場合は、書面で提出するようお願いします。

※ なお、特許出願については、経済安全保障推進法第70条第1項の規定による通知若しくは特許出願の日から3月以内に同法第66条第3項に定める通知がない場合、同法第77条第2項の規定による通知を受けた場合又は特許出願の日から3月又は当該期間が経過する前若しくは同法第67条第1項に規定する保全審査中に放棄、取下げ若しくは却下された場合に、当該出願に係るアクセスコードが記載された通知書が送付されるため、改めてアクセスコード付与請求を行う必要はありません。

また、実用新案登録出願については、保全審査の対象ではありませんが、同法第82条第5項の規定との関係上、実用新案登録出願に保全対象発明が記載されていないことが確認され次第随時、特許庁からアクセスコードが記載された通知書が送付されるため、改めてアクセスコード付与請求を行う必要はありません。

**問6-7 色彩写真（カラー写真）の提出について（特・実）**

色彩写真（カラー写真）を提出したい場合は、どのように提出すればいいですか。

答： 色彩写真（カラー写真）については、色彩写真が審査の参考に資する場合に、参考資料等として提出することができます。その場合は物件提出書（特許法施行規則様式第22）により提出してください。その際の【提出する物件】の欄には「カラー写真（図○）」と記載してください。

（注）「（図○）」には、カラー写真を提出する図面の図番号を記載してください。

なお、願書に添付する図面の描き方は、「原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない」（特許法施行規則様式第30備考4）とされているため、カラー図面を提出することはできません。

#### 問6-8 特許出願における拒絶理由通知の応答期間（特）

(1) 国内居住者と在外者の共同特許出願の場合、拒絶理由通知の期間延長は何ヶ月認められますか。

(2) 3月30日に拒絶理由通知を発送された在外者が2ヶ月の期間延長をした場合、満了日はいつになりますか。また、更に1カ月の期間延長をした場合、満了日はいつになりますか。

(3) 拒絶理由通知後に国内居住者から在外者へ特許を受ける権利を承継する旨の出願人名義変更届を提出するとき、当該出願人名義変更届出の提出時期が、①拒絶理由通知書の当初の応答期間（60日間）中の場合、②拒絶理由通知書の応答期間中に既に国内居住者として2ヶ月の期間延長請求をしており当該延長期間中の場合、それぞれの応答期間中に提出した名義変更後の期間延長請求書はどのように取り扱われるのでしょうか。

答：

(1) 国内居住者と在外者の共同出願の場合、1通で2ヶ月の延長、2通目の請求で更に1ヶ月の延長が認められます。1通目の請求と2通目の請求を同時にすることもできます。

(2) 手続のできる期間として本来の期間と延長期間とは一体をなすものの、本来の期間と延長期間は別のものであるため、本来の期間と延長期間のそれぞれについて特許法第3条第1項の規定により計算を行ったうえで全期間を定め、手続のできる一つの期間として扱います。したがって、3月30日に拒絶理由通知の発送があった場合、本来の期間は初日不算入により3月31日から起算して3月である6月30日で満了し、延長期間は翌日の午前零時から始まり初日を算入するため、その満了日は7月1日から起算して2月である8月31日となります。また、更に1ヶ月の期間延長をした場合、延長期間は翌日の午前零時から始まり初日を算入するため、その満了日は9月1日から起算して1月である9月30日となります。なお、9月30日が閉庁日に当たるときには、翌開庁日が期間の末日となります（特3条2項）。

(3) ①出願人名義変更届提出前に発送された拒絶理由通知で当初指定された指定期間内に、その後在外者となった出願人が指定期間の延長を請求するときは、延長を請求する者は在外者となりますので、1通目で2ヶ月、2通目で更に1ヶ月の延長が認められます。また、②国内居住者として既に2ヶ月の期間延長請求を行っている場合であっても同様に、延長を請求する者は在外者となりますので、2通目で更に1ヶ月の延長が認められます。

なお、拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知（前置審査中のものを含む。）及び特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶理由通知の応答期間については、(1)、(3)①及び②のいずれの場合においても、合理的な理由があるときは、期間延長請求書1通で1ヶ月の延長が認められ、最大で3通提出することができます。

**問 6－9 出願取下書の撤回**

特許出願について、出願取下げをしたのですが撤回できますか。

答： 出願の取下げについては、提出された出願取下書において方式上の欠陥がない限り、受付した日からその効果が発生しますので、撤回することはできません。

# 参 考 资 料



## I 様式一覧

[特許法施行規則]

| 様式    | 手続書類名   | 手続・媒体 | 規則                               |
|-------|---|-------|----------------------------------|
| 第2    | 期間延長請求書   | 書面・OL | 第4条の2                            |
| 第3    | 期間延長（期日変更）請求書   | 書面    | 第4条の2                            |
| 第4    | 代表者選定届  | 書面    | 第8条                              |
| 第5    | 代表者選定届  | 書面    | 第8条                              |
| 第6    | 氏名（名称）変更届   | 書面    | 第9条                              |
| 第7    | 住所（居所）変更届   | 書面    | 第9条                              |
| 第9    | 代理人選任届  | 書面・OL | 第9条の2                            |
| 第10   | 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅、復代理人選任、復代理人変更、復代理権変更、復代理権消滅）届 | 書面    | 第9条の2                            |
| 第11   | 代理人受任届  | 書面・OL | 第9条の2                            |
| 第12   | 代理人受任（復代理人受任）届  | 書面    | 第9条の2                            |
| 第12の2 | 包括委任状援用制限届  | 書面    | 第9条の3                            |
| 第13   | 手続補正書   | 書面・OL | 第11条                             |
| 第14   | 手続補正書   | 書面    | 第11条                             |
| 第15   | 手数料補正書  | 書面    | 第11条                             |
| 第15の2 | 誤訳訂正書   | 書面・OL | 第11条の2                           |
| 第15の4 | 弁明書   | 書面・OL | 第11条の4                           |
| 第15の5 | 弁明書   | 書面    | 第11条の4                           |
| 第16   | 受継申立書   | 書面    | 第11条の5                           |
| 第17   | 受継申立書   | 書面    | 第11条の5                           |
| 第18   | 出願人名義変更届  | 書面・OL | 第12条                             |
| 第20   | 刊行物等提出書   | 書面・OL | 第13条の2, 第13条の3                   |
| 第22   | 物件提出書   | 書面    | 第14条, 第27条の5, 第27条の10, 第38条の13の2 |
| 第23   | 物件提出書   | 書面    | 第14条, 第27条の11                    |
| 第26   | 特許願   | 書面・OL | 第23条                             |
| 第26の2 | 特許願（外国語書面出願）  | 書面・OL | 第23条                             |
| 第27   | 特許願（分割）   | 書面・OL | 第23条                             |
| 第28   | 特許願（変更）   | 書面・OL | 第23条                             |
| 第28の2 | 特許願（実用新案登録に基づく特許出願）                                   | 書面・OL | 第23条                             |
| 第29   | 明細書   | 書面・OL | 第24条                             |
| 第29の2 | 特許請求の範囲   | 書面・OL | 第24条の4                           |

| 様式      | 手続書類名                    | 手続・媒体  | 規則                               |
|---------|--------------------------|--------|----------------------------------|
| 第30     | 図面                       | 書面・O L | 第25条                             |
| 第31     | 要約書                      | 書面・O L | 第25条の3                           |
| 第31の2   | 外国語明細書                   | 書面・O L | 第25条の5                           |
| 第31の2の2 | 外国語特許請求の範囲               | 書面・O L | 第25条の5                           |
| 第31の3   | 外国語図面                    | 書面・O L | 第25条の5                           |
| 第31の4   | 外国語要約書                   | 書面・O L | 第25条の6                           |
| 第31の5   | 翻訳文提出書                   | 書面・O L | 第25条の7                           |
| 第31の6   | 明細書（翻訳文）                 | 書面・O L | 第25条の7                           |
| 第31の6の2 | 特許請求の範囲（翻訳文）             | 書面・O L | 第25条の7                           |
| 第31の7   | 図面（翻訳文）                  | 書面・O L | 第25条の7                           |
| 第31の8   | 要約書（翻訳文）                 | 書面・O L | 第25条の7                           |
| 第31の9   | 回復理由書                    | 書面・O L | 第25条の7, 第31条の2, 第38条の2, 第38条の6の2 |
| 第32     | 信託事項変更届                  | 書面     | 第26条                             |
| 第32の2   | 信託による特許を受ける権利についての変更届    | 書面     | 第26条                             |
| 第33     | 受託番号変更届                  | 書面     | 第27条の2                           |
| 第34     | 新規性の喪失の例外証明書提出書          | 書面     | 第27条の3の2                         |
| 第36     | 優先権証明書提出書                | 書面     | 第27条の3の3                         |
| 第36の2   | 優先権主張書                   | 書面     | 第27条の4                           |
| 第36の3   | 回復理由書                    | 書面・O L | 第27条の4の2, 第38条の14                |
| 第37     | 手続補完書                    | 書面     | 第27条の8                           |
| 第37の2   | 明細書等提出書                  | 書面     | 第27条の10                          |
| 第37の3   | 明細書等補完書                  | 書面     | 第27条の11                          |
| 第37の4   | 意見書（第27条の11第4項の規定による意見書） | 書面     | 第27条の11                          |
| 第37の5   | 明細書等補完書取下書               | 書面     | 第27条の11                          |
| 第38     | 出願放棄書                    | 書面・O L | 第28条の2                           |
| 第40     | 出願取下書                    | 書面・O L | 第28条の3                           |
| 第42     | 先の出願に基づく優先権主張取下書         | 書面・O L | 第28条の4                           |
| 第44     | 出願審査請求書                  | 書面・O L | 第31条の2                           |
| 第46     | 優先審査に関する事情説明書            | 書面・O L | 第31条の3                           |
| 第48     | 意見書                      | 書面・O L | 第32条                             |
| 第50     | 出願公開請求書                  | 書面・O L | 第38条                             |
| 第51     | 翻訳文                      | 書面・O L | 第38条の2                           |
| 第51の2   | 明細書                      | 書面・O L | 第38条の2                           |
| 第51の2の2 | 特許請求の範囲                  | 書面・O L | 第38条の2                           |

| 様式    | 手続書類名                       | 手続・媒体 | 規則                            |
|-------|-----------------------------|-------|-------------------------------|
| 第51の3 | 図面                          | 書面・〇L | 第38条の2                        |
| 第51の4 | 要約書                         | 書面・〇L | 第38条の2                        |
| 第52   | 特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書         | 書面・〇L | 第38条の2                        |
| 第52の2 | 意見書                         | 書面    | 第38条の2の2, 第38条の2の3, 第38条の14の2 |
| 第52の3 | 特許協力条約に基づく規則82の3.1による請求書    | 書面    | 第38条の2の2                      |
| 第53   | 国内書面                        | 書面・〇L | 第38条の4                        |
| 第54   | 特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書         | 書面・〇L | 第38条の6                        |
| 第54の2 | 新規性喪失の例外適用申請書               | 書面・〇L | 第38条の6の4                      |
| 第55   | 特許協力条約第25条の規定による検査の申出書      | 書面    | 第38条の8                        |
| 第55の2 | 特許法第67条第2項の延長登録願            | 書面    | 第38条の14の3                     |
| 第56   | 特許法第67条第4項の延長登録願            | 書面    | 第38条の15                       |
| 第56の2 | 特許法第67条の6第1項の規定による書面        | 書面    | 第38条の16の2                     |
| 第57   | 判定請求書                       | 書面    | 第39条                          |
| 第58   | 裁定請求書                       | 書面    | 第42条                          |
| 第59   | 裁定請求書（特許法第92条第4項の規定による裁定請求） | 書面    | 第42条                          |
| 第60   | 裁定取消請求書                     | 書面    | 第43条                          |
| 第60の2 | 営業秘密に関する申出書                 | 書面    | 第44条の2                        |
| 第61   | 裁定事件答弁書                     | 書面    | 第44条                          |
| 第61の2 | 特許異議申立書                     | 書面    | 第45条の2                        |
| 第61の3 | 意見書                         | 書面    | 第45条の3                        |
| 第61の4 | 訂正請求書                       | 書面    | 第45条の3                        |
| 第61の5 | 意見書                         | 書面    | 第45条の3                        |
| 第61の6 | 審判請求書                       | 書面・〇L | 第46条                          |
| 第62   | 審判請求書                       | 書面    | 第46条, 第46条の2                  |
| 第63   | 審判事件答弁書                     | 書面    | 第47条, 第47条の2                  |
| 第63の2 | 訂正請求書                       | 書面    | 第46条の2, 第47条                  |
| 第63の3 | 意見書                         | 書面    | 第47条                          |
| 第63の4 | 審判事件弁駁書                     | 書面    | 第47条の3                        |
| 第63の5 | 同意回答書                       | 書面    | 第47条の4                        |
| 第63の6 | 訂正請求申立書                     | 書面    | 第47条の6                        |
| 第64   | 除斥（忌避）申立書                   | 書面    | 第48条の2                        |
| 第64の2 | 審理の方式の申立書                   | 書面    | 第48条の3                        |
| 第64の3 | 口頭審理申立書                     | 書面・〇L | 第48条の3                        |
| 第65   | 参加申請書                       | 書面    | 第49条                          |

| 様式      | 手続書類名          | 手続・媒体 | 規則       |
|---------|----------------|-------|----------|
| 第65の2   | 証拠説明書          | 書面・〇L | 第50条     |
| 第65の3   | 証拠説明書          | 書面    | 第50条     |
| 第65の4   | 請求取下書          | 書面・〇L | 第50条の2   |
| 第65の5   | 請求取下書          | 書面    | 第50条の2   |
| 第65の5の2 | 訂正請求取下書        | 書面    | 第50条の2の2 |
| 第65の6   | 審理再開申立書        | 書面・〇L | 第50条の3   |
| 第65の7   | 審理再開申立書        | 書面    | 第50条の3   |
| 第65の8   | 営業秘密に関する申出書    | 書面    | 第50条の14  |
| 第65の9   | 口頭審理陳述要領書      | 書面・〇L | 第51条     |
| 第65の10  | 口頭審理陳述要領書      | 書面    | 第51条     |
| 第65の11  | 証拠申出書          | 書面・〇L | 第57条の3   |
| 第65の12  | 証拠申出書          | 書面    | 第57条の3   |
| 第65の13  | 証人尋問申出書        | 書面・〇L | 第58条     |
| 第65の14  | 証人尋問申出書        | 書面    | 第58条     |
| 第65の15  | 尋問事項書          | 書面・〇L | 第58条の2   |
| 第65の16  | 尋問事項書          | 書面    | 第58条の2   |
| 第65の17  | 回答希望事項記載書面     | 書面・〇L | 第58条の17  |
| 第65の18  | 回答希望事項記載書面     | 書面    | 第58条の17  |
| 第65の19  | 鑑定申出書          | 書面・〇L | 第60条     |
| 第65の20  | 鑑定申出書          | 書面    | 第60条     |
| 第65の21  | 鑑定事項書          | 書面・〇L | 第60条     |
| 第65の22  | 鑑定事項書          | 書面    | 第60条     |
| 第65の23  | 録音テープ等の内容説明書   | 書面・〇L | 第61条の11  |
| 第65の24  | 録音テープ等の内容説明書   | 書面    | 第61条の11  |
| 第65の25  | 検証申出書          | 書面・〇L | 第62条     |
| 第65の26  | 検証申出書          | 書面    | 第62条     |
| 第66     | 証拠保全申立書        | 書面    | 第64条     |
| 第69     | 特許料納付書(設定)     | 書面    | 第69条     |
| 第70     | 特許料納付書(年金)     | 書面    | 第69条     |
| 第70の2   | 回復理由書          | 書面    | 第69条の2   |
| 第71     | 特許料減免申請書       | 書面    | 第72条     |
| 第72     | 審査請求料減免申請書     | 書面    | 第73条     |
| 第73     | 既納特許料返還請求書     | 書面    | 第76条     |
| 第74     | 出願審査請求手数料返還請求書 | 書面・〇L | 第77条     |
| 第75     | 既納手数料返還請求書     | 書面・〇L | 第78条     |

## 〔実用新案法施行規則〕

| 様式    | 手続書類名                   | 手続・媒体 | 規則           |
|-------|-------------------------|-------|--------------|
| 第1    | 実用新案登録願                 | 書面・OL | 第1条の2        |
| 第2    | 実用新案登録願（変更・分割）          | 書面・OL | 第1条の2        |
| 第3    | 明細書                     | 書面・OL | 第2条          |
| 第3の2  | 実用新案登録請求の範囲             | 書面・OL | 第4条の2        |
| 第4    | 図面                      | 書面・OL | 第5条          |
| 第5    | 要約書                     | 書面・OL | 第7条          |
| 第6    | 実用新案技術評価請求書             | 書面・OL | 第8条          |
| 第8    | 実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書 | 書面    | 第10条         |
| 第8の2  | 実用新案法第14条の2第7項の訂正に係る訂正書 | 書面    | 第10条         |
| 第9    | 国内処理請求書                 | 書面・OL | 第11条         |
| 第10   | 国内書面                    | 書面・OL | 第13条         |
| 第11   | 図面の提出書                  | 書面・OL | 第15条         |
| 第12   | 特許協力条約第25条の規定による検査の申出書  | 書面    | 第17条         |
| 第14   | 実用新案登録料納付書(年金)          | 書面    | 第21条         |
| 第14の2 | 既納登録料返還請求書              | 書面    | 第21条の2       |
| 第14の3 | 既納手数料（登録料）返還請求書         | 書面・OL | 第21条の3       |
| 第14の4 | 回復理由書                   | 書面    | 第21条の4       |
| 第15   | 刊行物等提出書                 | 書面・OL | 第22条, 第22条の2 |

## 〔工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則〕

| 様式    | 手続書類名          | 手続・媒体 | 規則   |
|-------|----------------|-------|------|
| 第1    | 識別番号付与請求書      | 書面    | 第3条  |
| 第2    | 氏名（名称）変更届      | 書面・OL | 第4条  |
| 第3    | 住所（居所）変更届      | 書面・OL | 第4条  |
| 第6    | 包括委任状提出書       | 書面    | 第6条  |
| 第7    | 包括委任状援用制限届     | 書面    | 第7条  |
| 第8    | 包括委任状取下書       | 書面    | 第8条  |
| 第9    | 特許願（追加→独立）     | OL    | 第11条 |
| 第10   | 特許願（補正却下）      | OL    | 第11条 |
| 第11   | 意匠登録願（類似→独立）   | OL    | 第11条 |
| 第12   | 手続補正書          | OL    | 第11条 |
| 第13   | 証明請求書          | OL    | 第11条 |
| 第13の2 | 証明請求書          | OL    | 第11条 |
| 第14   | 優先権証明請求書       | OL    | 第11条 |
| 第15   | 登録事項記載書類の交付請求書 | OL    | 第11条 |

| 様式    | 手続書類名              | 手続・媒体 | 規則     |
|-------|--------------------|-------|--------|
| 第16   | ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書 | OL    | 第11条   |
| 第17   | 登録事項の閲覧請求書         | OL    | 第11条   |
| 第18   | ファイル記録事項記載書類の交付請求書 | OL    | 第11条   |
| 第18の2 | ファイル記録事項記載書類の交付請求書 | OL    | 第11条   |
| 第19   | 特許料納付書（予納・設定）      | OL    | 第11条   |
| 第20   | 特許料納付書（予納・年金）      | OL    | 第11条   |
| 第21   | 実用新案登録料納付書（予納・年金）  | OL    | 第11条   |
| 第22   | 意匠登録料納付書（予納・設定）    | OL    | 第11条   |
| 第23   | 意匠登録料納付書（予納・年金）    | OL    | 第11条   |
| 第24   | 商標登録料納付書（予納・設定）    | OL    | 第11条   |
| 第25   | 商標登録料納付書（予納・年金）    | OL    | 第11条   |
| 第26   | 防護標章更新登録料納付書       | OL    | 第11条   |
| 第28   | 包括委任状援用制限届         | OL    | 第11条   |
| 第32   | 手続補足書              | 書面    | 第19条   |
| 第32の2 | 手続補足書              | 書面    | 第19条   |
| 第32の3 | 手続補足書              | 書面    | 第19条の2 |
| 第32の4 | 手続補足書              | 書面    | 第19条の2 |
| 第33   | 提出物件票              | 書面    | 第28条   |
| 第34   | 予納届                | 書面    | 第36条   |
| 第35   | 予納書                | 書面・OL | 第38条   |
| 第36   | 予納者の地位の承継届         | 書面    | 第39条   |
| 第37   | 代理人届               | 書面    | 第41条   |
| 第38   | 包括納付申出書            | 書面    | 第41条の3 |
| 第39   | 包括納付援用制限届          | 書面    | 第41条の3 |
| 第40   | 包括納付取下書            | 書面    | 第41条の4 |
| 第40の2 | 自動納付申出書            | 書面    | 第41条の6 |
| 第40の3 | 自動納付取下書            | 書面    | 第41条の7 |

[意匠法施行規則]

| 様式   | 手続書類名           | 手続・媒体 | 規則    |
|------|-----------------|-------|-------|
| 第1   | 新規性の喪失の例外証明書提出書 | 書面    | 第1条   |
| 第1の2 | 新規性喪失の例外適用申請書   | 書面    | 第1条の3 |
| 第2   | 意匠登録願           | 書面・OL | 第2条   |
| 第2の2 | 意匠登録願（複数）       | 書面・OL | 第2条の2 |
| 第3   | 意匠登録願（分割）       | 書面・OL | 第2条   |

| 様式    | 手続書類名   | 手続・媒体  | 規則     |
|-------|---|--------|--------|
| 第4    | 意匠登録願（変更）   | 書面・O L | 第2条    |
| 第5    | 意匠登録願（補正却下）   | 書面・O L | 第2条    |
| 第6    | 図面  | 書面・O L | 第3条    |
| 第7    | 写真  | 書面・O L | 第4条    |
| 第8    | 見本  | 書面     | 第5条    |
| 第9    | 特徴記載書   | 書面・O L | 第6条    |
| 第10   | 秘密意匠期間変更請求書   | 書面・O L | 第11条   |
| 第11   | 意見書   | 書面・O L | 第13条   |
| 第12   | 審判請求書（査定系）  | 書面・O L | 第14条   |
| 第13   | 審判請求書（当事者系）   | 書面     | 第14条   |
| 第14   | 手続補正書   | 書面・O L | 第15条   |
| 第14の2 | 手続補正書（複数）   | 書面・O L | 第15条   |
| 第15   | 手続補正書   | 書面     | 第15条   |
| 第16   | 手数料補正書  | 書面     | 第15条   |
| 第18   | 意匠登録料納付書（設定）  | 書面     | 第18条   |
| 第19   | 意匠登録料納付書（年金）  | 書面     | 第18条   |
| 第19の2 | 回復理由書   | 書面     | 第18条の6 |
| 第20   | 既納登録料返還請求書  | 書面     | 第18条の2 |
| 第20の2 | 意匠法第26条の2第1項の規定による請求に基づく国際登録を基礎とした意匠権の移転があったことによる意匠登録証交付請求書 | 書面     | 第18条の3 |
| 第21   | 既納手数料返還請求書  | 書面・O L | 第18条の4 |
| 第22   | 個別指定手数料返還請求書  | 書面     | 第18条の5 |

〔商標法施行規則〕

| 様式   | 手続書類名                 | 手続・媒体  | 規則  |
|------|-----------------------|--------|-----|
| 第1   | ぶどう酒又は蒸留酒の産地指定申請書     | 書面     | 第1条 |
| 第2   | 商標登録願                 | 書面・O L | 第2条 |
| 第3   | 団体商標登録願               | 書面・O L | 第2条 |
| 第3の2 | 地域団体商標登録願             | 書面・O L | 第2条 |
| 第4   | 商標登録願（分割）             | 書面・O L | 第2条 |
| 第5   | 商標登録願（変更）（団体⇔通常）      | 書面・O L | 第2条 |
| 第6   | 商標登録願（変更）（防護→通常・団体）   | 書面・O L | 第2条 |
| 第7   | 防護標章登録願               | 書面・O L | 第2条 |
| 第8   | 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願 | 書面・O L | 第2条 |

| 様式    | 手続書類名                     | 手続・媒体 | 規則                          |
|-------|---------------------------|-------|-----------------------------|
| 第8の2  | 回復理由書                     | 書面    | 第2条, 第10条, 第18条の2<br>及び第20条 |
| 第9    | 商標登録願（補正却下）               | 書面・〇L | 第2条                         |
| 第9の2  | 商標法第5条第4項の物件提出書（国際商標登録出願） | 書面    | 第4条の8                       |
| 第10   | 手続補完書                     | 書面    | 第5条                         |
| 第10の2 | 出願時の特例証明書提出書              | 書面    | 第6条の2                       |
| 第11   | 出願人名義変更届                  | 書面・〇L | 第9条                         |
| 第11の3 | 意見書                       | 書面・〇L | 第9条の5                       |
| 第12   | 商標権存続期間更新登録申請書            | 書面・〇L | 第10条                        |
| 第13   | 商標登録異議申立書                 | 書面    | 第12条                        |
| 第14   | 意見書                       | 書面    | 第13条                        |
| 第14の2 | 審判請求書（査定系）                | 書面・〇L | 第14条                        |
| 第15   | 審判請求書（当事者系）               | 書面    | 第14条                        |
| 第15の2 | 手続補正書                     | 書面・〇L | 第16条                        |
| 第16   | 手続補正書                     | 書面    | 第16条                        |
| 第17   | 商標登録料納付書（設定）              | 書面    | 第18条                        |
| 第18   | 商標登録料納付書（分納後期）            | 書面    | 第18条                        |
| 第19   | 防護標章更新登録料納付書              | 書面    | 第18条                        |
| 第20   | 刊行物等提出書                   | 書面    | 第19条                        |
| 第21   | 書換登録申請書                   | 書面・〇L | 第20条                        |
| 第22   | 既納登録料返還請求書                | 書面    | 第18条の3                      |
| 第23   | 既納手数料返還請求書                | 書面・〇L | 第18条の4                      |

※手続・媒体欄が「書面」のみの手続書類については、一部の手続を除き、電子特殊申請による提出が可能です。詳細につきましては、特許庁ホームページ「申請手続のデジタル化について」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)) をご確認ください。

## II 主要期間一覧表 (令和7年5月現在)

当事者系審判、異議申立、判定に関する期間は、審判便覧25-01から25-04までを参照。

25-01.1 主要期間一覧(1) (査定系審判、商標登録異議、判定)

25-01.3 主要期間一覧(2) (無効・訂正・取消審判)

25-01.5 主要期間一覧(3) (特許異議)

(特許 (無効・訂正審判、特許異議申立、判定、再審を除く))

| 手続                | 根拠条文            | 初日              | 起算日<br>(第1日目)                       | 期間 (延長)  |   | 備考                                       |
|-------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------------|--|---|--|
|                   |                 |                 |                                     | 国内居住者  | 在外者   |  |
| <法定期間>            |                 |                 |                                     |  |   |  |
| 明細書・特許請求の範囲・図面の補正 | 特17の2(1)        | 出願日             | —                                   | 特許査定謄本の送達日まで (拒絶理由通知を受けた後を除く。)                                   |   |  |
|                   | 特17の2(1)①、③     | 拒絶理由通知の発送日      | 翌日                                  | 60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月☆)                           | 3月<br>(期間満了前：求2月・1月<br>期間満了後：求2月☆)                  | ・延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く<br>・左記は特50の規定による指定期間 |
|                   | 特17の2(1)①、③     | 拒絶理由通知の発送日      | 翌日                                  | 60日又は75日※<br>(求1月▲▼)   | 3月 (求1月×3回▲▼)                                       | ・延長登録出願、拒絶査定不服審判<br>・左記は特50の規定による指定期間    |
|                   | 特17の2(1)②       | 特許法48条の7の通知の発送日 | 翌日                                  | 30日又は45日※<br>ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽) | 60日<br>ただし拒絶理由通知と同時に3月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽) | ・拒絶査定不服審判を除く<br>・左記は特50の規定による指定期間        |
| 特17の2(1)②         | 特許法48条の7の通知の発送日 | 翌日              | 30日又は45日※<br>ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※ | 60日<br>ただし拒絶理由通知と同時に3月   | ・拒絶査定不服審判<br>・左記は特50の規定による指定期間                      |  |

|                          | 特 1 7 の 2 ( 1 ) ④   | 拒絶査定不服審判の請求と同時                         | —                 | —  | —   |       |
|--------------------------|---|--|-------------------|--|---|-------|
| 要約書の補正                   | 特 1 7 の 3 ( 特 施 規 1 1 の 2 の 2 )   | 出願日又は優先権の主張を伴う出願は先の出願の日                | 翌 日               | 1 年 4 月 ●                                | —   |       |
| 優先権主張書の補正                | 特 1 7 の 4 ( 特 施 規 1 1 の 2 の 3 ① )   | ア. 優先日<br>イ. 新たな出願の日                   | 翌 日<br>翌 日        | 1 年 4 月<br>4 月<br>(上記のうちいずれか遅い日◎)        |   |       |
|                          | 特 1 7 の 4 ( 特 施 規 1 1 の 2 の 3 ② )   | ア. 優先日<br>イ. もとの出願の日<br>ウ. 新たな出願の日     | 翌 日<br>翌 日<br>翌 日 | 1 年 4 月<br>4 月<br>1 月<br>(上記のうちいずれか遅い日◎) | 分割・変更・実<br>用新案登録に<br>基づく特許出<br>願  |       |
| 新規性例外適用出願                | 特 3 0 ( 1 ) 、 ( 2 )   | 特許法 2 9 条 1 項各号のいずれか<br>に該当するに至った日     | 翌 日               | 1 年 ◯                                    | 1 年 ◯   |       |
| 同上証明書の提出                 | 特 3 0 ( 3 )   | 出願日                                    | 翌 日               | 3 0 日                                    | 3 0 日   |       |
| 外国語書面出願に係る翻訳文            | 特 3 6 の 2 ( 2 ) 、 ( 4 ) ( 特 施 規<br>2 5 の 7 ( 4 ) )  | ア. 出願日又は優先権の主張を伴<br>う出願は先の出願の日         | 翌 日               | 1 年 4 月                                  | イ. は分割・<br>変更・実用新<br>案登録に基<br>づく特許出<br>願<br>ウ. はア、及<br>びイ. の期間<br>に翻訳文が<br>未提出の場<br>合 |       |
|                          |   | イ. 翻訳文提出期間経過後の場<br>合)                  | 翌 日               | 2 月 ◆                                    |   | 2 月 ◆ |
|                          |   | ウ. 翻訳文未提出の通知の発送日                       | 翌 日               | 2 月                                      |   | 2 月   |
| 手続補完書の提出                 | 特 3 8 の 2 ( 3 ) ( 特 施 規 2 7 の 7 ) 、<br>3 8 の 2 ( 9 ) ( 特 施 規 2 7 の 9 )                      | ア. 補完をすることができ旨の<br>通知の発送日<br>イ. 出願日    | 翌 日<br>翌 日        | 2 月<br>2 月                               | 2 月<br>2 月  |       |
| 明細書等提出書の提出               | 特 3 8 の 3 ( 3 ) ( 特 施 規 2 7 の 1<br>0 ( 3 ) )  | 出願日                                    | 翌 日               | 4 月                                      | 4 月   |       |
| 先の特許出願の認証謄本等及<br>び翻訳文の提出 | 特 3 8 の 3 ( 3 ) ( 特 施 規 2 7 の 1<br>0 ( 3 ) )  | 出願日                                    | 翌 日               | 4 月                                      | 4 月   |       |
|                          |   |  |                   |  |   |       |
| 明細書等補完書の提出               | 特 3 8 の 4 ( 2 ) ( 特 施 規 2 7 の 1<br>1 ( 1 ) ) 、 3 8 の 4 ( 9 ) ( 特 施<br>規 2 7 の 1 1 ( 1 2 ) ) | ア. 明細書又は図面の一部の記載<br>が欠けている旨の通知の発送<br>日 | 翌 日               | 2 月                                      | 2 月   |       |
|                          |   | イ. 出願日                                 | 翌 日               | 2 月                                      | 2 月   |       |

|  |  |  |          |                               |                               |                      |
|--|--|--|----------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------|
| 優先権主張基礎出願の写し及び翻訳文の提出                   | 特38の4(4)(特施規27の1(7))                           | ア. 明細書又は図面の一部の記載が欠けている旨の通知の発送日<br>イ. 出願日 | 翌日<br>翌日 | 2月<br>2月                      | 2月<br>2月                      |                      |
| 意見書の提出                                 | 特38の4(4)(特施規27の1(4))                           | 特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日         | 翌日       | 1月                            | 1月                            |                      |
| 明細書等補完書の取下げ                            | 特38の4(7)(特施規27の1(10))                          | 特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日         | 翌日       | 1月                            | 1月                            |                      |
| 国内優先権主張を伴う出願                           | 特41(1)   | 先の出願日                                    | 翌日       | 1年                            | 1年                            |                      |
| 優先権主張書の提出                              | 特41(4)、43(1)、43(2)<br>特41(4)、43(1)、43(2)の2(3)① | ア. 優先日<br>イ. 新たな出願の日                     | 翌日<br>翌日 | 1年4月<br>4月<br>(上記のうちいずれか遅い日◎) | 1年4月<br>4月<br>(上記のうちいずれか遅い日◎) |                      |
| 国内優先権主張の取下げ                            | 特42(2)(特施規28の4(2))                             | 先の出願日                                    | 翌日       | 1年4月                          | 1年4月                          |                      |
| パリ優先権主張等を伴う出願                          | 特43(1)、43(3(1))、(2)、パリ条約4条C(1)                 | 第1国出願日                                   | 翌日       | 特12月                          | 特12月                          |                      |
| 優先権証明書等の提出#                            | 特43(2)、43(3(3))                                | 優先日                                      | 翌日       | 1年4月                          | 1年4月                          |                      |
|  | 特43(7)、43(3(3)(特施規27の3(5)))                    | 優先権証明書未提出の通知の発送日                         | 翌日       | 2月                            | 2月                            | 優先権証明書等が未提出の場合       |
|  | 特44(3)、46(6)、46(2)(5)                          | ア. 優先日<br>イ. 新たな特許出願の日                   | 翌日<br>翌日 | 1年4月<br>3月<br>(上記のうちいずれか遅い日*) | 1年4月<br>3月<br>(上記のうちいずれか遅い日*) | 分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願 |
| 優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出 | 特43(5)   | 優先日                                      | 翌日       | 1年4月                          | 1年4月                          |                      |
|  | 特43(7)   | 優先権証明書未提出の通知の発送日                         | 翌日       | 2月                            | 2月                            | 優先権証明書等が未提出の場合       |

| 分割出願                | 特44(1)①                                    | —  | —              | 明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間   | 明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間 |
|---------------------|--|--|----------------|------------------------------|----------------------------|
|                     | 特44(1)②                                    | 特許査定謄本の送達日   | 翌日             | 30日(求30日★)                   | 30日(求30日★)                 |
|                     | 特44(1)③                                    | 拒絶査定謄本の送達日   | 翌日             | 3月                           | 3月(職1月■)                   |
| 出願変更(実→特)           | 特46(1)                                     | 実願出願日  | 翌日             | 実願の係属中<br>ただし出願の日から3年        | 実願の係属中<br>ただし出願の日から3年      |
| 出願変更(意→特)           | 特46(2)                                     | ア. 意願出願日<br>イ. 意願の拒絶査定謄本の送達日                             | 翌日<br>翌日       | 意願の係属中<br>ただし出願の日から3年        | 意願の係属中<br>ただし出願の日から3年      |
| 実用新案登録に基づく特許出願      | 特46の2(1)                                   | ア. 実願出願日<br>イ. 第三者の技術評価請求に係る最初の通知を受けた日<br>ウ. 無効審判請求書の発送日 | 翌日<br>翌日<br>翌日 | 3年<br>30日(職15日)<br>30日又は45日※ | 3年<br>30日(職60日)<br>60日     |
| 出願審査の請求             | 特48の3(1)                                   | 出願日  | 翌日             | 3年γ                          | 3年γ                        |
| 存続期間の延長登録出願         | 特48の3(2)                                   | 新たな出願日(もとの出願の審査請求期間経過後の場合)                               | 翌日             | 30日                          | 30日                        |
|                     | 特67の2(3)                                   | 設定の登録の日  | 翌日             | 3月                           | 3月                         |
|                     | 特67の5(3)(特施令3)<br>(改正前特67の2(3)㊸(改正前特施令3㊸)) | 政令で定める処分を受けた日  | 翌日             | 3月                           | 3月                         |
| 特許料の納付(第1年から第3年分まで) | 特108(1)、(3)                                | 査定又は審決の謄本の送達日  | 翌日             | 30日(求30日)                    | 30日(求30日)                  |
| 特許料の納付(第4年以後の各年分)   | 特108(2)                                    | —  | —              | 前年以前b                        | 前年以前b                      |
| 特許料の追納              | 特112(1)、(2)                                | 特許法108条2項に規定する期間の満了日                                     | 翌日             | 6月                           | 6月                         |
|                     |  |  |                |                              | 分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願       |

|                       |                                      |   |          |                   |                   |   |
|-----------------------|--------------------------------------|---|----------|-------------------|-------------------|---|
| 既納特許料の返還請求            | 特111(2)                              | ア. 特許料の納付日<br>イ. 取消決定又は審決の確定日   | 翌日<br>日∞ | 1年<br>6月          | 1年<br>6月          |   |
| 拒絶査定不服審判の請求           | 特121(1)                              | 拒絶査定謄本の送達日  | 翌日       | 3月                | 3月(職1月〇)          |   |
| 翻訳文の提出                | 特184の4(1)                            | ア. 優先日(特許協力条約2条)<br>イ. 国内書面を提出した日                                     | 翌日<br>翌日 | 30月<br>2月         | 30月<br>2月         | イ. はア. の国内書面提出期間満了前2月間から満了日までの間に提出した場<br>合に限る |
| 特許協力条約19条補正の翻訳文提出     | 特184の4(6)                            | -   | -        | 国内処理基準時の属する日<br>◇ | 国内処理基準時の属する日<br>◇ |   |
| 国内書面の提出               | 特184の5(1)                            | 優先日(特許協力条約2条)   | 翌日       | 30月               | 30月               |   |
| 特許協力条約19条補正の写しの提出     | 特184の7(1)                            | -   | -        | 国内処理基準時の属する日<br>◇ | 国内処理基準時の属する日<br>◇ |   |
| 特許協力条約34条補正の翻訳文提出     | 特184の8(1)                            | -   | -        | 国内処理基準時の属する日<br>◇ | 国内処理基準時の属する日<br>◇ |   |
| 特許協力条約34条補正の写しの提出     | 特184の8(1)                            | -   | -        | 国内処理基準時の属する日<br>◇ | 国内処理基準時の属する日<br>◇ |   |
| 特許管理人の選任              | 特184の11(2)、(4)(特<br>施規38の6の2(1)、(2)) | ア. 国内処理基準時の属する日<br>イ. 特許管理人の選任の届出がな<br>い旨の通知の発送日                      | 翌日<br>翌日 | -<br>-            | 3月<br>2月          | イ. はア. の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合     |
| 新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出 | 特184の14(特施規38の6の3)                   | 国内処理基準時の属する日<br>◇   | 翌日       | 30日               | 30日               |   |
| 特許協力条約25条に規定する検査の申出   | 特184の20(1)(特施規38の7)                  | 国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は記録原本を期間内に国際事務局が受領しなかった旨の認定の通知をした日 | 翌日       | 2月                | 2月                |   |
| 出願審査請求手数料の返還請求        | 特195(10)                             | ア. 特許出願が放棄され、又は取り下げられた日<br>イ. 特許出願が取り下げられたものとみなされた日                   | 翌日<br>当日 | 6月<br>6月          | 6月<br>6月          |   |
| 過誤納手数料の返還請求           | 特195(12)                             | 手数料の納付日   | 翌日       | 1年                | 1年                |   |

|   |                       |            |    |  |   |                           |
|---|-----------------------|------------|----|--|---|---------------------------|
| 明細書、特許請求の範囲又は図面について、国際特許出願に含まれないものとする旨の請求書の提出 | 特施規38の2の2(5)          | 通知書の発送日    | 翌日 | 30日                                    | 30日   | 左記は特施規38の2の2(3)の規定による指定期間 |
| 命令による登録申請の補正                                  | 特登令38(1)(特登施規13の2)    | 指令書の発送日    | 翌日 | 2月                                     | 2月  |                           |
| 弁明書の提出  | 特登令38(4)(特登施規13の4(1)) | 却下理由通知の発送日 | 翌日 | 2月                                     | 2月  |                           |
| <指定期間>  |                       |            |    |  |   |                           |
| 命令による方式補正                                     | 特17(3)、184の5(2)       | 指令書の発送日    | 翌日 | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)        | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)                             | 延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く        |
| 弁明書の提出  | 特17(3)、133(1)         | 指令書の発送日    | 翌日 | 30日                                    | 30日   | 延長登録出願、拒絶査定不服審判           |
|   | 特18の2(2)              | 却下理由通知の発送日 | 翌日 | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)        | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)                             | 延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く        |
|   | 特18の2(2)、133の2(2)     | 却下理由通知の発送日 | 翌日 | 30日                                    | 30日   | 延長登録出願、拒絶査定不服審判           |
| 命令による受継申立書                                    | 特23(1)                | 受継命令書の発送日  | 翌日 | 60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽) | 3月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)                             |                           |
| 同一人から承継されたた同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出         | 特34(7)                | 協議命令書の発送日  | 翌日 | 60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月=) | 3月<br>(期間満了前：求3月<br>期間満了後：求2月=)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日 | 拒絶査定不服審判を除く               |
|   | 特34(7)                | 協議命令書の発送日  | 翌日 | 60日又は75日※                              | 3月(求3月)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日                         | 拒絶査定不服審判                  |

|                       |  |                 |    |  |  |                    |
|-----------------------|--|-----------------|----|--|--|--------------------|
| 同日に同一の発明に対する協議命令による届出 | 特39(6)                                 | 協議命令書の発送日       | 翌日 | 60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月＝)                           | 3月<br>(期間満了前：求3月<br>期間満了後：求2月＝)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日    | 拒絶査定不服審判を除く        |
|                       | 特39(6)                                 | 協議命令書の発送日       | 翌日 | 60日又は75日※  | 3月(求3月)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日                            | 拒絶査定不服審判           |
| 意見書の提出                | 特48の7                                  | 通知書の発送日         | 翌日 | 30日又は45日※<br>ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽) | 60日<br>ただし拒絶理由通知と同時に3月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)            | 拒絶査定不服審判を除く        |
|                       | 特48の7                                  | 通知書の発送日         | 翌日 | 30日又は45日※<br>ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※                              | 60日<br>ただし拒絶理由通知と同時に3月   | 拒絶査定不服審判           |
| 審尋に対する回答書の提出          | 特50                                    | 拒絶理由通知の発送日      | 翌日 | 60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月☆)                           | 3月<br>(期間満了前：求2月・1月<br>期間満了後：求2月☆)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日 | 延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く |
|                       | 特50、67の4、67の8(改正前特67の4⑥)、159(2)、163(2) | 拒絶理由通知の発送日      | 翌日 | 60日又は75日※<br>(求1月▲▼)   | 3月(求1月×3回▲▼)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日                       | 延長登録出願、拒絶査定不服審判    |
| 書留郵便物受領書等の提出          | 特134(4)                                | 審尋書の発送日         | 翌日 | 60日又は75日※<br>(求1月▲)  | 3月(求1月×3回▲)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日                        | 拒絶査定不服審判           |
|                       | 特134(4)                                | 物件の提出を求める通知の発送日 | 翌日 | 10日△   | 10日△   |                    |
| 当事者による書類又は物件の提出       | 特194(1)                                | 物件の提出を求める通知の発送日 | 翌日 | 10日△<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)                                | 10日△<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)                              |                    |
|                       | 特194(1)                                | 物件の提出を求める通知の発送日 | 翌日 | 60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月＝)                           | 3月<br>(期間満了前：求3月<br>期間満了後：求2月＝)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日    |                    |
| 意見書の提出                | 特施規38の2の2(3)                           | 通知書の発送日         | 翌日 | 30日  | 30日  |                    |

| 意見書の提出     | 特施規38の2の3(1)    | 通知書の発送日          | 翌日 | 30日<br>ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については60日 | 30日<br>ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については60日 | 30日<br>ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については3月 |
|------------|-----------------|------------------|----|--|--|---|
| 命令による書面の提出 | 特登令30、特登施規13(2) | 物件の提出を求めめる通知の発送日 | 翌日 | 2月<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月)               | 2月<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月)               | 2月<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月)              |

- 注1. ※は交通不便地居住者(→04.10「別表1」のため)。  
 注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。  
 注3. #は国際特許出願の場合、国内書面提出期間満了日から2月以内に提出することができる(特施規38条の14)。  
 注4. \*は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」。  
 注5. ◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時(国内書面提出特例期間又は翻訳文提出特例期間内に出願人が出願審査請求をするときは、その請求の時)。  
 注6. △は03.10を参照。  
 注7. ◆は、分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日(原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日)から1年2月以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から2月以内に翻訳文の提出を行うことができる。  
 注8. ★は登録料納付延長請求により延長された場合。  
 注9. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。  
 注10. ▲は指定期間を延長する合理的理由がある時のみ(国内居住者は、引用文献との対比実験のために1月を1回、在外者は、引用文献との対比実験のために1月を1回、翻訳のために1月を3回まで)。  
 注11. ▼延長登録出願(特67の4、67の8(改正前特67の4④))については、引用文献との対比実験のため出願審査の請求があった後は、出願審査の請求があった後を除く。  
 注12. ○翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があった国際特許出願であつた国際特許出願を除く。  
 注13. □出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。  
 注14. ●特許出願(外国語でされた国際特許出願を除く)の場合、出願公開の請求があつた後の期間を除き、外国語でされた国際特許出願で国際公開がされている場合、出願審査の請求があつた後の期間を除く。  
 注15. ☆指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は1回目で2月、2回目の請求により1月の合計2回、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書又は手続補正書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。  
 注16. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過後の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。  
 注17. ≡指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は3月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過後に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。  
 注18. b前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第4年の特許料は設定の登録の日から3年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。  
 注19. △特許法29条1項各号のいずれかには該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。  
 注20. ④令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。  
 注21. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(特3条1項1号本文)、出願が取り下げられたものとみなされた日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(特3条1項1号ただし書)。  
 注22. γ経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた場合は、「特許出願の日から3年を経過した日」又は「経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けた日から3月を経過した日」のうちいずれか遅い日となる(経済安全保障推進法82条3項)。

(実用新案(無効審判、判定を除く))

| 手続                              | 根拠条文                                  | 初日                           | 起算日<br>(第1日目) | 期間(延長)                                 |   | 備考              |
|---------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|---------------|--|---|-----------------|
|                                 |                                       |                              |               | 国内居住者                                  | 在外者   |                 |
| <法定期間>                          |                                       |                              |               |  |   |                 |
| 明細書・実用新案登録請求の範囲図面・要約書・優先権主張書の補正 | 実2の2(1)(実施規1)                         | 出願日                          | 翌日            | 1月                                     | 1月  |                 |
| 国内優先権主張を伴う出願                    | 実8(1)                                 | 先の出願日                        | 翌日            | 1年                                     | 1年  |                 |
| 優先権主張書の提出                       | 実8(4)(実施規23(2))                       | 出願日                          | 翌日            | 1月                                     | 1月  |                 |
| 国内優先権主張の取下げ                     | 実9(2)(実施規23(2))                       | 先の出願日                        | 翌日            | 1年4月                                   | 1年4月  |                 |
| 出願変更(特→実)                       | 実10(1)                                | ア. 特願出願日<br>イ. 特願の拒絶査定謄本の送達日 | 翌翌日           | 9年6月 <sup>α</sup><br>3月 <sup>α</sup>   | 9年6月 <sup>α</sup><br>3月 <sup>α</sup> (職1月■) | 最初の査定           |
| 出願変更(意→実)                       | 実10(2)                                | ア. 意願出願日<br>イ. 意願の拒絶査定謄本の送達日 | 翌翌日           | 9年6月<br>3月                             | 9年6月<br>3月                                  | 最初の査定           |
| 新規性例外適用出願                       | 実11(1)(特30(1)、(2))                    | 実用新案法3条1項各号のいずれかに該当するに至った日   | 翌日            | 1年 <sup>△</sup>                        | 1年 <sup>△</sup>                             |                 |
| 同上証明書の提出                        | 実11(1)(特30(3))                        | 出願日                          | 翌日            | 30日                                    | 30日   |                 |
| パリ優先権主張等を伴う出願                   | 実11(1)(特43(1)、43の3(1)、(2))、パリ条約4条C(1) | 第1国出願日                       | 翌日            | 特・実12月                                 | 特・実12月                                      |                 |
| 優先権証明書類等の提出                     | 実11(1)(特43(2)、43の3(3))                | 優先日                          | 翌日            | 1年4月                                   | 1年4月  |                 |
|                                 | 実11(1)(特43(7)、43の3(3))                | 優先権証明書未提出の通知の発送日             | 翌日            | 2月                                     | 2月  | 優先権証明書類等が未提出の場合 |
|                                 | 実10(4)、11(1)(特44(3))                  | 優先日                          | 翌日            | 1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日 <sup>*</sup> | 1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日 <sup>*</sup>      | 分割・変更出願の場合      |

|   |                |   |          |                       |                 |                                      |  |
|---|----------------|---|----------|-----------------------|-----------------|--------------------------------------|--|
| 優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出 | 実11(1)(特43(5)) | 優先日                                     | 翌日       | 1年4月                  | 1年4月            |                                      |  |
| 分割出願                                    | 実11(1)(特43(7)) | 優先権証明書未提出の発送日                           | 翌日       | 2月                    | 2月              | 優先権証明書類等が未提出の場合                      |  |
| 明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正                   | 実11(1)(特44(1)) | —                                       |          |                       |                 |                                      |  |
| 明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正                   | 実14の2(1)       | ア. 最初の技術評価書の謄本の送達日<br>イ. 無効審判請求書の副本の送達日 | 翌日<br>翌日 | 2月(職15日)<br>30日又は45日※ | 2月(職60日)<br>60日 | 明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正ができる時は期間        |  |
| 登録料の納付(第1年から第3年分まで)                     | 実32(1)、(3)     | 出願と同時に                                  | 翌日       | (求30日)                | (求30日)          |                                      |  |
| 登録料の納付(第4年以後の各年分)                       | 実32(2)         | —                                       | —        | 前年以前〇                 | 前年以前〇           |                                      |  |
| 登録料の追納                                  | 実33(1)、(2)     | 実用新案法32条2項に規定する期間の満了日                   | 翌日       | 6月                    | 6月              |                                      |  |
| 既納登録料の返還請求                              | 実34(2)         | ア. 登録料の納付日<br>イ. 処分又は審決の確定日             | 翌日<br>当日 | 1年6月                  | 1年6月            |                                      |  |
| 翻訳文の提出                                  | 実48の4(1)       | ア. 優先日(特許協力条約2条)<br>イ. 国内書面を提出した日       | 翌日<br>翌日 | 30月2月                 | 30月2月           | イ. は国内書面提出期間満了前2月から満了日までの間に提出した場合に限る |  |
| 国内書面の提出                                 | 実48の5(1)       | 優先日(特許協力条約2条)                           | 翌日       | 30月                   | 30月             |                                      |  |
| 特許協力条約19条補正の翻訳文提出                       | 実48の4(6)       | —                                       | —        | 国内処理基準時の属する日◇         | 国内処理基準時の属する日◇   |                                      |  |
| 図面の提出                                   | 実48の7(1)       | —                                       | —        | 国内処理基準時の属する日◇         | 国内処理基準時の属する日◇   |                                      |  |
| 登録料の納付(国際実用新案登録出願)                      | 実48の12         | ア. 優先日(特許協力条約2条)<br>イ. 国内書面を提出した日       | 翌日<br>翌日 | 30月2月                 | 30月2月           | イ. は国内書面提出期間満了前2月から満了日までの間に提出した場合に限る |  |

|   |                                    |   |          |  |                                 |   |
|---|------------------------------------|---|----------|--|---------------------------------|---|
| 特許管理人の選任  | 実48の15(2)                          | ア. 国内処理基準時の属する日<br>イ. 特許管理人の選任の届出がない旨の通知の発送日                          | 翌日<br>翌日 | —<br>—                                 | 3月<br>2月                        | イ. はア. の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合 |
| 新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出                                 | 実48の15(3)                          | 国内処理基準時の属する日◇   | 翌日       | 30日                                    | 30日                             |   |
| 特許協力条約25条に規定する検査の申出                                   | 実48の16(1)                          | 国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は記録原本を期限内に国際事務局が受領しなかった旨の認定の通知をした日 | 翌日       | 2月                                     | 2月                              |   |
| 過渡納手数料の返還請求   | 実54の2(11)                          | 手数料の納付日   | 翌日       | 1年                                     | 1年                              |   |
| 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について、国際実用新案登録出願に含まれないものとする旨の請求書の提出 | 実施規23(4)(特規38の2の2(5))              | 通知書の発送日   | 翌日       | 30日                                    | 30日                             | 左記は特規38の2の2(3)の規定による指定期間                  |
| 命令による登録申請の補正  | 実登令7(実登規3(3))(特登令38(1)(特登規13の2))   | 指令書の発送日   | 翌日       | 2月                                     | 2月                              |   |
| 弁明書の提出  | 実登令7(実登規3(3))(特登令38(4)(特登規13の4(1)) | 却下理由通知の発送日  | 翌日       | 2月                                     | 2月                              |   |
| <指定期間>  |                                    |   |          |  |                                 |   |
| 命令による方式補正   | 実2の2(4)、48の5(2)                    | 指令書の発送日   | 翌日       | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)        | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽) | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)           |
| 弁明書の提出  | 実2の5(2)(特18の2(2))                  | 却下理由通知の発送日  | 翌日       | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)        | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽) | 2月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)           |
| 命令による受継申立書  | 実2の5(2)(特23(1))                    | 受継命令書の発送日   | 翌日       | 60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽) | 3月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽) | 3月<br>(期間満了前：求2月<br>期間満了後：求2月▽)           |

|                                       |                                  |                 |    |  |   |
|---------------------------------------|----------------------------------|-----------------|----|--|---|
| 命令による基礎的要件に係る補正                       | 実6の2、14の3                        | 指令書の発送日         | 翌日 | 60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月＝)<br>期間満了後：求2月＝)     | 3月<br>(期間満了前：求3月<br>期間満了後：求2月＝)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日 |
| 同一人から承継された同日日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出 | 実11(2)(特34(7))                   | 協議命令書の発送日       | 翌日 | 60日又は75日※<br>(期間満了前：求2月＝)<br>期間満了後：求2月＝)     | 3月<br>(期間満了前：求3月<br>期間満了後：求2月＝)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日 |
| 書留郵便物受領書等の提出                          | 実55(3)(特194(1))                  | 物件の提出を求める通知の発送日 | 翌日 | 10日△<br>(期間満了前：求2月＝)<br>期間満了後：求2月▽)          | 10日△<br>(期間満了前：求2月＝)<br>期間満了後：求2月▽)                         |
| 命令による図面の提出                            | 実48の7(2)                         | 指令書の発送日         | 翌日 | 2月   | 2月  |
| 意見書の提出                                | 実施規23(4)(特規38の2の2(3))            | 通知書の発送日         | 翌日 | 30日  | 30日   |
| 意見書の提出                                | 実施規23(4)(特規38の2の3(1))            | 通知書の発送日         | 翌日 | 30日<br>ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については60日 | 30日<br>ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については3月                 |
| 命令による書面の提出                            | 実登令7条(実登規3(3))<br>登令30(特登規13(2)) | 物件の提出を求める通知の発送日 | 翌日 | 2月<br>(期間満了前：求2月＝)<br>期間満了後：求2月▽)            | 2月<br>(期間満了前：求2月＝)<br>期間満了後：求2月▽)                           |

注1. ※は交通不便地居住者(→04.10「別表1」のため)。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。

注3. #は国際実用新案登録出願の場合、国内書面提出期間満了日から2月以内(実施規23条7項で準用する特規38条の14)。

注4. \*は原出願日が平成10年12月31日以前の場合、「1年4月」。

注5. ◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時(国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に申請人が国内処理の請求をするときは、その請求の時。)

注6. △は03.10を参照。

注7. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。

注8. ▢指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過後に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は3月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。

注9. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。

注10. ○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第4年の登録料は設定の登録の日から3年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。

注11. △実用新案法3条1項各号のいずれか該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。

注12. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(実2条の5第1項で準用する特3条1項1号本文)、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準として、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(実2条の5第1項で準用する特3条1項1号ただし書)。

注13. α経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間は、出願変更することはできない(経済安全保障推進法72条2項)。

(意匠(無効審判、判定、再審を除く))

| 手続                                      | 根拠条文   | 初日                      | 起算日<br>(第1日目) | 期間(延長) |           | 備考              |
|---|--|-------------------------|---------------|--------|-----------|-----------------|
|   |  |                         |               | 国内居住者  | 在外者       |                 |
| <法定期間>                                  |  |                         |               |        |           |                 |
| 新規性例外適用出願                               | 意4(1)、(2)  | 意匠法3条1項1号又は2号に該当するに至った日 | 翌日            | 1年△    | 1年△       |                 |
| 同上証明書の提出                                | 意4(3)  | 出願日                     | 翌日            | 30日    | 30日       | 国際意匠登録出願を除く     |
| 新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出                   | 意60の7(1)(意施規1の2)   | 国際公表があった日               | 翌日            | 30日    | 30日       | 国際意匠登録出願        |
| 出願変更(特→意)                               | 意13(1)   | 特許の拒絶査定謄本の送達日           | 翌日            | 3月α    | 3月α(職1月■) | 最初の査定           |
| 出願変更(実→意)                               | 意13(2)   | 実願が係属している間              | -             | -      | -         |                 |
| 秘密意匠の請求                                 | 意14(2)   | 出願と同時に又は設定登録料の納付と同時     | -             | -      | -         |                 |
| 優先権主張を伴う出願                              | 意15(1)(特43(1)、43の3(1)、(2))<br>パリ条約4条C(1)、E(1)                    | 第1国出願日                  | 翌日            | 6月     | 6月        |                 |
| 優先権証明書類等の提出                             | 意15(1)(特43(2)、43の3(3))   | 出願日                     | 翌日            | 3月     | 3月        | 国際意匠登録出願を除く     |
|   | 意15(1)(特43(7)、43の3(3))、意60の10(2)(特43(7))(意施規19(3)(特施規27の3の3(5))) | 優先権証明書未提出の通知の発送日        | 翌日            | 2月     | 2月        | 優先権証明書類等が未提出の場合 |
|   | 意60の10(2)(特43(2)、意施規12の2)  | 国際公表があった日               | 翌日            | 3月     | 3月        | 国際意匠登録出願        |
|   | 意15(1)(特43(5))   | 出願日                     | 翌日            | 3月     | 3月        | 国際意匠登録出願を除く     |
| 優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出 | 意15(1)(特43(7)、43の3(3))、意60の10(2)(特43(7))(意施規19(3)(特施規27の3の3(5))) | 優先権証明書未提出の通知の発送日        | 翌日            | 2月     | 2月        | 優先権証明書類等が未提出の場合 |
|   | 意60の10(2)(特43(5)、意施規12の2)  | 国際公表があった日               | 翌日            | 3月     | 3月        | 国際意匠登録出願        |

|                      |   |                                 |            |               |               |          |
|----------------------|---|---------------------------------|------------|---------------|---------------|----------|
| 補正却下後の新出願            | 意 17 の 3 (1)                                      | 補正却下決定の謄本の送達日                   | 翌 日        | 3 月           | 3 月           |          |
| 登録料の納付 (第 1 年分)      | 意 43 (1)、(3)                                      | 査定又は審決の謄本の送達日                   | 翌 日        | 30 日 (求 30 日) | 30 日 (求 30 日) |          |
| 登録料の納付 (第 2 年以後の各年分) | 意 43 (2)  | —                               | —          | 前年以前○         | 前年以前○         |          |
| 登録料の追納               | 意 44 (1)、(2)                                      | 意匠法 43 条 2 項に規定する期間の満了日         | 翌 日        | 6 月           | 6 月           |          |
| 既納登録料の返還請求           | 意 45 (特 111 (2))                                  | ア. 登録料の納付日<br>イ. 審決の確定日         | 翌 日<br>日 ∞ | 1 年<br>6 月    | 1 年<br>6 月    |          |
| 拒絶査定不服審判の請求          | 意 46 (1)  | 拒絶査定謄本の送達日                      | 翌 日        | 3 月           | 3 月           |          |
| 補正却下決定不服審判の請求        | 意 47 (1)  | 補正却下決定の謄本の送達日                   | 翌 日        | 3 月           | 3 月           |          |
| 補正却下後の新出願 (審判)       | 意 50 (1) (意 17 の 3 (1))                           | 補正却下決定の謄本の送達日                   | 翌 日        | 30 日 (職 15 日) | 30 日 (職 60 日) |          |
| 補正                   | 意 60 の 24   | 審査、審判又は再審に係属している期間              | —          | —             | —             |          |
| 過渡納手数料の返還請求          | 意 67 (8)  | 手数料の納付日                         | 翌 日        | 1 年           | 1 年           |          |
| 個別指定手数料の返還請求         | 意 60 の 22 (2)                                     | ア. 出願の取下げ<br>イ. 拒絶の査定若しくは審決の確定日 | 翌 日<br>日 ∞ | 6 月           | 6 月           | 国際意匠登録出願 |
| 命令による登録申請の補正         | 意 登令 7 (意 登施規 6 (3)) (特 登令 38 (1) (特 登施規 13 の 2)) | 指令書の発送日                         | 翌 日        | 2 月           | 2 月           |          |
| 弁明書の提出               | 意 登令 7 (意 登施規 6 (3)) (特 登令 38 (4) (特 登施規 13 の 4)) | 却下理由通知の発送日                      | 翌 日        | 2 月           | 2 月           |          |

| ＜指定期間＞                    |                                       | 意9(4)          | 協議命令の発送日           | 翌日       | 40日又は55日※(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽) | 3月(ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽))         | 拒絶査定、国際服審判、国際意匠登録出願を除く                             |
|---------------------------|---------------------------------------|----------------|--------------------|----------|---------------------------------|--|--|
| 同日に同一又は類似の意匠に対する協議命令による届出 | 意9(4)                                 |                | 協議命令の発送日           | 翌日       | 40日又は55日※                       | 3月(ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽))         | 拒絶査定、国際服審判   |
|                           | 意9(4)                                 |                | 協議命令の発送日           | 翌日       | 40日又は55日※                       | 3月(ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽))         | 拒絶査定、国際服審判   |
|                           | 意9(4)                                 |                | 協議命令(拒絶の通報に添付)の発送日 | 翌日       | 60日又は75日※(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽) | 3月(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)                                   | 国際意匠登録出願   |
|                           | 同一人から承継された同日届出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出 | 意15(2)(特34(7)) |                    | 協議命令の発送日 | 翌日                              | 40日又は55日※(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)                            | 3月(ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)) |
| 意見書の提出                    | 意15(2)(特34(7))                        |                | 協議命令の発送日           | 翌日       | 40日又は55日※                       | 3月(ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽))         | 拒絶査定、国際服審判   |
|                           | 意19(特50)                              |                | 拒絶理由通知の発送日         | 翌日       | 40日又は55日※(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月☆) | 3月(ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月☆))         | 拒絶査定、国際服審判、国際意匠登録出願を除く                             |
|                           | 意50(3)(特50)                           |                | 拒絶理由通知の発送日         | 翌日       | 40日又は55日※                       | 3月(求1月) 3月(ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月☆)) | 拒絶査定、国際服審判   |
|                           | 意19(特50)                              |                | 拒絶の通報の発送日          | 翌日       | 60日又は75日※(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月☆) | 3月(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月☆)                                   | 国際意匠登録出願   |
| 命令による方式補正                 | 意60の4(特17(3)③)、68(2)(特17(3))          |                | 指令書の発送日            | 翌日       | 30日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)       | 30日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)                                  | 拒絶査定、国際服審判を除く                                      |
|                           | 意52(特133(1))                          |                | 指令書の発送日            | 翌日       | 30日                             | 30日  | 拒絶査定、国際服審判   |
| 弁明書の提出                    | 意68(2)(特18の2(2))                      |                | 却下理由通知の発送日         | 翌日       | 30日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)       | 30日(期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)                                  | 拒絶査定、国際服審判を除く                                      |
|                           | 意52(特133の2(2))                        |                | 却下理由通知の発送日         | 翌日       | 30日                             | 30日  | 拒絶査定、国際服審判   |

|                                |                                      |                         |        |  |   |  |
|--------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|--------|--|---|--|
| 証拠調又は証拠保全したとき<br>の意見の申立て       | 意52(特150(5))                         | 証拠調又は証拠保全の結果の通知<br>の発生日 | 翌<br>日 | 40日又は55日※                              | 3月(求1月)   |  |
| 当事者等が申し立てない理由<br>の審理に対する意見の申立て | 意52(特153(2))                         | 審理結果の通知の発生日             | 翌<br>日 | 40日又は55日※                              | 3月(求1月)   |  |
| 審尋に対する回答書の提出                   | 意52(特134(4))                         | 審尋書の発生日                 | 翌<br>日 | 40日又は55日※                              | 3月(求1月)   |  |
| 当事者による書類又は物件の<br>提出            | 意68(2)(特194(1))                      | 物件の提出を求める通知の日           | 翌<br>日 | 40日又は55日※<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月▽) | 3月<br>ただし代理人だけで作成で<br>きると認める場合は40日<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月▽) |  |
| 命令による受継申立書                     | 意68(2)(特23(1))                       | 受継命令書の発生日               | 翌<br>日 | 60日又は75日※<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月▽) | 3月<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月▽)                                 |  |
| 書留郵便物受領証の提出                    | 意68(2)(特194(1))                      | 物件の提出を求める通知の発生日         | 翌<br>日 | 10日△<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月▽)      | 10日△<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月▽)                               |  |
| 命令による書面の提出                     | 意登令7(意登施規6(3))(特<br>登令30(特登施規13(2))) | 物件の提出を求める通知の発生日         | 翌<br>日 | 2月<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月▽)        | 2月<br>(期間満了前:求2月<br>期間満了後:求2月▽)                                 |  |

注1. ※は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。

注3. △は0.3.10を参照。

注4. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。

注5 ☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

注6. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。

注7. ○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第2年の登録料は設定の登録の日から1年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。

注8. ▽意匠法3条1項1号又は2号に該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。

注9. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(意68条1項で準用する特3条1項1号本文)、拒絶査定の日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(意68条1項で準用する特3条1項1号ただし書)。

注10. α経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全指定の通知を受けた指定特許出願人は、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間は、出願変更することはできない(経済安全保障推進法72条2項)。

(商標(無効・商標登録取消審判・商標異議申立・判定・再審を除く))

| 手続                           | 根拠条文                                    | 初日                              | 起算日<br>(第1日目) | 期間(延長)            |                   | 備考 |
|------------------------------|---|---------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|----|
|                              |   |                                 |               | 国内居住者             | 在外者               |    |
| <法定期間>                       |   |                                 |               |                   |                   |    |
| 出願時の特例適用出願                   | 商9(1)                                   | 博覧会等に出品又は出展した日                  | 翌日            | 6月                | 6月                |    |
| 同上証明書の提出                     | 商9(2)、68の11                             | 出願日、国際商標登録出願日                   | 翌日            | 30日▽              | 30日▽              |    |
| 優先権主張を伴う出願                   | 商13(1)(特43(1)、43の3(2))、68(1)、パリ条約4条C(1) | 第1国出願日                          | 翌日            | 6月                | 6月                |    |
| 優先権証明書類等の提出                  | 商13(1)(特43(2)、43の3(3))、68(1)            | 出願日                             | 翌日            | 3月□               | 3月□               |    |
| 補正却下後の新出願                    | 商17の2(1)(意17の3(1))、68(2)                | 補正却下決定の謄本の送達日                   | 翌日            | 3月                | 3月                |    |
| 出願書類の縦覧                      | 商18(4)、68(3)                            | 公報発行の日                          | 翌日            | 2月                | 2月                |    |
| 登録料の納付                       | 商41(1)、(2)、41の2(1)、(2)、65の8(1)、(2)、(3)  | 査定又は審決の謄本の送達日                   | 翌日            | 30日(求30日) #       | 30日(求30日) #       |    |
| 商標権の存続期間の更新登録の申請             | 商20(1)、(2)                              | 商標権の存続期間の満了日前6月                 | -             | 存続期間満了前6月から満了の日まで | 存続期間満了前6月から満了の日まで |    |
| 商標権の存続期間の更新登録の申請(存続期間満了日経過後) | 商20(1)、(3)、商施規10(2)                     | 商標権の存続期間の満了日                    | 翌日            | 6月                | 6月                |    |
| 商標権の存続期間の更新登録料の納付            | 商41(5)                                  | 商標権の存続期間の更新登録の申請と同時             | -             | -                 | -                 |    |
| 割増登録料の納付                     | 商43(1)                                  | 商標権の存続期間の更新登録の申請(存続期間満了日経過後)と同時 | -             | -                 | -                 |    |
| 既納登録料の返還請求                   | 商42(2)                                  | ア. 登録料の納付日<br>イ. 取消決定又は審決の確定日   | 翌日<br>当日      | 1年<br>6月          | 1年<br>6月          |    |
| 拒絶査定不服審判の請求                  | 商44(1)、68(4)、商附13、23                    | 拒絶査定謄本の送達日                      | 翌日            | 3月                | 3月                |    |

|                               |  |                                     |    |  |   |                      |  |
|-------------------------------|--|-------------------------------------|----|--|---|----------------------|--|
| 補正却下決定不服審判の請求                 | 商45の1)、68(4)                             | 補正却下決定の謄本の送達日                       | 翌日 | 3月                                       | 3月  |                      |  |
| 補正却下後の新出願(審判)                 | 商55の2(3)、68(4)                           | 補正却下決定の謄本の送達日                       | 翌日 | 30日(職15日)                                | 30日(職60日)   |                      |  |
| 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願        | 商65の3(2)                                 | 防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前6月              | -  | 防護標章登録に基づく権利の存続期間満了の日                    | 防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前6月から満了の日                                |                      |  |
| 過誤納登録料の返還請求                   | 商65の10(2)                                | 登録料の納付日                             | 翌日 | 1年                                       | 1年  |                      |  |
| 補正                            | 商68の28                                   | 暫定的拒絶通報の発送日                         | 翌日 | 審査、審判又は再審に係属している間                        | 審査、審判又は再審に係属している間   | 国際商標登録出願             |  |
|                               | 商68の40(1)、商附24                           | 審査、登録異議の申立てについての審査、審判又は再審に係属している間   | -  | -  | -   | 国際商標登録出願を除く          |  |
|                               | 商68の40(2)                                | 商標の設定登録料の納付と同時(商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正) | -  | -  | -   | 国際商標登録出願を除く          |  |
| 過誤納手数料の返還請求                   | 商76(8)                                   | 手数料の納付日                             | 翌日 | 1年                                       | 1年  |                      |  |
| 書換登録の申請                       | 商附3(2)                                   | 存続期間満了前6月の初日                        | 当日 | 存続期間満了日前6月から存続期間満了日後1年                   |   |                      |  |
| 命令による登録申請の補正                  | 商登令10(商登施規17(3))<br>(特登令38(1)(特登施規13の2)) | 指令書の発送日                             | 翌日 | 2月▲                                      | 2月▲   |                      |  |
| 弁明書の提出                        | 商登令10(商登施規17(3))<br>(特登令38(4)(特登施規13の4)) | 却下理由通知の発送日                          | 翌日 | 2月▲                                      | 2月▲   |                      |  |
| <指定期間>                        |  |                                     |    |  |   |                      |  |
| 手続補充書の提出                      | 商5の2(2)、商68(1)                           | 指令書の発送日                             | 翌日 | 1月又は1月+15日※<br><期間満了前:求1月<br>期間満了後:求2月◎> | 2月<br><期間満了前:求1月<br>期間満了後:求2月◎>                             |                      |  |
| 同日に同一又は類似の商品又は役務に対する協議命令による届出 | 商8(4)                                    | 協議命令の発送日                            | 翌日 | 40日又は55日※<br><期間満了前:求1月<br>期間満了後:求2月◎>   | 3月<br><期間満了前:求1月<br>期間満了後:求2月◎><br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日 | 拒絶査定不服審判、国際商標登録出願を除く |  |

|   |                      |    |  |   |             |
|---|----------------------|----|--|---|-------------|
| 商8(4)   | 協議命令の発送日             | 翌日 | 40日又は55日※                              | 3月<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日                              | 拒絶査定不服審判    |
| 商8(4)   | 協議命令(暫定的拒絶通報に添付)の発送日 | 翌日 | 3月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞        | 3月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞                             | 国際商標登録出願    |
| 商13(2)(特34(7))                                | 協議命令の発送日             | 翌日 | 40日又は55日※<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞ | 3月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日 | 拒絶査定不服審判を除く |
| 商13(2)(特34(7))                                | 協議命令の発送日             | 翌日 | 40日又は55日※                              | 3月<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日                              | 拒絶査定不服審判    |
| 商15の2、15の3(1)、65の5、68(2)、商附7                  | 拒絶理由通知の発送日           | 翌日 | 40日又は55日※<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月☆＞ | 3月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月☆＞<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日 | 国際商標登録出願を除く |
| 商15の2、15の3(1)、65の5、68(2)、商附7                  | 暫定的拒絶通報の発送日          | 翌日 | 3月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月☆＞        | 3月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月☆＞                             | 国際商標登録出願    |
| 商55の2(1)、商附16、19                              | 拒絶理由通知の発送日           | 翌日 | 40日又は55日※                              | 3月(求1月)<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日                         | 拒絶査定不服審判    |
| 商56(1)(特153(2))、68(4)、商附17(1)                 | 証拠調又は証拠保全の結果の通知の発送日  | 翌日 | 40日又は55日※                              | 3月(求1月)   |             |
| 商56(1)(特133の2(2))、68(4)、商附17(1)、23、(特18の2(2)) | 却下理由通知の発送日           | 翌日 | 30日                                    | 30日   |             |
| 商77(2)、商附27(2)、23(特18の2(2))                   | 却下理由通知の発送日           | 翌日 | 30日<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞       | 30日<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞                            |             |
| 商77(2)、商附17(1)、27(2)                          | 物件の提出を求める通知の日        | 翌日 | 40日又は55日※                              | 3月(求1月)   |             |

|                            |  |                   |    |  |   |             |
|----------------------------|--|-------------------|----|--|---|-------------|
| 命令による方式補正                  | 商77(2)(特17(3))、商附23、27(2)              | 指令書の発送日           | 翌日 | 1月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞        | 2月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞                             | 国際商標登録出願を除く |
|                            | 商77(2)(特17(3))                         | 指令書の発送日           | 翌日 | 2月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞        | 2月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞                             | 国際商標登録出願    |
| 当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て | 商56(1)(特133(1))、商68(4)、商附17(1)         | 指令書の発送日           | 翌日 | 30日                                    | 30日   |             |
| 書留郵便物受領証の提出                | 商56(1)(特153(2))、68(4)                  | 審理結果の通知の発送日       | 翌日 | 40日又は55日※                              | 3月(求1月)   |             |
| 当事者による書類又は物件の提出            | 商77(2)(特194(1))、商附23、27(2)             | 物件の提出を求めるとの通知の発送日 | 翌日 | 10日△<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞      | 10日△<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞                           |             |
| 命令による受継申立書                 | 商77(2)(特194(1))、商附23、27(2)             | 物件の提出を求めるとの通知の発送日 | 翌日 | 40日又は55日※<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞ | 3月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞<br>ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日 |             |
| 命令による書面の提出                 | 商77(2)(特23(1))、商附23、27(2)              | 受継命令書の発送日         | 翌日 | 60日又は75日※<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞ | 3月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞                             |             |
|                            | 商登令10(商登施規17(3))<br>(特登令30(特登施規13(2))) | 物件の提出を求めるとの通知の発送日 | 翌日 | 2月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞        | 2月<br>＜期間満了前：求1月<br>期間満了後：求2月◎＞                             |             |

注1. ※は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。

注3. ★「小売等業務に係る使用に基づく特例の適用主張書」の応答期間の延長請求は不可。

ただし、協議命令に対する応答期間の延長請求が認められた場合には、当該主張書の提出期間も延長される。

注4. △は03、10を参照。

注5. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。

注6. ☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過後に請求した場合は1月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過後前に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過後に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。また、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合は延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

注7. ◎指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過後に請求した場合は1月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過後前に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。

注8. ▽書面を提出する者が期間内に書面を提出することができないときは、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間経過)を提出することにより、その書面を特許庁長官に提出することができる(商9条3項、商施規6条の2第2項、3項)。

注9. □優先権証明書類等を提出する者は、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間経過)を提出することにより、優先権証明書類等を提出することができる(商13条1項(商68条1項において準用)、商施規7条の2第1項)。

注10. ■登録料(前期分割登録料)を納付すべき期間(期間の延長があったときは延長後の期間)内に登録料(前期分割登録料)を納付することができないときは、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間経過)を提出することにより、登録料(前期分割登録料)を納付することができる(商41条3項、41の2第3項、65の8第4項、商施規18条5項、6項、7項、8項)。

- 注 1 1. ▲商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第 1 4 条、同条約第 9 規則）に基づき、申請人から申し出があつたときは、当該期間の経過後 2 月に限り、商標登録令第 1 0 条第 1 項において準用する特許登録令第 3 8 条第 2 項及び第 3 項の規定による却下を保留することとする。（→方式審査便覧 7 0 . 3 0）
- 注 1 2. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（商 7 7 条 1 項 1 項で準用する特 3 条 1 項 1 号本文）、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後 1 2 時（2 4 時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸 1 日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（商 7 7 条 1 項で準用する特 3 条 1 項 1 号ただし書）。

### Ⅲ 特許・実用・意匠・商標の手数料及び登録料一覧表

令和7年5月1日現在

|   |                                    |           |  |
|---|------------------------------------|-----------|--|
| 特許  | 特許出願                               |           | 14,000円                                    |
|   | 出願審査請求                             | 138,000円+ | (請求項の数×4,000円)                             |
|   | 特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合           | 110,000円+ | (請求項の数×3,200円)                             |
|   | 特許料(平成16年3月31日迄に審査請求したもの)          |           |  |
|   | 第1年から3年まで                          | 毎年        | 10,300円+(請求項の数×900円)                       |
|   | 第4年から6年まで                          | 毎年        | 16,100円+(請求項の数×1,300円)                     |
|   | 第7年から9年まで                          | 毎年        | 32,200円+(請求項の数×2,500円)                     |
|   | 第10年から25年まで                        | 毎年        | 64,400円+(請求項の数×5,000円)                     |
|   | (平成16年4月1日以降に審査請求したもの)             |           |  |
|   | 第1年から3年まで                          | 毎年        | 4,300円+(請求項の数×300円)                        |
|   | 第4年から6年まで                          | 毎年        | 10,300円+(請求項の数×800円)                       |
|   | 第7年から9年まで                          | 毎年        | 24,800円+(請求項の数×1,900円)                     |
|   | 第10年から25年まで                        | 毎年        | 59,400円+(請求項の数×4,600円)                     |
|   | 名義変更届                              |           | 4,200円                                     |
|   | 期間延長請求書                            |           | 2,100円                                     |
| 期間経過後の期間延長請求書   |                                    | 4,200円    |  |
| 期間経過後の期間延長請求書(特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの)                |                                    | 51,000円   |  |
| 電子化手数料  | 1件につき                              | 2,400円+   | 1ページにつき800円<br>(但し、多件1通の場合は別々の書面で行った場合と同額) |
| 外国語書面出願   |                                    | 22,000円   |  |
| 特許法第38条の3第3項の規定による手続(明細書等提出書)                           |                                    | 14,000円   |  |
| 誤訳訂正書   |                                    | 19,000円   |  |
| 存続期間の延長登録出願(医薬品等)                                       |                                    | 74,000円   |  |
| 存続期間の延長登録出願(期間補償)                                       |                                    | 43,600円   |  |
| 実用新案  | 実用新案登録出願                           |           | 14,000円                                    |
|   | 登録料(平成17年4月1日以降の出願)                |           |  |
|   | 第1年から3年まで                          | 毎年        | 2,100円+(請求項の数×100円)                        |
|   | 第4年から6年まで                          | 毎年        | 6,100円+(請求項の数×300円)                        |
|   | 第7年から10年まで                         | 毎年        | 18,100円+(請求項の数×900円)                       |
|   | 実用新案技術評価の請求                        |           | 42,000円+(請求項の数×1,000円)                     |
| 名義変更届   |                                    | 4,200円    |  |
| 期間延長請求書   |                                    | 2,100円    |  |
| 電子化手数料  | 1件につき                              | 2,400円+   | 1ページにつき800円<br>(但し、多件1通の場合は別々の書面で行った場合と同額) |
| 意匠  | 意匠登録出願                             |           | 16,000円                                    |
|   | 秘密意匠の請求                            |           | 5,100円                                     |
|   | *複数意匠一括出願の場合は、それぞれ一意匠につき           |           | 16,000円、一意匠につき5,100円                       |
|   | 登録料                                |           |  |
|   | 第1年から3年まで                          | 毎年        | 8,500円                                     |
|   | 第4年から25年まで                         | 毎年        | 16,900円                                    |
|   | *第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ  |           |  |
|   | *第21年から第25年については、令和2年4月1日以降の出願のみ   |           |  |
|   | 名義変更届                              |           | 4,200円                                     |
|   | 期間延長請求書                            |           | 2,100円                                     |
| 期間経過後の期間延長請求書   |                                    | 4,200円    |  |
| 期間経過後の期間延長請求書(意匠法第19条において準用する特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの) |                                    | 7,200円    |  |
| 電子化手数料  | 1件につき                              | 2,400円+   | 1ページにつき800円<br>(但し、多件1通の場合は別々の書面で行った場合と同額) |
| 商標  | 商標登録出願・団体商標登録出願                    | 3,400円+   | (区分の数×8,600円)                              |
|   | 防護標章登録出願・防護標章更新登録出願                | 6,800円+   | (区分の数×17,200円)                             |
|   | 設定登録料(一括納付)                        |           | (区分の数×32,900円)                             |
|   | (分納)[前期・後期とも]                      |           | (区分の数×17,200円)                             |
|   | *前期分の設定登録料の納付日又は納付期限が令和4年4月1日以降の場合 |           |  |
|   | 防護標章(一括納付のみ)                       |           | (区分の数×32,900円)                             |
|   | 更新登録料(一括納付)                        |           | (区分の数×43,600円)                             |
|   | (分納)[前期・後期とも]                      |           | (区分の数×22,800円)                             |
|   | *前期分の更新登録料の納付日又は納付期限が令和4年4月1日以降の場合 |           |  |
|   | 防護標章(一括納付のみ)                       |           | (区分の数×37,500円)                             |
| 商標権分割申請   |                                    | 30,000円   |  |
| 名義変更届   |                                    | 4,200円    |  |
| 期間延長請求書   |                                    | 2,100円    |  |
| 期間経過後の期間延長請求書   |                                    | 4,200円    |  |

|             |   |
|-------------|---|
| 商標          | 電子化手数料<br>1件につき 2,400円+ 1ページにつき 800円<br>(但し、多件1通の場合は別々の書面で行った場合と同額)   |
| 回復手数料       | (1) 特許 212,100円<br>(2) 実用新案 21,800円<br>(3) 意匠 24,500円<br>(4) 商標 86,400円   |
| 審判・再審・判定・異議 | (1) 特許<br>審判(再審)請求 49,500円+(請求項の数×5,500円)<br>明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求 49,500円+(請求項の数×5,500円)<br>特許権の存続期間の延長登録に係る審判(再審)請求 55,000円<br>判定請求 40,000円<br>特許異議の申立て 16,500円+(請求項の数×2,400円)<br>(2) 実用新案<br>審判(再審)請求 49,500円+(請求項の数×5,500円)<br>判定請求 40,000円<br>(3) 意匠<br>審判(再審)請求 55,000円<br>判定請求 40,000円<br>(4) 商標<br>審判(再審)請求 15,000円+(区分の数×40,000円)<br>判定請求 40,000円<br>商標登録異議の申立て 3,000円+(区分の数×8,000円)<br>(5) 上記審判事件のうち査定系に係るものの電子化手数料<br>1件につき 2,400円+ 1ページにつき 800円<br>(但し、多件1通の場合は別々の書面で行った場合と同額)   |
| 期間・交付・閲覧・証明 | 期間の延長、期日の変更申立て 2,100円<br>期間経過後の期間の延長 4,200円<br>期間経過後の期間の延長(特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの) 51,000円<br>期間経過後の期間の延長(意匠法第19条において準用する特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの) 7,200円<br>特許(登録)証再交付申請 4,600円<br>ファイル記録事項記載書類の交付請求<br>書面による請求 1,300円<br>オンライン請求 1,000円<br>ファイル記録事項の閲覧請求<br>書面による請求(VDT) 900円<br>オンライン請求 600円<br>登録事項記載書類の交付請求(磁気原簿)<br>書面による請求 1,100円<br>オンライン請求 800円<br>登録事項の閲覧請求(磁気原簿)<br>書面による請求(VDT) 800円<br>オンライン請求 600円<br>紙原簿謄本の交付請求 350円<br>紙原簿の閲覧請求 300円<br>書類謄本の交付請求 1,400円<br>書類の閲覧請求 1,500円<br>証明の請求<br>書面による請求 1,400円<br>オンライン請求 1,100円 |
| 裁定・参加       | 裁定請求(特・実・意共通) 55,000円<br>裁定請求の取消し請求(特・実・意共通) 27,500円<br>当事者参加の申請 55,000円<br>補助参加の申請 16,500円<br>異議当事者参加の申請(特・商共通) 3,300円   |

## IV お問合せ先一覧

### お問合せにあたり、次の事項をお読みください

- ◇ お問合せの際は、あらかじめ特許庁ホームページ(<https://www.jpo.go.jp/index.html>)内の「はじめての方へ」、「手続一般」コーナーや「特許」、「実用新案」、「意匠」、「商標」コーナーなどをご覧くださいと、より理解が深まります。
- ◇ 複雑なご相談、ご質問については、できるだけ「郵便」、「FAX」、「お問い合わせフォーム」をご利用くださるようお願いいたします。その際は必ず、「住所」、「氏名」、「電話番号」、「FAX番号」などの事項をご記入ください。記載頂いた個人情報は、法令の定めにより、お問合せに関して使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。
- ◇ 電話でのお問合せの場合  
最初に、電話に出た者が担当する職員かご確認ください。担当者であれば名乗りますので、できるだけその名前をメモしてください。次に、あなた様のお名前、電話番号などを伺いたしますので、ご協力をお願いいたします。なお、専門的事項のお問合せに対しましては、担当者が不在などのため、即答できないことがあります。
- ◇ 次のような場合は、回答できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

・「こんな発明をしたが、これは特許になるか」、「この場合、出願明細書はどのように書けば良いのか」など、発明等に関する個別具体的な判断や明細書の記述内容に関する場合  
 ・「こんな商標は登録できるか」などの個別具体的な判断に関する場合  
 ・お名前、ご連絡先などをお答えいただけない場合

- ◆ 特許庁所在地 〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
(郵便の場合、「特許庁担当部署名」を宛先としてください)
- ◆ 開庁日 月～金曜日(平日)
- ◆ 問い合わせ受付時間 9時から17時30分まで
- ◆ 電話<代表> 03-3581-1101(音声ガイダンスに従って内線番号を操作してください)

(令和7年4月現在)

| 相談内容   | 担当部署   | 連絡番号  |
|--|--|---|
| <b>(I) 一般的相談について</b>   |  |   |
| <b>1. 一般的相談</b>  |  |   |
| 特許庁舎内における相談窓口<br>※特許等に関する一般的な相談にお答えします。また、開設している知財相談・支援ポータルサイトでは、出願書類等の様式集も提供しております。<br>知財相談・支援ポータルサイト( <a href="https://faq.inpit.go.jp">https://faq.inpit.go.jp</a> )もご利用ください。   | 独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>公報閲覧・相談部 相談担当<br><br>(平日 9時00分～17時30分) | 内線2121～2123番<br>Fax 03-3502-8916                |
| 地域における相談窓口<br>※中小企業等が企業経営等の中で抱える知財に関する悩みや課題を一元的に受け付け、ワンストップで解決支援する「知財総合支援窓口( <a href="https://chizai-portal.inpit.go.jp/">https://chizai-portal.inpit.go.jp/</a> )」を全国に開設しております。   | 独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 地域支援部                       | 参考資料 V<br>INPIT知財総合支援窓口一覧<br>参照                 |
| 近畿地域における相談窓口<br>※INPITの近畿統括本部(大阪市)に設置している「関西知財戦略支援専門窓口」では、海外展開を目指す近畿地域の中堅・中小・スタートアップ企業の皆さま、国内外のビジネス上の取引においてますます重要となってきた「営業秘密の適切な管理体制の構築・運用」を目指す近畿地域の企業の皆さまに対し、総合的な支援サービスを提供しております。 | 独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>事業推進部                                  | 直通 06-6486-9122<br><br>jp-js01@inpit.go.jp      |
| <b>(II) 出願等手続について</b>  |  |   |
| <b>2. 出願の事前手続に関する事</b>   |  |   |
| 申請情報の登録(識別番号の付与)、住所・氏名等の変更の届出、包括委任状の提出に関する事  | 出願課<br>申請人等登録担当  | 内線2764番<br>Fax 03-3501-6010<br>pa1670@jpo.go.jp |
| 予納の届出、口座振替の申出・依頼及び現金による納付書の交付請求に関する事   | 出願課<br>申請人等登録担当  | 内線2766番<br>Fax 03-3501-6010<br>pa1670@jpo.go.jp |
| <b>3. 出願(申請)番号に関する事</b>  |  |   |
| 特許、実用新案、意匠、商標について、書面の提出により行われた手続に関する出願(申請)番号通知及び受領書に関する事(国際出願を除く)  | 出願課<br>電子記録基準管理班   | 内線2762番<br>Fax 03-3580-6901<br>pa1650@jpo.go.jp |
| <b>4. 出願手続に関する事</b>  |  |   |
| 特許の出願手続の方式審査に関する事  | 審査業務課 方式審査室<br>第3担当  | 内線2616番<br>pa1120@jpo.go.jp                     |
| 実用新案の出願手続の方式審査に関する事  | 審査業務課 方式審査室<br>実用新案方式担当                                      | 内線2617番<br>pa1120@jpo.go.jp                     |
| 意匠の出願手続の方式審査に関する事  | 審査業務課 方式審査室<br>意匠方式担当  | 内線2654番<br>pa1251@jpo.go.jp                     |
| 商標の出願手続の方式審査に関する事  | 審査業務課 方式審査室<br>商標方式担当  | 内線2657番<br>pa1200@jpo.go.jp                     |
| 「方式審査便覧」に関する事  | 審査業務課<br>基準班   | 内線2115番<br>pa0c00@jpo.go.jp                     |
| <b>5. 国際出願(PCT)の手続、出願番号等に関する事(特許・実用新案)</b>   |  |   |
| 国際出願の手続の方式審査に関する事<br>(日本国特許庁を受理官庁とする国際出願手続等)   | 出願課 国際出願室<br>受理官庁担当  | 内線2643番<br><br>pa1a31@jpo.go.jp                 |
| 国際出願の日本への国内移行及び移行後の手続の方式審査に関する事<br>(日本国特許庁を指定官庁とする国際出願の国内移行手続等)  | 審査業務課 方式審査室<br>指定官庁担当  | 内線2644番<br>pa1270@jpo.go.jp                     |
| <b>6. 意匠の国際出願(ハーグ協定のジュネーブ改正協定)手続に関する事</b>  |  |   |
| 意匠の国際登録出願手続に関する事<br>(日本国特許庁を経由して行う国際登録出願手続等)   | 出願課 国際意匠・商標出願室<br>ハーグ担当                                      | 内線2683番<br><br>pa1bd0@jpo.go.jp                 |
| 意匠の国際意匠登録出願の方式審査に関する事<br>(日本国特許庁を指定官庁とする意匠登録出願手続等)   | 出願課 国際意匠・商標出願室<br>ハーグ担当                                      | 内線2683番<br>pa1bd0@jpo.go.jp                     |

| 相談内容  | 担当部署  | 連絡番号   |
|---|---|--|
| 7. 商標の国際出願(マドリッド協定議定書)手続に関する事<br>商標の国際登録出願手続に関する事<br>(日本国特許庁を本国官庁とする国際登録出願手続等)                  | 出願課 国際意匠・商標出願室<br>本国官庁担当                      | 内線2671番<br>pa1b00@jpo.go.jp  |
| 商標の国際商標登録出願手続の方式審査に関する事<br>(日本国特許庁を指定国官庁とする商標登録出願手続等)   | 出願課 国際意匠・商標出願室<br>指定国官庁担当                     | 内線2672番<br>pa1b00@jpo.go.jp  |
| 8. 電子出願に関する事<br>インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害など技術的な問い合わせに関する事                                    | 電子出願ソフトサポートセンター<br>(開庁日 9時～18時15分)            | 直通(東京)03-5744-8534<br>(大阪)06-6946-5070<br>Fax 03-3582-0510                     |
| 電子出願の制度に関する事  | 出願課 特許行政サービス室<br>特許行政サービス調整班                  | 内線2508番<br>Fax 03-3501-6010<br>pa1822@jpo.go.jp                                |
| 電子出願の電子証明書登録等の手続に関する事   | 出願課<br>申請人等登録担当                               | 内線2510番<br>Fax 03-3501-6010<br>pa1670@jpo.go.jp                                |
| PCT国際出願に係る電子出願手続に関する事   | 出願課 国際出願室<br>受理官庁担当                           | 内線2643番<br>pa1a31@jpo.go.jp  |
| 電子出願データの着信状況の確認   | 特許庁ホットライン<br>(24時間 365日)                      | 直通 03-3580-5002  |
| 9. 出願書類等の証明・閲覧に関する事<br>証明に関する事  | 出願課 特許行政サービス室<br>証明担当                         | 内線2754番<br>Fax 03-3501-6010<br>pa1620@jpo.go.jp                                |
| 閲覧に関する事   | 出願課 特許行政サービス室<br>閲覧担当                         | 内線2756番<br>Fax 03-3501-6010<br>pa1620@jpo.go.jp                                |
| <b>(Ⅲ) 審査について</b>   |   |  |
| 10. 事業戦略対応ため審査に関する事   | 調整課<br>企画調査班                                  | 内線3107番<br>pa2160@jpo.go.jp  |
| 11. 特許の審査に関する事<br>「特許・実用新案審査基準」に関する事<br>(特許庁HP掲載の「特許の審査基準のポイント」も御参照ください。)                       | 調整課 審査基準室                                     | 内線3112番<br>pa2a10@jpo.go.jp  |
| 特許の審査品質に関する事  | 調整課 品質管理室                                     | 内線3121番<br>pa2a30@jpo.go.jp  |
| 特許の優先審査に関する事  | 調整課<br>企画調査班                                  | 内線3107番<br>pa2160@jpo.go.jp  |
| 特許の早期審査・スーパー早期審査に関する事   | 調整課<br>審査業務管理班                                | 内線3106番<br>pa2210@jpo.go.jp  |
| 特許審査ハイウェイに関する事  | 調整課<br>審査業務管理班                                | 内線3106番<br>pa2210@jpo.go.jp  |
| 特許の新規性喪失の例外に関する事<br>(特許庁HP掲載の「新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手引き」及び「Q&A集」も御参照ください。)<br>職務発明に関する事           | 調整課 審査基準室                                     | 内線3112番<br>pa2210@jpo.go.jp  |
| 面接(出張面接・オンライン面接)に関する事   | 企画調査課<br>企画班<br>調整課 地域イノベーション促進室<br>面接審査管理専門官 | pa2a10@jpo.go.jp<br>内線2152番<br>pa0920@jpo.go.jp<br>内線3114番<br>pa2103@jpo.go.jp |
| 特許の審査状況伺いの手続に関する事   | 調整課<br>審査業務管理班                                | 内線3106番<br>pa2210@jpo.go.jp  |
| 先行技術文献調査の外注に関する事  | 調整課 審査推進室<br>審査推進企画班                          | 内線2453番<br>pa2220@jpo.go.jp  |
| 12. 実用新案の審査に関する事<br>基礎的要件に関する事  | 調整課 審査推進室<br>実用新案業務班                          | 内線2469番<br>Fax 03-3595-2735<br>pa0780@jpo.go.jp                                |
| 技術評価書作成時の評価基準に関する事<br>(特許庁HP掲載の「特許・実用新案審査基準第X部 実用新案 第2章」及び「特許・実用新案審査ハンドブック附属書C」に関する事)           | 調整課 審査基準室                                     | 内線3112番<br>pa2a10@jpo.go.jp  |
| 実用新案の新規性喪失の例外に関する事<br>(特許庁HP掲載の「新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手引き」及び「Q&A集」も御参照ください。)                      | 調整課 審査基準室                                     | 内線3112番<br>pa2a10@jpo.go.jp  |
| 13. 意匠の審査に関する事<br>意匠の審査基準に関する事  | 意匠課 意匠審査基準室                                   | 内線2910番<br>pa1d00@jpo.go.jp  |
| 意匠の早期審査に関する事  | 意匠課<br>企画調査班                                  | 内線2907番<br>pa1530@jpo.go.jp  |
| 意匠の新規性喪失の例外に関する事  | 意匠課 意匠審査基準室                                   | 内線2910番<br>pa1d00@jpo.go.jp  |
| 意匠の審査状況伺い書の手続きに関する事   | 意匠課<br>審査支援管理班                                | 内線2905番<br>pa1520@jpo.go.jp  |
| 14. 商標の審査に関する事<br>「商標審査基準」「商標審査便覧」に関する事<br>(登録の可否、方式審査事項及び指定商品・役務の表示・区分に関するもの、<br>商標の早期審査に関する事) | 商標課 商標審査基準室                                   | 内線2807番<br>pa1t00@jpo.go.jp  |
| 商標の審査状況伺いの手続に関する事<br>※審査に継続中の個別の案件の進捗状況に関しては、担当の審査官へお問い合わせください。                                 | 商標課<br>企画調査班<br>商標課<br>審査支援管理班                | 内線2805番<br>pa1400@jpo.go.jp<br>内線2804番<br>pa1t70@jpo.go.jp                     |
| 地域団体商標制度に関する事   | 商標課 地域ブランド推進室                                 | 内線2828番<br>pa1481@jpo.go.jp  |

| 相談内容   | 担当部署   | 連絡番号   |
|--|--|--|
| 15. 分類関係に関する事<br>特許分類に関する事   | 調整課<br>特許分類企画班   | 内線2463番<br>pa0110@ipo.go.jp  |
| 意匠分類に関する事  | 意匠課  | 内線2903番  |
| 指定商品・役務の区分に関する事  | 分類担当<br>商標課<br>商標国際分類室   | pa1501@ipo.go.jp<br>内線2836番<br>pa1t90@ipo.go.jp  |
| 16. 配列表(WIPO標準ST.26形式)の磁気ディスクによる提出に関する事  | 調整課 審査推進室<br>特許分類業務班   | 内線2456番<br>pa0762@ipo.go.jp  |
| <b>(IV) 審判の審理について</b>  |  |  |
| 17. 審判請求の手續に関する事<br>特許の拒絶査定不服審判の手續に関する事<br>特許異議の申立ての手續に関する事  | 審判課<br>調査班   | 内線3622番<br>Fax 03-3580-9618<br>pa6120@ipo.go.jp  |
| 意匠の拒絶査定不服審判の手續に関する事  | 審判課 審判書記官室<br>意匠担当   | 内線3693番<br>Fax 03-3580-5388<br>pa6c08@ipo.go.jp  |
| 商標の拒絶査定不服審判の手續に関する事<br>商標登録異議の申立ての手續に関する事  | 審判課 審判書記官室<br>商標担当   | 内線3682番<br>Fax 03-3580-5388<br>pa6c40@ipo.go.jp  |
| 特許・実用新案の無効審判の手續に関する事<br>特許・実用新案の訂正審判の手續に関する事<br>特許・実用新案の判定の手續に関する事   | 審判課 審判書記官室<br>特許・実用担当  | 内線5801番<br>Fax 03-3580-5114<br>pa6c02@ipo.go.jp  |
| 意匠の無効審判の手續に関する事<br>意匠の判定の手續に関する事   | 審判課 審判書記官室<br>意匠担当   | 内線3693番<br>Fax 03-3580-5388<br>pa6c08@ipo.go.jp  |
| 商標の無効審判の手續に関する事<br>商標の取消審判の手續に関する事<br>商標の判定の手續に関する事  | 審判課 審判書記官室<br>商標担当   | 内線5804番<br>Fax 03-3580-5388<br>pa6c40@ipo.go.jp  |
| 18. 審判請求の審理に関する事<br>審判に係る審理に関する事<br>特許異議の申立てに係る審理に関する事<br>商標登録異議の申立てに係る審理に関する事<br>判定に係る審理に関する事<br>特許・実用新案の審判事件等の口頭審理の手續及び巡回審判に関する事   | 審判部 審判企画室<br>審判課 審判書記官室<br>特許・実用担当                                   | 内線5852番<br>Fax 03-3580-9618<br>pa6b00@ipo.go.jp<br>内線5801番<br>Fax 03-3580-5114<br>pa6c02@ipo.go.jp   |
| 意匠の審判事件等の口頭審理の手續及び巡回審判に関する事  | 審判課 審判書記官室<br>意匠担当   | 内線3693番<br>Fax 03-3580-5388<br>pa6c08@ipo.go.jp  |
| 商標の審判事件等の口頭審理の手續及び巡回審判に関する事  | 審判課 審判書記官室<br>商標担当   | 内線5804番<br>Fax 03-3580-5388<br>pa6c40@ipo.go.jp  |
| 審判の審理状況伺いの手續に関する事  | 審判課<br>調査班   | 内線3622番<br>Fax 03-3580-9618<br>pa6120@ipo.go.jp  |
| <b>(V) 特許(登録)原簿への権利の登録等について</b>  |  |  |
| ※特許(登録)原簿とは「原簿について」を御参照ください。   |  |  |
| 19. 特許(登録)原簿への権利の設定・維持の登録に関する事<br>特許の権利設定・維持の登録における特許料納付書の手續に関する事  | 審査業務課 登録室<br>特許担当  | 内線2707番<br>pa1300@ipo.go.jp  |
| 実用新案の権利維持の登録における実用新案登録料納付書の手續に関する事   | 審査業務課 登録室<br>実用新案担当  | 内線2709番<br>pa1300@ipo.go.jp  |
| 意匠の権利設定・維持の登録における意匠登録料納付書の手續に関する事  | 審査業務課 登録室<br>意匠担当  | 内線2710番<br>pa1300@ipo.go.jp  |
| 商標の権利設定・維持の登録における商標登録料納付書、商標権存続期間更新登録申請書の手續に関する事   | 審査業務課 登録室<br>商標担当  | 内線2713番<br>pa1300@ipo.go.jp  |
| 国際意匠・国際商標登録の設定に関する事  | 審査業務課 登録室<br>国際意匠・商標担当   | 内線2706番<br>pa1300@ipo.go.jp  |
| 包括納付に関する事  | 審査業務課 登録室<br>管理班   | 内線2704番<br>pa1300@ipo.go.jp  |
| 特許料等の自動納付に関する事   | 審査業務課 登録室<br>管理班   | 内線2704番<br>pa1300@ipo.go.jp  |
| 20. 特許(登録)原簿への権利の移転の申請等に関する事<br>特許・実用新案の権利移転の申請に関する事<br>(特許を受ける権利(出願・審判中)の承継に関する手續は含みません)<br>意匠・商標の権利移転の申請に関する事<br>(特許を受ける権利(出願・審判中)の承継に関する手續は含みません)<br>国際意匠・国際商標登録の国内申請(使用権・賃権等)に関する事 | 審査業務課 登録室<br>特実移転担当<br>審査業務課 登録室<br>意商移転担当<br>審査業務課 登録室<br>国際意匠・商標担当 | 内線2715番<br>pa1360@ipo.go.jp<br>内線2717番<br>pa1360@ipo.go.jp<br>内線2706番<br>pa1300@ipo.go.jp<br>内線2720番 |
| 仮専用実施権の申請に関する事   | 審査業務課 登録室<br>特実移転(仮実施権)担当  | 内線2720番<br>pa1300@ipo.go.jp  |
| <b>(VI) 特許情報等について</b>  |  |  |
| 21. 公報に関する事<br>公報全般(公報の仕様も含む)に関する事(ただし、以下の「公報に関する事」との各項目に該当するものを除く)<br>具体的な案件の公報の発行予定日に関する事<br>※特許公報、登録実用新案公報、意匠公報、商標公報については、登録番号が通知された後にお問い合わせください。                                   | 普及支援課<br>公報企画班   | 内線2305番<br>pa0620@ipo.go.jp  |
| 公開特許公報、登録実用新案公報  | 普及支援課<br>品質管理第一担当(公開)  | 内線2308番<br>pa0570@ipo.go.jp  |
| 特許公報   | 普及支援課<br>品質管理第一担当(特許)  | 内線2307番<br>pa0570@ipo.go.jp  |
| 意匠公報、審決公報  | 普及支援課<br>品質管理第二担当(意匠・審決)   | 内線2311番<br>pa0571@ipo.go.jp  |
| 商標公報、公開・国際商標公報   | 普及支援課<br>品質管理第二担当(商標)  | 内線2313番<br>pa0571@ipo.go.jp  |
| 権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載の申込書の様式に関する事  | 普及支援課<br>公報管理班   | 内線2326番<br>pa05b1@ipo.go.jp  |
| 公報の閲覧・購入<br>公報の閲覧に関する事   | 独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>公報閲覧・相談部 閲覧担当                                  | 内線3811番<br>Fax 03-3502-8916<br>ip-sd03@inpit.go.jp   |

| 相談内容   | 担当部署   | 連絡番号   |
|--|--|--|
| 22. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関すること<br>特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の操作方法・表示に関する相談<br>特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の運営・講習会に関すること   | J-PlatPatヘルプデスク<br>(平日 9時～20時)<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財情報部 情報提供担当   | 直通 03-3588-2751<br>helpdesk@i-platpat.inpit.go.jp<br>内線2413番<br>ip-jh05@inpit.go.jp  |
| 23. 画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)に関すること<br>画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)の操作方法や運営に関すること   | 独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財情報部 情報提供担当   | 内線2413番<br>ip-jh05@inpit.go.jp   |
| 24. その他の特許情報等に関すること<br>PAJ(公開特許公報英文抄録)に関すること<br>特許情報提供事業者の特許庁ホームページ掲載に関すること<br>外国特許情報サービス(FOPISER)に関すること   | 独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財情報部 特許情報協力担当<br>総務課 情報技術統括室<br>特許情報企画調査班<br>総務課 情報技術統括室<br>特許情報企画調査班   | 内線2409番<br>ip-jh06@inpit.go.jp<br>内線2361番<br>pa0630@ipo.go.jp<br>内線2361番<br>pa0630@ipo.go.jp   |
| (VII)その他   |  |  |
| 25. 情報公開及び個人情報保護に関すること   | 秘書課 情報公開推進室  | 内線2767番  |
| 26. 法律・政令等の制度の改正に関すること   | 総務課 制度審議室  | 内線2118番<br>pa0a00@jpo.go.jp  |
| 27. 広報に関すること(特許庁の見学・取材の申込み含む)  | 総務課 広報班  | 内線2108番<br>pa0270@jpo.go.jp  |
| 28. 知的財産権制度説明会に関すること<br>初心者向け説明会に関すること<br>実務者向け説明会・法改正説明会に関すること  | 独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>広報開発・相談部 調整担当<br>普及支援課<br>地域調整班  | 内線2120番<br>Fax 03-3502-8916<br>内線2107番<br>pa02C0@jpo.go.jp   |
| 29. 知的財産人材育成に関すること<br>知的財産人材のための研修に関すること<br>IP ePlat(eラーニング)の操作方法や運営に関すること   | 独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財人材部 知的財産権関連人材担当<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財人材部 電子研修担当  | 内線3907番<br>Fax 03-5843-7693<br>ip-jz04@inpit.go.jp<br>内線3907番<br>Fax 03-5843-7693<br>ip-jz01@inpit.go.jp   |
| 30. 中小企業等支援に関すること<br>審査請求料・特許料等の減免措置に関すること<br>減免制度全般に関すること<br>具体的な案件に関すること(審査請求料)※国際出願以外<br>具体的な案件に関すること(審査請求料)※国際出願/指定官庁<br>具体的な案件に関すること(特許料)<br>具体的な案件に関すること(国際出願に係る料金)<br>知財金融に関すること<br>中小企業等に対する知的財産関連支援策に関すること  | 総務課 調整班<br>審査業務課 方式審査室 第3担当<br>審査業務課 方式審査室 指定官庁担当<br>審査業務課 登録室 特許担当<br>出願課 国際出願室 受理官庁担当<br>普及支援課 支援企画班<br>普及支援課 産業財産権専門官   | 内線2105番<br>pa0260@jpo.go.jp<br>内線2616番<br>pa1120@ipo.go.jp<br>内線2644番<br>pa1270@ipo.go.jp<br>内線2707番<br>pa1300@jpo.go.jp<br>内線2643番<br>pa1a31@jpo.go.jp<br>内線2145番<br>pa02G0@jpo.go.jp<br>内線2340番<br>pa0661@jpo.go.jp  |
| 31. 補助金に関すること<br>地方実施の外国出願補助金、海外での権利侵害対策及び海外知財訴訟費用保険の補助金に関すること<br>INPIT外国出願補助金(出願・中間応答・審査請求にかかる補助金)に関すること  | 国際協力課<br>海外展開支援室<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 助成事業担当  | 内線2577番<br>pa0842@jpo.go.jp<br>内線3852番<br>ip-ct06@inpit.go.jp  |
| 32. 知的財産の活用に関すること<br>中小企業等に対する営業秘密管理の支援(営業秘密支援窓口)<br>(https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradeseecret/madoguchi.html)に関すること<br>海外展開を目指す中小企業等に対する知財支援(海外展開知財支援窓口)<br>(https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd_madoguchi/index.html)に関すること<br>スタートアップの成長をサポートする知財支援(スタートアップ知財支援窓口)<br>(https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_startup/index.html)に関すること<br>大学、研究機関に対する各種知財支援(アカデミア知財支援窓口)<br>(https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_academia/index.html)に関すること<br>大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業(iAca)<br>(https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_academia_haken/index.html)に関すること<br>競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業(iNat)<br>(https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipsupport/index.html)に関すること<br>スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業(IPAS)<br>(https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipas/index.html)に関すること<br>IPランドスケープ支援事業(IPL)<br>(https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipi/index.html)に関すること<br>実施許諾または権利譲渡の用意がある開放特許の活用(開放特許情報データベース)に関すること | 独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 知財戦略部<br>エキスパート支援担当<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 知財戦略部<br>エキスパート支援担当<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 知財戦略部<br>エキスパート支援担当<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 知財戦略部<br>エキスパート支援担当<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 知財戦略部<br>イノベーション・企画担当<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 知財戦略部<br>イノベーション・企画担当<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 知財戦略部<br>スタートアップ支援担当<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 知財戦略部<br>スタートアップ支援担当<br>独立行政法人 工業所有権情報・研修館<br>知財活用支援センター 知財戦略部<br>知財交流担当 | 内線3823番<br>ip-sr01@inpit.go.jp<br>内線3823番<br>ip-sr01@inpit.go.jp<br>内線3823番<br>ip-sr01@inpit.go.jp<br>内線3823番<br>ip-sr01@inpit.go.jp<br>内線3909番<br>ip-sr05@inpit.go.jp<br>内線3909番<br>ip-sr05@inpit.go.jp<br>内線3822番<br>ip-sr06@inpit.go.jp<br>内線3822番<br>ip-sr06@inpit.go.jp<br>内線3822番<br>ip-sr07@inpit.go.jp |
| 33. 模倣品(産業財産権侵害)対策に関すること   | 国際協力課海外展開支援室<br>(政府模倣品・海賊版対策総合窓口)  | 内線2575番<br>nisemono110@jpo.go.jp   |
| 34. 外国の産業財産権制度情報に関すること(手続相談を除く)  | 国際協力課 海外展開支援室  | 内線2577番<br>pa0842@jpo.go.jp  |

| 相談内容  | 担当部署                      | 連絡番号           |
|---|---------------------------|----------------|
| <p>35. 特許出願非公開制度に関する事<br/> ※本制度一般、保全審査、保全指定後に関する事項(実施の許可、適正管理措置、損失補償等)については、内閣府のホームページ(<a href="https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html">https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html</a>)をご参照ください。</p> <p>※特許庁が行う第一次審査及び外国出願禁止の事前確認制度に関しては、特許庁ホームページ(<a href="https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html">https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html</a>)もご覧ください。</p> |                           |                |
| <p>手続に関するお問い合わせ</p>   | <p>審査業務課<br/>非公開制度統括班</p> | <p>内線2628番</p> |
| <p>審査に関するお問い合わせ</p>   | <p>調整課<br/>非公開制度管理班</p>   | <p>内線3126番</p> |

## V INPIT知財総合支援窓口一覧

| 都道府県 | 郵便番号     | 設置場所  | 電子出願用端末有無 |
|------|----------|---|-----------|
| 北海道  | 060-0807 | 札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル5階 北海道知的財産情報センター     | ○         |
| 青森県  | 030-8570 | 青森市長島一丁目1番1号 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内        | ○         |
| 岩手県  | 020-0878 | 盛岡市肴町4-5 カガヤ肴町ビル3階                          | ○         |
| 宮城県  | 981-3206 | 仙台市泉区明通2-2 宮城県産業技術総合センター2階                  | ○         |
| 秋田県  | 010-8572 | 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎2階 公益財団法人あきた企業活性化センター内 | ○         |
| 山形県  | 990-2473 | 山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター1階                | ○         |
| 福島県  | 963-0215 | 郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ2階 技術開発室5号室            | ○         |
| 茨城県  | 312-0005 | ひたちなか市新光町38番地                               | ○         |
| 栃木県  | 321-3226 | 宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号 とちぎ産業創造プラザ内                | ○         |
| 群馬県  | 379-2147 | 前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター1階                    | ○         |
|      | 373-0019 | 太田市吉沢町1058-5 東毛産業技術センター1階                   | ○         |
| 埼玉県  | 338-0001 | さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階             | ○         |
| 千葉県  | 263-0016 | 千葉市稲毛区天台6-13-1 千葉県産業支援技術研究所 天台庁舎内1階         | ○         |
| 東京都  | 105-0001 | 港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス7階                 | ○         |
| 神奈川県 | 220-0005 | 横浜市西区南幸2-19-4 南幸折目ビル9階902号室                 | ○         |
| 新潟県  | 950-0915 | 新潟市中央区鏡西1-11-1 新潟県工業技術総合研究所2階               | ○         |
|      | 940-2108 | 長岡市千秋2-2788-1 千秋が原ビル2階                      | ○         |
| 山梨県  | 400-0055 | 甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階                      | ○         |
| 長野県  | 380-0928 | 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階                 | ○         |
|      | 394-0084 | 岡谷市長地片間町1-3-1 長野県工業技術総合センター1階               |           |
| 静岡県  | 420-0853 | 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館1階                    | ○         |
|      | 410-0801 | 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル3階                        |           |
|      | 432-8036 | 浜松市中央区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館8階 浜松地域イノベーション推進機構内 | —         |

| 都道府県 | 郵便番号     | 設置場所                                    | 電子出願用端末有無 |
|------|----------|---|-----------|
| 富山県  | 930-0866 | 富山市高田527番地 富山県総合情報センター情報ビル4階432号室       | ○         |
| 石川県  | 920-8203 | 金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1階          | ○         |
| 岐阜県  | 509-0109 | 各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザ5階                  | ○         |
| 愛知県  | 464-0855 | 名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種6階              | ○         |
| 三重県  | 514-0004 | 津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5階                    | ○         |
|      | 510-0805 | 四日市市東阿倉川788 三重県産業支援センター北勢支所内            | ○         |
| 福井県  | 910-0102 | 福井市川合鷺塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター1階          | ○         |
| 滋賀県  | 520-3004 | 栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館内1階            | ○         |
| 京都府  | 600-8813 | 京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター2階 | ○         |
| 大阪府  | 550-0004 | 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル4階            | ○         |
|      | 577-0011 | 東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪 南館2階         | -         |
| 兵庫県  | 650-0046 | 神戸市中央区港島中町6丁目1番地 神戸商工会議所会館4階            | ○         |
|      | 654-0037 | 神戸市須磨区行平町3-1-12 兵庫県立工業技術センター内 技術交流館1階   |           |
| 奈良県  | 630-8031 | 奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内2階            | ○         |
| 和歌山県 | 640-8033 | 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階                  | ○         |
| 鳥取県  | 689-1112 | 鳥取市若葉台南7-5-1 公益財団法人鳥取県産業振興機構 本部内        | ○         |
|      | 689-3522 | 米子市日下1247 公益財団法人鳥取県産業振興機構西部センター内        |           |
| 島根県  | 690-0816 | 松江市北陵町1 テクノアークしまね1階                     | ○         |
| 岡山県  | 701-1221 | 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3階                 | ○         |
| 広島県  | 730-0052 | 広島市中区千田町3丁目13番11号 広島発明会館                | ○         |
| 山口県  | 754-0041 | 山口市小郡令和一丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設4階            | ○         |
| 徳島県  | 770-8021 | 徳島市雑賀町西開11-2 徳島県立工業技術センター2階             | ○         |
| 香川県  | 761-0301 | 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル内             | ○         |
| 愛媛県  | 791-1101 | 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛2階                | ○         |

| 都道府県 | 郵便番号     | 設置場所                             | 電子出願用端末有無 |
|------|----------|----------------------------------|-----------|
| 高知県  | 780-0833 | 高知市南はりまや町2-14-8 濱田ビル2階           | ○         |
| 福岡県  | 810-0001 | 福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡8階      | ○         |
|      | 812-0046 | 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階 |           |
|      | 804-0003 | 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンター1階      |           |
| 佐賀県  | 840-0041 | 佐賀市城内2丁目9-28 オフィスサガ21 2階         | ○         |
| 長崎県  | 856-0026 | 大村市池田2-1303-8 長崎県工業技術センター内       | ○         |
| 熊本県  | 860-0844 | 熊本市中央区水道町7-16 富士水道町ビル2階          | ○         |
| 大分県  | 870-1117 | 大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内   | ○         |
| 宮崎県  | 880-0951 | 宮崎市大塚町宮田2891                     | ○         |
| 鹿児島県 | 890-0016 | 鹿児島市新照院町20-2 神田橋ビル1階             | ○         |
| 沖縄県  | 901-2132 | 浦添市伊祖2丁目2番2号 明幸ビル3階              | ○         |

※ ご相談については全国共通ナビダイヤル 0570-082100をご利用ください。(自動的にお近くの窓口におつなぎいたします。)

※ 各窓口の営業日、営業時間、電話番号等の詳細については、知財ポータルをご参照ください。

知財ポータル: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

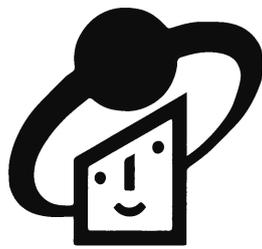
## VI 各経済産業局及び沖縄総合事務局知的財産室一覧

知的財産室は、地域における中小企業等への産業財産権に関する指導・相談、情報の提供及び各種説明会の開催などを通じて産業財産に関し総合的な支援を行っています。

令和7年5月現在

|              | 担 当                          | 所 在 地  | 電 話 番 号      |
|--------------|------------------------------|--|--------------|
| 北海道<br>経済産業局 | 地域経済部<br>産業技術革新課<br>知的財産室    | 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1<br>札幌第1合同庁舎5階         | 011-709-5441 |
| 東北<br>経済産業局  | 地域経済部<br>産業技術革新課<br>知的財産室    | 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1<br>仙台合同庁舎B棟3階          | 022-221-4819 |
| 関東<br>経済産業局  | 地域経済部<br>産業技術革新課<br>知的財産室    | 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1<br>さいたま新都心合同庁舎1号館10階 | 048-600-0239 |
| 中部<br>経済産業局  | 地域経済部<br>イノベーション推進課<br>知的財産室 | 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 4階                    | 052-951-2774 |
| 近畿<br>経済産業局  | 地域経済部<br>産業技術課<br>知的財産室      | 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44<br>大阪合同庁舎第1号館3階      | 06-6966-6016 |
| 中国<br>経済産業局  | 地域経済部<br>イノベーション推進課<br>知的財産室 | 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30<br>広島合同庁舎2号館3階         | 082-224-5680 |
| 四国<br>経済産業局  | 地域経済部<br>地域経済課<br>知的財産室      | 〒760-8512 高松市サンポート3-33<br>高松サンポート合同庁舎7階        | 087-811-8519 |
| 九州<br>経済産業局  | 地域経済部<br>産業技術革新課<br>知的財産室    | 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1<br>福岡合同庁舎6階         | 092-482-5463 |
| 沖縄<br>総合事務局  | 経済産業部<br>地域経済課<br>知的財産室      | 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1<br>那覇第2地方合同庁舎2号館9階     | 098-866-1730 |

産業財産権制度シンボルマーク



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。